神戸市消防用設備等技術基準

令和７年４月

神戸市消防局

消防用設備等技術基準　目次

第１章　総　　則

１　目　　的 …… 1
２　用 語 例 …… 1
３　内容の法的性格 …… 2

第２章　消防同意審査基準

第１節　総　　則（令和７年４月改正）

第１　消防同意の留意事項 …… 3
第２　政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い …… 9
第３　消防用設備等の設置単位（令８区画等） …… 28
第４　建築物の棟、床面積及び階の取扱い …… 44
第５　無窓階の取扱い …… 55
第６　収容人員の算定 …… 64
第７　建築物構造 …… 70
第８　防火区画 …… 80
第９　二方向避難 …… 88
第10　防炎防火対象物、防炎物品 …… 101
第11　屋上緊急離着陸場等 …… 104
第12　特定共同住宅等 …… 117

第２節　用途、形態別等に係る基準（令和７年４月改正）

第１　地 下 街 …… 131
第２　特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準 …… 142
第３　準地下街 …… 143
第４　アーケード …… 146
第５　高層の建築物 …… 153
第６　高架下建築物 …… 161
第７　道路の上空に設ける通路 …… 164
第８　工事中の防火対象物の安全対策 …… 166
第９　一般住宅等の防火安全対策 …… 169
第10　倉庫等の防火安全対策 …… 173
第11　ラック式倉庫の防火安全対策 …… 177
第12　グループホーム等の防火安全対策 …… 188
第13　可燃性発泡樹脂の表示（条例第 50 条の 10 第２項に関する運用基準） …… 195
第14　条例第３条第１項第 20 号の運用 …… 202
第15　避雷設備 …… 204
第16　フード等用簡易自動消火装置 …… 205
第17　キャバレー・飲食店等の客席 …… 220
第18　百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等 …… 221
第19　避難経路図の掲示 …… 223
第20　避難施設の管理 …… 225
第21　避難口の扉等の緑色表示の基準 …… 227
第22　消防部隊活動支援 …… 230

第３章　消防用設備等の技術基準

第１節　総　　論（令和７年４月改正）

第１　消防用設備等設置計画届の届出要領等 …… 236
第２　工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等 …… 238
第３　消防用設備等設置届及び防火対象物使用開始届の添付図書等 …… 247

第２節　各　　論（令和７年４月改正）

第１　消防用設備等の地震防災対策 …… 249
第２　屋内消火栓設備（パッケージ型消火設備を含む） …… 258
第３　非常電源 …… 279
第４　スプリンクラー設備（パッケージ型自動消火設備を含む） …… 306
第５　泡消火設備 …… 346
第６　不活性ガス消火設備 …… 360
第７　ハロゲン化物消火設備 …… 377
第８　粉末消火設備 …… 391
第９　屋外消火栓設備 …… 397
第10　動力消防ポンプ設備 …… 400
第11　自動火災報知設備 …… 401
第12　消防機関へ通報する火災報知設備 …… 445
第13　ガス漏れ火災警報設備 …… 454
第14　漏電火災警報器 …… 462
第15　非常警報設備 …… 467
第16　避難器具 …… 487
第17　誘導灯及び誘導標識 …… 509
第18　消防用水 …… 551
第19　排煙設備 …… 556
第20　連結散水設備 …… 566
第21　連結送水管 …… 574
第22　非常コンセント設備 …… 584
第23　無線通信補助設備 …… 588
第24　消火器具 …… 598
第25　総合操作盤等 …… 600
第26　その他（非常電話） …… 603
第27　配管の摩擦損失計算等 …… 605
第28　設置の特例 …… 613

第４章　同意審査参考資料（令和７年４月改正）

第１　避難施設 …… 614
第２　建築排煙 …… 617
第３　非常用の進入口 …… 622
第４　非常用の昇降機（エレベーター） …… 628
第５　内装制限 …… 633
第６　その他 …… 637

第１章　総　則

１　目　的

この基準は、消防法(昭和23年法律第186号)第７条及び第17条の３の２の規定に基づく消防同意及び消防用設備等に係る届出の審査に必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語例

⑴　法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。

⑵　政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。

⑶　規則とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)をいう。

⑷　危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。

⑸　危規則とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。

⑹　条例とは、神戸市火災予防条例(昭和37年条例第６号)をいう。

⑺　条規とは、神戸市火災予防規則(昭和37年規則第34号)をいう。

⑻　建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。

⑼　建基政令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。

⑽　建基規則とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。

⑾　JISとは、日本産業規格をいう。

⑿　耐火構造とは、建基法第２条第７号に規定するものをいう。

⒀　準耐火構造とは、建基法第２条第７号の２に規定するものをいう。

⒁　防火構造とは、建基法第２条第８号に規定するものをいう。

⒂　防火設備とは、建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備をいう。

⒃　特定防火設備とは、建基政令第112条第１項に規定する防火設備をいう。

⒄　防火戸とは、建基政令第109条第１項に規定する防火設備(防火戸に限る。)をいう。

⒅　不燃材料とは、建基法第２条第９号に規定するものをいう。

⒆　準不燃材料とは、建基政令第１条第５号に規定するものをいう。

⒇　難燃材料とは、建基政令第１条第６号に規定するものをいう。

(21)　特定防火対象物とは、建築物であって法第17条の２の５第２項第４号に規定する特定防火対象物をいう。

(22)　非特定防火対象物とは、建築物であって政令別表第１に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。

(23)　特定用途部分とは、政令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分をいう。

(24)　危険物施設とは、法第10条第１項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。

(25)　40号省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。

(26)　共同住宅用スプリンクラー設備とは、40号省令第２条第13号に規定するものをいう。

(27)　共同住宅用自動火災報知設備とは、40号省令第２条第14号に規定するものをいう。

(28)　住戸用自動火災報知設備とは、40号省令第２条第15号に規定するものをいう。

⑵⑼　防災センターとは、規則第12条第１項第８号に規定する防災センターをいう。

⑵⑽　防災センター等とは、規則第12条第１項第８号に規定する防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。

⑵⑾　防災ＣＲＴ表示等とは、平成16年消防長告示第７号に規定するＣＲＴ表示、グラフィック表示、液晶表示等をいう。

⑵⑿　告示７号階段とは、規則第４条の２の３並びに第26条第２項、第５項第３号ハ及び第７項第３号の規定に基づき、平成14年消防庁告示第７号に規定する消防庁長官が定める部分を有する屋内避難階段をいう。

⑵⒀　特定一階段等防火対象物とは、特定用途部分が政令第４条の２の２第２号に規定する「避難階以外の階」に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が２（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第４条の２の３に規定する避難上有効な構造を有するものにあっては、１）以上設けられていないものをいう。

⑵⒁　防災設備技能員とは、条例第50条の４の５の消防長が定める講習を受けた者をいう。

〈備　考〉

・　本章では、消防用設備等に関する一般的な用語及び複数の節で頻繁に用いられる用語を掲載した。

・　各節における定義については、どの範囲でその定義が適用されるか明確に示すこととした。

・　複数の節にわたるが、使用頻度が少ないものについては、その都度、本文中で定義づけを行うこととした。

≪この基準で用いる単位≫

μm	マイクロメートル	S	秒
mm	ミリメートル	min	分
cm	センチメートル	A	アンペア
m	メートル	V	ボルト
m^2	平方メートル	kV	キロボルト
m^3	立法メートル	Ω	オーム
g	グラム	MΩ	メグオーム
kg	キログラム	kW	キロワット
ℓ	リットル	MHz	メガヘルツ
N	ニュートン	dB	デシベル
kJ	キロジュール	cd	カンデラ
MPa	メガパスカル	%	パーセント
lx	ルクス	mil	ミル(≒0.0254mm)

３　内容の法的性格

内容については、法令解釈及び法令の補完基準が中心であるが、行政指導に該当するものも含まれているため、行政指導であることが明らかな部分を◆表示する。

令和７年４月改正

第２章　消防同意審査基準

第１節　総　則

第２章　消防同意審査基準

第１節　総則

第１　消防同意の留意事項

1　消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、下記２で定める審査範囲内の各法令の規定（以下、この第１において「防火に関する規定」という。）について審査するものであること。

この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導が行われる。

2　消防同意の審査は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防災対策について行われるが、具体的な審査範囲は、消防法令（法、政令、規則）についてはすべての規定、建築基準法令（建基法、建基政令、建基規則）については、「消防法第７条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱いについて」（平成７年１月10日消防予第２号消防庁次長通知）で定められた適用範囲である。この適用範囲の詳細な審査事項は別表１によること。

3　建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における審査は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素と調和させるものである。

4　建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した審査が行われる。

5　消防機関は消防同意を行うにあたって、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的な審査を行うものとする。

6　建築物の防災施設、設備等が、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう計画されているかどうかを審査するものとする。

7　消防機関は、法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその主旨を説明し、消防目的に沿った具体的な指導を行うものとする。

8　消防機関は、消防同意にあたって、一定の建築物については、建基法第２章関係の単体規定の一部が審査を要しないこととされているので、これに留意し審査を行うものとする。

9　消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物の担当者との協議を事前に行い、確認申請に当該内容を反映させること。

10　防火に関する規定に適合していない場合は、原則として不同意とするものであるが、軽微な補正により防火に関する規定に適合可能なものは建築主事又は指定確認検査機関と調整の上、補正を認めるものとする。なお、補正がなされる場合、当該補正を求めた日から補正が完了する日までは、法第７条第２項に定める３日以内又は７日以内の算定には含まないものとする。

消防機関は、申請者からの事前相談等の機会を活用して指導を行い、不備のない確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。

また、消防同意を行う際には、建築物の計画のうち、消防用設備等については、概要のみしか記載できない場合があることから、消防用設備等の設置計画届出書（特記事項欄）には、消防用設備等は消防法令に適合させること及び消防用設備等の詳細は着工届出時に協議を行う旨明記することを求めるものとする。

11　消防同意は、法第７条第２項及び建基法第93条第２項に定める期間内に処理するものであること。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、また、建築主事等に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること(発信主義)をもって足りるものであること。

別表１

建築基準法及び同施行令に係る審査事項

※審査の要否　○：審査が必要なもの　△：必要に応じて審査を行うもの　－：審査が必要ないもの

審査事項		関連条文（主なもの）	特定防火対象物	非特定防火対象物			長屋	戸建住宅
				共同住宅等以外	共同住宅等			
					中高層	低層		
道路との関係 敷地内通路	法35条（令128条） （敷地内の通路）	令123条 令125条	○	○	○	○	－	－
	法35条（令128条の２） （大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）	令107条 令109条 令109条の２ 令109条の３ 令109条の５	○	○	○	○	－	－
	法43条 （敷地等と道路との関係）	令116条の２	○	○	○	○	○	－
	法44条 （道路内の建築制限）	令145条	－	－	－	－	－	－
主要構造部の制限	法21条 （大規模の建築物の主要構造部等）	令46条 令107条 令107条の２ 令109条 令109条の２ 令109条の３ 令109条の４ 令109条の５ 令109条の６ 令109条の７ 令115条の２ 令115条の２	○	○	○	○	○	－
	法23条（外壁）	令109条の９	○	○	○	○	○	○
	法25条（大規模の木造建築物等の外壁等）	令108条 令109条の７ 令109条の８	○	○	○	○	○	○
	法27条 （耐火建築物等としなければならない特殊建築物）	令107条 令107条の２ 令109条 令109条の２ 令109条の３ 令110条 令110条の２ 令110条の３ 令110条の４ 令110条の５ 令115条の３ 令115条の４ 令116条	○	○	○	○		
	法35条の３ （無窓の居室等の主要構造部）	令107条 令108条の２ 令111条	○	○	－	－	－	－

主要構造部の制限	法61条 （防火地域及び準防火地域内の建築物）	令107条 令107条の２ 令108条 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令109条の３ 令136条の２	○	○	○	○	○	○
主要構造部の構造制限	法63条（隣地境界線に接する外壁）	令107条	○	○	○	○	○	○
屋　根	法22条 （防火地域及び準防火地域以外の建築物の屋根の構造）	法24条 令109条の８	○	○	○	○	○	○
	法62条（屋根）	令136条の２の２	○	○	○	○	○	○
外壁等	法23条（外壁）	令109条の９	○	○	○	○	○	○
	法25条（大規模の木造建築物の外壁等）	令108条 令109条の７	○	○	△	△	△	－
	法63条（隣地境界線に接する外壁）	令107条	○	○	○	○	○	○
防火区画等	法26条（防火壁等）	令107条 令113条 令115条の２	○	○	○	○	○	－
	法36条（令112条） （防火区画（面積区画））	法21条 法27条 法62条 令107条 令107条の２ 令108条 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令109条の３ 令109条の５ 令110条 令110条の２ 令110条の３ 令115条の３ 令136条の２	○	○	○	○	○	－
	法36条（令112条） （防火区画（竪穴区画））	令107条 令107条の２ 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令136条の２	○	○	○	○	―	－

	法36条（令112条） （防火区画（異種用途区画））	法27条 令107条 令107条の２ 令108条 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令109条の５ 令110条 令110条の２ 令110条の３	○	○	○	△	－	－
	法36条（令114条） （建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）	令107条 令107条の２ 令112条	○	○	○	○	○	－
廊　下	法35条（令119条） （廊下の幅）		○	○	○	○	－	－
階　段	法35条（令120条） （直通階段の設置）	令107条 令107条の２ 令108条の２ 令116条の２	○	○	○	○	－	－
	法35条（令121条） （２以上の直通階段を設ける場合）	令107条 令107条の２ 令108条の２ 令123条	○	○	○	○	－	－
	法35条（令122条） （避難階段の設置）	令123条 令107条 令107条の２ 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令112条 令126条	○	○	○	○	－	－
	法35条（令124条） （物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅）	令123条 令126条	○					
	法36条（令23条） （階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法）	令120条 令121条	○	○	○	○	－	－
	法36条（令24条） （踊場の位置及び踏面）		○	○	－	－	－	－
	法36条（令25条） （階段及びその踊場の手すり）		－	－	－	－	－	－
	法36条（令26条） （階段に代わる傾斜路）		－	－	－	－	－	－
出入口	法35条（令118条） （客席からの出口の戸）		○	－				
	法35条（令125条） （屋外への出口）	令120条 令124条	○	○	－	－	－	－
	法35条（令125条の２） （屋外への出口等の施錠装置の構造等）	令123条	○	○	－	－	－	－

屋上広場	法35条（令126条） （屋上広場等）		○	○	○	－	－	－
内装制限	法35条の２ （特殊建築物等の内装）	令128条の３の２ 令128条の４ 令128条の５	○	○	○	－	－	－
非常用の昇降機	法34条２項 （非常用の昇降機）	令129条の６ 令129条の７ 令129条の13の２ 令129条の13の３	○	○	○	－	－	－
排煙設備	法35条（令126条の２） （排煙設備の設置）	令126条の３ 令107条 令107条の２ 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令112条 令115条 令116条の２ 令129条の２の４	○	○	○	－	－	－
非常用の照明装置	法35条（令126条の４） （非常用の照明装置の設置）	令126条の５ 令116条の２	○	○	○	－	－	－
非常用の進入口	法35条（令126条の６） （非常用進入口の設置）	令126条の７ 令129条の13の３	○	○	○	○	○	○
地下街	法35条（令128条の３） （地下街）	令23条 令108条の２ 令109条 令109条の２ 令112条 令126条の２ 令126条の３ 令126条の４ 令126条の５ 令129条の２の４	○					
簡易な構造の建築物	法84条の２ （簡易な構造の建築物に対する制限の緩和）	令136条の９ 令136条の10	○	○				

※１　「共同住宅等」とは、建築物であって消防法施行令別表第一⑸項ロに掲げる防火対象物をいう。
※２　共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が３を超えるものをいう。
※３　共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が３以下のものをいう。
※４　「長屋」とは、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のいずれにも属さない長屋をいう。
※５　本表に限り「法：建築基準法」、「令：建築基準法施行令」をいう。
※６　関連条文は、審査事項を審査するうえで必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、これらの規定以外の規定が必要な場合もある。

第２　政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第１に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、用途ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第２－１表を参考とすること。

１　各項に共通する事項

⑴　同一敷地内に存する２以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第１に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

⑵　政令第１条の２第２項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア　政令別表第１⑴項から⑮項までに掲げる防火対象物（第２－２表Ⓐ欄に掲げる防火対象物。以下、この第２において「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第２－２表Ⓑ欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下、この第２において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下、この第２において「従属的な部分」という。）で、次の⑺から⑼までの全てに該当するもの。

⑺　当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

ａ　主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいう（ショッピングセンター、パチンコ店等に従属する駐車場を除く。）ものであること。

ｂ　管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給配水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

⑴　当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

ａ　従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のⓐ及びⓑに該当し、かつ、第２－２表Ⓒ欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

ⓐ　従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

ⓑ　従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

ｂ　従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前ａⓐ及びⓑに該当し、かつ、第２－２表Ⓓ欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

⑼　当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

※　従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ　主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下、この第２において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90％以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第１⑵項ニ、⑸項イ若しくは⑹項イ⑴から⑶まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表⑹項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

※　共用される部分の床面積の按分は次によること。

㈠　各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

㈡　防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

㈢　防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

⑶　政令別表防火対象物の用途は、同一の項であってもイ、ロ、ハ又はニの細項目（以下、この第２において「細項目」という。）ごとに決定するものであること。同一項であっても、細項目が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

⑹項の規定に見られる⑴～⑸等の区分については、細項目を便宜上詳細に分類したものであるため、これら⑴～⑸等の詳細分類が混在する場合であっても、同一細項目であれば複合用途防火対象物としては取り扱わない。

⑷　昼又は夜によって使用形態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

⑸　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下、この第２において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること（第２－３表参照）。

・　一般住宅は、前⑵．アで定める従属的な部分に含まれないものであること。 ・　一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

ア　政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ　政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ　政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の

床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

第２－３表

判　定			例　示	項
住宅	＞	政令別表項で50㎡以下のもの		一般住宅
住宅	＜	政令別表項		政令別表項
住宅	＞	政令別表項で50㎡を超えるもの		複合用途
住宅	≒	政令別表項		複合用途

⑹　法第10条第１項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第１のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

⑺　政令別表第１に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第８条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

２　項ごとの適用事項

複合用途防火対象物の取扱い

⑴　前１．⑵又は⑸により、政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途部分（政令別表第１⑵項ニ、⑸項イ若しくは⑹項イ⑴から⑶まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表⑹項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。以下、この第２において同じ。）が存するものであっても同表⑯項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第２章第３節を適用する場合に限る。以下、この第２において同じ。）主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア　特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10％以下であること。

イ　特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

⑵　政令第８条の規定により区画され、別の防火対象物とみなす複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前１．⑵．イ及び前⑴を適用するものであること。

第２－１表

項	法　令	定　　義	該当用途例	補　　足　　事　　項
(1)　項　イ	**劇場、映画館、演芸場又は観覧場**	1　劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2　映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3　演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4　観覧場とは、スポーツ、見せ物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席、ストリップ劇場、サーカス	1　本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2　客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3　小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4　事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わないものであること。
(1)　項　ロ	**公会堂又は集会場**	1　公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞しこれと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2　集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、葬儀場、セレモニーホール、結婚式場、ハウスウェディング	1　興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踏等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月５日以上行われるものをいう。 2　「原則として舞台及び固定いすの客席を有し」とは、必ずしも固定いすに限定したものではなく、例えば大フロアで催し物等を行うものも本項に含まれるものであること。
(2)　項　イ	**キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの**	1　キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2　カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3　ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ	1　「洋式の設備」は、次によること。 (1)　キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の５分の１以上であること。 (2)　カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 2　客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2)　項　ロ	**遊技場又はダンスホール**	1　遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2　ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ディスコ、カラオケ施設	1　遊戯場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2　ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。 3　ダンス教習所は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 4　ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 5　カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう。((2)項ニに該当するものを除く。)
(2)　項　ハ	**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下、この表において「風営法」という。）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの**	1　本項の防火対象物は、風営法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるものをいう。 2　性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗関連特殊営業がこれにあたる。） 3　その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次に該当するものをいう。 (1)　専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、異性を紹介する営業を営む店舗で、その一方の者からの情報通信に関連する機器による交際の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、風営法第２条第９項に規定する営業を営むものを除く。） (2)　個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第第２条第６項第２号に規定する営業を営むものを除く。）	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、ＳＭクラブ、のぞき部屋、ヌードスタジオ、のぞき劇場、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	1　店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、テレホンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトショップ（(4)項）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、ソープランド（(9)項イ）、等、既に政令別表第１(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されるものについては、本項に含まれないものであること。 2　店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第２条第６項） (1)　浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第１項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業を営むものをいう。 (2)　個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。） (3)　専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第１条第１項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第３号）

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑵　項　ハ				※　風営法第２条第６項第３号の政令で定める興行所は、次の①から③に掲げる興行所で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号　以下「風営令」という。）第２条） ①　ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ※　本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興行の用に供する興行場は⑵項ニに該当する。 ②　のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ③　ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場 ⑷　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第４号） ⑸　店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第５号） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前⑴、⑵に該当するものを除く。）（風営令第５条） ⑹　前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの（同項第６号） （政令で定めるもの：店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。）（風営令第５条）」）） ３　規則第５条第１項第１号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。
⑵　項　ニ	**カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの**	１　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で、総務省令で定めるものをいう。 ２　総務省令で定める店舗は、次の⑴から⑶までに掲げるものをいう。 ⑴　個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 ⑵　風営法第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 ⑶　風営令第２条第１号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレホンクラブ、個室ビデオ	１　１の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、１の防火対象物に当該個室が１しかないものは含まれない。 ２　カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 ３　店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下この表において同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう（風営法第２条第９項）。 ４　本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行所（風営令第２条第１号））のうち、映像を見せるものに限定している。 ５　本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑶　項　イ	**待合、料理店その他これらに類するもの**	1　待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客を遊興させる施設をいう。 2　料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3　その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
⑶　項　ロ	**飲食店**	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1　飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2　ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
⑷　項	**百貨店、マーケツトその他の物品販売業を営む店舗又は展示場**	1　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2　展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、携帯電話販売店、自動車販売店（物品の受け渡し行為のあるもの。）、薬局（調剤を行った医薬品のみを取り扱うものを除く。）、アダルトショップ	1　物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2　店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
⑸　項　イ	**旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの**	1　旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2　ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3　宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4　その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、トレーラーハウス、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用のあるもの）、国家戦略特区外国人滞在施設、住宅宿泊事業を行う施設（一般住宅又は共同住宅として取り扱う場合を除く。）、無料低額宿泊所（宿泊を目的としているもので、日常生活支援住宅施設を含む。）ラブホテル	1　宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2　宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 3　事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4　レンタルルーム等で、宿泊サービスを提供している施設は、次に掲げる条件を勘案すること ⑴　不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 ⑵　ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ⑶　深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 ⑷　施設利用に対して料金を徴収していること。
⑸　項　ロ	**寄宿舎、下宿又は共同住宅**	1　寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2　下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3　共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、アパート、（シェアハウス（無料定額宿泊所（住宅の貸付を目的としているもので、日常生活支援住居施設を含む。））	1　共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2　廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3　ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 4　状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には⑸項ロとして扱う。また、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われる場合及び無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分１以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第５条第６項に規定するサービスの提供を行っているものは、⑹項ロ⑴又は⑹項ハ⑴とする。

項	法　令	定　　義	該当用途例	補　　足　　事　　項
(6) 項 イ (1)	**次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）** **ⅰ　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)ⅰにおいて同じ。）を有すること。** **ⅱ　医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床を有すること。**	1　「病院」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（(6)項イ(3)において同じ。） 2　「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」とは、次の(1)及び(2)いずれにも該当する体制を有する病院をいう。 (1)　勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは２、26床を超えるときは２に13床までを増すごとに１を加えた数を常時下回らない体制 (2)　勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは２、60床を超えるときは２に60床までを増すごとに２を加えた数を常時下回らない体制 ※　「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員の総数を基準とする。 なお、職員の数は棟単位で算定を行うこと。 また、棟にナースステーションや事務所等常時職員が常駐する場所がない場合で、他の棟等から巡回又は駆けつけを行う職員は、職員の数に算入しない。 ※　「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。 なお、その他の職員に委託警備員は含まない。ただし、当該警備員が病院又は診療所に常駐しており、消防計画に自衛消防隊員として編成され、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切な対応が可能な場合はこの限りではない。 ※　「病床数」とは、医療法（昭和23年７月30日法律第205号）第７条に規定する病床数（以下この表において「許可病床数」という。）をいう。 ※　「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。なお、夜勤等で正規の職に従事している者は正規の勤務時間に限り職員の数に算入できる。 3　「一般病床」とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第１号から第４号までに掲げる病床以外のものをいう。 4　「介護医療院」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成９年法律第123号）第107条第１項の都道府県知事の許可を受けたものをいう（(6)項イ(2)、(3)において同じ。）。（介護保険法第８条第29項）	病院	1　「特定診療科目」とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第３条の２に規定する診療科名のうち、規則第５条第４項各号に掲げるもの以外をいう。（(6)項イ(2)において同じ。） ※　２以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱う。 2　上記１の「規則第５条第４項各号に掲げるもの」は、次に掲げるものをいう。 (1)　肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 (2)　前(1)に掲げる診療科名と医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称 （例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科） ただし、同項第１号ハ(1)に掲げる身体や臓器の名称については、外科のうち肛門及び乳腺のみが該当し、同号ハ(3)に掲げる診療方法の名称については、外科のうち形成及び美容のみが該当する。 （例：同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱う。） (3)　歯科 (4)　歯科と医療法施行令第３条の２第１項第２号ロ(1)及び(2)に定める事項と組み合わせた名称
			介護医療院	1　入所定員が20人以上の施設であるものをいう。 2　介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものと取り扱うこと（(6)項イ(2)において同じ。） 3　療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第５号）第３条第１号に規定するもの。）は、医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床として取り扱うこと。 4　規則第５条第３項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて取り扱うこと。
(6) 項 イ (2)	**次のいずれにも該当する診療所** **ⅰ　診療科目中に特定診療科名を有すること。** **ⅱ　４人以上の患者を入院させるための施設を有すること。**	「診療所」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。（(6)項イ(3)、(4)において同じ。）	クリニック	「４人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が４以上であるものをいう。 ただし、許可病床数が４以上であっても、一日平均入院患者数（１年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。）が１未満のものにあっては「４人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当せず、(6)項イ(3)に該当するものとして取扱うことができる。 なお、令別表第１(6)項イ(3)に規定する「患者を入院させるための施設」も同様に、許可病床とする。
			介護医療院	入所定員が４人以上、19人以下の施設であるものをいう。

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑹ 項 イ ⑶	**病院（⑴に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（⑵に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所**	「助産所」とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は９人以下の収容施設を有するものをいう。（⑹項イ⑷において同じ。）	医院、クリニック	
			介護医療院	⑹項イ⑴、⑵に掲げるもの以外のものをいう。
⑹ 項 イ ⑷	**患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所**		医院、クリニック	１　保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。 ２　あん摩マッサージ指圧施術所、はり灸院（はり施術所、きゅう施術所）、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
⑹ 項 ロ ⑴	**老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの**	１　老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等※を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の３）		※　老人福祉法第10条の４第１項第３号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
		２　養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なもの※を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の４）		※　老人福祉法第11条第１項第１号の措置に係る者
		３　特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの等※を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の５）		※　老人福祉法第11条第１項第２号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
		４　軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。（老人福祉法第20条の６）	１　軽費老人ホームＡ型 ２　軽費老人ホームＢ型 ３　ケアハウス	１　軽費老人ホームＡ型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 ２　軽費老人ホームＢ型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 ３　ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 ４　「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が３以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。以下同じ。
		５　有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与※をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。（老人福祉法第29条第１項）	サービス付高齢者向け住宅	※　他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。 サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか１つでも行われているものについては、⑹項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により⑹項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
		６　介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第１項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。（介護保険法第８条第28項）	（老人保健施設）	老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの常態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成９年法律第124号）により削除され、平成12年４月１日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとなった。

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑹ 項 ロ ⑴		7　老人短期入所事業施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等※を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。（老人福祉法第５条の２第４項）		※　老人福祉法第10条の４第１項第３号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
		8　小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等※につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり５日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。（老人福祉法第５条の２第５項）		※　老人福祉法第10条の４第１項第４号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
		9　認知症対応型老人共同生活援助事業施設とは、65歳以上の者であって、認知症（介護保険法第５条の２に規定する認知症をいう。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）等※が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。（老人福祉法第５条の２第６項）	認知症高齢者グループホーム	※　老人福祉法第10条の４第１項第５号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
		10　その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 ⑴　避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（⑹項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。 ⑵　避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（⑹項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり５日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター 宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。
⑹ 項 ロ ⑵	**救護施設**	救護施設とは、生活保護を必要とする状態に有る者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第38条第２項）		
⑹ 項 ロ ⑶	**乳児院**	乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね２歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第37条）		
⑹ 項 ロ ⑷	**障害児入所施設**	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第42条）	1　福祉型障害児入所施設 2　医療型障害児入所施設	1　福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。 2　医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう。
⑹ 項 ロ ⑸	**障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、この表において「障害者総合支援法」という。）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児であって、同条第４項に規定**	1　障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号）第１条第２号から第７号までに定める「障害支援区分」をいう。）４以上の者が全入所者の８割を越えるものをいう。（障害者総合支援法第５条第11項）		

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
(6) 項 ロ (5)	**する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第５条第８項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）**	2　短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割を超えるものをいう。（障害者総合支援法第５条第８項）		
		3　共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割を超えるものをいう。（障害者総合支援法第５条第17項）	障害者グループホーム	
(6) 項 ハ (1)	**老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの**	1　老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等※（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、老人福祉法第５条の２第３項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の２の２）		※　老人福祉法第10条の４第１項第２号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者
		2　軽費老人ホーム（(6)項ロに掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入居施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くもの（老人福祉法第20条の６）	1　軽費老人ホームＡ型 2　軽費老人ホームＢ型 3　ケアハウス	1　軽費老人ホームＡ型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2　軽費老人ホームＢ型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3　ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
		3　老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の７）	1　老人福祉センター（Ａ型） 例：老人福祉センター、福祉会館 2　老人福祉センター（Ｂ型） 例：シルバーセンター、いこいの家 老人館	1　老人福祉センター（Ａ型）とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2　老人福祉センター（Ｂ型）とは、老人福祉センター（Ａ型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 3　宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。（(15)項として取り扱う。）
		4　老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第20条の７の２）	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。（(15)項として取り扱う。）
(6) 項 ハ (2)	**更生施設**	更生施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第38条第１項）		
(6) 項 ハ (3)	**助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事**	1　助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。（児童福祉法第36条）		
		2　保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※　託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に係わらず保育所に含まれる。なお、住居と兼用しているものは含まれない。（児童福祉法第39条）	認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。） 無認可保育園	認定こども園については、こども家庭局のホームページで随時更新されているので、必要に応じて確認すること。

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
(6) 項 ハ (3)	**業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの**	3　幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第９条)		
		4　児童養護施設とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法41条)	(虚弱児施設) 地域小規模児童養護施設 分園型小規模グループケア	1　虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成９年法律第74号）により削除され、平成10年４月１日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとなった。 2　地域小規模児童養護施設とは、本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営されるものをいう。 3　分園型小規模グループケアとは、小規模なグループによる養育を行うために、本体施設の敷地外に存する分園として運営されるものをいう。
		5　児童自立支援施設とは不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条)		
		6　児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第１項第２号及び第27条第１項第２号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条の２)	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない（(15)項として取り扱う。）。
		7　一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。(児童福祉法第６条の３第７項)		
		8　家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認めるもの。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。(児童福祉法第６条の３第９項)		
		9　その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）とする。	里親支援センター等（児童を預かる機能を有するもの。相談業務等のみの場合は(15)項）児童館、児童遊園	1　「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。 2　母子生活支援施設は(5)項ロ又は長屋として取り扱う。
(6) 項 ハ (4)	**児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）**	1　児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第43条)	1　福祉型児童発達支援センター 2　医療型児童発達支援センター	1　福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2　医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
		2　児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条の２）	児童更生施設	
		3　児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(児童福祉法第６条の２の２第２項)		

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑹ 項 ハ ⑷		4　放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。（児童福祉法第６条の２の２第４項）		
⑹ 項 ハ ⑸	**身体障害者福祉センター、障害者支援施設（⑹項ロ⑸に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）**	1　身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（身体障害者福祉法第31条）	身体障害者福祉センターＡ型、身体障害者福祉センターＢ型、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター	1　身体障害者福祉センターＡ型とは、都道府県又は指定都市が設置するものをいう。 2　身体障害者福祉センターＢ型とは、市区町村又は社会福祉法人が設置するものをいう。 3　障害者更生センターとは、障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設をいう。
		2　障害者支援施設（⑹項ロ⑸に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立支援及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割以下のものをいう。（障害者総合支援法第５条第11項）		
		3　地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第５条第27項）		
		4　福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う施設をいう。（障害者総合支援法第５条第28項）	身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
		5　生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。（障害者総合支援法第５条第７項）	障害者通所事業所、障害者生活介護事業所	
		6　短期入所（⑹項ロ⑸に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割以下のものをいう。（障害者総合支援法第５条第８項）		
		7　自立訓練行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。（障害者総合支援法第５条第12項）	1　自立訓練（機能訓練）事業所 2　自立訓練（生活訓練）事業所	1　自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2　自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。
		8　就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、修飾語における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第５条第13項）		
		9　就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。（障害者総合支援法第５条第14項）	1　就労継続支援（Ａ型）事業所 2　就労継続支援（Ｂ型）事業所	1　就労継続支援（Ａ型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2　就労継続支援（Ｂ型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
(6) 項 ハ (5)				者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事務所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。
		10　共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うための施設のうち、障害支援区分４以上の者が全入所者の８割以下のものをいう。（障害者総合支援法第５条第17項）	障害者グループホーム	
(6)　項　ニ	**幼稚園又は特別支援学校**	1　幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。（学校教育法第22条） 2　特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。（学校教育法第72条）	幼稚園型認定こども園	1　幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。 幼児とは、満１歳から、小学校就学の始期に達するまでのものをいう。（児童福祉法第４条） 2　幼稚園型認定こども園とは、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第１項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う施設をいう。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項第１号）
(7)　項	**小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの**	1　小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2　義務教育学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 3　中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 4　高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5　高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6　中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 7　大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8　専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9　各種学校とは、前１から８までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10　その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校、学習塾、予備校	1　学校教育法では、専修学校は修業年限が１年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2　学校教育法では、各種学校は修業年限が１年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては３箇月以上１年未満)であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3　同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 4　外語学校の幼児クラス等、各種学校であってもその実態が幼児の保育を目的としているものであれば、その部分は(6)項ニとして取り扱う。
(8)　項	**図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの**	1　図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2　博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3　その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	郷土館、記念館、画廊	

項	法　令	定　　義	該当用途例	補　　足　　事　　項
(9)　項　イ	**公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの**	1　蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2　熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3　その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	ソープランド	1　神戸市公衆浴場法施行条例第２条第２項に定める「その他の公衆浴場」（「一般公衆浴場」以外の公衆浴場をいう。）は、本項に含まれる。 2　公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9)　項　ロ	**イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場**	「イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場」とは、神戸市公衆浴場法施行条例第２条第１項に定める「一般公衆浴場」をいう。	銭湯、鉱泉浴場、スーパー銭湯、健康ランド、岩盤浴、砂湯、酵素風呂	1　「一般公衆浴場」とは、温湯を使用し、男女各１浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用されるものをいう。 2　(9)項イ補足事項２に同じ。
(10)　項	**車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）**	1　車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2　船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
(11)　項	**神社、寺院、教会その他これらに類するもの**	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12)　項　イ	**工場又は作業場**	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1　工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2　作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	「宅配専門」とは、店頭での販売や受渡し、飲食スペースでの提供等が行われないものをいう。
(12)　項　ロ	**映画スタジオ又はテレビスタジオ**	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13)　項　イ	**自動車車庫又は駐車場**	1　自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項で定める自動車（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律（昭和55年法律第87号）第２条第２号に定める車両を除く。）を運行中以外の場所に専ら格納する施設をいう。 2　駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第２条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2　自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3　事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律（昭和55年法律第87号）第２条第２号に定める車両は自転車又は原動機付自転車が該当するものであり、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び駆動補助機付自転車が含まれる。 内燃機関以外のものを原動機とするものは、①　二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、②　その他のものにあっては0.60キロワット以下のものをいう。 また、内燃機関を原動機とするものは、①二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その排気量は0.125リットル以下、②その他のものにあっては0.050リットル以下をいう。
(13)　項　ロ	**飛行機又は回転翼航空機の格納庫**	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14)　項	**倉庫**	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑮　　項	**前各項に該当しない事業場**	その他の事業場とは、(1)項から⑭項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、変電設備（工作物）、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム（貸会議室、ワークスペース、音楽スタジオ等）、小規模地区公民館及び団地の集会所、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、放課後児童クラブ（学童保育）、児童館	1　事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2　住宅は、本項に含まれないものであること。 3　観覧席(小規模な選手控席を除く。)を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4　特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物(ショールーム、PRセンター等)は本項に該当するものであること。 5　レンタルルームは、宿泊や飲食を伴わないものに限る。 6　小規模地区公民館及び団地の集会所とは、利用者が原則として地域住民であり、使用目的が主として地域住民の集会、会議であること　。
⑯　項　イ	**複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの**	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（⑯項イ及び(16の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。		
⑯　項　ロ	**イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物**	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（⑯項イ及び(16の2)項を除く。）の用途を含まないものをいう。		
(16の2)項	**地下街**	法第８条の２第１項で定義されているため省略		1　地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該防火設備の部分までとする。 3　地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務所等)は地下街に含まれないものであること。
(16の3)項	**建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）**			準地下街の範囲は次のとおりとすること。 (1)　地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 (2)　建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを越える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 (3)　建築物の地階が建基政令第123条第３項第１号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 (4)　準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 (5)　地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式（２段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑰　　項	**文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物**	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。 ※国宝、国指定、県指定、市指定は⑰項該当 国登録、市登録、市認定は該当しない	**国宝**…太山寺本堂 **国指定**…旧ハンター住宅、徳光院多宝塔、船屋形、旧ハッサム住宅、旧小寺家厩舎、旧トーマス住宅風見鶏の館、六條八幡神社三重塔、若王子神社本殿、箱木家住宅、石峯寺薬師堂、石峯寺三重塔、福祥寺本堂内宮殿、太山寺仁王門、如意寺阿弥陀堂（常行堂）、如意寺三重塔、如意寺文殊堂、豊歳神社本殿、小林家住宅（旧シャープ住宅）萌黄の館、旧神戸居留地十五番館、移情閣、布引水源地水道施設（６所）、旧村山家住宅（６棟） **県指定**…南僧尾観音堂、六甲八幡神社厄神宮本殿、Ｋ家住宅、太山寺三重塔、移情閣（国指定部分を除く）、内田家住宅、宗賢神社本殿、西尾家住宅主屋（松風閣、真珠亭、石炭庫、車庫含む）、石造塔等（９基） **市指定**…旧ジェームス家住宅他22対象	1　重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形(無形省略)の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2　国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3　重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4　史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5　重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6　本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物を一般に指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
⑱　　項	**延長50ｍ以上のアーケード**	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		1　夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2　延長は屋根の中心線で測定するものであること。
⑲　　項	**市町村長の指定する山林**	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地（荒れ地）が含まれるものであること。

項	法　令	定　　義	該 当 用 途 例	補　　足　　事　　項
⑳　　項	**総務省令で定める舟車**	規則第５条で定義されているため省略		１　船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条第１項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 ⑴　災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの ⑵　係船中の船舶 ⑶　告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 ２　船舶安全法第32条によって同法第２条第１項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20トン未満の漁船は、もっぱら本邦の海岸から20海里（昭和55年４月１日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） ３　鉄道営業法に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 ４　鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 ５　軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 ６　軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 ７　道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 ⑴　火薬類（火薬にあっては５kg、猟銃雷管にあっては2,000個、実砲、空砲、信管又は火管にあっては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑵　危政令別表第３に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑶　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑷　150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） ⑸　前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 ⑹　放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第47条第１項第６号に該当する自動車 ⑺　乗車定員11人以上の自動車 ⑻　乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 ⑼　幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）

第２－２表

（A）	（B） 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		（C） 勤務者、利用者の利便に供される部分	（D） 密接な関係を有する部分	
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具･小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1) 項 ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項 イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2) 項 ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2) 項 ハ	客室、通信機器室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店		
(2) 項 ニ	カラオケ室、インターネット利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、図書室	厨房、シャワー室、飲食提供場		
(3) 項 イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3) 項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項 ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室		
(6) 項 イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項 ロ (6) 項 ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項 ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場		
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、放課後児童クラブ（学童保育室）、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		

第２－２表

（A）	（B） 主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		（C） 勤務者、利用者の利便に供される部分	（D） 密接な関係を有する部分	
(9) 項 イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9) 項 ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	改札内……食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	理容室、両替所	
		改札外……食堂 駅舎の従業員専用のものに限る。		1 改札外の店舗等については、駅舎の従業員専用のものに限り、駅舎に機能的に従属する用途に供される部分とし、その他従業員以外の者が利用するものについては、政令別表第１に定めるそれぞれの用途項として取り扱うこと。 なお、店舗等の面積が駅舎全体の10％未満かつ300㎡未満であれば、「みなし従属」として取り扱うものであること。 2 駅舎内広場及び通路については、駅舎と店舗等の共用部分として取り扱うこととし、面積の算定については、それぞれの用途に按分すること。
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわりなく本項に該当する。
(12) 項 イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項 イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		二輪自動車、原動機付自転車及び自転車を混在して駐車する対象物については本項の用途とする。
(13) 項 ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示室		
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	研修所	事務室、教室、体育室		研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室		主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

第３　消防用設備等の設置単位（政令第８条の取扱い等）

１　消防用設備等の設置単位について

⑴　防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第８条、第９条、第９条の２、第19条第２項又は第27条第２項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

⑵　棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建 築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。 なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。

⑶　渡り廊下とは、建築物と建築物を通路により接続した通路部分をいい、公共用歩廊等で道路法に基づき道路管理者が設置したものを除く。

⑷　下記２～７に適合する場合は原則として政令別表第１の適用にあたって別の防火対象物として扱うことができるものであること。

２　政令第８条第１号の区画

⑴　政令第８条第１号の区画の構造

政令第８条第１号に掲げる開口部のない耐火構造の床又は壁（以下、この第３において「耐火構造の壁等」という。）の構造については、規則第５条の２各号による他、次に示す構造を有することが必要であること。

ア　規則第５条の２第１号の規定では、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する堅牢かつ容易に変更できない構造であることが示されているが、「その他これらに類する堅ろうで、 かつ、容易に変更できない構造」は、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル及び補強コンクリートブロック等（コンクリートブロックは含まれない。）が該当する。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材充填等により、適切に煙漏洩対策が講じられていること。

イ　建基政令第107条第１号の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が２時間加えられた場合に、構造体力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ウ　耐火構造の壁等の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50㎝以上突き出していること。

これは、床の両端が外壁から50㎝以上突き出していること、壁の両端が外壁から50㎝以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50㎝以上突き出していることが想定されるものであること。（第３－１図）

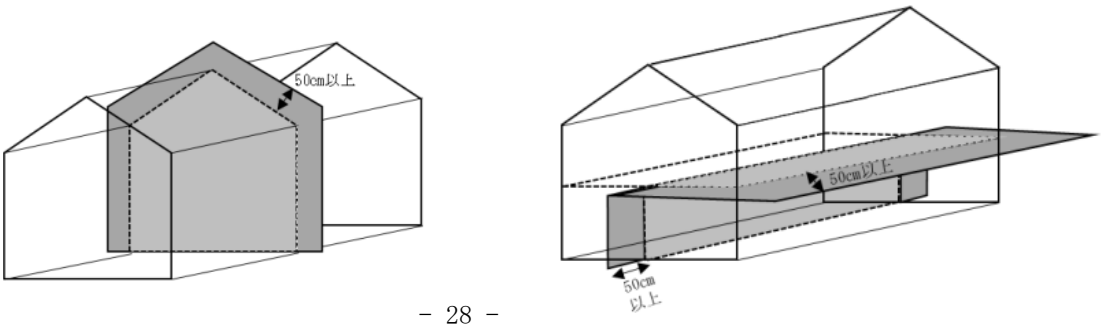

第３－１図

ただし、耐火構造の壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、当該部分を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

この場合、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること（第３－２図）。また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。

a　開口部が設けられていないこと。（※面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができない）

b　開口部を設ける場合には防火戸（建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互の距離が耐火構造の壁等を介して90㎝以上離れていること。（第３－３～５図）

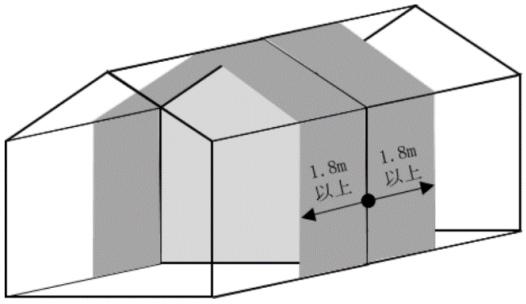

第３－２図

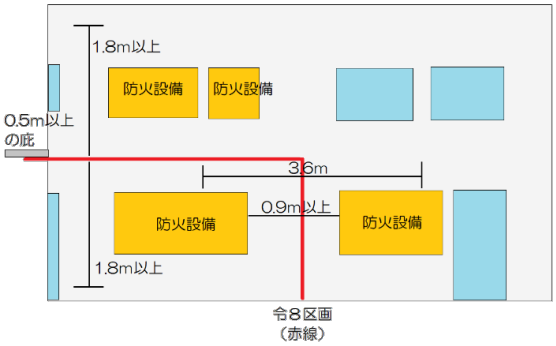

第３－３図

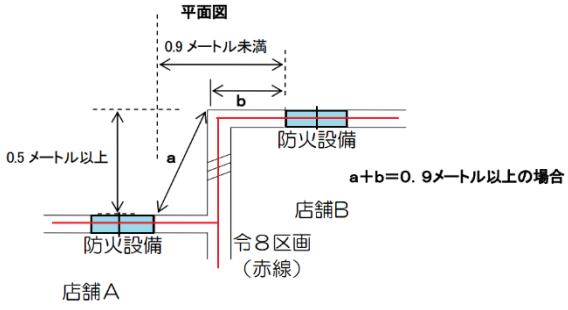

第３－４図

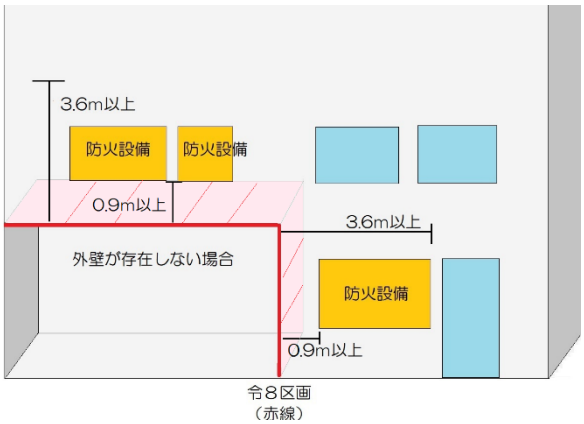

第３－５図（外壁がない場合のスパンドレル）

⑵　耐火構造の壁等を貫通する配管及び貫通部について

耐火構造の壁等を配管等が貫通することは、原則として認められない。

しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び貫通部について、耐火構造の壁等による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。この場合に同等とみなすことができるものとは、次の事項及び第３－１表に適合するもの、又は（一財）日本消防設備安全センターにおいて性能評定されたものとする。

この場合、貫通する壁により評定条件が異なる場合があることに留意すること。

ア　配管の用途は、原則として給排水管(付属する通気管を含む。)であること。

イ　一の配管の呼び径は、200㎜以下であること。

ウ　配管を貫通させるために耐火構造の壁等に設ける穴の直径が、300㎜以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300㎜円に相当する面積以下であること。また、貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300㎜の円の面積以下である場合、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

エ　配管及び貫通させるために耐火構造の壁等に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離（当該直径が200㎜以下の場合にあっては、200㎜）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は壁及び床の端部からも同様な距離を取ること。◆

オ　配管及び貫通部は一体で通常の火災時の加熱に２時間以上耐える性能をを有する者であること（配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（２時間以下の場合にあっては、２時間）以上であること。）。

カ　貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有するよう施工すること。

キ　熱伝導により、配管の可燃物が接触した場合表面に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

第３－１表

１　鋼管等を使用する範囲

令第８条第１号の耐火構造の壁等を貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側１ｍ以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める⑴及び⑵に適合する場合は、貫通部から１ｍ以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

⑴　衛生機器の材質は、不燃材料であること。

⑵　排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソネット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

２　鋼管等の種類

⑴　JIS G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）

⑵　JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）

⑶　JIS G 3452（配管用炭素鋼管）

⑷　JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

⑸　JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）

⑹　JIS G 5525（排水用鋳鉄管）

⑺　日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化フランジ付鋼管）

⑻　JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

⑼　JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⑽　日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⑾　WSP 032（排水用インタールエポキシ塗装鋼管）

⑿ WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

⒀ WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

⒁ WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

3　貫通部の処理

⑴ セメントモルタルによる方法

ア　日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ　貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ　セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

⑵ ロックウールによる方法

ア　JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度150kg／㎥以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度150kg／㎥以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ　ロックウール充填後、25㎜以上のケイ酸カルシウム板又は0.5㎜以上の鋼板を床又は壁と50㎜以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4　可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150㎜の範囲に可燃物が存する場合には、⑴又は⑵の措置を講ずること。

⑴ 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア　被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg／㎥以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った25㎜以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ　被覆方法

(ｱ) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径（㎜）	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60㎝の範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60㎝の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から30㎝の範囲には、もう一重被覆する。

(ｲ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径（㎜）	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30㎝の範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60㎝の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から30㎝の範囲には、もう一重被覆する。

⑵　給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア　当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ　可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150㎜の範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

５　配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の⑴又は⑵によること。

⑴　保温材として前４．⑴．アに掲げる材料を用いること。

⑵　給排水管にあっては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合においては、前３及び４の規定について、特に留意すること。

６　配管等の接続

配管等を前１の範囲において接続する場合には、次によること。

⑴　配管等は、耐火構造の壁等を貫通している部分において接続しないこと。

⑵　配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

ア　メカニカル接続

①　ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の指し口にはめ込むこと。

②　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

③　予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

④　押し輪又はフランジで押さえること。

⑤　ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ　差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。）

①　受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

②　ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。

③　ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

④　挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

⑤　受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ　袋ナット接続

①　袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

②　ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

③　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

④　袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ　ねじ込み式接続

①　挿入管の差し口端外面に管用テーパーネジを切ること。

②　接合剤をネジ部に塗布すること。

③　継手を挿入管にねじ込むこと。

オ　フランジ接合

①　配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

②　仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

③　上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

⑶　耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7　支　持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）

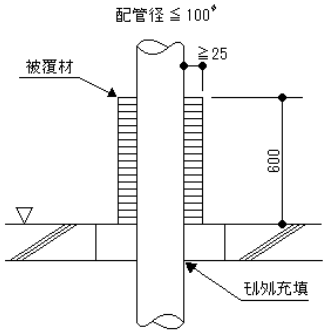

図－１

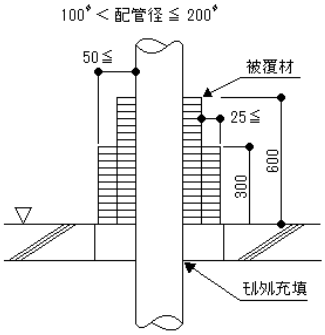

図－２

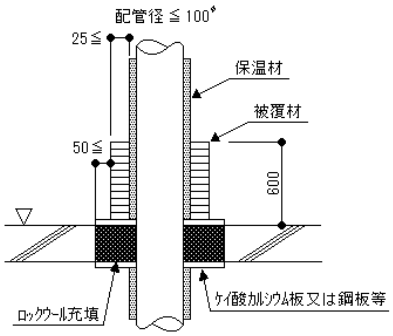

図－３

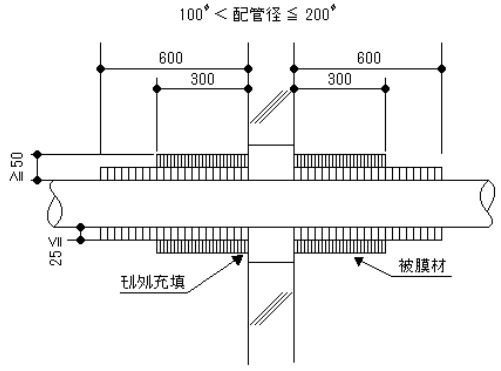

図－４

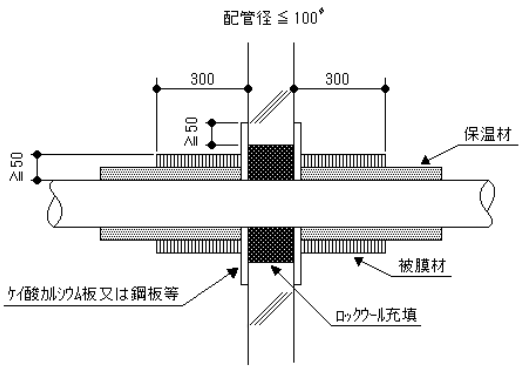

図－５

⑶　令第８条第１号の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

ア　耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。

イ　耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

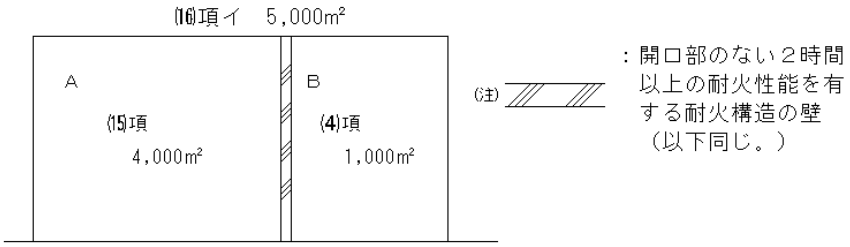

第３－５図

A→延面積4,000㎡の(15)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

ウ　耐火構造の壁等で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

なお、消防用設備等の配管も前⑵に適合する場合にあっては、給排水管と同様貫通及び兼用を認めるものであること。（消防用設備等の電気配線の貫通は認めれらない。）

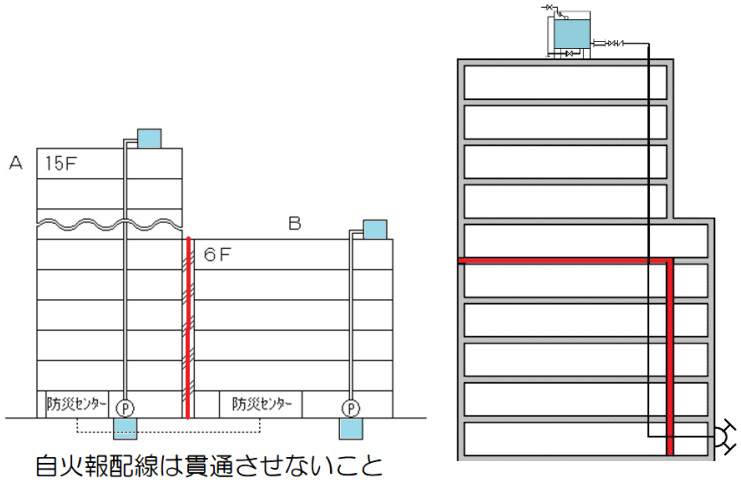

第３－６図

A→階数15の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数６の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

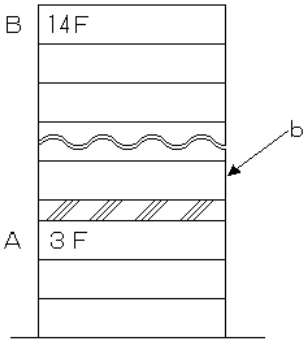

第３－７図

Ａ→階数３の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

Ｂ→階数14の防火対象物として、また、ｂ部分は４階として該当する消防用設備等を設置する。

エ　耐火構造の壁等により区画された部分ごとの避難経路は専用とすること。ただし、外壁面から50㎝以上の突き出しをスパンドレルとして、屋外バルコニーの床に確保した場合の避難ハッチの降下空間は、この限りではない。（第３－８図）

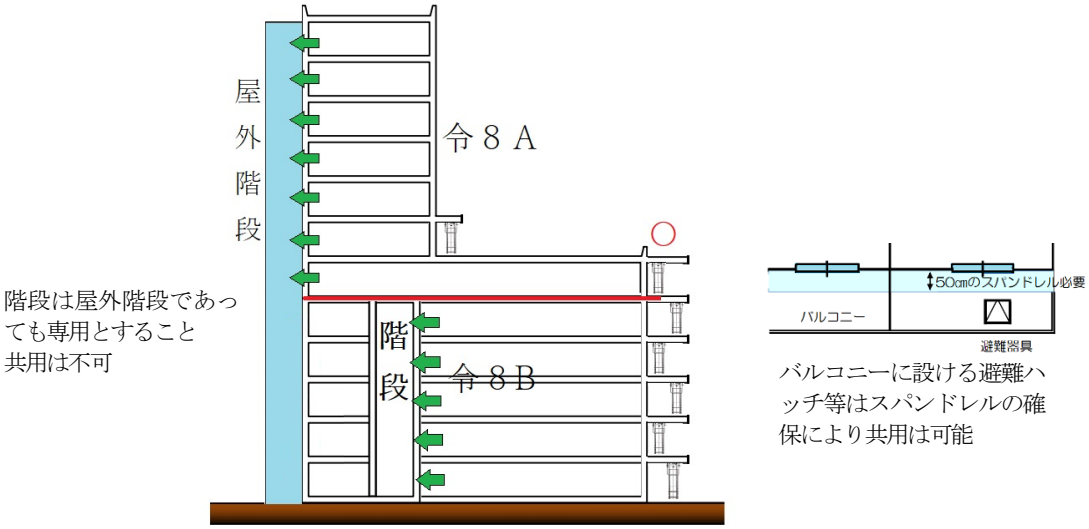

第３－８図

⑷　耐火構造の壁等で区画されている階における階単位の規制

耐火構造の壁等で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第１項第６号、第12条第１項第10号及び11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

（例１）

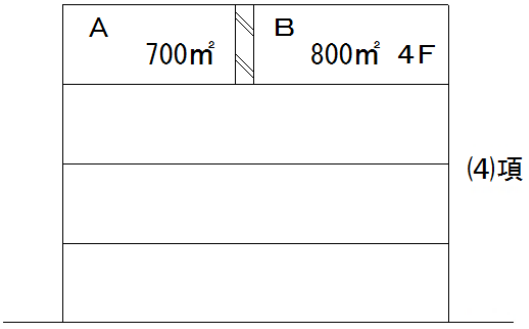

第３－７図

４階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、Ａ、Ｂは４階で1,000㎡未満に耐火構造の壁等で区画されているので、４階には政令第12条第１項第11号ロを適用しない。

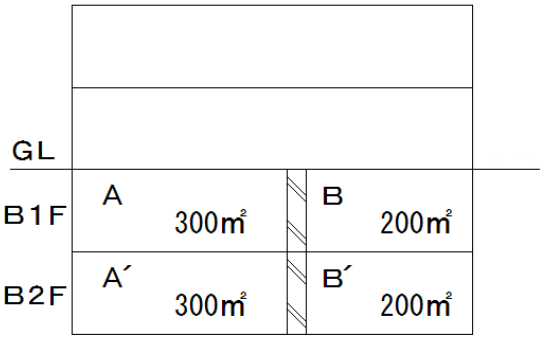

第３－８図

地階部分の床面積は700㎡以上であるが、（Ａ＋Ａ′）（Ｂ＋Ｂ′）は地階において700㎡未満に耐火構造の壁等で区画されているので、政令第28条の２第１項を適用しない。

３　政令第８条第２号の区画

政令第８条第２号に定める区画の取り扱いについては、規則第５条の３及び平成６年消防庁告示第７号「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（以下、「壁等基準」という。）による他、次によること。

⑴　規則第５条の３第２項第１号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第２号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下、「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。

また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。

⑵　渡り廊下の基準

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下、この第３において同じ。）、地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもののうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の建基法第２条第９号の２イに規定する特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。その他これらに類するものを含む。以下、この第３において同じ。）又は洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類 又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下、この第３において同じ。）により接続されている場合は、原則として１棟であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

ア　建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、、次の㋐から㋒までに適合している場合

㋐　渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ可燃性物品等の存置その他通行上の支障

がない状態のものであること。

⑷ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は３ｍ未満、その他の場合は６ｍ未満であること。

⑺ 接続される建築物相互間の距離は、１階にあっては６ｍ、２階以上の階にあっては10ｍを超えるものであること。

イ　渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離

壁等基準第３第２号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の第３－９図から第３－11図までの場合、Ａの部分となること。

また、１階と２階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、２階以上の階 に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

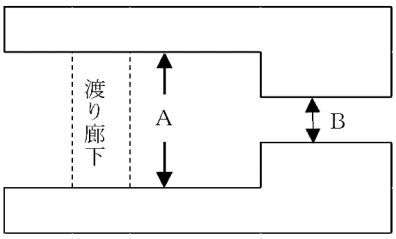

第３－９図

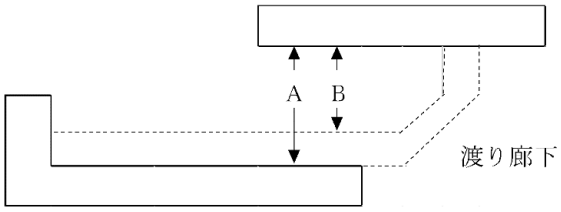

第３―10図

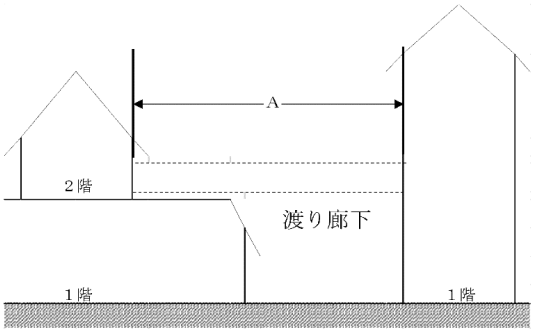

第３－11図

ウ　壁等基準第２第２号に規定する地下連絡路の例は、次の第３－12図から第３－14図までとすること。

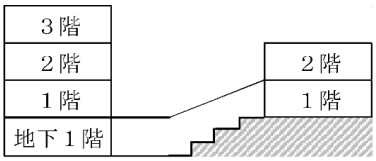

地下１階と１階を接続する場合
（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）

第３－12図

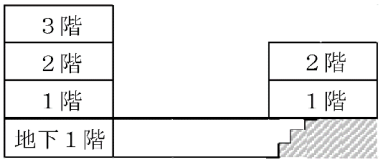

地下１階と１階部分を地下で接続する場合

第３―13図

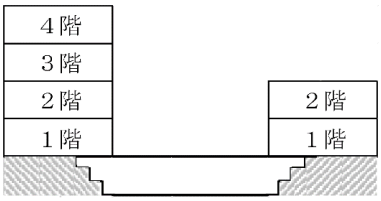

１階部分同士を地下連絡路で接続する場合

第３－14図

第３－12図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが３ｍ以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第３第２号⑶ハ㈡の規定によることができること。

エ　壁等基準第３第２号⑶ハ㈡の規定中「渡り廊下の長さ」は、第３－15図のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。

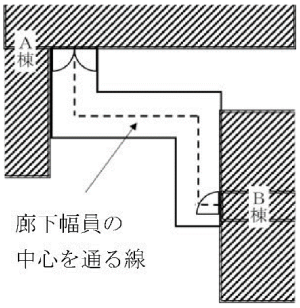

第３－15図

オ　建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること（開放式の渡り廊下を除く）。◆

カ　渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとすること（開放式の渡り廊下を除く）。　◆

キ　前ア㈡の基準については、次の㈠から㈢までに適合する場合は、この限りでない。

㈠　接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ３ｍ以内の距離にある部分に限る。次の⑶において同じ。）については、次のａ又はｂによること。

ａ　耐火構造又は防火構造で造られていること。

ｂ　防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること（第３－16図　参照）。

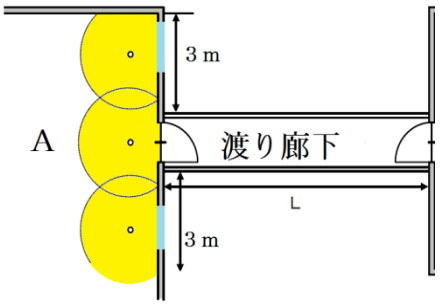

第３－16図

※　スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第２項の基準の例によること。

(ｲ)　前(ｱ)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積４㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りではない。

※　面積４㎡以内の開口部とは、第３－17図及び第３－18図のようにＡとＢの防火対象物が接続する場合、Ａ側、Ｂ側の開口部面積の合計がそれぞれ４㎡以下のものをいうものであること。

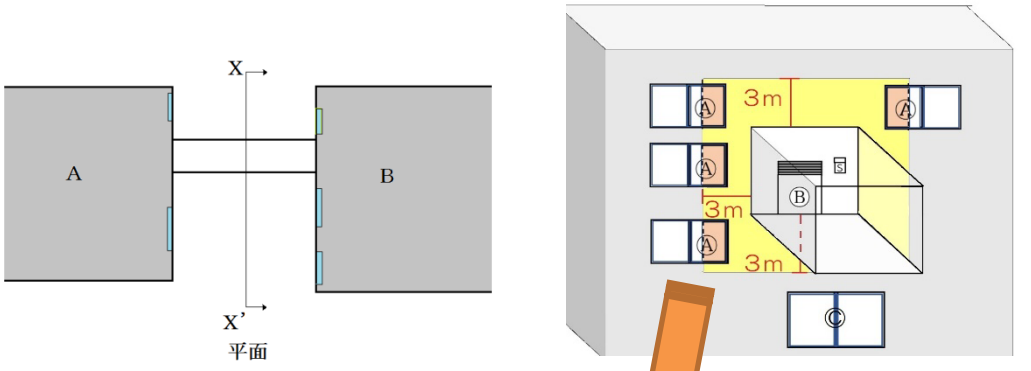

第３－17図

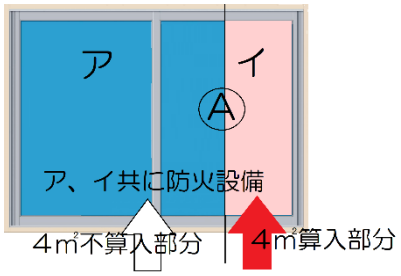

第３－18図

(ｳ)　渡り廊下については次のａ又はｂによること。

ａ　吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

(a)　建築物相互間の距離が１ｍ以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の１／２又は１ｍ以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

(b)　建築物相互間の距離が１ｍ以上であり、かつ廊下の片側の上部が天井高の１／２又は１ｍ以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。

b　吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a)　渡り廊下の構造は建基政令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b)　建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも４㎡以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

※　防火設備がシャッターである場合は、他の区画に避難するため、当該シャッターに近接して建基政令第112条第18項第２号で定める防火設備を設けること。

(c)　次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、第３－19図のように渡り廊下部分を有効に包含するように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあってはこの限りではない。なお、「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

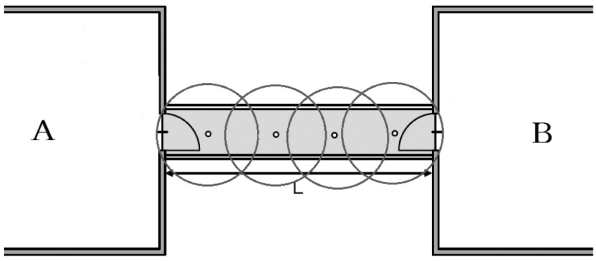

第３－19図

ｉ　自然排煙用開口部については、その面積の合計が１㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の１／３以上の幅で長さ１ｍ以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の１／３以上の長さで高さ１ｍ以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

（ｉ）　渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員とすること。◆

（ⅱ）　渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から1.5m以内とすること。

ⅱ　機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあっては非常電源が附置されていること。

（ｉ）　機械排煙設備は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。

㋐　減圧方式は、１分間に渡り廊下の床面積１㎡につき１㎥以上の空気を排出する能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10㎝以上とすること。

㋑　加圧方式は、水柱圧力が２㎜以上の能力を有するものとすること。

（ⅱ）　排煙設備の非常電源は、第３章 第２節 第３ 非常電源の基準の例によること。

なお、この場合非常電源の種別は規則第12条第１項第４号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

(3)　建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライ

エリア形式のもの）を除く。以下、この第３において同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該地下連絡路の天井の長さがおおむね２ｍにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア　地下連絡路の長さが20m未満の場合は、次の(ｱ)から(ｹ)までに適合するものであること。

(ｱ)　接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

(ｲ)　地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

(ｳ)　地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(ｴ)　地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は６ｍ以上であり、その幅員は６ｍ未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に第３－20図のように閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

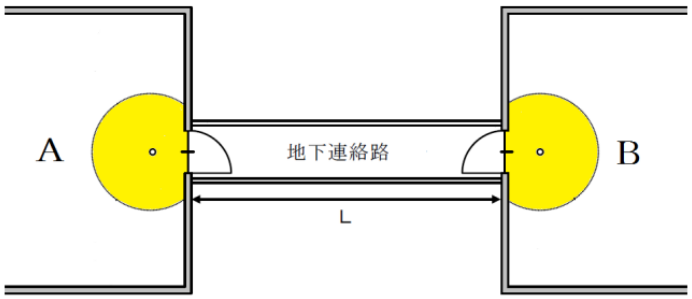

第３－20図

a　第３－６図において建築物Ａ、Ｂ相互間の地下連絡路の長さはＬによること。

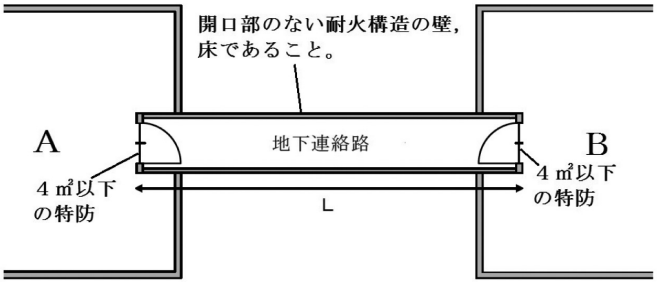

第３－21図

b　スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さは２ｍ以上とすること。

(ｵ)　建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(ｶ)　前ｅの出入口の開口部の面積は４㎡以下であること。

㈥　前ｅの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

㈦　地下連絡路には、前⑴．キ．㈦．ｂ．(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

イ　地下連絡路の長さが20m以上の場合は、前ア㈠、㈡、㈢及び㈣並びに次の㈠及び㈡に適合するものであること。

㈠　地下連絡路は幅員６ｍ未満であること。

㈡　建築物と地下連絡路の接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

⑷　建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合

ア　建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので２㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ　洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ　洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ　前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

４　その他の別棟要件

前３によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

⑴　屋根が交差している場合その他類する構造の場合

⑵　道路法に基づき道路管理者が設置する公共用歩路等（エレベーター、エスカレーター、屋根があるものも含む）で建基法上の建築物に該当しないものと取扱われるもの（建築物と接続する場合には、エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法によることが必要である。）。

５　消防長又は消防署長が認める構造

壁等基準第６の「消防長又は消防署長が認める壁等」について、一定のフェールセーフ設計を取り入れたものを想定していることから、第２章．第２節．第１．６によるほか、（一財）日本消防設備安全センターの実施する消防設備システム評価（緩衝帯を有する接続部の火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認）により、接続された棟について設置単位が別であることの評価を取得したものを適用することとする。

６　既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物（昭和50年３月31日までにおいて現に接続されているものをいう。）が相互に地下連絡路（公共用のものを除く。）又は渡り廊下（以下、この第３において「連絡路等」という。）で

接続されている場合で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。

⑴　昭和50年３月31日までにおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物して取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

⑵　連絡路等の構造が前２．⑵．アの各号（(カ)を除く。）に適合する場合は、同(カ)号中「４㎡」とあるのを「８㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

⑶　連絡路等の構造が前２．⑵．アの各号（(カ)及び(ク)を除く。）に適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、同(カ)号中「４㎡」とあるのを「８㎡」と読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

７　その他

防火対象物の接続がその特殊性から前３又は前４に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

第４　建築物の棟、床面積及び階の取扱い

これまでは、旧建設省等の通達等により、直接各種の判断を行ってきたが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年４月１日に施行されたことに伴い、これらの通達等は建築主事等の執務上の参考として取扱われることとなった。

１　建築物の棟の取扱い

特定主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下、この第４において「耐火構造の部分」という。）と特定主要構造部を耐火構造、主要構造部を準耐火構造又は防火構造とした建築物以外の建築物で、その主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物の部分（以下、この第４において「木造の部分」という。）とが相接して一連になっているもの（上下に接続するものを除く。）で、次の⑴、⑵に適合するものについては、別棟として取り扱うことができるものであること（昭和26年３月６日建設省住防発第14号　一部改正　昭和48年12月10日建設省住指発第900号）。

⑴　木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は、耐火構造の壁又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火設備とすること。

※　管理上期待できるものに限り、常時閉鎖式防火戸とすることができる。

⑵　木造の部分と他の木造の部分とは、延焼防止上有効な３ｍ以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断されていること（第４－１図参照）。

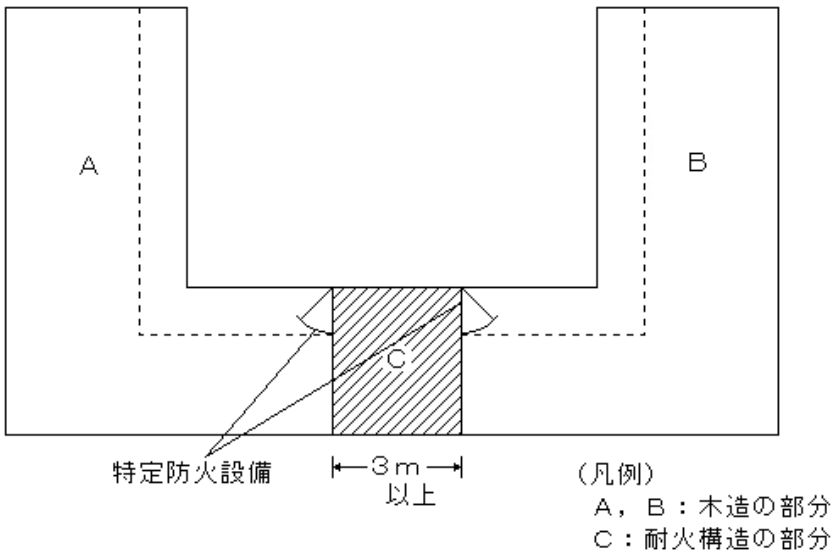

第４－１図

２　床面積の算定

⑴　建築基準法令上の床面積

建基政令第２条第１項第３号及び第４号に掲げるもののほか、床面積の算定は次によること。

ア　昭和61年４月30日建設省住指発第115号（以下、この第４において「115号通達」という。）によるほか、神戸市建築主事取扱要領によること。

イ　その他

115号通達の１－⑷、⑸、⑹中「外気に有効に開放されている部分」とは次の通りとする。

⑺　隣地境界線からの距離が１ｍ（商業地域及び近隣商業地域にあっては0.5m）以上であること。ただし、隣地が公園、水面等で、将来とも空地として担保される場合は隣地境界線からの距離は問わない。

⑴　当該部分に面する同一敷地内にある他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が２ｍ（商業地域及び近隣商業地域にあっては１ｍ）以上であること。

（参　考）

床面積の算定方法について

1　建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

⑴　ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

⑵　ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

⑶　公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準ずる。

⑷　吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの１／２以上である廊下については、幅２ｍまでの部分を床面積に算入しない。

ただし、吹きさらしの廊下であっても部分的に外部側が開放されていない場合、当該部分は床面積に算入することとし、その取扱いについては、神戸市建築主事取扱要領第９版ｉ－11　開放廊下等の床面積２⑴～⑷によること。

⑸　バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。

⑹　屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ　長さが、当該階段の周長１／２以上であること。

ロ　高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの１／２以上であること。

⑺　エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らか

である階については、床面積に算入しない。

⑻　パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

⑼　給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては床面積に算入しない。

⑽　出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ　下端の床面からの高さが、30㎝以上であること。

ロ　周囲の外壁面から水平距離50㎝以上突き出ていないこと。

ハ　見付け面積の１／２以上が窓であること。

⑾　機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、１台につき15㎡を床面積として算入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

⑿　機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、１台につき1.2㎡を、床面積として算入する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

⒀　体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

２　区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　木造の建築物

イ　軸組工法の場合

柱の中心線

ロ　枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ　丸太組工法の場合

丸太材等の中心線

⑵　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構築物

鉄筋コンクリートの躯体、ＰＣ板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

⑶　鉄骨造の建築物

イ　金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

ロ　イ以外の場合

ＰＣ板、ＡＬＣ板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート）等の中心線

⑷　組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

⑵　消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建築基準法令によるほか、次によること。

ア　倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

イ　政令第12条第１項第５号の適用にあたって、ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定するものであること。ただし、ラック式倉庫の部分の床面積が300㎡未満で、かつ、延べ面積の10％以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取り扱わないことができる。ラック式倉庫の床面積の算定については、本章第２節 第11 ラック倉庫の防火安全対策　２.によること。

ウ　駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。

⑺　車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる屋根のない屋外の傾斜路及びランプ並びにカーリフト等は算入しないものとする。

⑴　駐車の用に供しない部分を介して２箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること（第４－１図参照）。

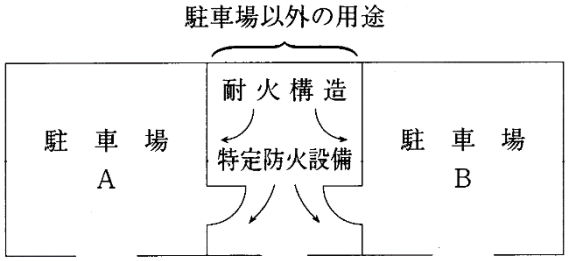

第４－１図

⑼　外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた政令別表第１に掲げる用途で利用される部分等であって、さく又はへい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入するものであること（第４－２図参照）。

なお、法第17条の適用に際し、当該防火対象物の外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防用設備等の設置を免除することができるものとする。

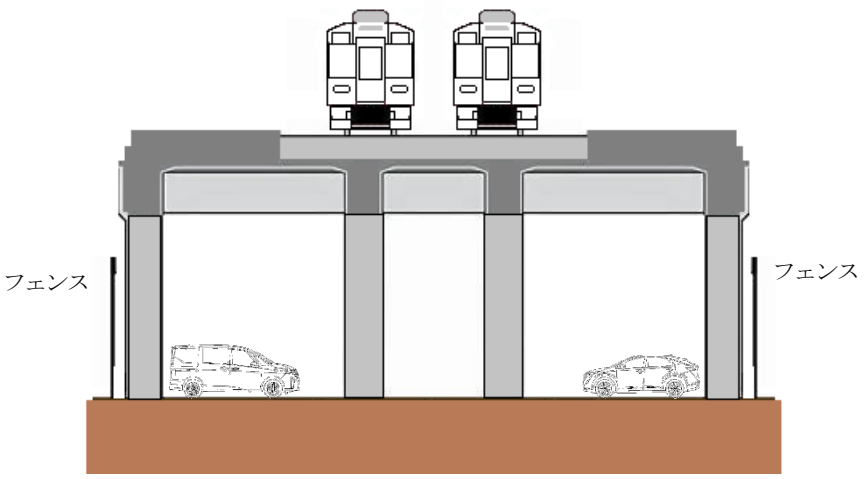

第４－２図

㈡　昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

㈢　政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、２段式以上の機械式駐車装置（上下２段以上に複数車両を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合にあっては、次に掲げる措置を講じた場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

ａ　屋外に機械式駐車装置を設ける場合で、駐車装置相互間の中心線から３ｍ以上又は２段目５ｍ以上の離隔距離を有しているもの（第４－３図）。

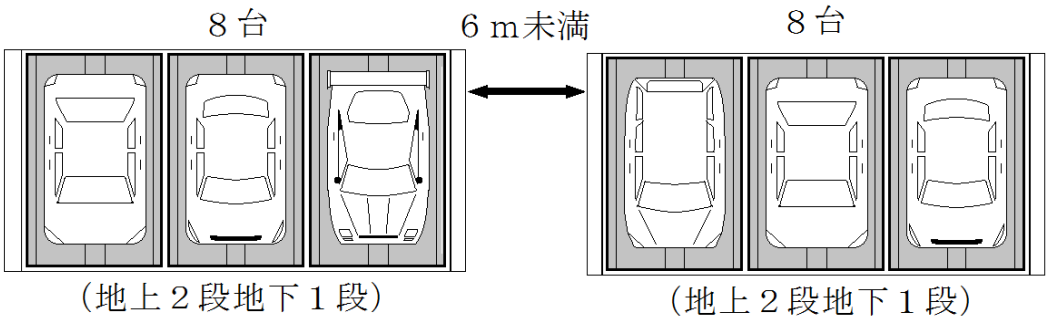

第４－３図

※　６ｍ未満であれば、それぞれの台数を合計する。
　　この場合、合計台数が10台以上となるため、水噴霧消火設備等が必要となる。

ｂ　屋外で防火性能を有する防火壁等により延焼防止措置がなされている場合

ｃ　屋内の場合で別車路、別出入口で構成されており、駐車装置相互間に開口部を有する場合であっても、防火戸等で区画され、かつ、車が通れない構造となっているもの。

エ　政令第13条第１項第６欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下、この第４において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同第７欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下、この第４において「鍛造場等」という。）の床面積の算定は、次のいずれかによること（第４－４図参照）。

㈠　不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合ははり及び屋根）又は防火設備で区画された部分の床面積。

なお、この場合の防火設備は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第４項第１号ニの部分にあっては、規則第23条第６項第１号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖するもの（連続式店舗にあっては、温度ヒューズと連動して閉鎖するものを含む。）であること。

㈡　電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周囲に水平距離５ｍ（周囲の１面に耐火構造の壁（前㈠に定める防火設備を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積。

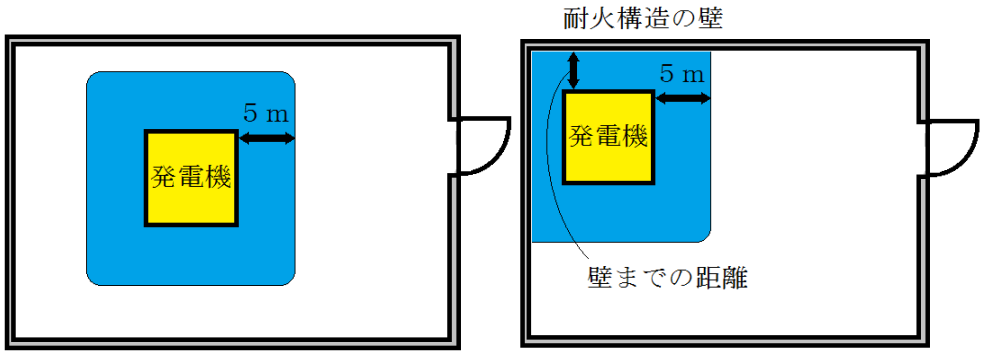

第４－４図

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が２箇所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）とするものであること（第４－５図参照）。

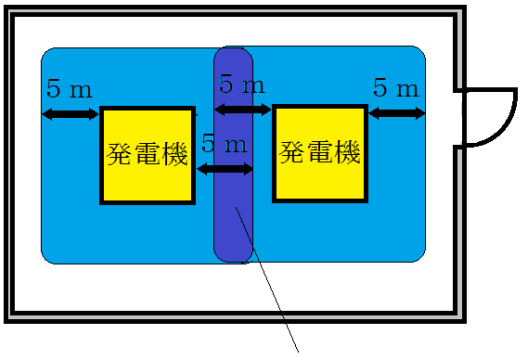

第４－５図

オ　駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

⑺　延長方向の１面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が２以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）（第４－６図参照）。

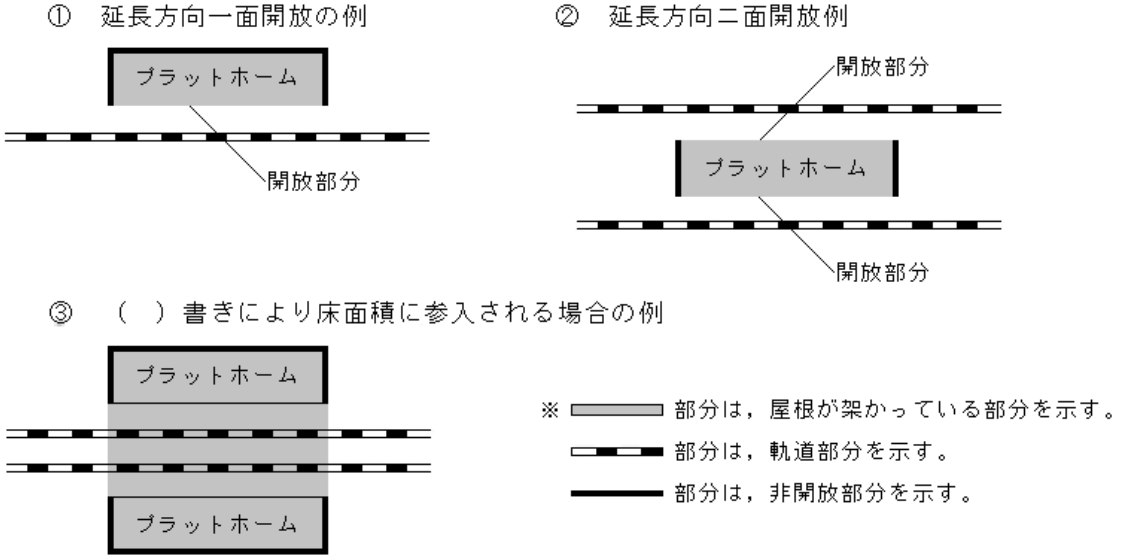

第４－６図

⑴　２面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く（第４－７図参照）

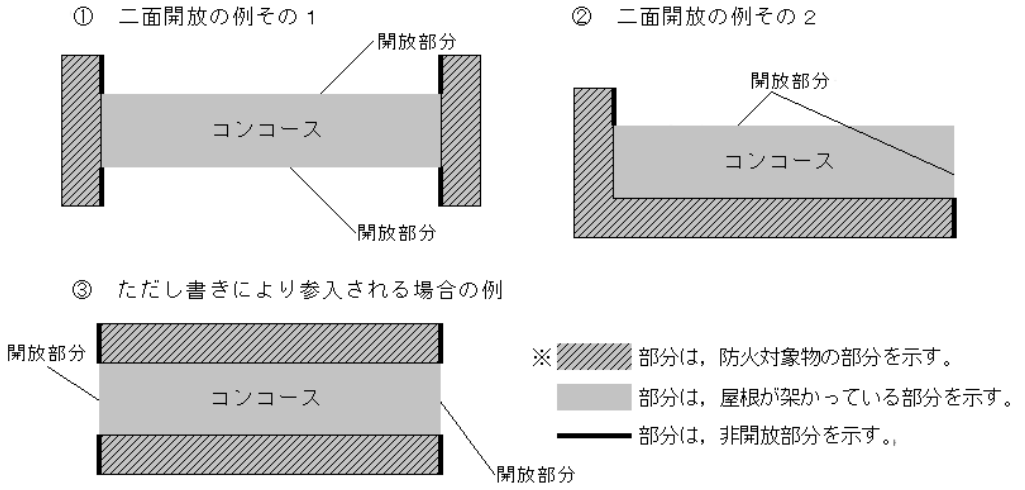

第４－７図

⑺　１面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行の２倍以上あるコンコース(第４－８図参照)。

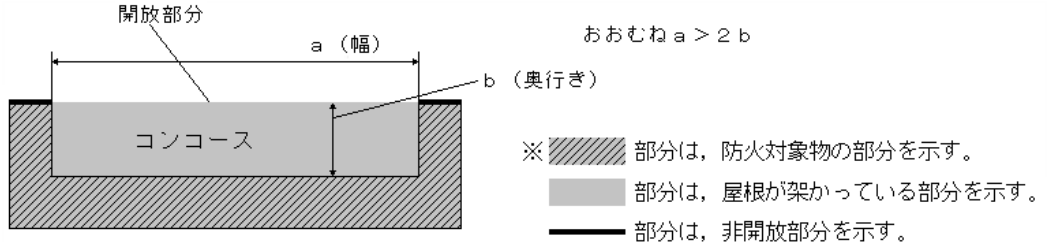

第４－８図

カ　地下駅舎の床面積は、次により算定すること。

⑺　改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

⑴　改札口外のコンコース等にあっては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分を算入すること。ただし、20m以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備までとするものであること（第４－９図参照）。

誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあっても、必要となるので注意すること。

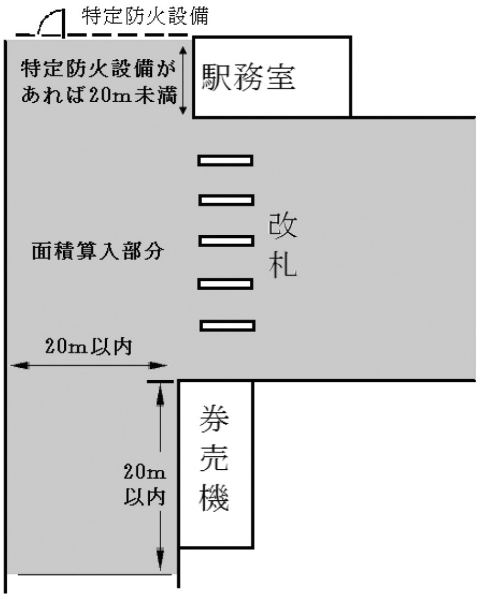

第４－９図

キ　観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行きの２倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

ク　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の部分までとするものであること。

ケ　防火対象物の一部に法第10条第１項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下、この第４において「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第１項に定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第１項に定める基準でなく、法第10条第４項に定める基準によるものであること。

コ　階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。

３　階数の算定

⑴　階数の算定は、建基政令第２条第１項第８号によるほか次によること。

ア　多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵保管するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、キャットウォーク上の作業床の部分は階数に算入しないことができるものであること。

⑺　耐火建築物であること。

⑴　主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

⑼　階高（作業床を除く。）は、５m以下であること（第４－10図参照）。

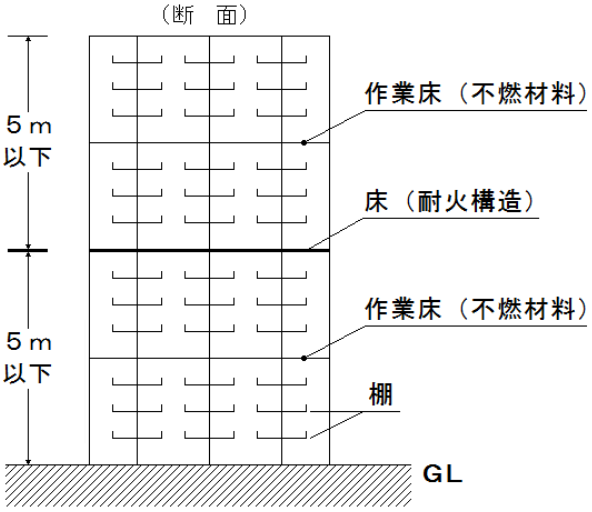

第４－10図

イ　政令第12条第１項第５号に規定するラック式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部にいて直接積荷することができるもの又はフォークリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によ

って積荷することができるもの）は、次に適合する場合、階数を１として取り扱うものであること。

⑺　準耐火建築物若しくは耐火建築物を要求されるものについては、建基法第２条第９号の３ロの準耐火建築物（建基政令第109条の３第１号に該当するものを除く。）で外壁を耐火構造としたもの又は耐火建築物とし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

⑴　軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。

ウ　次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条及び第61条の適用にあたって、階数を１として取り扱うものであること。

⑺　耐火建築物又は準耐火建築物（建基令第109条の３第１号に該当するものを除く。）であること。

⑴　木造建築物が密集している市街地での他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から５m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15m以下の部分が耐火構造であること。

⑼　前⑴の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

⑵　木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを前⑴でいう他の建築物とみなして、前⑴及び⑼によること。

エ　住宅（一戸建、長屋、共同住宅の住戸の部分とする。以下、この第４において同じ。）の小屋裏部分を利用して設ける物置で、次の各号に該当するものについては、階とみなされない（床面積にも算入しない。）ものであること。

⑺　小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置がある場合において、当該物置等の天井部分の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する階の床面積（共同住宅又は長屋の場合は各住戸単位の床面積）の１／２未満であること。

なお、小屋裏物置等とは、小屋裏、天井裏、床下部分に発生する余剰空間を利用するものである。束立て等により屋上に空間を作り出している場合、本来の天井高さに対して意図的に天井を下げている場合又は外部から利用できる場合等は小屋裏物置等として取り扱わない（以下、この第４において同じ。）（第４－11図参照）。

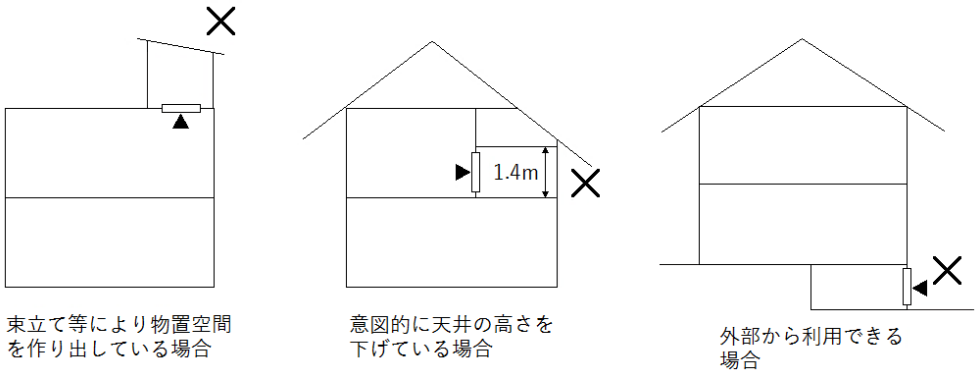

第４－11図

⑷　中間階に設ける小屋裏物置等で床下物置と天井裏物置が重なる場合、天井裏物置の床から床下物置の天井までの最高の寸法は1.4m以下であること。

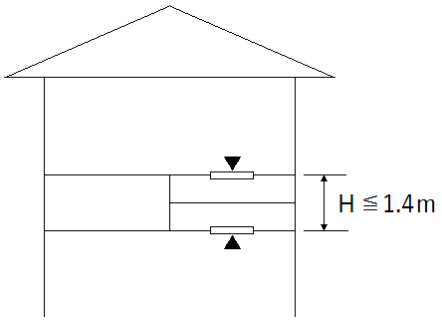

第４－12図

⑸　階の中間に床を設ける場合、室の天井高さを2.1m以上確保すること。

（a＋b＋c＋d）＜　X／２
（e＋f）＜　Y／２
（c＋d＋e）＜X／２　かつ　Y／２

a～f：各小屋裏物置等の水平投影面積

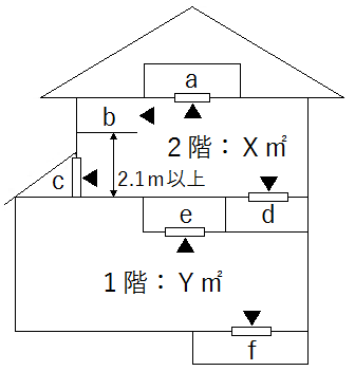

第４－13図

⑹　小屋裏物置等のうち、横から物の出し入れをする場合は、建具等により他の部分と区画すること。ただしロフト状の場合を除く。

⑺　物の出し入れのために利用するはしご等は、固定式のものとしないこと。ただし、階段の踊り場から直接出し入れするものを除く。

⑻　開口部は換気用小窓程度とする（「換気用小窓」とは、おおむね0.2㎡（45㎝角）の小窓をいう。）。

⑵　消防用設備等の設置にあたっての階の算定

建築基準法令によるほか、次によること。

ア　倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること（第４－14図参照）。

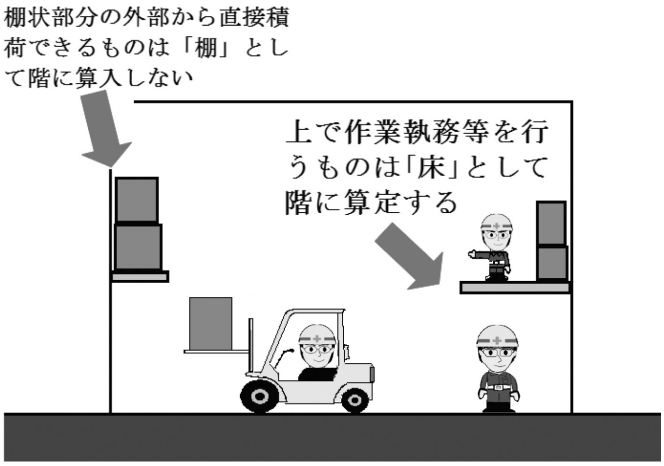

第４－14図

※　一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

イ　床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので当該部分の高さがおおむね1.4m以下（通常の姿勢で作業等ができない高さ）のものは、階数に算定しないものであること。

ウ　吊上げ式車庫の階数は１とすること。

エ　平均地盤面が異なる場合、又は、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること(第４－15図参照)。

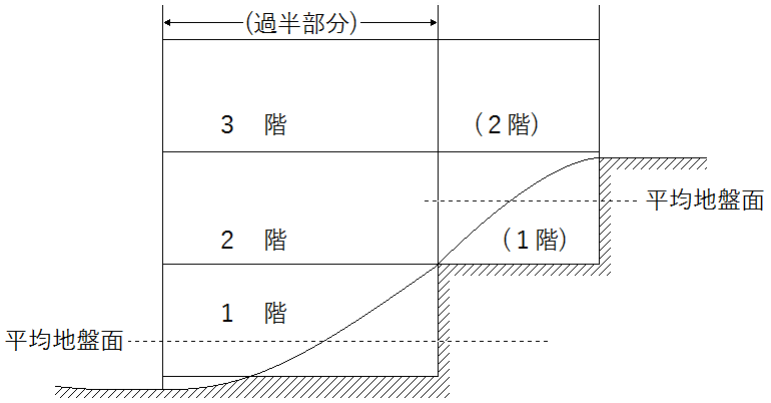

第４－15図

第５　無窓階の取扱い

１　無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する（政令第８条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う）。

無窓階以外の階の判定は、規則第５条の５によるほか細部については、次により運用すること。

⑴　床面積に対する開口部の割合

規則第５条の５第１項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

ア　11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の１／30を超える階であること（第５－１図参照）。

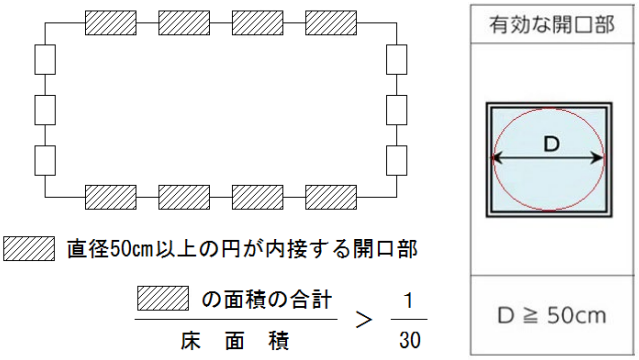

第５－１図

イ　10階以下の階

直径１m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下、この第５において「大型開口部」という。）２以上あり、かつ、開口部の面積の合計が当該階の床面積の１／30を超える階であること。（第５－２図参照）。

なお、開口部の面積の合計には、直径50cm以上の円が内接することができる開口部を算入できる。

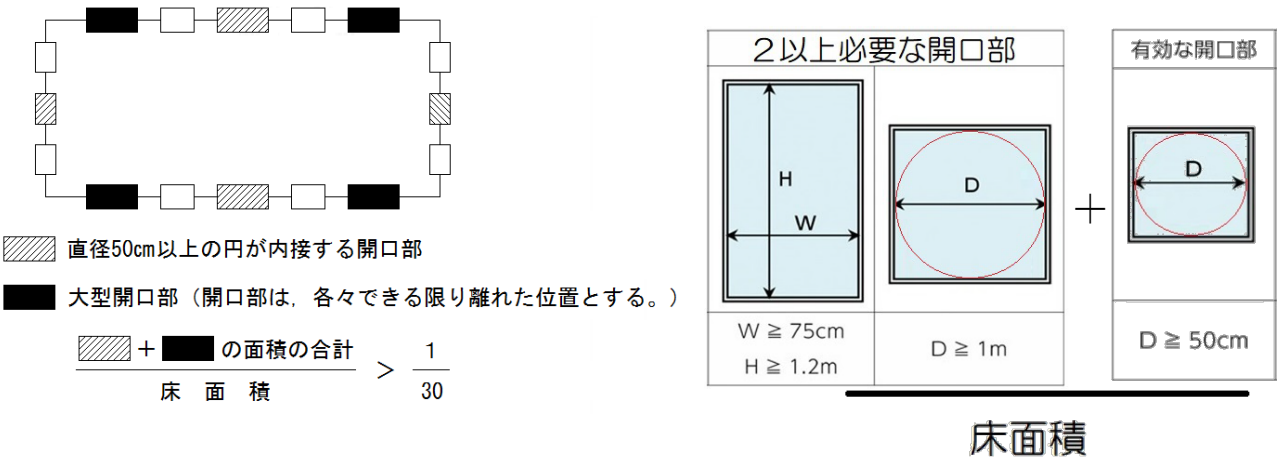

第５－２図

⑵　開口部の位置

ア　次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第５条の５第２項第１号の「床面から開口部

の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

⑺　不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

⑴　開口部が設けられている壁面と隙き間なく、床面に固定されていること。

⑼　高さは、おおむね30㎝以内、奥行は30㎝以上、幅は開口部の幅以上であること。

⑵　踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

⑶　避難上支障のないように設けられていること。

イ　次に掲げる空地等は、規則第５条の５第２項第２号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

⑺　国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

⑴　道又は道に通じる幅員１m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。

⑼　１m以内の空地又は通路にある植栽、へい、門扉及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

なお、へい等にあっては、地盤面からの高さが1.2m以内であれば避難及び消火活動に支障がないものとする。ただし、1.2m以上の場合でも、営業中は常時開放されており、営業時間外の無人の状態でのみ閉鎖される門等については、高さに係わらず支障がないものとすることができる。

⑵　傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。

⑶　周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第５－３図参照）。

ａ　中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、１m以上であること。

ｂ　中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

ｃ　中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

ｄ　道に面する外壁に２以上の大型開口部があること。

ｅ　道に面する外壁の開口部で必要面積の１／２以上を確保できること。

ｆ　中庭から道に通じる部分に設けられる開口部は、規則第５条の５第２項各号に適合するものであること。

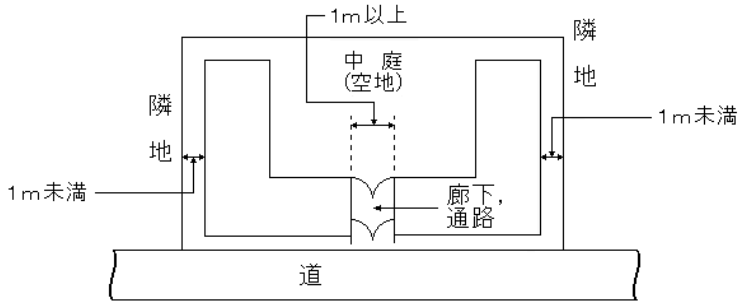

第５－３図

⑶　開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第５条の５第２項第３号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

ア　ガラス窓

ガラス窓（フィルム付のものを含む。）については、第５－１表のとおり。

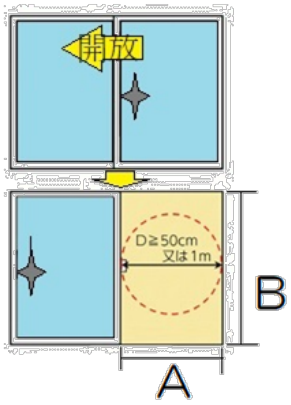

有効開口＝Ａ×Ｂ

第５－４図

ただし、いずれのガラスを用いた場合であっても、ＣＰマーク付きのものは外部からの開放は出来ないものとして取り扱う。

なお、ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分の有効開口は第５―４図による。

イ　屋内で施錠されている窓

ガラスを一部破壊することにより外部から開放する窓に設置される鍵、クレセント錠のうち、当該クレセントを開閉するために、他に解除作業等を要しないものに限ることとし、個別の鍵を用いないと開錠できないもの、ダイヤル又は暗証番号付のもの、防具等が附置されたもの等、セキュリティ機能が付された特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されているものは、認められない（第５－５図）。

また、一部破壊を必要とする箇所が３か所以上である場合も認められない（第５－６図）。

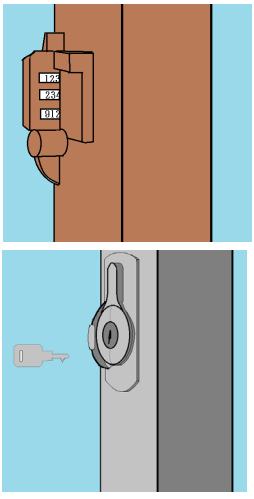

第５－５図　認められない場合の例(1)

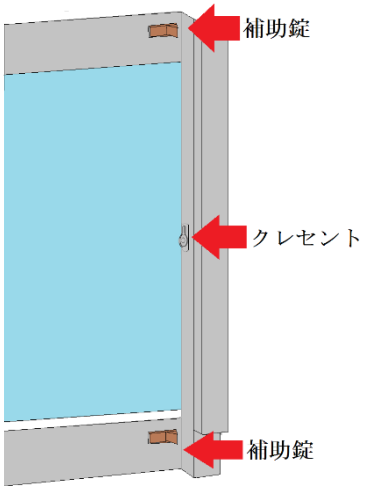

第５－６図　認められない場合の例(2)

ウ　シャッター付開口部

⑺　煙感知器と連動により解錠（非常電源付きのものに限る。）した後、屋内外から手動で開放できるシャッター付開口部

⑴　避難階又はバルコニー等（この場合奥行60㎝×幅は開口部の幅又は１ｍのいずれか大きい方が必要とする。）により消防活動上スペースが確保された部分に設けられた軽量シャッター

（厚さが１㎜以下のもので材質等はJIS A 4704）付開口部

(ｳ)　防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できる電動式シャッター付開口部（非常電源付きのものに限る。）

(ｴ)　屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの（(一財)日本消防設備安全センターにおいて性能評定を受けたものについては、これに適合するものとする。）で開放装置の注水口が１階又は避難階で消防隊が容易に部署できるものであるシャッター付開口部

なお、注水口の高さについては、有効に放水できるものとし、地盤面から概ね１ｍとすること。

(ｵ)　オーバースライダーの類いについては、(ｳ)及び(ｴ)を準用する。

エ　鉄扉等

(ｱ)　小窓付き鉄扉等は、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠するため、開口部の大きさは高さ200㎜以上、幅200㎜以上とし、かつ、サムターン部分から当該ガラス付小窓までの距離が200㎜以下であることが必要である。

ガラス小窓のガラスについては、第５－１表「ガラスの種類による無窓階の取扱い」に定める破壊可能なものとする（第５－７図参照）。

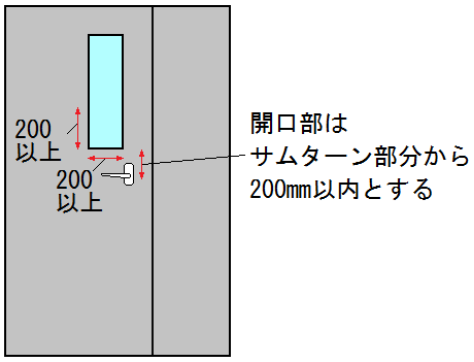

第５－７図

(ｲ)　煙感知器と連動により解錠（非常電源付きのものに限る。）できるもの

オ　二重窓

(ｱ)　はめ殺しの窓で厚さが双方ともおおむね６㎜以下の普通ガラスの戸

(ｲ)　内側の窓はかぎ等を用いることなく容易に開放できるものとし外側は第５－１表に適合させる等、屋内外から開放できるガラス戸

(ｳ)　避難階に設けられた電動以外の軽量シャッターとガラス戸（第５－１表「ガラスの種類による無窓階の取扱い」に定める破壊可能なものとする。）

カ　間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）

キ　開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

(ｱ)　通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

(ｲ)　通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね１ｍ以上、高さは1.8m以上として下端は床面から15cm以下であること。

(ｳ)　間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

ク　開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除、雨除等で避難及び進入に支障ないもの

ケ　避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で外壁は石綿スレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障がない場合に限る。）

コ　開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第５－２表により判断するものであること。

２　その他の開口部に係る取扱い

⑴　低放射ガラス（Ｌｏｗ－Ｅガラス）

金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスについては基材と同等として扱う。

⑵　窓用フィルム

ア　窓用フィルムを貼付するもので、次の全てに適合する場合は、第５－１表のフィルム１欄によることができる。

⑺　防犯用のものではないこと。

⑴　フィルムは次のいずれかのものであること。

ａ　ポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下、この第５において同じ。）以外で、基材の厚さが100μｍ（＝0.1㎜）以下であること。

ｂ　塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μｍ（＝0.4㎜）以下のもの。

イ　その他の窓用フィルム

前⑵．ア以外で、前⑵．ア．⑺及び次の⑺又は⑴に適合する場合は、第５－１表においてフィルム２欄に掲げるもののみ、規則第５条の５第２項第３号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」としてそれぞれ表による開口として算入することができる。

⑺　ポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μｍを超え400μｍ以下のもの。

⑴　ポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μｍ以下のもの。

⑶　複層ガラス

複層ガラスは、構成するガラスごとに第５－１表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8㎜以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。

複層ガラスを構成するガラスの判断基準については、第５－１表を参考とすること。なお、網入板ガラス等、第５－１表中△と判断されるガラスを複数枚使用する場合、規則第５条の５第２項第３号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

⑷　合わせガラス

第５－１表により判断を行う。

なお、同表に示すガラス以外の合わせガラスの取り扱いは、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（平成19年３月27日付け消防予第111号）」第１　合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの結果、「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として判定されたもの等については、規則第５条の５第２項第３

号に規定する開口部として取り扱うことができる。

３　その他

⑴　吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によるものとする（第５－８図参照）。

ア　床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ　開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

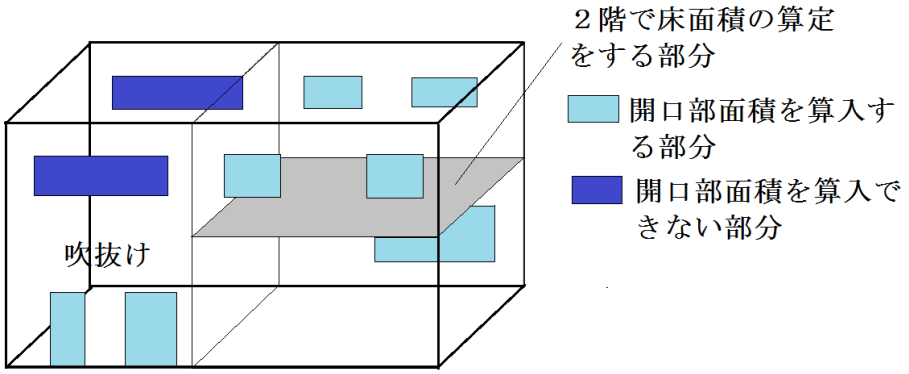

第５－８図

⑵　精神病院等の階が無窓階になる場合は、消防法の一部を改正する法律（昭和49年法律第64号）の附則第４項により消防用設備等がそ及適用されるものに限り、病室以外の部分が規則第５条の５の規定により無窓とならない当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

⑶　ホームセンターの外気に開放された庇下の売場等は、床面積が生じている場合であっても、本判定に限り外部空間として取り扱う。第５－11図では床面積の30分の１の開口部の計算は店舗内（網掛け部分）の床面積に対して行い、避難上及び消火活動上有効な開口部は網掛けの外壁に面する開口部に限るものとする（第５－９図参照）。

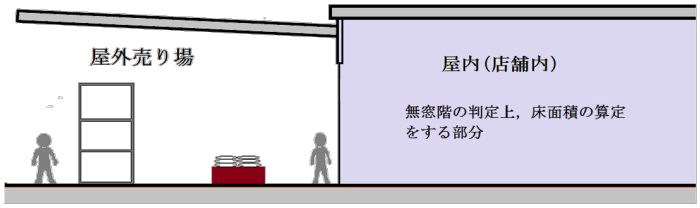

（立面図）

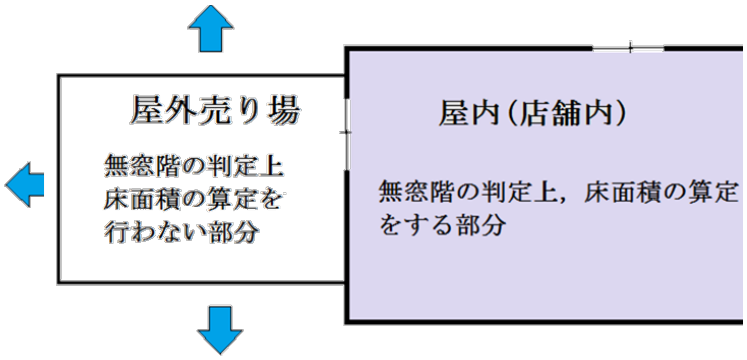

（平面図）

第５－９図

第５－１表　ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類 ＼ 開口部の条件					無窓階判定（規則第５条の５）			
					足場あり	足場なし		
						ガラスのみ	フィルム１	フィルム２
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ８㎜以下 （厚さが６㎜を超えるものは、ガラスの大きさが２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２m以下のものに限る）			引き違い戸	○	○	○	△
				ＦＩＸ	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8㎜以下			引き違い戸	△	△	△	△
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	厚さ10㎜以下			引き違い戸	△	×	×	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス 結晶化ガラス	厚さ５㎜以下			引き違い戸	○	○	○	△
				ＦＩＸ	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス ６㎜以下	ＰＶＢ 30mil以下	フロート板ガラス ６㎜以下	引き違い戸	△	△	△	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8㎜以下	ＰＶＢ 30mil以下	フロート板ガラス ５㎜以下	引き違い戸	△	△	△	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス ５㎜以下	ＰＶＢ 60mil以下	フロート板ガラス ５㎜以下	引き違い戸	△	×	×	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8㎜以下	ＰＶＢ 60mil以下	フロート板ガラス ６㎜以下	引き違い戸	△	×	×	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス ３㎜以下	ＰＶＢ 60mil以下	型板ガラス ４㎜以下	引き違い戸	△	×	×	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス ６㎜以下	ＥＶＡ ※ ①	フロート板ガラス ６㎜以下	引き違い戸	△	△	△	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	フロート板ガラス ６㎜以下	ＥＶＡ ※ ②	フロート板ガラス ６㎜以下	引き違い戸	△	△	△	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8㎜以下	ＥＶＡ ※ ①	フロート板ガラス ５㎜以下	引き違い戸	△	△	△	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8㎜以下	ＥＶＡ ※ ②	フロート板ガラス ５㎜以下	引き違い戸	△	△	△	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
倍強度ガラス	－			引き違い戸	×	×	×	×
				ＦＩＸ	×	×	×	×
複層ガラス	ガラスＡ	空気層	ガラスＢ	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。（参考：第５－１別表）				

ＰＶＢ…ポリビニルブチラール
ＥＶＡ…エチレン酢酸ビニル共重合体（株式会社ブリヂストン製のものに限る。）
ＰＥＴ…ポリエチレンテレフタレート
※ ①　ＥＶＡ中間膜0.4㎜以下＋ＰＥＴフィルム0.13㎜＋ＥＶＡ中間膜0.4㎜以下
※ ②　ＥＶＡ中間膜0.8㎜以下

※ 本表の基準に係わらずＣＰマーク品は有窓開口部とは取扱わない。

ガラスＡ ＼ ガラスＢ	○	△	×
○	○	△	×
△	△	×	×
×	×	×	×

第５－１別表　複層ガラスの判断基準（参考）

備　考

１　「足場あり」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。

ここでいうバルコニーとは、建基政令第126条の７第５号（奥行き１ｍ以上、長さ４ｍ以上）に規定する構造以上のもの

「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（ガラスのみ、フィルム１、フィルム２）同じ判定であること。

２　「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

３　「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。

４　合わせガラス、複層ガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205、JIS R 3209及びJIS R 3222に規定するもの

５　「フィルム１」は次のものをいう。

⑴　ＰＥＴ製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μｍ以下のものを貼付したガラス

⑵　塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μｍ以下のものを貼付したガラス

⑶　低放射ガラス（通称Ｌｏｗ－Ｅ膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）

６　「フィルム２」は次のものをいう。

⑴　ＰＥＴ製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μｍを超え400μｍ以下のものを貼付したガラス

⑵　ＰＥＴ製窓ガラスフィルムの有無にかかわらず、多積層で、基材の厚さが100μｍ以下のものを貼付したガラス

凡例

○……規則第５条の５第２項第３号に規定する開口部として取り扱うことができる。

△……ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合おおむね１／２の面積で算定する。）を規則第５条の５第２項第３号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×……規則第５条の５第２項第３号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第５－２表

	形　　式	判　　断
突出し窓	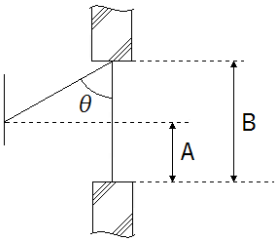 （注）　θは、最大開口角度 （０度～90度）	Ａの部分とする。 （注）　Ａ＝Ｂ（１－cosθ）
回転窓	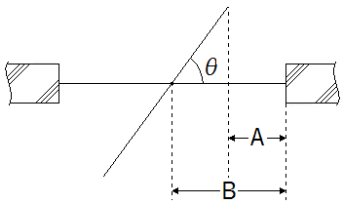 （注）　θは、最大開口角度 （０度～90度）	Ａの部分とする。 （注）　Ａ＝Ｂ（１－cosθ）
引き違い窓（上げ下げ窓を含む。）	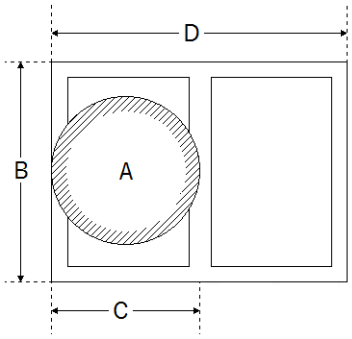 （注）　１　Ａ及びＣ＝１／２Ｄ ２　Ａは、50㎝の円の内接又は１ｍの円の内接	Ａ又はＢ×Ｃとする。 なお、次による寸法の場合は、50㎝以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 Ｂ＝1.0m（0.65m）以上 Ｃ＝0.45m（0.4m）以上 （注）（　）内は、バルコニー等がある場合
外壁面にバルコニー等がある場合	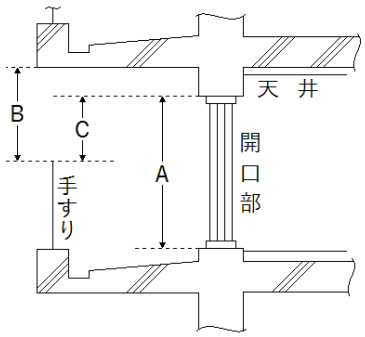	Ａの部分とする。 なお、Ｂは１ｍ以上で手すりの高さは、床面から1.2m以下とする。 （注）　バルコニーの幅員はおおむね60㎝以上の場合に限る。これによりがたい場合はＣを開口寸法とする。

第６　収容人員の算定

１　共通的取扱い

⑴　収容人員の算定は、法第８条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が２以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については棟単位、政令第25条の適用については階単位とする。

⑵　従業者の取扱いは次によること。

ア　従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあっては、従業者として取り扱わない。

イ　交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して存所する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあっては、その合計とすること。

ウ　指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ　階単位で収容人員を算定するにあたって、２以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ　階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を３㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、従業者の数とする。

⑶　収容人員を算定するにあたっては、次によること。

ア　単位面積当りで除した際の１未満のはしたの数は切り捨てるものであること。

イ　廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

⑷　固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は通常同一場所に置いて使用し、容易に動かすことのないものをいう（以下、この第６において同じ。）。

なお、次に掲げる床に固定されないいす席についても「固定式のいす席」として取り扱うこと。

ア　ソファー等のいす席

イ　いす席の相互を連結したいす席

２　政令別表第１の各項ごとの取扱い

⑴　**⑴項防火対象物**

次に掲げる数を合算して算定する。

１　従業者の数

２　客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数

イ　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4ｍで除して得た数（１未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

ロ　立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数

ハ　その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、その他の部分として0.5㎡で除して算定すること。

長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いす席ごとに算定すること。立見席については当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とすること。

⑵ **⑵項及び⑶項の防火対象物**

遊　技　場	次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3　観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5ｍで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする
その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5ｍで除して得た数（一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 ロ　その他の部分については、当該部分の床面積を３㎡で除して得た数

ア　遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

⑺　ボーリング場は、レーンに附属する固定いす席の数とする。

⑴　ビリヤードは１台につき２人とする。

⑼　麻雀は１台につき４人とする。

⑽　ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分0.5ｍにつき１人として算定する。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。

イ　ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。

ウ　キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

エ　芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。

オ　ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として３㎡で除して算定すること。

カ　⑶項ロ（飲食店と個人住居の用途のみに供されている⑯項イの防火対象物を含む。）に該当する防火対象物のうち、次の条件に適合する場合における収容人員の算定については、従業者数、構造的に固定されたいす席数及びその他の客席部分の当該床面積を３㎡で除し得た数の合算した数を収容人員とする。

⑺　当該防火対象物の延べ面積がおおむね150㎡未満の小規模なもの（政令第21条第１項第８号の規定の適用を受けるものは除く。）であること。

⑴　当該防火対象物の避難については、安全かつ容易な方法で二方向避難が確保されているものであり、周辺の状況も避難上の支障がないものであること。

キ　屋上ビアガーデン等の屋外部分で客を収容する場合は、従業者の数と当該部分の面積を３㎡で除して得た数を合算した数を収容人員とする。◆

⑶　(4)項の防火対象物

次に掲げる数を合算して算定する。

１　従業者の数

２　主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ　飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を３㎡で除して得た数

ロ　その他の部分については、当該部分の床面積を４㎡で除して得た数

売り場内のショーケース等を置いている部分は、従業者以外の者の使用する部分として取り扱うこと。

ただし、家具店等については、家具等を展示している部分以外を従業者以外の者の使用する部分として取り扱う。

⑷　(5)項の防火対象物

イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。 １　従業者の数 ２　宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ　洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 ロ　和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を６㎡（簡易宿泊所及び主として団体客を宿泊させるものにあっては、３㎡）で除して得た数 ３　集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5ｍで除して得た数（１未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 ロ　その他の部分については、当該部分の床面積を３㎡で除して得た数
ロに掲げるもの	居住者の数により算定する。

ア　和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

イ　和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者１人当たりの床面積がおおむね３㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

ウ　１の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されないことが明らかなものは、この限りではない。

エ　旅館･ホテル等内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分は設けられているものであって、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について規則第１条の３の表の政令別表第１⑸項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。

オ　簡易宿泊所の中二階（棚状）式のものは、棚数をベッド数とみなして算入すること。

参考

共同住宅の収容人員の算定は、確認申請の段階では規則第１条の３に基づき算定することが不可能なため、使用開始までの間は、原則として就寝の用に供することが可能な部屋数に１人を加算した人数を収容人員の目安とする。

⑸　**⑹項の防火対象物**

イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。 １　医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 ２　病室内にある病床の数 ３　待合室の床面積の合計を３㎡で除して得た数
ロ及びハに掲げるもの	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
ニに掲げるもの	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

ア　病院等の乳幼児は、収容人員に含めること。

イ　病院が和室の場合は、旅館の和式の宿泊室の算定方法によること。

ウ　予約診療制度を実施している診療所等についても規則第１条の３によって算定すること。

参考

⑹項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の社会福祉施設等※における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数は、以下を目安として判断すること。

ア　社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。

イ　アが明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。

ウ　イの届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受入れ体制に関する資料の提出を求め、推定される人数によること。

※　軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第８項に規定する短期入所又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設、⑹項ロ⑴及びハ⑴に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」をいう。

⑹　(7)項の防火対象物

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア　一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ　特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ　一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

エ　学習塾、予備校は教職員の数と、教室の机の数による最大収容時の人数を合算すること。

⑺　(8)項の防火対象物

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を３㎡で除して得た数とを合算して算定する。

⑻　(9)項の防火対象物

従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を３㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア　蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

イ　浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。

⑼　(10)項、(12)項、(13)項及び(14)項の防火対象物

従業者の数により算定する。

(10)項のうち、車両の停車場の従業者には、停車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店の従業者等を含めること。

⑽　(11)項の防火対象物

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を３㎡で除して得た数とを合算して算定する。

⑾　(15)項の防火対象物

従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を３㎡で除して得た数とを合算して算定する。

スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業員以外の者の使用に供する部分」として床面積に算入すること。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

なお、従業者以外の者の数が実態と相当かい離する場合は、更衣ロッカーの数を参考とすることができる。

⑿ ⑯項の防火対象物

政令別表第１に定める各項の用途と同一の用途に供される防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして、各項ごとの収容人員を合算する。

第７　建築物構造

１　構造

⑴　主要構造部

ア　耐火構造（建基法第２条第７号）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げるものとすること。

⑺　技術的基準（建基政令第107条）

ａ　第７－１表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

※　耐火構造にあっては、建築物の各部分の性能が第７－２表に掲げる火災による火熱を表に掲げる時間加えられた場合に、表に掲げる要件を満たすこと。

第７－１表　耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

建築物の部分＼建築物の階		最上階及び最上階から数えた階数が２以上で４以内の階	最上階から数えた階数が５以上で９以内の階	最上階かいら数えた階数が10以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上で19以内の階	最上階から数えた階数が20以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	１時間	1.5時間	２時間	２時間	２時間
	外壁（耐力壁に限る。）	１時間	1.5時間	２時間	２時間	２時間
柱		１時間	1.5時間	２時間	2.5時間	３時間
床		１時間	1.5時間	２時間	２時間	２時間
はり		１時間	1.5時間	２時間	2.5時間	３時間
屋根		30分間				
階段		30分間				

１　この表において、建基政令第２条第１項第８号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

２　前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

３　この表における階数の算定については、建基政令第２条第１項第８号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

ｂ　壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が一時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下、この第７において「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。（第７－２表）。

ｃ　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が１時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。（第７－２表）。

⑴　仕様の例示（平成12年建設省告示第1399号）

⑺　国土交通大臣の認定を受けたもの

第７－２表　耐火構造等に必要な性能に関する技術的基準

構造の種類	部　分	火災の種類	時　間	要　件
耐火構造 （令第107条）	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	１時間を基本とし、建築物の階に応じて３時間までの割増（屋根及び階段については30分間）	非損傷性
	壁、床	通常の火災	１時間（外壁の延焼のおそれのない部分は30分間）	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する通常の火災	１時間（屋根及び外壁の延焼のおそれのない部分は30分間）	遮炎性
準耐火構造 （令第107条の２）	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	45分間（屋根及び階段については30分間）	非損傷性
	壁、床、軒裏	通常の火災	45分間（屋根及び軒裏の延焼のおそれのない部分は30分間）	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する通常の火災	45分間（屋根及び外壁の延焼のおそれのない部分は30分間）	遮炎性
火災時倒壊防止構造 （令第109条の５第１号）	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	通常火災終了時間（通常火災終了時間が45分間未満である場合は、45分間）（屋根及び階段は30分）	非損傷性
	壁、床、軒裏	通常の火災	通常火災終了時間（通常火災終了時間が45分間未満である場合は、45分間）（外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのない部分）は30分）	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する通常の火災	通常火災終了時間（通常火災終了時間が45分間未満である場合は、45分間）（外壁の延焼のおそれのない部分及び屋根は30分）	遮炎性
避難時倒壊防止構造 （令第110条第１項第１号）	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	特定避難時間（特定避難時間が45分間未満である場合は、45分間）（屋根及び階段は30分）	非損傷性
	壁、床、軒裏	通常の火災	特定避難時間（特定避難時間が45分間未満である場合は、45分間）（外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのない部分）は30分）	遮熱性
	外壁、屋根	屋内において発生する通常の火災	特定避難時間（特定避難時間が45分間未満である場合は、45分間）（外壁の延焼のおそれのない部分及び屋根は30分）	遮炎性
１時間準耐火構造 （令第112条第２項）	耐力壁、柱、床 はり、屋根、階段	通常の火災	１時間	非損傷性
	壁、床、軒裏（壁及び軒裏は延焼のおそれのない部分を除く）	通常の火災	１時間	遮熱性
	外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのない部分を除く）	屋内において発生する通常の火災	１時間	遮炎性

防火構造 （令第108条）	外壁（耐力壁）	周囲において発生する通常の火災	30分間	非損傷性
	外壁、軒裏	周囲において発生する通常の火災	30分間	遮熱性
準防火構造 （令第109条の９）	外壁（耐力壁）	周囲において発生する通常の火災	20分間	非損傷性
	外壁	周囲において発生する通常の火災	20分間	遮熱性
屋根の構造 （令第109条の３）	屋根	屋内において発生する通常の火災	20分間	遮炎性
床(天井)の構造 （令第109条の３、第115条の２）	床、直下の天井	屋内において発生する通常の火災	30分間	非損傷性 遮熱性

（注）非損傷性：構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと。
遮熱性：加熱面以外の面の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度以上に上昇しないこと。
遮炎性：屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

※　可燃物が燃焼するおそれのある温度は、平成12年建設省告示第1432号で定められている。
※　通常の火災とは、一般的な建築物において発生することが想定される火災を表す用語をして用いており屋内で発生する火災、建築物の周囲において発生する火災の両方を含むものである。特に火災を限定する場合には、「屋内において発生する通常の火災」及び「周囲において発生する通常の火災」という用語を用いている（以下、この第７において同じ）。
※　もやは屋根の一部ではなく、はりに該当する。（昭和47年建設省住指発第436号）

イ　準耐火構造（建基法第２条第７号の２）

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第９号の３ロにおいて同じ。）に関して次に掲げるものとすること。

⑺　技術的基準（建基政令第107条の２）

a　第７－３表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

※　耐火構造以外にあっては、建築物の各部分の性能が、第７－２表に掲げる火災による火熱を表に掲げる時間加えられた場合に、表に掲げる要件を満たすこと。

第７－３表　準耐火構造に必要な性能に関する技術的基準

建築物の部分		時間
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45分間
柱		45分間
床		45分間
はり		45分間
屋根（軒裏を除く。）		30分間
階段		30分間

b　壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第129条の２の３第１項において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外

壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの（第７－２表）。

c　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること（第７－２表）。

⑷　仕様の例示（平成12年建設省告示第1358号）

⑸　国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ　火災時倒壊防止構造（建基政令第109条の５第１号）

建基法第21条第１項の各号のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）のうち自重又は積載荷重を支える部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）の主要構造部を通常火災終了時間が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して⑺の技術的基準に適合するもので、⑷の構造方法を用いるもの又は⑸の認定を受けたもの。

⑺　技術的基準（建基政令第109条の５第１号）

a　表２－４に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

第７－４表　火災時倒壊防止構造に必要な性能に関する技術的基準

建築物の部分		時間
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間（（通常火災終了時間が45分間未満である場合は、45分間。以下この表において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間
柱		通常火災終了時間
床		通常火災終了時間
はり		通常火災終了時間
屋根（軒裏を除く。）		30分間
階段		30分間

b　壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下ｂにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの。

c　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないもの。

⑷　例示の仕様（令和元年国土交通省告示第193号）

⑸　国土交通大臣の認定

エ　避難時倒壊防止構造（建基政令第110条第１号）建基法第27条第１項の各号のいずれかに該当する特殊建築物の主要構造部を特定避難時間が終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して、⑺の技術的基準に適合するもので、⑴の構造方法を用いるもの又は⑵の認定を受けたもの。

⑺　技術的基準（建基政令第110条第１号）

a　表７－５に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの

表７－５避難時倒壊防止構造に必要な性能に関する技術的基準

建築物の部分		時間
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）（特定避難時間が45分間未満である場合にあっては、45分間。以下この表において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		30分間
階段		30分間

b　壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下ｂにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの。

c　外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないもの。

⑴　例示の仕様（平成27年国土交通省告示第255号）

⑵　国土交通大臣の認定

オ　防火構造（建基法第２条第８号）

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げるものとすること。

⑺　技術的基準（建基政令第108条）

a　耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の

損傷を生じないものであること（第７－２表）。

b　外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること（第７－２表）。

(ｲ)　仕様の例示（平成12年建設省告示第1359号）

(ﾛ)　国土交通大臣の認定を受けたもの

カ　準防火構造（建基法第23条）

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物（その主要構造部の建基法第21条第１項の建基政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたものに限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して、次に掲げるものとすること。

(ｲ)　技術的基準（建基政令第109条の９）

a　耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること（第７－２表）。

b　外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること（第７－２表）。

(ｲ)　仕様の例示（平成12年建設省告示第1362号）

(ﾛ)　国土交通大臣の認定を受けたもの

⑵　屋根

ア　建基法第22条区域

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して次に掲げるものとすること。

(ｲ)　技術的基準（建基政令第109条の８）

次（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、ａ）に掲げるものとすること。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

a　屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

b　屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

(ｲ)　仕様の例示（平成12年建設省告示第1361号）

(ﾛ)　国土交通大臣の認定を受けたもの

イ　防火・準防火地域の屋根（建基法第62条）

防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉に

よる建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して次に掲げるものとすること。

⑺　技術的基準（建基政令第136条の２の２）

次（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、ａ）に掲げるものとする。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

ａ　屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。

ｂ　屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

⑴　仕様の例示（平成12年建設省告示第1399号）

⑺　国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ　ひさし及び霧よけは屋根の一部であるので、建基法第22条に規定する区域では不燃材料で造り、又はふくこと。

エ　鼻かくし及び破風板は軒裏の一部分として取り扱うこと。

⑶　防火設備（建基法第２条第９号の２ロ）

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の建基政令第109条で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して建基政令第109条の２で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

ア　技術的基準（建基政令第109条の２）

防火設備に応じて、第７－４表に掲げる火災による火熱が加えられた場合に、表に掲げる時間、表に掲げる要件を満たすこと。

第７－６表　防火設備に必要な性能に関する技術的基準

防　火　設　備	火　　災	時　間	要　　件
耐火建築物の外壁の開口部に設ける防火設備（建基法第２条第９号の２ロ、建基政令第109条の２）	通常の火災（屋内火災・両面）	20分間	加熱開始後、当該加熱面以外の面に火炎を出さないこと。
耐火建築物等としなければならない特殊建築物に設ける防火設備（建基法第27条第１項、建基政令第110条の３）	通常の火災（屋内外火災・片面）	20分間	
防火地域又は準防火地域内にある建築物の開口部に設ける防火設備（建基法第61条）	建築物の周囲において発生する通常の火災時（屋外火災・片面）	20分間	
防火区画に用いる防火設備（特定防火設備）（建基政令第112条第１項）	通常の火災（屋内火災・両面）	１時間	
界壁等を貫通する風道等に設ける防火設備（建基法第36条、建基政令第112条第１項）	通常の火災（屋内火災・両面）	45分	

イ　建基政令第109条で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備で次に掲げ

る物とすること。

⑺　建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1360号）

⑴　建基法第21条に規定する防火設備の仕様の例示（平成27年国土交通省告示第249号、第250号）

⑼　建基法第27条第１項に規定する防火設備の仕様の例示（平成27年国土交通省告示第255号）

⑽　建基法第61条に規定する防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1366号）

⑾　国土交通大臣の認定を受けたもの

ウ　防火区画に設ける防火設備等

⑺　建基政令第112条第１項に規定する特定防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1369号）

⑴　建基政令第112条第19項第１号、第129条の13の２及び第136条の２第１号の規定に基づき防火区画に設ける防火設備等の仕様の例示（昭和48年建設省告示第2564号（改正　平成12年建設省告示第1371号））

⑼　建基政令第112条第19項第２号、第126条の２第２項及び第145条第１項第２号の規定に基づき防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備等の仕様の例示

⑽　建基政令第112条第21項の規定に基づき防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（昭和48年建設省告示第2565号）

エ　界壁等に設ける防火設備

界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の仕様の例示（平成12年建設省告示第1377号）

２　耐火建築物・準耐火建築物

⑴　耐火建築物

建基法第２条第９号の２において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

ア　その主要構造部が次のいずれかに該当すること。

⑺　耐火構造であること。

⑴　次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあっては、ａに掲げる性能に限る。）に関して建基政令第108条の３で定める技術的基準に適合するもの。

ａ　当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ｂ　当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

⑼　国土交通大臣の認定を受けたもの。

イ　外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、前１．⑶の防火設備を設けること。

ウ　柱の防火被覆については、建基政令第70条による取扱いもあるので留意すること。

エ　耐火建築物にあっては、筋かいで構造上重要なものは耐火被覆すること。◆

⑵　準耐火建築物

建基法第２条第９号の３において規定する、次に掲げる基準に適合すること。

ア　準耐火建築物（イ－１）

建基法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物で、建基政令第129条の２の３第１項第１号

ロに掲げる技術的基準に適合するもの

イ　準耐火建築物（イ－２）

建基法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イ－１）に該当するものを除く。）

ウ　準耐火建築物（ロ－１）

建基政令第109条の３第１号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物エ準耐火建築物（ロ－２）建基政令第109条の３第２号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物

３　延焼防止建築物等

⑴　延焼防止建築物（建基政令第136条の２第１号ロ）

建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下３において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下３において同じ。）（以下「主要構造部等」という。）が、ア及びイの基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であるもの（表２－７）。

ア　主要構造部が建基政令第107条各号又は第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ　外壁開口部設備が建基政令第第109条の２に規定する基準に適合すること。

⑵　準延焼防止建築物（建基政令第136条の２第２号ロ）

当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備が、次のア及びイの基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること（表７－７）。

ア　主要構造部が建基政令第107条の２各号又は第109条の３第１号若しくは第２号に掲げる基準に適合すること。

イ　外壁開口部設備が建基政令第109条の２に規定する基準に適合すること。

第７－７表　防火地域・準防火地域における規制対象建築物の規模

<table>
<tr><td rowspan="2">階 数</td><td colspan="3">防火地域（法第61条）</td><td colspan="3">準防火地域（法第62条）</td></tr>
<tr><td>50㎡以下</td><td>100㎡以下</td><td>100㎡超</td><td>500㎡以下</td><td>500㎡超
1,500㎡以下</td><td>1,500㎡超</td></tr>
<tr><td>4階以上</td><td colspan="3" rowspan="2">耐火構造</td><td colspan="3">耐火構造</td></tr>
<tr><td>3階建</td><td rowspan="3">一定の
防火措置※2</td><td rowspan="3">45分
準耐火構造</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>2階建</td><td colspan="2">45分準耐火構造</td><td rowspan="2">防火構造※3
（外壁・軒裏）</td></tr>
<tr><td>平屋建</td><td>防火構造※1
（外壁・軒裏）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※1：附属建築物の場合。
※2：①隣地境界線等から1m以内の外壁の開口部に防火設備、②外壁の開口部の面積は隣地境界線等からの距離に応じた数値以下、③外壁を防火構造とし屋内側から燃え抜けが生じない構造、④軒裏を防火構造、⑤柱・はりが一定以上の小径、又は防火上有効に被覆、⑥床・床の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑦屋根・屋根の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑧3階の室の部分とそれ以外の部分とを間仕切壁又は戸で区画することが必要。
※3：木造建築物の場合。

第８　防火区画

これまでは、旧建設省等の通達等により、直接各種の判断を行ってきたが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年４月１日に施行されたことに伴い、これらの通達等は建築主事等の執務上の参考として取り扱われることとなった。

１　面積区画

⑴　建基政令第112条第１項第１号及び第６項第１号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く）、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること（昭和44年３月３日建設省住指発第26号、昭和46年12月４日建設省住指発第905号）。

なお、建基政令第112条第１項第１号及び第６項第１号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。

⑵　百貨店、マーケット等の売場で、一の階の売場面積がおおむね1,000㎡以上のものは、２以上の区域に区画することが望ましい。この場合の区画は煙の拡散を防ぐためのものであるからガラススクリーン（線入ガラスのはめ殺し等）、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸、その他防煙上これと同等以上のものとする。◆

⑶　物品販売店舗等に設ける防火シャッターは、訓練時毎に巻き上げが必要となる為、電動式とすること。◆

⑷　駐車の用に供する部分は、防火区画ごとに２以上の避難経路を確保すること。◆

⑸　駐車の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に避難階段等が直接面する場合には、当該避難階段等に防火区画された前室を設けること。◆

⑹　吹抜け等の空間を設けた場合における面積区画（建基政令第112条第３項）は、令和２年国土交通省告示第522号によるほか、次の内容を参考にすること。（令和２年国土交通省国住指第4658号）

ア　特定空間部分として想定する用途は玄関ホール、ロビーその他これらに類するものとしており、これら以外の用途に供する建築物の部分が当該部分に含まれることは認められないこと。

イ　令和２年国土交通省告示第522号第1号ロにおける特定空間部分の高さの算定は、当該部分の平均高さとすること。

ウ　建基政令第112条第３項の規定の適用によって、同条第１項の規定に基づき、空間部分と当該二以上の部分との間に耐火構造の壁等の区画材を設ける必要はなくなるが、同条第11項の規定に基づき同項に規定する竪穴部分である当該区画部分と当該二以上の部分との区画は別途要求されることから、当該区画材を設けずに建築する場合には別途全館避難安全検証法（建基政令第129条の２）により、全館避難安全性能の確認が必要であること。

２　竪穴区画

⑴　風道配管、電気配線等が防火区画の床を貫通する場合、ダクトスペース、パイプシャフト等を設け、階層ごとに床に相当する部分で耐火性能（１時間以上の耐火性能を有するもの。）、防煙性能を有する材料で塞ぐこと。

⑵　建基政令第112条第11項ただし書きにより、避難階からその直上階又は直下階のみに通じる吹き抜け（直下階から直上階まで３階層にわたって吹きぬけているものは含まれない。）で、内装を下地を含めて不燃材料で行う範囲は、当該吹抜けを含めて耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備若しくは両面20分の防火設備で区画された部分のすべてとする（昭和44年５月１日建設省住指発第149号）。

⑶　建基政令第112条第11項ただし書により、竪穴区画しなくてもよい住宅又は長屋の住戸には店舗併用住宅等も含まれるものとする。ただし、店舗等の部分の床面積が住宅部分の床面積よりも小さい場合に限られる。

⑷　百貨店、マーケット等のエスカレーター周囲の防火区画にあっては、通行に必要な部分を除いてエスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合はガラススクリーン（線入りガラス等）を併設するものとする。◆

⑸　エスカレーター部分は建基政令第112条第11項の昇降路に該当するので、区画は水平引きシャッターとせずに竪穴区画とすること。

※　これはエスカレーターの乗口の床下に防火上弱い部分があるためである（昭和44年11月７日建設省全建行連発第７号）。

⑹　エスカレーター周囲を区画する場合、避難用扉を設けること。

※　これは、エスカレーターは法令上避難路として扱わないが、火災の際の区画内に人が残ることが考えられるためである（昭和44年11月７日建設省全建行連発第７号）。

⑺　竪穴区画は各階で区画することを原則とするが、２の階にのみわたる部分階段にあっては、下の階で区画すれば足りるものとする。

⑻　防火シャッターは、前１．⑶を準用すること。

⑼　全館避難安全検証法を行うことにより、竪穴区画の適用除外が認められた階段、吹抜けであっても竪穴区画を設置すること。◆

３　小規模建築物における竪穴区画

⑴　建基法第27条第１項第１号でいう警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、建基政令第110条の５において規定し、警報設備の構造方法と設置位置は告示（令和元年国土交通省告示第198号）で定められている。具体の設備としては消防法令に定める「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」を想定しているものであること。

⑵　建基政令110条の４でいう「入所する者」とは、対象用途の本来の目的に応じて施設を利用する者のことを意図しており、具体的には、老人ホーム等の居住型の入所施設や、老人短期入所施設（ショートステイ）等の短期宿泊型の入居施設などを想定しているものであること。

⑶　建基政令112条第11項及び第12項の「間仕切壁」や「戸」については、特定の仕様を求めていないが、火災時の接炎によって直ちに火災が貫通するおそれのあるもの（ふすまや障子のほか、普通ガラス、厚さ３㎜程度の合板等で造られたものなど）は対象外であること。

⑷　建基政令112条第12項及び第13項の規定による区画に用いる防火設備及び戸については、「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2564号）」に基づくものとするか、大臣認定を受けたものとすること。

４　異種用途区画

⑴　建基政令第112条第18項で建築物の一部が建基法第27条第１項各号の一に該当する部分を用途区画する場合、原則として建基法別表第１㈽欄の同一枠内であっても、用途が異なるときは、区画を要すること。

⑵　建基政令第112条第18項ただし書きにより用途区画を設けない場合は、次によること。ア特定用途部分（建築基準法第27条第１項各号、第２項各号又は第３項各号のいずれかに該当する建築物の部分をいう。以下、同じ。）と同一階に存する特定用途部分に隣接する部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用されるものであり、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましいこと。（令和２年国土交通省国住指第4658号）イ建基政令第112条第18項ただし書きにより設ける警報設備は、建築基準法上の建築設備として扱われるものであり、また、令和２年国土交通省告示第250号第２に規定されているとおり、自動火災報知設備に限られており、特定小規模施設用自動火災報知設備は含まれないものであること

５　防火戸

⑴　防火区画に用いる構造方法の取扱いは、次の第８－１表によること。

第８－１表　防火設備の種別とその要求性能（建基政令第112条第19項）

条	項	号	区　画　種　別	構造方法		
				遮炎性能（第19項第１号）	遮炎性能・遮煙性能（第19項第２号）	遮煙性能（第19項第２号）
112	1	本文	面積区画	特定防火設備		
		2	適用除外階段等		特定防火設備	
	4		準耐火500㎡区画	特定防火設備		
	5		準耐火1、000㎡区画	特定防火設備		
	6		４項、５項適用除外		特定防火設備	
	7		11階以上100㎡区画	防火設備		
	10		７項適用除外		防火設備	
			８項、９項適用除外		特定防火設備	
	11		竪穴区画		防火設備	
	12	本文	竪穴区画（３階病院等/200㎡）		防火設備	
		ただし書き	本文適用除外		10分防火設備	
	13		竪穴区画（３階旅館等/200㎡）			戸（ふすま、障子その他これに類するものを除く。）
	17		異種用途区画		特定防火設備	

⑵　建基政令第112条第19項で常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動できるものにあっては、面積が３㎡以内とされているが、これは開口部の大きさでなく、一の防火戸

の大きさを規定しているものである。

なお、３㎡を超える防火設備にあっては、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号。以下、この第８において「防火設備等構造告示」という。）第１．２．イからトまでに適合させること。

⑶　居室から地上に通じる主たる廊下、階段、その他の通路に設ける常時閉鎖式防火戸は、防火設備等構造告示 第１．２．ロに規定する幅、高さ及び下端の床面からの高さとすること。

⑷　そで扉付シャッターは建基政令第112条第19項の防火戸と認められないので、避難扉はシャッターと一体にせず、上下階の床に固定した柱に設けること（昭和44年11月７日建設省全建行連発第７号）。

⑸　一の竪穴区画に係る煙感知器連動の防火戸が同一階に２以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火戸はすべて閉鎖すること。

※　第８－１図において、S_1、S_2又はS_3のいずれかが作動した場合に、シャッター①、②及び③が閉鎖すること。

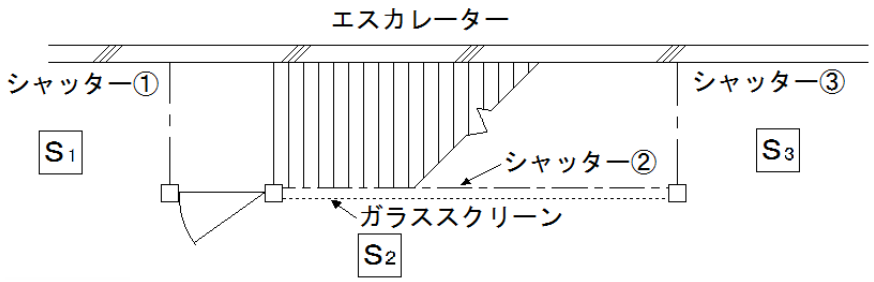

第８－１図

⑹　竪穴区画に係る防火戸（感知器の作動と連動して閉鎖するもの）の閉鎖は、感知器が作動した階のみとすること。ただし、吹抜け部分については感知器（吹き抜け部分を区画するものに限る。）が作動した場合、全階作動すること。

⑺　火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖しなければならない防火戸から10m以内の部分が、煙感知機の設置に不適当な場合（防火設備等構造告示　第１．２．ニ．⑵．㈢の各号に定める場所で厨房、駐車場等）である場合は、当該防火戸は常時閉鎖式とすること。なお、これにより難い場合は次のいずれかによること。◆

ア　煙感知器を蓄積型とする。

イ　非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二つの感知器の作動の組み合わせにより連動させる。

⑻　防火設備等構造告示　第１．２．ホ．⑴で「連動制御器は随時、制御の監視ができるもの」としているが、通電状態がパイロットランプ等により確認できるものがこれに該当するものとする（昭和49年４月11日建設省住指発第342号）。

なお、監視規模が大きくなった場合は、防災センター等において防火設備の開閉状態も含めて監視できる集中制御方式とすること。◆

⑼　防火設備等構造告示　第１．２．トで、防火戸の自動閉鎖機構（温度ヒューズ連動を除く。）は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては避難上の支障が生じるおそれがない場合、予備電源を

設置しないことができるものとする(昭和49年４月11日建設省住指発第342号)。

⑽　防火戸を連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること（第８－２図参照）。

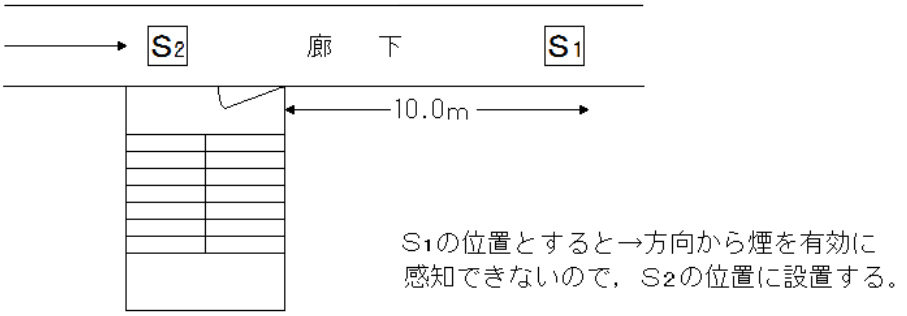

第８－２図

⑾　特別避難階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの防火戸（室内側のもの）には、次により消防用ホース通過孔を設けること。◆

ア　位置は蝶番の反対側下部とすること。

イ　幅及び高さは、それぞれおおむね15㎝及び10㎝とすること。

ウ　消防用ホース通過孔の部分は手動で開閉できる常時閉鎖式防火戸とし、かつ、防火設備等構造告示 第２に定める構造とすること。

エ　消防用ホース通過孔部分は蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること（第８－３図参照）。

⑿　防火戸は火災時に適正に閉鎖されるように、表示等により、物の存置がないように維持できるような措置を講じておくこと。

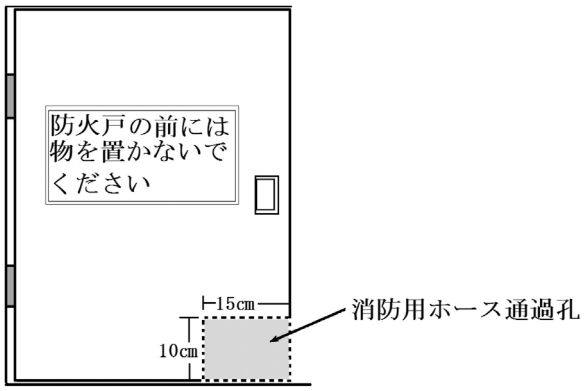

第８－３図

なお、当該消防用ホース通過孔について、前⑾.ウに定める構造に適合すれば、当該通過孔の開き方向は、次によること（第８－４図参照）。

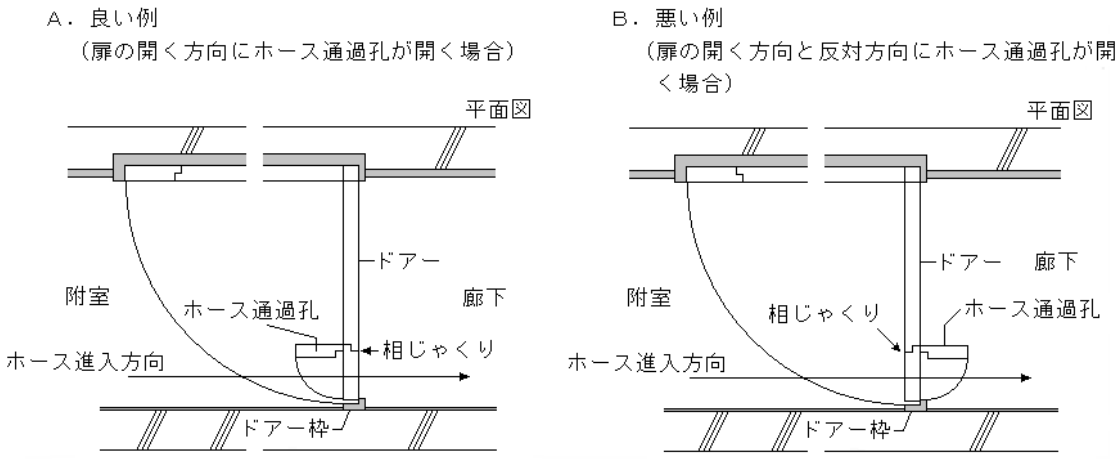

※　ホース通過孔が両側に開く場合は、Ａ．良い例とみなすものとする。

第８－４図

６　風道及び防火ダンパー

⑴　予備電源又は非常電源としての自家発電設備室の換気風道は専用とし、当該換気風道については、機械換気設備の機械室及びポンプ室等（耐火構造の壁及び床又は特定防火設備で区画されているものに限る。）の部分を除き、おおむね30分間以上の耐火性能を有するもので被覆等すること。

なお、当該換気風道が建基政令第112条等に規定する防火区画を貫通する場合、当該防火区画内を通過する部分の風道は、耐火構造で造る等当該区画貫通部分に防火ダンパーを設けない構造とすること。

⑵　防火ダンパーは可能な限り防火区画の壁又は床の貫通部に取り付けること。

なお、やむを得ず貫通部の直近に設ける場合、貫通部と防火ダンパーとの間のダクトは厚さ1.5㎜以上の鉄板とするか、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。

⑶　防火ダンパーの煙感知器は、間仕切壁等で区画された場所で当該ダンパーに係る風道の換気口等がある場合、壁（天井から50㎝以上下方に突出したたれ壁等を含む。）から60㎝以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために60㎝以上離すことができない場合にあっては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)に設けること。

なお、第８－５図のような場合、当該風道の吹出口又は吸込口がある部分のいずれの感知器の作動によっても閉鎖すること。◆

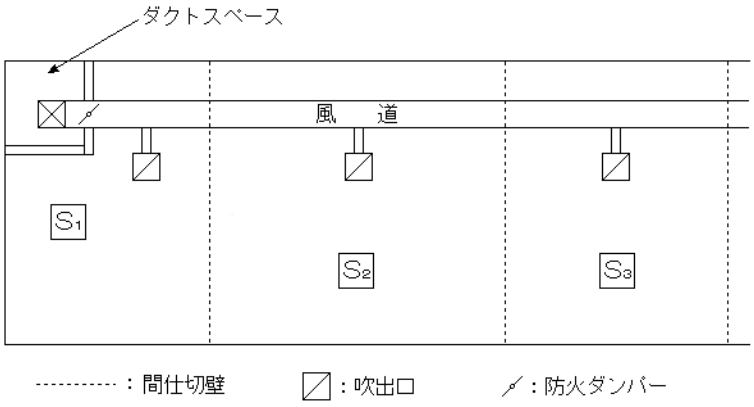

第８－５図

⑷　温度ヒューズは、当該温度ヒューズに連動して閉鎖するダンパーに近接した場所で風道の内部に設けること。

７　その他

⑴　政令別表第１⑸項イ及び⑹項の用途のうち就寝施設にあっては、病室、客室等の就寝室と廊下とを準耐火構造の壁で区画し、開口部には防火戸を設けること。◆

⑵　建基政令第114条第１項で共同住宅等の各戸を耐火構造の壁で区画する場合、同第112条第16項及び第17項に準じ、区画する界壁が接する外壁部分（90㎝幅）を耐火構造とし、当該部分にある開口部には防火戸を設けるか、50㎝以上突出した耐火構造のひさし若しくはそで壁を設けること。◆

⑶　冷凍倉庫等において壁、床を断熱する場合、壁と床が接する部分に断熱材によって防火的な隙間が生じないようにすること。

※　壁の断熱工事をした後に床版を取り付ける工法の場合に生じやすい。

なお、当該断熱材は原則として不燃性のものを使用し、止むを得ずそれ以外のものを使用する場合には、一定間隔で適当な位置に不燃材による延焼防止措置（ファイアーストップ等）を行うこと。◆

⑷　カーテンウォール工法にあっては、床版先端とカーテンウォールとの間に隙間が生じ易いが、隙間にはモルタル又は岩綿等を十分に充てんすること。

また、カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。◆

⑸　プレキャストコンクリート板を使用する壁、床にあっては、所定の施工仕様に基づき、目地部分の隙間充てんや端部の耐火被覆等を十分に行うこと。

⑹　建基政令第112条第１項及び同第128条の５でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合、消防法令の基準に適合させること。

⑺　政令別表第１に掲げる防火対象物の防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するため、次に定めるところにより管理しなければならない。

ア　防火設備は、常時閉鎖式又は作動できるようにその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

イ　防火設備は、火災により生じる圧力、外気の気流等の影響により閉鎖又は作動に支障を生じないようにすること。

ウ　防火区画の防火設備（遮熱力のあるものを除く。）に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置かないこと。

エ　風道に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

⑻　旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火設備は、夜間時に閉鎖又は作動状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖し又は作動するものにあっては、この限りでない。

８　規則第12条の２に規定する区画

⑴　規則第12条の２第１項第１号に規定する区画（以下、この８において「１号区画」という。）については、建基政令第107条の２に定める準耐火性能を有すること。この場合、45分以上の準耐火性能を有すること。◆

⑵　規則第12条の２第１項第２号に規定する区画（以下、この８において「２号区画」という。）に

ついては、建基政令第107条に定める準耐火性能を有すること。この場合、１時間以上の準耐火性能を有すること。◆

⑶　規則第12条の２第３項に規定する区画（以下、この８において「３項区画」という。）については、建基政令第107条の２に定める準耐火性能を有すること。

⑷　１号区画、２号区画及び３項区画を貫通する配管は、建基政令第129条の２の４第１項第７号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部との隙間を、モルタル等の不燃材料で埋め戻す等の措置をとること。

⑸　１号区画、２号区画及び３項区画は、２以上の階にわたらないこと。

⑹　１号区画、２号区画及び３項区画をダクトが貫通する部分には、煙感知の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

９　規則第13条に規定する区画

規則第13条第１項１号に規定する区画（以下、この９において「１号区画」という。）、規則第13条第１項第１の２号に規定する区画（以下、この９において「１の２号区画」という。）及び規則第13条第２項に規定する区画（以下、この９において「２項区画」という。）については、次によるものとする。

⑴　１号区画は建基政令第107条の２に定める準耐火性能を有すること。

ただし、３階以上の階に政令別表第１⑹項ロ又はハに掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

⑵　１号区画は、政令別表第１(6)項ロ又はハに掲げる用途内の居室ごとに設けるのではなく、住戸単位の区画で足りること。

⑶　１の２号区画及び２項区画は、建基政令第107条に定める耐火性能を有すること。

⑷　１号区画、１の２号区画又は２項区画を貫通する配管、建基政令第129条の２の４第１項第７号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部との隙間を、モルタル等の不燃材料で埋め戻す等の措置をとること。

⑸　１号区画、１の２号区画又は２項区画は２以上の階にわたらないこと。

⑹　１号区画、１の２号区画又は２項区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

⑺　エレベーター扉は規則第13条第２項第１号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

10　規則第30条の２に規定する自動閉鎖の防火戸

常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。

なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。

第９　二方向避難

条例第49条に定める「防火対象物の安全避難」の運用については次のとおりである。

１　趣旨

⑴　条例第49条第１項は、政令別表第１に掲げる防火対象物における避難対策の基本的理念を宣明したものである。本項により、条例第49条第２項の適用を受ける防火対象物以外であっても、二方向避難経路に準ずるものを確保するよう努めなければならない。

⑵　条例第49条第２項は、政令別表第１⑸項及び⑹項に掲げる防火対象物が就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のある者の利用に供する施設であり、それらの施設は過去の火災事例等において、火災発生時に避難開始の遅れ、居室内閉じ込め、あるいは窓等からの飛び下りによる死傷等の例が多いことを鑑み、規定しているものである。

⑶　条例第49条第３項は、政令別表第１⑹項関係の病院や社会福祉施設等について、火災時、車いす等で速やかに直接バルコニーへ避難できるようにするため、避難経路に係る開口部を掃き出し等とするように規定しているものである。

２　適用の範囲

条例第49条第２項の適用の範囲は、政令別表第１⑸項及び⑹項に掲げる防火対象物並びに同表⑯項に掲げる防火対象物のうち、同表⑸項又は⑹項に掲げる防火対象物の用途に供する部分が存する防火対象物の就寝の用に供する居室（保育所の午睡及び関係者の仮眠に供する室並びに集中治療室等（厚生労働省認定特定集中治療室施設基準を満たす部分に限る。）を除く。）である。

なお、政令別表第１に掲げる防火対象物又はその部分に防火対象物関係者が使用する仮眠室等を設ける場合は、条例第49条第１項に基づき、当該部分に避難器具を設置することが望ましい。◆

３　用語等の定義

⑴　条例第49条第２項の「二方向避難経路を確保」とは、すべての就寝の用に供する居室（共同住宅にあっては、１住戸を一の居室とみなす。ただし、メゾネット住宅の場合は１住戸内の各階を一の居室とみなす。）から、地上に通ずる安全な避難のための経路をそれぞれ２以上確保することにより、火災の際に各居室から１以上の経路を利用して安全に避難できる状態をいう。

⑵　条例第49条第２項の「就寝の用に供する居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路」とは、玄関、廊下、階段等から主な出入口等を経由する避難経路をいう。

⑶　条例第49条第２項の「バルコニー等」とは、次のアからキまでに掲げる要件を満たすものとする。

ア　直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造であること。

イ　一の居室等に対し、おおむね２㎡以上を有すること。

ウ　外壁に堅牢に固定され、避難上支障のない構造であること。

エ　転落防止のため、周囲に高さが110㎝以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定していること。なお、横桟形式のもの等、足掛かりになるものの設置は避けること（ホテルに設置されるバルコニー等で、日常使用することがない場合はこの限りでない。）。

オ　幅員は80㎝以上とすること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物等である場合は、60㎝以上とすることができる。

カ　バルコニー等は、床面から高さ180㎝以上の空間を有していること。

キ　バルコニー等に隔壁を設ける場合は、当該隔壁は次に適合する破壊板であること。

⑺　不燃材料で、かつ、容易に破壊できるものであり、おおむね次のようなものであること。

※

種　　類		厚　　さ
セメント板 石　　綿	フレキシブル	4㎜以下
	軟　質　板	5㎜以下
石綿セメントパーライト板 (ケイ酸カルシウム板)		

JIS A 5430参照

⑴　破壊できる部分（以下、この第９において「破壊口」という。）の下端の床面からの高さは、車椅子利用者が想定される場合は、避難が可能な高さ（おおよそ５㎝以内）とすること。

⑵　破壊口は、前オの規定の例によることとし、通行可能なものであること（第９－１図参照）。

⑶　破壊板の支持構造物は、前⑵の破壊口を有効に確保できるように設けること。

⑷　破壊板には、次に定める表示をすること。

a　表示場所は破壊板の見易い位置とする。なお、避難経路が複雑な場合は、容易に避難できるような表示とすること。

b　表示方法例（第９－２図参照）

(a)　表示する文字は他の色と区別できるものとすること。

(b)　文字の大きさは、上２行はおおむね一文字が12㎠以上とし、下１行はおおむね一文字が５㎠以上とする。

ニ方向避難における隔壁の設置例

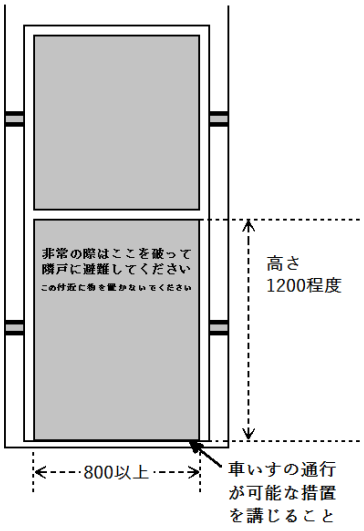

第９－１図

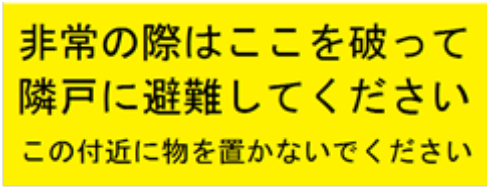

第９－２図

⑷　破壊板付近は避難の際、通行、破壊、操作等が阻害されないよう管理しなければならない（条例第49条の２第２項）。阻害されないとは、破壊、操作空間に物品等が存置されていないこと。（第９－３図参照）

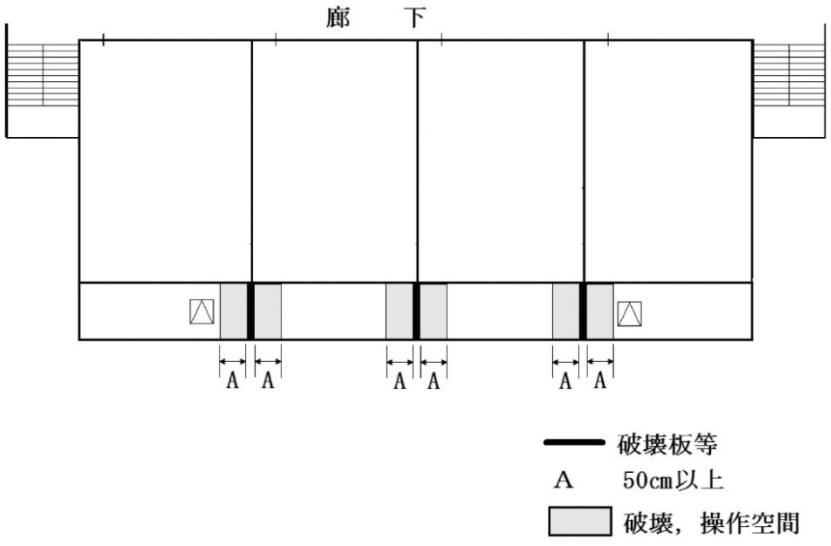

第９－３図

⑷　条例第49条第２項の「バルコニー等を経由して避難することができる経路」とは、バルコニー等を経由して、階段その他の有効に避難できる設備又は器具が設置されている場所に到達し、最終的に安全な場所へ避難できる状態をいい、次のアからエでに掲げる要件を満たすものとする。

ア　バルコニー等は、隣接する居室等を相互に連絡できるように設けるか、居室等ごとに独立して設けること。

イ　「有効に避難できる設備又は器具」のうち器具とは、次の要件を満たすものをいう。

⑺　政令第７条第４項第１号に定める避難器具のうち、固定式（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第３号）第２条第２号の「固定はしご」並びに避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第１号）第２　２の「すべり台」、５の「避難用タラップ」及び７の「救助袋（ハッチ収納式に限る。）」に限る。）のものであること。ただし、政令別表第１⑸項（同表⑯項に掲げる防火対象物に存するものを含む。）で、避難器具用ハッチに格納されたハッチ用つり下げはしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第２条第５号）を設置した場合はこの限りでない。

⑴　マンホールに設けられる固定はしごの当該マンホールの降下口の大きさは、直径50㎝の円が内接する大きさ以上で、避難者が円滑に通過できるものであること。

ウ　敷地内の避難経路は、幅員80㎝以上を確保すること。ただし、ワンルームマンション等で入居者が自力避難可能な者に限定される建築物等である場合は、60㎝以上とすることができる。なお、避難器具降下地点（避難空地）からの避難通路については、屋内廊下等を経由して避難する経路は認められない（直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造のものを除く。）。

エ　避難階部分のバルコニー等からの避難経路で、次のいずれかに該当する場合は、手摺り壁等に扉等を設け、安全に地盤面に避難ができるよう措置すること。◆

⑺　バルコニー等の床面からバルコニー等の手すりの上端までの高さが1.2ｍを超える場合

⑴　地盤面からバルコニー等の手すりの上端までの高さが2.0ｍを超える場合

⑸　条例第49条第３項の「その開口部は段差のないものその他これに準ずるもの」とは、車いす等で直接バルコニーに避難できるようバルコニー等に至る開口部に設ける掃き出し窓をいう。なお、バルコニー等には、車いす等による避難の際に支障とならない範囲で、雨水の侵入を防ぐための最低限の段差を設けることができる。

４　二方向避難経路の確保

避難経路として使用できない部分は次によること。（第９－４～11図参照）

なお、政令別表第１⑹項に掲げる防火対象物については、自力避難困難な者の利用に供するため、全周バルコニーを設置し、バルコニー等から居室等を経由することなく直接階段室（附室）に到達できるものとすること。（第９－４図参照）◆

⑴　火災住戸

⑵　開放廊下については、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸の幅員に相当する部分

⑶　中廊下の部分

【凡例】
C　：開放廊下
C´：中廊下
B　：バルコニー
←→：避難経路
☒　：避難器具
□　：火災時使用できない部分

⑷　火災住戸のバルコニー等（ただし、避難階の火災住戸で専用庭等が確保され、上階のバルコニー下を経由しないなど火災の影響を受けないと認められる場合を除く。）

⑸　階段室型については、火災住戸が面する階段室（告示７号階段の場合は（第９－８図）による。）

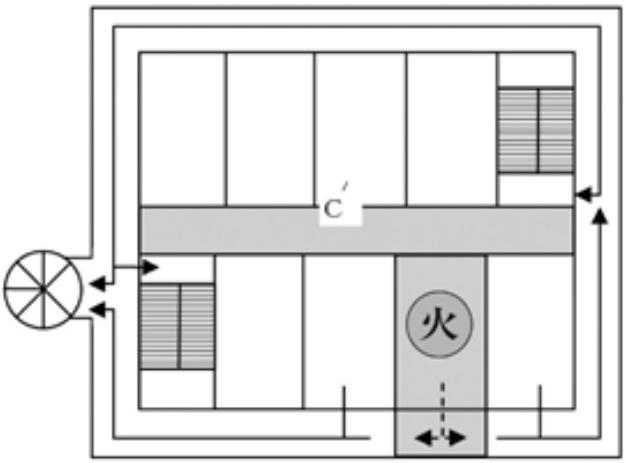

第９－４図（全周バルコニーの例）

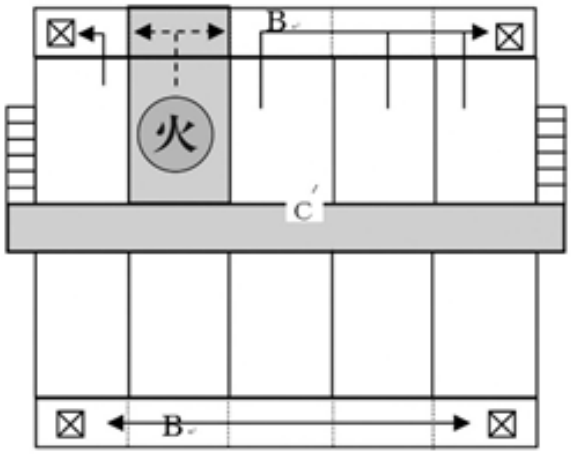

第９－５図（中廊下の例）

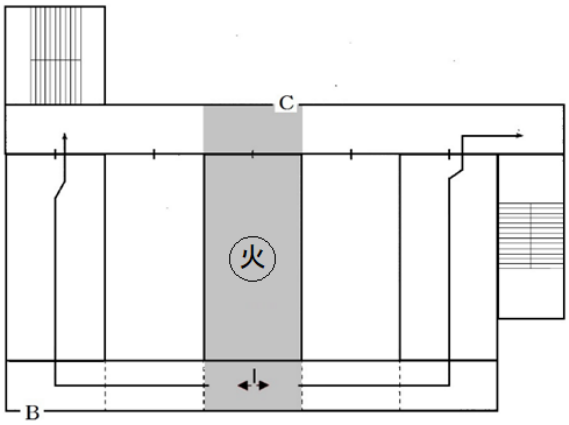

第９－６図（開放廊下の例）

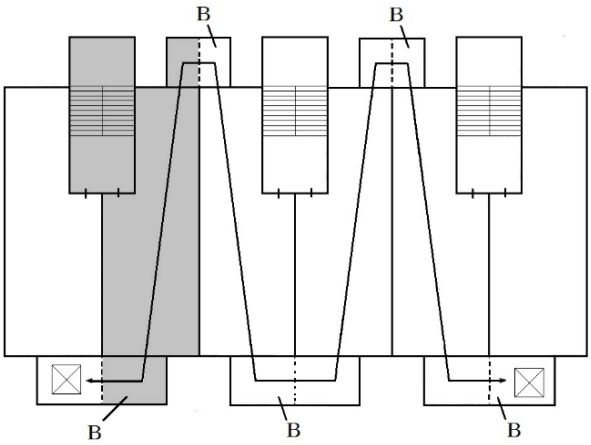

第９－７図（階段室型の例）

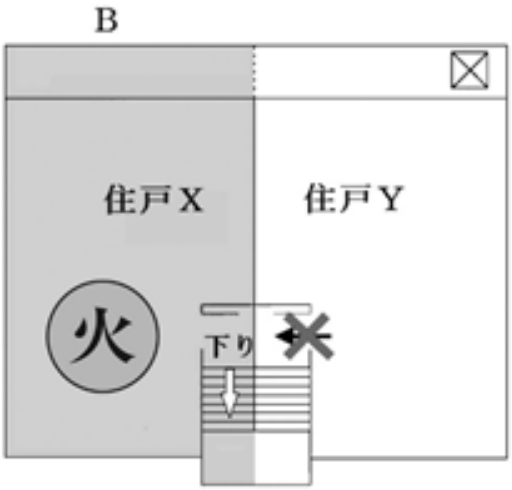

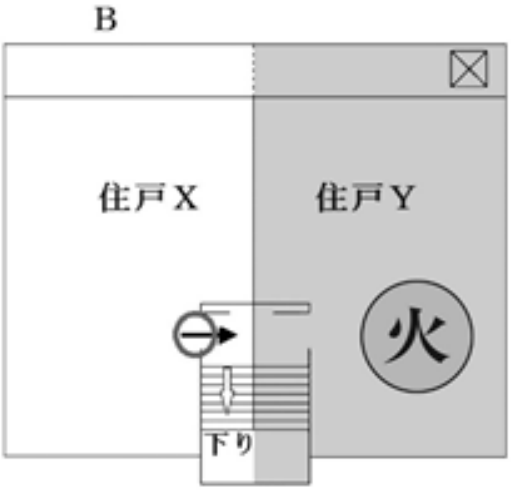

第９－８図（階段室型（告示７号階段）の例）

- ➢ 火災住戸がXで出火部位が階段付近のとき
  - ・ 住戸Xからは、バルコニー等を経由して住戸Yに至っても火災住戸Xの出入口から火災の影響を受けるおそれがあり、階段が使えないので住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなければならない。
  - ・ 住戸Yは、火災室に向かっての避難はできないので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなければならない。
- ➢ 火災住戸がYで出火部位が階段付近のとき
  - ・ 住戸Xからは、火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。
  - ・ 住戸Yからは、バルコニー等を経由して住戸Xに至れば火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。

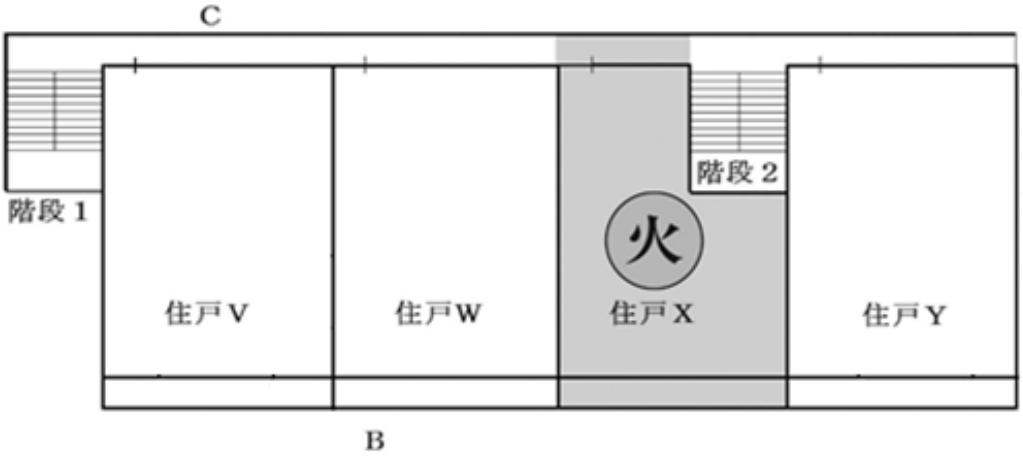

第９－９図（使用できない部分の例①）

- ➢ 住戸Yは火災住戸がXのときでも、Xの開口部の前を通ることなく階段２へ避難することができるので、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

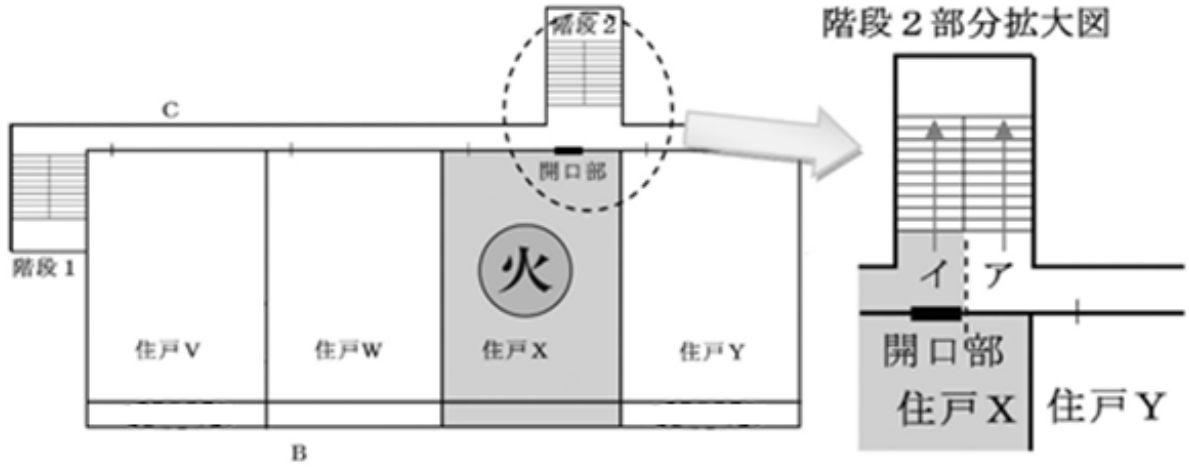

第９－10図（使用できない部分の例②）

➢ 火災住戸がXのとき

- 階段の降りる方向がアの場合は、住戸Yからは、火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段２へ避難できると判断し、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくても二方向避難経路が確保されているものとする。
- 階段の降りる方向がイの場合は、住戸Yからは、火災住戸Xの開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段２へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニー等に避難器具を設置しなくてはならない。

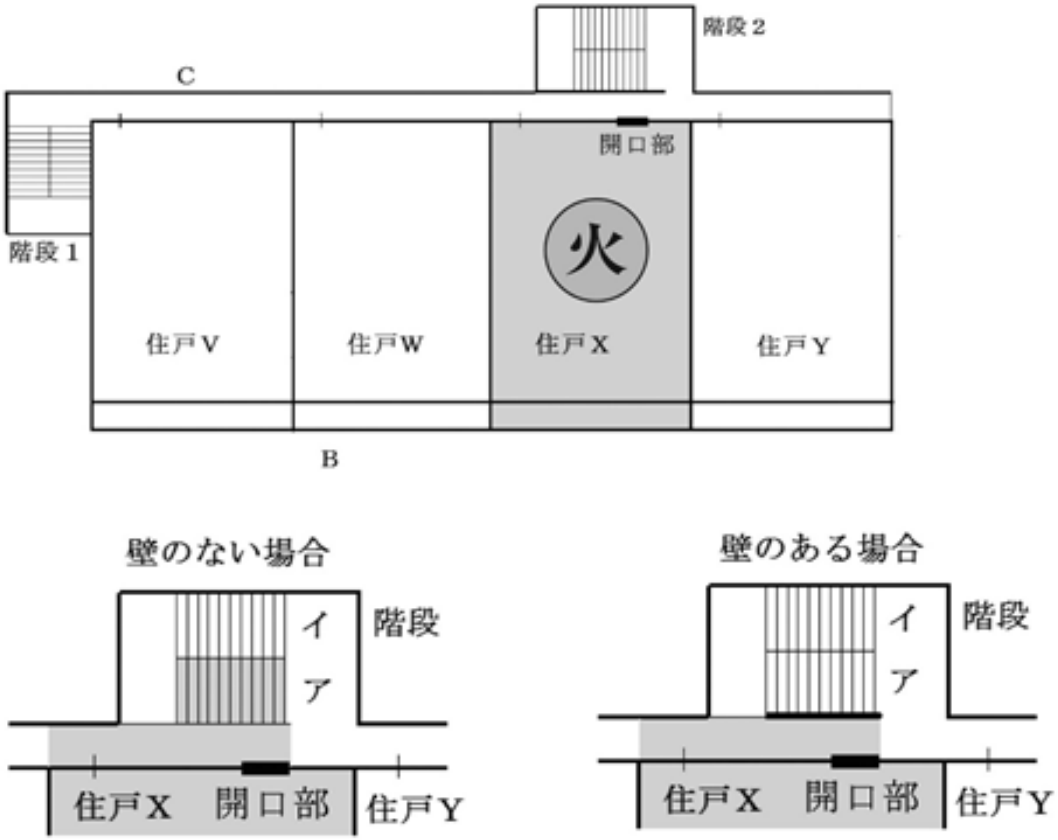

第９－11図（使用できない部分の例②）

➢ 火災住戸がXで階段の降りる方向がアのとき

- 火災住戸Xの開口部の前に壁がない場合は、開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段２へ避難できない可能性があることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。
- 火災住戸Xの開口部の前に壁がある場合は、開口部の前が遮られているので火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段２へ避難できるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

➢ 火災住戸がXで階段の降りる方向がイのとき

- 火災住戸Xの開口部の前に壁がなくても相当の距離があり、開口部から火災の影響を受けるおそれがなく、階段２へ避難できることから、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。

５　火災予防上支障がないと認める措置を講じたとき

「神戸市火災予防条例第49条第２項ただし書きの規定に基づき、火災予防上支障がないと認める措置を定める件」（令和７年４月１日消防告示第１号。以下「水平避難対策等告示」という。）に該当する場合は、条例第49条第２項の規定を適用しないことができる。水平避難対策等告示の運用については、以下のことに留意すること。

⑴　スプリンクラー設備等の設置範囲について

就寝の用に供する部分及び就寝の用に供する部分が存する階に限らず、水平避難対策等告示１にあっては、政令別表第１⑸項又は⑹項に掲げる防火対象物（政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物にあっては、同表⑸項又は⑹項に掲げる防火対象物の用途に供する部分）全体、水平避難対策等告示２⑴にあっては、政令別表第１⑸項又は⑹項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物（政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物にあっては、同表⑸項又は⑹項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供する部分）全体に設置しなければならない。

なお、防火対象物の安全避難の観点から、政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物であっても、防火対象物全体にスプリンクラー設備等を設置することが望ましい。◆

例１：政令別表第１⑸項イ、階数５（就寝部分は２～５階のみ）
全ての階にスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

例２：政令別表第１⑯項イ、階数６（１階：⑷項、２～６階：⑹項イ（就寝部分は６階のみ））
２～６階にスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

例３：政令別表第１⑯項イ、階数５（１階：⑹項イ⑷及び⑮項、２～４階：⑮項、５階：⑸項イ）
１階の⑹項イ⑷及び５階の⑸項イにスプリンクラー設備等を設置しなければならない。

⑵　スプリンクラー設備を設置する場合について

政令第12条に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによること。

ア　特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、第３章第２節第４スプリンクラー設備２.⑹. アの例によりヘッドを設置し、廊下（直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。）にもヘッドを設置すること。　◆

イ　非常電源は、政令第12条第１項各号に定める防火対象物又はその部分以外の場合は、非常電源専用受電設備とすることができる。

⑶　水平避難対策等告示２⑵の運用について

水平避難対策等告示２⑵に規定する対策とは、一時避難場所等の安全性が確保された場所に安全かつ速やかに水平避難させ、当該場所から順次、従業員や駆け付けた消防隊等により垂直避難させる対策であり、次に定めるところによること。

ア　安全区画（一時避難場所等の安全性が確保された場所に火煙の影響が及ぶことを抑止する緩衝帯の役割と避難者が一時避難場所に至る間の避難安全性を担保することを目的として設定する区画をいう。以下同じ。）に面する居室及びその他の室の開口部に、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置する場合

次の⑺又は⑴によること。

⑺　平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策

平面を大きく複数に防火区画し、利用者等を速やかに出火区画から非出火区画へ水平避難させる対策であり、以下に定める「平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準」によること。

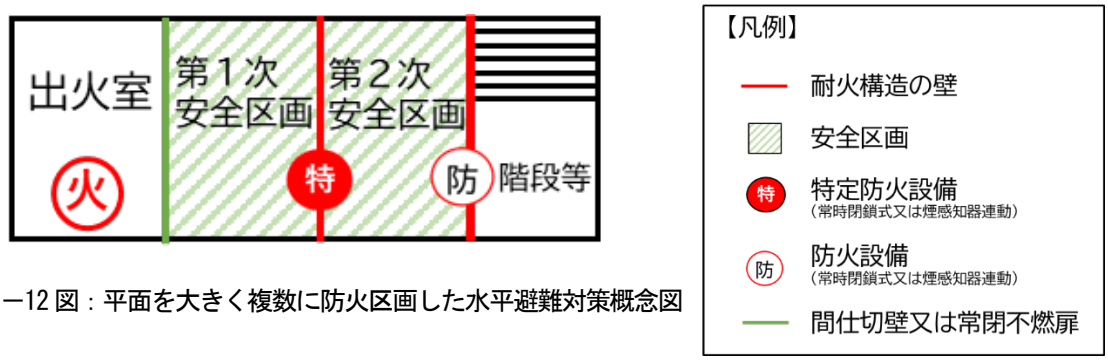

第９－12 図：平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策概念図

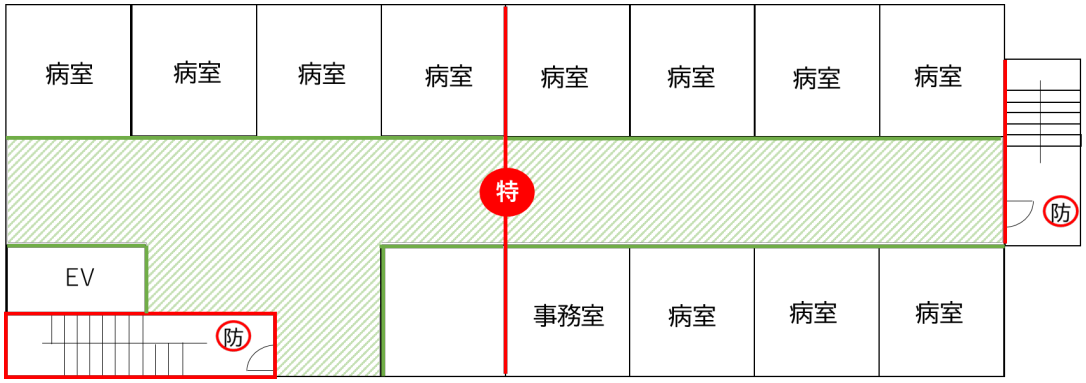

第９－13 図：平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策例①

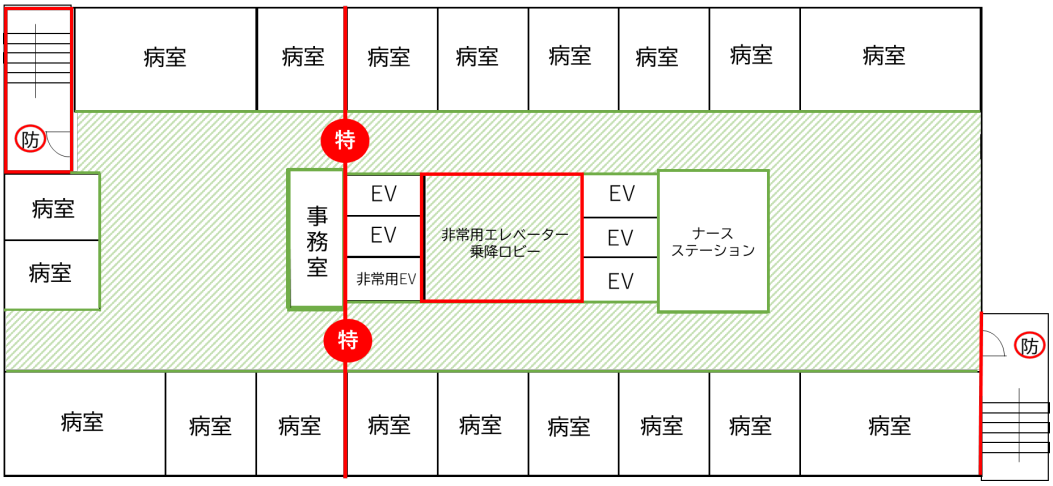

第９－14 図：平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策例②

平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準

１　防火区画の基準
⑴　就寝の用に供する居室が存する各階を２以上に防火区画すること。
⑵　それぞれの区画内に直通階段を設置すること。
⑶　準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。
⑷　特定防火設備は、いずれの避難方向にも開くことができる開き勝手とするよう努めること。◆
⑸　区画した各々の部分からは、安全に階段まで到着できること。
⑹　それぞれ区画した部分からの避難人数が概ね等しくなるなど避難上支障の無い位置で区画すること。なお、非常用エレベーターの乗降ロビーや特別避難階段の附室の設置に伴う防火区画と兼ねることができる。
⑺　避難の用に供する通路、廊下等は安全区画とすること。ただし、次に掲げる場所等を除く。
①　便所及び洗面所で次の各号に該当する場合
ア　避難経路とは防煙区画を行う。
イ　壁及び天井の下地及び仕上げを不燃材料とする。
②　メーターボックス、配管スペース等で次の各号に該当する場合
ア　物置等の他の用途に使用しない。
イ　当該部分と他の部分を不燃材料で造られた間仕切りで区画する。
ウ　壁及び天井の下地及び仕上げは不燃材料とする。
エ　扉及び窓は、不燃材料で作られ、通常閉鎖された状態で使用する。
２　安全区画の基準
⑴　建基令第 126 条の３に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合（開放廊下等）はこの限りでない。
⑵　安全区画と居室及びその他の室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。
⑶　安全区画に面する居室及びその他の室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で作られた扉及び窓を設置すること。
⑷　避難上支障がない状態が維持されていること。

⑷　一時避難場所を設置した水平避難対策

避難誘導が完了するまでの間、安全に留まることができる一時避難場所を各階に設置し、利用者等を当該場所に速やかに避難させる対策であり、以下に定める「一時避難場所を設置した水平避難対策基準」によること。

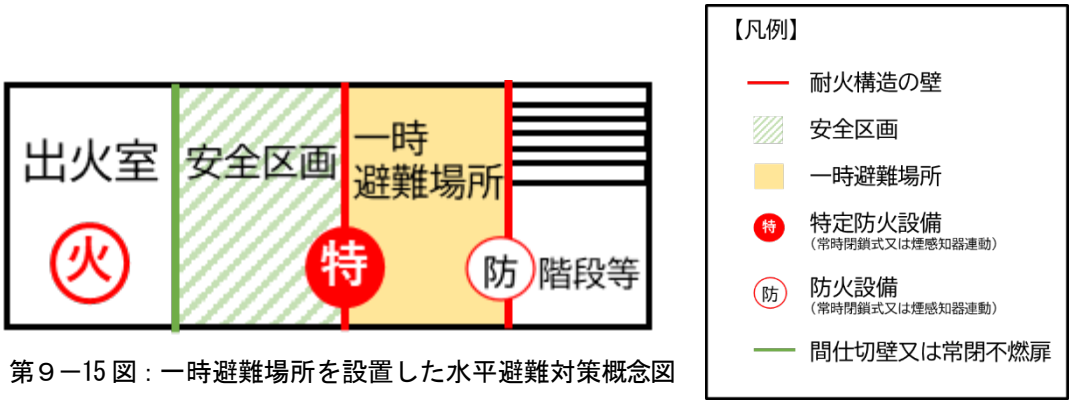

第９－15 図：一時避難場所を設置した水平避難対策概念図

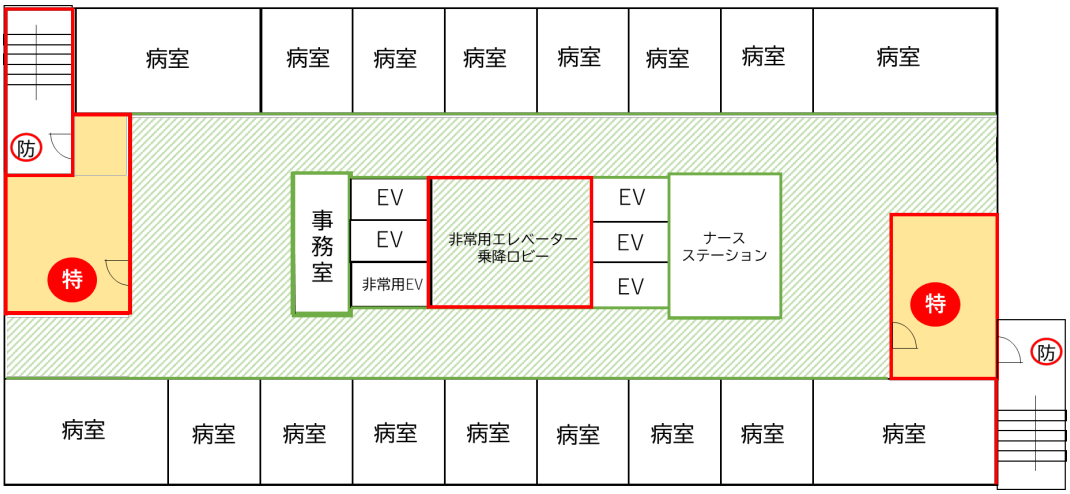

第９－16 図：一時避難場所を設置した水平避難対策例

一時避難場所を設置した水平避難対策基準

1　一時避難場所の基準

⑴　就寝の用に供する居室が存する各階に、それぞれ２箇所以上設置すること。

⑵　直通階段に接続するように設置すること。

⑶　出入口を除き、耐火構造の壁で区画し、室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。なお、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合はこの限りでない。

⑷　屋内から一時避難場所への出入口は特定防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）とし、一時避難場所から階段室への出入口を防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式）とすること。

⑸　床面積は、各階の避難者数（在館者数から施設関係者を除いた数）と占有面積（0.4 ㎡）の積を当該階の一時避難場所の数で除して得た値と５㎡を比較し、いずれか大きい値以上とすること。ただし、利用者の状況（ホテルや共同住宅で複数の利用者等が当該一時避難場所に留まることが想定されない場合など）や防火区画がされている等、当該面積を有していなくても避難上支障が無い場合はこの限りでない。

⑹　一時避難場所を居室の各部分からその一に至る歩行距離が 50m以下となるように設けなければならない。

⑺　居室の各部分から各一時避難場所に至る通常の歩行距離のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、25m を超えてはならない。

⑻　建基令第 126 条の３に定める排煙設備を設けること。ただし、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合は、この限りでない。

⑼　一時避難場所と同一階の就寝の用に供する居室とは、１以上の安全区画（一時避難場所への延焼阻止及び避難者の安全性を担保する為に設ける区画）を通じて連絡すること。ただし、「平面を大きく複数に防火区画した水平避難対策基準」１　防火区画の基準⑺①及び②に掲げる場所等を除く。

2　安全区画の基準

⑴　建基令第 126 条の３に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合（開放廊下等）はこの限りでない。

⑵　安全区画と居室及びその他の室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。

⑶　安全区画に面する居室及びその他の室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置すること。

⑷　避難上支障がない状態が維持されていること。

イ　安全区画に面する居室及びその他の室の開口部に、随時閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓等を設置する場合

上記「一時避難場所を設置した水平避難対策基準」１並びに２⑴、⑵及び⑷によるほか、つぎによること。

安全区画に面する居室及びその他の室の開口部が常時閉鎖式でないことから、居室等で出火した場合、安全区画に煙等が流入するおそれが高いため、各階を２以上に不燃区画することにより第１次安全区画及び第２次安全区画を設定し、避難者の避難安全性を確保する対策を講じること。

なお、この場合において不燃区画したそれぞれの区画内に一時避難場所を設置すること。

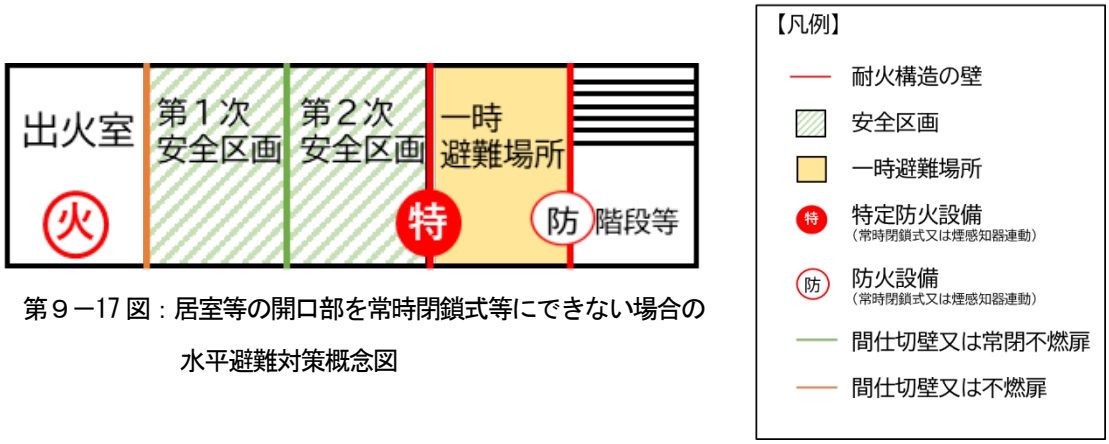

第９－17 図：居室等の開口部を常時閉鎖式等にできない場合の水平避難対策概念図

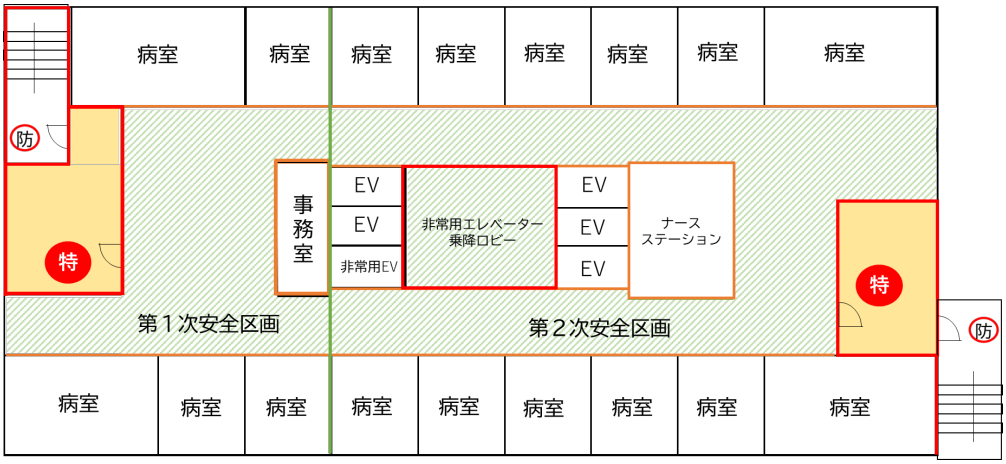

第９－18 図：居室等の開口部を常時閉鎖式等にできない場合の水平避難対策例

６　その他

本条に基づき設置されるスプリンクラー設備、避難器具又は自動火災報知設備等については、技術基準どおり設置されていることを確認する観点から、法第17条の14に基づく工事整備対象設備等着工届出書又は条例第56条の３に基づく消防用設備等工事計画届出書及び法第17条の３の２に基づく消防用設備等設置届出書を提出すること。また、法第17条に基づき設置される消防用設備等と同等の維持管理が必要であることから、他の消防用設備等の点検の機会を捉えて法第17条の３の３に基づく消防用設備等の点検及び報告の例により点検し、報告すること。

7　避難上有効なバルコニーの基準（参考）（神戸市確認審査基準抜粋）

令第121条に規定する「避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの」については、以下のとおり取扱う。また、これらを延焼のおそれのある部分に設置することは可能である。

１．避難上有効なバルコニーの構造は、次の各号に定めるものとする。

⑴　バルコニーの位置は、直通階段の位置と概ね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとすること。

⑵　バルコニーは、その１以上の側面が道路等又は幅員75㎝以上の敷地内の通路に面し、かつ、タラップその他の避難上有効な手段（以下「タラップ等」という。）により道路等に安全に避難できる設備を有すること。

⑶　バルコニーの面積は、２㎡以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）とし、奥行の寸法は75㎝以上とすること。

⑷　バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から２ｍ以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合は、特定防火設備又は両面20分の防火設備を設けること。

⑸　屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75㎝以上、高さは180㎝以上及び下端の床面からの高さは15㎝以下とすること。

⑹　バルコニーは十分外気に開放されていること。

⑺　バルコニーの床は耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものとすること。

２．タラップ等の配置は、次の各号に定めるものとする。

⑴　階毎にのりかえるものとし、降下した後近接した位置に次のタラップ等を設けること。隔壁の反対側に次のタラップ等を設けないこと。

⑵　隔壁を１ヶ所又は２ヶ所破壊することにより避難できるものであること。

３．避難階以外の階に設ける屋外通路の構造は、次の各号に定めるものとする。

⑴　当該階の外壁面に沿って設けられ、かつ、直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡するものであること。

⑵　当該階の各部分と容易に連絡するものであること。

⑶　幅は60㎝以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。

⑷　通路の一端は、直通階段に連絡し、他端はタラップ等により安全な場所に通ずるものであること。ただし、直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合にあっては、両端に避難上有効な手段を設けたものであること。

⑸　屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーにおける場合と同様のものであること。 ただし、出入口の戸の幅は60㎝以上とし、窓その他の開口部は避難上支障のない位置に設けること。

４．下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）及び避難橋等で、１から３までに規定する避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上に避難上有効なものは「その他これらに類するもの」とみなす。

神戸市確認審査基準解説　Ⅱ－３　抜粋

１　基準Ⅱ－３に規定する内容は、次図のとおりとする。

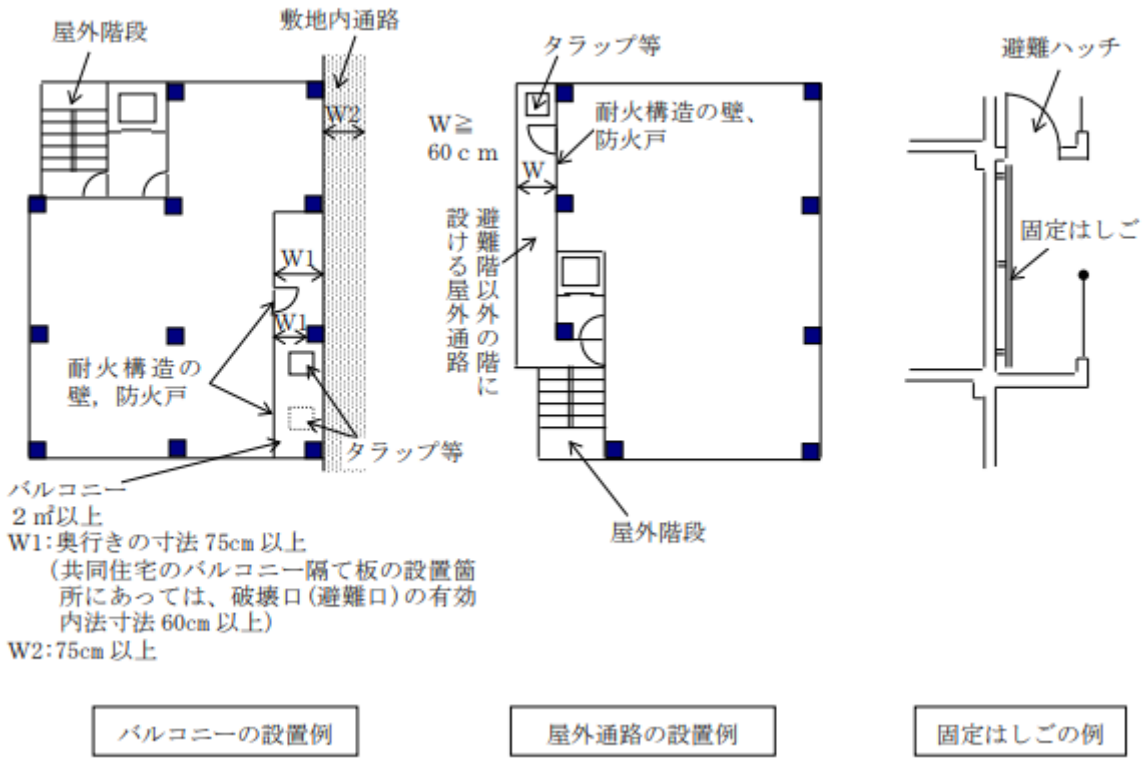

２．タラップ等とは、次の⑴又は⑵に掲げるものとする。ただし、消防局と協議の上、タラップ等以外の避難器具を設ける場合において、道路等に火災の影響を受けることなく安全に避難できるものについては、この限りではない。

⑴　固定はしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第40号）に準ずるもの）

⑵　ハッチ用つり下げはしご（金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第２条第５項に規定されているもので、法第21条の２第２項に定める型式承認を受けたものに限る。

第10　防炎防火対象物、防炎物品

1　防炎防火対象物

⑴　防炎規制を受ける防火対象物の部分等

法第８条の３、政令第４条の３で防炎規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア　防炎防火対象物の屋上部分及び防炎防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ　防炎規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防炎防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ　高層建築物で、その一部が政令第８条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防炎防火対象物の用途以外の部分

エ　工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※　当該対象物は、規則第４条の３第１項第３号に規定する貯蔵槽に該当する。

⑵　次の防火対象物又はその部分には、防炎物品を使用すること。◆

ア　地下街と一体をなす建築物の地階で、防炎防火対象物以外の用途部分

イ　防炎防火対象物以外の防火対象物で、政令第１条の２第２項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

ウ　防炎防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ　防炎防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2　防炎対象物品

⑴　法第８条の３第１項、政令第４条の３第３項の防炎対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア　仕切りに用いられる布製のアコーディオンドアー、衝立て

イ　室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの（装飾用じゅうたん等のうち、美術工芸品的なもの、手工芸品的なものは除く。）

ウ　布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね１ｍ以上のもの

エ　映写用のスクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ　展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ　店舗部分で、商品の陳列としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ　屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク　人工芝（屋上に敷いたものも対象）

ケ　合成樹脂製又はゴム製のマットを継ぎ合わせたもの（２㎡を超える場合に限る。この場合、１枚以上のプラスチック製で防炎ラベルによりを表面に打ち付けて表示されたい）

コ　軒の高さが31mを超える共同住宅のカーテン、じゅうたん等

⑵　次の床敷物等（カーテン・のれん等を含む）は、防炎対象物品に含まれないものであること。

ア　大きさが２㎡以下のじゅうたん等

イ　共同住宅等の特例

⑺　昭和50年５月１日消防安第49号及び昭和61年12月５日消防予第170号に適合する共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等

⑴　平成７年10月５日消防予第220号に適合する二方向避難・開放型共同住宅の住戸又は共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸部分に使用されるじゅうたん等

ウ　接着剤等で床に貼られた床と一体になっている合成樹脂製床シート（クッションフロアを含む。）及びプラスチックタイル

エ　畳

オ　じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

カ　屋外の観覧場のグランド、フィールド等に敷かれているじゅうたん、人工芝等

キ　プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク　外壁にそって垂れ下がっている広告幕

ケ　独立したさお等に掲げる旗

⑶　次の物品は防炎性能を有している防炎物品として取り扱うものであること。

建基法第２条第９号に規定する不燃材料、建基政令第１条第５号に規定する準不燃材料及び建基政令第１条第６号に規定する難燃材料に該当するもの

参考　防炎製品等　◆

１　防炎製品の使用の指導

条例第50条の10の４の規定により不特定多数を収容する就寝施設において使用する寝具類については、防炎製品の使用を指導すること。◆

２　防炎製品の種類

⑴　側地類（ふとん側地、マットレス側地、敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー等）

⑵　詰物類（寝具用中わた、プラスチック発泡体等）

⑶　ふとん類（ふとん、座ぶとん、ﾍﾞｯﾄﾞﾊﾟｯﾄﾞ、枕（陶製のもの及び籐製のものを除く。）マットレス等）

⑷　毛布類(毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等)

⑸　テント類(軒出テント、装飾用テント、キャンプ用テント等)

⑹　シート類(工事用シートを除く)

⑺　幕類(消防法第８条の３に規定する防炎対象物品及びその材料を除く。)

⑻　非常持出袋

⑼　防災頭巾

⑽　衣類等（熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く。）

⑾　布張家具等

⑿　布張家具等側地

⒀　自動車、オートバイ等のボディカバー

⒁　ローパーティションパネル

⒂　障子紙

⑯　その他防炎製品認定委員会が指定したもの

※　実線を付したものは、一般毒性及び接触皮膚障害性、点線を付したものは、接触皮膚障害性を有しないことを条件としている。

第11　屋上緊急離着陸場等　◆

１　指導の方針

超高層建築物等における火災等の災害が発生した場合、当該建築物等での消火活動、人命救助等の消火活動は困難を極める。これらの消火活動の容易性を確保しておくことは、超高層建築物等の防災性能の向上に資することとなる。

このことから、超高層建築物等においては、その特性から屋上に航空消防活動を確保するための屋上緊急離着陸場等の設置指導を行うものである。

また、併せて災害対策等を踏まえ、防災関係公共機関及び救命救急センターに対しても設置指導を行うものである。

２　用語の定義

⑴　屋上ヘリポート：航空法（昭和27年法律第231号。以下、この第12において「航空法」という。）第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として設置許可された場所をいう。

屋上ヘリポートを設置する場合は、航空法により国土交通大臣の許可が必要となるため、航空法の基準を優先させること。

なお、屋上ヘリポートには次のものが含まれる。

ア　公共用ヘリポート（常設で不特定多数のヘリコプターの離発着及び運用の為に設けられたヘリポートをいう。）

イ　非公共用ヘリポート（常設で特定のヘリコプターの離発着及び運用の為に設けられたヘリポートをいう。）

⑵　飛行場外離着陸場：航空法第79条に基づく臨時のヘリコプター離着陸場で、着陸するには設置者の許可を得たうえで、国土交通省航空局に「飛行場外離着陸許可申請書」を提出する必要があるものをいう。）

⑶　屋上緊急離着陸場：航空法第81条の２（捜索、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に火災等の災害時に建築物の屋上で緊急に航空消防活動を行うためのヘリコプター（以下、この第11において「緊急用ヘリコプター」という。）が離着陸する場所をいう。

⑷　緊急救助用スペース：航空法第81条の２（捜索、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。

⑸　屋上緊急離着陸場等：緊急用ヘリコプターが離着陸等できる建築物の屋上施設で⑴、⑵、⑶及び⑷の総称をいう。

⑹　着陸帯：ヘリコプターの離陸又は着陸の用に供するため設けられる必要なスペースをいう。

⑺　離着陸帯：第11において、屋上緊急離着陸場の着陸帯の内側で、緊急用ヘリコプターが離着陸する部分として境界線で囲まれた部分をいう。

⑻　防災関係公共機関：災害時に拠点等となる公共機関の施設をいう。

⑼　進入表面：航空機の離着陸のために必要な、障害物件のない空間が必要で、このために設けられる勾配を有する仮想上の平面をいう。

⑽　転移表面：航空機の離着陸、特に着陸に際し、滑走路の中心から逸脱した進入又は進入復行がなされる場合に、設けられる勾配を有する仮想上の平面をいう。

3　適用の範囲

次の第11－１表により指導すること。

第11－１表

屋上緊急離着陸場等 ／ 建築物	指導するもの
軒の高さが概ね 100mを超える建築物	（H）、H※1 又R
軒の高さが 60mを超える建築物	H※1 又はR
軒の高さが 45mを超える建築物	R
軒の高さが 31mを超える防災関係公共機関及び医療建築物	（H）、H又はR
高度医療施設※2	（H）又はH

屋上ヘリポート、飛行場外離着陸場：（H）　屋上緊急離着陸場：H　緊急救助用スペース：R

※１　共同住宅のHは建築主等の意向に配慮する。
※２　高度医療施設とは、救命救急センター、特定機能病院、災害拠点病院等をいう。

4　設置基準

別記－１「屋上緊急離着陸場等に関する条件及び図解」のとおり

5　設置基準細目

⑴　着陸帯等について

ア　待避場所は屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースに隣接させるものとし、その大きさは第11－１図を標準とする。

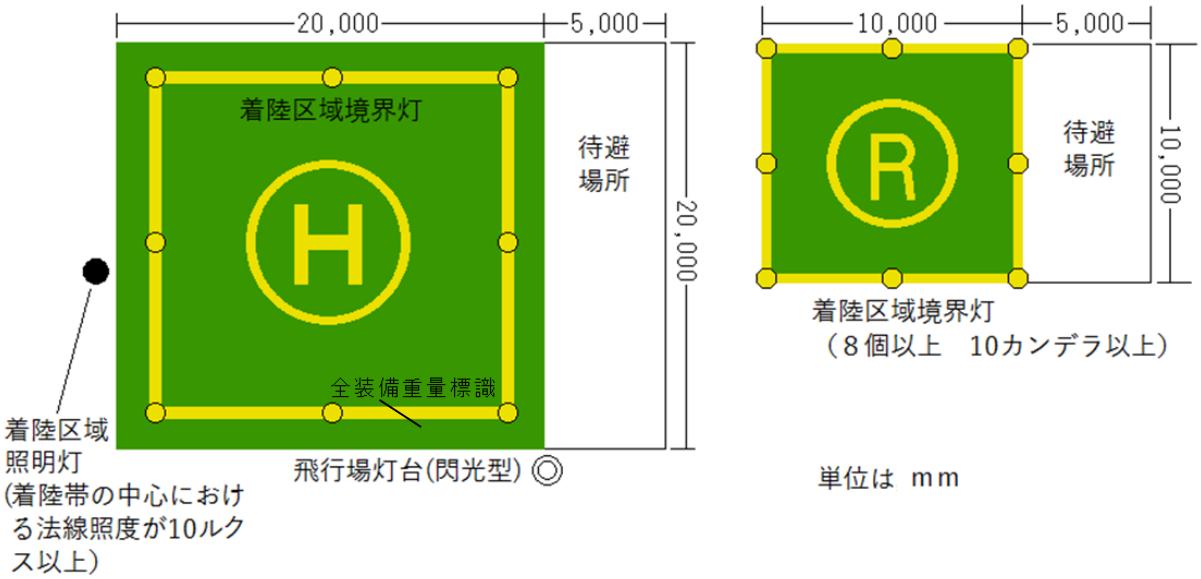

第11－１図

イ　待避場所から屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースに至る部分の床にレベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。

ウ　着陸帯等の広さの基準（別記－１「屋上緊急離着陸場等に関する条件及び図解」着陸帯等の広さ欄参照)に「但し…１辺を15m以上とすることができる。」とあるが、「１辺」とは１方向のみを指すものであり、最小寸法は15m×20mとすること

エ　屋上緊急着陸場等のうち、緊急用ヘリコプターが離着陸する部分は建築物屋上でのビル風等の影響を考慮し、「プラットホーム方式（屋上床の上部に離着陸するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの）」が望ましいこと。

なお、「プラットホーム方式」とする場合、グレーチング等上下方向に風の流通する床材料の使用は避けること。

オ　屋上緊急離着陸場等又はその付近を屋上緑化、広場等で活用する場合は、離着陸帯や待避場所に物を存置しないように維持すると共に、屋上緑化等に用いるプランター等はダウンウォッシュで飛散しないものとすること。

⑵　脱落防止施設（柵･手すり等）

脱落防止施設が進入表面、転移表面から突出しない位置に設置すること。

ア　屋上緊急離着陸場

⑺　要救助者、救助隊員の転落防止のため、高さ40㎝以上の固定した手すり、柵等を設けること（第11－２図参照。強度は特に問わないが、ヘリコプター等の転落防止が図れるものであること。）

ただし、進入経路の手すり、柵等は、可動とすることができる。

⑴　離着陸時の一時待避場所が離着陸場と同一面である場合は、待避場所周辺の手すり、柵等は、高さ1.1m以上とすること。

イ　緊急救助用スペース

要救助者の転落防止のため、高さ1.1m以上の手すり、柵等を設けること。

脱落防止施設は建基政令第116条で設置することとなる高さ1.1m以上の手すりで兼用できること。

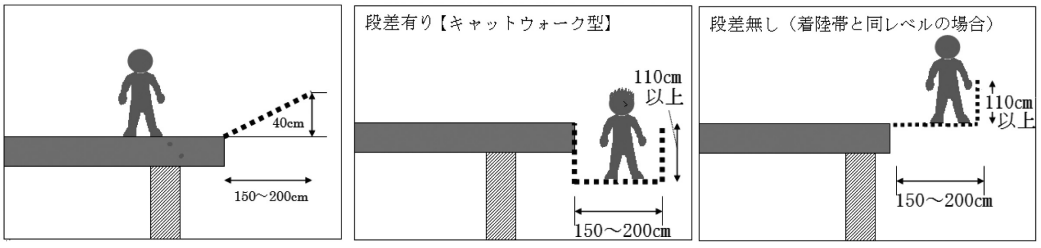

脱落(転落)防止網
※脱落防止網の場合は40㎝でよい

階段状にする場合は，段数を２～３段程度とし，蹴上げ，踏面の寸法にあっては，建基令第23条第１項表(4)に準じて設置すること。
着陸帯からキャットウォークへの転落に対しては安全な措置を講じておくこと。

第11－２図

⑶　燃料流出止施設について（屋上緊急離着陸場のみ）

ア　「溜めます」による場合

イ　「側溝」による場合

ウ　「屋上部分を利用する」場合

エ　前ア、イ、ウの複合による場合

いずれの場合も300ℓ以上かつ、使用予定のヘリコプターの全燃料以上溜めることができることとし、最終溜めます等には、竪樋に燃料が流れ込まないよう、蓋又はバルブを設けること。（溜めます等が２ヵ所以上の場合はその合計の容量とする。）

⑷　待避標識について

待避場所には、次の第11－３図の標識を掲げること。

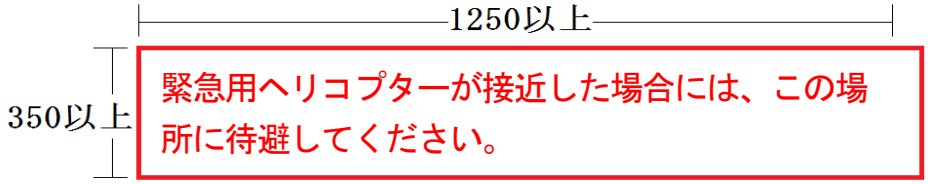

第11－３図

※　●標識の大きさは1,250㎜以上×350㎜以上とすること。

●標識の材質は問わない。（床に直に記載してもよい。）

●白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

●文字の大きさは75㎜角とし、字体は丸ゴシックとすること。

●枠、文字の幅については問わない。

⑸　消火設備について（屋上緊急離着陸場のみ）

次に掲げる消火設備等を屋上部分に設けること。なお、十分な強風対策を講じること。

ア　連結送水管

条例第41条の２第４項に基づき放水口を１以上設けることとなるが、この場合、着陸帯等の全域を包括することができる長さのホース（50㎜×２本）及び噴霧切替ノズル１本を格納した格納箱を付置すること（非常用エレベーターが設置されている防火対象物を除く）。

イ　移動式粉末消火設備又は移動式泡消火設備

⑹　建築物の構造等

ア　エレベーターの着床と階段、通路等

医療建築物の屋上に設ける屋上緊急離着陸場は、原則としてエレベーター（非常用エレベーターが望ましい。）が着床するよう、計画すること。

ただし建築構造上の理由等で、エレベーターの着床が不可能な場合は、当該屋上緊急離着陸場に到る階段、踊り場及び通路は、傷病者を乗せた担架が通行できるよう、1.2m以上の幅員を確保し、階段は、緩やかな勾配とし、らせん階段、回り階段は避けること。

イ　排煙設備

屋上に排煙設備の排煙口を設ける場合は、消火活動及び避難活動に支障とならない位置に設けること（着陸帯から10m以上離す等、影響のないようにすること）。

ウ　屋上出入り口の確保

⑺　階段室の屋上部分には、附室又は前室を設けること。

⑴　屋上への出入り口に鍵を設ける場合は、建築物の内部及び外部から非常解錠できる装置又は防災センターから遠隔解錠できる装置を設けること。

⑷　前⑴の扉の屋内側に「屋上緊急離着陸場」又は「緊急救助用スペース」と表示すること。

(7)　その他の事項

ア　「H」又は「R」の文字の大きさ等については、第11－７図、第11－８図のとおり

矢印は進入方向及び離陸方向に示すこととし、「H」又は「R」の表示方向は、進入方向から認識できる向きとすること。

なお、離陸方向と逆方向が進入方向となるものである。

イ　全装備重量標識については、第11－９図のとおり

ウ　着陸帯の床面強度は、全装備重量４ｔのヘリコプターが着陸した場合に耐えうる強度（公共機関・医療機関の屋上ヘリポートについては3.25（それ以外は2.25）倍以上の安全率を見込むこと。）以上とし、その全装備重量を黄色の塗料を用い表示すること。

エ　ヘリコプターの進入方向、離陸方向を示す矢印を幅400㎜以上で記入すること。

オ　屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースを設置している直近には、防災センターと連絡できる非常電話を設置すること。

カ　離着陸帯及び緊急救助用スペースのライン及び地の色の塗料は蛍光塗料又はトラフィックペイント(ビーズ入り)塗りとすること。

キ　ラインは黄色とし、地の色は緑色とすること。塗料は蛍光塗料とすることが望ましい。

ク　緊急救助用スペースで床をエキスパンドメタル等とする場合、進入方向等の表示は直接エキスパンドメタル等に塗料等で表示してよい。

ケ　屋上緊急離着陸場等は建築物の避難階段及び非常用エレベーターと有効に通じていること。

コ　照明設備等

第11－６図に示す照明設備等ものを設ける場合は、航空法の定めるところによることとし、連続４時間以上継続供給可能な非常電源を設けること。ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合は

⑺　飛行場灯台…着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面に突出しない位置（着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台を設置すること。（白色の閃光型〔簡易的なもので可〕）

⑴　着陸区域境界灯…屋上緊急離着陸場の着陸帯と離着陸帯の境界にあるライン上及び緊急救助用スペースを囲むライン上に、着陸区域境界灯を等間隔に８個以上設置すること。（第11－１図参照）なお、着陸区域境界灯に替えて着陸区域照明灯を設置する場合は航空法施行規則第117条第１項第３号アに基づく着陸区域照明灯４基を次のとおり設置すること（第11－５図）。

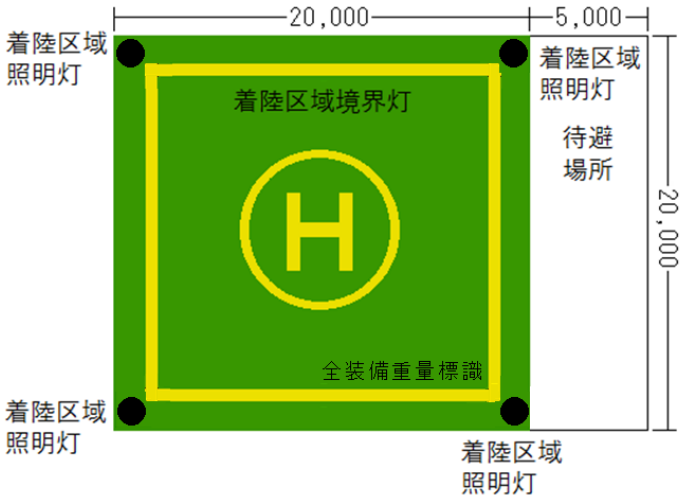

第11－５図

㈦　航空障害灯…着陸帯及び緊急救助用スペースから10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれ勾配の１／２の表面から突出した夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること（蛍光塗料の黄でも可）

なお、上記区域内の避雷設備は救助用ロープ等の障害とならないよう、棟上導体等を設置するように努めること。（屋上緊急離着陸場を除く。）

㈧　着陸区域照明灯…着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面に突出しない位置に着陸区域照明灯を設置すること。（白色不動光型）（屋上緊急離着陸場のみ）（第11－１図参照）

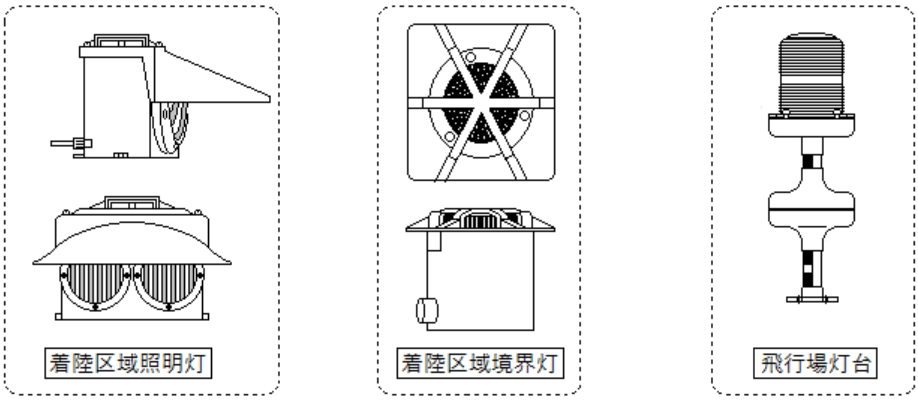

第11－６図　夜間照明等の参考図

サ　高層の共同住宅等で、スプリンクラー設備の設置計画がなされていないものにあっては、緊急救助用スペースに準じた救助スペースを確保すること。

シ　消防機関は、関係者に対して、その設置目的を十分説明し、理解を求めるとともに、将来周辺建築物の状況変化によっては、屋上緊急離着陸場等の基準に適合しなくなることもあることをあらかじめ説明しておくこと。

６　設置届出

屋上緊急離着陸場等を設置する場合は、「緊急離着陸場等設置(変更･廃止)届出書」（別記様式１建築同意事務処理規程様式第20号の届出書）により消防長に届け出ること。（建築同意事務処理規程第38条）

なお、その届出内容等は次のとおりとする。

⑴　届出内容

当該届出は、屋上緊急離着陸場等の設置者等から建築同意事務処理規程様式第20号の届出書に次の書類を添付すること。

ア　屋上緊急離着陸場等の位置、構造、設備等の詳細図

イ　周囲の障害物の有無とその状況図

ウ　床面強度計算書

エ　燃料流出防止施設詳細

オ　脱落転落防止装置詳細

カ　消火設備等（詳細等については、着工届により代えることができる。）

キ　照明設備等詳細、その他

⑵　届出期日

原則として、条例第52条第２項に準じて届出を行う。

なお、廃止の場合においても同様とする。

⑶　その他

屋上緊急離着陸等の構造･規模等を指導するにあたり、離着陸を行う予定のヘリコプターの機種・型式等も考慮する必要があるため、査察課・所轄消防署、設置者等による事前打合せを十分に行うこと。

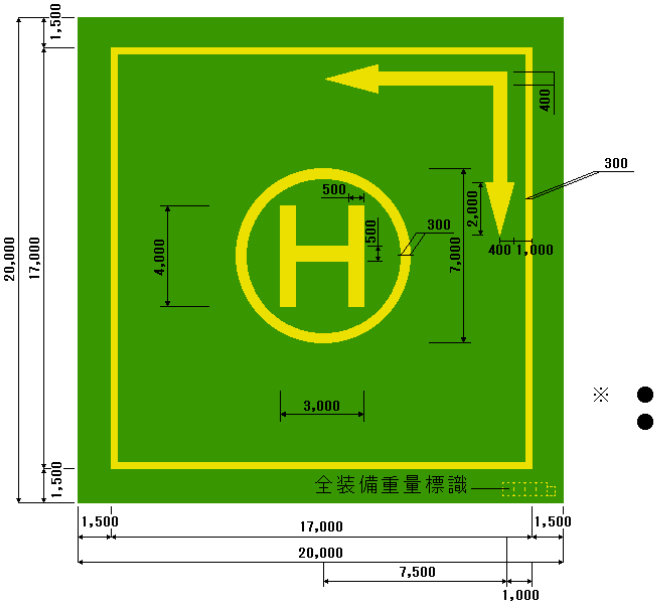

※ ●単位はmmとする。
●矢印は進入方向と離陸方向が同一方向に設定できない場合等，特殊な場合に表示するものとする。

第11－７図　屋上緊急離着陸場

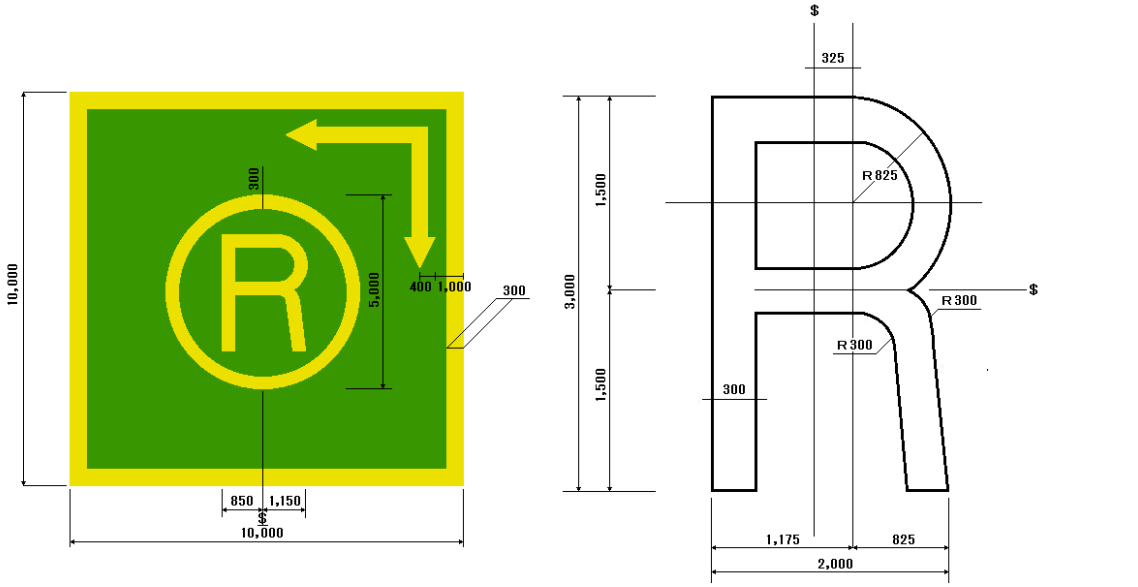

※ ●単位はmmとする。
●矢印は進入方向と離陸方向が同一方向に設定できない場合等，特殊な場合に表示するものとする。

第11－８図　緊急救助用スペース

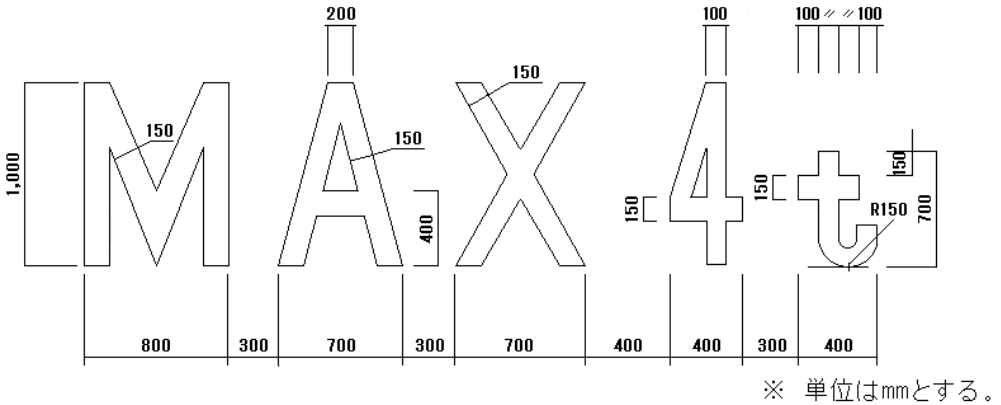

※ 単位はmmとする。

第11－９図　全装備重量標識

別記１　屋上緊急離着陸場等に関する条件及び図解

施設／項目		屋上緊急離着陸場	
		条件	図解
着陸帯等	広さ	原則20×20ｍ以上、但し、進入方向を２方向とした場合で、待避場所を別に確保した場合は１辺を15ｍ以上とすることができる。	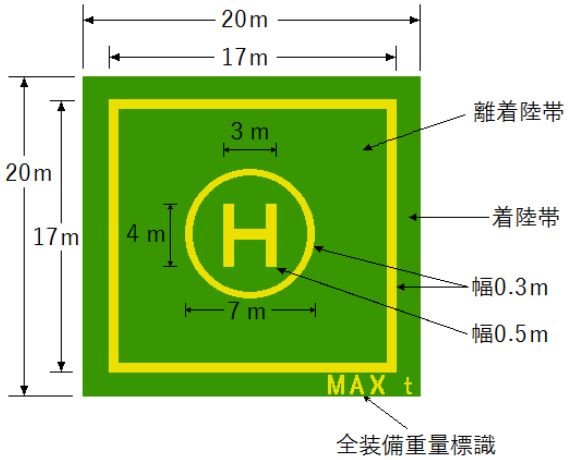
	標識	黄色（夜光塗料等）で着陸帯及びＨの標識を表示する。	
	全装備重量標識	使用予定機体の全装備重量を黄色の夜光塗料等で表示する。	
	床面構造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施す。	
	勾配	最大縦断及び横断勾配は２％以下とする。	
制限表面	進入表面	原則として直線の２方向とする。但し進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は、90度以上の間隔を設ける。	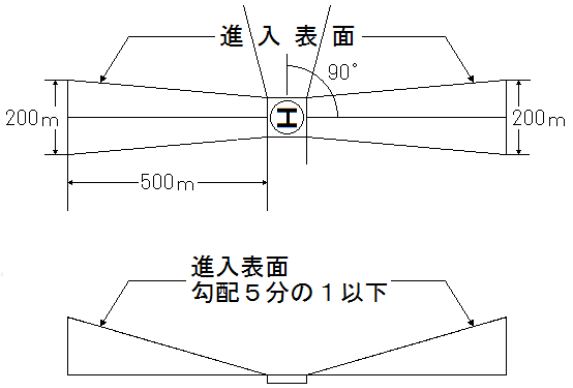
	進入区域の長さ及び巾	長さは500ｍ、巾は離着陸地点から500ｍ離れた地点で200ｍ確保する。	
	進入表面の勾配	５分の１以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	
転移表面	転移表面の勾配等	１分の１以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。	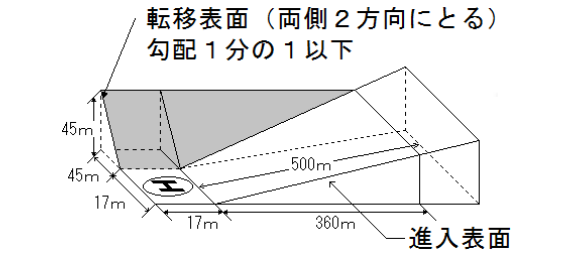

緊　急　救　助　用　ス　ペ　ー　ス	
条　　件	図　　解
原則10m×10m以上 左記要領によりR標識を表示する。 通常床強度とする。 通常床式とする。 災害活動に影響しない程度の表面であること。	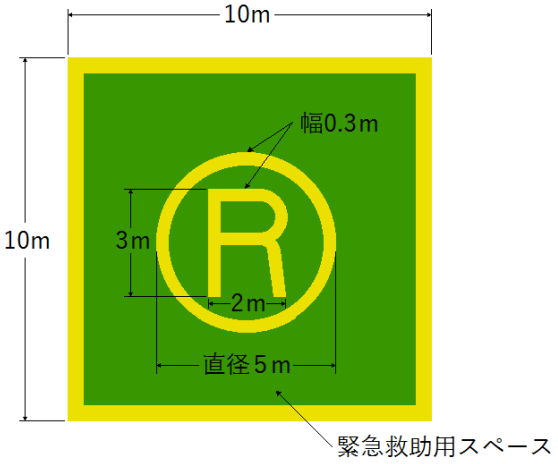
原則として直線の２方向とする、但し進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は、90度以上の間隔を設ける。 長さ500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保する。 ３分の１以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	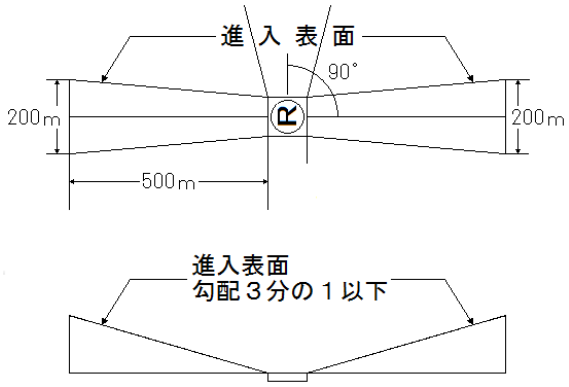
１分の１以下の勾配を有する図に示す表面を確保する。但し、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高５ｍまで垂直方向に移行できるものとする。	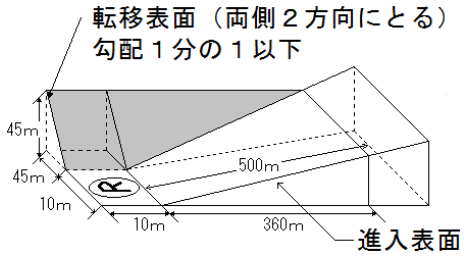

別記様式１　様式第20号（第38条、第38条の２関係）

緊急離着陸場等設置(変更・廃止)届出書

<table>
<tr><td colspan="5">年　月　日
神戸市消防長　宛

届出者
住所
電話(　　―　　―　　)
氏名</td></tr>
<tr><td>建築物の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設計者
所在地・名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>施工者
所在地・名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物の構造・規模等</td><td>構造</td><td></td><td>用途</td><td></td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延べ面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>階数</td><td>ＰＨ　階
地上　階
地下　階</td><td>最高高さ
床面高さ
軒高</td><td>m
m（標高　m）
m</td></tr>
<tr><td>離着陸帯の広さ</td><td>m×　m</td><td>着陸帯の広さ</td><td>m×　m</td></tr>
<tr><td>全装備重量
最大許容荷重</td><td>t
t</td><td>種別</td><td>１　ヘリポート
２　緊急離着陸場
３　緊急救助用スペース</td></tr>
<tr><td>消防用設備等(主なもの)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">１　屋外部分に直通する階段の形態及び数等(　　)
２　屋上部分の非常用EV着床の有無(　　)
３　屋上部分の扉の解錠方法(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受　付</td><td colspan="3">※　備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※裏面をよく読んで記入してください。

記入方法

1　「届出者」が法人、団体等である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2　「最高高さ」及び「軒高」については、それぞれ建築基準法施行令第２条第１項第６号及び第７号に規定された高さを記入すること。

　また、「床面高さ」については、地盤面から屋上緊急離着陸場等の床面までの高さを記入し、（　）内には、屋上緊急離着陸場等の床面の標高高さを記入すること。

3　屋上ヘリポート及び屋上緊急離着陸場については、着陸帯と離着陸帯の大きさを区別して記入すること。又、緊急救助用スペースについては、その広さを「離着陸帯の広さ」欄に記入すること。

4　「全装備重量・最大許容荷重」欄については、屋上緊急離着陸場及び屋上ヘリポートについてのみ記入すること。なお、最大許容荷重には、使用予定機種の全装備重量×2.25倍又は3.25倍の荷重を記入すること。

5　「種別」欄については、該当する番号に○印を記入すること。

6　「消防用設備等」欄については、屋上緊急離着陸場等（屋上部分を含む。）に設置されている消防用設備等について記入すること。

7　「その他」欄については、例示している内容の他、特記事項があれば記入すること。

8　上記の他、関係図書として、次に掲げる資料を添付すること。

⑴　屋上緊急離着陸場等の位置、構造、設備等の詳細図
⑵　周囲の障害物の有無とその状況図
⑶　床面強度計算書
⑷　燃料流出防止施設詳細
⑸　脱落転落防止装置詳細
⑹　消防用設備等（詳細については別途届け出済の着工届により代えることができる。）
⑺　照明等
　ア　飛行場灯台
　イ　着陸区域境界灯
　ウ　航空障害灯
　エ　その他、これに類する照明

9　※印欄は記入しないこと。

別表第11－１　屋上緊急離着陸場等塗装仕様書　その１

■　コンクリート面の場合

工　程		使　用　塗　料　等
1	シ　ー　ラ　ー	エポキシ樹脂系シーラーを塗装する。
2	下　塗　り	ウレタン樹脂系塗料黄色を塗装する。
2’		ウレタン樹脂系塗料緑色を塗装する。
3	中塗り　第１層	ウレタン樹脂系蛍光塗料黄色を塗装する。
3’		ウレタン樹脂系蛍光塗料緑色を塗装する。
4	中塗り　第２層	ウレタン樹脂系蛍光塗料黄色を塗装する。
4’		ウレタン樹脂系蛍光塗料緑色を塗装する。
5	上　塗　り	ウレタン樹脂系塗料クリヤー（耐候性増強剤入り）を塗装する。
6	滑　り　止　め	上塗り塗装後、直ちにガラスビーズを散布する。

注意：工程１、２、３、４、５、６は認識番号・離着陸帯ライン等の場合
　　工程１、２’、３’、４’、５、６は、地の色の場合

別表第11－２　屋上緊急離着陸場等塗装仕様書　その２

■　金属面の場合

工　程		使　用　塗　料　等
1	エポキシ樹脂系下塗り	エポキシ樹脂系下塗りを塗装する。
2	下　塗　り	ウレタン樹脂系塗料黄色を塗装する。
2’		ウレタン樹脂系塗料緑色を塗装する。
3	中塗り　第１層	ウレタン樹脂系蛍光塗料黄色を塗装する。
3’		ウレタン樹脂系蛍光塗料緑色を塗装する
4	中塗り　第２層	ウレタン樹脂系蛍光塗料黄色を塗装する。
4’		ウレタン樹脂系蛍光塗料緑色を塗装する。
5	上　塗　り	ウレタン樹脂系塗料クリヤー(耐候性増強剤入り)を塗装する。

注意:工程１、２、３、４、５は認識番号・離着陸帯ライン等の場合
工程１、２’、３’、４’、５は、地の色の場合

第12　特定共同住宅等

1　用語例等

40号省令で規定する特定共同住宅等については次に定める告示等によるほか、下記２から６までのとおり運用すること。なお、この第12において使用する用語については、40号省令において使用する用語の例によるほか、次によること。

⑴　位置・構造告示とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第２号）をいう。

⑵　構造類型告示とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第３号）をいう。

⑶　貫通告示とは、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成17年消防庁告示第４号）をいう。

⑷　188号通知とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について（平成17年８月12日付け消防予第188号消防庁予防課長通知）をいう。

2　40号省令関連

住戸等の取扱いについては、次によること。

⑴　駐車場等の一部に設けられる、直接ごみ収集を行う車両が入って来ることができるゴミドラム室は、共用部分として取り扱う。

⑵　「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成18年11月30日付消防予第500号消防庁予防課長通知）問１解答中、共用部分に設ける４㎡未満の独立した１住戸専用のトランクルームは住戸等に該当しない旨の取扱いが示されているが、第12－１図のように４㎡未満のトランクルームを共用部分の１箇所に集めてトランクルーム室のような形状をとっているものは１の住戸等に該当する。

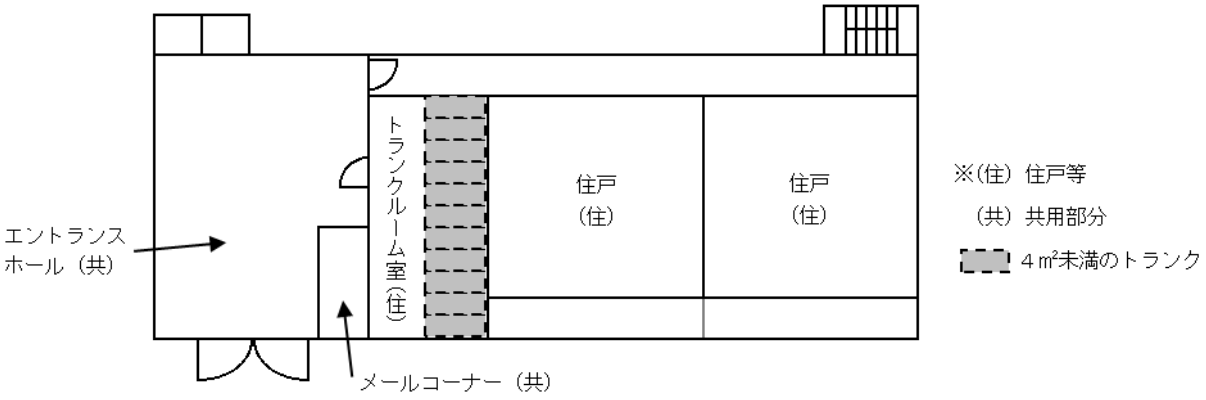

第12－１図

3　構造上の要件

⑴　住戸等と共用部分との間の防火区画及び開口部の防火措置

位置・構造告示第３．３．⑶．イ．⑴かっこ書きで規定する開放性のある共用部分に面するとは、当該換気口等の前面が直接外気に開放しているかどうかで開放性を判断すること（第12－２図参照）。

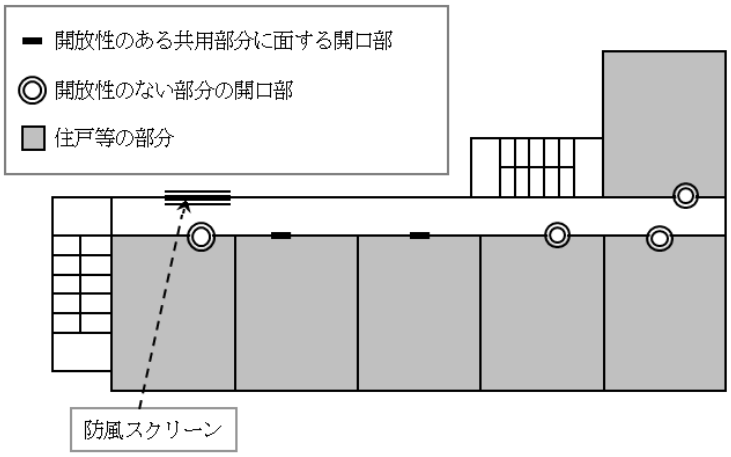

第12－２図

⑵　バルコニー等の構成材料

位置・構造告示第３　３．⑵で規定する「住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」について、バルコニー等で遮る場合は、バルコニー等に設ける手すり、防風板、転落防止板及び目隠し板等は不燃材料とすること。

◆

⑶　バルコニー等を貫通する配管等

配置・構造告示第３　３．⑵に規定する耐火構造のひさしや床（バルコニー等）の開口部並びに開口部の両端及び前面から50㎝以内の部分に雨水管等を貫通させる場合は、当該雨水管等は不燃材料とすること（上下の位置関係にある開口部に防火設備が設けられ、かつ開口部相互間の距離が90㎝以上ある場合を除く。）（第12－３図参照）。

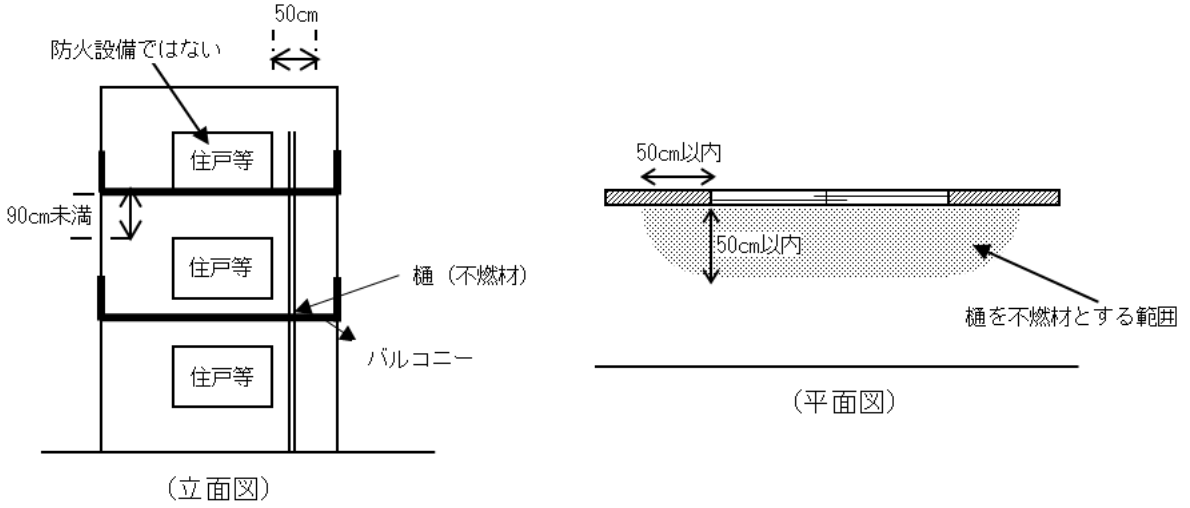

第12－３図

なお、当該貫通部に位置・構造告示第３に規定する区画の貫通に用いる熱膨張性耐熱シート等（貫通告示の定めにより、共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を評定されたもの（㈠財㈠日本消防設備安全センター評定品を示す）をいう。）は、当該不燃材料の雨水管等を使用しなければならない部分に用いることは認められない。

⑷　開口部の面積

位置・構造告示第３．３．⑶．ハに規定する一の開口部の面積は、住戸等と共用部分を区画する耐火構造の壁以外の部分であり、サッシを含むものであること。

⑸　床又は壁を貫通する配管等について

位置・構造告示第３．３に規定する床又は壁を貫通する配管等について、平成19年10月５日付消防予第344号消防庁予防課長通知別添１において、「貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側１ｍ以上の範囲は鋼管等とすること。」と規定しているが、この両側１ｍは、配管等の実長ではなく、貫通部から半径１ｍの範囲を意味するものであること。

⑹　区画貫通部分の処理

貫通告示の性能確認については、㈠財㈡日本消防設備安全センターの性能評定品（以下、この第12において「評定品」という。）であることをもって性能を確認することを原則とする。

⑺　住戸等の外壁に面する開口部関係

ア　特定共同住宅等の住戸等の外壁に面する開口部で、位置・構造告示第３．３．⑵．イが適用される場合、上下の位置に設けられた最下階の住戸等の開口部についても、防火設備の設置が必要であること（第12－４図　ア参照）。

イ　特定共同住宅等の住戸等の外壁に面する開口部が、当該住戸等に接する共用部分に設けられた外壁に面する開口部と上下の位置に設けられる場合、共用部分の使用実態に応じ（共用部分が室形状をしている場合等）、双方の開口部に防火設備を設置すること（第12－４図　イ参照）。◆

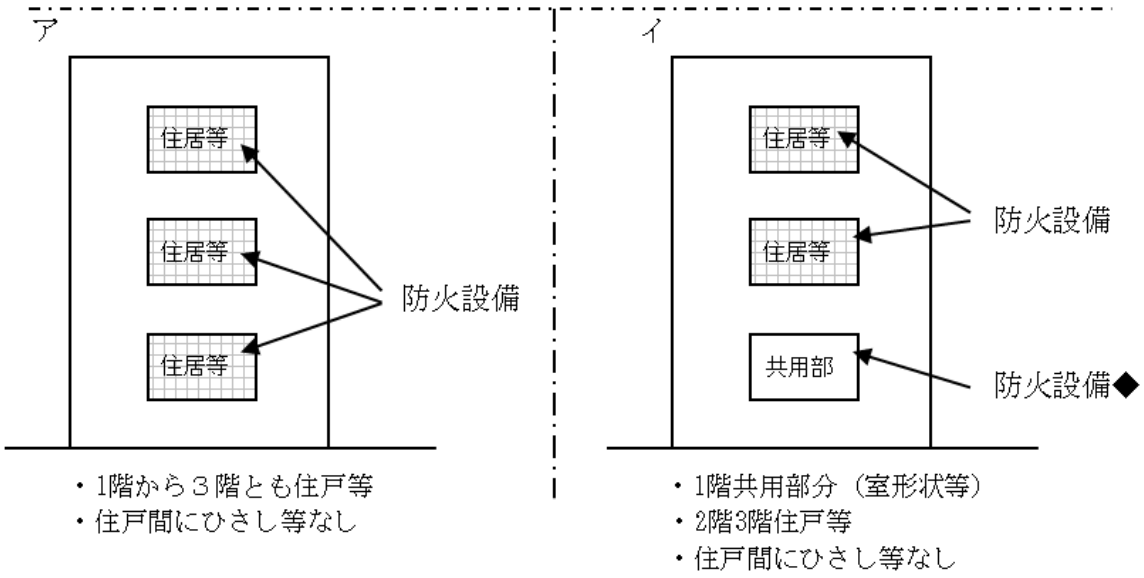

第12－４図

４　構造類型について

⑴　二方向避難型関係

ア　構造類型告示第３．２．⑸の避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分については、188号通知第３．１．⑶によること。

なお、中廊下型の共同住宅の場合、40号省令の二方向避難型特定共同住宅と条例第49条第２項に規定する二方向避難経路における火災時に利用できない部分についての違いは次の第12－５図参照。

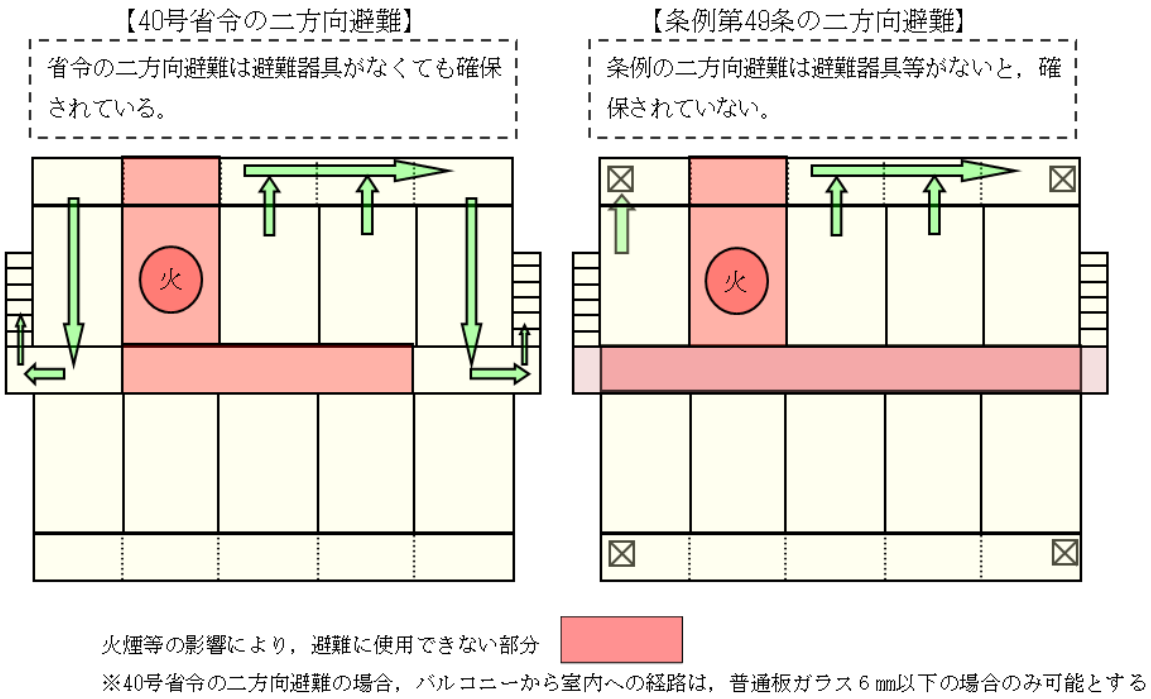

第12－５図

イ　避難器具の取扱い

構造類型告示第３．２．⑸のただし書きの「バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）」については、ハッチに格納又はハッチが併設されていない金属製固定はしご等（直接外壁に取り付ける、柱状半固定避難はしご・収納式固定はしご等ハッチのないもの）は使用できないものとする。

ウ　避難上有効なバルコニーの幅員

188号通知第３．１．⑴．②のなお書き「車いす利用者等の避難を考慮した場合に、80cmから90cm程度の幅員を有していることが望ましいものであること。」については、バルコニーの有効幅員を80cm以上とするとともに、居室からバルコニーへの開口部幅員及び１階の避難器具降下地点から道路までの避難通路幅員についても同様とすること。

ただし、ワンルームマンション等又はエレベーターが設置されていない等、車椅子利用者等が入居しないことが明確な場合は、60cm以上とすることができるものとする。

エ　避難上有効なバルコニー（188号通知第３．１．⑴．③）の解釈について

一住戸単独のバルコニー（隣接の住戸のバルコニーと接していない場合）でも、避難器具により避難が出来る場合は避難上有効なバルコニーに該当するものであること（第12－６図参照）。

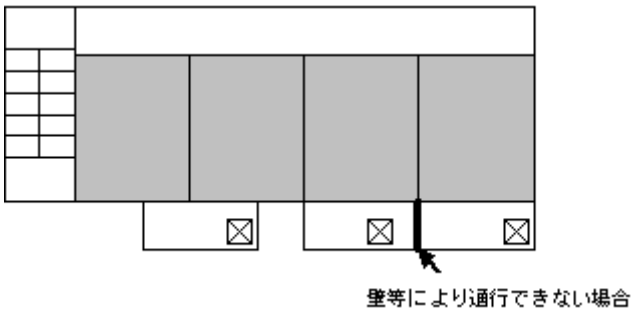

第12－６図

⑵　開放型関係

ア　構造類型告示における開放廊下の手すりの取扱い（第12－７図　参照）

⑺　開放型特定共同住宅等の廊下の開放計算において、手すりの下部に開放性のある格子や金網等を設けた場合であっても開放計算には算入できないこと。なお、手すり上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1.0m以上確保すること。

⑴　構造類型告示第４．２．⑷．イ．ロ及び同号⑸．ロの運用基準である188号通知第３．２．⑸「煙の降下状況を確認する方法について」により検証する場合は消防庁の計算プログラム（平成19年1月30日付け消防庁予防課　事務連絡　参照）を使用し、確認申請等に添付すること。

なお、煙の降下状況の検証を行う場合であっても、高さ１m以上かつ幅１m以上ない開口部は、有効な開口とは取扱わないものとする。

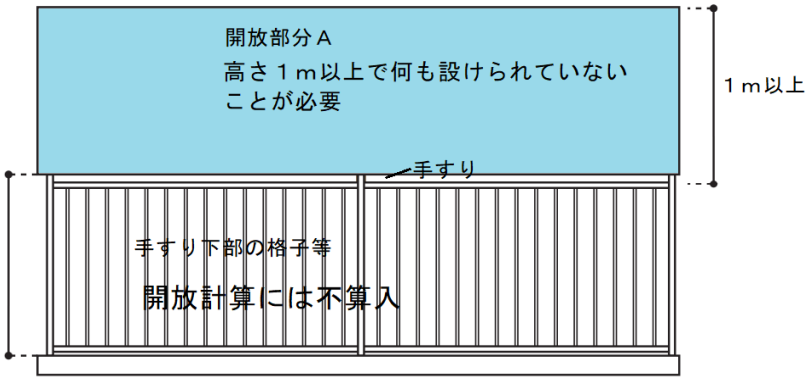

第12－７図

⑺　廊下の床面から天井までの大部分に防犯格子等（80%以上の開放性を有する縦格子等に限る。）が設けられ、手すりがない場合は、廊下の床面からの高さが天井の高さの２分の１以上の部分に限り、当該開放率に応じて開放計算に算入することができる。

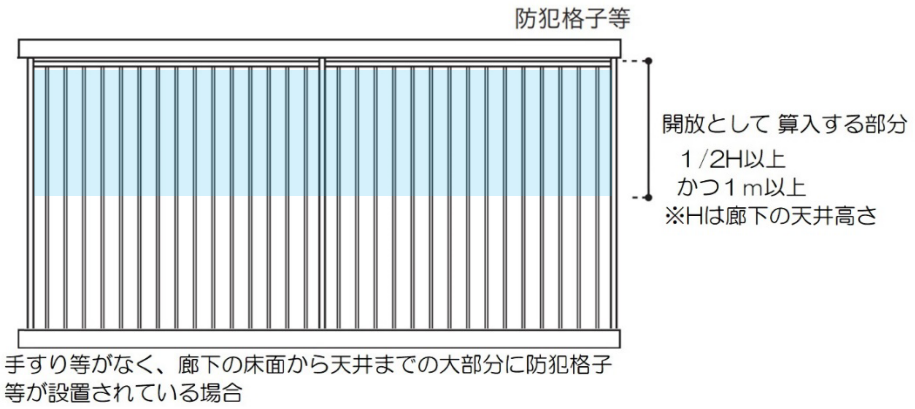

第12－８図

イ　外気に面しない部分等の取扱い

⑺　構造類型告示第４．第２．⑷．ロの「外気に面しない部分」について

ａ　廊下端部にエレベーターホールや階段等が設置され、閉鎖部分が発生している場合、第12－８図中のａ部分が閉鎖されている場合は、網掛けの部分が外気に面しない部分に該当し、構造類型告示第４．第２号．⑷．ロへの適合性の確認（以下、この第12において「４Ｗ６ｍ

の検証」という。）が必要であること（第12－８図、第12－11図①　参照）。

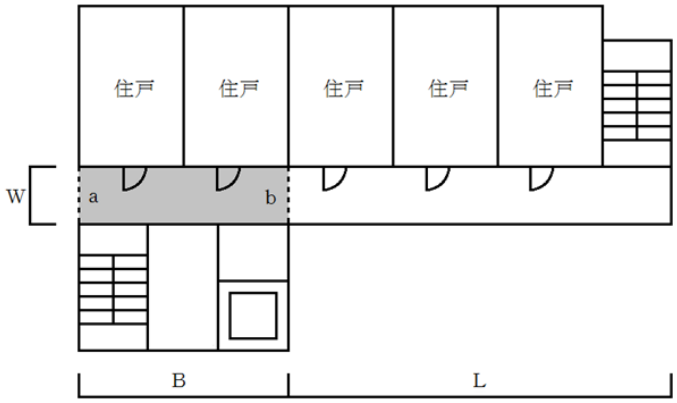

ここで、Wは、外気に面しない部分の幅員、Ｂは、外気に面しない部分の長さ。また、ａに存する開口部が次の①から③に定める基準のいずれかに適合するときは、ａが閉鎖されているものとする。

①　ａに存する開口部の幅＜Ｗ

②　ａに存する開口部の上端の高さ＜Ｌに存する有効開口部の上端の高さ

③　ａに存する開口部の下端の高さ＞Ｌに存する有効開口部の下端の高さ

第12－８図

なお、廊下端部ａの閉鎖性を判断する場合のWは以下のとおりとする。（第12－９図参照）

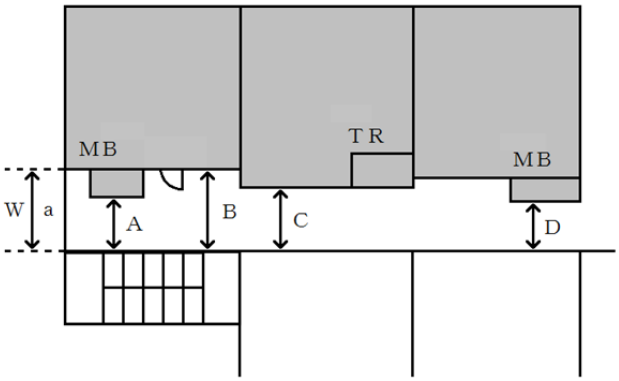

閉鎖部分の各幅員をＡ～Ｄとすると、WはＡ～Ｄのうち最大幅員（内法寸法）となる幅員。この場合アルコープ等は廊下幅員に含まれない。

（図以外の場合でも廊下幅員は最狭部分で1.2m以上は必要。）

第12－９図

ｂ　袋小路状の廊下の場合

網掛け部分が外気に面しない部分に該当し、４Ｗ６ｍの検証が必要（第12－10図参照）。

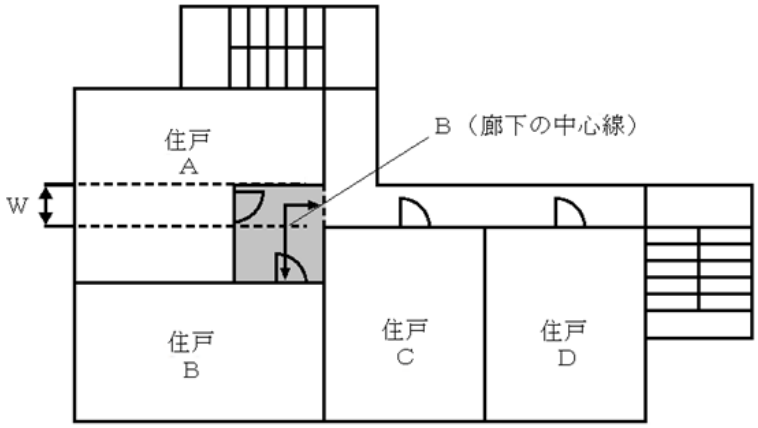

ここで、Wは、外気に面しない部分の幅員、Bは、外気に面しない部分の長さ

第12－10図

c　廊下端部以外でエレベーターホールや階段等が連続して閉鎖部分が発生している場合は、次のいずれかにより検証を行うこと。（第12－11図②参照）。

①　４W６mの検証を行う。

②　構造類型告示第４第２号⑷イ(ｲ) ｄの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなして、壁等の幅が２m以下、かつ、相互間距離を１m以上確保する。

③　構造類型告示第４第２号⑷イ(ﾛ)に定める手順により非開放部分を含む廊下全体で煙の降下状況を確認し開放性の検証を行う。

ウ　他の建築物等の外壁等について

構造類型告示第４．第２号．⑴の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から１m以上離れていることが必要とされているが、「廊下の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から１m未満である部分」（以下、この第12において「閉鎖的部分」という。）を有する場合の取扱いは次のとおりとすることができる。

なお、樹木は、他の建築物等に該当しないこととする。

⑺　閉鎖的部分が廊下端部を含む場合

閉鎖的部分を「外気に面しない部分」とみなしたとき、４W６mの検証が出来れば、当該部分は隣地境界閉鎖的部分を構造類型告示第４．第２号．⑷．ロ又は他の建築物等の外壁との中心線から１m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること（第12－11図①参照）。

⑴　閉鎖的部分が廊下端部を含まない場合

a　閉鎖的部分を構造類型告示第４．第２号．⑷．イ．⑴．ｄの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなす場合又は当該部分の長さが、６m以下で、当該部分の幅員が４倍以下とし、廊下全体で構造類型告示第４．第２号．⑷．イ．⑴の規定を満たす場合、若しくは188号通知第３．２．⑸に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を、構造類型告示第４．第２号．⑷．イ．ﾛの「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、閉鎖的部分は隣地境界線又は他の

建築物等の外壁の中心線から１ｍ未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること（第12－11図④参照）。

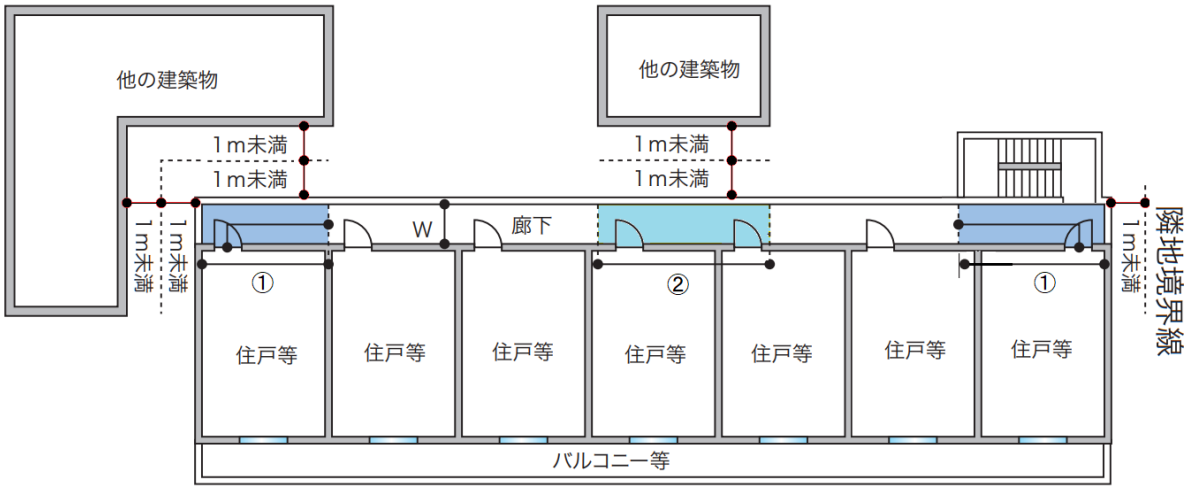

①廊下端部が閉鎖
　４ｗかつ６ｍの検証
②廊下端部を含まない、又は廊下端部が開放
　次のいずれか
　・「風雨等を遮るために設ける壁等」（当該壁等の幅２ｍ以下、かつ、相互間距離１ｍ以上）
　・４ｗかつ６ｍの検証
　・告示第４第２号⑷イ(ﾛ)煙の降下検証

第12－11図

(ｳ)　前(ｱ)及び(ｲ)にかかわらず、他の建築物等の外壁との中心線から１ｍ未満となる部分に建築物等がある場合であっても、当該建築物の高さが、廊下の開放された部分の下端より低い場合は、１ｍ以上離れているものとして取り扱っても差し支えないこと（第12－12図参照）。

ただし、当該建築物の外壁、屋根等にあっては不燃材とすること。

なお、同様に機械式駐車場がある場合は、上下移動するパレットの最高移動高さが、廊下の開放された部分の下端より低い場合は、同様に取り扱って差し支えない。

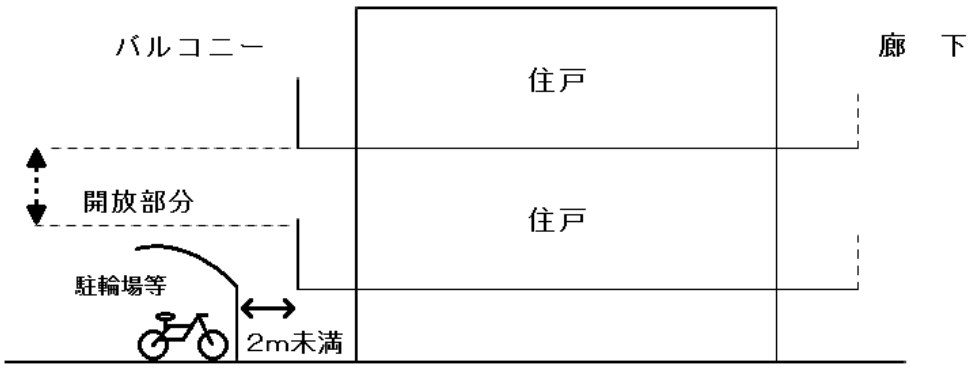

第12－12図

(ｴ)　避難階の廊下前面に設けられる開放性のない（開放率が80%未満のものに限る。以下同じ。）防犯用フェンス等については、廊下（廊下に手すり等がない場合は廊下幅員1.2mの外側）と防犯用のフェンス等との距離が２ｍ未満となる場合は、前(ｱ)又は(ｲ)によること。なお、防犯用フ

ェンス等が不燃材料とすること。

開放性のない防犯用フェンス等を手すりと同様に取り扱って、構造類型告示第４．２号．⑷．イ及び前⑵．ア．㈠に基づく開放性の検証を行う場合の例（第12－13図参照）。

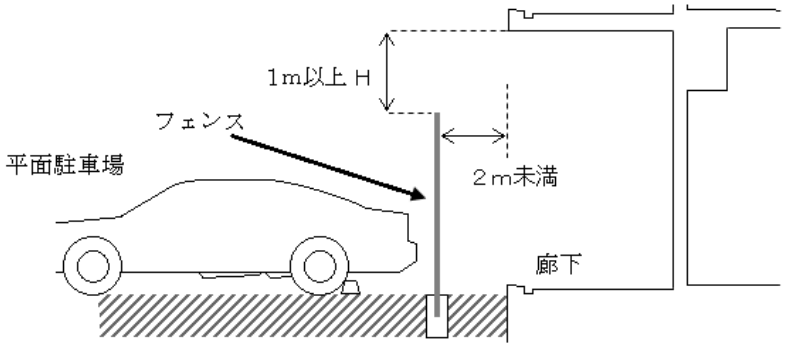

第12－13図

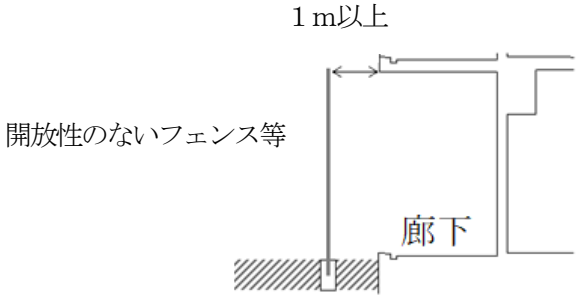

手すり等の上端から垂れ壁等までの高さ１ｍを上部で確保する場合

第12－14図

エ　見付けと開放

構造類型告示第４．２号．⑷．イ．㈠．ａで規定する見付面積の取り方は、住戸を正面から見た部分を取ることとし、奥行きは面積に算入する必要はないものである。ただし、アルコープのうち、細長い通路のような形態の場合は「廊下」として開放性を検証（４Ｗ６ｍ又は煙の降下の検証）することとする。

オ　防風スクリーンの取扱い

構造類型告示第４．２号．⑷．イの方法により開放型特定共同住宅等の要件を確認する場合においては、風雨等を遮るための壁等を設ける場合は当該壁等が２ｍ以下であることが必要であるが、当該壁等は２ｍ未満であっても、当該壁等の相互間が１ｍ以上確保されていないことによって、一体として２ｍを超えた場合については、構造類型告示第４．２号．⑷．イ．㈠．ｄに適合しなくなるため、構造類型告示第４．２号．⑷．イ．㈡による検証を行うことが必要である（階段又はエレベーター等の場合は風雨等を遮るための壁等ではないため２ｍを超えても差し支えない）。

なお、マリオン等の飾り柱については風雨等を遮るための壁等とみなす。

カ　屋外階段の取扱い

開放廊下に対して昇降方向が直角である場合、煙の拡散を考慮して、昇り方向の踊り場における開口部の手すりの上端から天井面までの部分を有効開口部として取扱い、降り方向及び開放廊

下に対して昇降方向が平行であるものは、開放部分とは取り扱わない（第12－15図）。ただし、階段部分を開放部分とするにあたっては、階段部分においても構造類型告示第４．２号.⑴に適合していなければならない。

また、廊下等と屋外階段の接続部に30㎝を超える防煙垂れ壁がある場合は、構造類型告示第４．２号.⑷.イ.⑷.ｂに該当しないため、階段の昇り方向であっても開放部分としては取り扱わない（第12－16図参照）。

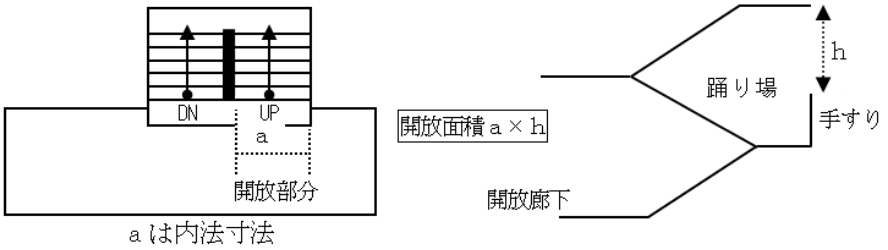

第16－15図

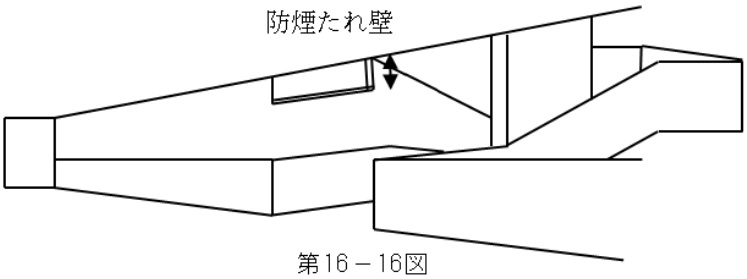

第16－16図

キ　開放型特定共同住宅等におけるエントランスホールの取扱いについて

⑺　住戸等の主たる出入り口が面している部分が明らかに廊下の形状を有しているものは、エントランスホール等に面する住戸等と取り扱わず、構造類型告示第４．２号.⑷の要件を満たすものであること（第12－17図参照）。

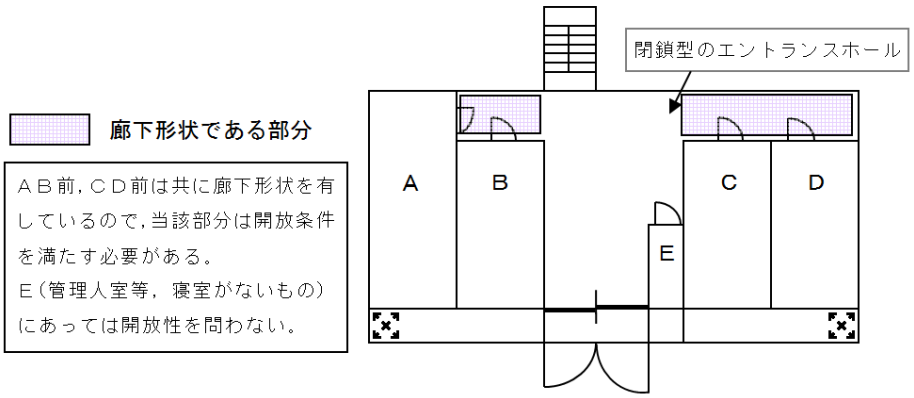

第12－17図

⑴　構造類型告示第４．２号.⑶.イに規定する経路は、道等に通ずる幅員80㎝以上の有効な通路をいう。

５　光庭の判断基準

⑴　位置・構造告示第２．６号に規定する光庭の判定については、有効幅２ｍ以上の吹き抜け空間に面した全ての階に開放された部分（有効幅員が２ｍ以上ある場合に限る。）がある場合は、火災の

際光庭内部の中性帯以高で圧力が高くなった場合でも、換気が十分に行われるため光庭に該当しないものと判断して差し支えない（第12－18図参照）。

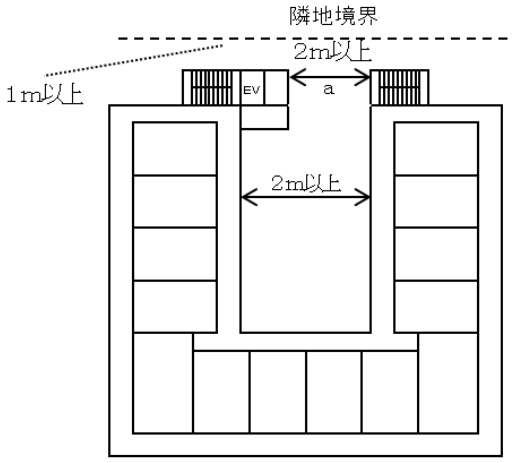

第12－18図

⑵　第12－19図において空間Ａに面して住戸１に開口部がない場合は、光庭に該当しないものとする。

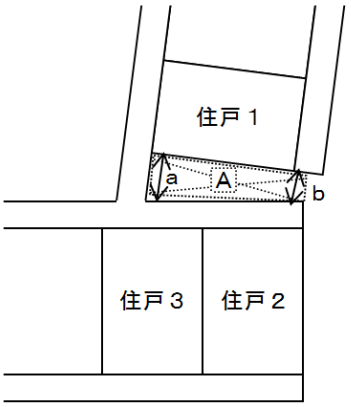

ⅰ　手すり等の上端から小梁，垂れ壁等の下端まで高さ１m以上必要
ⅱ　両側が開放されている場合はａ及びｂがそれぞれ１m以上であればａ＋ｂが２m以上で上記1と同様に取り扱うことができる。
ⅲ　光庭に該当しない場合でも，開放型共同住宅に該当させるためには，開放性の確認が必要。

第12－19図

６　消防用設備等関係

⑴　屋内消火栓設備

屋内消火栓設備を設置しなければならない場合において、11階以上の階又は31ｍを超える階にスプリンクラー設備を設置するときは、次によること。

ア　下階を補助散水栓により包含している場合、当該補助散水栓を使用した旨と使用した位置を、防災センター等に表示すること。また、補助散水栓の位置表示灯を点滅させ、ポンプの始動を明示すること。

イ　下階を屋内消火栓設備により包含し、スプリンクラー設備のポンプと兼用する場合は、ポンプの吐出量及び水源水量は、各消火設備で規定する吐出量及び水源水量を加算して得た量以上とすること。この場合、アに定める使用した位置を防災センター等に表示することは省略することができる。

⑵　スプリンクラー設備

条例第37条の２第１項第３号の規定については、政令第29条の４の規定を準用し、次のとおり40号省令を適用する。

ア　40号省令第３条第３項第２号イ中「11階以上の階に設置する」とあるのは、「11階以上の階及び31ｍを超える階に設置する」と読み替えるものとする（第12－20図）。（10階が31ｍを超える階の場合、10階は条例でスプリンクラー設備が必要であるので、11階以上の階と同様に10階部分についても共同住宅用スプリンクラー設備を設置する）

イ　40号省令第３条第４項第１号イにおいて、二方向避難開放型特定共同住宅等又は開放型特定共同住宅等で、内装制限を行うことにより消防の用に供する設備等を設置しないことができる階を、それぞれ「11階以上の階に限る」を「31ｍを超える階及び11階以上の階に限る」とし、「11階以上14階以下の部分に限る」を「31ｍを超える階及び11階以上の階から14階以下の部分に限る」と読み替えるものとする。

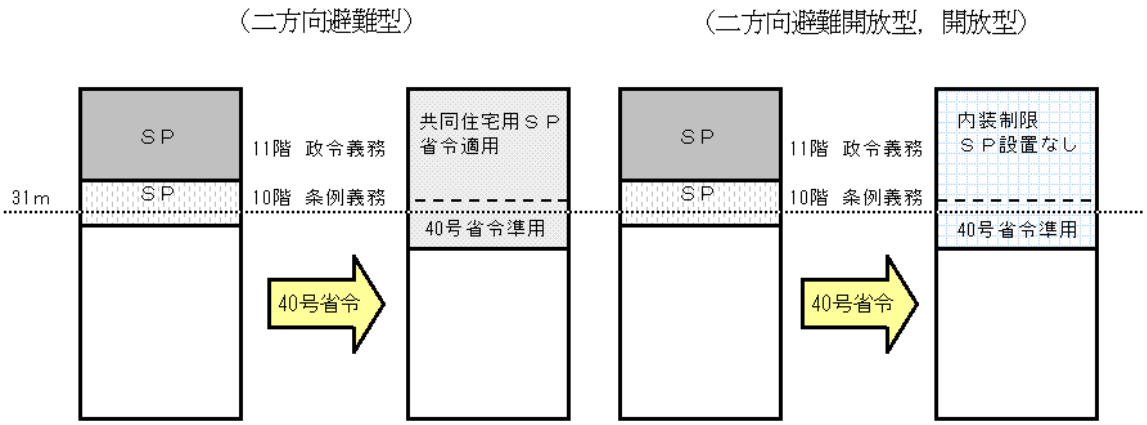

第12－20図

⑶　共同住宅用スプリンクラー設備

第３章　第２節　第４　スプリンクラー設備９による。

⑷　共同住宅用自動火災報知設備

第３章　第２節　第11　自動火災報知設備11による。

７　その他

⑴　メゾネット型住戸等を有する特定共同住宅等の取扱い

メゾネット型については、原則として１住戸を１階層とみなして、次のとおり消防用設備等を設置することができる。

ア　消火器・屋内消火栓設備

上階側において共用部分が存しないメゾネット型住戸等（下階側において共用部分が存しない場合は、上階を下階、下階を上階と読み替えること。以下⑵において同じ。）は、各部から下階側の屋内消火栓ボックスのホース接続口又は消火器までの歩行距離が足るように設置することで政令第32条を適用して、上階側への設置を省略して差し支えない。

イ　共同住宅用スプリンクラー設備

メゾネット型住戸等の上階のみが11階以上又は31ｍを超える階となる場合については、当該メゾネット型住戸等全体にスプリンクラーヘッドを設置すること。なお、アラーム弁は下階側共用部分等に設けること。

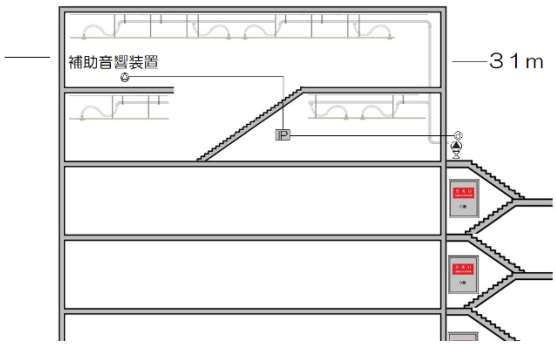

ウ　連結送水管

上階側において共用部分が存しないメゾネット型住戸等は、当該メゾネット住戸の下階側に設けられた放水口から上階側の各部分までの歩行距離が50m以下となる場合は、政令第32条を適用して上階側の放水口を省略して差し支えない。

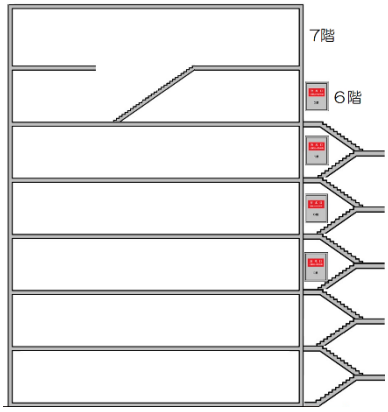

ただし、メゾネット型住戸等の上階のみが11階以上又は31mを超える階となる場合については、メゾネット型住戸等の下階側の放水口を双口とし、ホース格納箱を設けること。

なお、メゾネット型住戸等の上階のみが７階に該当する場合は、７階建てとし連結送水管の設置義務が生じること。

エ　非常コンセント設備

前ウ（なお書き除く。）連結送水管を準用すること。

オ　避難器具

第２章．第１節．第９．「二方向避難」３によること。

⑵　メゾネット型住戸等を有する特定共同住宅等以外の共同住宅の取扱い

特定共同住宅を適用しない場合についても、次のによること。

ア　自動火災報知設備・非常警報設備

上階側において共用部分が存しないメゾネット型住戸等は、各部分から下階側の共用部分に設けた１の発信機（自動火災報知設備）又は起動装置（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）までの歩行距離が50m以下の場合は、政令第32条を適用して、上階側の発信機（自動火災報知設備）又は起動装置（放送設備）を省略して差し支えない。

なお、地区音響装置については、第３章第２節第11　自動火災報知設備．７．⑵．エによること。

イ　消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、連結送水管、非常コンセント設備

前⑴ア～オによること。

令和７年４月改正

第２章　消防同意審査基準

第２節　用途、形態別等に係る基準

第２節　用途、形態別等に係る基準

第１　地下街

地下街の取扱いは、次により運用すること。

１　定義

地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。

なお、地下街に地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場も地下街に含み、地下道には地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含むものとする。

また、地下道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設が、駅務室、機械室等専ら公共施設の管理運営のためのもののみの場合は、地下街として扱わないものとする。

２　神戸市地下街連絡会議

⑴　道路、駅前広場その他の公共施設等（土地区画整理事業、市街地開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）にかかる地下街の防災、衛生及び交通等に関する協議は神戸市地下街連絡会議において調整を行うものとする。

⑵　神戸市地下街連絡会議を構成する委員等は次のとおり

ア　会長

都市局　計画部長

イ　委員

㈠　建設局道路部　管理課長

㈡　消防局予防部　査察課長

㈢　都市局計画部　都市計画課長

㈣　建築住宅局建築指導部　建築安全課長

⑶　神戸市地下街連絡会議は、次に掲げる事項について審議する。

ア　地下街の設置、改善及び地下街と他の建築物との接続に関する連絡調整事項

イ　その他地下街に関し必要な事項

⑷　会長は、必要があると認めるときは、神戸市地下街連絡会議に関係者の出席を求め説明を受け又は意見を聞くことができる。

３　地下街の規制に関する方針

⑴　地下街の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題が多いので、その新設又は増設は、今後厳に抑制するものとする。

⑵　地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が公益上真に必要やむを得ない場合に限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設に関する計画は、次の基本的な考え方によるものとし、その具体的措置

は、次の４に示すところによる。

ア　当該地域の土地利用計画及び公共公益施設の整備計画等に支障をおよぼすおそれがないよう措置すること。

イ　公共地下歩道又は公共地下駐車場の整備計画を中心とし、地下街としての計画は、これに付随して認められるべきものであることから、店舗部分は極力小規模にとどめること。

ウ　地下街と他の建築物の地階との接続は、災害の拡大防止等の観点から好ましくないため、原則として禁止すること。

エ　法及び建基法等に定めるところによるほか、防災、救急、衛生、発生する交通の処理等のため必要と認められる設備を設けること。

オ　事業主体は、将来にわたり適切な管理運営を行い得ると認められるものであること。

カ　防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画及び管理運営方法に関して、あらかじめ十分な措置を講ずること。

⑶　地下街の管理について、関係行政庁は建基法、道路法（昭和27年法律第180号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号。以下、「ガス事業法」という。）等に基づく指導、監督、検査等を強力に行い、防災その他に関して管理の適正を期するものとする。

⑷　この基本方針に適合するものとして増設等（他の地下街又は他の建築物の地階と接続する場合を含む。）を認める場合には、既設部分についても所要の改善措置を講じること。

⑸　大規模な地下街（駐車場部分を除く延べ面積が3,000㎡以上のものをいい、増設又は用途変更により当該規模となるものを含む。）については、地下火災等に対する安全性の確保を図る観点から、次の項目について「地下街防火・安全計画」を作成すること。

また、「地下街防火・安全計画」の作成にあたっては、(一財)日本消防設備安全センターにおいて、当該防火・安全計画の内容の評価を受けること。◆

なお、地下街防火・安全計画は次に掲げる事項について作成すること。

ア　防火区画、安全区画、避難施設等に関する計画及び避難計画

イ　火災感知、警報、消火、避難誘導、消防活動等に関する計画及び消防防災システムの概要

ウ　上記施設・設備等に係る維持管理の主体及びその方法

⑹　次の４の基準に適合しない既設の地下街については、増設等が行われない場合にあっても、極力防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から所要の改善を行わせるものとする。

なお、特に緊急に防災上の改善を行う必要がある既存の地下街については、早急に関係行政機関を中心に必要に応じて学識経験者を加えて現地査察を行い、所要の改善を行うものとする。

４　地下街の設置計画策定に関する基準

⑴　適用

この基準は、地下街を新設し、又は増設する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、または既設の地下街に他の建築物の地階を接続しようとする場合にも適用する。

ただし、地下駅の改札口外の通路、コンコース等に係る地下街にあっては、次の⑶．アからエまで及び⑷は適用しない。

⑵　制限の付加

消防長又は消防署長が必要と認めるときは、本基準の規定を下らない範囲において本基準と異なる定め、又は所要の制限を付加することができるものとする。

⑶　計画

ア　地下街の設置は、駐車場整備地区若しくは自動車発着数及び駐車需要の増加が著しい駅前広場における公共地下駐車場又は商業地域内の地上交通が著しく、輻輳する地区において鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡する公共地下歩道が、次の⑺から⑻までの要件を満たすものを併せて建設するものであり、かつ、これらの公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の万全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。

⑺　都市計画として決定され、平面整備の完了した道路又は駅前広場であって、その立体的整備が都市計画として必要と認められるものの区域に係るものであること。

⑴　地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要のあるものであること。

⑼　当該地域の状況又は交流の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適当と認められること。

⑽　駅前広場等及びこれに近接する当該都市における拠点的区域において、これら区域の市街地としての連担性を確保して都市機能の更新を図る必要がある場合

⑻　積雪寒冷地等における当該都市における拠点的区域において、気象等の自然条件を克服して、都市活動の快適性、安全性の向上を図る必要がある場合

イ　前アの公共地下駐車場又は公共地下歩道は、都市計画として決定し、後記⑷の規定に該当する者が都市計画事業として一体として整備するものとする。

ウ　地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域などの都市計画に合致したものであり、特に道路、都市高速鉄道、上下水道その他の都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障をおよぼすおそれのないものとする。

エ　公共地下歩道及び公共地下駐車場の配置及び構造は、地上の道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともにそれらの規模は、当該地域の長期的な開発設備の見通しに基づき計画するものとする。

オ　計画する地下街の規模は、次の⑺及び⑴に規定する範囲内で公共地下歩道又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限とすること。ただし、地下街の規模を算定するに当たって、「公共地下歩道」には地下広場、地上への避難階段及び歩行者支援施設を含み店舗内通路を含まないものとする。

エレベーター、エスカレーター、ムービングウォーク等の歩行者支援施設は、「公共地下歩道」として必要な構造を確保した上で当該施設を設置する場合には、「公共地下歩道」として取り扱うこととする。

⑺　公共地下駐車場を併設する地下街にあっては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。

⑴　地下街の店舗等（地下街の公共地下駐車場の部分又は附置義務駐車場及び公共地下歩道を除いた部分をいう。）の延べ面積は、公共地下歩道の延べ面積を超えないこと。

ただし、次の公共サービス施設で、安全上支障がないと認められる場合には、当該施設の面積を店舗等の延べ面積から除外できるものとする。

a　機械室、防災センター等の公共地下歩道及び店舗双方に必要な管理運営施設については、地下街全体の安全性、防災性等の向上に資することから、当該施設を「店舗等」として面積を算定することには妥当性を欠く場合も考えられ、これらの施設を「店舗等」の面積から除外す

ることができることとする。

b　交番、便所、行政施設、案内所、修景施設等の公共サービス施設については、不特定多数の公共地下歩道の利用者の利便性、快適性を向上させるものであることから、これらの施設を「店舗等」に含めておくことは妥当性を欠く場合も考えられ、これらの施設を「店舗等」の面積から除外することができることとする。

c　歩行者支援施設、管理運営施設及び公共サービス施設のうち、上に例示されていない施設の設置について、「店舗等」の面積からの除外や「公共地下歩道」として取り扱う場合は、あらかじめ神戸市地下街連絡会議に相談すること。

⑷　事業主体

ア　地下街を設置する者は、次の㈠及び㈡に該当していなければならない。

㈠　地下街の設置及び管理に関し、確実かつ適正な計画を有するものであること。

㈡　地下街の設置及び管理を適正に遂行するに足る十分な資金計画、安定した経営基盤、技術的能力及び管理能力を有するものであること。

イ　前アの目的を達成するため、地下街の設置者は、原則として国、地方公共団体又はこれに準じる公法人（駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。）又はこれからおおむね３分の１以上の出資を受けている法人でなければならない。ただし、公的主体の出資が３分の１を下回る場合であっても、３分の１を下回ることに関してやむを得ない事情が存し、かつ、神戸市地下街連絡会議において、協定の締結等により地下街の適正な設置及び管理を十分確保し得る措置が講じられていると認められる場合は、地下街の設置者としても差し支えないこと。

⑸　構造及び施設

地下街の構造及び設備は、建基法、法、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下、「駐車場法」という。）その他の関係法令の定めるところによるほか、次によるものとする。

ア　公共地下歩道等

㈠　公共地下歩道の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易性を考慮した簡明な形状とすること。

㈡　公共地下歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が６ｍに満たない場合には、６ｍとすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

W：公共地下歩道の有効幅員（m）

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおおよそ20年後の予想最大１時間当り歩行者数（人）（店舗等又は駐車場により誘発される歩行者数及び他の建築物の地階と接続する場合には、それにより増加が予想される歩行者数を含めること。）

F：２ｍの余裕幅員。ただし、店舗等のない部分においては１ｍとする。

㈢　地上に通ずる階段の有効幅員は1.5m以上とすること。

㈣　地上に通ずる階段の出口を歩道に設ける場合には原則として３ｍ以上の歩道部を確保すること。

⑷　原則として公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50m以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、公共地下歩道の端部とみなすものとする。

⑷　地下広場には、当該地下広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための吹抜け等を設け、かつ、直接地上へ通ずる２以上の階段を設けること。

⑷　公共地下歩道及び地下広場には、避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。

※　a　地下街の出入口に設ける上屋の構造は耐震措置が考慮されているものであること。

b　公共地下歩道及び地下広場においては、避難上支障となるおそれのあるものを設けてはならないこととされているが、モニュメントやベンチ等小規模な修景施設及び休憩施設等の設置については、安全性及び必要性に十分配慮した上で、「公共地下歩道」上に設置されている付属施設として取り扱ってよいこと。また、噴水、池等についても、避難上支障となるおそれのないものについては設置して差し支えない。なお、当該施設は面積算定上「店舗等」の面積から除外することができる。

イ　地下街と他の施設との接続

⑺　地下街と他の建築物の接続

原則として他の建築物の地下階とは、接続させないこと。ただし、接続が次のａからｄまでの要件を満たす場合（ａ及びｄの要件を満たし、神戸市地下街連絡会議がｂ及びｃと同等以上の安全性があると認める場合を含む。）は、この限りでない。

a　接続が、公共性をかんがみ明らかに必要であると認められること。

b　当該建築物の地階が、下記⑷の条件に適合する構造であること。

c　接続部の構造は、当該建築物の地階側~~に直接地上に通ずる階段及び排煙設備を有する附室を、地下街側~~に吹抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段をそれぞれ設けるものであること（接続方法は後記５　地下道と建築物の地下室との接続の例によること。）。

d　接続した場合においても、全体として前ア．⑺の条件を満足するものであること。

⑴　地下街と地下駅との接続

地下街及び地下駅（地下に設けるバスターミナルを含む。以下、この第１において同じ。）を一体化して、あるいは接続して設置する場合には、次のａ及びｂの要件を満たすこと。

a　それぞれの利用者の流通を考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。

b　地下街と地下駅の間は防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる２以上の階段を確保すること。

⑼　地下駐車場と地下街の他の部分との接続

地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙機能を有する施設を設けるものとする。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる２以上の階段を設けること。

⑽　地下街の配置

地下街の階層は、一層に限るものとする。ただし、駐車場、機械室、荷捌き場、倉庫及び消火用水貯水槽については、この限りでない。

⑷　各構えの防火区画

各構えは、相互に床面積200㎡以内ごとに耐火構造の壁で区画すること。ただし、神戸市地下街連絡会議が同等以上の安全性を有すると認める場合は、この限りではない。

各構えの防火区画に関しては、耐火構造の壁で区画する面積に係る基準を設けることにより、地下街における安全性を確保してきたところであるが、神戸市地下街連絡会議が防災及び避難上の観点から同等以上の安全性を有すると認める場合は、この限りではない。

⑷　附帯設備、設備等

ａ　公共地下駐車場を設けない地下街にあっては、駐車場法第20条に基づく建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月28日条例第54号）による建築物附置義務駐車施設を設置すること。この場合において、駐車場法第20条及び第20条の２の延べ面積については、地下街の全ての部分（当該駐車施設部分を除く。）を算出対象とすること。

ｂ　駐車場の有無にかかわらず、地上の交通に支障をおよぼさない場所に荷捌き場を設けること。

ｃ　地下街全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火、防煙区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること。

なお、一団の地下街でその管理が２以上のものにわたる場合にあっては、当該一団の地下街の防災管理が一の防災センターで行えるよう中央防災センターを設けること。この場合にあっては、中央防災センター以外に管理主体ごとの防災センターを設ける必要はない。

ｄ　地上と無線交信を可能とする設備を設けること。

ｅ　地下街には、原則としてすべての部分を対象として次の消防用設備等を設けること。

・消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）
・屋内消火栓設備
・スプリンクラー設備
・自動火災報知設備
・ガス漏れ火災警報設備
・放送設備
・誘導灯
・連結送水管
・排煙設備
・非常コンセント設備
・無線通信補助設備
・その他必要に応じた消防用設備等

※１　法第17条の規定に該当しない地下街に消防用設備等を設ける場合においても、消防法令の消防用設備等の設置又は維持に関する技術上の基準の例によること。　◆

※２　特別避難階段の附室若しくは区画された階段室内に屋内消火栓設備又は連結送水管の放水口を設ける場合、地下街に接続する防火対象物の接続部に防火戸を設ける場合又は地下道を相互に区画する防火戸を設ける場合は、当該区画を構成する防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること（第１節 第９ 防火区画 ４．⑾参照）◆

ｆ　地下街と地下駅とが接続している場合には、相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。

ｇ　非常電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設け

ること。

h　地下街の空気調和設備は、公共地下歩道の部分と店舗等の部分とを別系統のものとすること。

i　給排気孔等の地上に設ける工作物は、極力道路の区域外に設け、地上の交通等に支障をおよぼさないものとすること。

j　地下街の消防用設備等及びその他の設備は、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講じること。

※１　都市ガスを使用する場合にあっては、地下街直近の供給管部若しくは地下街引込直後に緊急遮断弁を設置し、当該遮断弁は防災センターで遠隔操作することができ、かつ、その作動状況を防災センターで確認できるものとすること。　◆

※２　地下街の要所及び地上への出入口又はその付近に、現在位置を認知できるよう地下街の案内図及び地上目標物を明示した標識板を設けること。　◆

⑹　内装等

地下街の通路、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用い、看板、広告物、装飾品、陳列台等すべてについて不燃性材料を用いなければならない。

⑺　店舗等の制限

地下街には、次に掲げる営業内容の店舗を設けてはならない。

ア　大型の商品を取扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの

イ　爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害をおよぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの

ウ　風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの

エ　宿泊施設、興行場等地下街に設けることが適切でないもの

⑻　火気の制限及び火気使用店舗の配置

ア　店舗等においては、原則として裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用する場合で、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造とした場合で消防長又は消防署長が認めたものについては、この限りでない。

イ　火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。

※　地下街と空気調和設備の系統は、店舗等の配置及び防火区画に合わせて計画すること。

⑼　ガス保安対策

地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、法、建基法その他の関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

ア　ガス漏れ防止対策

⑺　地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）にあっては、ゴム管（両端に迅速継手の付いたもの又は過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。）を用いて接続することができる（ガス事業法施行規則第108条第９号）。

⑴　地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとすること。

※　地下街の増設又は機器の交換時においては立ち消え安全装置付きの機器を設置すること。

⑼　地下街への引込管は必要最小の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが

容易に識別することができる識別措置を講じること。

※　大阪ガスにおいては下記に示すラベルにより表示されている。



第１－１図　種類表示（黄色地　黒文字）



第１－２図　方向表示（黄色地　黒矢印）

⑷　ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するための点検口を設けること。

⑷　地下街において燃焼器を使用する店舗等が集中配置された区域には、通気管を設ける等漏れたガスを排出するうえで有効な措置が講じられるものとすること。　◆

イ　ガス漏れ発生時対策

⑺　地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ火災警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。

⑷　地下街には、危急の場合に地下街へのガスの供給を防災センターにおいて直ちに遮断することができる緊急ガス遮断装置を設けること。

ウ　管理

地下街の設置者は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練に関する事項、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規程に定めなければならない。

※　管理規程については、消防計画と整合性を図るようにすること。

⑽　広告等の掲出の制限

地下公共歩道においては、誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告、看板等を設けてはならない。

⑾　管理規程

ア　地下街の設置者は、消防計画、駐車場管理等に関し、法、駐車場法等の定めるところによるほか、当該地下街の共用開始に先立って、地下街に関する管理規程を定め、神戸市地下街連絡会議に提出しなければならない。

イ　前項の管理規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

⑺　公共地下歩道に関する事項

ａ　共用時間等に関する事項

ｂ　防災保安に関する事項

ｃ　維持補修に関する事項

d　広告等の提出に関する事項

e　禁止すべき行為に関する事項

⑷　店舗等に関する事項

a　営業等に関する事項

b　防災保安に関する事項

c　保健衛生に関する事項

d　建物管理に関する事項

⑿　地下街の設置者は、地下街台帳を当該地下街の新増設のとき、道路占用の許可の更新のとき及び神戸市地下街連絡会議が必要と認めるときに作成し、神戸市地下街連絡会議に提出しなければならない。

5　地下道と建築物の地下室との接続　◆

建築物の地階で連続して公共地下歩道（公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るもの）に面して設けられたものについては、地下街と同程度の防災上の問題点を有すると認められるので、厳に抑制するものとする。

なお、地下街と建築物の地下室との接続を行う場合は、原則として⑴によること。

⑴　接続方法

地下道と建築物の地下室等が接続される場合、利用者が地下道を利用する際、地下道に接続される建築物の火災によって、避難上支障がないようにすること。

また、建築物同士が地下道を介して接続することによって、火災が拡大しないようにするため、次の基準に基づき接続部分に近接して地上に通ずる階段ホールを設け、地下道と建築物の地下室との間に排煙を有する緩衝帯空間を介して接続することとする。

ア　階段ホールを介して接続すること。

イ　地下街と接続する場合を除き、地下道への出入り口の位置が、他の建築物の地下道への出入り口の位置から20m以下となる場合は、原則準地下街として取り扱うものであること。

ウ　地下道に接続する部分に設ける階段ホールには、接続部分の断面積以上の、外部に有効に開放された開口部を有する吹き抜けを設けること。

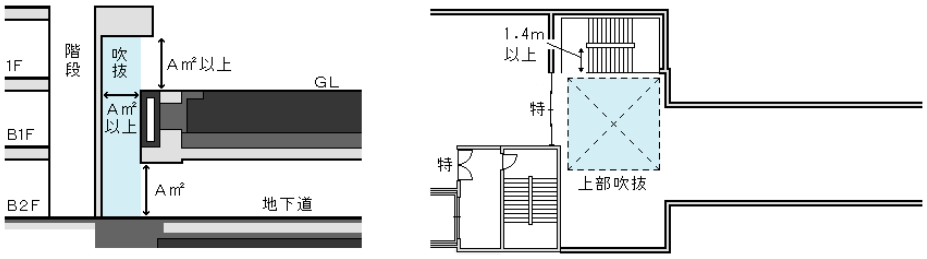

第１－３図

エ　地下道に通ずる階段ホールの階段は、避難階まで通ずる階段とし、建築物の上階に通ずる階段とは分離させること。

オ　地下道への出入り口には、常時閉鎖式又は煙感知器と連動して閉鎖する自動閉鎖式の特定防火設備である防火戸と固定された防煙垂れ壁（H＝500㎜以上）を設けること。

カ　吹き抜け空間の上部は、自然排煙とすること（機械排煙は不可）。

キ　前カの自然排煙口は、常時開放されていること（手動により開放するものは不可）。

ク　階段ホールの階段の幅は1.4m以上とすること。

ケ　階段ホールは防火区画し、その仕上げは下地・仕上げともに不燃材料とすること。

コ　地下道に通ずる階段ホール（吹き抜け空間）には、非常照明を設けること。

⑵　地下道と建築物の地下室等との接続（既存の建築物に接続する場合で前⑴によりがたい場合に限る。）については、前⑴イ、オ、ク及びケによるほか、次のとおりとする。

ア　附室を介して接続すること。

イ　附室に近接した位置に、避難階に通ずる階段があること。

ウ　附室の面積は、原則として15㎡以上確保できること。

エ　附室には専用の機械排煙設備を設け、直接外気に開放された給気口を設けること。

オ　附室に通ずる給気口及び排煙の吹き出し口の位置は、他の建築物等への影響が少ない場所に設置すること。

カ　建築物の地下室等と附室への出入り口部分には、特定防火設備である防火戸と固定された防煙垂れ壁（Ｈ＝500㎜以上）を設けること。

キ　地下道に通ずる附室には、非常照明を設けること。

６　消防用設備等の設置にあたっての取扱い

⑴　用途判定

地下道に連続して面する店舗、事務所等に通路階段等で接続している駐車場は、政令別表第１⑯の２項に掲げる防火対象物の部分として扱うこと。

⑵　地下道等の床面積の算定

ア　地下街に消防用設備等の技術上の基準を適用するにあたって、地下道部分の床面積の算定は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20ｍ（20ｍ未満の場合は当該距離）の線で囲まれた部分の床面積とする。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付特定防火設備若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の線で囲まれた部分までとすることができる。

なお、地下街と建築物の地下室等、建築物の地下室等と地下室等を直接又は地下道を介してり接続する場合については、前５．⑴、ア～コ（イを除く。）の方法により接続し、かつ、次の要件を満たす場合は、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和６年消防庁告示第７号）第６により、それぞれ別の防火対象物と取り扱い、それぞれの床面積で算定することができる。

㈠　緩衝帯の主要構造部は、原則として耐火構造とする。

㈡　緩衝帯では、火気の使用が禁止され出火する危険性を排除する。

㈢　緩衝帯で接続されるブロックは、それぞれ避難安全上独立され、緩衝帯を経由せずに避難でき、当該ブロック内の火災に対して避難が完結できる。

㈣　消防活動にあたって支障がなく緩衝帯を進入路として活用できること。

㈤　隣接する両ブロックの消防計画の中に当該接続部の維持管理に係る事項が記載されること。

イ　地下街と一体化した同一階層の地下鉄道部分（改札・事務室）は、４、⑸、イ、㈡、ｂによる区画部分から地下鉄道側を、地下街の面積に算入しないものであること。

この場合、外コンコース（地下鉄道側区画に限る。）に設ける地下鉄道用途に従属する売店等は、合計で200㎡以下とすることが望ましい。

7　過去の関連国通知

⑴　地下街に関する通知の取扱いについて（平成13年５月16日　消防予第157号）

⑵　地下街の取扱いについて（平成13年６月１日　消防予第180号）

⑶　地下街の取扱い（昭和48年７月31日　消防安第1号）…平成13年６月１日廃止

⑷　地下街の取扱いに係る運用（昭和48年10月18日建設省都計発第97号）…平成13年６月１日廃止

⑸　地下街に関する基本方針（昭和49年６月28日　建設省都市計画発第58号）…平成13年６月１日廃止
（昭和56年４月21日　建設省都市計画発第25号）
（昭和63年８月３日　建設省都市計画発第87号）
（平成４年１月13日　建設省都市計画発第４号）
（平成10年３月27日　建設省都市計画発第27号）

⑹　地下街の取扱いについて（昭和61年10月16日建設省都計発第83号）…平成13年６月１日廃止

⑺　地下街の防火・安全対策について（昭和61年11月１日消防予第146号）…平成13年６月１日廃止

⑻　地下街の防火・安全対策について（昭和61年11月25日消防予第156号）…平成13年６月１日廃止

⑼　地下街と他の建築物の地下階との接続（昭和50年１月22日都計発第８号）平成…13年６月１日廃止

⑽　地下街類似のものの取扱い及び地下街におけるガス漏れ対策に関する申合せ（昭和56年４月４日消防予第90号）…平成13年６月１日廃止

第２　特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準

政令第９条の２の規定により、地下街と一体であるとみなす防火対象物は、次の事項に該当する以外の防火対象物とする。

１　地下街の店舗、事務所等が連続している階と特定防火対象物の階とが接続するものについては、次のすべてに該当するものであること。

⑴　特定防火対象物の地階及び地下街の主要構造物は耐火構造であること。

⑵　特定防火対象物の地階と地下街とが接続している部分（以下、この第２において「接続部分」という。）の開口部の面積の合計は、４㎡以下であること。ただし、次のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

ア　地下道、歩行者専用連絡通路、広場その他これらに類するもの（天井、壁及び床の下地並びに仕上げを不燃材料でしたものに限る。以下、この第２において「地下道等」という。）を介して接続している場合で、当該地下道等の長さ（地階部分（地下道等に供される部分を除く。）と当該地階に最も近い地下街の店舗等の部分との歩行距離をいう。）が20m以上であるもの。

ただし、接続部分又はその直近に排煙上有効な大きさの吹き抜け又は地上へ直接通じる２以上の階段を有するものにあっては、10m以上とすることができる。

イ　地下道等を介して接続し、かつ、当該地下道等の両端部にスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられているもの。

ウ　特定防火対象物の地階に政令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項及び⑼項イに掲げる用途（主たる用途に供する部分に限る。）が存しないもの。

この場合、接続部分の開口部の面積の合計は、８㎡以下であること。ただし、幅員が６m以下、長さが２m以上の地下道等を介し接続しているものにあっては、８㎡を超えることができる。

⑶　前⑵の開口部には、随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備が設けられていること。ただし、前⑵．ア又はウに該当するものは、防火設備とすることができる。

⑷　前⑵の開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。

⑸　地下街と接続している特定防火対象物の階（以下、この第２において「接続階」という。）とその他の階とは、耐火構造の床、壁又は防火設備で区画されていること。ただし、前⑵．アに該当する場合は、この限りでない。

⑹　接続階から避難階に通じるすべての階段は、建基政令第123条の規定に適合するものであるか、又は接続階及び接続部分に有効な排煙設備が設けられているものであること。

２　特定防火対象物の地階が地下街の一部である駐車場、機械室その他これらに類する部分（以下、この第２において「駐車場等」という）。）と接続している場合で、次のすべてに該当するものについては、前１．⑵．⑶及び⑹によらないことができるものであること。

⑴　駐車場等と地下街のその他の部分とが耐火構造の床、壁又は前１．⑶に該当する特定防火設備で区画されていること。

⑵　接続階に特定用途が存するものにあっては、接続部分の開口部が８㎡以内であり、かつ、接続部分の開口部に前１．⑶に該当する特定防火設備が設けられていること。

第３　準地下街

準地下街の取扱いについては、政令別表第１(16の3)項の定義によるほか、次により運用するものとする。

１　準地下街の取扱基準

次のすべてに該当するものを、準地下街として扱うものとする。

⑴　形態

建築物の地階又は地下に存する建築物（政令別表第１(16の2)項である各部分を除く。以下、この第３において「建築物の地階等」という。）が地下道に面していること。

⑵　連続性

建築物の地階等の開口部相互間の歩行距離が20m以内となる建築物の地階等が２以上であること。

⑶　開口部の面積

前⑵の建築物の地階等と地下道との接続部の開口部の面積の合計が40㎡以上であること。ただし、開口部の面積算定にあたっては、次によるものとする。

ア　建基政令第123条第３項第１号に規定する附室を介して接続される開口部は、面積算定から除外する。

イ　随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備(建基政令第112条第13項第１号の規定に基づく防火戸の自動閉鎖機構の構造基準（昭和48年建設省告示第2563号）に適合するもの。）を有する開口部にあっては、当該開口部の１／２を面積として算出する。

⑷　用途

前⑵の建築物の地階等の一部又は全部に特定用途が存すること。

２　準地下街の範囲

前１により準地下街となるもののうち、その範囲は次のとおりとする。

⑴　地下道の範囲

準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の範囲とする。

ア　地下道の幅員が20m以下の場合

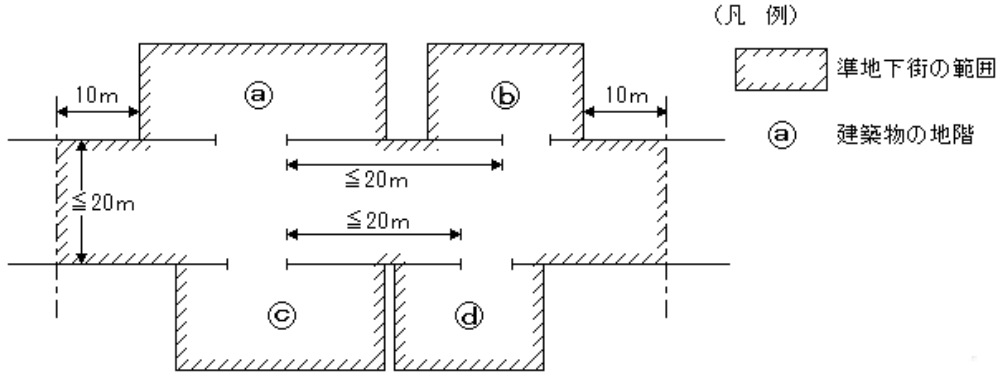

第３－１図

イ　地下道の幅員が20mを超えるもので両側に準地下街が形成される場合

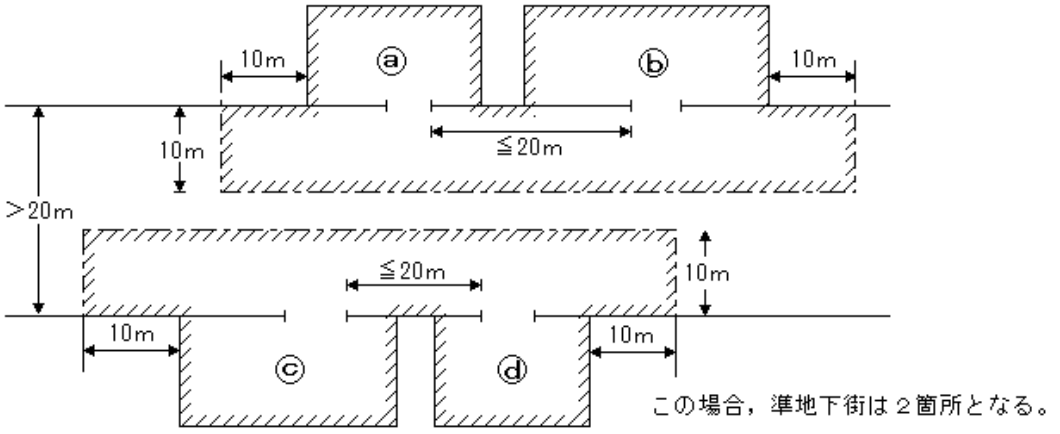

第３－２図

ウ　地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合

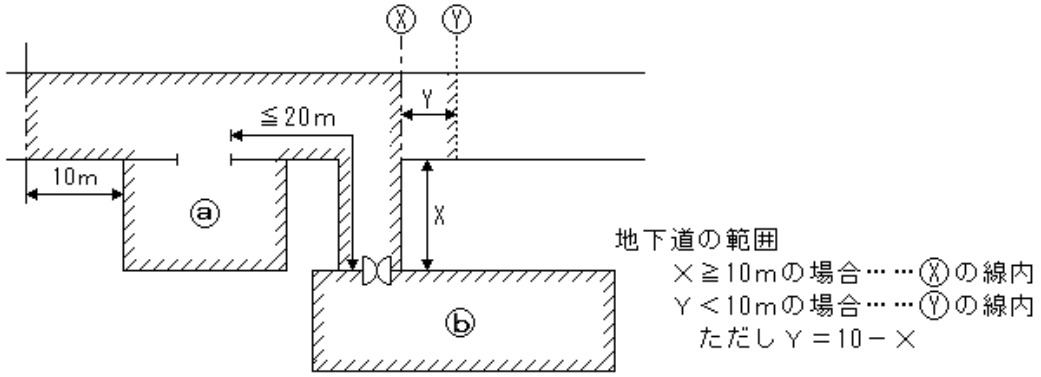

第３－３図

⑵　建築物の地階等の範囲

前⑴の図例によるほか、次によること。

ア　準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等の開口部が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものであること。

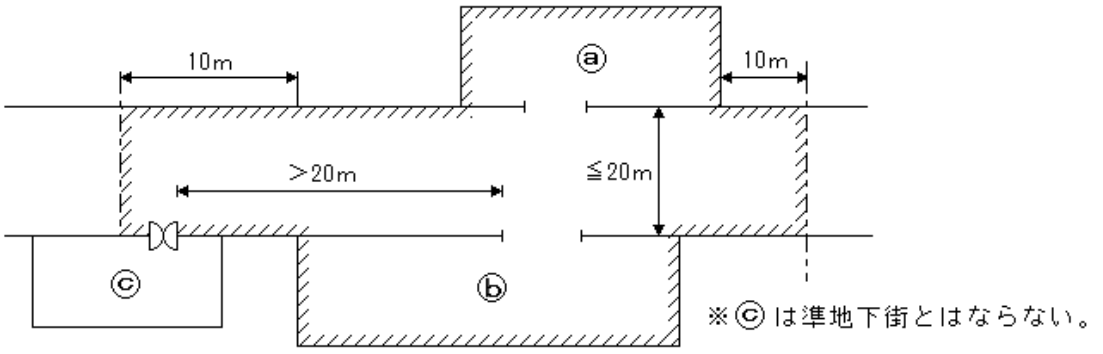

第３－４図

イ　建基政令第123条第３項第１号に規定する附室を介しての地下道と接続される建築物の地階等は、準地下街に含まれないものであること。

ウ　準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第８条に規定する床又は壁で区画されており、地下道に面する開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物が存在するものとして取り扱うものであること。

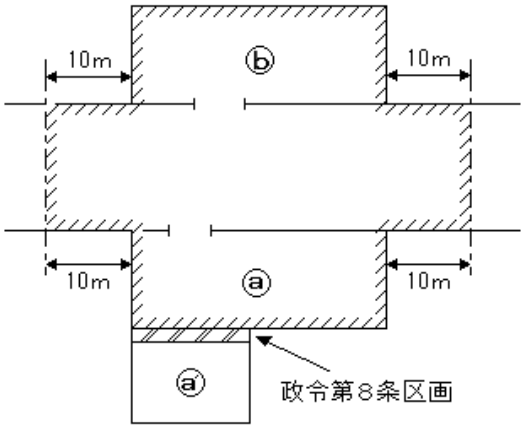

第３－５図

エ　地下道内又は地下道に面して地下建築物が存する場合、地下街の部分となるものを除き、当該建築物も建築物の地階と同等に扱うものであること

。

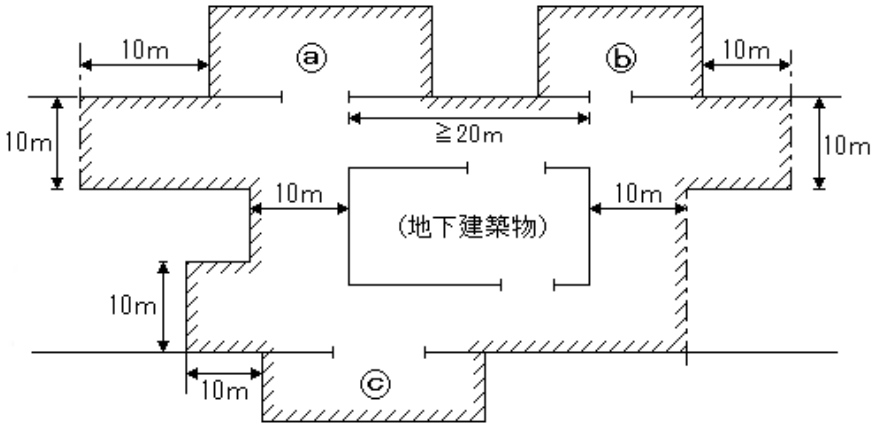

第３－６図

⑶　地下鉄道施設の取扱い

鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（２段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている区域は、政令別表第１(16の3)項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取り扱うものであること。

３　準地下街の通行の用に供される部分

規則第13条第３項第10の２号に規定する「政令別表第１(16の3)項に掲げる防火対象物の地下道で通行の用に供される部分」は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

４　その他

政令別表第１の準地下街の定義中、地下道とは、法第８条の２でいう地下街の地下道と同様の意味であり、地下の工作物内に設けられた一般の通行の用に供される通路のコンコースは含まれるが、建築物の地階内の通路は含まないものであること。

第４　アーケード

アーケードの取扱いは、次により運用する。

１　運用上の留意事項

⑴　アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。したがってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つのではなく、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。

⑵　この基準は、建基法第44条第１項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、法第７条に規定する同意、道路法第32条第１項第４号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法第77条第１項第２号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものである。（技術的助言であり、法的拘束力を有していないもの）

なお、この基準に適合するアーケードについては、法第５条に基づく措置を命じないこと。

⑶　この基準に定めるアーケードの他、アーケード類似のものは認めないこと。

⑷　この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（後記２．⑸及び３．⑴ウ、オ）は、あらかじめ下記⑸の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが必要である。

⑸　アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者（神戸市建設局道路部管理課長、神戸市建設局道路部工務課長及び神戸市建設局所轄建設事務所長）、建築主事（神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課長）、警察署長（兵庫県警察本部交通規制課長、所轄警察署長）、消防長（神戸市消防局予防部査察課長）及び消防署長からなる連絡協議会を設けること。

⑹　連絡協議会は、アーケードの設置の申請があったときに開催するものであるが、あらかじめ協議等を行っておくことが望ましい。　◆

⑺　各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有するとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとすること。

⑻　特に道路の全面をおおうアーケードで、延長50ｍ以上のものにあっては、防火の管理者を定め、消防用設備等及び防災施設の整備、点検を行わせるほか、防火管理を推進させるため、法第８条を準用すること。　◆

⑼　アーケードが設置されたときは、道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に維持管理すること。

⑽　アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、防火上支障がないよう事前に消防長又は消防署長と協議を行うこと。

なお、各種イベントの際に一時的にアーケードに添架を行う旗やのぼりなどの建築物又は建築物の部分に該当しない装飾等について、建基法第44条第１項第４号に規定する許可が不要となる場合でも、次の項目に適合させること。

ア　旗やのぼりが一時的なものであってもアーケードに設けられた連結送水管の送水口や登はんできる消防進入用の設備（以下、この第４において「登はん用はしご」という。）の視認及び使用

（登はん空間の確保を含む。）を妨げるものでないものであること。

イ　全面を覆うアーケードの場合、一時的であっても消防活動上及び緊急車両の通行に支障がないよう高さ4.5m以下には、広告物、装飾等の添架を設けないこと。ただし、広告物、装飾等の大きさ、設置状況及び当該アーケードの状況から判断して、消防活動上及び緊急車両の通行に支障がないと認められる場合はこの限りでない。

ウ　アーケードの屋根面に設けられた開口部（可動屋根）の開放及び開口部からの排煙に支障のないようにすること。また、屋根面の常時開放部分からの換気、排煙の障害とならないようにすること。

エ　電気工作物との間には一定の距離を有すること。

オ　設置位置、材質及び管理の状況等に関し、放火防止に配慮したものであること。

⑾　適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、改修等の機会にこの基準に適合するよう努めるものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、改修に努めること。　◆

⑿　仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは、撤去を行うこと。

2　通則

⑴　この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相対の区画連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。

⑵　アーケードは、商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。

⑶　アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通法第２条に規定する道路をいう。以下、この第４において同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。

⑷　アーケードは、都市の防火及び衛生等を害するものであってはならない。

⑸　各機関はアーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。

⑹　この基準において各機関の裁量を認めているものを除くほか、風土の状況、消防用設備等の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じて、その処理を行うものとする。

3　道路の一側又は両側に設けるアーケード

⑴　設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。

ア　歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車の通行を禁止している道路であること。

イ　道路法第５条から第８条までの規定により、車道の幅員（軌道敷を除く。以下、この第４において同じ。）が11m未満の一級国道若しくは二級国道又は指定又は認定を受けた車道の幅員が９m未満の主要な都道府県若しくは市道でないこと。

ウ　アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。

エ　都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。

オ　引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域、消防車両等の進入が困難である区域その他消防上特に危険な区域でないこと。

カ　防火地域内又は準防火地域内であること。

キ　アーケードに面する建物（以下、この第４において「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。

⑺　防火上主要な位置とは、アーケードに面する側及び他の側面建築物に面する側の延焼のおそれのある部分とする。この場合、アーケードに面する側についてはアーケードを設ける道路との境界線を隣地境界線とみなす。

⑴　防火上主要な位置にある外壁の開口部には防火設備を設けること。

この場合、耐火建築物又は準耐火建築物にあっては、アーケードの屋根の上方１階層（アーケードの屋根が階の途中にある場合は、その階を含めて２階層とする。）及びアーケードの屋根の下の階層にある開口部に限ることができる。

ク　街路樹の生育を妨げない場所であること。

⑵　構造は次の各号によらなければならないものとする。

ア　歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。

イ　歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から２m以内に又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。

ウ　地盤面からの高さ4.5m以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く２階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ３ｍを下らない範囲内で緩和することができる。

エ　アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入りガラス以外のガラスをそれぞれ用いないこと。

オ　階数は、一であること。

カ　壁を有しないこと。

キ　天井を設ける場合は防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

ク　木造の側面建築物に支持させないこと。

ケ　アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

コ　柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとすること。

サ　側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

シ　アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電気的に絶縁すること。

木造以外の側面建築物にあっても電気的に絶縁の措置を講ずること。　◆

⑶　屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

ア　歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は３m以下とすること。

イ　歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等を絶対に車道部分に突き出させなようにすること。

ウ　屋根には、アーケードの延長50m以下ごとに、桁行0.9m以上を開放した切断部又は高さ0.5m

以上を開放した桁行1.8m以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際溶けやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。

エ　屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12m以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。前ウ．ただし書きの部分等で炎の伝走のおそれがない場合は、この限りでない。

垂れ壁は、次によるものであること。

(ｱ)　垂れ壁は、可能な限り側面建築物相互の境界位置とすること。

(ｲ)　垂れ壁は、鉄製で厚さが0.8㎜以上のもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。

(ｳ)　垂れ壁とアーケードの屋根面との間及び垂れ壁と側面建築物との間には、防火上支障となるすき間が生じないようにすること。

オ　屋根面上はおおむね６ｍごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐え得る構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6m以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をするとともに必要に応じてすべり止め及び手すりを設けること（以下、この第４においてこれらの部分を「消火足場という」。）。

消火足場は、次によるものであること。

(ｱ)　梁間方向の消火足場を６ｍごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。

(ｲ)　梁間方向の消火足場の勾配は、１／４以下とし、１／５以上の勾配となる場合にあってはすべり止めの措置をすること。

(ｳ)　桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置をすること。

(ｴ)　消火足場に段差が生じる場合は、けあげが25㎝以下の階段とし、段差の高低差が１ｍ以上となる場合、又は階段の勾配が45度以上となる場合はその部分に高さ80㎝以上の手すりを設けること。

(ｵ)　アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易に分かるような標示を行うこと。

(ｶ)　消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。

(ｷ)　防錆の措置を講じること。

カ　屋根面（消火足場で0.8m以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の２／５以上を地上から簡便、かつ、確実に開放し得る装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が１／４以上の勾配で側面建築物に向かって下っておりその水平投影幅が３ｍ以下であって、かつ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

⑷　柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。

ア　道路に設置する場合にあっては路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員３ｍ未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り歩道幅員３ｍ以上の場合には、歩道内の車道よりにも設けることができる。

イ　消防機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切り部分に設けないこと。

ウ　側面建築物の非常口の直前及び両端から１ｍ以内で避難の障害となるおそれのある位置に設け

ないこと。

⑸　添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。

ア　恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地区名、街区名等の標示で不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられているものについては、この限りでない。

イ　電気工作は、アーケードの軒先から0.2m以内又は消防用登はん用はしごから１m以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

４　道路の全面又は大部分を覆うアーケード

道路の全面を覆い、又は道路中心線から２m以内に突き出して設けるアーケードは、前３各号（⑴イ、キ、⑵．ア．イ．ウ及び⑶．ア．エ．オ（※⑺、⑷、⑼及び⑽に限る。）を除く。）によるほか、次の各号によらなければならないものとする。

⑴　道路の幅員が４m以上、かつ、８m以下であること。

⑵　側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25m以内に幅員４m以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が50m以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

⑶　側面建築物の延長がおおむね50m以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

⑷　側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

⑸　側面建築物は、既存のものについても、建基政令第114条及び建基政令第５章第２節の規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。

⑹　火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150m以下ごとに消防機関に通報する火災報知設備が設けられていること。

◆

ア　非常警報設備を政令第24条の規定の例により設けること。

イ　消防機関へ通報する火災報知設備については、側面建築物又はアーケードに電話が設けられている場合設けないことができる。

⑺　柱以外の構造物の高さは、地盤面から６m以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは当該軒高及び地盤面からの高さ4.5mを下らない範囲内で緩和することができる。

⑻　屋根面は断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の１／８以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。

⑼　アーケードを設置しようとする道路の延長50m以下ごとに屋根面上に登はん用はしご及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに持続する立管及び連結送水管の送水口を設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ア　登はん用はしごは、次のすべてに適合すること。

⑺　消防活動に耐える構造であること。

⑷　消火足場に直通していること。ただし、踊場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合は、この限りでない。

⑸　はしごの縦棒の間隔は、35㎝以上50㎝以下であること。

⑹　はしごの横さんの間隔は、25㎝以上35㎝以下で、かつ、登はん用はしごの全長にわたって等間隔であること。

⑺　横さんの断面は、円形又は円形に近い形状で、かつ、その直径（円形以外にあっては、平均値）が20㎜以上35㎜以下であること。

⑻　縦棒の上部は、消火足場の床面から上方に80㎝以上突き出ていること。ただし、これと同等以上の効果のある構造のものにあってはこの限りでない。

⑼　登はん用はしごの周囲には、登はんするための有効な空間（おおむね第４－１図の大きさ以上）を確保すること。

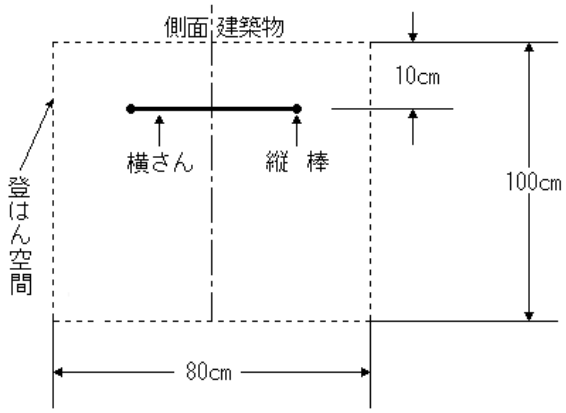

第４－１図（平面図）

⑽　登はん用はしごは、堅固に固定されていること。ただし、地盤面上３ｍ以下の部分にあっては、伸縮式等とすることができる。

⑾　登はん用はしごは、防錆の措置を講ずること。

イ　消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及び連結送水管の送水口は、次のすべてに適合すること。

⑴　連結送水管を政令第29条の規定の例により設けること。

⑵　放水口は呼称65と50兼用のマルチタイプとすること。　◆

⑶　格納箱に呼称50の長さ20ｍの消防ホース２本以上を格納しておくこと。◆

⑽　前⑼の設備及び消火足場を設けること。

消火足場は、次に適合すること。

ア　梁間方向の消火足場を６ｍごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を道路の延長方向に連結するための消火足場を、アーケードの両側に設けること。

イ　消火足場はおおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置を行うこと。

ウ　消火足場の周囲には、高さが80㎝以上の手すりを設け、当該手すりは有効な振れ止めを設けること。

ただし、側面建築物の避難経路と兼用する場合の手すりの高さは、110㎝以上とすること。

⑾　その幅員の全部をアーケードで覆われた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ0.5m以上を開放した断層部とすること。

５　屋根が定着していないアーケードの特例

前３又は４の例によることとするが、屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防炎処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては、前３．⑵．エ及び前３．⑶．イからオまで並びに前４．⑴、⑻、⑼及び⑽は適用しない。

６　仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、前３．⑴．ア、ウ及びオ、⑵．ア、イ、ウ、オ、カ、キ、ケ、コ及びサ、⑶．アからウまで、⑷．アからウまで並びに前４．⑺及び⑾の規定のみを適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

⑴　設置期間は６月から９月までの４ヶ月以内であること。

⑵　歩車道の区別のある道路の歩道部分にのみ設けるものであること。ただし、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。

⑶　屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

⑷　構造は、容易に破壊消防を行い得るような簡単なものであること。

⑸　延長12m以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立した構造とすること。

７　その他

原則、前１～６により運用することとするが、この基準によらずとも、同等以上の防火上及び消防活動上の安全性が確保されているものとして消防長が認めた場合は、この限りではない。

８　過去の関連国通知

昭和30年２月１日（「国消発第72号、建設省発住第５号、警察庁発備第２号」）

第５　高層の建築物

１　適用の範囲

この基準は、法第８条の２に規定する高層建築物に対して適用するものであること。

２　指導の原則

この基準は関係法令等で定める規定（本審査基準に定める基準を含む。）によるほか、高層建築物の特異性により出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消防活動の容易性の確保等を図るためのものである。

３　出火防止策　◆

条例第24条で規制される部分を除き、次によること。

⑴　厨房設備

ア　都市ガスを使用する火気使用設備器具を使用する場合は、調理油加熱防止装置、立ち消え安全装置を有すること。

イ　ＬＰＧ燃料容器は、持込み、設置又は使用しないこと。

ウ　電気コンロ類は、調理油加熱防止装置等の安全装置付きのものとすること。

エ　火気使用設備器具を使用する居室の家具・家電類は、地震等により火気使用設備器具へ転倒、落下しない対策を行うこと。

⑵　暖房用設備器具

電気を熱源とするものを除き、移動式のストーブ、固定式のストーブ及び床置式パッケージ型温風暖房機による局所暖房方式の使用は抑制すること(共同住宅を除く。)。ただし、床置式パッケージ型温風暖房機を耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画された機械室に設けた場合はこの限りでない。

⑶　その他

ア　発火性又は引火性の危険物品等を持込まないこと。

※　危険物の量としては、条例第31条の２で定める指定数量の５分の１以上の量をいうものであること。

イ　受電設備並びに変電設備等の変圧器及び遮断機は、努めて不燃油使用機器又は乾式のものを使用するものであること。

４　火災拡大防止策

⑴　防火区画等

ア　面積区画は次によること。

⑺　一の防火区画には、二以上の方向へ避難できる経路を確保すること。◆

ただし、おおむね100㎡以下の場合はこの限りでない。

⑴　防火区画に防火戸を設ける場合は、当該防火戸の上部におおむね30㎝以上の耐火構造のたれ壁（小壁）を設けるものであること。◆

⑷　防火区画に用いる防火シャッターは、内のり幅が6.5m以下であること。◆

⑸　防火区画に用いるＡＬＣ（軽量気泡コンクリート）、ＰＣコンクリート（プレキャストコンクリート）等の接合部及び取付部は、モルタル等の不燃材料を充てんし、耐火性及び防煙性を高めること。

⑹　電線等が防火区画の壁及び床を貫通する場合は、当該貫通部を不燃材料又は認定された材料で埋戻し、耐火性能及び防煙性能を高めること。

⑺　ファンコイルユニット等の配管類が床を貫通する場合は、当該部分を気密性、耐火性を有する湿式の岩綿モルタル等又はこれと同等以上の性能を有する材料で埋戻しすること。

イ　避難経路等の安全区画

⑺　廊下と居室等とは耐火構造の壁で区画し、当該壁の開口部には、常時閉鎖式（煙感知器連動の閉鎖機構を含む。）の防火戸を設けること。　◆

これによらない場合でも、避難の用に供する通路、廊下等は、次に掲げる場合を除き、安全区画とすること。　◆

ａ　便所及び洗面所で次の各号に該当する場合

(a)　避難経路とは防煙区画を行う。

(b)　壁及び天井の下地及び仕上げを不燃材料とする。

ｂ　メーターボックス、配管スペース等で次の各号に該当する場合

(a)　物置等の他の用途に使用しない。

(b)　当該部分と他の部分を不燃材料で区画する。

(c)　壁及び天井の下地及び仕上げは不燃材料とする。

(d)　扉及び窓は、不燃材料で作られ、通常閉鎖された状態で使用する。

⑴　前⑺の安全区画は、次の各号に定める構造とする。

ａ　安全区画と居室及び室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画する。また、当該間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造る。いずれの場合も、壁及び天井の仕上げは不燃材料とする。

ｂ　次の各号の場合を除き、安全区画に面する居室、室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で作られた扉及び窓（以下、この第５において「不燃扉等」という。）を設置する。また、不燃扉等に換気のためのガラリを設ける場合は、天井高さの３分の１以下の部分に設ける。

(a)　共同住宅等の屋外開放廊下に面する窓は防火設備とする。

(b)　前号以外の建築物の屋外開放廊下に面する不燃扉等は常時閉鎖式または煙感知連動閉鎖式としなくてもよいが、避難の際には容易に随時閉鎖できる構造とする。

ｃ　自然排煙設備又は機械排煙設備を設置する。避難経路には、平成12年建設省告示第1436号の規定は適用できない。

⑼　前⑺の耐火構造の壁はおおむね30分間以上の耐火性を有するものであること。ただし、当該区画が建基政令第112条の防火区画を兼ねる場合にあっては、法令で定める耐火性能を有するものであること。

⑽　避難階において、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は共用しないもの

であり、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画されていること。◆

ウ　竪穴の区画

⑺　特別避難階段、非常用エレベーターの昇降路及び排煙シャフトを除き、建築物の全階層にかかわる竪穴を設けないものであること。　◆

⑴　非常用エレベーターを除き、エレベーターはおおむね15～20階層単位にバンク分けを行うこと。◆

⑵　エレベーターロビーは、他の部分と耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式の防火戸若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる防煙性能を有する防火戸で区画すること。

⑶　エレベーター乗降扉前に、常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖することができる遮煙性能を有する防火設備で区画すること。ただし、エレベーター乗降扉が遮煙性能を有する場合はこの限りでない。

⑷　エスカレーターは、３階層以上に直接通じないことを原則とし、当該エスカレーター部分の防火区画は、乗降面にあっては遮煙性能を有す防火戸、その他の面にあっては網入りガラス、線入りガラス及び特定防火設備で区画すること。　◆

⑸　エスカレーターの部分及び吹き抜けの部分は、建基政令第112条第11項に定める区画を行うとともに、それらの部分に面する開口部の上部には固定式の防煙たれ壁（高さ30㎝以上）を設置すること。◆

これは、煙溜りを作ることにより煙感知設備を的確に作動させるためであり、防火設備が機能するまでの間に、煙の拡散及び伝播を遅らせるためにも有効である。

⑹　パイプシャフト、電線シャフト等（以下、この第５において「シャフト等」という。）については、次のａからｈまでに適合すること。

ａ　シャフト等は、階層ごとに床に相当する部分で、耐火性能、防炎性能を有する材料で塞ぐこと。◆

また、当該床を貫通する電線は、貫通部分の上下１ｍを延焼防止剤等で保護する等、延焼防止上有効な措置を行ったものを除き、多量の電線ケーブルをグループ化して設けないこと。◆

ｂ　防災機器制御用電線は、一般電線のシャフトと区画を別にすること。◆

ｃ　分電盤等は、原則として電線シャフト内に設けないこと。◆

ｄ　シャフト等の断面積に適合した配管又は配線がなされており、点検等が容易であること。◆

ｅ　各種配電線等が法令基準により、必要な固定等がなされていること。

ｆ　空調ダクトと電気配線は相当な間隔を確保するとともに、当該ダクトの振動等により電気配線がこすれ合い、絶縁劣化を起こさないよう配慮すること。◆

ｇ　シャフト等内の感知器及び点検口等の維持管理が十分になされていること。

ｈ　シャフト等の内部に点検用タラップを設けた場合には、当該タラップ内への配線や配線等の固定を行わないこと。◆

⑺　換気、暖房及び冷房設備の風道は、努めて階を貫通しないこと。ただし、耐熱処理した金属ダクトによる新鮮空気供給用風道及び余剰空気用風道にあってはこの限りでない。　◆

㈦　前㈥によりがたい場合は、多階層にわたらないよう数階層ごとに水平区画を設け、エレベーターバンク等と竪穴の系統をあわせること。　◆

㈧　防災センター、自家用発電機室及び非常用エレベーター機械室等の防災関係機械室の換気設備は、ＳＦＤ（防煙防火ダンパー）の不要な方式とする。◆

㈨　その他、竪穴区画の壁の構造については、前ア、㈠及び㈤によること。　◆

エ　外壁の帳壁（カーテンウォール）と床板との区画等

㈠　外壁の帳壁と床板との接続部は、気密性及び耐火性能を有するようなモルタル等の不燃材料を充てんすること。

なお、この場合鉄鋼、鉄板等で脱落防止を行うものであること。

㈡　カーテンウォールの支持部材、構造上重要な方立、ファスナー等は耐火被覆を行うこと。

㈢　外壁の帳壁の室内側は外壁面に要求される同等以上の耐火機能を有するものであること。

オ　その他◆

㈠　異種用途区画を行う場合は、用途毎に独立した避難経路を確保すること。

㈡　自力避難が困難な者の利用する施設については、当該階の平面を２以上の部分に避難上有効に分割し、準耐火構造の床若しくは壁及び建基政令第112条第19項第１号に定める特定防火設備で区画すること。

また、区画した各々の部分からは、出火部分を通過せず安全に階段まで到着できること。

㈢　中庭型ビル（平面形状がロの字型、コの字型のビル）の中庭部分に面する開口部については、建基法第２条第９の２号ロに規定する防火設備を設置すること。ただし、開口部間の距離が10ｍ以上離れている場合はこの限りではない。

⑵　内装材料などの不燃、難燃化

ア　内装材料は下地材料を含め、準不燃材料であること。　◆

イ　天井面に設ける照明用のカバーは可燃材料以外のものとすること。◆

ただし、床面積の１／10以下とした場合はこの限りではない。

ウ　机などの家具調度品は、努めて準不燃材料で造られていること。◆

エ　可燃性の装飾物品の使用は抑制するものとし、やむを得ず使用する場合は、防炎機能を有するものであること。　◆

５　避難関係

⑴　特別避難階段は次によること。

ア　附室（バルコニーを含む。）から階段に通じる出入口は常時閉鎖式の防火戸とすること。

イ　屋内から附室に通じる出入り口は、防炎シャッター以外の防火戸とすること。

ウ　屋内から附室に通じる出入り口の上部には、おおむね30㎝以上の防煙上有効な固定のたれ壁（小壁）を設けること。◆

エ　附室は、廊下から通じるものであること。◆

オ　附室に設ける給気用の風道（シャフト）は、おおむね10～15階層単位に外気取入口を設け、かつ、外気取入口は排煙口等との離隔を保つこと。◆

カ　階段室及び附室に面して倉庫、湯沸室の出入口及びＥＰＳシャフトの点検口を設けないこと。◆

キ　附室内には、非常用エレベーター及びこれに準じた災害時に使用するエレベーターの昇降路の出入口を除き、他のエレベーターの出入口を設けないこと。

ク　附室内に屋内消火栓設備又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、廊下等屋内から附室に通じる出入口の防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること（本章 第１節 第９ 防火区画 ４．⑾参照）。◆

⑵ その他 ◆

ア　各階において、特別避難階段に通じる廊下等の避難経路は単純なものとすること。

イ　避難階において、回転ドアを設置する場合は、別の避難用扉を設けるとともに回転ドアの事故防止のための措置を講じること。

ウ　排煙設備の設置にあたっては、当該設備を作動した場合、とびら内外の静圧差によって避難時にとびらの閉鎖障害が生じないよう、空気の流通に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。

※　排煙設備の運用にあたっては、排煙設備による煙の制御を考慮した基本的な避難誘導マニュアル（表５－１）を参考とし建築物の実態に応じて運用するものであること。

エ　高層の建築物の自然排煙設備の設置については、ビル風などの影響が大きいため、排煙口の配置・構造に配慮すること。

オ　高層の共同住宅は、全周又は連続バルコニーを設置すること。

カ　避難経路は日常的に使用する経路と同一であること。

キ　各居室からの避難は、他の居室を経由せずに直接安全区画へ避難できること（ただし、共同住宅については１住戸を１居室とみなすことができる。）。

ク　自動車車庫等と避難経路その他の部分は区画すること。

ケ　日常的にエレベーター及びエスカレーターを使用する建築物では、利用者に階段の位置をわかりやすくし、非常時に円滑な避難のできる計画とする。

コ　会場、宴会場及び劇場等で不特定多数が利用する場合は、独立した専用の避難経路を確保すること。

サ　階段は、防災上及び避難上より有効な特別避難階段、屋外避難階段又は告示７号階段とすること。

シ　避難については、２以上の階段を設置し、均等に配置を行うこと。

６　消防用設備等及びその他の設備　◆

⑴ スプリンクラー設備は次の各号により設置を計画すること。◆

ア　規則第12条の２又は規則第13条第１項若しくは同条第２項の規定に係わらず設置すること。

イ　高さ100ｍを超える建築物は全ての階に設置すること。

ウ　第３章 第２節 第４ スプリンクラー設備 ６.で規定する、弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備とすること。

⑵ 自動火災報知設備、放送設備

ア　地区音響装置は、放送設備とすること。

イ　旅館、ホテル、病院、福祉施設は、自衛消防隊の活動が速やかに行えるように、常時人がいるスタッフステーション等には、副受信機及び放送設備のリモートを設置すること。

ウ　公共施設や聴覚障がい者の利用を目的とした施設等にあっては、火災の発生を光警報装置により伝えることができるものとすること。

⑶　消防機関へ通報する火災報知設備

前⑵イの場所がある防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、遠隔起動装置を設けること。

⑷　連結送水管の放水口及び非常コンセント設備

Ｘ階段のように、同一階段区画内で二方向から昇降できる階段等については、それぞれの出入口付近に放水口を設置すること。

⑸　地震発生時には、電気器具等からの出火や地震に伴う停電からの電気復旧時に断線した電気コード等からの出火が予想されることから感震ブレーカーの設置に努めること。

7　消防活動、救助施設

消防活動、救助施設は次によること。

⑴　消防隊の進入路及び進入口　◆

ア　高層の建築物に道路、広場等から直接進入できるものを除き、消防車の使用する通路は２以上とし、建築物の間近まで通じているものであること。

イ　消防車の進入に使用する通路等に設けてある門、扉等は開放できる構造であること。

ウ　通路の幅員は、５ｍ以上で、かつ、通路が交差する部分又はコーナー部分は通行、回転上有効なすみ切りがなされていること。

エ　通路は、はしご車の通行に支障のない耐力（25ｔ）を有する構造であることとし、はしご車の寄り付きに必要な６ｍ×12ｍの空間を確保すること。

⑵　非常用エレベーター

第４章 消防同意審査参考資料 第４によるほか、次の事項とすること。

ア　非常用エレベーターは、耐震性を十分考慮するものであること。

なお、耐震性（強度）については、第４章 消防同意審査参考資料 第４に示す地震時の管制運転の制御値を目安とすること。

イ　共同住宅、ホテル、病院及び福祉施設等に設ける非常用エレベーターについては、その１基以上を救急用担架が収容可能（エレベーターのかごの奥行き等を、内法寸法で２ｍ以上確保する等）なものとすること。ただし、一般の常用エレベーターのうち、１基以上を当該担架収容可能なものとした場合については、この限りでない。なお、やむを得ずエレベーターをトランク付とする場合は、救急隊が円滑に活動できるよう段差のない「フロアー型」とすること。　◆

また、上記に該当しない対象物にあっても中高層部分に同用途が存する場合は、これに準ずること。　◆

ウ　非常エレベーターは防災センターから近接した位置に設けること。

エ　避難階の非常用エレベーターから屋外までの経路は、他の用途の居室を経由させないこと。◆

⑶　その他

火災時において、減圧及び煙の排出に有効な外気に面する開口部を各階の避難経路の一部に設けること。　◆

第５－１表　排煙設備による煙の制御を考慮した避難誘導マニュアル

火煙等の状況	防煙位置の目標	火災初期において守る防煙位置 →	成長期において守る防煙位置 →		
	煙拡散範囲	火災室	廊下（第一次安全区画）	附室（第二次安全区画）	→ 階段室 煙汚染
	排煙設備	居室排煙	廊下排煙（居室排煙を含む。）	附室排煙（居室・廊下排煙を含む。）	
避難誘導計画	出火階	避難開始	階段入り込み完了（階段室扉の閉鎖）		
	自衛消防隊の任務	●排煙設備の操作及びその効果の確認 ●避難完了の報告 ●その他計画に定める行動	階段室に煙を入れないための措置 ⑴ 扉関係 ア 居室扉の閉鎖 イ 附室扉の閉鎖 ウ 階段室扉の閉鎖 ⑵ 排煙設備関係 煙拡散範囲の排煙 ※ （防災センターへの結果の報告）		担当者の指定 ※特に重要な措置
	出火階の上方階	避難開始	●避難目的地→原則として地上 ●避難範囲→出火階の上方階全員 ●優先順位→不特定多数・高密度階	場合によっては地上階から最上階までの在館者全員がいっせいに避難を開始することになるが、特別避難階段の避難効率及び収容人員等から考慮すると、待ち時間が長くなることが予想されるので、階別空調単位及び中間避難床等により分割し、かつ、危険度に応じて避難優先順位を決定するものであること。	避難開始	防災センターの指示事項の尊守 教育・訓練の実施
	自衛消防隊の任務	●情報の提供 ●階段頂部扉の閉鎖 ●その他計画に定める行動			担当者の指定
	出火階の下方階	原則としては火災初期に避難開始すべきものであるが、防火区画等構造上において特にその安全性が確保できるものであれば、煙汚染等の危険性を有する火災階及びその上階の避難者が当該階を通過した後に避難（階段入り込み開始）を開始するものとする。			防災センターの指示事項の尊守 教育・訓練の実施
	自衛消防隊の任務	上欄に掲げた事項が尊主され、かつ、避難開始前後においてパニック等が発生しないように情報の伝達等に特に留意するものであること。			

（注）本表はあくまでも避難マニュアルの基本事項を示したものであり、出火階、出火場所及び出火時間等によって差異があるので、本表の趣旨を踏まえて流動的に運用する必要がある。また、危険物施設の有無、延焼拡大の危険性、消防用設備の作動状況、防災センターの活用、自衛消防活動体制及び出火階を含めた避難行動等のゾーニング等について十分考慮し、実態に即した避難計画を樹立する必要がある。

第６　高架下建築物

鉄道に使用される高架工作物に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合（以下、この第６において「高架下建築物」という。）は、次によること。

１　避難及び消防活動上必要な通路並びに構えの出入口

⑴　高架工作物の両側に道路がある場合

ア　高架工作物の延長方向100m以内ごとに高架下を横断する幅員３m以上の通路を設け、それぞれの道路に有効に通じていること。

イ　高架下建築物の幅が30mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に連絡する幅員３m以上の内部通路を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

⑺　高架下部分の構えの一団の個々が同部分の全幅を一構えとして使用するもの

⑴　道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたもの

⑵　高架工作物の片側に道路がある場合

ア　高架工作物の延長方向50m以内ごとに高架下を横断する幅員３m以上の道路を設け、道路に有効に連絡させること。

イ　高架下建築物の幅が15mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に有効に連絡する幅員３m以上の内部通路を設けること。ただし、前⑴．イ．⑺又は⑴に該当する場合はこの限りでない。

⑶　高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合

ア　横断道路を相互に連絡する幅員３m以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りでない。

イ　前アにより設けた通路の延長が50mを越える場合は、当該通路の幅員を４m以上とすること。

⑷　構えの出入口

各構えは、道路又は前⑴から⑶までによって設けた通路若しくは屋内通路に面して出入口を設けること。

２　道路等に面する壁の構造

道路及び前１により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火設備を設けること。

３　防火区画及び内装　◆

⑴　防火区画は、できるだけ各構えごとに行うこと。止むを得ない場合にあっても用途ごとの区画を行うこと。ただし、政令第12条で定める基準に適合したスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

⑵　室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料でしたものであること。

４　消防用設備等の設置単位

消防用設備等の適用にあたって、次の各号に適合する場合はそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

⑴　桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア　当該通路の幅員が４ｍ以上であること。

イ　高架工作物と高架下建築物との間に高さ80㎝以上の排煙上有効な空間を設けること。

ウ　高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火設備を設けること。

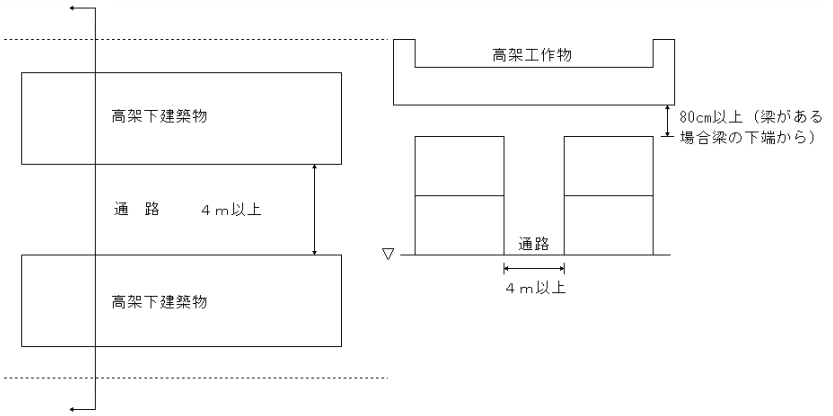

第６－１図

⑵　梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア　当該道路の幅員が４ｍ以上であること。

イ　高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部に防火設備を設けること。

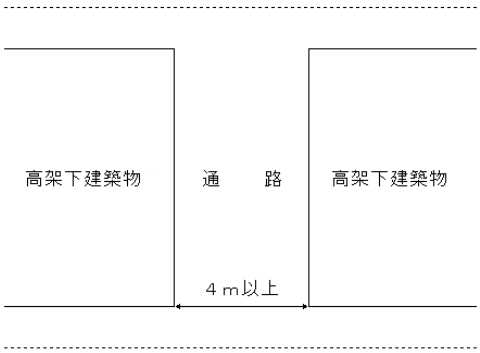

第６－２図

⑶　防火対象物の接続がその特殊性から前⑴又は⑵に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

従前の取扱基準により別の防火対象物として取り扱ったもので当該基準を維持しているものについては、別の防火対象物として取り扱うことができるものであること。

※「従前の取扱基準」

消防用設備等の設置にあたっては、次のいずれかによる場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

⑴　道路又は外気に開放された幅員４ｍ以上の通路で区分されたもの（上下階層で接続しているものを除く）。

⑵　外壁を異にした形態のもので屋根又は天井を共有しないもの。

５　外気に開放された駐車場等

外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられ、さくやへい等で区画され、政令別表第１に掲げる用途で利用されるものについては、第２章 第１節 第４ 建築物の棟、床面積及び階の取扱い２．⑵ウ．㈦によること。

なお、法第17条の適用に際し、当該部分の外気への開放性及び使用実態に応じて政令第32条の適用を行うことができることとする。

６　その他　◆

高架下建築物は、危険物など延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵、取扱いを抑制するものであること。

第７　道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、次により運用する。

１　運用上の留意事項

⑴　許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、建築主事、警察署長、消防長及び消防署長からなる連絡協議会を設け、同意に関する事務の連絡や調整を十分に図ること。

※　本節 第４ アーケード １．⑸に同じ。

⑵　法第８条に基づく防火管理については、接続される防火対象物を一体として行うこと。　◆

⑶　下記２～４については、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所の特殊性から、これによることが必ずしも適切でないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき、適切な対応を図ること。

⑷　道路法に基づき道路管理者が設置するもの（道路管理者以外の者が設置する場合も、移管を前提としたものについては、道路管理者が設置するものとみなす。）は、屋根を有するものであっても建築物に該当せず道路として取扱い、本章の適用は行わない。

２　通則

⑴　道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下、この第７において「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。

⑵　通路は、交通、防火、安全、衛生及び美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。

⑶　通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。

⑷　通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。

また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第１項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。

⑸　通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。

⑹　通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。

⑺　通路の幅員は、建築計画上想定常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。

⑻　通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。

⑼　上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

３　通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

⑴　通路は、同一建築物について１個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては２個以上とすることができる。

⑵　通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。

ア　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

イ　通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

４　通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

⑴　通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ア　通路を設ける建築物から５m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。

イ　通路と通路を設ける建築物との間には、建築基準法施行令第112条第13項第１号又は第２号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。

ウ　通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講じること。

エ　通路には、建築基準法施行令第126条の３に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第112条第13項第２号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。

⑵　通路の路面からの高さは、電線、電車等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障をおよぼさないような高さとすること。

⑶　通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

⑷　通路は、これを設ける建築物の地震時の振動性状に応じて適当な構造とすること。

⑸　通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

⑹　通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。

⑺　通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとを問わず広告物、装飾物その他これらに類するものを添架し、又は不必要な塗装をしないこと。

第８　工事中の防火対象物の安全対策

新築工事中の建築物又は建造中の旅客船（以下、この第８において「新築工事中の建築物等」という。）に係る防火安全対策は、次によること。

１　新築工事中の建築物等

⑴　防火管理者の選任が必要となる新築工事中の建築物等

ア　次に挙げる規模の新築中の建築物で収容人員が50人以上のもの。

なお、収容人員の算定は、工事部分（工事従業員の合計）と仮使用部分（規則第１条の３の算定による。）を合算したものとすること。

㈠　地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建築物

㈡　延べ面積が50,000㎡以上の建築物

㈢　地階の床面積の合計が5,000㎡以上の建築物

イ　建造中の旅客船で収容人員（工事従業員の合計）が50人以上でかつ、甲板数が11以上のもの。

⑵　管理権原者の取扱い

ア　工事部分

一括発注方式の場合は、工事受注者（建築会社等）が管理権原者となる。ただし、分離発注方式など、工事種別毎に別会社に発注する方式をとる場合は、同一工事部分で管理権原者が複数に渡るため、管理権原者はそれぞれの受注者となる。

イ　仮使用部分

仮使用承認を受けた部分の管理権原者は、当該仮使用部分の所有者、占有者等の関係者となる。

ウ　建築中の旅客船について

ぎ装工事を行う造船会社等が管理権原者となる。

⑶　防火管理者の選任方法等について

ア　防火管理者の選任方法等について

政令第１条の２第３項第２号に基づき、原則、管理権原者ごとに防火管理者の選任を行うことになるが、対象物全体で統一的、かつ、連携のとれた防火管理体制を確立する必要があるため、仮使用部分と工事部分で管理権原者が異なる場合は、管理権原者間で防火について協議を実施し、統一的な防火管理を行うこと。◆

イ　選任する防火管理者の資格について

新築工事中の建築物等に選任する防火管理者は、政令第３条第１項第１号に定める甲種防火管理者であること。

⑷　防火管理者の選任が必要となる期間

ア　新築工事中の建築物

外壁及び床又は屋根の構造部が、前⑴に定める規模以上まで完成し、建築物内部において工事（電気工事、設備工事、内装仕上工事等）が開始されてから建築主に引き渡しされるまでの間。

イ　建造中の旅客船

進水後、ぎ装工事が開始されてから船主に引き渡しされるまでの間。

⑸　消防計画に定める事項等

ア　工事部分の消防計画

防火管理者に規則第３条第１項第２号の規定により作成させること。

なお、必要に応じて次の事項についても作成させること。◆

㈠　防火管理者等指揮監督者の責務に関する事項

㈡　仮使用部分との連絡体制（仮使用が有る場合）

㈢　夜間・休日における現場管理に関する事項

イ　仮使用部分の消防計画

防火管理者に規則第３条第１項第１号の規定により作成させること。

なお、建基規則第４条の16に規定する仮使用承認申請に伴う安全計画等により内容が確認できている部分については、作成する消防計画から省略することができる。

⑹　仮使用部分における指導事項

仮使用部分における防火管理及び消防用設備等については、昭和53年５月31日付け消予査第59号「仮使用承認並びに安全上の措置に伴う事務処理要綱について」及び平成12年３月27日付け消防予第74号消防庁予防課長通知「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」を参考として、防火安全指導を徹底させること。

⑺　確認申請の消防同意時の審査指導について

新築工事中の建築物に係る防火管理者の選任義務が予測される建築計画については、工事受注者に対して防火管理者の選任義務を周知しておくこと。

消防用設備等設置計画届出書に、前⑴に定める対象物の工事において、前⑷に定める時期までに防火管理者の選任及び消防計画の作成を行う旨を記載すること。

２　改装工事中の防火対象物における消防計画について

改装工事中における消防計画については、防火対象物全体の消防計画の一部として作成されているため、原則、改装工事用に別途消防計画の作成及び届け出は必要ない。

なお、改装工事等を行う場合は、事前に消防署と協議し次に挙げる事項に該当する場合は、工事内容に応じた消防計画を別途作成し届出すること。◆

⑴　スプリンクラー設備等固定消火設備の全機能停止

⑵　自動火災報知設備の全機能停止

⑶　その他協議において特に消防計画の別途作成が必要と判断されたもの

３　その他

消防計画の様式については別表１に基づき運用する。

別表１

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">消防計画について</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新築工事中の
建　築　物</td><td>工
事
部
分</td><td>表紙　消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式１号の２）

内容　工事中の消防計画書（新築用）　【別添様式１】※</td></tr>
<tr><td>仮
使
用
部
分</td><td>表紙　消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式１号の２）
内容　仮使用部分の規模・用途に応じた消防計画各様式
（安全計画書により替える場合を除く。）</td></tr>
<tr><td>建造中の
旅　客　船</td><td colspan="2">表紙　消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式１号の２）
※造船会社が規則第３条に基づき独自に作成させること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改装工事中の
防火対象物</td><td colspan="2">※原則、防火対象物の消防計画で対応する。ただし、工事に伴う事前協議等により必要が確認された場合は、次の様式を参考に作成すること。

表紙　改装等の工事中の消防計画作成（変更）届出書※２
内容　工事中の消防計画書（改装等用）※３</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　神戸市消防局ホームページ「消防局への申請・届出」から該当する様式を参考にすること。</td></tr>
</table>

第９　一般住宅等の防火安全対策

１　住宅用防災機器の設置

⑴　適用範囲

住宅火災による死者の低減を目的として、住宅の関係者は、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならない。

この第９において住宅とは、法第９条の２第１項に規定する住宅の用途に供される防火対象物（いわゆる戸建住宅、店舗併用住宅、長屋住宅、共同住宅等）をいい、その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっても⑶により設置し、維持しなければならない。

⑵　住宅用防災機器の設置義務に関する事項（条例第30条の２）

住宅の関係者は、次のいずれかの「住宅用防災機器」を設置し、及び維持しなければならない。

ア　住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）

イ　住宅用防災報知設備（住宅用自動火災報知設備）

⑶　住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準（条例第30条の３）

ア　設置する場所

(ｱ)　就寝の用に供する居室（設計上の「寝室」に限らず、実際に就寝の用に供している居室をいう。以下、この第９において「寝室等」という）

(ｲ)　寝室等が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

※吹き抜け等の天井がない階段の場合は、設置を必要とする階段に最も近い階の天井又は天井に近い壁等、当該階段に流入した煙を有効に感知できる位置に設置する。

(ｳ)　３階建て以上の住宅で、寝室等が３階以上の階にある場合、寝室等が存する階の２階層下の階に直上階から通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器が設置されている場合を除く。）

(ｴ)　３階建て以上の住宅で、寝室等が避難階にのみ存する場合、その他の居室が存する最上階から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

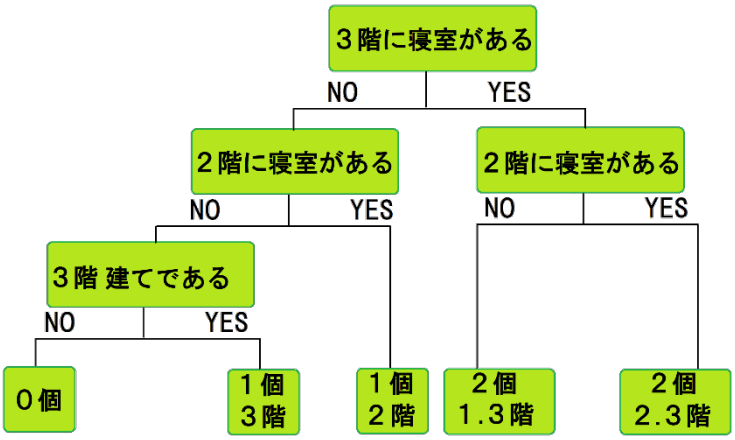

第９―１図　階段の設置個数フローチャート

(ｵ)　上記アからエまでにより住宅用防災機器が設置されない階のうち、床面積が７㎡以上の居室が５以上存する階のうち、次のいずれかの部分

ａ　廊下

b　廊下がない場合は、当該階から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端

c　廊下及び直下階がない場合は、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

(ｶ)　台所

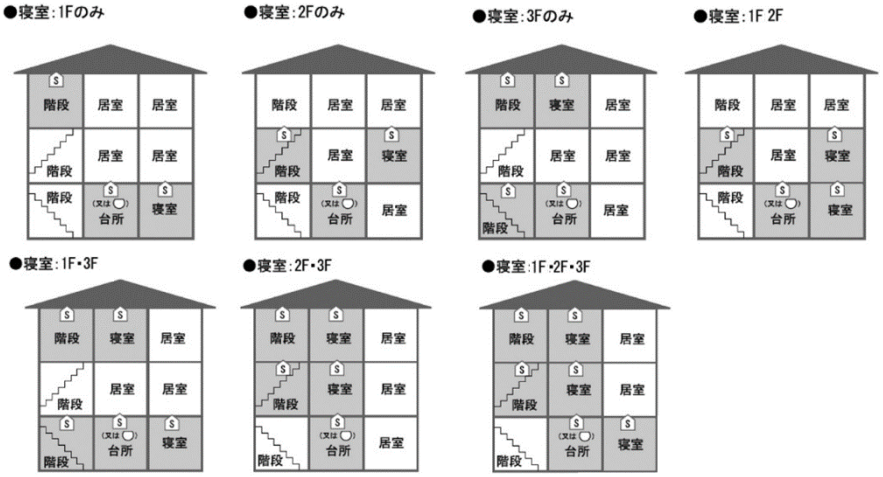

第９－２図　設置例

イ　設置場所

(ｱ)　壁又は梁から0.6m（条例第30条の５第２項第１号に規定する定温式住宅用火災警報器及び、同条第２項第２号に規定する差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器については0.4m）以上離れた天井の屋内に面する部分。

(ｲ)　天井から下方0.15m以上0.5m以内の壁の屋内に面する部分

ウ　設置してはいけない位置

(ｱ)　換気口の吹出し口から1.5m未満の場所

(ｲ)　台所において、通常の調理時に煙又は蒸気の影響を直接受ける場所

(ｳ)　(ｱ)、(ｲ)のほか、住宅用防災警報器の機能に影響を及ぼすおそれのある場所

エ　住宅用防災警報器等の種別

次の(ｱ)から(ｳ)までの設置場所区分に応じた種別とすること。

なお、原則として煙式のものを設置すること。◆

(ｱ)　寝室、階段

光電式（煙式）住宅用防災警報器

(ｲ)　廊下

光電式（煙式）住宅用防災警報器、イオン化式型（煙式）住宅用防災警報器

(ｳ)　台所

光電式（煙式）住宅用防災警報器、定温式住宅用防災警報器

オ　その他

住宅用防災警報器は、検定品とすること。なお、早期避難を考慮して連動型住宅用火災警報器を設置することが望ましい。

⑷　住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準（条例第30条の４）

前⑶の例によること。

⑸　設置の免除（条例第30条の５）

ア　次の⑺から⑷までの消防用設備等が設置されている住宅の部分は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる。

⑺　スプリンクラー設備

⑴　自動火災報知設備

⑼　共同住宅用スプリンクラー設備

⑽　共同住宅用自動火災報知設備

⑷　住戸用自動火災報知設備

⑵　複合型居住施設用自動火災報知設備

⑶　特定小規模施設用自動火災報知設備

イ　台所において、次の⑺及び⑴による場合は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる。

⑺　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第２条第４号の２に規定する定温式住宅用火災警報器を、消防長が定める基準（告示）に従い設置したとき

⑴　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第２条第２号に規定する差動式スポット型感知器、同条第５号に規定する定温式スポット型感知器又は同条第５号の２に規定する補償式スポット型感知器を、消防長が定める基準（告示）に従い設置したとき

２　木造３階建て住宅の避難器具の設置に関する基準（条例第49条の４）

地階を除く階数が３である木造の住宅（耐火構造である木造３階建て住宅とした場合は除く。）を建築しようとする者又は当該住宅に居住しようとする者は、３階に避難器具等を設けるよう努めなければならない。

３階に存する居室に設置する避難上有効な器具等は、努めて避難はしごとし、３階部分から直接又は２階のバルコニー等を経由して安全に地上へ避難できるよう、その収納場所及び取付場所等についても、設計上で考慮されていること。

ただし、屋外階段等避難上有効な施設を設けている場合はこの限りでない。

３　その他

戸建住宅、店舗併用住宅（店舗面積が50㎡未満の場合に限る。）、長屋住宅については、確認申請書に「住宅用防災機器等の設置計画書」を添付（店舗面積により政令対象の防火対象物となるもの等、消防用設備等設置計画届出書の添付が必要な申請については、省略可能）すること。

様式第１号

住宅用防災機器等の設置計画書

【　専用住宅、長屋住宅申請用　】

神戸市火災予防条例第３章の２に規定する基準に従い、住宅用防災機器の設置を下記のとおり計画しています。

住宅用防災機器の設置場所	設置の有無
寝　室	有　・　無
台　所	有　・　無
階　段	有　・　無
廊　下（居室が５以上存する階のみ）	有　・　無
住宅用防災機器以外の設置場合の名称	

【　木造３階建て住宅を建築する場合　】

神戸市火災予防条例第49条の４第２項に基づき、避難器具の設置を下記のとおり計画しています。

避難器具の種類	設置場所	設置の有無
（記載例）避難はしご	３階	㊒　・　無
		有　・　無

建 築 主 名 称 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建 築 場 所 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作　成　上　の　注　意　事　項

１　本書は、建築基準法第６条第１項の確認を受けなければならない建築等で、専用住宅（店舗等併用住宅を含む）、長屋住宅等の住宅に関する確認申請書に必要です。
　農業用倉庫等の申請は、本紙ではなく消防用設備等設置計画届出書を添付してください。
２　紙による確認申請書の場合は本書を付近見取図の前に添付してください。
３　設備の設置計画は、設置の有無欄に○印を記入してください。
４　住宅用防災警報器については、寝室、台所、階段及び廊下の各区分について記入してください。
５　木造３階建て住宅を建築する場合、避難器具の設置計画を記入してください。
　凡例として避難器具の種類、設置場所を記入しています。他の種類、場所の場合は下段（空白欄）に記入してください。

第10　倉庫等の防火安全対策

1　指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は次に掲げるものとする。

⑴　政令別表第１⑭項（屋外からの放水で容易に消火できるものを除く。）

⑵　政令別表第１⑫項イに掲げる防火対象物（可燃性物品を取り扱わないもの又は屋外からの放水で容易に消火できるものを除く。）

⑶　政令別表第１⑴項、⑷項、及び⑮項に掲げる防火対象物で、物品庫等（小規模な倉庫室形態のものを除く。）に供される部分

⑷　政令別表第１⑯項に掲げる防火対象物で、前⑴から⑶までの用途に供される部分

2　安全対策基準

⑴　延焼拡大防止対策　◆

ア　防火区画の設置

㈠　倉庫等は、原則として床面積1,500㎡以内ごとに防火区画を設ける。

なお、防火区画（面積区画）ごとに二方向避難を確保すること。

㈡　エレベーターや荷物搬送用昇降路等の竪穴区画は、他の部分と防火区画を設けること。

㈢　防火区画は、耐火構造の壁・床で構成することを原則とし、防火シャッターを設ける場合は、必要最小限の範囲に限定すること。

㈣　倉庫等に附属する事務室･湯沸室等については、集積場所との間に防火区画を設ける。

イ　可燃物の集積・防火戸の管理等

㈠　可燃物は、防火戸・防火シャッターからおおむね１ｍ以上離して集積すること。

㈡　使用の都合上やむを得ず防火区画（面積区画）の構成に防火シャッターを多用する場合は、輻射熱による延焼拡大の抑制のためシャッター冷却用のドレンチャー設備を配慮すること。

㈢　防火シャッターで区画される部分の床には色分け明示を行うこと。

㈣　防火戸・防火シャッターは、作業のために必要がある場合を除き、努めて閉鎖すること。

ウ　作業床等の設置に係る措置

火災時における荷崩れ防止を図るため、作業床･棚等は不燃材料等による構造とすること。

⑵　初期消火対策

ア　消火器の増設・設置場所

㈠　消火器は政令第10条の基準により設置するものに加え、通路や守衛室等消火活動上有効な場所に増設すること。　◆

㈡　建基法上の階に該当しない作業床等にも作業床等の各部分から、それぞれ一の消火器に至る歩行距離が20ｍ以下となるよう設置すること。

イ　屋内消火栓設備の設置場所等

㈠　屋内消火栓箱の設置場所は火災時に使用しやすく、かつ、物品により表示灯が死角になるような恐れのある場所を避ける等、有効性に配慮すること。

㈡　建基法上の階に該当しない作業所床等にも、屋内消火栓箱設備の設置又はホースの増設等の措置を講ずること。◆

ウ　スプリンクラー設備等の設置　◆

⑺　ラック式やラック形態で天井高が10ｍを超える大規模な倉庫等であっても、政令別表第１⑭項の防火対象物に該当しない場合には、スプリンクラー設備が義務付けられないが、これら集積能力が高く初期消火の困難な部分を有する倉庫等については、スプリンクラー設備等を設置すること。

⑴　冷凍倉庫に関するスプリンクラー設備の免除規定等については、本節 第11 ラック式倉庫の防火安全対策　３．⑾．イを参照すること。

⑶　消防活動対策　◆

ア　排煙上有効な開口部の設置

倉庫等は排煙設備が設置されない場合が多いため、当該部分の床面積が1、000㎡以上の倉庫等については、消防活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置すること。なお、規則第29条で定める排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分及び第３章 第２節 第19 排煙設備　７．で定める、政令第28条の排煙設備の排煙口を設けないことができる部分についてはこの限りでない。

この場合、開口部の面積はその階の床面積（上記のなお書きで定める部分を除く。）の１／200以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置する。

イ　非常用進入口の設置

⑺　非常用進入口は、建基政令第126条の６第１項括弧書きにかかわらず、３階以上の各階の２面以上の外壁に設置すること。

⑴　非常用進入口の存する各外壁面には、各階非常用進入口に至る階段を１以上設置すること（はしご車による容易な進入が可能な場合を除く。）。

、

⑴　非常用進入口が設置されている外壁面に面する荷物積み卸しのための庇は、はしご車の架梯を考慮して配置すること。なお、はしご車の架梯が困難な場合には、キャノピー上に順次上階の非常用進入口に到達できる階段又はタラップを設置する等進入路の確保について配慮すること。

⑵　出入口等が施錠管理された倉庫等については、マスターキー等の所在を明確にすること。

エ　連結散水設備の設置

合成樹脂類を多量に集積する倉庫等については、連結散水設備を設置すること（スプリンクラー設備の有効範囲を除く。）。

オ　内装材の延焼拡大防止

内装材に条例第50条の10第２項に規定する可燃性発泡樹脂等を使用する場合は、不燃性の製品を選定する又は一定間隔で不燃性の延焼防止材を設ける等、火災時の延焼拡大防止を図ること（本節 第13 可燃性発泡樹脂の表示　参照）。

⑷　防火管理体制

ア　次に掲げる防火対象物（法第８条第１項に規定する防火対象物を除く。）の管理について権原を有する者は、防火の管理を行う責任者を定め、その者に防火の管理について必要な知識を得させるため甲種防火管理講習（政令第３条第１項第１号イに規定する甲種防火管理講習をいう。）を受講させるよう努めるとともに、消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施すること。

⑺　政令別表第１⑿項イ及び⒁項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの

(ｲ) 政令別表第１(16)項に掲げる防火対象物で、同表(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの。

イ 条例第50条の13に基づき、防災センター等では、倉庫等内部の集積物の種類、性状及び数量等を把握し、災害発生時には速やかに消防隊にその情報を提供できる体制を構築すること。

３ 大規模倉庫における消防活動支援対策 ◆

規模倉庫火災は、火災が広範囲に拡大すると消防隊による消防活動が極めて困難となるため、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的とする。

(1) 指導対象防火対象物

ア 令別表第１(14)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下同じ。）で、倉庫の用途に供する部分が50、000㎡以上となる新築のもの

イ 令別表第１(14)項に掲げる防火対象物又は同表(12)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、上記(1)の趣旨・目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるもの

この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

(ｱ) 無窓階が存するもの

(ｲ) 一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの

(ｳ) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの１／２以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの

(ｴ) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

(2) 消防隊の内部進入を支援するための措置の例

消防隊の建物内部への進入を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

ア 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

イ 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の２階以上の階に設ける。

(3) 建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

ア 屋外から建物中央部に放水を行う方法

外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、政令第12条の規定に基づき設置する。

イ 一の感知器が作動した際に、当該感知器が存する面積区画を形成するために必要なすべての連動防火設備を閉鎖するよう措置すること。

(4) 非常用進入口等のバルコニーを消防活動拠点とする方法

ア 非常用進入口等を、次により設けること。

(ｱ) 非常用進入口等は、建物の外周部と接する全ての面積区画に位置の非常用進入口等が接する

ように設けること。

(ｲ)　非常用進入口には、消防活動上有効な面積が５㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。

(ﾛ)　非常用進入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。

(ﾊ)　非常用進入口に扉を設置する場合は、連結送水管の放水口及びホース格納箱の使用に支障のない位置及び開閉方向とすること。

イ　政令第29条第２項（第１号を除く。）及び規則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置すること。

(ｲ)　連結送水管の放水口は、非常用進入口等に設けられたバルコニーに設置すること。

(ﾛ)　アの放水口の周囲に、ホース格納箱を備えること。

(ﾊ)　連結送水管は湿式とし、水力計算においては、一の放水口から800ℓ/min放水できることが望ましい。

第11　ラック式倉庫の防火安全対策

1　ラック式倉庫の防火安全対策について　◆

平成10年７月24日　消防予第119号消防庁予防課長通知「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」（以下、この第11において「ラック式倉庫ガイドライン」という。）によるほか、次によること。

⑴　出火防止対策

火災の発生を未然に防止するとともに、万が一出火した場合であっても延焼拡大させないため、次の対策を講じること。

なお、政令第12条第１項第５号に規定する規模に達しないラック式倉庫についても同様の対策を講じること。

ア　内部からの出火防止

ラック式倉庫内部からの出火の主な原因は、使用されている設備・機器によるものであると考えられることから、次の安全措置を講じること。

㈠　出火しにくい設備及び機器の選定

㈡　電気設備その他出火のおそれのある設備及び機器に対する安全対策（過熱防止、漏電防止等）

㈢　設備及び機器の適正な設置（設置位置、施工管理等）

イ　外部からの火源の持ち込み防止

ラック式倉庫内への収納物等の搬入を無人で行うもの（収納物等の搬入路となる部分又は搬入口において、有人により火災監視が行われるものは含まない。）にあっては、搬入路となる部分又は搬入口に、搬入される収納物等の火災を有効に感知することができるよう炎感知器等を設けること。この場合において、収納物等の形状等を考慮して、感知に死角が生じないものであること。

ウ　管理上の対策

出火防止を図るため、次に掲げる事項について、具体的な計画を作成するとともに、実施体制を確保すること。

㈠　倉庫内での火気管理の徹底に関すること。

㈡　倉庫内の適正な維持管理（設備・機器の定期点検、整備・清掃等）に関すること。

㈢　定期的な巡回監視等、異常が起きた場合の早期発見体制に関すること。

㈣　収納物等の出入庫管理に関すること。

⑵　延焼拡大防止対策

火災拡大を防止するため、次の対策を講じること。

なお、政令第12条第１項第５号に規定する規模に達しないラック式倉庫についても同様の対策を講じること。

ア　ラック式倉庫における延焼防止対策

㈠　ラック等が設けられている部分と他の部分との間に防火区画を設けること。

㈡　ラック式倉庫の外壁に設ける開口部、区画貫通部等に防火措置を講じること。

イ　周囲への延焼拡大防止

ラック式倉庫の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物等への延焼拡大防止を図ること。ただし、ラック式倉庫の外壁を耐火構造とし、かつ、外壁に面した開口部に防火設備を設けたものは、延焼拡大防止の措置がなされたものとみなして差し支えない。

ウ　防災体制の充実

速やかな防災活動を担保するため、自衛防災資機材（屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ、ポンプ自動車等）を確保するとともに、自衛消防隊を組織する等、防災体制を整備すること。（法第８条の適用を受けない防火対象物を含む。）

エ　スプリンクラー設備等の設置

ラック式やラック形態で天井高が10ｍを超える大規模な倉庫であっても、⑭項の防火対象物に該当しない場合又は天井の高さや延べ床面積が政令第12条第１項第５号に定める規模未満である場合は、スプリンクラー設備の設置が義務付けられないが、これら集積能力が高く初期消火の困難なラック式倉庫については、スプリンクラー設備を設置するよう努めること。

２　ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ及び階数の算定について

⑴　延べ面積の算定について

ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。

ア　ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。

この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下、この第11において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ　ラック式倉庫のうち、政令第12条第１項第５号の適用に関して、次のいずれかに該当する場合は、同号に規定する延べ面積はラック等を設けた部分の水平投影面積とすることができる。

この場合当該部分に対してのみ、スプリンクラー設備を設置すれば足りること。

⑺　ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器等（当該感知器は、開口部の両側に設置するものとする。）と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの

⑴　防火対象物内でラック等を設けた部分と他の部分との間に幅員が５ｍ以上の空地が確保され、当該空地が面する壁及び天井（天井がない場合は屋根）の主要構造部を耐火構造とし、室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしたもの（ラック等を設けた部分とその他の部分が区画されている部分は除く。）

ウ　前イに該当する場合、政令第12条第４項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。

エ　ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10％以下であり、かつ、300㎡未満である場合にあっては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、政令第12条第１項第５号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

⑵　天井の高さの算定について

ラック式倉庫の天井の高さの算定については、次によること。

ア　ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあっては屋根の下面。）の高さは、原則として当該天井の平均の高さ（折板屋根の場合、軒の高さと屋根の下面の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。

イ　ユニット式ラック等を用いたラック式倉庫のうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないものであって、ラック等の設置状況等から勘案して、初期消火、本格消火等に支障がないと認められるものにあっては、ラック等の高さにより算定する

ことができること。

⑶　階数の算定について

本章 第１節 第４ 建築物の棟、床面積及び階の取扱い ２．によること。

３　スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

ラック式倉庫におけるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、次によるものとする。

⑴　用語の意義について

用語の意義については、政令、規則及びラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準（平成10年消防庁告示第５号。以下、この第11において「５号告示」という。）の規定によるほか、次によること。

ア　「ラック式倉庫」は、政令第12条第１項第５号において、「棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。」と定義されているほか、「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和47年３月27日付け消防予第74号）において、「倉庫で床を設けずに棚、レール等を設け、エレベーター、リフト等の昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたもの」とされていること。

イ　「ラック等」とは、規則第13条の５第５項第１号において、「棚又はこれに類するもの」と定義されていること。これには、パレットラック（主にパレットに積載された物品の保管に用いるラック等をいう。以下、この第11において同じ。）のほか、収納物を保管等するレール、コンベア等が含まれるものであること。

ウ　「搬送装置」とは、５号告示第２第８号において、「昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。」と定義されているが、これには、スタッカークレーン（主にパレットラックから収納物を出し入れし、搬送するために用いられる装置をいう。）のほか、収納物を搬送するエレベーター、リフト、レール、コンベア等が含まれるものであること。

エ　「連」、「段」及び「列」、「双列ラック等」及び「単列ラック等」、「連間スペース」及び「背面スペース」並びに「搬送通路」については、５号告示第２のとおりであり、具体的には次のとおりであること。

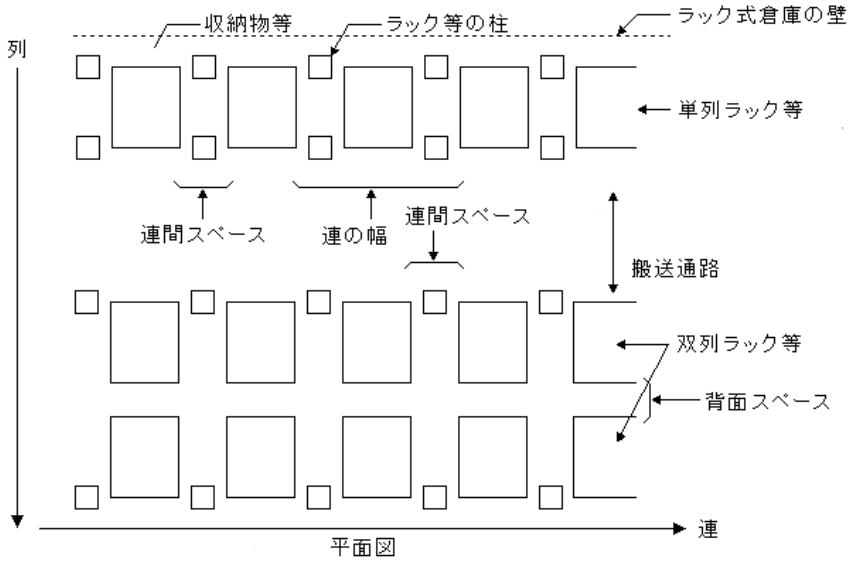

平面図

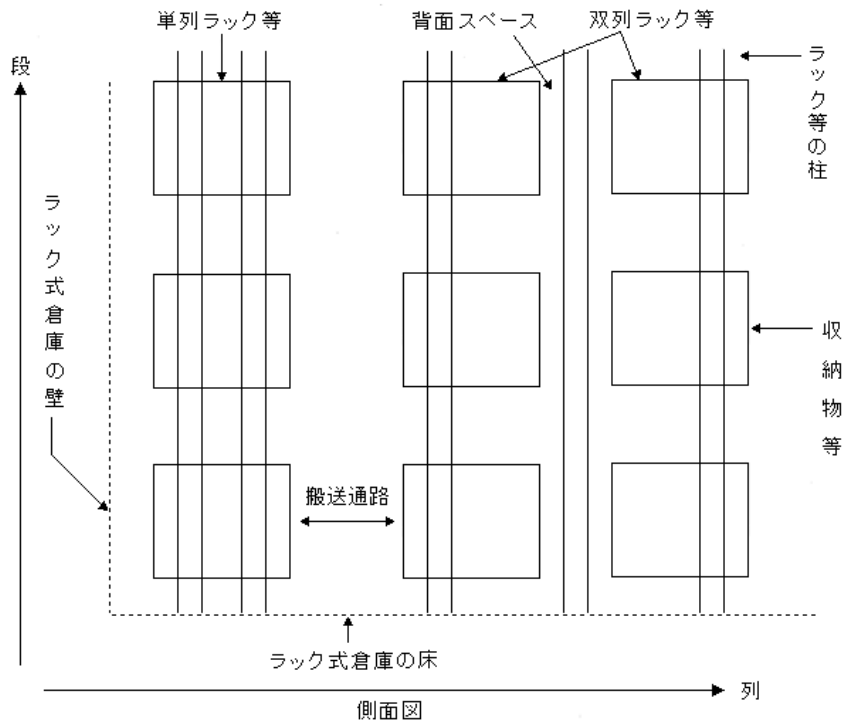

側面図

⑵　スプリンクラーヘッドの種別について

スプリンクラーヘッドの種別については、規則第13条の５第１項の規定によるほか、次によること。

ア　スプリンクラーヘッドの感度種別は、ラック等の部分及び天井部分においてそれぞれ同一のものとすること。

また、ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別と天井部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別は、同一のものとするか又は異なる場合にあっては天井部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別を２種のものとすること。

イ　放水圧力を抑制することにより、114ℓ/min以上の放水量を確保することができる場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、ヘッドの呼びが15のスプリンクラーヘッドの設置を認めて差し支えないこと。

ウ　等級Ⅳのラック式倉庫のうち、収納物、収納容器、梱包材等がすべて難燃材料であり、かつ、出火危険が著しく低いと認められるものにあっては、政令第32条の規定を適用し、ヘッドの呼びが15のスプリンクラーヘッドを設置し、80ℓ/min以上の放水量を確保することをもって足りることとして差し支えないこと。

⑶　ラック式倉庫の等級について

ラック式倉庫の等級については、規則第13条の５第４項の規定によるほか、次によること。

ア　「収納物」とは、当該ラック式倉庫において貯蔵し、又は取り扱う主たる物品をいうものであること。

イ　「収納容器、梱包材等」とは、収納物を保管、搬送等するために用いる容器、梱包材、パレットその他の物品をいうものであること。

ウ　「高熱量溶融性物品」とは、指定可燃物のうち燃焼熱量が34kJ/ｇ以上であって、炎を接した場合に溶融する性状の物品とされているが、その性状については次により判断すること。

⑺　燃焼熱量の測定は、計量法に基づく特定計量器として確認された性能を有するボンベ型熱量計又はこれと同等の測定が行うことができるものを用いて行うこと。

なお、発熱量の測定に関するJIS規格品としては、次に掲げるものが存すること。

○　JIS K 2279（原油及び石油製品――発熱量試験方法及び計算による推定方法）

○　JIS M 8814（石炭類及びコークス類－ボンブ熱量計による総発熱量の測定方法及び真発熱量の計算方法）

⑴　炎を接した場合に溶融する性状については、政令第４条の３第４項第５号及び規則第４条の３第７項に掲げる方法に準じて確認すること。

エ　「その他のもの」には、次に掲げるものが含まれること。

⑺　収納物

危政令別表第４に定める数量の100倍（高熱量溶融性物品にあっては30倍）未満の指定可燃物及び指定可燃物以外のもの。

⑴　収納容器、梱包材等

危政令別表第４に定める数量の10倍未満の高熱量溶融性物品及び高熱量溶融性物品以外のもの。

オ　一のラック式倉庫において、異なる種類の収納物及び収納容器、梱包材等が混在する場合にあっては、次表により等級を判断すること。

なお、危政令別表第４に掲げる品名を異にする２以上の物品を貯蔵し、又は取り扱う場合において、それぞれの物品の数量を危政令別表第４の数量欄に定める数量で除し、その和が表中の要件に掲げる数値となるときは、当該要件に該当するものとみなすこと。

収納物等の種類		該当要件
収納物	危政令別表第４に定める数量の1、000倍(高熱量溶融性物品にあっては、300倍)以上の指定可燃物	次のいずれかに適合。 ○指定可燃物（高熱量溶融性物品を含む。）の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の1、000倍以上 ○高熱量溶融性物品の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の300倍以上
	危政令別表第4に定める数量の100倍(高熱量溶融性物品にあっては、30倍)以上の指定可燃物	次のいずれかに適合。 ○指定可燃物（高熱量溶融性物品を含む。）の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の100倍以上1、000倍未満 ○高熱量溶融性物品の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の30倍以上300倍未満
	その他のもの	次のいずれかに適合。 ○指定可燃物（高熱量溶融性物品を含む。）の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の100倍未満 ○高熱量溶融性物品の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の30倍未満
収容包材容器料	危政令別表第4に定める数量の10倍以上の高熱量溶融性物品	○高熱量溶融性物品の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の10倍以上
	その他のもの	○高熱量溶融性物品の貯蔵･取扱量の合計が、危政令別表第４に定める数量の10倍未満

カ　収納物、収納容器及び梱包材等の具体例は、次のとおりである。

１　収納物の具体例

区　　分	具　　体　　例	
指定可燃物（高熱量溶融性物品を除く。）	○綿花類（不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料）	政令別表第４に定める数量 200kg
	○木毛及びかんなくず（木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）、かんなくず等）	400kg
	○ぼろ及び紙くず（古雑誌、古新聞、製本の切れ端、古段ボール、廃衣服、油布・油紙等）	１ｔ
	○糸類（綿糸、毛糸、麻糸、化学繊維の糸、スフ糸、釣り糸等）	１ｔ
	○わら類（俵、こも、縄、むしろ、畳表、ござ等）	１ｔ
	○可燃性固体類（高熱量溶融性物品に該当するものを除く。）	３ｔ
	○石炭・木炭類（石炭、木炭、コークス、豆炭、練炭等）	10ｔ
	○木材加工品及び木くず（製材した木材及びそれを組み立てた家具等の木工製品、製材過程における廃材、おがくず、木端等）	10㎥
	○合成樹脂類（高熱量溶融性物品に該当するものを除く。） ・酸素指数26未満の固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（ゴム製のものを含む。）（繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。）、ポリエチレンテフタレート（PET） ・酸素指数26未満の合成樹脂（エポキシ樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、ポリアセタール、ポリウレタン、ポリビニルアルコール、メタクリル樹脂等）	○発泡させたもの 20㎥ ○その他のもの ３ｔ
高熱量溶融性物品	燃焼熱量が34kJ/g以上であって、炎を接した場合に溶融する性状の物品であり、次のようなものがある。 ○酸素指数26未満の固体である合成樹脂の製品、半製品、原料及びくず（繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。） ・アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン樹脂（ABS樹脂） ・ポリエチレン（PE） ・ポリプロピレン（PP） ・ポリスチレン（PS） ・スチレン/アクリロニトリル樹脂（SAN樹脂） ・スチレン/ブタジエンゴム（SBR） ○可燃性固体類（当該性状を有するものに限る。） ○可燃性液体類（当該性状を有するものに限る。）	○発泡させたもの 20㎥ ○その他のもの ３ｔ ３ｔ ２㎥
その他のもの	○食品（肉類、魚介類、果物、野菜、乳製品、ビール、ワイン等） ○ガラス製品（空のガラス瓶、不燃性液体入りガラス瓶等） ○金属製品（金属机（プラスチックの表面を有するものを含む。）、電気コイル、薄く被覆された細い電線、金属外装の電気機器、ポット、パン、電動機、乾電池、金属部分、空缶、ストーブ、洗濯機、ドライヤー、金属製キャビネット等） ○皮革製品（靴、ジャケット、グローブ、鞄等） ○紙製品（本、雑誌、新聞、紙食器（コーティングされたものを含む。）、ティッシュ製品、ロール紙、PPC用紙、段ボール、セロハン等） ○布製品（衣服、じゅうたん、カーテン、テーブルクロス、布張家具・寝具（発泡させた合成樹脂類を詰めたものを除く。）等） ○酸素指数26以上の合成樹脂（フェノール樹脂、フッ素樹脂、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニル、尿素樹脂、けい素樹脂、ポリカーボネート、メラミン樹脂等） ○その他（紙入りセメント、電気絶縁物、石膏ボード、不活性顔料、乾燥殺虫剤、白熱電球、蛍光灯、石鹸、洗剤等）	

＊高熱量溶融性物品の酸素指数、燃焼熱量等は、一般的に使用されているものの値を掲げたものであり、個別の物品によっては異なることがある。

２　収納容器、梱包材等の具体例

区　　分	具　　体　　例	
高熱量溶融性物品	燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であって、炎を接した場合に溶融する性状の物品であり、次のようなものがある。 ○酸素指数26未満の固体の合成樹脂の収納容器、梱包材、パレット等 ・収納容器（プラスチック缶・瓶、プラスチックケース等） ・梱包材（プラスチックフィルム、合成樹脂のひも、縄等） ・パレット（ポリエチレン製パレット、ポリプロピレン製パレット等）	危政令別表第4に定める数量 ○発泡させたもの 20㎥ ○その他のもの ３ｔ
その他のもの	○収納容器(板紙容器、紙袋、布袋、金属缶、ガラス瓶、木製容器、陶器等) ○梱包材(段ボール、包装材･布、ひも、縄等) ○パレット(木製パレット、金属製パレット等)	

⑷　スプリンクラーヘッドの設置方法について

スプリンクラーヘッドの設置方法については、規則第13条の５第５項第１号及び第２号並びに５号告示の規定によるほか、次によること。

ア　スプリンクラーヘッドは、著しい感知障害及び散水障害が生じないように収納物等と離して設けること。

イ　スプリンクラーヘッドの設置方法の具体例は、ラック式倉庫ガイドラインの別紙４を参考にすること。

ウ　等級Ⅳのラック式倉庫のうち、収納物等がすべて難燃材料であり、かつ、出火危険が著しく低いと認められるものにあっては、政令第32条の規定を適用し、５号告示第３に定める通路面ヘッドの設置間隔について、同一の搬送通路に面する側につき４連以下ごととして差し支えないこと。

⑸　ラック等に設けるスプリンクラーヘッドの被水防止措置について

ラック等を設けた部分に設けるスプリンクラーヘッドの被水防止措置（他のスプリンクラーヘッドから散水された水がかかるのを防止するための措置をいう。）については、規則第13条の５第５項第３号の規定によるほか、次によること。

ア　水平遮へい板（規則第13条の５第５項第１号ハに規定する水平遮へい板をいう。以下、この第11において同じ。）は、その直下に設けられるスプリンクラーヘッドに係る被水防止措置にも該当するものであること。

イ　ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドのうち水平遮へい板直下の段以外の段に設けられているものにあっては、その上部に被水を防止するための板等（以下、この第11において「被水防止板等」という。）を設けること。

ウ　被水防止板等の材質は、難燃材料であること。

エ　被水防止板等の大きさは、直径30㎝以上とすること。

ただし、スプリンクラーヘッドの配置により被水するおそれがないもの又は遮水板一体型スプリンクラーヘッド（国家検定品）等を設ける場合にあってはこの限りでない。

⑹　水平遮へい板について

水平遮へい板については、規則第13条の５第５項第４号の規定によるほか、次によること。

ア　水平遮へい板は、ラックの骨組み等にボルト締め、ビス止め、溶接等の方法で堅固に固定すること。

イ　水平遮へい板の材質の具体例としては、銅版、ブリキ板、トタン板、ＰＣ板、ＡＬＣ板等があげられること。

ウ　消火配管の設置、ラック等の免震化、ラダー、電気計装設備、ケーブル設備の設置等により水平遮へい板を設けることが技術的に困難となることにより生ずる、背面スペース、連間スペース等の部分のすき間については、延焼防止上支障とはならないものであるが、可能な限り塞ぐ等の措置を講じること。

エ　水平遮へい板は、火災の上方に対する拡大を防止するとともに、その直下のスプリンクラーヘッドの早期作動にも効果を有するものであること。

したがって、等級Ⅲ及び等級Ⅳのラック式倉庫における水平遮へい板の設置については防火対象物の関係者の自主的な選択によるべきものであるが、設置する方法を選択した方がより効果的に被害の軽減に資することが期待できるものであること。

⑺　同時開放個数について

乾式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の同時開放個数については、規則第13条の６第１項第１号の規定により、同号の表の下欄に定める個数に1.5を乗じて得た個数とされているが、次の要件を満たす場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、ラック式倉庫のうち等級がⅠ、Ⅱ及びⅢのものにあっては30、等級がⅣのものにあっては20とすることができること。

ア　ラックなどの部分及び転移部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別は、Ｉ種のものであること。

イ　水平遮へい板が、規則第13条の５第５項第４号の規定により設けられていること。

⑻　送水口について

送水口については、規則第14条第１項第６号の規定によるほか、規則第13条の６第１項第１号のスプリンクラーヘッドの個数が30を超えることとなるラック式倉庫にあっては、双口形の送水口を２以上設けること。

⑼　配管について

配管については、規則第14条第１項第10号の規定によるほか、次によること。

ア　１系統の配管に設けるスプリンクラーヘッドの個数は、概ね千個以内とすること。

イ　ラック式倉庫のうち主要構造部とラック等の構造が一体となっていないもの（ユニット式ラックを用いたラック式倉庫等）にあっては、ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドに係る配管と天井部分に設けるスプリンクラーヘッドに係る配管は、流水検知装置及び制御弁の１次側においてそれぞれ別系統とすること。ただし、ユニット式ラックの免震化に対応してスプリンクラー設備の配管に免震装置が講じられている場合は、規則第14条第１項第３号イ及びロの規定に係わらず、流水検知装置及び制御弁の２次側において、配管の系統を別にすることができる。

⑽　ラック等の構造が特殊なラック式倉庫の取扱いについて

国内のラック式倉庫は、国内の物流において標準的に使用されているサイズのパレット（概ね１ｍ～1.2ｍ角程度）に1.5ｍ程度の高さで積載された収納物等に対応するパレットラックを用いたものが一般的であり、これらを前提としてスプリンクラー設備の技術基準が整備されているが、これ以外のラック等を用いるラック式倉庫であって、規則及び５号告示の規定によりがたいものにあっては、次により取り扱うことができること。

ア　サイズの異なるパレットラックを用いるラック式倉庫

収納物等の寸法の関係等から、標準的なパレットラックとサイズの異なるパレットラックを用

いるラック式倉庫であって、規則第13条の５及び５号告示の規定によりがたいものにあっては、次により弾力的な運用を図ることとして差し支えないこと。

⑺　ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドの設置間隔については、５号告示により２連以下とされているが、政令第32条の規定を適用し、次表に掲げる連の幅に応じ、それぞれ定める設置間隔として差し支えないこと。

連の幅〔㎜〕	設 置 間 隔 等
600以下	８連以下
600を超え　900以下	６連以下
900を超え1、200以下	４連以下
1、200を超える	２連以下

＊規則第13条の５第３項第１号イの規定により一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離は2.5m以下とする必要がある。

⑴　連の幅の寸法が、1、200㎜を超える場合であって、ラック式倉庫ガイドラインの別紙４の例によりスプリンクラーヘッドを配置しても、ラック等を設けた部分の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5mとならない場合にあっては、次によること。

ａ　双列ラック

ラック式倉庫ガイドラインの別紙４の配置例に加え、ラック等を設けた部分の各部分から、一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5m以下となるように、通路面ヘッド及び背面ヘッド（水平遮へい板が設けられた等級Ⅱ、Ⅲ及びⅣのラック式倉庫について、水平遮へい板直下の段以外の段に設ける場合にあっては、連間スペースに設けるスプリンクラーヘッド）で補完すること。

ｂ　単列ラック

ラック式倉庫ガイドラインの別紙４の配置例に加え、ラック等を設けた部分の各部分から、一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5m以下となるように、単列ラック等の背面となる部分にスプリンクラーヘッドを設け補完すること。

⑵　スプリンクラーヘッド及び水平遮へい板の設置高さについては、規則第13条の５第５項第１号及び第４号の規定により定められているが、収納物等の寸法の関係等から、これらの規定によりがたいものにあっては、政令第32条の規定を適用し、次により取り扱うこととして差し支えないこと。

ａ　等級Ⅰのラック式倉庫について高さ４m以内ごとに水平遮へい板を設けることができない場合にあっては、２段以下かつ６m以内ごとに水平遮へい板を設け、当該水平遮へい板の直下に通路面ヘッド及び背面ヘッドを設けるとともに、水平遮へい板の直下の段以外の段にも通路面ヘッド及び背面ヘッドを設置すること。ただし、２段以下かつ５m以内ごとに水平遮へい板を設ける場合にあっては、当該水平遮へい板の直下に通路面ヘッド及び背面ヘッドを設置することで足りること。

ｂ　等級Ⅱ及びⅢのラック式倉庫について高さ８m以内ごとに水平遮へい板を設けることができない場合にあっては、概ね４段以下かつ高さ10m以内ごとに水平遮へい板を設けることができること。この場合において、スプリンクラーヘッドについても、高さ５m以内ごとに設けることができること。

ｃ　等級Ⅳのラック式倉庫について、高さ12m以内ごとに水平遮へい板を設けることができない場合にあっては、概ね６段以下、かつ、高さ15m以内ごとに水平遮へい板を設けることができること。この場合において、スプリンクラーヘッドについても、高さ7.5mごとに設けることができること。

イ　パレットラック以外のラック等を用いたラック式倉庫

パレットラック以外のラック等を用いたラック式倉庫にあっても、原則として、規則及び５号告示の規定によりスプリンクラー設備を設置する必要があること。ただし、ラック等の形状等により、これらの技術基準に従ってスプリンクラーヘッドを設けることができない場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこと。

⑾　スプリンクラー設備の設置を省略することができる場合の要件

政令第12条第１項第５号４号の規定によりスプリンクラー設備の設置対象となるラック式倉庫のうち、次に掲げる要件に該当する等、火災による危険性が十分低減されていると認められるものにあっては、政令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備（水平遮へい板を含む。以下、この第11において同じ。）の設置免除を認めて差し支えないこと。ただし、事前に査察課と協議の上、「消防用設備等の特例基準適用願」を提出すること。

ア　ラック等の部分が可動するラック式倉庫

ラック等の部分が可動するラック式倉庫のうち、次の要件を満たすものにあっては、政令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除して差し支えないこと。

⑺　屋内消火栓設備又はドレンチャー設備（スプリンクラー設備と同等の性能を有するものに限る。）が設けられていること。

⑴　ラック等のうち火災が発生した箇所を容易に識別し、当該箇所を屋内消火栓設備又はドレンチャー設備により消火することができる位置に移動することができるものであること。

⑼　ラック等を可動するために用いる電気設備等については、耐火措置が講じられていること。

なお、電気設備等には非常電源を附置するとともに、第３章 第２節 第３ 非常電源 ７.を準用すること。

イ　冷蔵の用に供されるラック式倉庫（庫内の温度が氷点下であるものをいう。）のうち、次の要件を満たすものにあっては、政令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除して差し支えないこと。

⑺　冷蔵室の部分における火気使用その他出火危険がないこと。

⑴　冷蔵室の部分とその他の部分とが、耐火構造又は準耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器等（当該感知器は、開口部の両側に設置するものとする。）と連動して閉鎖するものに限る。）とするとともに、当該開口部には、有効に冷却することにより延焼防止できるスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。

⑼　前⑴のスプリンクラー設備、ドレンチャー設備は政令及び規則の基準の例によるほか、一の開口部の周囲に設けられたすべてのヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において規定の放水圧力及び放水量（スプリンクラーヘッドは80ℓ/min毎分以上）が得られる水源水量及びポンプ吐出量が必要であること。この場合、開口部が二以上ある場合、最大となる開口部の周囲に設けられたヘッドの数により算定する。ただし、二以上の開口部が近接し開口部相互の距離が90㎝未満となる場合は一の開口部とみなす。

なお、ヘッドの配置はラック等が設けられている側又はその他の側のいずれでもよいものとする。

㈡　冷蔵室の壁、床及び天井等の断熱材及びこの押さえが、次のいずれかに該当するものであること。

ａ　冷蔵室の壁体、天井等の断熱材料に不燃材料（ロックウール、グラスウール等）を使用し、かつ、これらの押さえを不燃材料でしたもの。

ｂ　冷蔵室に使用される断熱材料をコンクリート若しくはモルタル（塗厚さが２㎝以上のものに限る。）又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火するおそれのない構造としたもの。

ｃ　前ａ又はｂと同等以上の防火性能を有するもの。

㈢　ラック等を設けた部分に、必要に応じ、難燃材料の遮へい板が設けられていること。

㈣　当該防火対象物の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物への延焼のおそれがないこと。

第12　グループホーム等の防火安全対策

１　指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げる防火対象物又はその部分とする。

⑴　政令別表第１(6)項ロ及び(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）

⑵　政令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物で前⑴の用途に供する部分

２　用途の判定

⑴　共通事項

ア　用途項の判定にあたっては、施設又は事業の名称から一律に政令別表第１(6)項ロ又は(6)項ハとすることなく、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、使用実態により判断すること。

イ　防火対象物の一部に政令別表第１(6)項ロに掲げる用途に供する部分と他の用途が存するものにあっては、本章 第１節 第２ 政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い１．⑵．イの規定は適用できないことから、政令別表第１(6)項ロ部分の面積にかかわらず当該防火対象物の用途は政令別表第１(16)項イに該当するものであること。

ウ　政令別表第１(6)項ロ及び(6)項ハの「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」を定める規則第５条に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。

エ　利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、法第17条の３の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受入れ体制等の事業内容を確認した上で、あらかじめ必要な対応として政令別表第１(6)項ロに準じた消防用設備等を設置することが望ましいこと。

特に、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置並びに消防機関へ通報する火災報知設備が自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することができる措置については、当初の利用実態にかかわらずあらかじめ検討しておくことが望ましいこと。

オ　利用実態が変化した場合に政令別表第１(6)項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設又は政令別表第１(6)項ロ(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数は、以下を目安として判断すること。

(ｱ)　社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。

(ｲ)　前(ｱ)が明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。

(ｳ)　前(ｲ)の届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受入れ体制に関する資料の提出を求め、推定される人数によること。

カ　政令第１条の２第２項に規定する「二以上の用途」とは、政令別表第一の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれる。

ただし、政令別表第一(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設

備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「二以上の用途」に該当しない。

キ　一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例：複数の障害者グループホーム）が存する場合、政令別表第一⑹項ロに規定する「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」及び「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の、「主として」の判定は、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位（以下この第12において「区分単位」という。）ごとに判定する必要がある。

⑵　高齢者施設に係る運用上の留意事項

ア　政令別表第１⑹項ロ⑴に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、規則第５条第５項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項に定める要介護状態区分が３以上の者。（以下、この第12において「避難が困難な要介護者」という。）の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。例えば、有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。

イ　政令別表第１⑹項ロ⑴に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下のア及びイの条件に該当することを判断の目安とすること。

⑺　実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。

⑴　当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体（要介護者に限る。）の半数以上であること。

ウ　前ア及びイにおける入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、３ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。

エ　前イに関して具体的には、３ヶ月以上の一定期間内において複数の要介護者が宿泊サービスを利用した日数が、平均して月５日以上である場合に宿泊サービスが常態化しているものとして取り扱うこと。

オ　サービス付き高齢者向け住宅、その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する政令別表第１の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを政令別表第１⑹項ロ又はハと取扱うこと。

具体的な判断の目安として、事業者による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなどが考えられるものであること。

また、事業者によるサービス提供がない場合であっても、各住戸内に浴室等がない場合等で、共用部分に存する食堂や共同浴室を利用することが客観的に明白である場合も同様に取り扱うこと。

なお、有料老人ホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第１項で規定されており、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているかどうかにかかわらず、食事の提供等の同項に定めるサービスを提供しているものは、有料老人ホームとして扱われる。当該マンション等のサ

ービス提供の取扱いが不明確である場合には、福祉部局と連携の上、契約書や入居のしおり等で確認する等、当該施設の取扱いを適切に判断すること。

通常のマンション等において、個別の世帯ごとに自宅内でいわゆる訪問介護等を受けている場合は、政令別表第１⑸項ロに該当するものであること。

⑶　児童福祉施設に係る運用上の留意事項

一般住宅において、児童福祉法第６条の３第８項に基づく小規模住居型児童養育事業及び同条第９項に基づく家庭的保育事業が行われる場合は次によること。

ア　小規模住居型児童養育事業に関する事項

小規模住居型児童養育事業が行われる施設は、政令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物に該当するものとする。

なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、政令別表第１⑹項ロ又はハに掲げる防火対象物として取り扱うこととする。

また、同事業を行う施設については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号。以下、この第12において「児童規則」という。）第１条の20において、「軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」とされているところであり、関係行政機関との連携により、防火対策を徹底するとともに、避難誘導体制を確保するよう指導すること。◆

イ　家庭的保育事業に関する事項

家庭的保育事業が行われる施設は、政令別表第１⑹項ハの区分に該当するものとして取り扱うこととする。

ただし、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合には、同事業に供される部分の規模が極めて小さいことが一般的であり、本章　第１節　第２　政令別表第１に掲げる防火対象物の取扱い１．⑸により、全体として一般住宅として取り扱われるケースが多いと考えられる。

なお、同事業を行う施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号）第22条第７号において、「火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。」とされているところであり、関係機関との連携により、防火対策を徹底するとともに、避難誘導体制の確保を図ること。

※　関連国通知：「住居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて」（平成22年３月31日付け消防予第158号）

⑷　障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項

政令別表第１⑹項ロ⑸に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が４以上の者が概ね８割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあっては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。

３　出火防止　◆

⑴　火災予防対策の徹底

ア　喫煙管理

㋐　敷地内禁煙とする又は喫煙場所の指定を行うこと。

⑷　喫煙場所を指定する場合、利用者が就寝を伴う居室内は禁煙とすること。また施設内で喫煙を行う場合は専用の喫煙室を設けること。

⑺　喫煙室と他の部分は、不燃材料で造られた間仕切りで区画し、間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。壁及び天井の仕上げは不燃材料でしたものとするとともに、喫煙室の出入口は常時閉鎖式の不燃扉とすること。

イ　火気使用器具の管理

⑺　利用者が入居又は宿泊している居室内では、原則としてストーブ等の火気使用器具を使用しないようにすること。

⑷　前⑺以外の場所で使用する暖房機器や厨房設備等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置出火防止機能の優れた機器等の使用の推進をはかるほか、日常点検の励行を行うこと。

ウ　放火防止対策

⑺　リネン庫、倉庫及び常時使用していない居室等は施錠管理すること。

⑷　休日、夜間等において、出入りする者に対する管理を行うこと。

⑺　見通しの悪い建物の外周部に照明を設置する等放火されにくい環境づくりを行うこと。

⑻　共用部分は、必要に応じてカメラ等で監視を行うこと。

4　延焼拡大防止

⑴　防火区画等　◆

ア　建基政令第112条第９項に基づく竪穴区画の義務がない複数の階を有する施設においても、同項の規定に準じた竪穴区画を行うこと（同項ただし書きの適用はしないこと。）。なお、主要構造部が準耐火構造でない防火対象物で当該規定に準じた区画が困難なものにあっては、竪穴部分とその他の部分を不燃材料で造られた間仕切りで区画するとともに、出入口は常時閉鎖式又は随時閉鎖でき、かつ煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉とすること。

イ　入居者又は利用者が就寝を行う居室相互の壁は、建基政令第114条第２項に定める防火上主要な間仕切り壁で区画すること。また、当該居室の廊下に面する出入口の扉は、常時閉鎖式又は随時閉鎖でき、かつ煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉とすること。

ウ　防火設備及び防火区画の管理が適切に管理されていること。

⑵　建物構造　◆

２階以上の階に、入居者又は利用者が就寝を行う居室を有する場合は、耐火建築物とすること。

⑶　防炎製品の使用

条例第50条の10の４に基づき、寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに類する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用推進を図ること。

⑷　内装制限　◆

スプリンクラー設備の有効範囲以外の室に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とすること。

5　避難対策

⑴　避難経路の確保等

ア　条例第49条第２項に基づく二方向避難経路の確保については、本章 第１節 第９ 二方向避難による。また、政令第25条第１項に基づき設置する避難器具の選定については第３章第２節第16

避難器具２．⑵によること。

イ　避難経路の設定にあたっては、入居者又は利用者の要介護度等に応じ、容易に避難できる経路又は必要な介助が可能な経路を設定すること。

ウ　世話人等の仮眠室は出来る限り、施設利用者の就寝部分と近接した場所に設ける等、夜間的確な避難誘導ができる計画とすること。

⑵　水平避難の確保

各階ごとに水平避難が出来るように、水平避難区画を行うこと。

⑶　屋上避難広場の確保等

ア　屋上避難広場

㈠　条例第46条の２第１項に規定する防火対象物で、条例第49条第２項第１号を適用し同項に規定する二方向避難経路を確保していないものについては、屋上避難広場を設置する必要があること。

㈡　条例第46条の２第１項に基づき、屋上避難広場に設置する避難器具の選定については、第３章第２節第16避難器具２．⑵によること。◆

イ　避難活動又は救助活動に有効なバルコニーの確保

㈠　条例第49条第２項第１号を適用し、同項に規定する二方向避難経路を確保していないものについても、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年４月１日条例第１号。以下、この第12において「建築安全条例」という。）第36条に基づき、同条例第34条に規定する老人福祉施設等については、２階以上の階に居室がある場合において、その階に避難活動又は救助活動に有効なバルコニーを設ける必要があること。

㈡　条例第49条第２項第１号を適用し同項に規定する二方向避難経路を確保していない前１に規定する指導対象で、建築安全条例第36条の適用されないもの（建基法上、寄宿舎とされているサービス付き高齢者向け住宅等）についても、前アに規定する避難活動又は救助活動に有効なバルコニーを設けること。◆

⑷　避難口の管理等

ア　避難口に設ける扉に設ける施錠装置は、屋内から鍵（ＩＤカード、テンキー入力等も含む。）を用いることなく解錠できるもの又は非常時に自動的に解錠できる構造(屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる機能を有するものに限る。)とすること。

ただし、次の㈠から㈤までの全てに該当する場合は、屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる機能を有するものと見なすことができる。

㈠　自動火災報知設備の作動により、自動的に開錠できること。

㈡　防災センター又はナースセンター等に設置された制御盤で施錠状況を常時監視でき、かつ一斉開錠できること。

㈢　停電時には自動的に開錠できること。（非常電源が作動しても開錠状態が維持できるものとすること。）

㈤　停電時に手動開放できる等避難上支障とならない構造とすること。

イ　避難口の緑色表示

本節第14避難口の扉等の緑色表示の基準によること。

６　消防用設備等の充実

⑴　消火設備　◆

ア　規則第12条の２及び第13条第１項によらず、スプリンクラー設備を設置すること。

イ　特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合、廊下については、使用形態により可燃物品等の存置が考えられるため、原則としてスプリンクラーヘッドを設置すること。

ウ　放火等のおそれが高いと考えられる便所等にも、スプリンクラーヘッドを設置すること。

⑵　警報設備

ア　自動火災報知設備

⑺　第３章第２節第11自動火災報知設備２．⑷．カに基づき、政令別表第１⑹項ロ又はハに掲げる防火対象物（就寝部分に限る。）又はその部分に設ける自動火災報知設備の受信機にあっては、感知器固有の火災信号を受信できるものであること。◆

ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない。　◆

⑴　主として自力避難が困難な者の利用に供する施設（病院や福祉施設等）の便所は、火災の早期覚知、早期避難が必要であるため、感知器を設置すること。◆

⑼　ＳＫ（掃除用流し）は、掃除用具やﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ等の可燃物品が置かれるおそれがあるため、感知器を設置すること。

イ　放送設備の設置

第３章 第２節 第15 非常警報設備 ２により、自動火災報知設備が設置されるもののうち、収容人員が20人以上300人未満のものにあっては、非常警報設備のうちの放送設備を設置すること。◆

ウ　消防機関へ通報する火災報知設備

政令別表第１⑹項ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する消防機関へ通報する火災報知設備の起動方法等については、次によること。

⑺　起動方法については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。

⑴　複合用途防火対象物のうち、政令別表第１⑹項ロの用途に供する部分が存するものについては、防火対象物全体で早期の通報体制を確保することの合理性を鑑み、政令別表第１⑹項ロの用途に供する部分を含む防火対象物全体（令第８条に基づき区画をされた部分を除く。）の火災信号からの連動を原則とすること。◆

なお、第３章 第２節 第12 消防機関へ通報する火災報知設備 ７．⑵．イに基づく非火災報対策を十分施すこと。

⑼　規則第25条第３項第５号ただし書中の「防災センター」とは、条例第50条の４の２に基づき適正に設置、維持管理されており、かつ、第50条の４の５の「消防長が定める講習を受けたもの」が常時勤務しているものをいうこと。

エ　簡易型ガス漏れ警報器の設置　◆

気体燃料を使用する機器又は器具を設置する場所には、使用する燃料に応じた簡易型ガス漏れ警報器を有効に設置すること（ガス漏れ火災報知設備の有効範囲を除く。）。

⑶　避難設備　◆

規則第28条の３第３項第１号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯は、点滅機能を有

するものとすること。

７　留意事項

⑴　令第12条第１項第１号ハ括弧書に規定される「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の判定については、政令別表第一⑹項ロ⑵、⑷及び⑸に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が275㎡未満のものについて、入所者特性に応じた例外規定を設けたものであり、入所者特性を踏まえた判定の基本的な単位となる区分単位ごとに適用し、判定する必要がある。

ただし、同号ハ括弧書の規定は、スプリンクラー設備の設置対象となっている延べ面積が275㎡以上のものについて、区分単位ごとに判定し、部分的にスプリンクラー設備の設置義務を緩和することを認める趣旨ではない。

⑵　政令別表第一⑹項ロ⑴又は⑶に掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この⑵において「⑹項ロ⑴等」という。）と同項ロ⑵、⑷又は⑸に掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この⑵において「⑹項ロ⑵等」という。）が一の防火対象物に存する場合、令第12条第１項第１号の規定は⑹項ロ⑴等及び⑹項ロ⑵等ごとに、同号イ又はロの基準を適用する。

第13　可燃性発泡樹脂の表示（条例第50条の10第２項に関する運用基準）

１　可燃性発泡樹脂とは

条例第50条の10第２項で規定する可燃性発泡樹脂は、平成22年消防長告示第１号（以下、この第13において「消防長告示」という。）第１項に規定している発泡プラスチック系保温材であるが、これに類するものも開発製造されていることから、消防長告示第１項に係わらず、火災時の加熱により可燃性ガスが発生するおそれがあると認められる保温材があれば、消防長と協議すること。

また、消防長告示に示されているものでも、発泡プラスチック系保温材自体が不燃材料等で可燃性ガスが発生しないものについては、規制を要しないものである。

なお、消防長告示で指定する発泡プラスチック系保温材は次のとおり。

⑴　ビーズ法ポリスチレンフォーム（一般に「発泡スチロール」と呼ばれている。）

ポリスチレン又はその共重合体の発泡性ビーズを型内発泡形成したもの又は発泡形成したブロックから切り出した保温板

ポリスチレン樹脂とブタン、ペンタン等の発泡剤を主な原材料としている。

⑵　押出法ポリスチレンフォーム（製品名　スタイロフォーム、カネカライトフォーム等）

ポリスチレン又はその共重合体に発泡剤及び添加剤を溶融混合し、連続的に押出発泡形成したもの又は押出発泡形成したブロックから切り出した保温板

ポリスチレン、難燃化剤、発泡剤等を主な原材料としている。

⑶　硬質ウレタンフォーム

ポリイソシアネート、ポリオール及び発泡剤を主剤として発泡形成したもの又は発泡形成したブロックから切り出した板状の保温板やポリイソシアネート、ポリオール及び発泡剤を主剤として面材の間で発泡させ、自己接着によってサンドイッチ状に形成した面材付きの保温板

ＮＣＯ（イソシアネート）基を２個以上有するポリイソシアネートとＯＨ（ヒドロキシル）基を２個以上有するポリオール、触媒、発泡剤、整泡剤等を主な原材料としている。

⑷　吹付け硬質ウレタンフォーム

ポリイソシアネート、ポリオール及び発泡剤を主剤として吹付け発泡するもの

主な原材料は、硬質ウレタンフォームと同じ。

⑸　ポリエチレンフォーム（製品名　サニーライト等）

ポリエチレン又はその共重合体に発泡剤及び添加剤を混合して板状に発泡形成したもの

ポリエチレン樹脂、発泡剤等を主な原材料としている。

⑹　フェノールフォーム（製品名　ネオマフォーム等）

レゾール樹脂、発泡剤及び硬化剤主剤として面材の間で発泡させ、サンドイッチ状に形成した面材付きの保温板又はレゾール樹脂、発泡剤及び硬化剤を主剤として発泡形成した面材なしの保温板

フェノール（Ｐ）とホルマリン（Ｆ）を通常Ｆ／Ｐモル比１以上のホルマリン過剰条件でアルカリ触媒を用い反応して得られる樹脂、硬化材、発泡剤等を主な原材料としている。

２　可燃性発泡樹脂を使用した部材の周囲において火気を取り扱う際に火災予防上必要な措置

条例第50条の10第２項第１号に規定する火気を取り扱う場合の火災予防上必要な措置は、条例第29

条第３項に準じて、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、次によること。

⑴　湿砂の散布、散水、不燃材料による遮断又は可燃性物品の除去及び作業後の点検を行うこと。

⑵　作業の開始前及び終了後には、周囲の安全を確認し、可燃物を除去する等必要な措置を行うこと。

⑶　出火源となるおそれのある原因を排除すること。

⑷　監視人を置くこと。

⑸　作業中関係者以外の者の出入りを禁止すること。

３　標識の掲出

⑴　標識

条則別表に基づき次の標識を設置すること。

ア　色

地色は、白色とする。記号及び文字は、オレンジ色又は朱色とし、オレンジ色の場合は、文字に黒のふちどりをすること。

イ　寸法

一辺が30cm以上の正方形の中心に、一辺が12cm以上の正六角形を描き、正三角形２個を交互に内接させたものとする。

文字は、たて３cm以上、よこ3.5cm以上とする。

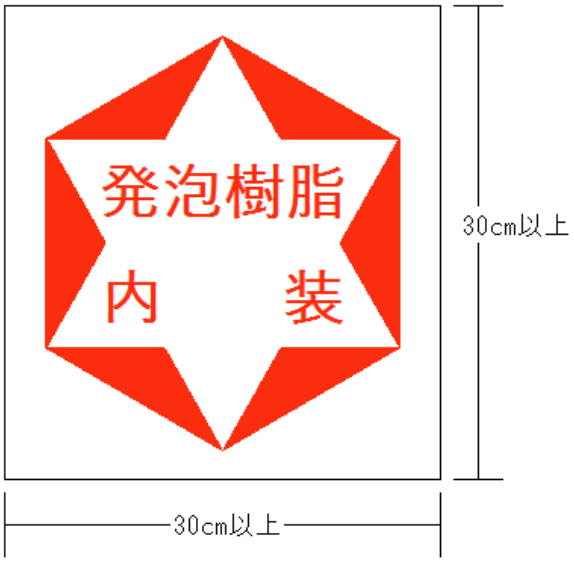

⑵　掲出場所

次に掲げる場所に外部から確認できるよう常時掲出すること。なお、例としては、例図１若しくは例図２又は後記４で示す各例図を参考とすること。

ア　当該防火対象物の主要な出入口の付近

イ　消火活動が容易に行うことのできる場所に面して設けられたシャッターその他これに類する開口部（条例第50条の10第１項の規定により消防隊が外部から容易に開放できる構造とされたものに限る。）の付近

ウ　前ア及びイに掲げるもののほか、壁、天井、床その他室内に面する部分（その下地を含む。）の部材に可燃性発泡樹脂を使用している室のすべての出入口の付近

ただし、前ア又はイに掲出することで、容易に使用箇所が特定できる場合は、「使用している

すべての出入口の付近」に設けないことが出来る。

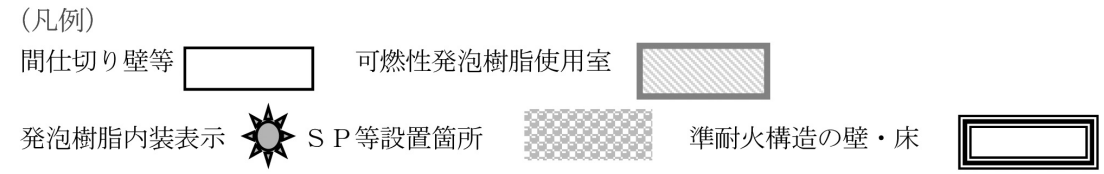

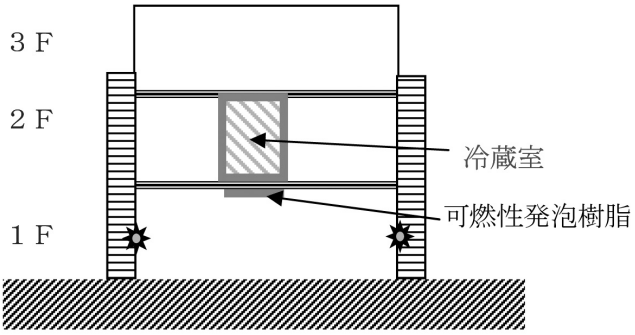

（例図１）

可燃性発泡樹脂を使用した２階の冷蔵室の床の断熱を１階の天井部分で行っている場合は１Ｆ及び２Ｆに必要。

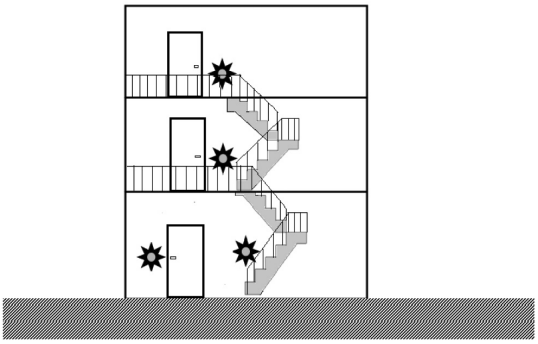

（例図２）

表示の位置はドアの開閉時でも見やすい位置とし，ドアの上部又は階段等に近い側とするのが望ましい。

４　標識の掲出をしないことができる防火対象物

次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合は、標識の掲出を要しない。

例としては、例図１から例図７までによる。

⑴　消防長告示第２項第１号の規定により可燃性発泡樹脂を使用した部分が、床面積500㎡未満ごとに準耐火構造の壁及び床で区画されている場合（恒温倉庫、冷蔵・冷凍倉庫、その他温度を一定に保つことを目的とする室の部分が存する場合を除く。）（消防長告示第２項第１号）。

なお、当該区画を形成する壁に設けられる開口部（室内に面する部分に限る。）には防火設備を設けること。◆

また、防火対象物の延べ面積が500㎡未満であるものは、区画されているものとみなす。

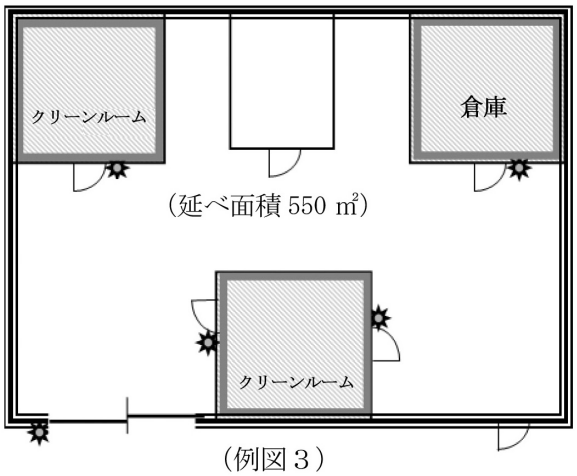

（例図３）

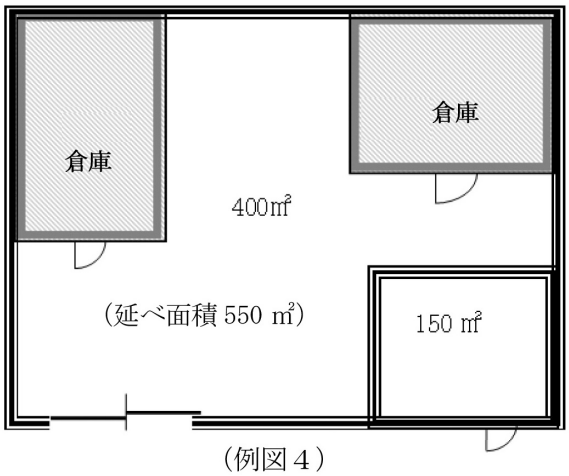

（例図４）

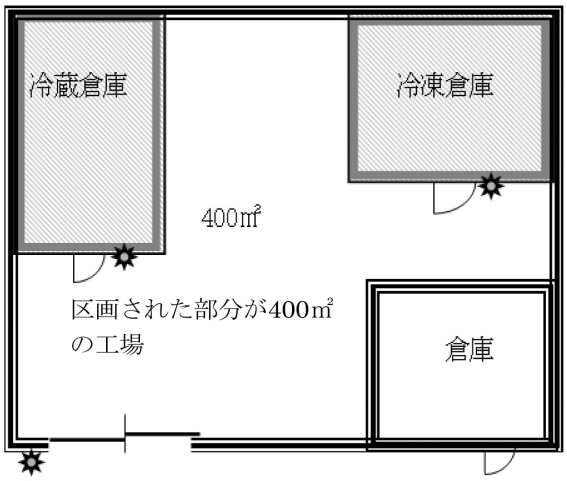

（例図５）

可燃性発泡樹脂を使用した１の区画の面積が 500 ㎡未満であるが，冷蔵倉庫・冷凍倉庫があるため表示が必要。

⑵　次のアからカまでの自動消火設備が可燃性発泡樹脂を使用した部分を有効範囲内に包含するよう設置されている場合

なお、冷蔵庫等については、冷蔵庫等の周囲（外壁側を除く）に、次のアからカまでの自動消火設備が有効に設置されていれば、内部にヘッド等が設けられていない場合でも支障がないものとする（消防長告示第２項第２号）。

ア　スプリンクラー設備

イ　水噴霧消火設備

ウ　泡消火設備

エ　不活性ガス消火設備

オ　ハロゲン化物消火設備

カ　粉末消火設備

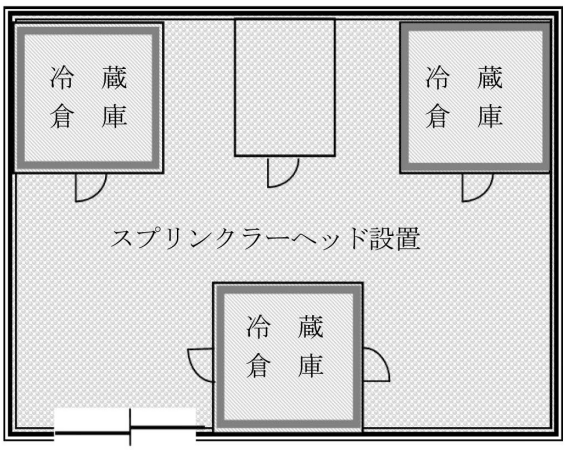

（例図６）

スプリンクラー設備が外壁側を除き有効範囲に設置されているため表示は不要。

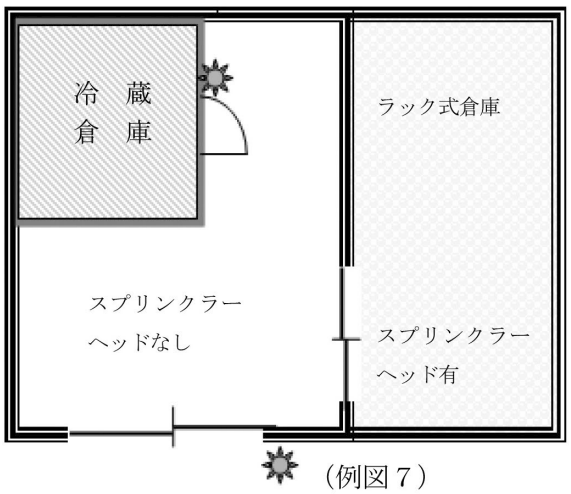

（例図７）

スプリンクラー設備は設置されているが，冷蔵倉庫を有効に包含していないため表示が必要。

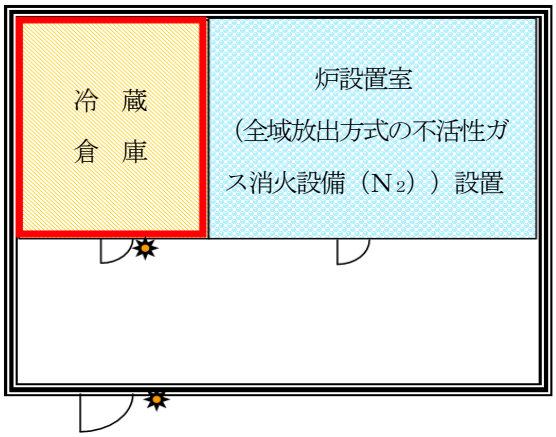

全域放出の不活性ガス消火設備は設置されているが、冷蔵倉庫の有効範囲に設置されていない面があるため表示は必要。

（例図８）

⑶　建基政令第107条の２に規定する性能（非耐力壁である間仕切壁の基準の例による。）を有する部材で可燃性発泡樹脂の室内に面する部分を覆い、当該部材が火災の際にも脱落しないよう措置した場合（消防長告示第２項第３号）。

当該規定で定める建基政令第107条の２に規定する性能を有する部材は、同条第２号に規定する45分の遮熱性能を有するものとし、次のアからエまでに定めるいずれかの構造方法の例によること。

ア　耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の構造方法を定める件（平成12年５月26日建設省告示第1380号）第１第１号ロに規定する構造方法

イ　準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年５月26日建設省告示第1358号）第１第１号ロに規定する構造方法

ウ　耐火構造

エ　国土交通大臣の認定番号を取得している構造方法

＃＃　　０４５　　＄＄　－　＊＊＊＊

①構造種別　　②時間　　③部位　　通算番号

①　構造種別は耐火構造：ＦＰ又は準耐火構造：ＱＦのいずれか

②　時間は45以上

③　耐力壁（外壁）：ＢＥ　　耐力壁（間仕切壁）：ＢＰ

非耐力壁（外壁）：ＮＥ　非耐力壁（間仕切壁）：ＮＰ

例　QF045NP－○○○○　　QF045BP－○○○○

⑷　前⑴から⑶までにかかわらず、防火対象物の位置、構造及び可燃性発泡樹脂の使用部分の床面積から判断し、火災の発生若しくは延焼の恐れが著しく少なく、又は、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると消防署長が認める場合（消防長告示第２項第４号）

当該規定の適用事例

ア　防火対象物の部分に既製品の冷蔵庫・冷凍庫（概ね100㎡未満のものに限る。）が設置されている場合又は物品販売店舗の商品陳列用の冷蔵庫・冷凍庫（概ね100㎡未満のものに限る。）

イ　次の例図に示すような場合

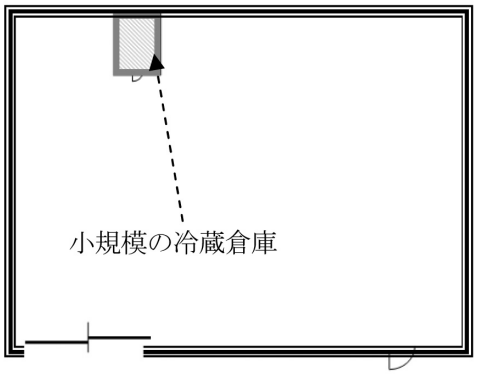

冷蔵倉庫が小規模（概ね 100 ㎡未満）である場合。

（例図９）

５　その他の対策　◆

⑴　施工指導

ア　可燃性発泡樹脂を被覆する仕上げ材（サンドイッチパネルの金属製薄板等）は継目が防火上の弱点とならないように適正に処理して施工すること。

イ　可燃性発泡樹脂を被覆する仕上げ材（サンドイッチパネルの金属製薄板等）は、火災が発生した際にも脱落しない施工とすること。

⑵　届出

ア　条則様式第９号に規定する防火対象物使用開始届出書に施工範囲図、パネル施工詳細図等関係図書添付をすること。

イ　条則様式第27号に規定する消防用設備等設置計画届出書については、次の項目に留意すること。

⑺　申請者に対して正本裏面に、可燃性発泡樹脂の使用箇所を図示すること。なお、資料を添付している等で把握が可能なものにあってはこの限りではない。

⑴　正本審査事項の欄中、「可燃性発泡樹脂使用状況」については、確認申請で可燃性発泡樹脂を使用していることが確認された場合は規模、形態に関わらずチェックを入れておくこと。そのうち、可燃性発泡樹脂内装の表示が必要な場合は「可燃性発泡樹脂内装表示」にチェックを入れること。

⑶　建物関係者等への周知

設計者、施工業者等は建物関係者等に対して、次の事項を周知徹底すること。

ア　可燃性発泡樹脂は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に発生する分解ガスによる中毒等の危険性があること。

イ　可燃性発泡樹脂は着火後、短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす可能性がある。特に可燃性発泡樹脂の表面を金属製薄板等で仕上げたサンドイッチパネルを用いた消防対象物の火災時においては、可燃性発泡樹脂の燃焼状況が外部から視認出来ないまま、突如、爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命及び消火活動に危険が及ぶものであること。

ウ　サンドイッチパネルを用いた消防対象物の火災時には、芯材の可燃性発泡樹脂が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消火活動に支障があること。

６　掲出方法の特例

前３⑵については、常時人がいる防災センター等に消防部隊が容易に確認できるように掲出等されており、火災等の災害時に速やかに情報提供可能なように維持管理されている場合は、アからウの掲出がされているものとみなす。

第14　条例第３条第１項第20号の運用

条例第３条第１項第20号では、気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電気設備が設けられているパイプシャフト、ピット等の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所に設けないことと定められている。

１　趣旨

高層建築物等の増加に伴って、効率的な施工をするために、ガス配管、計量器等と電気設備が同一のパイプシャフトやピット内等の隠蔽場所に設置することが多くなったため、経年劣化や地震等により可燃性ガスが漏れて滞留した場合の危険性を配慮して、アークの発生するおそれのある電気設備は、原則として同一パイプシャフト内に施工しないように定めたもの。

２　漏れた燃料が滞留する場所に該当しない場合

次の全てに該当する場合は、漏れた燃料が滞留する場所に該当しない

⑴　パイプシャフトの上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

⑵　換気口のそれぞれの開口面積は、100㎠以上とすること。

⑶　換気口は廊下等、漏れた燃料が滞留しない十分な空間に面し設けられていること。なお、共同住宅の廊下は十分な空間とみなす。

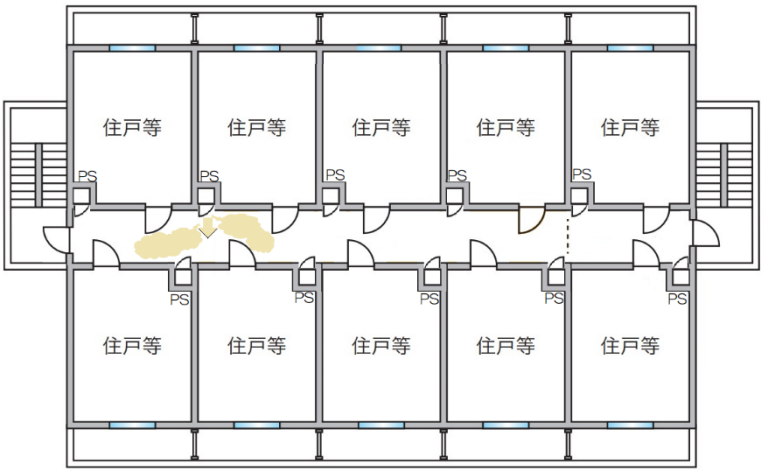

パイプシャフトが十分な空間に面し設けられている例

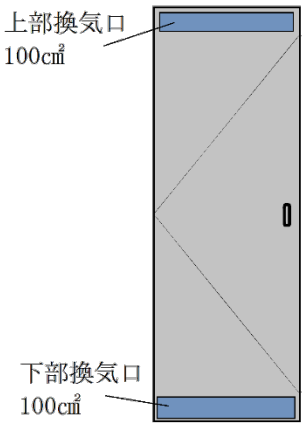

ＰＳ扉の例

３　対象電気設備

火花、アークを発生するおそれのある機器

・電動機　・変圧器　・開閉器　・過電流遮断機　・コンセント　・分電盤　・感知器　・流水検知装置　・電気温水器等のタイマースイッチ付電気メーター　等

４　防爆工事等の安全措置

次に掲げる措置を講じた場合にあっては、気体燃料と電気設備を共用しても差し支えない。

⑴　金属管工事

ア　金属管相互、金属管とボックス等との接続は、５山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方法により、堅牢に接続すること。

イ　隠蔽場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。

ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合は、これによらないことができる。

⑵　ケーブル工事

隠蔽場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防塵パッキン方式又は防塵固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによららいことができる。

ア　金属性接続箱を使用し、接続箱内を充填剤で充填した場合

イ　ケーブルの分岐又は接続部分が、当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合

⑶　電気設備の防爆工事

電気設備自体を防爆仕様のものとする

第15　避雷設備

条例第17条に定める避雷設備は、落雷による火災を防止するため、避難設備の機能の保守及び避雷道線を流れる雷電流が他の電気設備等に及ぼす誘導障害を防止する事項について定める。

避雷設備の構造について

避雷設備については、次に掲げるものとすること。

⑴　JIS A 4201-2003（建築物等の雷保護）　平成４年　消防告示第２号（～令和７年３月31日）
　　経過措置　JIS A 4201-1992（建築物等の避雷設備（避雷針））

⑵　JIS Z 9290-3-2019（令和７年４月１日～令和８年３月31日）
　　経過措置　JIS-A4201-2003（JIS A 4201-1992含む）

⑶　JIS-Z9290-3-2019（令和８年４月1日～）のみ　経過措置なし

	JIS A 4201-2003	JIS Z 9290-3-2019	JIS A 4201-1992
受雷部	回転球体法 保護角法(60m以下の建物のみ使用可) メッシュ法	回転球体法 保護角法(60m以下の建物のみ使用可) メッシュ法	保護角法(60°) むね上げ導体
高層建築物の側壁の受雷部	建築物の高さ60mを超える範囲の側壁部分に受雷部を設置 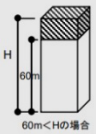 60m<Hの場合	下図のように側壁部分に受雷部を設置 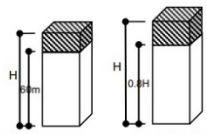 60m<H≦75mの場合　75m<Hの場合	なし
屋上突角部、縁部の保護	回転球体法、メッシュ法の採用により、突角部、縁部に受雷部を設置	回転球体法、メッシュ法の採用により、突角部、縁部に受雷部を設置。 加えて、以下のいずれかの対策を講じることが望ましい。 ①外周部を覆う金属製の笠木を利用する。 ②外壁の縁部の直近に沿って受雷導体を配置し、かつ、突角部を下図のように設置する。 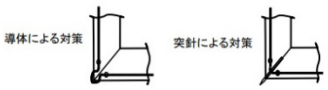	特に規定なし ※むね上げ導体により設置される場合あり
	保護角法の場合特に規定なし	保護角法の場合特に規定なし	
引下げ導線システム	・平均間隔（推奨） 25m以下 ・水平環状導体の間隔:20m以内	・平均間隔(推奨距離) 20m以下 ・水平環状導体の間隔:20m以内 （望ましい）	導線間隔:50m以内
接地極システム	接地システムの形状は以下 ・A型接地極 ・B型接地極 ・構造体利用接地極	接地システムの形状は以下 ・A型接地極 ・B型接地極 ・構造体利用接地極	総合接地抵抗値･･･10Ω以下 単独接地抵抗値･･･50Ω以下 基礎(構造体)の利用

第16　フード等用簡易自動消火装置

条例第９条の２の厨房設備の基準のうち、第１項第２号エに掲げる火炎伝送防止装置のうち、自動消火装置について定めるものである。

１　用語の定義

この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

⑴　下方排気方式機器

無煙ロースター等、燃焼排気ガスを強制的に下方に引き排気する機器をいい、排気取入口の部分が条例第９条の２に定める「天蓋」と同等の性格を有することから、当該部分を「天蓋」とみなす。

⑵　フード等用簡易自動消火装置

フード・ダクト用、ダクト用、レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フードフライヤー用及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいい、火災の発生を感知する感知部を有し、消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが放出導管等により接続されているもの又は消火剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているものであり、フード、ダクト、レンジ、フライヤー又は下方排気方式機器に係る火災に用いる消火装置をいう。

⑶　防護対象物

フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

⑷　フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下、この第26において「フード・ダクト用」という。）

厨房等のフード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火するものをいう。

⑸　ダクト用簡易自動消火装置（以下、この第26において「ダクト用」という。）

厨房等の排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火するものをいう。

⑹　レンジ用簡易自動消火装置（以下、この第26において「レンジ用」という。）

厨房等のレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火するものをいう。

⑺　フライヤー用簡易自動消火装置（以下、この第26において「フライヤー用」という。）

厨房等のフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火するものをいう。

⑻　フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下、この第26において「フード・レンジ用」という。）

厨房等のフード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火するものをいう。

⑼　フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下、この第26において「フード・フライヤー用」という。）

厨房等のフード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火するものをいう。

⑽　下引ダクト用簡易自動消火装置（以下、この第26において「下引ダクト用」という。）

下方排気方式機器内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

⑾　公称防護面積

一のフード等簡易自動消火装置で警戒することが出来る範囲の面積をいい、「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

⑿　ダクト公称防護面積

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる範囲のダクト面積をいい、「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

⒀　ダクト公称防護長さ

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる長さで、ダクトの水平部分５m以上でなければならない。

⒁　公称防護面積等

公称防護面積、ダクト公称防護面積及びダクト公称防護長さをいう。

⒂　防護断面積

一のフード等用簡易自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。

⒃　ダクト防護面積

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要する断面積をいう。

⒄　ダクト警戒長さ

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要するダクトの長さをいう。

⒅　防護面積等

防護面積、ダクト防護断面積及びダクト警戒長さをいう。

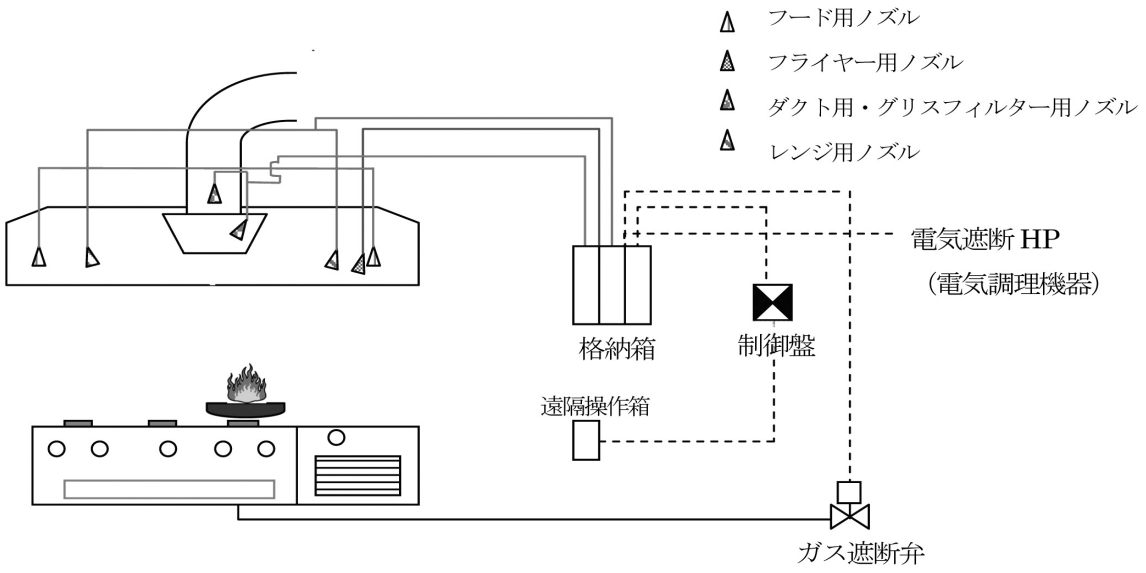

第16―２図

２　自動消火装置の構造及び性能の基準

次の各号に適合するものであること。

⑴　自動消火装置の構造及び性能の基準は、フード等用簡易自動消火装置の技術基準（平成23年消防告示第３号）によること。

⑵　㈠財㈡日本消防設備安全センターの評定品であること。

３　設置対象物

次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

⑴　政令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⑯項イ、⑯の２項及び⑯の３項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの

⑵　前⑴によるほか、政令別表第１に掲げる防火対象物で、次のいずれかに掲げるもの

ア　床面積（厨房設備が設置された部分の周囲に水平距離５ｍの線で囲まれた部分の面積（同一室内に厨房設備が２か所以上設置されている場合はその合計をいう。）をいう。）が200㎡以上の厨房室

イ　厨房設備の入力の合計が350kW以上となる厨房室

⑶　前⑴に該当する場合であっても火災予防条例の運用基準に規定されるとおり、政令第８条の区画により、下図のとおり別の防火対象物とみなした場は設置しないことができる。

※下図は延べ面積が1,000㎡を超える政令別表第１⑯イの防火対象物であるため、厨房の容量が小さい場合でも自動消火装置の設置が必要となる。しかし、図中１階と２階の間の床部分で政令第８条の区画を形成している場合は、１階の150㎡と２階以上の900㎡を別としてみなすため、自動消火装置の設置が必要ではなくなる（第16－３図参照）。

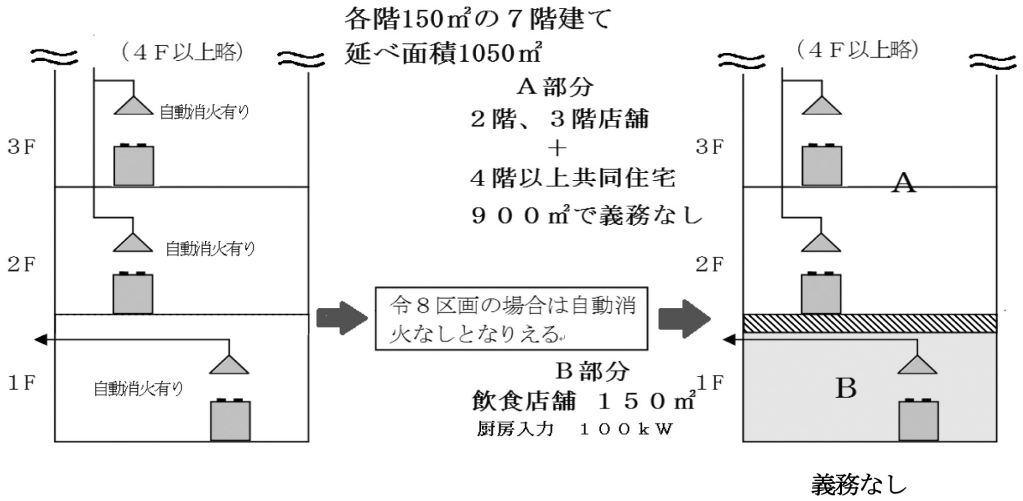

第16－３図

４　設置基準

フード等用簡易自動消火装置は、次により設置すること。

⑴　フード・ダクト用の基準

ア　排気用ダクトの防護面積、ダクト警戒長さ及び風速等に応じて、十分な消火薬剤量を確保するとともに感知部及び放出口を防護対象物に対し有効に消火できるように設置すること。

イ　排気用ダクトの長さが５ｍを超える場合には、排気用ダクトの入口から５ｍまでを警戒させるものとすること。

ウ　排気用ダクト内部の風速が５ｍ/ｓを超える場合には、ダクト警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置し、排気ファンの停止を連動して行うこと。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあっては、この限りでない。

エ　消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあっては、当該ダンパーは前(ｳ)の規定に準じて設置すること。この場合、フード部分から当該ダンパーまでの体積に応じ十分な消火薬剤量を確保するものであること。

オ　一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるよう措置を講じること。

カ　放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設けること。

キ　消火薬剤の貯蔵容器及び加圧用ガス容器は周囲温度40℃以下で温度変化の少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

ク　フード・ダクト用の作動と連動して、放出された消火薬剤の影響を受けるおそれのある機器にあっては、燃料ガスの供給停止又は熱源が電気によるものにあっては、当該機器への電源遮断ができるものであること。

なお、燃料停止装置として電磁弁を使用する場合、モールドコイル仕様等の防水性能を有するものを使用することが望ましい。

ケ　ガス機器への燃料停止装置（電磁弁等）の設置位置等については、次によること。ただし、ガス事業者の設置する業務用の自動ガス遮断装置にあっては、この限りでない。

(ｱ)　燃料停止装置の設置位置

a　燃料停止装置は原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管若しくは厨房設備）に設けること。

b　水及び熱の影響並びに衝撃等を受けない位置に設けること。

(ｲ)　電磁弁の性能等

a　電磁弁はガス器具用電磁弁又はこれと同等以上の性能を有するものとし、原則として直接操作によってのみ復旧するものとすること。

b　電気配線は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成９年通商産業省令第52号）に定めるところによる。

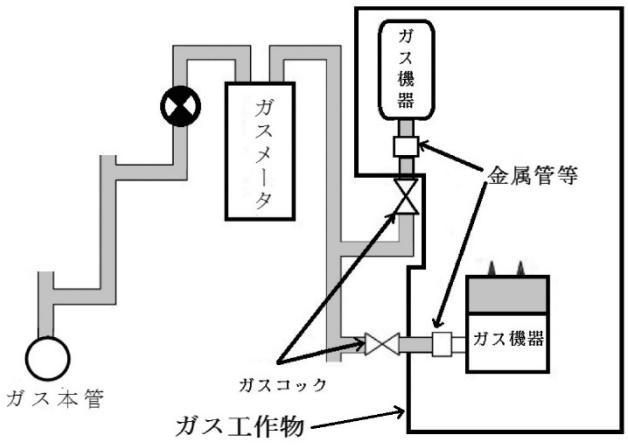

第16―４図

コ　手動起動装置は、出入口付近等火災の際に容易に接近することができ、かつ、床面からの高さは0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

サ　電源の供給方式は、次による場合を除き、コンセントを使用しないこと。

(ｱ)　コンセントは容易に離脱しない構造のものであること。

(ｲ)　コンセントはフード・ダクト用専用のものとすること。

シ　防災センター等にフード・ダクト用が作動した旨を知らせる音響及び表示により確認できる装置を設けること。

ス　前シにより設置される表示装置の付近には、警戒区域一覧図を備えること。

セ　フードの防護面積は次により算定すること。

フードの防護面積は、当該フードの水平投影面積とする。

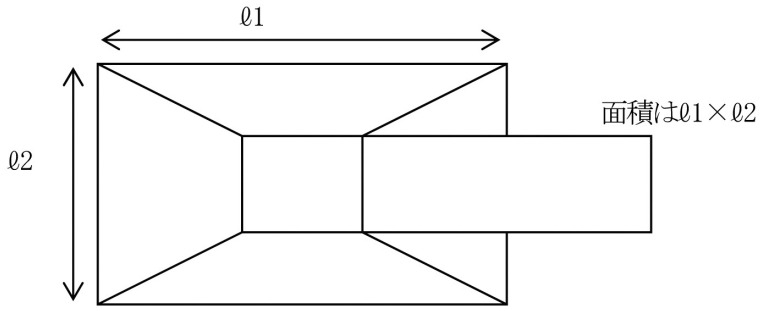

ただし、レンジ又はフライヤーが調理台等と接続されていて、調理台等を包括するフードが設置されている場合にあっては、レンジ又はフライヤーの防護面積から周囲0.5mの水平投影部分に含まれる範囲をフードの防護面積とする。

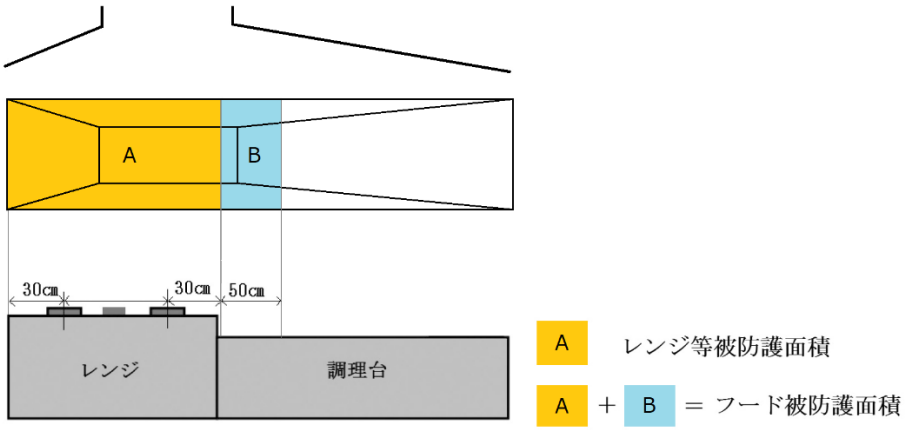

レンジ又はフライヤーの防護面積よりフードが大きい場合のフードの防護面積

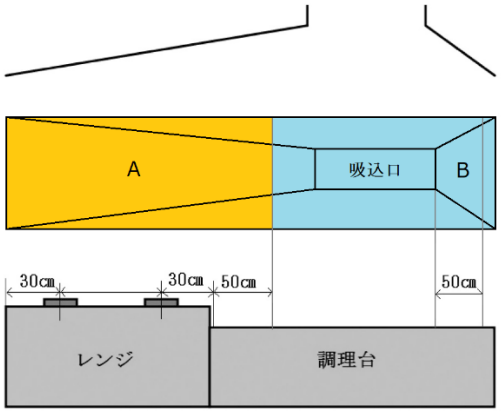

ダクト吸込口がレンジの直上部以外の位置にある場合のフードの防護面積

第16―５図

ソ　ダクトの警戒長さ及びダクト防護断面積は、次により算定すること。

⑺　ダクト警戒長さは、当該ダクトの水平部分５ｍとすること。

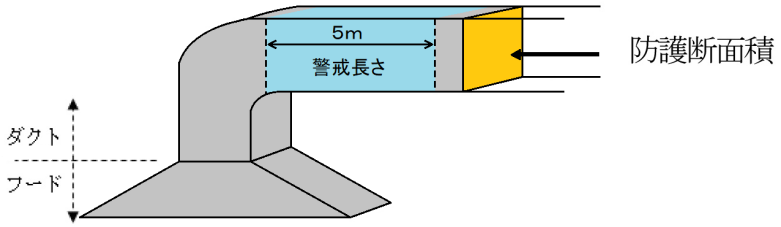

第16―６図

⑴　ダクト防護断面積は、当該ダクトのダクト警戒長さの範囲内における最大の断面積とすること。

⑵　レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準

前ア．⑷から⑹の例によるほか、次によること。

ア　フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有するものであること。

イ　消火薬剤に二酸化炭素消火薬剤又はハロゲン化物消火薬剤を使用するものにあっては、設置しないこと。

ウ　レンジ又はフライヤーの防護面積の算定は、次によること。

⑺　レンジ

コンロの中心から半径30㎝の円を書き、その円を包含する長方形の面積を防護区画とする。

なお、不燃材料の壁が範囲内に設けられている場合は、当該壁までの面積とする（第16―７図参照）。

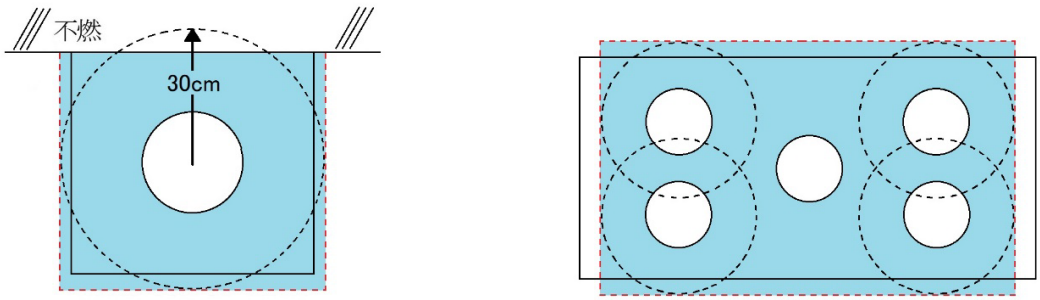

第16－７図

(ｲ)　フライヤー

フライヤーの防護面積は、当該フライヤーの油槽の水平投影面積とする（第16－８図参照）。

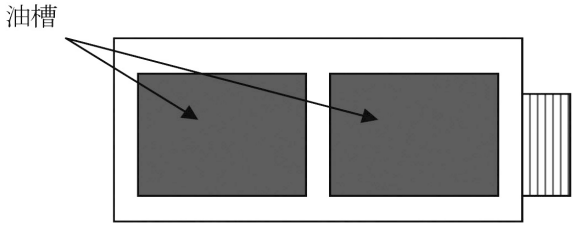

第16－８図

エ　回転釜、グリラー等の防護面積は、当該厨房設備の水平投影面積とする。

⑶　ダクト用の基準

フード部分に関する事項を除き、前アの規定の例によること。

⑷　下引ダクト用の基準

下引ダクトを設ける場合は、前ア．(ｿ)．ａの規定の例によるほか、次によること。

ア　下方排気方式機器内部（グリスフィルター以降をいう。）及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量とすること。

イ　感知部及び放出口は、機器の構造に応じて機器製造者が指定する位置に有効に消火ができるように設置すること。

ウ　一の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、全ての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

エ　下引ダクト用は、機器ごとに設置すること（第16－９図参照）。

オ　下引ダクト用の手動起動装置は、次のとおり火災の際容易に操作できるように設けること。

(ｱ)　手動起動装置がロースター内部に設けられる場合は収容箇所に表示を行い、容易に開けることができる扉等を設けるよう措置すること。

(ｲ)　(ｱ)以外の場所に設ける場合にあっても容易に設置箇所の認識ができるよう表示等の措置を行うこと。

カ　防災センター等に、下引ダクト用の作動した旨を音響及び表示により確認できる装置を設けること。

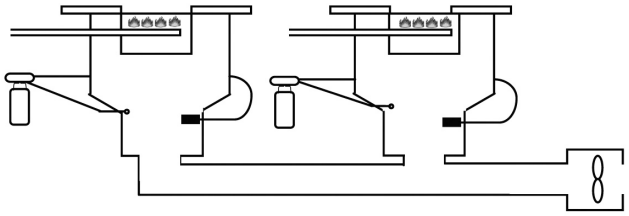

第16－９図

５　設置要領

⑴　設置区分

フード等用簡易自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

ア　フード部分と排気ダクト内部は、同時に消火薬剤を放出するものであること。

イ　フード等用簡易自動消火装置の設置は、種別に応じ、それぞれの防護対象物の防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置すること。

なお、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えない。

⑵　フード等用簡易自動消火装置の組み合わせ設置

フード等簡易自動消火装置を設置する場合、一の評定品で、前３．⑴．セ及びソ並びに３．⑵．ウにより算出した防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置することが原則であるが、同一形式の機器を使用し、相互に連動させ、かつ次に掲げる場合にあっては評定品を組み合わせて設置することができる。

なお、この場合、評定試験時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感知部が同一箇所に設置される場合にあっては、一の感知部で連動起動することができる。

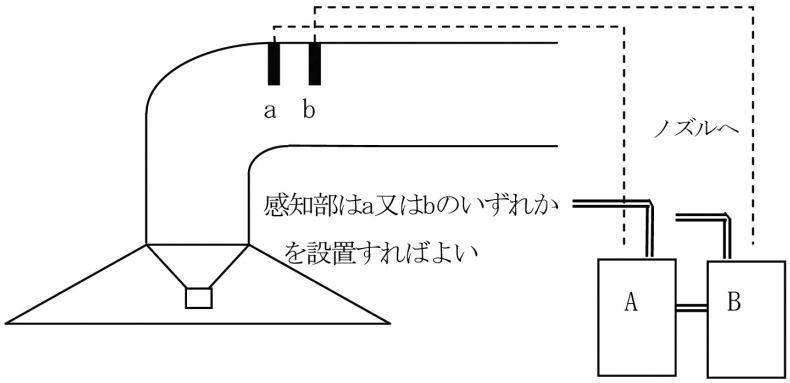

第16－10図

ア　同一フードに複数のダクトの立上りがある場合は、ダクトの立上りの数と同数の評定品を組み合わせて設置すること。

イ　各防護対象物が大きく、一の評定品で警戒することができない場合（第16－11図）

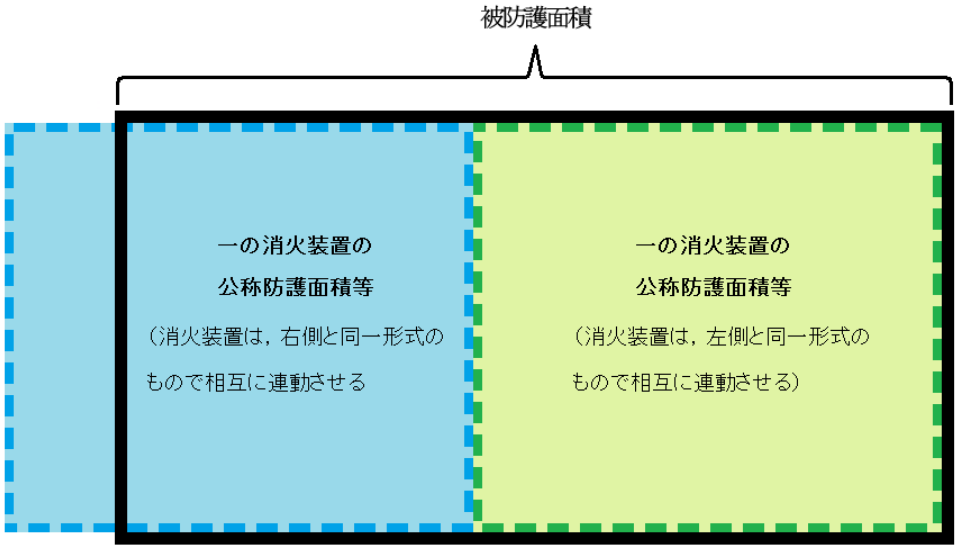

同一型式の消火装置を防護面積等が警戒できるように設け相互に連動させる。

第16―11図

ウ　二以上のフード等が同一のダクトに接続されている場合

ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード間の距離が５ｍ未満の場合にあっては、それぞれのフードに設置されるフード等用簡易自動消火装置相互を連動させること。

ただし、第16―12図において、フードＡＢ間が壁などで区画されており、かつ、双方の権原者が異なる場合はこの限りではない。

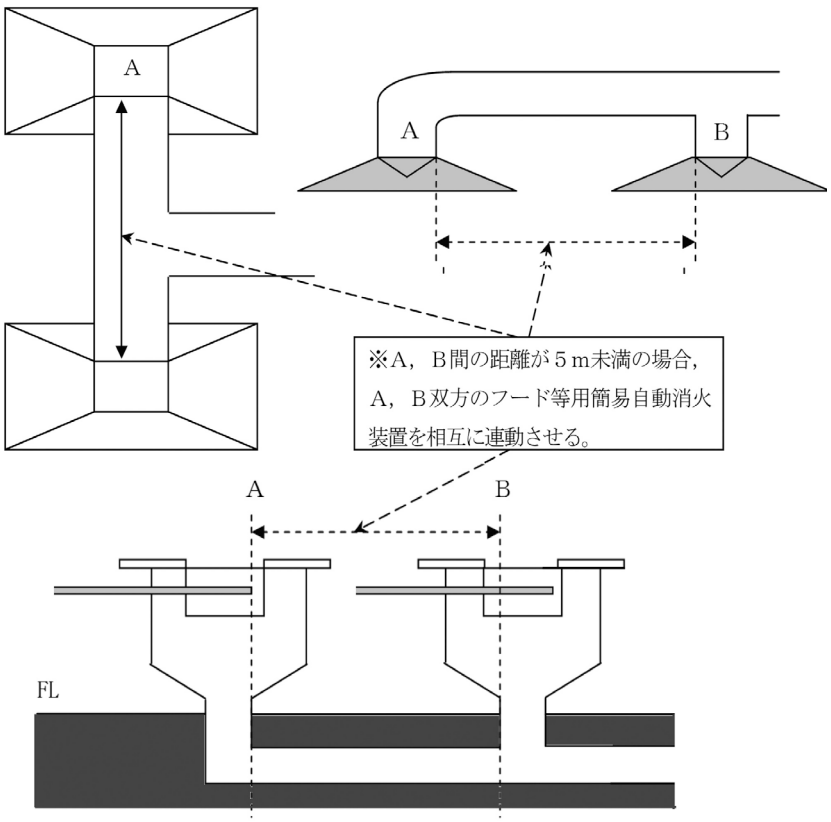

第16―12図

なお、この場合のダクト防護断面積は、前３．⑴．ソによるほか、次によることができる。

⑺　二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等用簡易自動消火装置が連動される場合にあっては、ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用で重複して警戒する必要はないものであること。

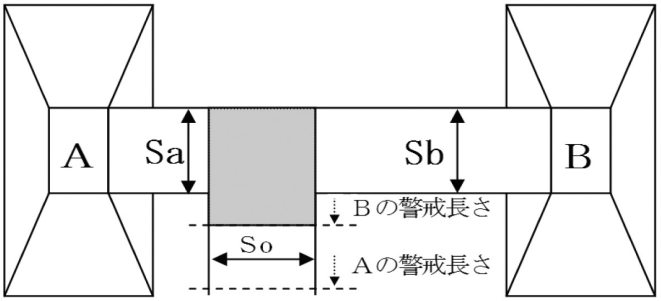

※Aに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積がSo以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用はダクトの公称防護断面積がSb以上のものとすることができる。

第16―13図

⑴　二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等用簡易自動消火装置が連動される場合、一のフード・ダクト用のダクト警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用が設置されるときのダクト防護断面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大断面積とすることができる。

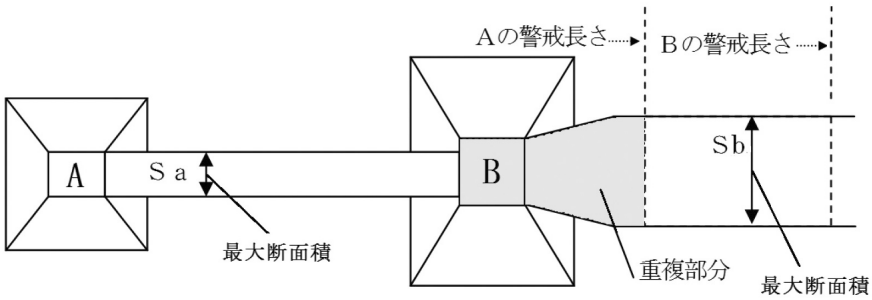

※Bに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積がＳｂ以上のものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用はダクトの公称防護断面積がＳａ以上のものとすることができる。

第16―14図

ｃ　下方排気方式機器ごとに下引ダクト用を設置すること。

⑶　防火ダンパー等との関連

排気用ダクト部分で、ダクト警戒長さの範囲内に防火区画等の防火ダンパーが設置されている場合には、当該防火ダンパーが閉鎖されても、所用の消火性能を確保できるものであること。具体的には次に示す方法がある。

⑺　警戒長さ５ｍの途中に防火区画等のための防火ダンパー等が設置された場合において、防火ダンパー以降の排気側（ＢからＣの間）にも、評定品のダクト用を組み合わせて設置し警戒す

る方法。

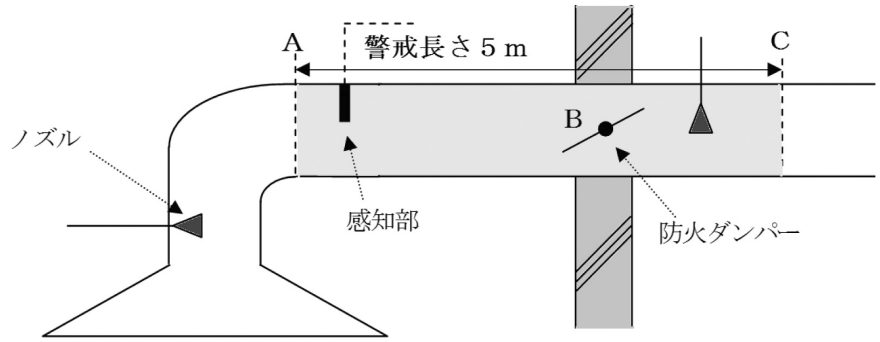

第16―15図

(ｲ) 防火ダンパーの設置位置がＡから５ｍ以上の場合、耐火被覆等により要求される防火区画等を形成し、警戒長さ５ｍを確保する方法

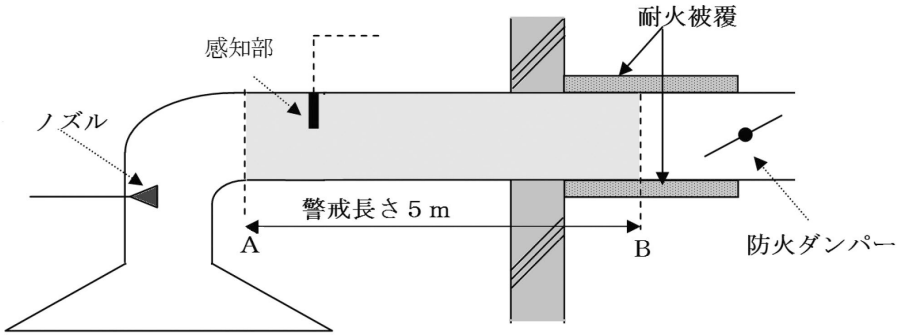

第16―16図

(ｳ) 起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置する場合の方法

原則的には起動装置、感知部と連動してダンパーを閉鎖することが望ましいが、連動していない場合は、次によること。

ダンパーのみが閉鎖してしまい消火剤が放出されないことがないように、ダンパーの手前に感知部を設けるようにするか、又はダンパーの奥に感知部を設ける場合は、ダンパーの自動閉鎖の作動温度設定値よりも５度以上低い温度設定のものを設置することが望ましい。

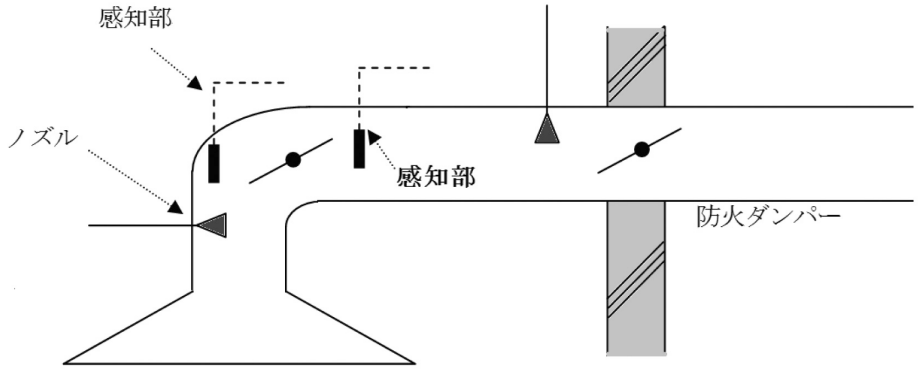

第16―17図

エ　可動式上引きダクトの基準

上下可動式等の可動式上引きダクトが設けられている場合は、ダクト部分を有効に消火できる

よう感知部及びノズルを設けること。この場合、フード用については設置しないことができる。

オ　延焼防止装置等として設ける防火ダンパーの構造等

火炎伝送防止装置として、防火ダンパーを設ける場合は次によること。

⑺　グリス除去装置に近接する部分に設けるとともに、防火ダンパーの点検、清掃に必要な点検口を設けること。ただし、容易に点検、清掃ができる構造のものを除く。

⑴　火炎等により温度が上昇した場合、自動的に閉鎖する構造とし、自動閉鎖の作動温度設定値は、周囲温度を配慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

⑵　作動した場合、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。ただし、当該燃焼設備から歩行距離５ｍ以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がなされている場合はこの限りでない。

⑶　下方排気方式については前⑴及び⑵によるほか、ダクトについては排気取り入れ口に設けるとともに、防火ダンパーの点検・清掃に必要な点検口（容易に点検・清掃ができる構造のものを除く。）を設けること。

⑹　特例

ア　フード等用簡易自動消火装置を設けた部分のうち、天蓋下面及び下引ダクト用のロースター部分については、規則第13条の２第４項第１号ロについては適用しないことができる。

イ　レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引ダクト用を設置した厨房等の防火対象物の部分は、消火器具の能力単位の１／５未満を減ずることができる。

⑺　点検整備

一般的にグリスフィルターにあっては、容易に点検及び清掃が可能なため清掃等の実施率が高いが、ダンパー及びダクトにあっては、実施が困難な場所に位置していることから清掃の実施が行われていないか、又は清掃回数が不足しているため、油塵の付着が多くなる。

過去の火災事例によると油塵の付着は、火災時の延焼の媒体になるとともにダンパーが正常に作動しない原因になることから、定期的な点検及び清掃を行うこと。

⑻　各種届出

ア　条例第56条の３のとおり、工事計画届出書を提出すること。

この場合、次の⑺から⑶の書類を添付すること。

⑺　煙突、排気筒又はダクトなどの構造と系統図及びトップ付近の近況が記入されていること。

⑴　燃料タンク、燃料配管は、設備との関係を明示し、燃料配管系統及び衝撃装置などの位置、構造が記載されていること。

⑵　天蓋、ダクト、グリスフィルター等の取付位置、構造材料を記入する。また排気ダクトを有する設備については、火災伝送防止装置、ファン停止装置の取付位置、構造、材料、作動温度等が記入されていること。

⑶　フード等用簡易自動消火装置の仕様書、防護面積等の計算書（複数の機器を組み合わせて設置する場合に限る。）、使用機器の構造図、感知部、放出口、燃焼停止装置の取付位置及び全体の系統図等が記入されていること。

イ　規則第31条の３第４項に規定する検査済証は交付しないものであること。ただし、関係者から希望があり、かつ、法第17条の３の２に規定する設置届（試験結果報告書は様式２によること。）を提出している場合で、消防長又は消防署長が交付して差し支えないと判断した場合は、検査済証を交付することができるものとする。

ウ　前⑹又は前イを適用した場合にあっては、法第17条の３の３に規定する点検報告の際に、様式３により点検の結果を添付すること。

⑼　住宅用自動消火装置

「住宅に設ける自動消火装置について」（平成６年３月９日消防予第53号消防庁予防課長通知）によること。

６　その他多量の火気を使用する厨房室

次のすべてに適合する調理を目的として使用する火気設備器具が設けられる多量の火気使用部分（最大消費熱量が350kw以上のもの）は、当該火気使用部分にスプリンクラー設備を政令第12条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置した場合、政令第13条第１項の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用して、特殊消火設備を設置しないことができる。

⑴　油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に前１から５によりフード等簡易自動消火装置が設置されていること。

⑵　熱源として液体燃料を使用しないこと。

⑶　気体燃料を使用する厨房設備の場合には、フード等用簡易自動消火装置の起動及び多量の火気を使用する厨房室のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備の気体燃料の供給を停止すること。

様式第１

フード等用簡易自動消火装置試験結果報告書

試験実施日　　年　月　日
試験実施者
住　所
氏　名　　㊞

設置場所	設置階	場所の名称	防護対象物の種類

放出方式	ア　単独　イ　連動	ア　加圧式　イ　蓄圧式	評定番号	

試験項目			試験実施等の内容	結果
外観試験	装置本体			
	手動起動装置	設置場所・位置		
		設置高さ・表示	床面からの高さ　　m	
	感知部	設置位置等		
	消火薬剤量	使用剤・薬剤量		
	貯蔵容器	設置場所等		
	放出導管及び放出口	材質等	導管　　継手	
		配管系統		
		配置状況		
	電源及び配線	常用電源	ア AC　V　イ 蓄電池　ウ その他(　　)	
		非常電源	ア 蓄電池　DC　　V　イ その他	
		開閉器等		
		配線耐熱保護等		
	ダンパー	連動閉止状況	ア 自動　イ 手動	
機能試験	起動装置	自動起動・手動起動		
	移報装置	移報･遮断･作動表示		
	相互連動	相互連動作動信号		
	非常電源	非常電源による作動		
	その他	機器の全体機能		
備考				

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　この報告書は、一の厨房設備ごとに作成すること。

様式第２

フード等用簡易自動消火装置点検表							
名称				防火管理者			
所在地				立会者			
点検種別	外観･機能･総合	点検年月日		年　月　日～　年　月　日			
点検者氏名	資格番号　㊞	点検者所属会社		社名			
				住所　TEL:			
点検項目			点検結果			措置内容	
			種別・容量等の内容	判定	不良内容		
機器点検	装置本体	設置場所					
		消火薬剤貯蔵容器					
		安全装置					
		指示圧力計					
		電源・電圧・電源灯					
		設置					
		操作部					
		手動起動装置					
		電源コンセント					
	感知部						
	電気配線						
	放出口						
	放出導管						
	ガス遮断弁・電磁弁						
	ダンパー						
	その他						

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること

２　種別・容器等の欄は、該当するものについて記入すること。

３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

５　処置内容欄は、点検の際処置した内容を記入すること。

第17　キャバレー・飲食店等の客席

１　避難通路等の取扱い

本基準は、キャバレー、飲食店等における火災時の円滑な避難を図るため、避難通路の保有について定めたものである。

⑴　「当該階における客席の床面積」とは、階の店舗ごとにキャバレー、飲食店等の客席部分の床面積を合計することにより、規制対象となるか否かの判断をするものである。

ただし、フードコート等、店舗配置や区画の状況等から鑑み、当該階の客席部分の床面積を合計することが適当な場合にあっては、当該階の客席部分床面積の合計が150㎡以上として取り扱う。

なお、飲食店とは、政令別表第１⑶項に掲げるものに限らず、飲食店としての実態で適用する。

⑵　客席における避難通路の位置は、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、７個以上の席を通過しないで到達できるものとしなければならない。

なお、大型テーブル等を配置しているなど、席の個数の算定を当てはめることが適当でないと判断される場合は、避難通路までの歩行距離が概ね10m以下を目安として判断すること。

１の席（テーブル席）

第１７－１図

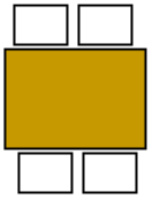

１の席（ボックス席）

第１７－２図

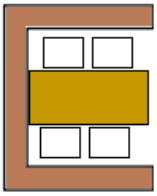

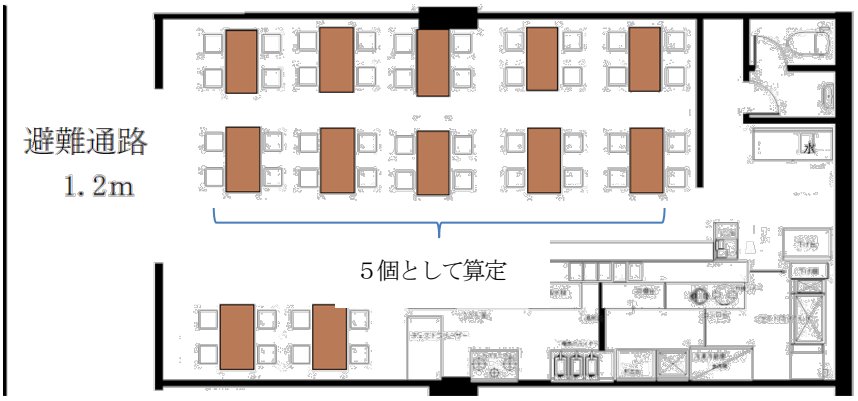

第１７－３図

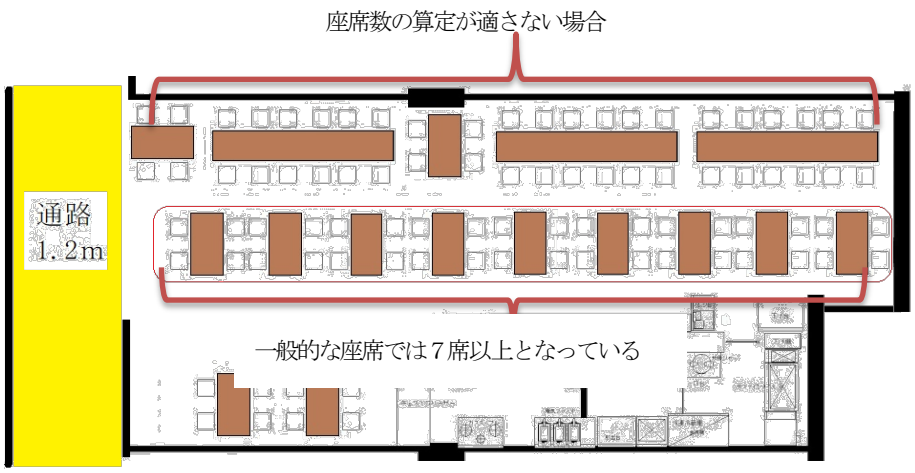

第１７－４図

第18　百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等

条例第46条で定める避難通路については、次によること。

1　避難通路等の取扱い

⑴　避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられ又は条例第46条第４項に基づき表示を行った通路をいうものであること。

⑵　主要避難通路は、売場又は展示場内等に幹線的に設けるもので、バックヤード等の部分を含めて下記⑸で定める避難口まで直通する（直接に通ずる）ように保有すること。

なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的に接続するように設けること。

⑶　補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から、主要避難通路又は避難口に通じるものであること。

⑷　食堂の厨房及びストック場は売場には含まないものであること。

⑸　避難口は次に掲げるものをいうものであること。

ア　避難階の屋外へ通じる出入口

イ　直通階段への出入口（避難階を除く。）

ウ　隣接建築物への連絡通路の出入口

エ　地下街の店舗から地下道へ通じる出入口

オ　連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

⑹　避難通路を要する売場又は展示部分に、面積区画のシャッター等がある場合、当該シャッター等のくぐり戸は、建基政令第112条第18項に適合し、主要避難通路等に近接して設けること（第18－１図参照）。◆

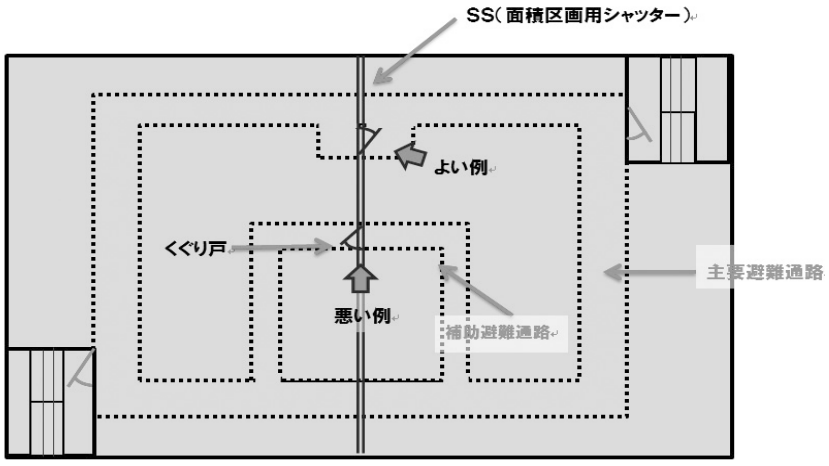

第１８－１図

2　主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

⑴　すべての避難口には、主要避難通路が設けられていること。

⑵　一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けること。

⑶　条例第46条第４項に基づく主要避難通路及び避難施設に至る経路の表示は、当該部分と他の部分とを色、材質又はテープ等により区分するものであること。

３　売場又は展示部分の床面積

売場又は展示部分（以下、この第18において「売場等」という。）の床面積は、当該階における売場等の床面積の合計を原則とするが、百貨店等の階のうち、売場等と売場等又は売場等と廊下等が界壁で明確に区画され、かつ、廊下等が通行又は運搬の用途のみに供され、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものにあっては、それぞれの売場等について算定することができる。

４　主要避難及び補助避難通路の保有例

⑴　主要避難通路及び補助避難通路の保有例（第18ー２図及び第18ー１表参照）

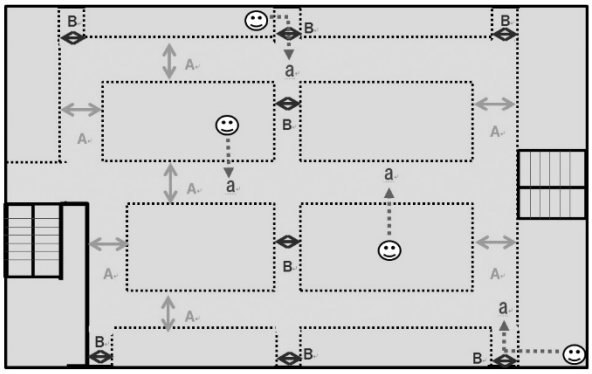

第18ー２図

	通路幅	売場又は展示部分の床面積
A 主要避難通路	１．２m以上	１５０㎡以上
	１．６m以上	３００㎡以上
	２．０m以上	１５００㎡以上
B 補助避難通路	１．２m以上 （売場又は展示部分の床面積が600㎡以上）	
a	２０m以下（歩行距離）※	

※　売場等の各部分から、主要避難通路に至る歩行距離が20m以下となるように保有しなければならない。

第18ー１表

⑵　当該階における売場又は展示部分の各部分から、前１．⑸で定める避難口に至る歩行距離が20m以下で、かつ、容易に避難可能である場合は、主要避難経路を保有しないことができる（第18ー３図参照）。

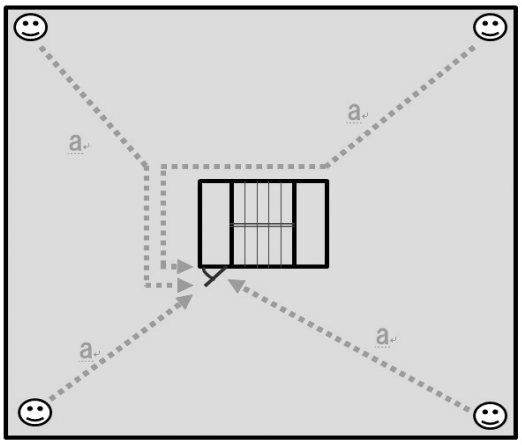

※ａは，歩行距離20m以下。

第18ー３図

第19　避難経路図の掲示

本規定は、条例第47条第1号に定める避難経路図の掲示に際しての運用を定めたものである。

避難経路図は、火災時の避難経路を予め利用者が認識しておくことで、有事の際に安全に避難するための避難上必要な措置の一つとし、掲示を行うものである。

1　掲示行う場所

避難経路図の掲示が義務付けられるのは、劇場、百貨店等、旅館、ホテル、病院及び⑵項ニ（平成21年3月消防告示第1号。防火対象物の部分を含む。）であり、次により掲示すること。。

⑴　見やすい場所

利用者の目に触れやすい箇所に設けること。館内の案内図がある場合は、兼用することが望ましいものである。掲示する際には、利用後の使用を考慮してカートや買い物かご等で見にくくならない場所に掲示するような配慮を行うこと。

⑵　掲示場所

以下の場所への掲出を目安として、より見やすい場所がある場合は、この限りではない。

用途	掲示する部分
劇場等	ロビー、廊下、階段の出入口等
百貨店等、地下街	階段の出入口、エレベーターホール、エスカレーターの乗降口、店内入口
ホテル、旅館、宿泊所	客室、廊下、階段の出入口、ロビー等
病院	病室、待合所、廊下、階段の出入口等
⑵項ニ	受付カウンター、階段の出入口等、各個室

⑶　掲示高さ

避難経路図は、容易に視認できるような高さとし、避難経路図の下端が1.5m程度であることが望ましいこと。

2　避難経路図の掲示内容等

⑴　掲示内容

避難経路図に明示する内容は、利用者や入場者に対して次の事項が記載されていることを要する。

ア　避難口、避難階段、避難器具の設置場所

イ　現在地と現在地からの避難経路（２方向に避難出来る経路とし、容易に確認できる色で明示する）

ウ　消火器及び屋内消火栓設備の設置位置等

エ　その他避難に必要な事項

⑵　避難経路図の形状等

誰が見ても一目して避難経路が識別できるものとする。店内案内図と兼用する場合は、当該案内図の大きさに⑶で必要な内容が明示できれば支障ないものとする。店内案内図と兼用しない場合は、容易に確認することが必要であるため、50㎝以上角の大きさとすること。

なお、ホテルや旅館の客室内や⑵項ニの各個室内に設けるものにあっては、横幅 30 ㎝程度又はＪＩＳ　A列４番の大きさで支障ないこととする。

３　特例

平屋建て又は売場が地上１階のみの百貨店等で売場又は展示部分から全ての避難口が容易に見通せる場合には避難経路図を掲示しないことができる。

第20　避難施設の管理

本条は、政令別表第１に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難のために使用する施設の適正な維持、避難口における防火戸等について定めたものである。

１　床面の基準

避難のために使用される廊下、階段、通路の床面については、避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、滑り止めを設けることが必要である。ＯＡ関係の配線等、床面のカーペット等のめくれ、タイル等の破損等が生じた場合等、避難時につまずきが予想される場合は改修、修繕が必要である。

２　避難口に設ける戸の開放方法

避難口に設ける戸については、火災が発生した際に迅速な避難を行うことが必要であるため、内開き以外とすることを定めている。

⑴　対象となる避難口

対象となる避難口とは次の各号に掲げるものが想定される。

ア　避難階の屋外に通じる出入口

イ　ア以外の階で避難階又は直接地上に通じる直通階段の出入口

ウ　避難の用に供するバルコニー又は避難器具設置場所に通じる出入口

エ　屋上避難広場、屋上緊急離着陸場等に通じる出入口

⑵　特例

少数の関係者や利用者しか使用しない場合など、内開きとすることで避難上支障がない場合は、外開きの基準を適用しない。

３　避難口に設ける戸の施錠

避難口に設ける扉は、公開時間、従業時間中は鍵等（鍵やＩＤカード、暗証番号など）を用いず屋内から容易に避難が出来る構造としなければならない。

しかしながら、セキュリティ等の観点から、やむを得ず施錠が必要な場合は、火災時に閉じ込められることがないように、非常時に自動的に解錠できる構造とすることが必要である。

⑴　対象となる避難口

前２．⑴に定める避難口

⑵　屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造

ア　サムターン

イ　パニックバー

ウ　非常錠

・　プレートを押すとデッドボルトが引っ込み解錠、開放できるもの

・　プラスチックカバーの外しつまみを回すことにより開放できるもの

エ　円筒錠（ノブを回すと解錠、開放ができる）

オ　空錠（ホテル錠）

⑶　非常時に解錠できる構造

次のア又はイによること。

ア　自動火災報知設備の作動により連動して解錠できるもの（停電時にも連動解錠できること）

なお、スプリンクラー設備のアラーム弁等と連動することが望ましい。　◆

イ　アの措置が困難な場合は次のすべての要件により解錠できるもの

⑺　停電時に手動開放できるなど、避難上支障とならない構造のもの

なお、停電時に解錠しても扉を閉めると自動施錠する構造のものは、該当しない。

⑴　自動火災報知設備の作動と連動して解錠できるもの

⑼　非常時に防災センター、ナースセンター等から遠隔操作できるもの

３　届出

電気錠を避難口の扉に設置する場合は、条例第 56 条の３（消防用設備等の工事計画届出書）に準じた届出を行い、次の書類を添付する。

⑴　平面図（電気錠、制御盤の位置を示したもの）

⑵　電気錠、制御盤の機能が確認できる仕様書、カタログ等

第21　避難口の扉等の緑色表示の基準

条例第49条の３第１項に定める扉等の緑色表示（以下、この第14において「グリーン扉」という。）は、次に定める基準によること。

１　グリーン扉

次に掲げる防火対象物の特定防火設備及び防火設備の防火戸等の避難方向面はグリーン扉としなければならない。

⑴　政令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⑯項イ（⑸項ロの用途に供する部分を除く。）、⑯の２項及び⑯の３項に掲げる防火対象物

⑵　高層建築物（政令別表第１⑸項ロの用途に供する部分を除く。）

２　緑色表示が必要な扉

次に掲げる扉等の避難方向は、グリーン扉としなければならない。

⑴　特別避難階段、避難階段の扉

⑵　階段室、廊下及び通路部分並びに防火区画に設けられた防火戸（建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備のうちの防火戸）又はそのくぐり戸

⑶　避難用タラップ等、避難橋、屋外階段、その他これらに類するものに通ずる扉

⑷　前⑶に掲げる扉等に準ずる扉等

３　緑色の表示

前２の扉等の緑については、次によること。

⑴　色の範囲はマンセル記号のうち、次によること。　◆

ア　色相は次によること。

㈠　ＢＧ（2.5以下に限る。）

㈡　Ｇ

㈢　ＧＹ（５以上に限る。）

イ　明度は３以上８以下であること。

ウ　彩度は３以上であること。



2.5BG 6／6
色相 明度彩度

例

⑵　緑色の塗装方法等については次によること

ア　グリーンの塗装は原則として扉等の避難方向に向かって手前側の全面について行うこと。

イ　誘導灯が設けられていない扉には、緑色の地に扉等の規模に相応する次のシンボル又は表示を行うこと。

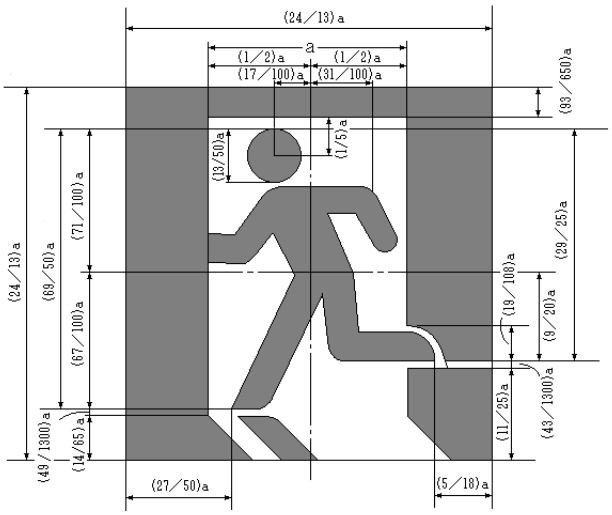

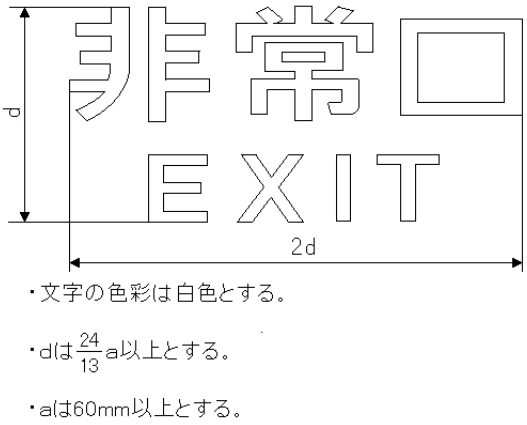

ウ　ガラス戸付のものにあっては、ガラス部分以外を緑色で表示すること。

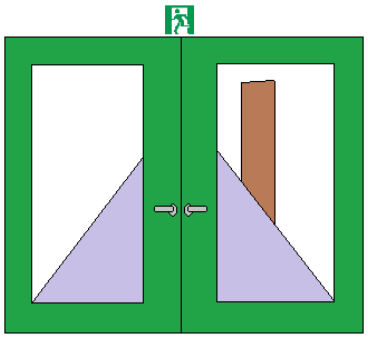

エ　扉等の前ア以外の面については、緑等の紛らわしい色を使用しないようにすること。◆

オ　誘導灯との整合をはかること。

カ　グリーン扉の塗装色と、周囲の壁面の色は同系色としないこと。これによりがたい場合で、消防長又は消防署長が認める場合は、グリーン扉の緑色塗装面の周囲を幅10㎝以上の白色の線で塗装することにより周囲の壁を同系色とすることができる。

４　特例

⑴　次に掲げる扉等については、緑色表示を省略することができる。

ア　避難階の直接屋外に通じる扉で、屋外に出られることが容易に認識できるもの

イ　扉の材質等により緑色に表示することが困難な扉（例：全面ガラス扉等）で、点滅型誘導灯が設置されたもの

ウ　面積区画等を行うシートシャッターの避難口で、前３．⑵．イのシンボル又は表示がなされているもの

⑵　非特定防火対象物の一部を用途変更したことで⑯項イとなり、新たに建物全体に緑色表示が必要となった防火対象物については、防火対象物使用開始届出書の提出を要する工事を実施する特定用

途部分を除き、緑色表示を省略することができる。

第22　消防部隊活動支援

１　進入等　◆

⑴　共同住宅のエントランスホールに電気錠（オートロック）が設置されている場合は、消防隊が容易に進入できるよう解錠ボタン等を設置すること。なお，火災の際は自動火災報知設備と連動して解錠されること。

⑵　高層の建築物、病院や福祉施設又は収容人員の多い防火対象物等のエレベーターにあっては、建築安全条例の義務の有無にかかわらず、第２章第２節第５．７．⑵を準用し、一般の常用エレベーターのうち、１基以上を担架収容可能なものとすること。なお、トランク付きとする場合は、トランク扉の鍵を一般社団法人日本エレベーター協会による共通統一キー（ＥＭＴＲ（Emergency Medical Trunk Room））とすること。

> 建築安全条例抜粋
> (共同住宅に設けるエレベーターの構造基準)
> 第 47 条　共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える建築物で６階以上の階に共同住宅の住戸又は住室があるものに設けるエレベーターは、その１基以上を籠の奥行きが２メートル以上の構造とし、かつ、避難階又はその直上階若しくは直下階に籠を呼び戻す装置を設けなければならない。

２　太陽光発電設備における表示　◆

⑴　指導対象

政令別表第１に掲げる防火対象物に設置される、太陽光発電設備。

⑵　用語の定義

この第17．２で使用する用語は次による。

ア　ＰＶモジュールとは、太陽光発電パネルのことをいう。（ＰＶとは、Photovoltaicsの略で、太陽電池を示す。）

イ　パワコンとは、パワーコンディショナーの略で、ＰＶモジュールで発電された直流電力を交流電力に変換するものをいう。

ウ　接続箱とは、複数のＰＶモジュールの直流電力を集約した箱をいう。

エ　太陽光発電機器とは、ＰＶモジュールからパワコンまでの太陽光発電設備を構成する接続箱、パワコン等の機器及び、直流配線（ＰＶモジュールは除く。）をいう。

⑶　表示

見やすい箇所に感電危険を低減するために、表示等を行うこと。

ア　表示が必要な範囲

次のア及びイには感電防止のための表示を設けること。ただし、表示不要の条件を満たす場合は、表示を省略することができる（第22-１表参照）。

㈠　太陽光発電機器（第22-１図参照）

㈡　消防隊員の進入経路上で、太陽光発電機器を設置している部分に至る入口等

太陽光発電機器が設置されている部分に至る直近の扉、電気室扉、ＥＰＳ扉等

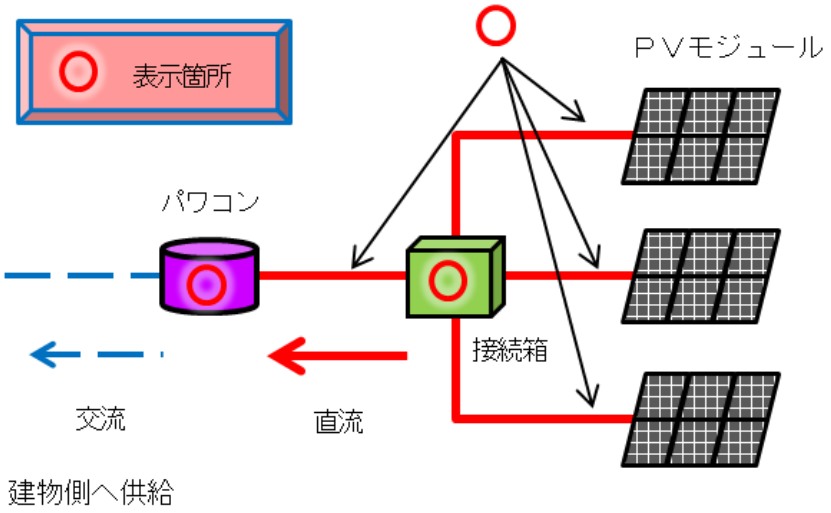

第22－１図　表示が必要な範囲

イ　太陽光発電設備の設置形態ごとの表示要領

⑺　パワコンが屋外に設置され、屋内に直流配線の引き込みが無い場合

表示箇所等は、第22－２図及び第22－１表のとおり。

⑴　パワコンが屋内に設置され、屋内に直流配線の引き込みがある場合

表示箇所等は、第 22－３図及び第 22－２表のとおり。

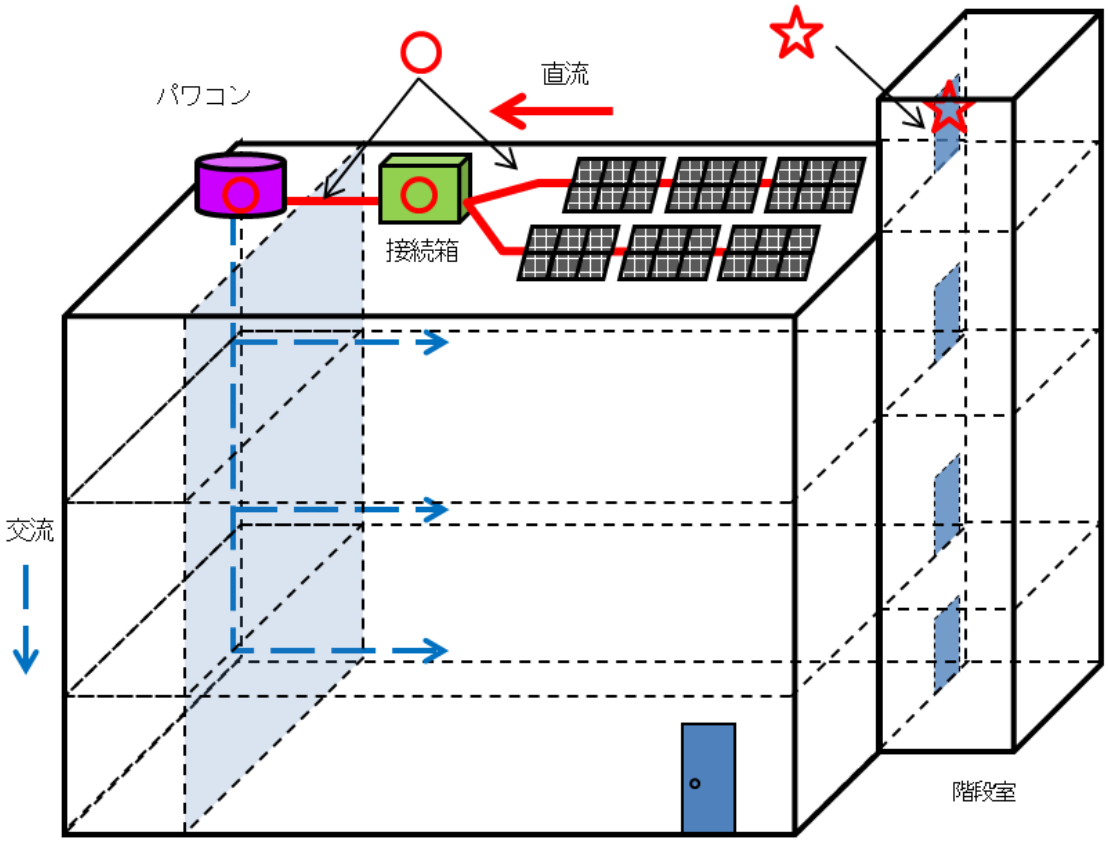

第22－２図 直流配線－屋内引き込み無の場合の表示箇所

第22-１表　直流配線－屋内引き込み無の場合の具体的な表示方法及び表示不要の条件

凡例	太陽光発電機器	具体的表示方法	表示不要の条件
○	接続箱、パワコン等	機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上表示	・ＰＶモジュールに近接して設置されるなど太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合 ・機器本体に表示された商品名等により、太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合
	直流配線	どの位置においても、一箇所以上、容易に確認できるように表示	・ＰＶモジュールと接続していることが容易に判断できる場合 ・配線表面の色又は模様により、直流配線であることが容易に判断できる場合
凡例	消防隊員の進入経路	具体的表示方法	表示不要の条件
☆	太陽光発電機器が設置されている部分に至る直近の扉、電気室、ＥＰＳ等	扉又は扉付近の容易に確認できる位置に一箇所以上表示	直流配線が設置された電気室・ＥＰＳ等の位置を、管理室等に備えられた図面等により消防隊員が容易に判断できる場合

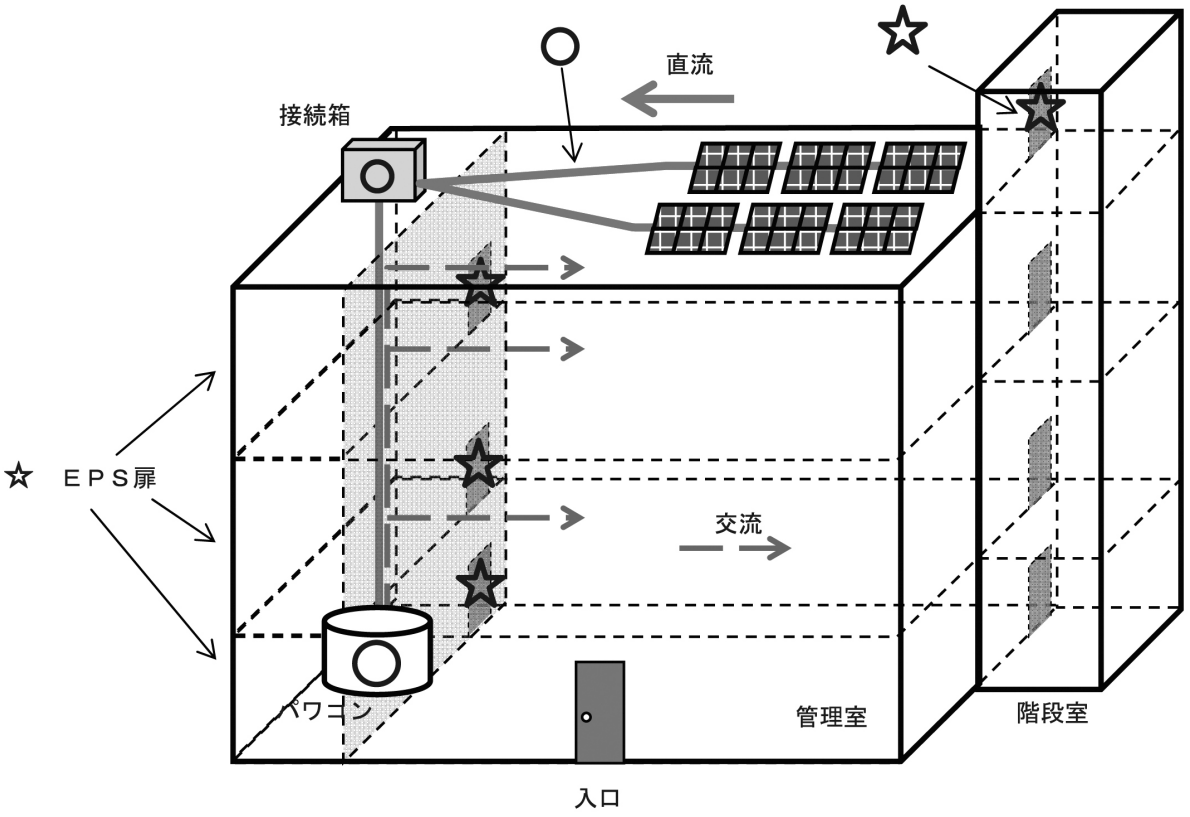

第22-３図 直流配線－屋内引き込み有の場合の表示箇所

第22-２表　　直流配線－屋内引き込み有の場合の具体的な表示方法及び表示不要の条件

凡例	太陽光発電機器	具体的表示方法	表示不要の条件
○	接続箱、パワコン等	機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上表示	・ＰＶモジュールに近接して設置されるなど太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合 ・機器本体に表示された商品名等により、太陽光発電機器であることが容易に判断できる場合
	直流配線	・配線又はケーブルダクト等に、どの位置からも、一箇所以上、容易に確認できるように表示 ・垂直設置する場合は、各階に表示	・ＰＶモジュールと接続していることが容易に判断できる場合 ・配線表面の色又は模様により、直流配線であることが容易に判断できる場合
凡例	消防隊員の進入経路	具体的表示方法	表示不要の条件
☆	太陽光発電機器が設置されている部分に至る直近の扉、電気室、ＥＰＳ等	扉又は扉付近の容易に確認できる位置に一箇所以上表示	直流配線が設置された電気室・ＥＰＳ等の位置を、管理室等に備えられた図面等により消防隊員が容易に判断できる場合

ウ　表示内容

⑺　太陽光発電機器本体への表示内容

表示内容は第22-３表のとおり。基本用語は必ず含むものとすること。

第22-３表　　太陽光発電機器本体への表示内容

基本用語	「太陽光発電」＋機器名
表示例	「太陽光発電＋機器名の例は以下のとおり。本体に機器名が明記されている場合は、機器名を省略できる。配線、ケーブル、ケーブルダクト等は機器名を省略できる。 「太陽光発電＋機器名」、「ソーラーシステム＋機器名」等

⑴　消防隊員の進入経路上への表示内容

表示内容は第22-４表のとおり。基本用語は必ず含むものとすること。

第22-４表　　消防隊員の進入経路上への表示内容

基本用語	「太陽光発電」
表示例	「太陽光発電」の基本用語が含まれているものの例は以下のとおり。 「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備設置室」等

エ　文字の大きさ、色、その他の注意点

⑺　文字の大きさ

ゴシック体等で文字ポイント28以上とするなど、表示された近傍から容易に確認できる大きさとすること。ただし、機器本体及び周囲に十分な表示スペースがない場合は、表示が最大限

可能な大きさとすること。

(ｲ)　色

白地に黒文字又は赤文字とするなど、近傍から容易に確認できる色の組合せとすること。

(ｳ)　その他の注意点

a　表示方法は、表示箇所に応じて、シール、タグ、銘板、塗装等とすること。

b　直流配線が天井裏、壁体内等に隠ぺいされている場合は、点検口等から見える位置に表示すること。

c　金属管、ラック、ケーブルダクト等による設置方法で、配線本体への表示が見えない場合は、ケーブルダクト等の表面の見易い位置にも表示すること。ただし、他の配線等と混在しない、太陽光発電設備専用のケーブルダクト等の場合は、配線本体への表示は省略できる。

d　具体的な表示内容については、次の参考資料を参照すること。

参考資料

【 第22-３表　太陽光発電設備における表示 】



【 第22-４表　太陽光発電設備における表示 】



【 太陽光発電設備への表示方法（例）】

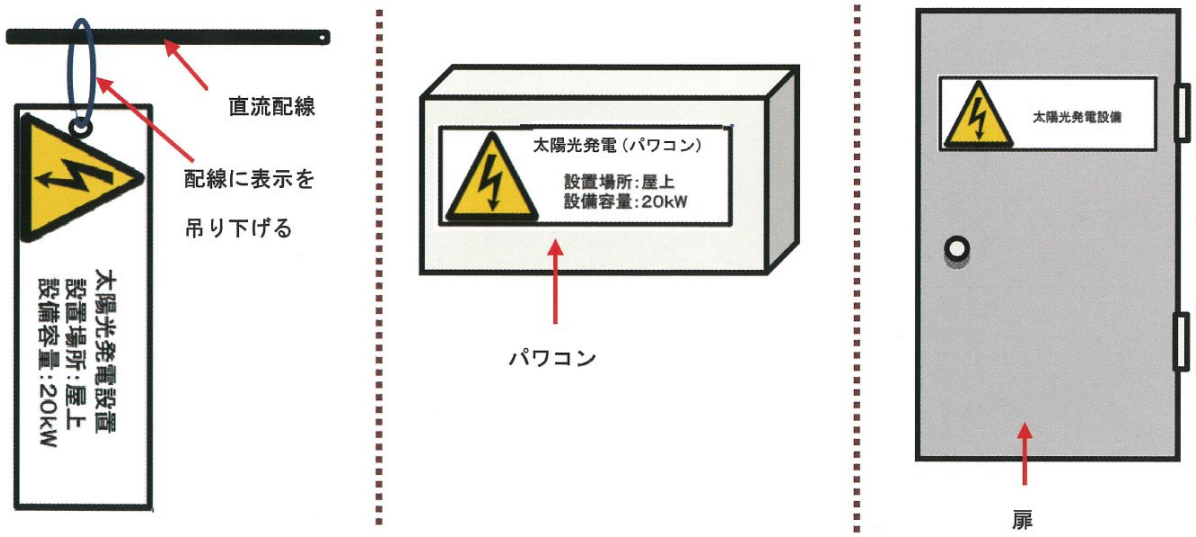

令和７年４月改正

第３章　消防用設備等の技術基準

第１節　総　論

第３章　消防用設備等の技術基準

第１節　総　論

第１　消防用設備等設置計画届の届出要領等

１　一般的注意事項

⑴　届出の趣旨

条例第56条の２に基づく消防用設備等設置計画届出書は、建築物の新築、増築、改築等で建基法第６条第１項の確認を受けなければならない場合に、その確認申請と同時に建築主が消防用設備等の設置の計画を届け出るものである。

⑵　届出の方法と添付図書等

条則第12条に定める様式第27号（日本産業規格Ａ列３番の大きさで、0.17㎜以上の厚さを有する上質紙を使用すること）により届出を行うこと。なお、当該建築物にかかる確認申請書の正本及び副本の附近見取図の前に当該届出書の正、副をそれぞれに添付し、特にその他の添付書類は必要としないものである。ただし、様式第27号 正本裏面 備考14の⑴から⑸に掲げる事項その他正本表面に記載できない事項等については、必要に応じて別紙に図示又は記入を行ったうえで、その別紙をこの届出書に添付すること。

⑶　届出と消防同意審査

当該届出書の提出をもって消防同意の審査を行うため、届出がなされていない場合及び当該届出書の必要な項目が記載されていない場合等については、審査を行うことができないので、届出書の添付又は必要な項目への記載等を行うこと。

⑷　届出後の同意審査にかかる指導

当該届出書に必要な項目に記載がなされている場合については、消防関係法令等（この節において、「法令等」という。）の適合状況について審査を行うことになるが、法令等に適合していない場合、記載事項が明確でなく法令等に適合しているかどうかの判断が困難な場合、又は法令等には適合しているものの、防火上指導が必要とされる事項が存在する場合等については、建築主事又は指定確認検査機関を通じて、同意審査中の各建築主又はその代理人に対して必要な助言、指導を行うものとする。

２　記載要領

消防用設備等設置計画届出書に必要事項を記載する場合の留意事項は次のとおりである。

⑴　２以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとにこの届出書を作成し、確認申請書に添付すること。

⑵　建築物の高さ及び軒高

建築物の高さの欄は、建基政令第２条第６号に規定する建築物の高さを、建築物の軒高の欄は、同条第７号に規定する軒の高さをそれぞれ記入すること。

⑶　構造

ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造等の構造の詳細を記入するとともに、（　）内の耐火、準耐火、その他の内、該当するものを〇印で囲む。

⑷　貯蔵取扱い等

該当するものを○印で囲み、その容量等を記入する。

⑸　消防用設備等項目

設置する消防用設備等を階ごとに「設置」と記入する。

項目として予め記載されていない消防用設備等を設置する場合は、空白欄の左欄に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」と記入する。

⑹　階別

10以上の階を有する場合は、この用紙を２枚以上使用する等の方法により記入する。

⑺　予定収容人員

規則第１条の３の規定によるほか、第２章 第１節 第６ 収容人数の算定により算定した収容人員を記入する。各階ごとに算定しがたい場合は、合計数を記入する。

⑻　無窓階

無窓階（規則第５条の５によるほか、第２章 第１節 第５ 無窓階の取扱いによる。）に該当する階にあっては、「無窓」、有窓階にあっては「有窓」と記入し、有窓階の算定基礎計算書を添付し、又は各階平面図に記入する。

⑼　消防用設備等の概要

該当項目ごとに必要事項を記入すること。特にガス配管等の敷設計画を「有」とした場合は、条例第３条第１項第20号の規制を受けるので、その対策を特記事項欄に記入する。

⑽　防火管理計画等の概要

該当するものを○印で囲むとともに必要事項を記入する。

⑾　特記事項

次に掲げる事項について記入すること。

ア　建築物の使用形態に関すること。

イ　防火上の制限又は消防用設備等の設置について、緩和規定又は特例基準の適用を受けるために必要となる条件に関すること。

ウ　政令第８条に規定する区画、その他の防火区画の計画に関すること。

エ　消防用設備等についての消防関係法令への適合性に関すること。

オ　前各号に掲げるもののほか、防火上特に必要な事項

⑿　その他

その他の記載要領については、当該届出書の正本の裏面にある記入要領を参照する。

第２　工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等

１　届出要領

⑴　届出を要する工事

法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等着工届及び条例第56条の３に基づく消防用設備等の工事計画届出書（以下、この第２において「着工届出書等」という。）による届出を要する工事は、別表第２－１の１から５までに掲げる消防用設備等に係る工事（下記⑹の「軽微な工事に関する届出の省略」で定める工事を除く。）である。

なお、消防用設備等の「撤去」については、法令上届出を要しないが、実態を把握するために、事前に防火対象物の関係者から所轄消防署長あてに報告することが望ましい。◆

⑵　届出日等

着工届出書等は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の新設、増設又は移設する場合にあっては、消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとに、次の⑶に定める基準日の、変更する場合にあっては変更工事をしようとする日の、それぞれ、10日前までに届け出る。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、消防機関の了解を得て、その時点における添付書類を提出し、計画が確定した段階で差し替え等をすることができる。

⑶　基準日

消防用設備等ごとの基準日は次のとおりとする。

ア　屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の取付工事又はポンプの据付工事をしようとする日

イ　自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び総合操作盤

受信機（当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器）及び総合操作盤を設置しようとする日

ウ　避難器具

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日。ただし、取付金具の設置を要さない工事については、避難器具本体を設置する日

エ　次に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

⑺　パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日

⑴　パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日

オ　動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプを設置しようとする日

カ　消防用水

防火水槽のコンクリート打設をしようとする日。流水を利用するときは、その配管等を敷設しようとする日

キ　連結散水設備及び連結送水管

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の取付工事又はポンプの据付工事をしようとする日

ク　警報設備のうち非常ベル及び自動式サイレン

起動装置（当該工事に起動装置を含まないときは音響装置）を設置しようとする日

ケ　警報設備のうち放送設備

増幅器及び操作装置（これらを含まないときはスピーカー）を設置しようとする日

コ　漏電火災報知器

変流器を設置しようとする日

サ　誘導灯

誘導灯本体の取付工事又は配線等の工事をしようとする日

シ　排煙設備

排煙機の据付工事をしようとする日

ス　非常コンセント設備

非常コンセントを取り付けようとする日

セ　無線通信補助設備及び非常電源

機器を設置しようとする日

ソ　エ以外の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

ア～ウ及びオ～セに掲げる消防用設備等（以下「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じる。

以下、この第２において当該必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じて取り扱う。

タ　特殊消防用設備等

通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる特殊消防用設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じる。

特殊消防用設備等の着工届出書は、設備等設置維持計画に基づき、査察課又は所轄消防署との協議により作成すること。

⑷　事前打合せ　◆

工事を行う場合は、着工届出書等を提出する前に、査察課又は所轄消防署と十分事前打合せを行ってから提出することが望ましい。

⑸　届出の単位

一の敷地内に管理について権原を有するものが同一の者である防火対象物が２以上あるときは、一括して提出してもよいが、工事を行う者が同一のときは、書類作成及び審査上合理的な範囲において、同一敷地内の棟及び消防用設備等をまとめて一単位として届出して差し支えない。

⑹　軽微な工事に関する届出の省略

ア　別表第２－１の２から４までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第２－２及び別表第２－３に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、次のとおり取扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。（軽微な工事と別表第２－１の６に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は着工届出書を要するものである。）。なお、軽微な工事に該当するか

どうかの判断が難しいものにあっては、甲種消防設備士又は工事者（当該工事が着工届に係るものについては甲種消防設備士に限る。以下、この第２において「甲種消防設備士等」という。）が、事前に相談、協議すること。

※表中、増設、移設、及び取替えの工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取扱い、着工届出書の省略をすることができるものとする。

⑺　政令第36条の２第１項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届出の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

⑴　甲種消防設備士等は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成･整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

⑺　防火対象物の関係者は、消防用施設等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の６第３項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

当該維持台帳は、消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態（履歴）を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）したものである。

○　着工届出書等の写し
○　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し
○　消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書
○　消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証
○　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の写し
○　点検票（消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表により代替する場合を含む。）
○　消防用設備等（特殊消防用設備等）の修理、整備等の経過一覧表
○　消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書
○　現場の状況を補足する写真、試験データ等
○　その他必要な書類（法第４条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等）

イ　現に存する自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動に関する届出において、一般的に想定される工事に対する工事整備対象設備等着工届及び設置届については別表第２－４のとおりとする。

２　届出書作成要領

⑴　作成要領の共通事項

ア　添付図書の種類

各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎に、平面図、系統図及び計算書等の図書を、着工届出書等に添付する。

添付図書は、建築確認申請書の添付図面を基に作成し、各消防用設備等の設置状況及び室の名称等が明瞭に判別にできるものとすること。

イ　添付図書の大きさ（紙による場合に限る）　◆

添付図書は折り上げで日本産業規格Ａ列４番を原則とする。

また、図書の縮尺は、１／100を原則とするが、審査に必要な内容が容易に判別できる場合は、この限りではない。

ウ　訂正の方法

着工届出等の記載内容を訂正するときは、実線二本で抹消し、訂正印を押印する。この場合の訂正印は、届出者の印又は届出者の委任を受けた者の印とする。

エ　その他の作成上の留意点　◆

⑺　一つの図面に２以上の設備が記載されているとき、又は新設、増設部分と既存部分を一つの図面で処理するときは、色別等で容易に判別できるようにする。

⑴　他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置により、当該設備の設置を省略するときは、その旨記載し、色別等で容易に判別できるようにする。

⑼　各添付図書に記載する機器のシンボル記号は、JIS　C　0303（屋内配線用図記号）等を用いて表示する。

⑵　各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領

ア　計算書

計算書には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。

ａ　所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法

ｂ　加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

ｃ　配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

ｄ　電動機等の所要容量の算出方法

ｅ　非常電源の容量の算出方法

ｆ　避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法

ｇ　その他消防用設備等の設置に係る算出方法

イ　平面図

平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況及び性能・能力、配管又は配線状況等を明記すること。

なお、平面図に必要な事項が盛り込めない場合は、次による資料を添付することで、明記したことと同等とする。

明記が必要な内容	代替の図書
用途、床面積	参考様式第１号「防火対象物の概要表」
高さ（天井及び天井裏等）	断面図及び立面図
各設備の性能及び能力	参考様式第２号から第22号

ウ　配管及び配線系統図

配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること

エ　使用機器

型式番号等が記載された機器図等を添付すること。　◆

ただし、消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の４第１項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記することで機器図等を省略することができる。

オ　その他

ア～エで明記すべき事項等について、必要な情報が不足し、審査上必要な内容が確認できない場合は、使用機器図等の添付が必要な場合があること。

３　その他の届出を要する工事　◆

非常電話、非常電源（消防用設備等として届出を行う場合を除く）、簡易自動消火装置、避難口に通ずる扉に設ける電気錠、水圧開放シャッター及び水圧開錠装置については、前１及び２に準じて工事計画届出書を提出すること。

また、条例第49条第２項本文又は、ただし書きを適用し、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備又は避難器具を設置する場合、前１及び２に準じて工事整備対象設備等着工届出書を提出すること。

別表第２－１

１　新　　設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

２　増　　設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

３　移　　設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

４　取 替 え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

５　改　　造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器･装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

６　補　　修

火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障個所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

７　撤　　去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

別表第２－２　軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増　　設	移　　設	取　替　え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①　消火栓箱 →　２基以下で既設と同種類のものに限る。 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①　消火栓箱 →　同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①　ヘッド →　５個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②　補助散水栓箱 →　２基以下で既設と同種類のものに限る。	①　ヘッド →　５個以下で、防衛範囲が変わらない場合に限る。 ②　補助散水栓箱 →　同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①　ヘッド →　既設と同種類のもの →　１の選択弁において５個以内 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①　ヘッド →　１の選択弁において２個以内 ②　手動起動装置 →　同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①　ヘッド →　既設と同種類のもの →　１の選択弁において５個以内 →　加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①　ヘッド →　１の選択弁において５個以下で、警戒区域の変更のない範囲 ②　手動起動装置 →　同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①　ヘッド･配管（選択弁の二次側に限る） →　既設と同種類のもの →　５個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②　ノズル →　既設と同種類のもの →　５個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③　移動式の消火設備 →　既設と同種類のもの →　同一室内に限る。 ④　制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →　既設と同種類のもの →　同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①　ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →　５個以下で放射区域の変更のない範囲 ②　ノズル →　５個以下で放射区域の変更のない範囲 ③　移動式の消火設備 →　同一室内に限る。 ④　制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →　同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 →　放射区画に変更のないものに限る
自動火災報知設備	①　感知器 →　既設と同種類のもの →　10個以下 ②　発信機、ベル、表示灯 →　既設と同種類のもの →　同一警戒区域内に限る。	①　感知器 →　10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②　発信機、ベル、表示灯 →　同一警戒区域内に限る。	①　感知器 →　10個以下 ②　受信機、中継器 →　７回線を超えるものを除く。 ③　発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①　検知器 →　既設と同種類のもの →　５個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①　検知器 →　５個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。））（救助袋）（緩降機）	該当なし。	①　本体・取付金具 →　同一階に限る。 →　設置時と同じ施工方法に限る。	①　標識 ②　本体・取付金具 →　設置時と同じ施工方法に限る。

別表第２－３　軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類		増　　設	移　　設	取　替　え
動力消防ポンプ		該当なし。	該当なし。	該当なし。
漏電火災警報器		該当なし。	該当なし。	該当なし。
非常警報設備	非常ベル 自動式サイレン	①　ベル，サイレン，起動装置，表示灯 →　既設と同種類のもの →　同一階の範囲に増設する場合	①　ベル，サイレン，起動装置，表示灯 →　同一階の範囲の場合	ベル，サイレン，起動装置，表示灯
	放送設備	①　スピーカー →　既設と同種類のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 →　５個以下	①　スピーカー →　同一報知区域内でアンプ性能に支障の無い場合に限る。 →　５個以下	①　増幅器、操作部又は遠隔操作器の取り替え ②スピーカー →　既設と同種類のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 →　５個以下
避難はしご（固定式の金属製避難はしごを除く）		該当なし。	①　本体･取付金具 →　同一階に限る。 →　設置時と同じ施工方法による。	①　標識 ②　本体･取付金具 →　既設と同種類のもの →　設置時と同じ施工方法に限る。
すべり台		該当なし。	該当なし。	該当なし。
避難橋その他の避難器具		該当なし。	該当なし。	該当なし。
誘導灯		5個以下の増設の場合	5個以下で、同一室内での移設の場合	本体 →　すべての構成部品で、区分及び機能に変更がないもの
排煙設備		①　防煙区画 →　排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ②　排煙口、給気口及び風道 →　排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ③　手動起動装置 →　操作性に影響がない場合 ④　自動起動装置 →　既設と同種類の場合	①　排煙口、給気口及び風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ②　手動起動装置 → 同一防煙区画内の場合かつ操作性に影響がない場合 ③　自動起動装置 → 同一防煙区画内の場合かつ既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
非常コンセント設備		該当なし。	該当なし。	すべての構成部品
無線通信補助設備		該当なし。	該当なし。	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの
連結散水設備		①　ヘッド → 一の送水区域において５個以下で、散水障害がない場合 → 送水区域に変更のない範囲である場合 → 既設と同種類の場合 → 加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合	①　ヘッド →　一の送水区域において５個以下の場合で、かつ送水区域に変更がない範囲の場合 →　消防ポンプの必要吐出量，揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品で、同種のもの

連　結　送　水　管	該当なし	該当なし	加圧送水装置，減圧弁等圧力調整装置及び起動装置を除くすべての構成部品 →　既設と同種類のもの
非　常　電　話	既設と同種類のもので既に設置されてある階に設置するもの	同一区画内に設ける場合	全ての構成部品で設置されているものと同種のもの

備考

１　感知器の取替えについては、次のとおりとする

⑴　既設と同種類の感知器を取替える場合で、感知器ベースを変更しない場合は、整備として取扱う。

⑵　熱感知器から煙感知器への交換工事など、感知器の種類を変更する場合は、設置に関する基準が異なることから、改造として取り扱う。

２　不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の容器弁の点検の際、容器弁を貯蔵容器から取り外して点検し、一部を交換すると共に、消火剤を再充填し、容器弁を取付ける等の作業にあっては、整備として取り扱う。

３　放送設備のカットリレーのみの工事を行う場合は、消防用設備等工事計画届出書を要しない。

４　消防用設備点検の際に不備が確認されて取り合えた消火器等については、当該点検結果報告書にその旨記載することで、設置届出書を省略することが出来る。

別表第２－４　現に存する自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動に関する届出

工　事　種　別	自　動　火　災　報　知　設　備	火　災　通　報　装　置
自動火災報知設備の受信機の移報端子から直接接続する場合	着工届及び設置届を省略することができる。	連動工事のみ（連動停止スイッチを設置する場合を含む）で音声ロムの変更のないものに限り、軽微な工事に該当し、着工届は省略することができる。

第３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び防火対象物使用開始届の添付図書等

１　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の添付図書等

⑴　法第17条の３の２の規定及び消防告示第３号（平成26年３月４日）（別紙参照）に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置の届出は、設置工事が完了した日から４日以内に、規則第31条の３に定める別記様式第１号の２の３により届出を行うこと。

⑵　添付図書は消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）ごとの消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書とする。なお、消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書とは次のものが該当する。

○　設計書
○　仕様書
○　計算書
○　系統図
○　配管及び配線図並びに平面図
○　立面図及び断面図

なお、当該添付図書は、着工届等又は使用開始届に添付した図書と同一のものとなるものにあっては、これを省略することができる。　◆

⑶　当該届出は防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出ること。　◆

２　防火対象物使用開始届の添付図書等

⑴　条例第52条第２項に定める防火対象物の使用開始の届出は条則第12条第９号に規定する様式第８号により、当該防火対象物の使用開始の日の７日前までに届出を行うこと。

⑵　一般住宅（政令別表第１⑯項の防火対象物の部分にあるものを除く。）を除く防火対象物については、新築、増築、改築、移転、用途変更をする場合、全て届出が必要となる。修繕、模様替えについては、それらの変更により、消防用設備等又は防火管理面で変更が生じる場合に届出が必要となる。

⑶　当該届出は防火対象物が同一敷地内に２以上の棟がある場合については、一括して届出を行うことができる。

⑷　必要な添付図書は次のとおり。

○　付近見取図、配置図、立面図及び断面図
○　次に掲げる規定に係る区画を記載した各階平面図
　ア　令第８条の規定その他の消防関係法令（消防法、同法に基づく命令（告示を含む。）、神戸市火災予防条例及び同条例に基づく命令（告示を含む。）をいう。）の規定
　イ　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112号の規定
○　内装仕様書（内装に断熱、遮音、結露防止その他の機能の用に供される部材を使用する場合にあっては、その部材の詳細についての記載がなされたもの）

３　軽微な工事における特例的な取扱い

本節 第２ 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画書の添付図書等１．⑹で定める別表第２－１の１～５までの工事については、前１の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び前２の防火対象物使用開始届（以下、この第３において「設置届等」という。）を要する。ただし、本節第２．別表第２－１の２～４までに掲げる消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事のうち、本節第２．１．⑹で定める別表第２－２及び別表第２－３に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、次により取り扱うことができる。

⑴　軽微な変更に係る設置届等による消防検査は、消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果届出書、当該消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書、その他必要な図書等の確認により行うこととし、現場確認を省略することができる（当該軽微な工事と本節第２．別表第２－１の６に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合は現場確認を要するものである。）。◆

⑵　軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、本節第２．１．⑹．ウで定める維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等（特殊消防用設備等）が適正に設置・維持されていることを確認する。

別紙

平成26年３月４日　消防告示第３号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第１項第３号に規定する消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定したので告示する。

１　令別表第１⑬項ロ、⑰項及び⑱項に掲げる防火対象物で、延べ面積300平方メートル以上のもの

２　令別表第１⑸項ロ、⑺項、⑻項、⑼項ロ、⑽項、⑿項、⒀項イ及び⒁項に掲げる防火対象物で、延べ面積500平方メートル以上のもの

３　令別表第１⑾項、⒂項及び⒃項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積1,000平方メートル以上のもの

令和７年４月改正

第３章　消防用設備等の技術基準

第２節　各　論

第２節　各　論

第１　消防用設備等の地震防災対策

阪神淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）による推進地域に指定されていることを考慮し、地震時の消防用設備等の機能維持に必要な措置等を推進することにより、地震時の火災等による被害の軽減を図ることとする。

１　消防用設備等の耐震措置

消防用設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下、この第１において「貯水槽等」という。）の耐震措置は次によること。

⑴　加圧送水装置の吸込管側（床上水槽から接続される管又は著しく横引き部分が長い管（３ｍ以上）に限る。）、吐出管側及び補助用高架水槽の吐出管側に、可とう性のある継手（以下、この第１において「フレキシブル管等」という。）を用いて接続すること。

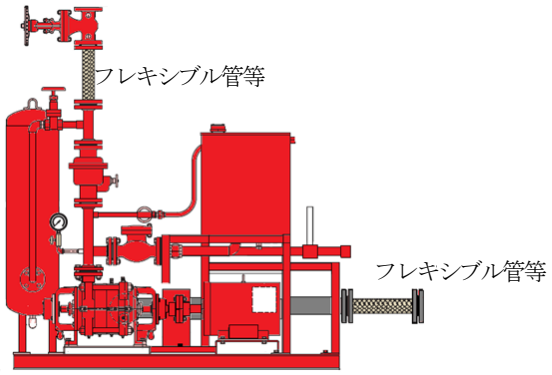

第１－１図

⑵　建築物導入部の配管等の耐震対策として、送水口等にはフレキシブル管等を用いて接続すること。◆

なお、フレキシブル管等の長さは、次のア又はイによること。

ア　管の呼び径が80㎜以下のものは、500㎜以上、管の呼び径が80㎜を超えるものは、原則として管の呼び径の10倍以上（最大1000㎜）とすること（第１－１図参照）。

イ　第１表の左欄に掲げる管の呼び径の区分ごとに同表右欄の上段に掲げる最大軸直角変位量に応じ、同表右欄の下段に掲げる数値以上とすること。この場合、最大軸直角変位量は、原則として100㎜以上確保させること。

ただし、管の呼び径が100㎜を超える場合は、最大軸直角変位量は、原則として200㎜以上とすること。

ウ　フレキシブル管の敷設方法は、第１－２図によること。

ただし、配管埋設部から立ち上がり部分にフレキシブル管を設置する場合は、この限りでない。

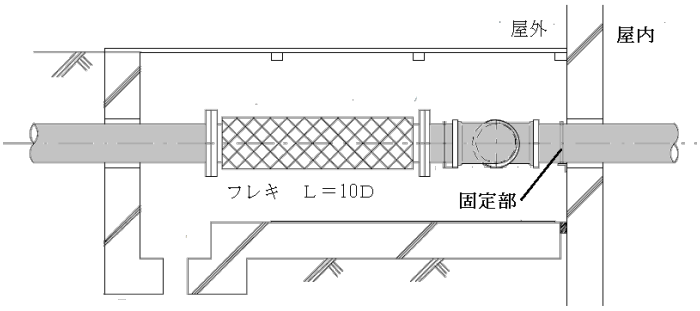

断面図
第１－２図

第１表

単位:㎜

呼び径 D	最大軸直角変位量							
	50	100	150	200	250	300	350	400
	フレキシブル管等の長さ							
40	500	600	700	800	900	1,000	1,000	1,200
50	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
65	600	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
80	700	800	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
100	700	900	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
125	800	1,000	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,800
150	800	1,000	1,300	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
200	900	1,200	1,400	1,500	1,700	1,800	1,900	2,100
250	1,000	1,400	1,500	1,700	2,000	2,100	2,200	2,300

⑶　前⑴のフレキシブル管等は、「加圧送水装置の周辺配管に使用する可とう管継手の取扱いについて」（平成５年６月30日付消防予第199号）によるもの又は指定認定機関の認定品とすること。

⑷　立ち上がり管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制し、かつ、建築物の層間変位に追従するよう支持を行うこと。

⑸　横引き管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制するよう支持を行うこと。

⑹　建築物のエキスパンションジョイント部分を通過する配管は、フレキシブル管等を用いるなど可とう性を有するものとすること（第１－２図参照）。

なお、建築物の中・上層部では相対変位量が大きくなるので、建築物の１階床以下で建築物エキスパンションジョイント部を通過するようにすること。やむを得ず上階で貫通する場合は、次の措置を行うこと。◆

ア　最大変位量に応じた適切なフレキシブル管等を設置すること。

イ　配管は、固定金具を用い、建築物エキスパンションジョイント前後で適切に支持・固定すること（第１－３図参照）。

ウ　架台は、アンカーボルトで堅固に固定すること。

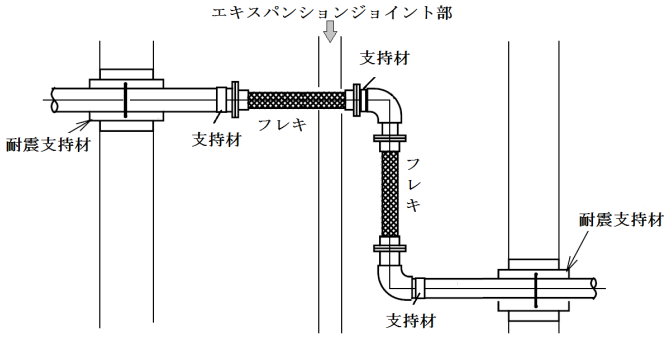

第１－３図

⑺　スプリンクラー設備のヘッドの巻出し配管部分は、フレキシブル管等を用いるなど可とう性を有するものとすること。◆

⑻　スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管の送水口は、次によること。◆

ア　土中埋設配管における建築物導入部は地震時の建築物の振動と地震動の振動状況が異なるため、大きな変位を受ける。このため、建築物と地盤との間の変位による配管の損傷を防ぐため、原則として配管が土中に埋設されることのないプレート型のものとし、建築物の壁体等の部分に設けること（第１－４図参照）。

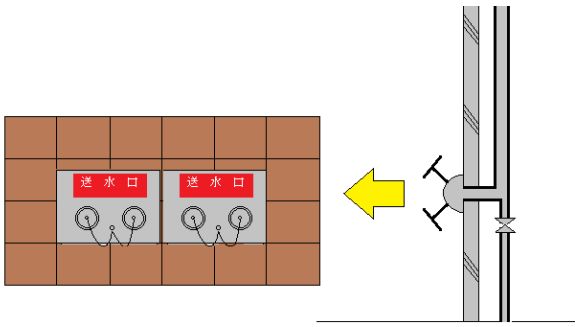

第１－４図

なお、プレート型を建築物の壁体等に設けた場合は、⑵に係わらずフレキシブル管を設けないことが出来る。

イ　前⑵で建築物導入部にフレキシブル管が必要な場合であっても、合成樹脂配管（性能認定品に限る）を次に掲げる基準により用いる場合は、フレキシブル管を省略することができる。

なお、合成樹脂配管を用いる場合、地盤変位吸収量に必要な配管必要長さＬ（直管）は表第１－２によることとする。

表第１―２　配管長さＬ（単位㎜）

	呼び径					
	50	65	100	125	150	200
通常の地盤	548	616	755	837	908	1039
埋立地等	949	1063	1308	1449	1573	1800

⑺　建築物の屋外側地中でフランジ接続し架台固定する場合

第１－５図により固定すること。

⑴　建築物ピット内で接続し架台固定する場合

建築物のピット内で固定する場合は、第１－６図のＡの範囲に限りピット内導入を認めることとする。ただし、当該導入部分については、ロックウール50㎜以上で覆う等の耐火被覆措置が必要であること。

なお、導入許容長さＡについては、表第１－３のとおりとし、具体的には第１－７図によること。

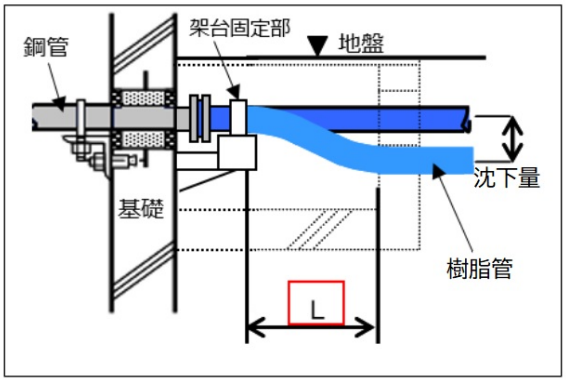

第１－５図

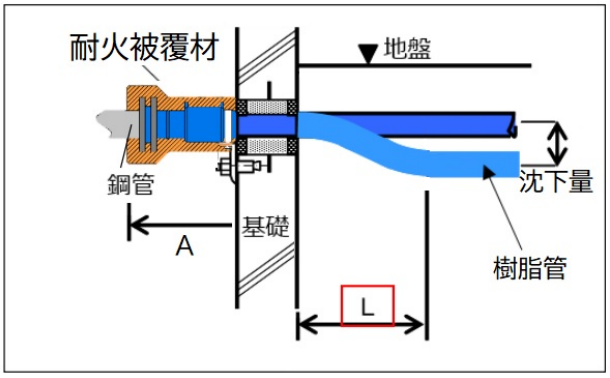

第１－６図

表第１―３　導入許容長さＡ（単位㎜）

	呼び径		
	100以下	125	150
許容長さ	448以下	461以下	549以下

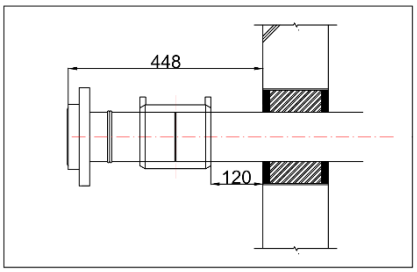

100A

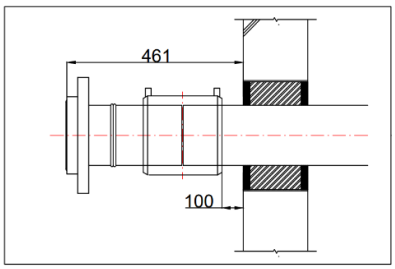

125A

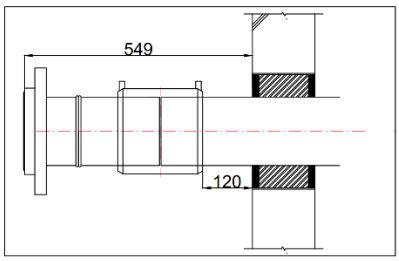

150A

第１－７図

⑺　合成樹脂配管の敷設については、車路部分は地表から60cm以上、その他の部分は地表から30cm以上の埋設深さを確保すること。

⑼　その他、貯水槽等は地震等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。この場合において、配管等の設計・施工は、「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版（一般財団法人日本建築センター発行）によること。

⑽　防災センター等に設置されるモニターや棚等の防災機器類は地震等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。

⑾　誘導灯については、壁、床等に堅固に固定し、次の耐震措置を講じること。

ア　自重の５倍以上の垂直荷重に耐えるものであること。

イ　自重の２倍以上の水平荷重に耐えるものであること。

ウ　天井等からつり下げる場合にあっては、器具つり下げ用鋼管（パイプ）等を使用し、第１－７

図のように器具の鉛直線上の天井面等から45度の円すい角の孤線上に有効な空間を保有すること。ただし、揺れ止め等の有効な措置を講じた場合は、この限りでない。



第１－８図

２　防火水槽等の設置　◆

⑴　公的機関又は民間事業者は、次に該当する建築物を建築する場合には、防火水槽等消防水利施設（以下、この第１において「防火水槽等」という。）の設置に努めること。

ア　防災計画書の作成を必要とする建築物

イ　プールの新設またはプールの大規模改修を伴う建築物

⑵　防火水槽等の容量は、40㎥以上とすること。

⑶　その他防火水槽等の設置基準等については、次によるほか、本節第18 消防用水を準用すること。

ア　採水口は原則として吸管を直接投入する「人孔式」とすること。

イ　「人孔式」により難い場合は導水管を設置する「採水口方式」とすることができる。

なお、導水管を設置する場合は次によること。

⑺　必要に応じ逆止弁、止水弁及び水抜弁を設けること。

⑴　止水弁又は水抜弁は点検に容易な位置とすること。

⑼　止水弁は、採水口の近くの位置とし、その旨の表示を行うこと。

３　防災センター等及び非常電源等の津波等浸水対策　◆

津波等による浸水が想定される場合は次の措置を講じること。

⑴　防災センター等は、本節 第25 総合操作盤等 ２によるほか、止水板若しくは土嚢の準備又は防災センター等の上階設置（※）などの津波浸水対策を講ずること。

（※）条例第50条の４の２第３項第１号により、避難階以外に防災センター等を設ける場合は、防災センター等から直接地上に通ずる直通階段が必要となる。

⑵　消防用設備等に必要とされる非常電源を構成する発電機又は変電設備等が設置されている電気室等及び消火ポンプ室並びに不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のボンベ室等については、止水板若しくは土嚢の用意又は当該室等の上階設置などの津波浸水対策を講ずること。

４　地震時における住宅等からの出火防止対策　◆

地震時には電熱器具等からの出火、又は地震に伴う停電からの電気復旧時には断線した電気コード等からの出火が予想される。これらを防止するためには、地震時に一般家庭内の通電を自動的に停止

又は復電時に一旦停止することが有効な手段であるため、一般住宅及び共同住宅（政令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分）に感震ブレーカー（※）を設けることが望ましい。ただし、分電盤タイプの感震ブレーカーなどのように、地震発生時に家庭内の全ての電気を遮断するものについては、医療機器等への影響が考えられるため、設置する際に注意すること。また、夜間に地震が発生した場合に照明が消えることで、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになることも考えられるため、感震ブレーカーの設置に合わせて携帯用電灯を常備すること。

（※）感震ブレーカーは設定値以上の震度の地震時に自動的に電気の供給を遮断するものであり、主に次の種類のものがある。

・　分電盤タイプ

家庭の分電盤に一定の震度を感知して電気を遮断する機能が付いたもので基本的に全ての電気が遮断される。

・　コンセントタイプ

コンセントに差し込むものと既存のコンセントと取り替えて埋め込むものがあり、個別のコンセントの電気を遮断するため、電熱器具を接続する箇所への設置が適している。

・　その他（簡易タイプ等）

家庭の分電盤のスイッチに接続するもので、揺れを感知した際に、おもり玉の落下又はバネの作用などによりスイッチを落とし、住宅内全ての電気を遮断する。

５　スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン　◆

スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備Ｉ型（以下、この第１において「スプリンクラー設備等」という。）を設置する防火対象物を新築、若しくは大規模改修等を行おうとする者は、規則第12条第１項第９号に規定する「地震による振動等に耐えるための有効な措置」として、消防庁の策定した「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」に基づく措置を講ずること。なお、当該ガイドラインに基づく具体的措置については、㈠財)消防防災科学センター発行の「スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備Ｉ型の耐震措置マニュアル」等を参考とすること。

（参考）

スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン

１　趣旨・目的

スプリンクラー設備（消防法施行令第12条第２項第３号の２に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。以下同じ。）は、過去に発生した地震における被害が他の消防用設備等と比較して多く、また、火災を自動で感知して、放水する設備であるため、地震により適切に機能しなかった場合に火災予防上の影響が大きいと考えられる。

このことから、本ガイドラインでは、地震時において求められるスプリンクラー設備の耐震性能を整理し、特に被害の発生が懸念される箇所を対象に有効な耐震措置をとりまとめた。

また、消防法施行令第29条の４に基づき、スプリンクラー設備と同等以上の防火安全性能を有することから、一部の防火対象物においては、スプリンクラー設備に代えて「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）第２第１号に規定するⅠ型（以下「パッケージ型自動消火設備Ⅰ型」という。）の設置が認められている。このことから、本ガイドラインでは、パッケージ型自動消火設備Ⅰ型についても、同様に耐震性能を整理し、特に被害の発生が懸念される箇所を対象に有効な耐震措置をとりまとめた。

２　適用範囲

本ガイドラインは、スプリンクラー設備の配管（加圧送水装置に接続する吸水管を除く。以下同じ。）及びスプリンクラーヘッド並びにパッケージ型自動消火設備Ⅰ型の放出導管（消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。以下同じ。）を適用範囲とする。

３　要求する耐震性能

スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備Ⅰ型は、地震時において、建築物の構造体等が健全な状態である場合に、これらの設備の機能が維持されることを目標とし、建築基準法に基づき求められる耐震基準の考え方を参考に、次のとおり耐震性能を求めることとする。

⑴　建築物の存在期間中に数度遭遇することを考慮すべき稀に発生する地震動（気象庁震度階級：震度５強程度）に対して、損傷が生ずるおそれがないこと。

⑵　建築物の存在期間中に１度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動（気象庁震度階級：震度６強～７）に対して、重大な損傷が生ずるおそれがないこと。

４　用語の定義

本ガイドラインで扱う用語の定義は次のとおりとする。

⑴　立上り配管

立上り配管とは、スプリンクラー設備の配管又はパッケージ型自動消火設備Ⅰ型の放出導管のうち、垂直に敷設するものをいう。

⑵　横引き配管

横引き配管とは、スプリンクラー設備の配管又はパッケージ型自動消火設備Ⅰ型の放出導管のうち、水平に敷設するものをいう。

⑶　枝配管

枝配管とは、横引き配管のうち、巻き出し管に直接接続するものをいう。

⑷　巻き出し管

巻き出し管とは、スプリンクラー設備の配管のうち、スプリンクラーヘッドに直接接続するもの又はパッケージ型自動消火設備Ｉ型の放出導管のうち、放出口に直接接続するものをいう。

⑸　感熱部

感熱部とは、閉鎖型スプリンクラーヘッドにおけるヒュージブルリンク又はグラスバルブの感熱体等によって構成され、火災による熱を感知する部分をいう。

⑹　耐震支持

耐震支持とは、地震時にスプリンクラー設備の配管及びパッケージ型自動消火設備Ｉ型の放出導管に作用する力に対して、上記３の性能が確保されるように配管や放出導管を建築物の構造躯体等に固定し、地震時の変位を抑制することをいう。

⑺　層間変位

層間変位とは、建築物が地震を受けて変形する時、上下の階に生ずる水平方向の相対的な変位をいう。

５　立上り配管

⑴　立上り配管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制し、かつ、建築物の層間変位に追従することができるように、耐震支持を設ける。

⑵　立上り配管は、地震時に他の建築設備や機器等と接触・衝突しないように、周囲に空間を確保する。

６　横引き配管

⑴　管径が40Ａを超える横引き配管は、地震による管軸直角方向の過大な変位が生じないように、適当な間隔で耐震支持を設ける。

⑵　横引き配管（枝配管を除く。）の末端部には、地震による管軸直角方向の過大な変位が生じないように耐震支持を設ける。

⑶　長さが25ｍを超える横引き配管は、地震による管軸方向の過大な変位が生じないように、適当な間隔で耐震支持を設ける。

⑷　横引き配管は、地震時に他の建築設備や機器等と接触・衝突しないように、周囲に空間を確保する。

７　巻き出し管

⑴　フレキシブル巻き出し管は、天井下地材に固定されたスプリンクラーヘッドと枝配管の地震時の揺れ方の違いによる相対変位を吸収できるように、余裕のある長さのものを使用する。

⑵　ステンレス製のフレキシブル巻き出し管は、地震による過大な変位が生じないように、適切な長さのものを使用する。

⑶　巻き出し管は、地震時に他の建築設備や機器等と接触・衝突しないように、周囲に空間を確保する。

８　その他の配管に関する留意事項

⑴　エキスパンションジョイント部を通過する配管は、建築物の間の地震時の揺れ方の違いによる相対変位を吸収できるように、フレキシブル配管を用いる等の措置を講じる。

⑵　屋外から建築物内へ導入する配管は、地盤や外部支持部と建築物の間の揺れ方の違いによる相対変位を吸収できるように、フレキシブル配管を用いる等の措置を講じる。

⑶　加圧送水装置、高架水槽等に接続する配管は、これらの機器と建築物の揺れ方の違いによる相対変位を吸収できるように、フレキシブル管継手を用いる等の措置を講じる。

９　スプリンクラーヘッド

閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型を除く。）は、地震時にスプリンクラーヘッドの感熱部が天井ボードと接触・衝突しないように、感熱部を天井ボードより下方に取り付ける。

第２　屋内消火栓設備

１　用語の定義

⑴　１号消火栓とは、政令第11条第３項第１号に規定するものをいい、次号に掲げるものを除く。

⑵　易操作性１号消火栓とは、１号消火栓のうち、一人操作が可能なものとして「易操作性１号消火栓の操作等に係る評価基準」（平成８年消防予第254号）に適合するものをいう。

⑶　２号消火栓とは、政令第11条第３項第２号イに規定する消火栓をいう。

⑷　広範囲型２号消火栓とは、政令第11条第３項第２号ロに規定する消火栓をいう。

⑸　非常用の照明装置とは、建基政令第126条の４に規定するものをいう。

２　加圧送水装置

⑴　加圧送水装置にポンプを用いるものにあっては、次によること。

ア　設置場所

⑺　ポンプ（水中ポンプを除く。）

加圧送水装置は点検に便利で不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画した室（以下、この第２において「消火ポンプ室」という。）に設けることとするほか、次によること。

ａ　消火ポンプ室の開口部には、防火設備である防火戸を設けること。　◆

ｂ　消火ポンプ室は、専用の室とすること。◆

ｃ　消火ポンプ室を地下ピットや上階の階高のあるピット等に設けようとする場合にあっては、容易にポンプ室に出入り出来るように、階段を設置すること。◆

ピットの蓋を設けるだけの方式は認められない。

ｄ　消火ポンプ室には、空調、衛生設備等の機器で出火のおそれのないものは併置することができる。

ｅ　屋外や屋上にキュービクル型ユニットとして設ける消火ポンプ室、又は別棟として消火ポンプ専用棟を設ける場合の開口部は、不燃材料で造られている扉とすることで足りる。

ｆ　消火ポンプ室には、有事の際、容易に進入できるよう措置するとともに、照明装置（非常用の照明装置兼用）を設置すること。◆

ｇ　消火ポンプ室の入口付近には、消火ポンプ室の表示をすること。◆

⑴　水中ポンプ

ａ　水中ポンプは点検のためのふたの真下に設けるほか、引上げ用のフック等を設け、外観点検等、所定の点検が容易に行えるよう措置すること。

ｂ　水中ポンプは、貯水槽の底面から５㎝以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナー部分の外径の２倍以上とすること。

ｃ　水中ポンプの制御盤の設置場所については、前アを準用すること。

イ　機　　器

⑺　用いることができる加圧送水装置

加圧送水装置等は、「加圧送水装置の基準」（平成９年消防庁告示第８号。以下、この第２において「加圧送水装置告示基準」という。）に適合するもの（以下、この第２において「告示適合品」という。）であること。

なお、原則として認定品を使用することとし、維持管理を考慮して原則として水中ポンプ以外のポンプを選定すること。◆

(ｲ) 中継ポンプとして用いる場合は、前(ｱ)によるほか、押し込み圧力を考慮して選定すること。

(ｳ) 附属装置等の変更

a 加圧送水装置の認定品を設置する際に、設置場所の位置、構造及び状況により、次の変更を行う場合にあっては、告示適合品として取り扱うことができる。

(a) ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし、流水量に著しい影響を及ぼさないこと。）

(b) 立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合におけるポンプ吐出側圧力計の連成計への変更

(c) 水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更

(d) 非常電源による加圧送水装置の起動制御を行う場合における制御盤のポンプ起動リレーの変更

(e) 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の向きの変更（ただし、流水量に著しい影響を及ぼさないこと。）

(f) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更

(g) 耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁及び逆止弁の変更

b 設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものを設けること。

(ｴ) 警報及び表示 ◆

加圧送水装置の基準（平成９年消防庁告示第８号）第６．(6)によるほか、常時人のいる場所には、次に示す項目について、警報及び表示がされるようにすること。

a ポンプ運転

b ポンプ故障

c 配管充水用補助ポンプ故障

d 消火水槽減水

e 補助用高架水槽減水

f 呼水槽減水

ウ 設置方法

(ｱ) ポンプの吐出量

規則第12条第１項第７号ハ(ｲ)、同条第２項第５号イ及び同条第３項第２号によるほか、次によるものとする。

a 同一防火対象物で、他の消火設備と加圧送水装置を併用するものにあっては、次によること。

(a) ポンプの吐出量は、各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

(b) 危険物施設に設置される消火設備と法第17条に基づき設置される消火設備を併用する場合であっても前(a)の例によることとする（※危険物施設に設ける消火設備に関する基準は危険物関係の法令等によること。）。

b 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）は次の場合に限り加圧送水装置を共用することができる。

⒜　棟に至る配管は原則として埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。

やむを得ず埋設する場合には、加圧送水装置から埋設するまでの間で棟ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、後記４．⑶の例により配管の防食施工を行うこと（第２－１図参照）。

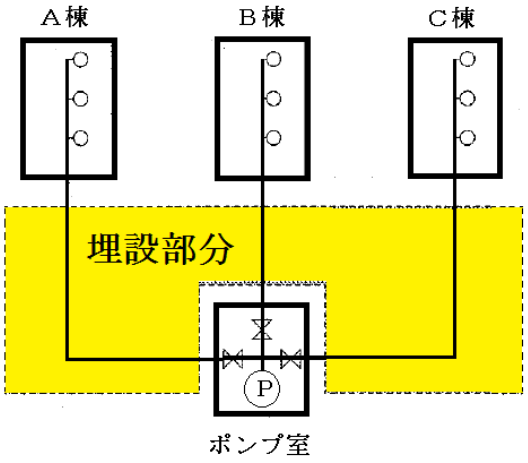

第２－１図

⒝　吐出量はそれぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

ｉ　隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

ⅱ　防火対象物相互の１階の外壁間の中心線から水平距離が１階にあっては３ｍ以上、２階以上の階にあっては５ｍ以上の距離を有するもの

⑷　ポンプの全揚程等

ａ　階高が高い等、ポンプの締切揚程が170m以上となる場合にあっては、中継ポンプ等を設け、直列運転とすること。◆

ｂ　一次ポンプの全揚程は、中継ポンプの位置において、中継ポンプの定格吐出量時に10m以上の圧力水頭を保有すること。◆

エ　電動機容量

電動機容量は次式により求めること。

$$電動機容量(kW)=\frac{0.163\times Q\times H}{E}\times k$$

Ｑ：定格吐出量（㎥/min）

Ｈ：全揚程（m）

Ｅ：定格吐出量時におけるポンプ効率

ｋ：伝達係数（1.1）

⑵　加圧送水装置に高架水槽を用いるものにあっては、加圧送水装置告示基準によるほか次によること。

ア　設置場所

前⑴．アによるほか、屋上等で火災等の災害の影響のおそれのない位置に設けること。

イ　機　　器

⑺　高架水槽は規則第12条第１項第７号イ．⑷によること。

なお、高架水槽の材質は原則として鋼製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの（以下、この第２において「鋼板製等」という。）とすること。

ただし、次の全てに適合する場合に限り、鋼板製等以外のものとすることができる。

a　当該建築物の外壁、隣接する建築物及び工作物から３m以上の距離を有する場所、又は高架水槽から３m未満の範囲の建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該範囲の建築物等の開口部に防火設備である防火戸が設けられていること。

b　周囲に可燃物（火気設備を含む。）等が存在しないものであること。

⑷　高架水槽には、必要以下に減水した際に警報を発する減水警報装置を前(1)．イ．㈡．bにより設けること。◆

ウ　設置方法

⑺　高架水槽は、政令第11条第３項第１号ニ、同項第２号イ．(5)又は同項第２号ロ．(5)に定める性能が得られるように設けるほか、同一防火対象物で、他の消防設備と高架水槽を併用する場合にあっては、前(1)．ウ．⑺．aによること。

⑷　高架水槽の落差は、規則第12条第１項第７号イ．⑷又は第２項第３号によるが、易操作性１号消火栓、２号消火栓及び広範囲型２号消火栓の弁、ホース、ノズル等の摩擦損失水頭は、後記８．(1)．イ、ウ及びエに規定する品質評価品の仕様書の明示されている数値とすること。

(3)　放水圧力

放水圧力については、政令第11条第３項及び規則第12条第１項第７号に規定されているが、屋内消火栓の種別に応じて次のとおりとすること。

・　１号消火栓　0.17MPa以上0.5MPa未満　◆
・　易操作性１号消火栓　0.17MPa以上0.7MPa未満
・　広範囲型２号消火栓　0.17MPa以上0.7MPa未満
・　２号消火栓　0.25MPa以上0.7MPa未満

なお、上限放水圧力を超えないための措置は、次によること。

ア　高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法（第２－２図参照）

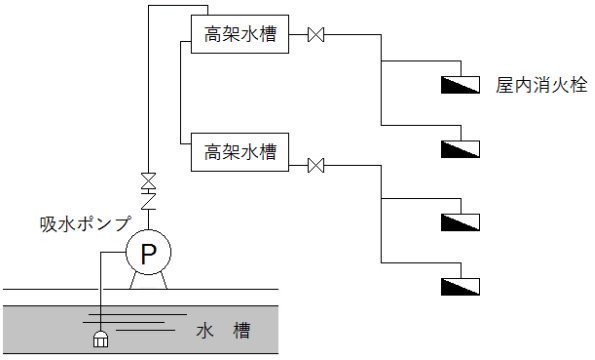

第２－２図

イ　ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法（第２－３図参照）

ウ　中継ポンプを設ける方法（第２－４参照）

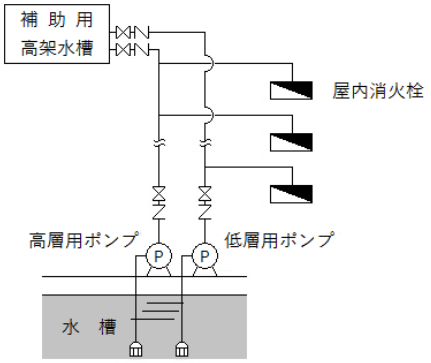

第２－３図

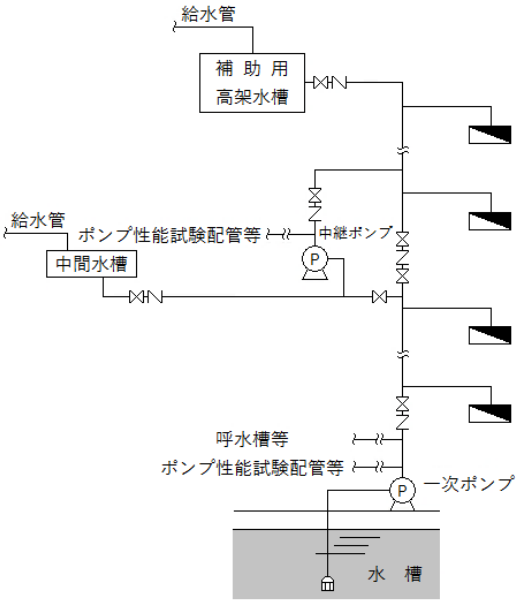

第２－４図

エ　減圧機構付の消火栓開閉弁を使用する方法

オ　減圧弁又はオリフィス等による方法

㈠　減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。

㈡　減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

㈢　減圧弁の口径は、減圧性能を満たす口径とすること。

㈣　㈠財)日本消防設備安全センターの性能評定品（以下、この第２において「評定品」という。）をとすること。

㈤　設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。

㈥　減圧弁にはその直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

㈦　減圧弁又はオリフィス等を使用する当該設備の着工届出書には、当該弁等の「仕様書」、「性能書」、「構造図」等を添付すること。

３　水　　源

⑴　水源水量

政令第11条第３項第１号ハ、同項第２号イ．⑷、ロ．⑷、規則第12条第１項第７号ロ．㈡（同条第２項において準用する場合を含む。）及び条例第37条第３項によるほか、他の消防用設備等と併用する場合には前２．⑴．ウ．㈠．ａを、棟が異なる防火対象物の加圧送水装置を共用する場合は、前２．⑴．ウ．㈠．ｂ．(b)の例により算出した量以上とすること。

⑵　水源水量の確保

ア　専用の水槽とする場合の有効水量の算定は、次の例によるものであること。

㈠　サクションピットを設ける場合（第２－５図参照）

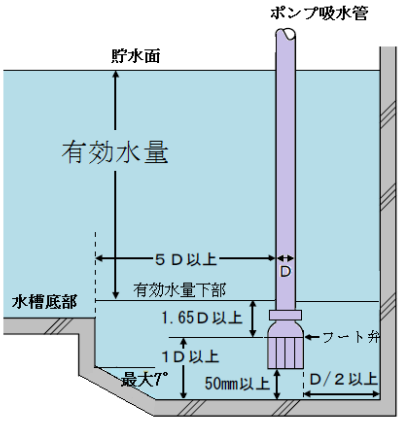

（ 断 面 図 ）

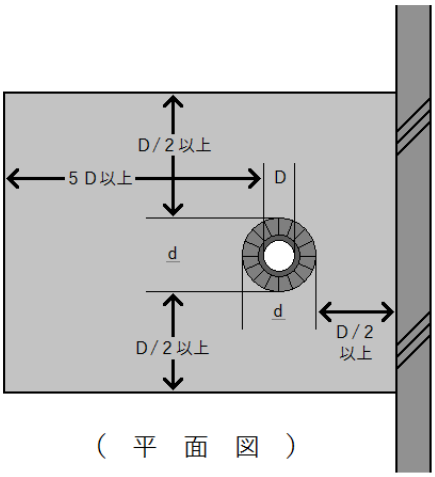

（ 平 面 図 ）

D：吸水管の内径（㎜）　d：フート弁ストレーナー部の外径（㎜）

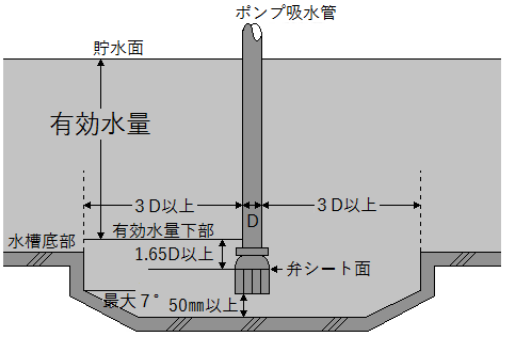

※　サクションピットの中心に吸水管を設置する場合は，サクションピット端部から３D以上の離隔距離を確保すること。◆

第２－５図

⑷　サクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合（第２－６図参照）

複数の槽で構成される地下水槽を使用する場合、次の計算式により、有効水量を求めること。

また、連通管の長さは1.5m以下とすること。また、床上通気管は、100Ａ以上のものを槽ごとに設けること。

なお、槽と槽の間に設ける通気管（断面積の合計が連通管の断面積の１／10以上である場合に限る。）を設けた場合は、いずれかの槽に床上通気管を設けることで足りる。

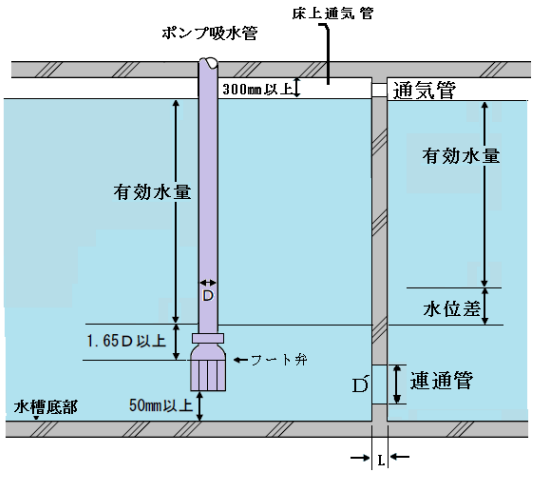

Ａ　：　連通管内断面積（㎡）

Ｄ´：　連通管内径（㎜）

Ｑ　：　連通管の流量（㎥/s）

ｇ　：　重力の加速度（9.8m/s²）

Ｈ　：　水位差（m）

$$H = \frac{\left(\frac{Q}{0.75A}\right)^2}{2g}$$

第２－６図

イ　雑用水等の水源と併用する場合の有効水量は、次のいずれかによること。

⑺　当該雑用水等の用に供する水量が、電気的に自動制御されるものにあっては、当該制御される水位までを有効水量とすること（第２－７図参照）。

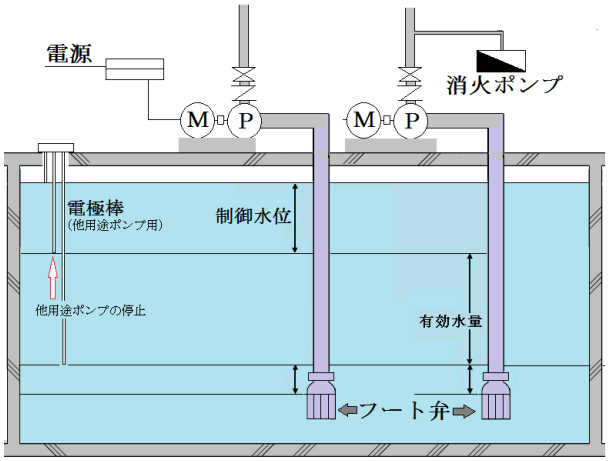

第２－７図

⑴　雑用水等の用に供する水量が電気的に自動制御できないもので、加圧送水装置にポンプを用いる場合にあっては、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を、高架水槽を用いる場合にあっては、当該消火設備の吐出管の上部に他の設備の吐出管を設け、その間の水量を有効水量とすること（第２－８図、第２－９図参照）。

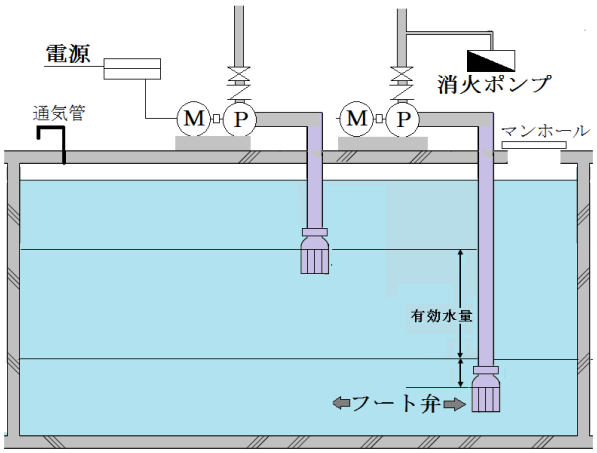

第２－８図

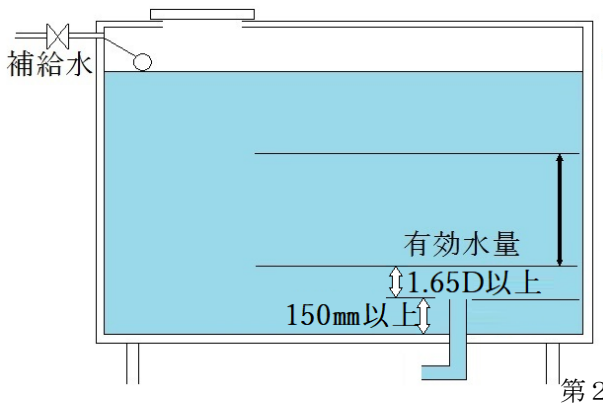

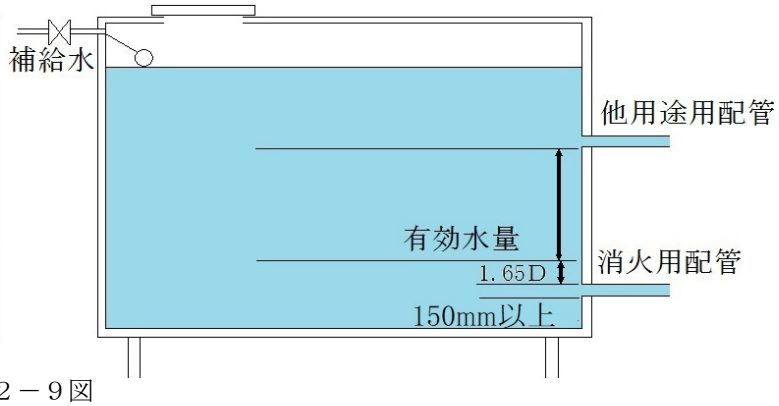

第２－９図

ウ　加圧送水装置に水中ポンプ等を用いる場合は、最低運転水位以上の水位を有効水量とすること。

エ　水源水量の維持について、ボールタップによる自動給水とする場合は、事前に水道事業者に確認が必要であること。

⑶　水源水槽に鋼板製等以外のものを使用する場合は、前２．⑵．イ．⑺ただし書きによること。

４　配 管 等

⑴　機　　器

配管は、規則第12条第１項第６号に規定されるもののほか、次によること。

ア　定格全揚程時における配管部分の圧力値が1.6MPa以上となる部分にあってはJIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。

イ　弁類（加圧送水装置の吐出側直近に設けられる逆止弁及び止水弁を除く。）を設ける場合の当該弁の最高使用圧力は、定格全揚程時における当該場所の圧力値以上の仕様のものを設けること（第２－１表参照）。

JIS規格	名　　称	弁　　の　　種　　類
JIS B 2011	青　　銅　　弁	ねじ込仕切弁、ねじ込みスイング逆止め弁
JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁	フランジ形外ねじ込み仕切弁 ふらんじ形スイング逆止め弁
JIS B 2071	鋳鋼フランジ形弁	

第２－１表　バルブ類の規格（JIS抜粋）

ウ　管継手は、規則第12条第６号ホによるほか、可とう管にあっては認定品を、それ以外の機器にあっては評定品を用いること。　◆

なお、評定品の使用にあっては評定時の条件に適合した施工とすること。

エ　合成樹脂管等を配管及び管継手として使用する場合は、認定品を使用すること。　◆

⑵　設置方法

ア　配管は、原則として補助用高架水槽により常時充水しておくこと。　◆

その場合、補助用高架水槽から主管までの配管の呼びは１号消火栓又は易操作性１号消火栓が設置されているものは40Ａ以上、広範囲型２号消火栓が設置されているものは32Ａ以上、２号消火栓が設置されているものは25Ａ以上とすること。　◆

ただし、配管充水用補助ポンプ（以下、この第２において「補助ポンプ」という。）を設けた場合はこの限りでない。

⑺　補助用高架水槽の材質は原則として鋼板製（ステンレス及び、亜鉛鉄板等を可）とする。その容量は、１号消火栓又は易操作性１号消火栓が設置されているものは0.5㎥以上、広範囲型２号消火栓又は２号消火栓が設置されているものは0.3㎥以上とし、減水警報を設けること◆

ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25Ａ以上の配管により自動的に給水できる装置を設ける場合にあっては、当該容量を0.2㎥以上とすることができる。

⑴　補助ポンプによる場合は、次のすべてに適合すること。◆

ａ　補助ポンプの水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置を設けてあること。

ｂ　補助ポンプ配管と主管の接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の逆止弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。

ｃ　補助ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓設備の放水に支障がないこと。

ｄ　補助ポンプの吐出量は、必要最小限の容量とし、概ね20ℓ／min以下とすること。

ｅ　補助ポンプの起動・停止圧力の設定は、起動用水圧開閉装置による起動の場合は、配管内の圧力が屋内消火栓設備用ポンプの起動圧より0.05MPａ以上高い値までに減少した時に、起動用水圧開閉装置以外の起動による場合は、補助ポンプの配管内の圧力が、最も高い位置にある屋内消火栓開閉弁から屋内消火栓ポンプまでの落差圧まで減少した時に、それぞれ確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動的に停止するものであること。

ｆ　補助ポンプの締切圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないこと。

ｇ　警報装置は、前２．⑴．イ．㈡．ｂの例により設けること。

イ　前アによる補助用高架水槽について、他の消防用設備等と兼用する場合は、当該設備等のうち、一番大きな容量を必要とするものの容量以上確保できればよいものとする。

ただし、補助用高架水槽から、それぞれの消防設備の主管までは専用配管とすること。◆

ウ　止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示を、さらには、弁の「常時開」、「常時閉」等の表示を、直近の見やすい位置に設けること。　◆

エ　止水弁にあっては、その開閉方向を、逆止弁にあっては、その流れ方向を見やすい位置に表示すること。

オ　防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面から50ｍ以下で、前２．⑴．ウ．⑺．ｂ（共同溝等への敷設を除く。）以外のものに限り、次の⑺から㈡に該当した場合、連結送水管の配管と兼用することができる（別図第２－１参照）。

⑺　主管は呼び径100Ａ以上、枝管にあっては65Ａ以上とすること。

⑴　連結送水管の設計送水圧力が１MPa以上となるものにあっては、規則第31条第５号イからニに規定する配管とし、前２．⑶．エに規定する減圧機構付の開閉弁を使用すること。

⑼　ポンプと連結送水管の送水口の間には逆止弁を設け、連結送水管の送水圧力がポンプに直接かからないように措置すること。ただし、加圧送水装置告示基準に規定されたポンプ吐出側逆止弁が連結送水管の設計送水圧力の1.5倍の圧力に十分耐えうることができる強度、耐食性及び耐熱性を有する場合は、当該ポンプの逆止弁によることができる。

㈡　易操作性１号消火栓、広範囲型２号消火栓及び２号消火栓にあっては、連結送水管の設計送

水圧力が１MPa以上の場合は兼用できないものとする。ただし、自動調整弁を次により設置した場合は、兼用を認める。

a　自動調整弁の設置は、開閉弁の一次側のみとすること（易操作性１号消火栓の平成17年以降の鑑定品又は品質評価品（自動減圧仕様）を除く）。

b　設置時におけるノズルの先端の放水圧力は、前２．⑶の圧力を超えないこと。

なお、この場合において前⑺、⑴については、適合させるものとする。

カ　防災センター等には、止水弁及び逆止弁の設置位置を明示した図面等を備えておくこと。◆

キ　配管内の水を水源水槽に戻す場合は、配管内面の亜鉛メッキ層が長期にわたり滞留している水により酸化され、これに伴う還元反応（カソード反応）により水素が発生しないような措置を行うこと。　◆

⑶　配管の腐食防止措置　◆

配管は共同溝等への敷設を除き、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、次により防食措置を講ずること。

ア　塗装防食

塗装防食を行う場合は、下地処理をした配管表面にタールエポキシ樹脂等をピンホールがないように塗布する。

イ　覆装防食

覆装防食を行う場合は、次のいずれかの方法又はこれらと同等以上の方法によること。

⑺　下地処理した配管の外面にペトロラタム含浸テープを十分に密着するように2.2㎜以上を巻きつけ、かつ、その上に密着性を有するビニールテープ等で保護する方法（第２－10図参照）。

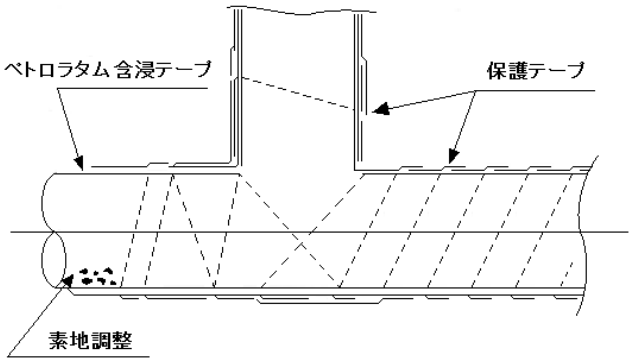

第２－10図　ペトロラタム含浸テープを用いる場合の施工例

⑴　絶縁継手（規則第12条第１項第６号に規定される管継手と同等以上の強度、耐食及び耐熱性を有し、有効絶縁長さが内径の10倍以上で、かつ、絶縁抵抗値が３MΩ以上であるものに限る。）を使用し、当該継手と配管をJIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）に規定される防食テープと同等以上の防食テープを２分の１ラップ二重巻き以上に保護する方法（第２－11図参照）。

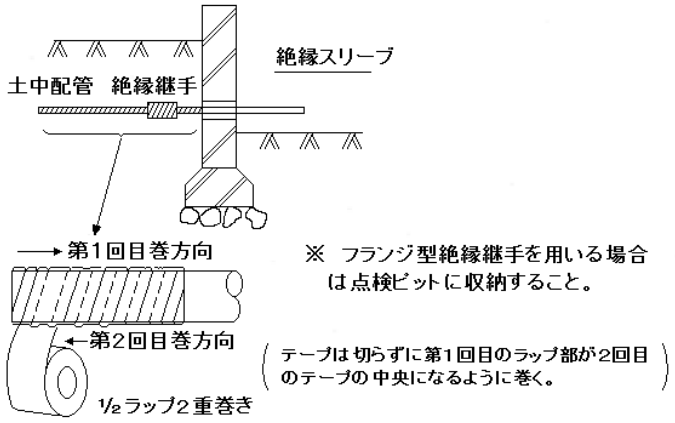

第２－11図

⑺　日本水道鋼管協会規格WSP 041（消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管）に適合する外面被覆鋼管を使用し、継手部分は次によること。なお、JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）又はJIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）の外面を硬質塩化ビニル樹脂で被覆したものも同等として取り扱う。

ａ　専用継手による接続

ｂ　継手の周囲を防食シートで覆い、さらに防食テープを巻いて保護する方法

ｃ　継手部をマンホール等に収納して土の接触を避ける方法

なお、当該外面被覆鋼管の工事に際しては、当該管等に定められた施工方法により行うこと。

ウ　塗覆装防食

塗装剤として、アスファルト又はコールタール系エナメルを用いる方法

エ　電気的防食

⑺　共通事項

ａ　リード線が外部から損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護すること。

ｂ　電位測定端子をおおむね200ｍごとに設けること。

ｃ　過防食により悪影響を生じないように考慮すること。

⑴　電気的防食を行う場合は、次のいずれかの方式によること。

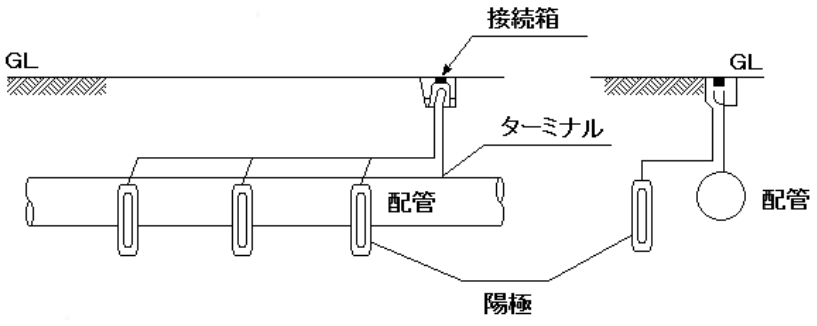

第２－12図　流電陽極方式の施工例

ａ　流電陽極方式（第２－12図参照）

(a)　流電陽極方式による陽極は、土壌の抵抗率の比較的高い場所ではマグネシウムを、抵抗率の低い場所では亜鉛又はアルミニウムを使用する。

⑹　流電陽極方式の陽極又は外部電流方式の不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壌の抵抗率等の周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。

b　外部電源方式（第２－13図参照）

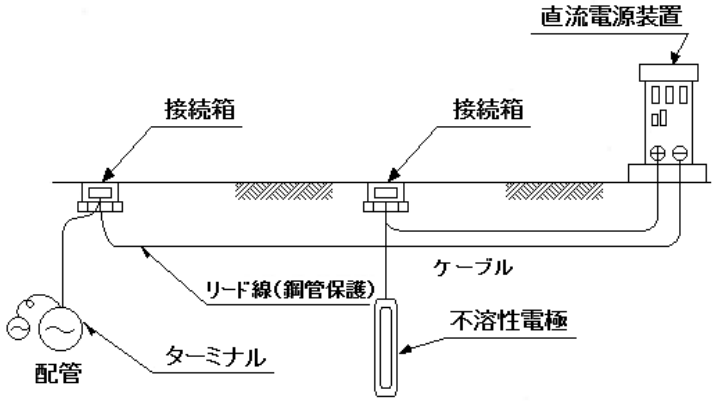

第２－13図　外部電源方式による施工例

外部電源方式による不溶性電極は、高硅素鉄、磁性酸化鉄又は黒鉛等を使用する。

c　選択排流方式（第２－14図参照）

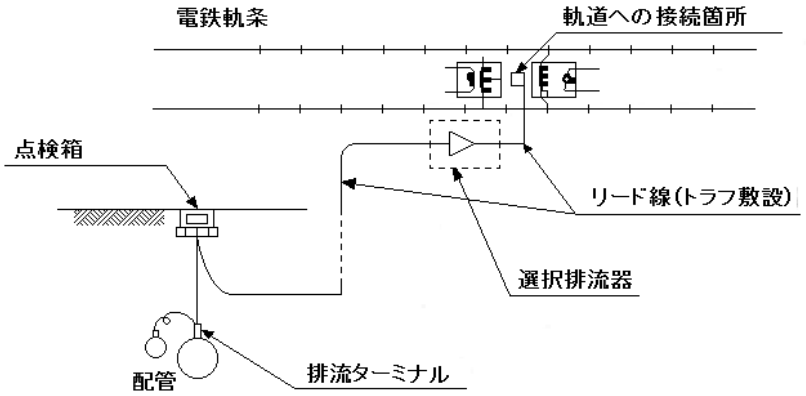

第２－14　選択排流方式の施工例

オ　施工上の留意事項

⑺　この⑶の基準は、配管を土中に埋設する対象物で配管の腐食防止措置方法を明確にしたものである。

なお、配管の腐食は配管（金属部）の接触する環境の差や異なる配管材質の接触等により生じやすいことから、土中配管埋設部分にあっては、現場工事時における配管処理表面の損傷又はねじ加工部分の露出等がある場合は、当該部分から管材料の分解が促進される傾向にあるので、特に厳正な工事管理が必要である。

⑴　塗装防食、覆装防食又は塗覆装防食にあっては、現場工事時における配管処理表面の損傷又はねじ加工部分の露出等がある場合は、当該部分から管財料の分解が促進される傾向にあるので、特に厳正な工事管理が必要である。

５　起動装置

⑴　機　　器

認定ユニットで起動用水圧開閉装置を含むもの以外の起動用水圧開閉装置の圧力タンク容積は、100ℓ以上（吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が150Ａ以下の場合にあっては、50ℓとすることができる。）とし、他法令の適用を受けるものにあっては、当該法令に適合するものであること。

⑵　設置方法

規則第12条第１項第７号への規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動させるものにあっては、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに、起動するように調整されたものであること（第２－15図参照）。

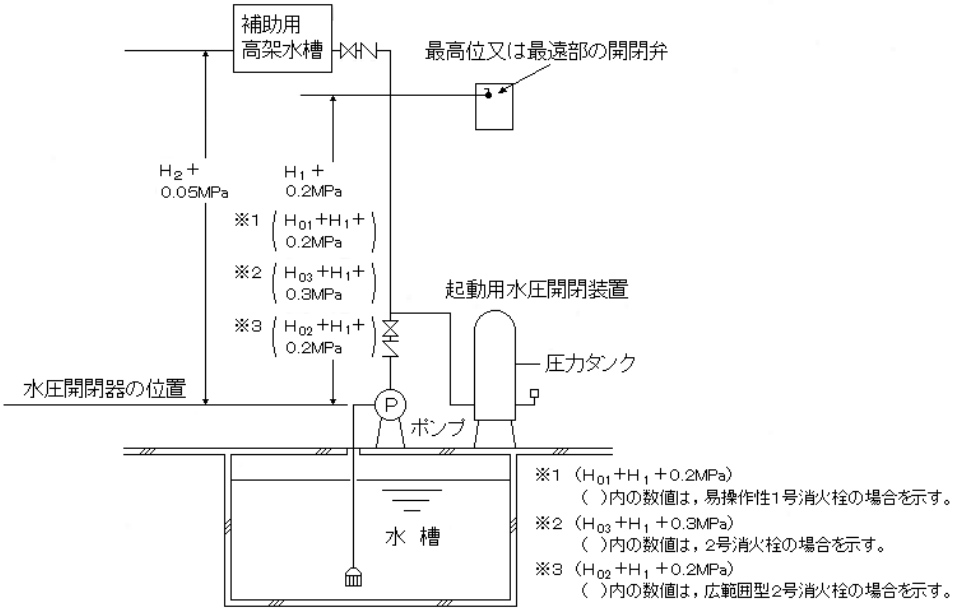

第２－１５図

ア　最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H_1）による圧力に次の数値を加えること。

１号消火栓　H_1＋0.2MPa

易操作性１号消火栓　H_{01}＋H_1＋0.2MPa

広範囲型２号消火栓　H_{02}＋H_1＋0.2MPa

２号消火栓　H_{03}＋H_1＋0.3MPa

（H_{01}は易操作性１号消火栓の、H_{02}は広範囲型２号消火栓、H_{03}は２号消火栓の、それぞれ弁、ホース、ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された品質評価機器の仕様書に明示された数値をいう。）

イ　補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H_2）による圧力に0.05MPaを加えること。

６　非常電源、配線等

非常電源、配線等は、本節 第３ 非常電源の基準により、さらに常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次により設置すること。

⑴　低圧のものにあっては、引込開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

⑵　特別高圧又は高圧による受電のものにあっては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

7　貯水槽等の耐震措置

本節 第１消防用設備等の地震防災対策によること。

8　消火栓箱等

⑴ 機　　器 ◆

ア　１号消火栓（易操作性１号を除く。）

㈠　消火栓開閉弁

消火栓開閉弁は、認定品とすること。

なお、連結送水管（設計送水圧力１MPa以上となるもの）と配管を共用する場合は、減圧機構付の開閉弁は最大使用圧1.6MPa以上とすること。

㈡　消火栓箱の構造

消火栓箱の扉は容易に開放でき、操作に支障のないものとし、次のａからｃに適合するものであること。

ａ　消火栓箱の材質は厚さ1.6㎜以上の鋼製とすること。ただし、扉部分に限り難燃材料とすることができること。

ｂ　扉側の表面積は0.7㎡以上とすること。ただし、軽量ホース等使用ホースの特徴に応じ、適当な大きさのものにあってはこの限りでない。

ｃ　消火栓箱の奥行は、弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有するものとすること。

㈢　ノズル等

ａ　管そうは、日本消防検定協会の認定評価品を用いること。

ｂ　ノズルは、開閉装置付のものを用いること。この場合、スムースノズルを使用する場合は、認定評価品とすること。

㈣　ホース

ホースは、呼称40のもので、長さは、屋内消火栓から階の各部分に消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離７ｍ以内で放水した場合に有効に放水できる長さとすること。この場合の有効に放水できるとは、実際にホースを延長して消火対象室の中まで到達するなど、有効に当該部分を消火できることが必要であること。

イ　易操作性１号消火栓、２号消火栓及び広範囲型２号消火栓

㈠　認定評価品を用いること。

ただし、延長ホースの増設が必要な場合又は改修により既設消火栓箱を用いる場合は、前ア㈡によること。

㈡　ホースの呼称、長さは、認定評価時のものとし、屋内消火栓箱は階の各部分に消防用ホースを延長し、ノズルから放水距離（易操作性１号消火栓及び広範囲型２号消火栓にあっては７ｍ、２号消火栓にあっては10ｍ）以内で放水した場合に有効に放水できるように配置すること。この場合の有効に放水できるとは、実際にホースを延長して消火対象室の中まで到達するなど、有効に当該部分を消火できることが必要であること。

ウ　使用方法の表示

消火栓箱の扉の表面又は扉を開いた時の見やすい位置に、当該消火栓の使用方法を表示すること（第２－16図及び第２－17図参照）。



第２－16図　１号消火栓の使用方法表示例(1)

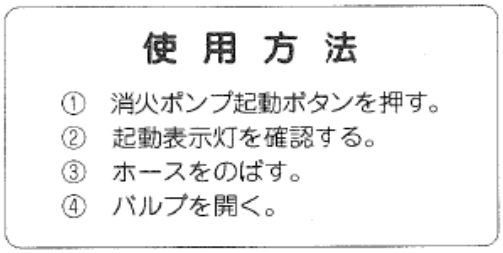

第２－17図　１号消火栓の使用方法表示例(1)

⑵　設置方法

原則として、同一防火対象物には、同一操作性のものを設置することとし、消火栓箱は、出入口や階段の直近等、火災時に容易に認識し、使用しやすい場所に設置すること。　◆

なお、ホースについては、包含範囲の各部分を有効に放水できることが必要であること。

設置方法は次によること。

ア　１号消火栓

⑺　灯火及び表示

ａ　消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、１字につき20㎠以上とすること。

ｂ　消火栓の赤色の灯火は消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱の扉表面の上端部に設ける場合はこの限りでない。

ｃ　赤色の灯火の有効投影面積は、直径60㎜以上又はこれに相当する面積以上とすること。

ｄ　連結送水管の放水口を併設収納する消火栓箱の表面には、前ａからｃによるほか、前ａに規定する程度の文字の大きさで「放水口」等、放水口の存在を確認しやすいよう、表示すること。

⑴　消火栓箱に格納するホース及びノズル

原則として呼称40のもので、長さが15ｍのホースを２本設置すること。◆

ただし、消火栓箱から半径25ｍ範囲を超える等、一部包含できない場合があっても、例えば体育館のように別に消火栓箱を増設しなくても消火上支障ないと認められる場合は、長さ20ｍのホースを２本設置することで足りる。

また、消火栓箱から半径15ｍ以内にその階のすべての部分が包含される小規模の防火対象物にあっては、長さ10ｍのホース２本とすることができる。

⑺　政令第11条第３項第１号に定める防火対象物以外のものであっても、可燃性物品を多量に貯蔵若しくは取り扱う等、消火に際して多量の水を必要とする場合は、１号消火栓又は易操作性１号消火栓とし、初期消火できる者の数が限られている防火対象物については、易操作性１号消火栓とすること。　◆

イ　易操作性１号消火栓

⑺　消火栓箱内に連結送水管の放水口を併設する場合には、当該箱の大きさを大きくする必要があるので、前⑴．イにより認定評価を受けたものを使用すること。

なお、連結送水管と併設できるものは前ア．⑺．ｄによること。

⑴　前ア．⑼以外の防火対象物については、使用方法の容易性等を鑑み、易操作性１号消火栓又は下記ウの２号消火栓等を設置すること。　◆

ウ　広範囲型２号消火栓、２号消火栓

⑺　消火栓箱内に連結送水管の放水口を併設する場合には、当該箱の大きさを大きくする必要があるので、前⑴．ウにより品質評価を受けたものを使用すること。

なお、連結送水管と併設できるものは前ア．⑺．ｄによること。

⑴　前ア．⑼以外の防火対象物のうち、政令別表第１⑸項及び⑹項の防火対象物、可燃性物品が極めて少ない防火対象物及び水損防止に注意を払う必要のある防火対象物等については、特に２号消火栓又は広範囲型２号消火栓を設置すること。　◆

エ　天井設置型

原則として天井設置型とせずに前アからウの機器を設置すること。◆

ただし、これにより難い場合で、次の⑺から⑷に適合する場合は、天井設置型とすることができる。

⑺　天井設置型消火栓を設置する場所の周囲には、操作に支障を及ぼす陳列棚、パーテーション、機器等を設けないこと。

⑴　天井設置型消火栓を設置する天井面の高さは、３ｍ以下とすること。◆

⑼　降下装置のうち直接操作する部分は、床面から0.8m以上◆1.8m以下の位置に設けること。

⑵　前⑺に掲げる場所及び降下装置又はその周囲には、消火栓の操作部分である旨の表示を行うこと。

⑷　降下装置にはその旨の表示及び前ア．⑺に準じた灯火表示を行うこと。

9　配管の摩擦損失計算等

⑴　１号消火栓

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管等の摩擦損失計算」によるほか、政令第11条第３項第１号ニに規定される個数にノズルからの放水量150ℓ／minを乗じて得た数を当該配管の流量として摩擦損失計算を行うこと。

⑵　易操作性１号消火栓

ア　易操作性１号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前８．⑴．イによる認定評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ　易操作性１号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第３項第１号ニに規定される個数にノズルからの放水量150ℓ／minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

⑶　２号消火栓

ア　２号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前８．⑴．イによる認定評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ　２号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第３項第２号

ロ．⑷に規定される個数にノズルからの放水量70ℓ／minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

⑷　広範囲型２号消火栓

ア　広範囲型２号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前８．⑴．イによる認定評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ　２号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第３項第２号ロ．⑷に規定される個数にノズルからの放水量90ℓ／minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

10　パッケージ型消火設備

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分について、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）に基づき、パッケージ型消火設備を設置した場合は、政令第29条の４第１項の規定により、屋内消火栓設備の設置に代えることができる。

⑴　設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物は、政令第11条第１項第１号から第３号まで及び第６号に掲げる防火対象物又はその部分並びに条例第37条第１項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第１⑴項から⑿項まで若しくは⒂項の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第４で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置するものとする。

ア　Ⅰ型の場合

⑺　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が６以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの。

⑴　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が３以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

イ　Ⅱ型の場合

⑺　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が４以下であり、かつ、延べ面積が1500㎡以下のもの。

⑴　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が２以下あり、かつ、延べ面積が1000㎡以下のもの。

ウ　前ア及びイに掲げるもののほか、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第２条第２項の規定に基づく「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、 規則第13条第３項各号に掲げる部分。

⑵　設置することができる場所の要件

前⑴の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」は、次に掲げる場所以外の場所とする。

ア　外気に直接開放された開口部を有する階で、かつ、開放部分の合計面積が当該階の床面積の15%以上あるもの。

なお、開口部の位置、構造等については、本節 第５ 泡消火設備 ５．⑴ア．㈠．ａからｄを準用すること。

イ　建基法に基づく排煙設備又はそれと同等の排煙装置（以下「排煙装置等」という。）が設けられているとともに、パッケージ型消火設備を操作する際に、容易に排煙操作ができるように措置されていること。ただし、既存の防火対象物の小規模な部屋等で、扉を開放した場所から容易かつ有効にパッケージ型消火設備の消火剤を放射できる場合は、当該パッケージ型消火設備を設置する部分に排煙装置等が設けられていることで足りる。

⑶　設置方法

12号告示第４から第９によるほか、次によること。

ア　防火対象物の階ごとに、当該階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が、Ｉ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては、15m以下となるように設けること。

イ　一のパッケージ型消火設備により防護する部分の面積は、Ｉ型にあっては850㎡以下、Ⅱ型にあっては500㎡以下とすること。

ウ　温度40度以下で温度変化が少ない場所に設けること。

エ　直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。

オ　消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。

カ　機器は、12号告示に適合したものであること。

なお、認定品を使用すること。◆

キ　出入口や階段の直近等、火災時に容易に認識し、使用しやすい場所に設置すること。◆

⑷　特例

ア　地階が避難階となる防火対象物で、開口部等が、第２章第１節第５「無窓階の取扱い」の無窓階以外の階に合致するものについては、パッケージ消火設備の設置に限り、地階以外の階と同様に取扱うことが可能とする。

イ　仮設建築物のうち、次の㈠又は㈡の基準に適合するものは、前⑴及び⑵に係わらず、パッケージ型消火設備を設置することができる。

㈠　継続期限が概ね１年未満のもので、火災の発生を認識できる措置がとられており、容易に避難ができる構造のもの

㈡　排煙装置等が設けられているもの

ウ　令第12条第２項第３号の２で定める防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000㎡未満のもののうち、規則第13条第３項で定める部分が、ＥＶシャフトやパイプシャフト、浴室等、有効な開口部を設けることができない小規模な区画のみである場合は、前⑴及び⑵に係わらず（地階及び無窓階の場合も含む。）、パッケージ型消火設備を設置することができる。

11　そ の 他　◆

既存対象物について、１号消火栓箱を取り替える場合は、前８．⑵．イ．㈡の用途等について、次の点に留意の上、易操作性１号消火栓又は広範囲型２号消火栓への改修に努めること。

なお、１号消火栓を易操作性１号消火栓又は広範囲型２号消火栓へ改修する場合で、消防長又は消防署長がやむを得ないと認めるときは、前８．⑵の「同一操作性」については適用しない。

⑴　既存消火栓箱の厚みに留意し、納まり具合を確認すること。

⑵　易操作性１号消火栓又は広範囲型２号消火栓の圧力損失を調査（0.2～0.25MPa位）し、既存防火対象物のポンプ能力で対応できるかどうかを確認すること（１号消火栓に比べて改修易操作性１号は圧力損失が大きいため。）。

⑶　改修した旨を示す表示が、消火栓収納箱の扉になされていること。

⑷　改修工事には甲種第１類消防設備士による工事整備対象設備等着工届出書を提出すること。

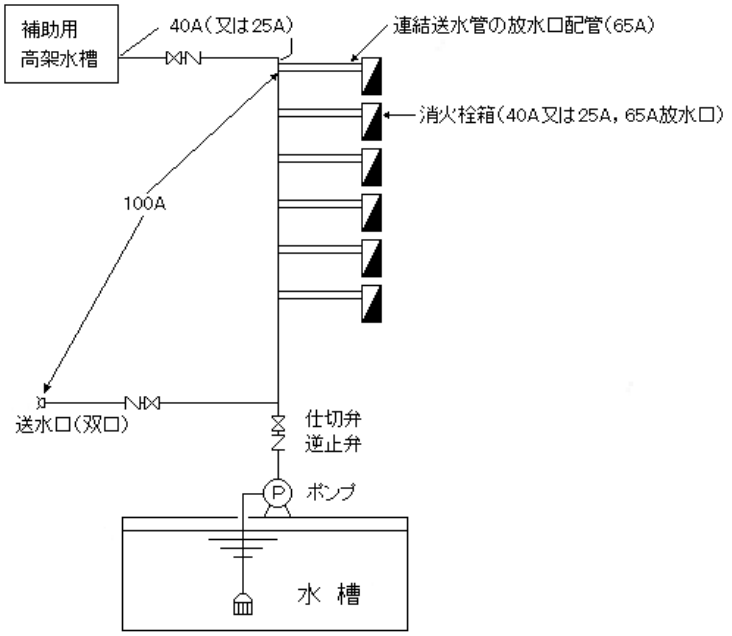

別図第２－１　屋内消火栓と連結送水管の主管を兼用する場合の配管系統例

別記１

ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手等の設置に係る留意事項

１　接合方法

配管及び管継手又は配管及びバルブ類（以下、この別記１において「配管及び管継手等」という。）の接合は、次に掲げる方法により行うこと。

⑴　溶接接合

ア　配管は、手動又は自動のステンレス鋼管専用の切断工具を使用し、所定の長さに切断するとともに、開先加工及び面取りを行うこととし、溶断による切断は行わないこと。

イ　「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」（JIS Z 3821）の技術検定に合格した者が、次の手順に従って手動又は自動のティグ溶接（タングステンイナートガスアーク溶接）により配管及び管継手等の溶接接合を行うこと。

⑺　仮付け溶接は、次の事項に留意して行うこと。

a　配管及び管継手の芯だしを行い、ずれが生じないように受け台等で固定して細心の注意を払うこと。

b　突合せ溶接部の溶込み不足が生じないように配管、管継手の厚さに適したルート間隔が確保できるように行うこと。

c　必要最小限の入熱で行うこと。

⑴　本溶接は、次の事項に留意して行うこと。

a　溶接部酸化防止のため、アルゴンガス又は窒素ガスでバックシールドを行いながら行うこと。

b　バックシールドに用いるアルゴンガス又は窒素ガスは、本溶接終了後も溶接部分が酸化しない温度(手で触れることができる程度の温度)になるまで送気すること。

c　溶接中に発生した酸化膜は、ステンレス製のワイヤーブラシ等で除去すること。

d　溶接部は、十分な溶込みを確保するとともに、裏波ビートが形成されていることを確認すること。

⑵　ねじ接合

配管及び管継手等をねじ接合で接合する。なお、ねじ接合に当たっての接合材は、ステンレス用の液状シール材又は「シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ）」（JIS K 6885）を使用すること。

⑶　フランジ接合

配管及び管継手等をフランジ接合で接合する。なお、フランジ部材は、JIS B 2220のステンレス鋼（SUS 304、SUS 316）製を使用するとともに、ガスケットは、水に接して塩素を溶出しない材質を使用すること。

２　絶縁対策

配管及び管継手等に絶縁対策を施す場合は、次の例により行うこと。

⑴　絶縁箇所には、絶縁継手等を使用すること。

⑵　支持金物等は、合成樹脂を被覆した支持金具・固定金具を用いるとともに、絶縁シート、合成樹脂の絶縁テープ等を介して取り付けること。

３　埋設施工

配管及び管継手を埋設施工する場合は、次の方法により行うこと。

⑴　コンクリート埋設は、次によること。

ア　鉄筋との接触を避けること。やむを得ず接触する場合は絶縁処置を施すこと。

イ　高濃度の塩化剤を含むコンクリート添加剤が使用されている場合は、防食テープ等で保護すること。

⑵　土中埋設は、次によること。

原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合は次によること。

ア　埋設部分は、管及び管継手のみとし、バルブ類及び計器類は埋設しないこと。

イ　埋設部分がSUS 304の場合は、ポリエチレンスリーブで保護するかペトロラタム系等による防食処置を施すこと。またSUS 316の場合は、原則として防食処置は不要であるが、環境に応じてSUS 304と同様な処置を施すこと。

４　その他の留意事項

⑴　配管及び管継手等を接合する場合であって、当該接合部に可燃性のパッキン又はガスケットを用いて水封するものにあっては、湿式配管とすること。ただし準不燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等や、配管等に巻かれた厚さ50㎜以上のロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されている場合は同様に取り扱う。

⑵　異種金属接触腐食を防止するため、ステンレス鋼管は他の金属と接触させないこと。

⑶　専用継手がない外面被覆ステンレス鋼管の接合に、溶接接合、ねじ接合及びフランジ接合以外の方法で接合する場合の継手は認定品とし、埋設部分には防食措置を施すこと。

第３　非常電源

１　用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　不燃専用室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）で防火的に区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。

⑵　不燃材料で区画された機械室等とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、梁及び屋根をいう。）により防火的に区画された機械室、電気室、ポンプ室等の機械設備室（ボイラー設備等の火気使用設備と共用する室及び可燃性の物質が多量にある室を除く。）で開口部に防火設備を設けてある室をいう。

⑶　非常電源の専用区画等とは、不燃専用室、キュービクル式（当該電気設備等を閉鎖型の鋼板製の箱に収容したもの）の外箱及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう。

⑷　耐火配線とは、規則第12条第１項第４号ホの規定による配線をいう。

⑸　耐熱配線とは、規則第12条第１項第５号の規定による配線をいう。

⑹　引込線取付点とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は連接引込線を取り付ける電気取付点のうち最も電源に近い場所をいう。

⑺　保護協調とは、一般負荷回路が火災等により短絡、過負荷、地絡等の事故を生じた場合においても非常電源回路に影響を与えないように遮断器等を選定し、動作協調を図ることをいう。

⑻　一般負荷回路とは、消防用設備等の非常電源回路以外のものをいう。

２　非常電源の設置

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ第３－１表により設置するものとする。

第３－１表

消防用設備等	非常用電源の種類	使用時分
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備	非常電源専用受電設備（注１に掲げる防火対象物は除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自家発電設備、蓄電池設備、又は燃料電池設備	60分以上
屋外消火栓設備	非常電源専用受電設備（注１に掲げる防火対象物は除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	30分以上
自動火災報知設備 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）	非常電源電用受電設備（注１に掲げる防火対象物は除く。）又は蓄電池（直交変換装置を有するものを除く）	10分以上
ガス漏れ火災警報設備	直交変換装置を有しない蓄電池	10分以上
	自家発電設備、直交変換装置を有する蓄電池又は燃料電池設備（注２に掲げる場合又は直交変換装置を有しない蓄電池を設ける場合）	
誘導灯 誘導灯（長時間対応）	直交変換装置を有しない蓄電池	20分以上
	直交変換装置を有する蓄電池、自家発電設備又は燃料電池設備	60分以上（注３）
排煙設備	非常電源専用受電設備（注１に掲げる防火対象物は除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	30分以上
連結送水管の加圧送水装置	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	120分以上
非常コンセント設備	非常電源専用受電設備（注１に掲げる防火対象物は除く。）、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備	30分以上
無線通信補助設備	蓄電池設備	30分以上
総合操作盤	非常電源専用受電設備（注１に掲げる防火対象物は除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備	120分以上

（注）１　延面積が1,000㎡以上の特定防火対象物のうち、政令設置義務対象物（条例のみの設置義務対象物は除く。）

２　２回線を１分間有効に作動させ、同時にその回路を１分間監視状態にすることができる容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設ける場合

３　延面積が50,000㎡以上、地階を除く階数が15以上で延面積が30,000㎡以上、(16の2)項で延面積が1,000㎡以上の防火対象物、又は地下駅舎で乗降場が地下３層以下の層に存するもの若しくは地下において複数の路線が乗り入れているもの

３　非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次により設置すること。

⑴　構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能は、次によること。

ア　高圧又は特別高圧で受電する非常電源受電設備であって、キュービクル式のものは、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第７号。以下、この第３において「キュービクル告示」という。）に適合するものであること。

なお、認定品の設置が望ましいこと。◆

イ　低圧（直流にあっては750Ｖ以下、交流にあっては600Ｖ以下の電圧をいう。）で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下、この第３において「非常用配電盤等」という。）は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）によるほか、設置場所に応じて第３－２表により設置するものであること。

なお、原則として認定品を設置すること。◆

第３－２表

<table>
<tr><th colspan="2">設　　置　　場　　所</th><th>非 常 用 配 電 盤 等 の 種 類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">不燃専用室</td><td>区画が耐火構造のもの</td><td>第１種配電盤等、第２種配電盤等又は一般の配電盤等</td></tr>
<tr><td>区画が耐火構造以外の不燃材料のもの</td><td rowspan="3">第１種配電盤等、第２種配電盤等又は一般の配電盤等（注）</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外又は主要構造物を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から３ｍ以上の距離を有する場合又は当該受電設備から３ｍ未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃区画された機械室等及びその他これに類する室（消火ポンプ室）</td><td rowspan="2">第１種配電盤等、第２種配電盤等</td></tr>
<tr><td colspan="2">各階ごとに耐火床で水平打ちした耐火性能を有するパイプシャフト</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の場合</td><td>第１種配電盤等</td></tr>
</table>

（注）　規則では一般の配電盤等を設置することが認められているが、信頼性の確保を目的として第２種配電盤等を設置する。◆

※　「耐火性能」とは、建基政令第107条に規定する１時間の耐火性能

ウ　開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。

エ　高圧（7,000Ｖ以下の電圧で、直流にあっては750Ｖ、交流にあっては600Ｖを超える電圧をいう。）又は特別高圧（7,000Ｖを超える電圧をいう。）で受電する非常電源専用受電設備（キュービクル式のものを除く。）の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器（補助加圧ポンプを含む。）及び配線と容易に識別できるように厚さ1.6㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の厚さ及び強度を有する不燃性の隔壁で区画すること。ただし、非常電源回路の配線用遮断器から上下左右の方向に150㎜以内の位置に、一般回路の配線用遮断器及びその他の機器がなければ、隔壁

は省略できる（第３－１図参照）。

なお、隔壁は次に定めるところによること。

⑺　非常電源回路に設ける専用の配線用遮断器には、その操作面及び裏面を除く上下及び左右の方向で配線用遮断器の外かくより55㎜以上の位置に赤色に塗った隔壁を設けること。◆

⑴　耐火電線又はＭＩケーブル以外の電線を使用する場合は、電線被覆面の両側の位置に、隔壁を設けること。◆

この場合、隔壁は、配線用遮断器の負荷側より電線引出し口までの間とする。

⑼　隔壁の高さは、配線用遮断器の操作面及び電線の被覆面（耐火電線又はＭＩケーブル以外の電線を使用する場合）から55㎜以上とすること。◆

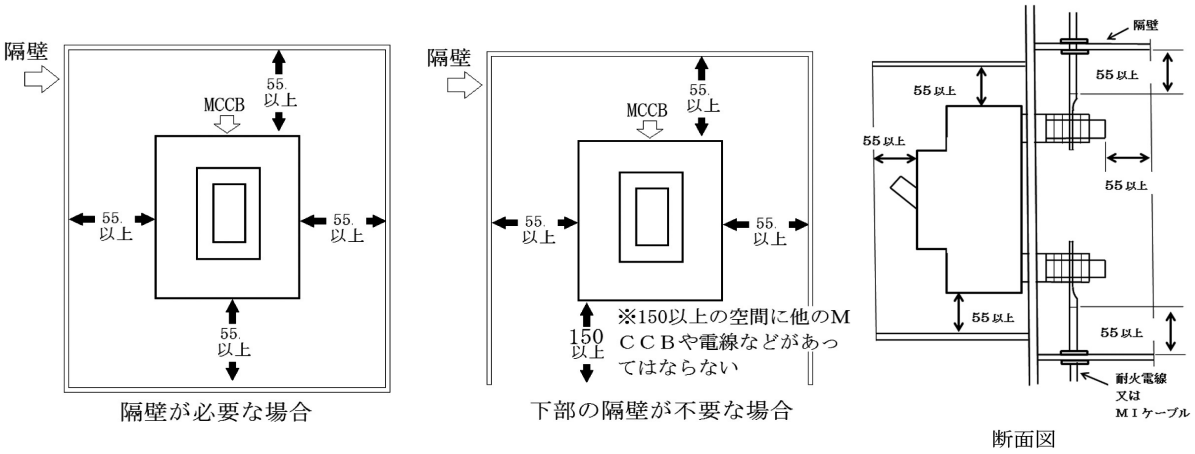

第３－１図

オ　非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤若しくは監視室等の監視盤の前面には、非常電源回路の電源が充電されていることを容易に確認できる表示灯を次により設けること。ただし、同一変圧器の二次側に非常電源回路が２以上ある場合にあっては、電源確認表示灯は１とすることができる。　◆

⑺　表示灯の電源は、非常電源回路用過電流遮断器の二次側より分岐すること。

⑴　表示灯回路には適正なヒューズを用いること。

⑼　表示灯の光色は赤色とすること。

⑽　表示灯の直近には非常電源確認表示灯である旨の表示を行なうこと。

⑾　表示灯回路には点滅器を設けないこと。

カ　直列リアクトルが設置されている回路にあっては、コンデンサー又はリアクトルの異常時に、当該回路を自動的に遮断できる装置を設けること。ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあっては、この限りでない。◆

※　認定品にあっては、前ウからカに適合しているものとして取り扱って支障ない。

⑵　結線方法

非常電源専用受電設備の結線方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図り、次のいずれかの例によること。ただし、認定品については、これに適合するものとして取り扱うことができる。

ア　非常電源専用の受電用遮断器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

⑺　配線用遮断器（ＭＣＣＢ）は、受電用遮断器（ＣＢ又はＬＢＳ）より先に遮断するものを設

けること（第３－２図参照）。

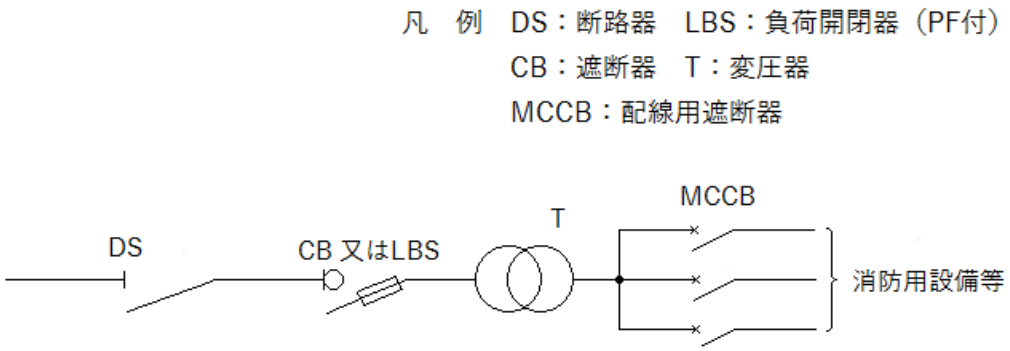

第３－２図

⑷　消防用設備等の受電用遮断器（ＣＢ$_2$又はＬＢＳ$_2$）を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器（ＣＢ$_1$又はＬＢＳ$_1$）と同等以上の遮断容量を有すること（第３－３図参照）。

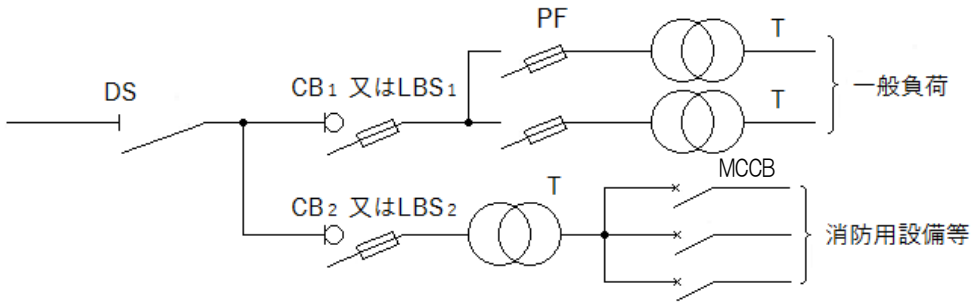

第３－３図

イ　非常電源専用の変圧器（防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む。）を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（第３－４図参照）

⑺　一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（ＣＢ$_1$又はＬＢＳ$_1$）より先に遮断する一般負荷用遮断器（ＣＢn又はＬＢＳn）を設けること。ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（ＭＣＣＢ）を設けた場合はこの限りでない。

⑷　消防用設備等専用変圧器の二次側に複数の配線用遮断器が設けられている場合の配線用遮断器は、受電用遮断器及び変圧器一次側に設けた遮断器より先に遮断するものを設けること。

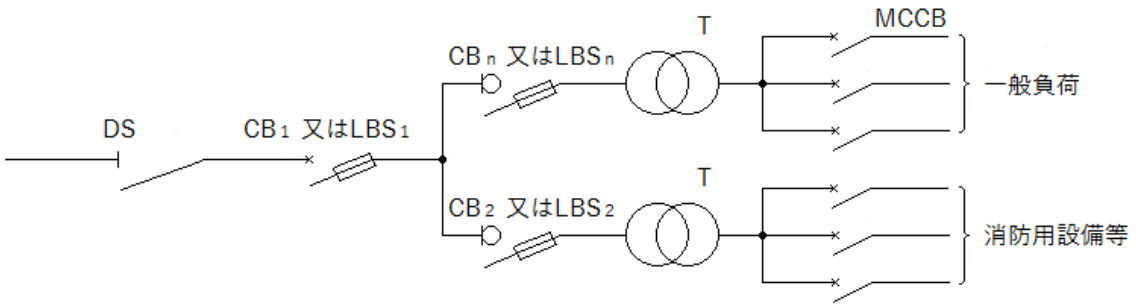

第３－４図

ウ　一般負荷と共用する変圧器を次により設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（第３－５図参照）

⑺　一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（ＣＢ$_1$又はＬＢＳ$_1$）より先に遮断する遮断器（ＣＢn又はＬＢＳn）を設けること。ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（ＭＣＣＢ）を設けた場合はこの限りでない。

⑴　一般負荷と共用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。

a　一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流を超えないものであること。ただし、直近上位に標準定格のものがある場合は、その定格電流とすることができる。

b　配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側の定格電流に2.14（不等率1.5／需要率0.7）倍を乗じた値以下であること。ただし、過負荷を検出し一般負荷回路を遮断する装置を設けた場合は、この限りでない。

c　配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有効に遮断するものであること。

ただし、後記６．⑴．エに規定する耐火配線を行なっている回路にあってはこれによらないことができる。

※　配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。

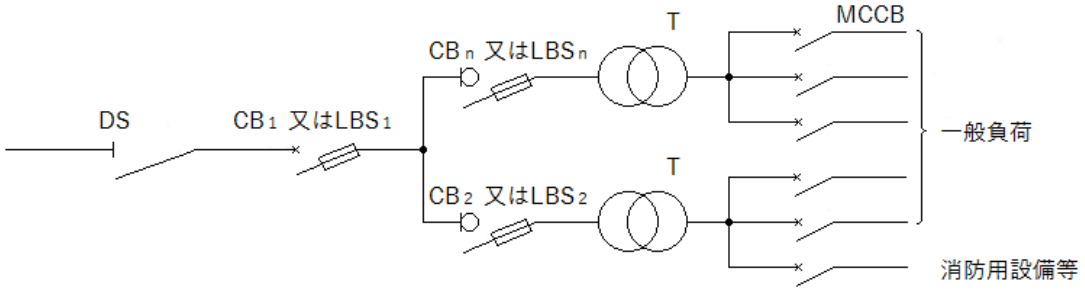

※　不等率＝$\dfrac{\text{各負荷の最大需要電力の和}}{\text{統括した時の最大需要電力}}$

※　需要率＝$\dfrac{\text{最大需用電力}}{\text{設備容量}}$

第３－５図

エ　一般負荷と共用する変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設け、その遮断器の一次側から次により消防用設備等へ電源を供給する場合（第３－６図参照）

⑺　前ウ（⑴．ｂを除く。）によるほか、一般負荷の主配線用遮断器（ＭＣＣＢ$_0$）は、受電用遮

断器（ＣＢ$_1$又はＬＢＳ$_1$）及び変圧器一次側に設けた遮断器（ＣＢ$_2$又はＬＢＳ$_2$）より先に遮断すること。ただし、変圧器二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（ＭＣＣＢn）を設けた場合はこの限りでない。

⑷　一般負荷の主配線用遮断器（ＭＣＣＢ$_0$）の定格電流は、変圧器二次側の定格電流の1.5倍以下とし、かつ、消防用設備等の配線用遮断器（ＭＣＣＢ$_1$）との定格電流の合計は、2.14倍以下とすること。

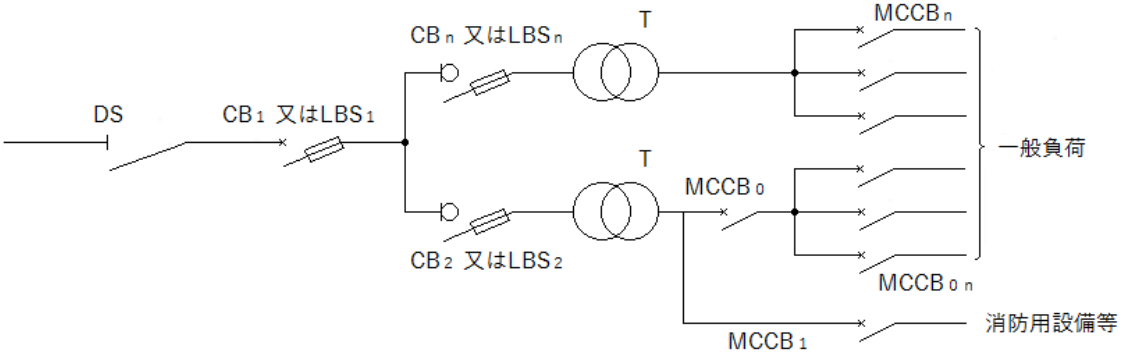

第３－６図

オ　低圧で受電し消防用設備等へ電流を供給する場合

⑺　非常電源専用で受電するもの（第３－７図、第３－８図参照）

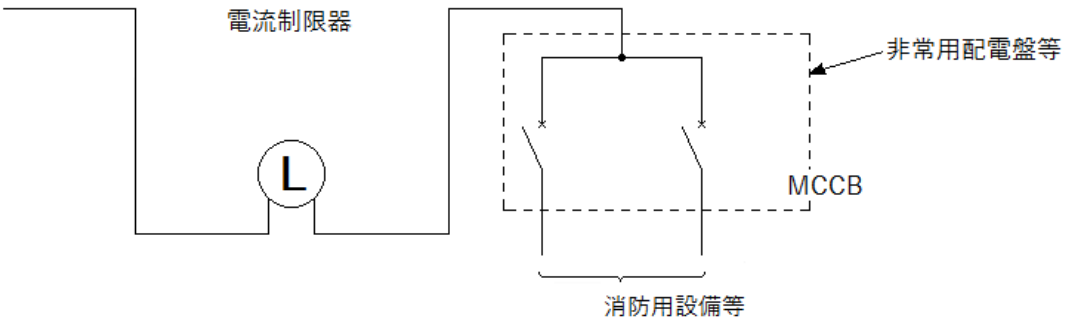

第３－７図

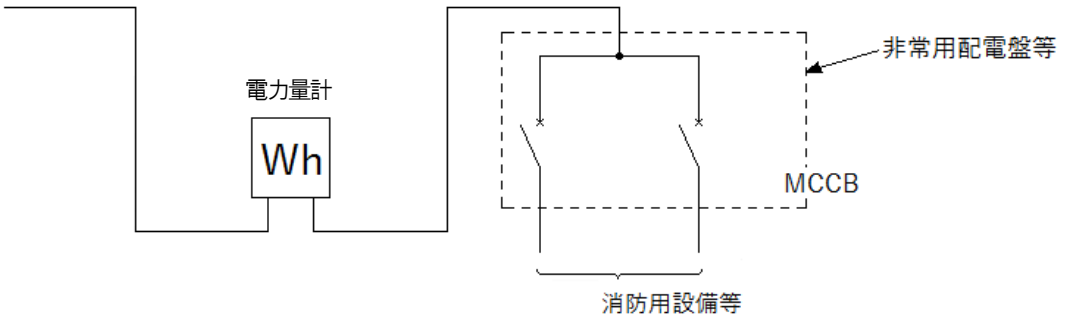

第３－８図

⑷　一般負荷と共用で受電するもの（第３－９図、第３－10図、第３－11図参照）

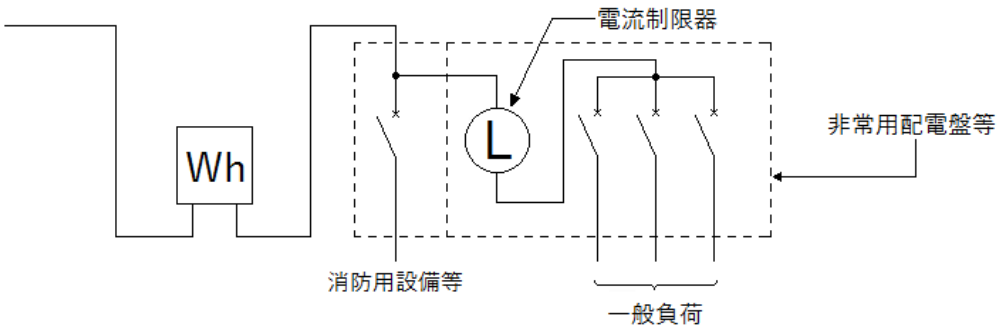

第３－９図

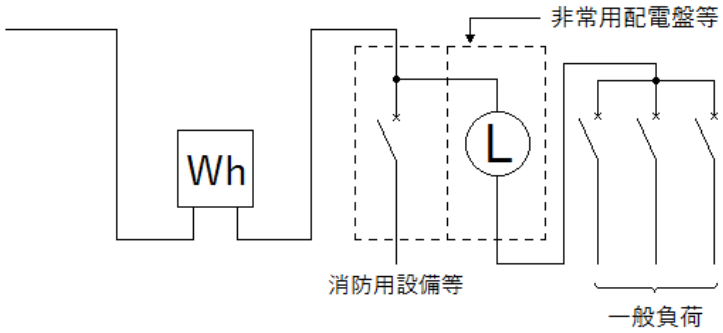

第３－10図

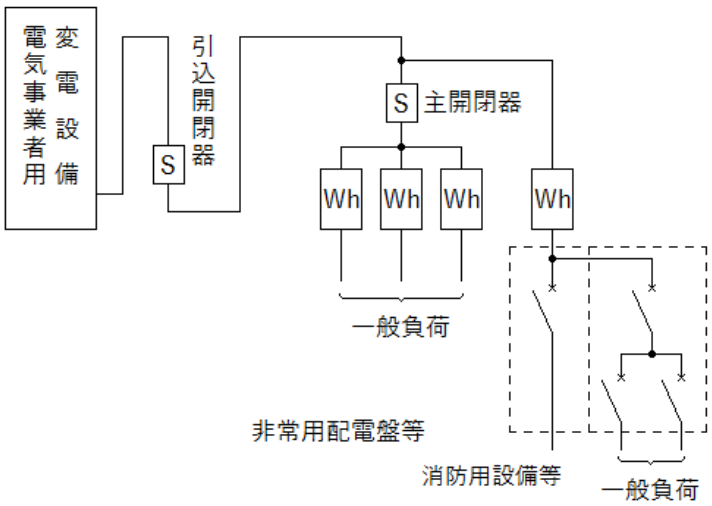

第３－11図

カ　太陽電池発電設備を変圧器接続する場合

次の⑺から⑼に適合するものであること（第３－12図参照）。

⑺　非常電源のある変圧器（共用変圧器）には接続しないこと。

⑴　太陽電池発電設備の故障時に対しては、キュービクルの保護装置と保護協調が図られたものであること（ＣＢ$n_{1\sim2}$のみが作動）。

⑼　解列箇所の配線用遮断器等は、十分な遮断性能を有するものとし、定格電流は、変圧器二次

側の定格電流を超えないものであること。なお、解列箇所に漏電遮断器を用いる場合は、過電流保護機構を備えた逆接続可能型漏電遮断器（ＯＣ付ＥＬＣＢ）とすること。

㈡　共用変圧器に設けた配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器の二次側の定格電流に2.14（不等率1.5／需要率0.7）倍を乗じた値以下であること。ただし、過負荷を検出し一般負荷を遮断する装置を設けた場合は、この限りでない。

㈢　配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないこと。

㈣　パワーコンディショナの定格出力は、接続する一般用変圧器の定格容量以下であること。

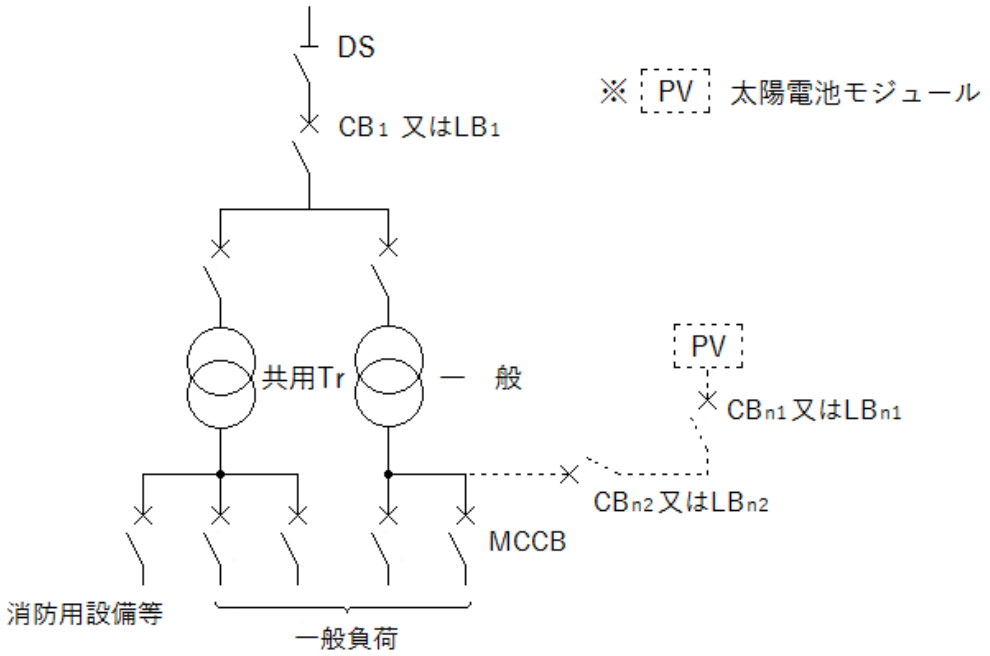

第３－12図

⑶　設置場所等

非常電源専用受電設備の設置場所等は、次によること。

ア　高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の設置場所は、次のいずれかによること。

㈠　不燃専用室に設けること。

㈡　キュービクル式のもの（キュービクル告示に適合するものに限る。）を設ける場合にあっては、不燃専用室、不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。

㈢　前㈡以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては隣接する建築物又は工作物から３ｍ以上の距離を有して設けること。

ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該部分の開口部に防火戸その他の防火設備を設けてある場合は、この限りでない。

イ　設置場所には、点検及び操作に必要な照明設備又は電源（コンセント付）が確保されていること。ただし、低圧で受電する非常用配電盤等は除く。　◆

ウ　設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。　◆

⑷　耐震措置

本節　第１　消防用設備等の地震防災対策によること。

⑸　引込回路

非常電源専用受電設備の引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出口。）から非常電源の専用区画等までの回路（以下、この第３において「引込回路」という。）の配線及び機器は、次によること。

ア　配　　線

引込回路の配線は、耐火配線とし、別表に示す方法により施設すること。ただし、次の各号に掲げる場所（⑺及び⑷以外のものは別表１．Ａ欄に示す⑴から⑽の電線等を用いた金属管工事としたものに限る。）については、この限りでない。

⑺　地中

⑷　別棟、屋外、屋上又は屋側で開口部からの火災を受けるおそれが少ない場合

⑸　不燃材料で区画された機械室等

イ　引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これに類するものは、前アの⑷及び⑸、その他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、前⑴．イに規定する非常用配電盤等に準じた箱に収納した場合は、この限りでない。

⑹　保有距離

非常電源専用受電設備は、第３－３表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

第３－３表

<table>
<tr><th colspan="2">保有距離を確保しなければならない部分</th><th colspan="4">保　　有　　距　　離</th></tr>
<tr><td rowspan="3">配電盤及び分電盤</td><td>操作を行う面</td><td colspan="4">1.0m以上
ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上</td></tr>
<tr><td>点検を行う面</td><td colspan="4">0.6m以上
ただし、点検に支障とならない部分については、この限りではない。</td></tr>
<tr><td>換気口を有する面</td><td colspan="4">0.2m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変圧器及びコンデンサー</td><td>点検を行う面</td><td colspan="4">0.6m以上
ただし、点検を行う面が相互に面する場合は1.0m以上</td></tr>
<tr><td>その他の面</td><td colspan="4">0.1m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">キュービクル式の周囲</td><td>操作を行う面</td><td rowspan="3">屋内に設ける場合</td><td>1.0m以上</td><td rowspan="3">屋外又は屋上に設ける場合</td><td rowspan="3">1.0m以上。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備を設けてる場合は、屋内に設ける場合の保有距離に準じることができる。</td></tr>
<tr><td>点検を行う面</td><td>0.6m以上</td></tr>
<tr><td>換気口を有する面</td><td>0.2m以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備との間</td><td colspan="4">1.0m以上</td></tr>
</table>

４　自家発電設備

自家発電設備は、次により設置するものとする。

⑴　構造及び性能

自家発電設備の構造及び性能は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示１号）によるほか、次によること。

なお、原則として認定品を設置すること。　◆

ア　燃料槽及びその配管等の設置方法等については、危険物関係法令及び条例の規定によること。

イ　燃料槽は、原則として内燃機関又はガスタービン（以下、この第３において「原動機等」という。）の近くに設け、容量は定格で２時間以上連続して有効に運転できるものであること。　◆

ウ　起動信号を発する検出器（不足電圧継電器等）は、高圧の発電機を用いるものにあっては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあっては、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けること（第３－13図及び第３－14図参照）。　◆

ただし、常用電源回路が前３の非常電源専用受電設備に準じている場合又は運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時等の停電に際し、直ちに操作できる場合は、この限りでない。　◆

エ　制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、後記５に準じたものであること。◆

オ　起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。◆

⑺　専用に用いるものでその容量が4,800AH・セル（アンペアアワー・セル）以上の場合は、キュービクル式のものとすること。

⑴　他の設備と共用しているものはキュービクル式のものとすること。

⑼　別室に設けるものは、後記５．⑶の例によること。

カ　冷却水を必要とする原動機等には、定格で１時間（連結送水管の加圧送水装置にあっては、２時間）以上連続して有効に運転できる容量の専用の冷却水槽を当該原動機等の近くに設けること。◆

ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。

キ　連結送水管のブースターポンプの非常電源に用いる場合にあっては、２時間以上運転できる性能を有するものであること。

※　長時間型として認証を受けたものとすること。　◆

なお、危険物燃料の貯蔵・取扱量によっては、危険物施設になる場合があるので注意すること。

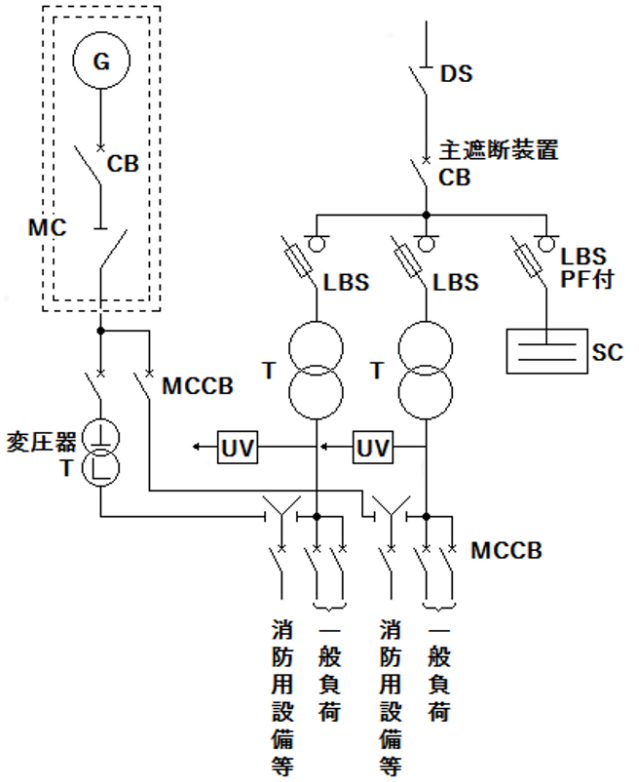

※ UV：（不足電圧継電器等）は，変圧器の二次側の位置とし，主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第３－13図　低圧自家発電設備の例

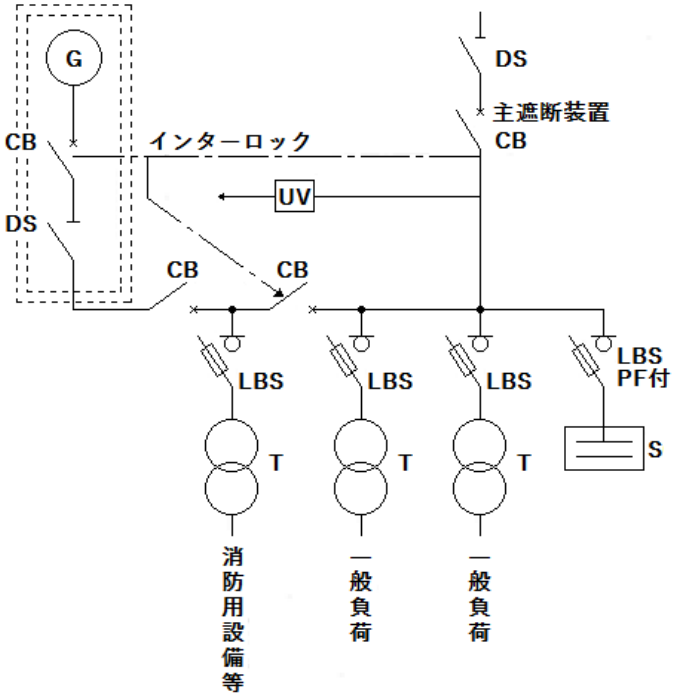

※ UV：（不足電圧継電器等）は，主遮断装置の二次側の位置とし，上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第３－14図　高圧自家発電設備の例

⑵　接続方法

ア　自家発電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとすること。

なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、前３．⑴のイからエまでの例によること。

イ　法第17条の３の３に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検の際、常用電源を遮断して運転切替性能や負荷運転を行うことが困難と予想される病院等の施設については、常用電源と併用して自家発電設備の負荷運転することができるよう、あらかじめ次の例等により回路上の配慮を行うこと。　◆

⑺　点検時に常用電源を切り離さなくても自家発電設備の負荷運転が可能となるように運転モードとインターロックの関係を明確にすること。発電機出力が低圧の場合の代表的な例は第３－15図のとおり。ただし、保安負荷を遮断させない場合は、インターロック回路に注意すること。

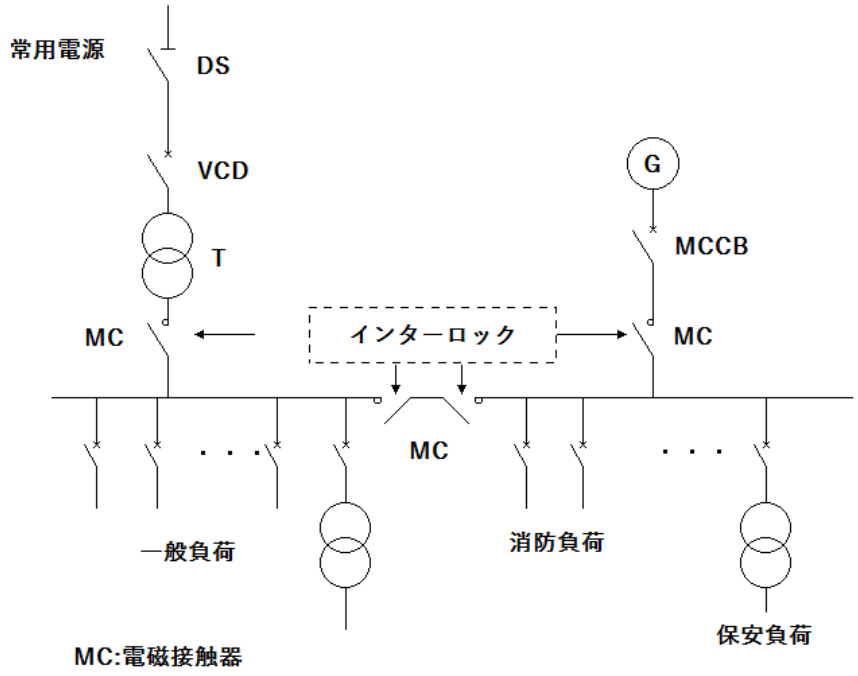

第３－15図

⑴　前⑺を踏まえ、点検用切替回路（消防負荷等運転用）の設定及び停電検出器（自家発電設備始動用）について適切な措置を講じること。なお、自家発電設備が高圧の場合は、消防用設備等に係る負荷が低圧であることから消防用設備等専用の変圧器を設置すること。

⑺　常用電源を遮断した運転切替性能や負荷運転の点検を行うことが困難な既存の防火対象物にあっては、前⑴の例により点検用切替回路を設ける改修に努めること。

⑶　設置場所等

自家発電設備の設置場所等は、条例第13条の規定によるほか、次によること。

ア　前３．⑶の例によること。

イ　不燃専用室に設置する場合、当該室の換気は、直接屋外に面する換気口又は専用の機械換気設備により行うこと。ただし、他の室又は部分の火災により換気の供給が停止されない構造の機械換気設備にあっては、この限りでない。

ウ　前イの機械換気設備には、当該自家発電設備の電源が供給できるものであること。

⑷　耐震措置

本節 第１消防用設備等の地震防災対策によること。

⑸　容　　量

自家発電設備の容量算定にあたっては、次によること。

ア　自家発電設備に係る負荷すべてに所定の時間供給できる容量であること（消防用設備等への供給と一般負荷とを共用する場合は、原則としてそれぞれの容量及び燃料を加算すること。）。

ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

㈠　同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で防火対象物ごとに消防用設備等が独立して使用するものは、次のａ又はｂのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できること（非常照明等、同時使用が考えられるものは合算する）。

ａ　隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

ｂ　防火対象物の１階の外壁間の中心線から水平距離が１階にあっては３ｍ以上、２階以上の階にあっては５ｍ以上の距離を有すること。

㈡　耐火建築物に設置されるもので、自家発電設備を非常電源としている消防用設備等の設置階が全て異なる場合は、合算を要しない。

イ　自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。ただし、逐次５秒以内に、順次電力を供給できる装置を設けることができる。

※　この場合、すべての消防用設備等が40秒以内に電源を供給できるシステムとすること。

ウ　自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量及び燃料とし、原則としてそれぞれの容量及び燃料を加算すること。

エ　消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方法で次に適合するものにあっては、前ウによらず、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。

㈠　火災時及び点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることにおいて二次的災害の発生が予想されないものであること。

㈡　回路方式は、常時消防用設備等に監視電流を供給しておき、当該消防用設備等（ポンプを用いるものに限る。）の起動時に一般負荷を遮断するものであること。

㈢　前㈡の方式は、自動方式とし、復旧は、手動方式とすること。

㈣　一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、別表に示す耐火配線又は耐熱配線により施設すること。

㈤　一般負荷の電路を遮断する機構及び機器は、発電設備室、変電設備室等の不燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けること。

㈥　前㈤の機器には、その旨の表示を設けておくこと。

⑹　保有距離

自家発電設備は、第３－４表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

なお、キュービクル式のものにあっては、第３－３表の例によること。

第３－４表

保有距離を確保しなければばらない部分		保　有　距　離
発動機及び原動機本体	相　互　間	1.0m以上
	周　囲	0.6m以上
操　作　盤	操作を行う面	1.0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上
	点検を行う面	0.6m以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りではない。
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料槽と原動機との間（燃料搭載型及びキュービクル式のものは除く。）	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2.0m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいした場合は0.6m以上
	その他の面	0.6m以上

⑺　消防用設備等の常用電源及び非常電源として使用する気体燃料を用いる発電設備「常用防災兼用ガス専焼発電設備」（以下、この第３において「ガス専焼発電設備」という。）の基準は、前⑴（ア、イを除く。）から⑹までの例によるほか、次によること。

ア　ガス専焼発電設備には、予備燃料を設置するものとし、当該予備燃料は屋外（地上）に設置するものとする。なお、保安対策を講じた場合に限り31m又は10階以下の建物の屋上に設置できるものであること。

ただし、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示１号）第２第13号ロに定める燃料供給方式をとる場合は、予備燃料を設置しないことができる。

なお、原則として(一社)日本内燃力発電設備協会に設置された「ガス専焼発電設備を設置する場合における主燃料の安定供給の確保に係る評価委員会」の評価を受けたものとすること。　◆

イ　ガス供給配管系統をガス専焼発電設備以外の他の火気設備と共用する場合は、他の火気設備によりガス専焼発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。

ウ　緊急ガス遮断装置は専用とし、常時保安状況を監視できる場所（防災センターが設置されている場合は防災センター）から、遠隔操作できる性能を有すること。

エ　緊急ガス遮断装置の点検時等に安定的に燃料の供給を確保するため、バイパス配管を設置すること（第３－16図参照）。

オ　ガス専焼発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

ガス漏れ火災警報設備等の検知部は、ガス専焼発電設備の設置されている部屋、キュービクル内（エンクロージャーを含む。）ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設けるものとし、作動した検知器が何処の部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられていること。

ただし、ガス事業法等によりガス漏検知器の設置が規定されており、作動した検知部が何処の部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分を除く。

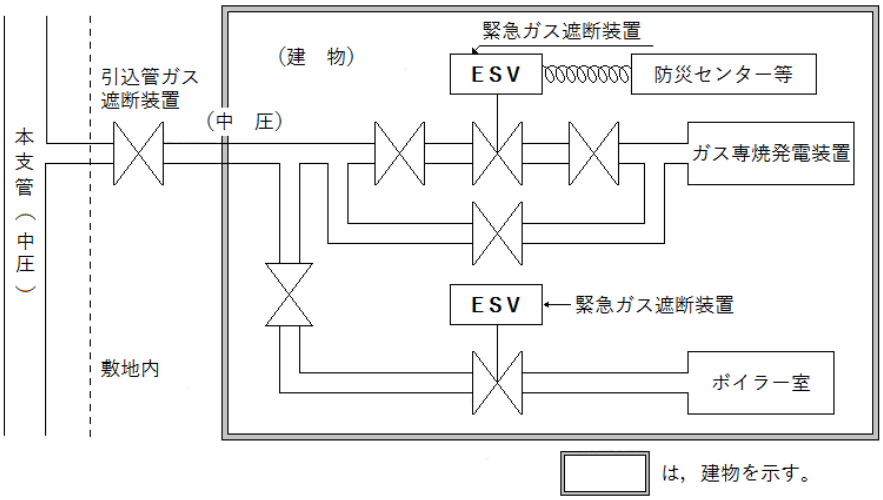

第３－16図

カ　点検等によりガス専燃発電設備から電力の供給ができなくなる場合には、防火対象物の実態に即して次に掲げる措置を講じること。

⑺　非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合

a　巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。

b　防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に点検等を行うこと。

c　火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

⑴　非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

前⑺で掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源を設けること。

５　蓄電池設備

蓄電池設備は消防用設備等に内蔵するものを除き、次により設置するものとする。

⑴　構造及び性能

蓄電池設備の構造及び性能は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第２号）によるほか、次によること。

なお、原則として認定品を設置すること。　◆

ア　充電装置を蓄電池室に設ける場合は、鋼製の箱に収容すること。

イ　充電電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用の回路とし、当該回路の開閉器等には、その旨を表示すること。

⑵　接続方法

蓄電池設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとする。

⑶　設置場所等

蓄電池設備の設置場所等は、条例第14条の規定によるほか、前３．⑶の例によること。

⑷　耐震措置

本節　第１　消防用設備等の地震防災対策によること。

⑸ 容　　量

蓄電池設備の容量算定にあたっては、次によること。

ア　容量は、最大許容電圧（蓄電池の公称電圧80％の電圧をいう。）になるまで放電した後、24時間充電し、その後充電を行うことなく１時間以上監視状態を続けた直後において消防用設備等が第３－１表の右欄に掲げる使用時分以上有効に作動できるものであること。ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯等にあっては、１時間以上の監視状態は必要としない。

イ　容量は前アによるほか、前４．⑸（イを除く。）の例によること。

ウ　一の蓄電池設備を２以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合の容量は、原則としてそれぞれの容量を加算すること。

⑹ 保有距離

蓄電池設備は、第３－５表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

なお、キュービクル式のものにあっては、第３－３表の例によること。

⑺ その他の留意事項

ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池は、次に定める構造及び性能を有するものであること。

ア　蓄電池の内容物の漏えいを検知した場合及び温度異常が発生した場合に充電及び放電しない機能を設けること。

イ　ナトリウム・硫黄電池のモジュール電池（密閉した単電池を複数組み合わせたものをいう。）には、異常が発生した場合に自動的に回路遮断する機能を設けること。

６　燃料電池設備

⑴ 構造及び性能

燃料電池設備の構造及び性能は、「燃料電池設備の基準」（平成18年消防庁告示第８号）によるほか、次によること。

なお、原則として認定品を設置すること。　◆

ア　外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び高温部は、安全上支障のないように保護されていること。

イ　常用電源が停電してから電活確率及び投入までの所要時間は、40秒以内であること。

ウ　燃料電池設備を設置する防火対象物の部分又は外箱の内部には、ガス漏れ火災警報設備の検知器が設置されていること。

エ　燃料容器は、原則として燃料電池設備の近くに設け、容量は定格負荷で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。

オ　冷却水は、定格で１時間以上連続して有効に運転できる容量を有する専用の冷却水槽が当該燃料電池設備の近くに設けられていること。ただし、連結送水管のブースターポンプについては、２時間とする。

なお、冷却水槽の耐震措置は、本節 第１ 消防用設備等の地震防災対策の例によること。

⑵ 接続方法

非常電源回路の保護用電池設備の接続端子以降の部分とすること。ただし、前３．⑸．ア．㈦から㈨に掲げるもの及び消防用設備等の制御盤等に組み込まれたものはこの限りでない。

⑶　保有距離

燃料電池設備の前面に１ｍ以上の幅を有し、かつ、他のキュービクル式以外の自家発電設備若しくはキュービクル式以外の蓄電池設備又は建築物等（当該燃料電池設備を屋外に設ける場合に限る。）から１ｍ以上離れているものであること。

７　非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路等（以下、この第３において「非常電源回路等」という。）は、消防用設備等の種別に応じて次により設置するものとする。

⑴　屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の非常電源回路等は、次によること。

ア　非常電源回路は、非常電源の専用区画等から直接専用の回路とすること。ただし、他の消防用設備等及び防災設備用の回路、高圧又は特別高圧の電路若しくは２系統以上の給電回路等であって、かつ、それぞれ開閉器、遮断器等で分岐できる回路にあってはこの限りでない。

イ　前アの非常電源回路に使用する開閉器、遮断器等は、点検に便利な場所に設けること、また、これらを収容する箱の構造・性能は、前３．⑴．イに規定する非常用配電盤等の例によること。

ただし、当該消防用設備等のポンプ室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

ウ　電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

※　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）第15条により、地絡遮断装置の設置が必要となる場合は、「電気設備の技術基準解釈」第36条第５項を適用する。

参　考

電気設備に関する技術基準の解釈抜粋

第36条第５項

低圧又は高圧の電路であって，非常用照明装置，非常用昇降機，誘導灯又は鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全確保に支障を生ずるおそれがある機器器具に電気を供給するものには，電路に地絡を生じたときにこれを技術員駐在所に警報する装置を設ける場合は，第１項，第３項及び第４項に規定する装置を施設することを要しない。

エ　耐火、耐熱配線は、第３－17図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの太線（ ▬ ）部分を耐火配線、表示灯回路及び操作回路の斜線（ ▰ ）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置すること。ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

⑺　耐火配線の部分で前３．⑸．アに掲げる場所に別表１．Ａ欄の⑴から⑽までに示す電線等を用いてケーブル工事、金属管工事又は２種金属製可とう電線管工事としたもの若しくはバスダクト工事としたもの。

⑴　耐火配線の部分で電動機等の機器に接続する短小な部分を別表１．Ａ欄の⑴から⑽までに示す電線等を用い金属管工事又は２種金属製可とう電線管工事としたもの。

⑼　耐火配線の部分で常時開路式の操作回路を金属管工事、２種金属製可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事としたもの。

⑵　耐火配線の部分で制御盤等に非常電源を内蔵した当該配線　◆

オ　耐火電線等（耐火電線と一般電線の混在したものも含む。）をケーブルラック等により露出して敷設する場合は、次のいずれかにより設けること。ただし、機械室、電気室等不特定多数の者の出入りしない場所に敷設する場合は、この限りでない。　◆

⑺　別表１．Ｂ欄⑴から⑷の工事とすること。

⑴　準不燃材料でつくられた天井又はピット内に隠ぺいすること。

⑵　耐火電線等に延焼防止剤を塗布すること。

⑶　ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいすること（第３－16図参照）。

⑷　別に指定する耐火電線を用いる場合

※　高難燃ノンハロゲン耐火電線等の認定品が指定されている。

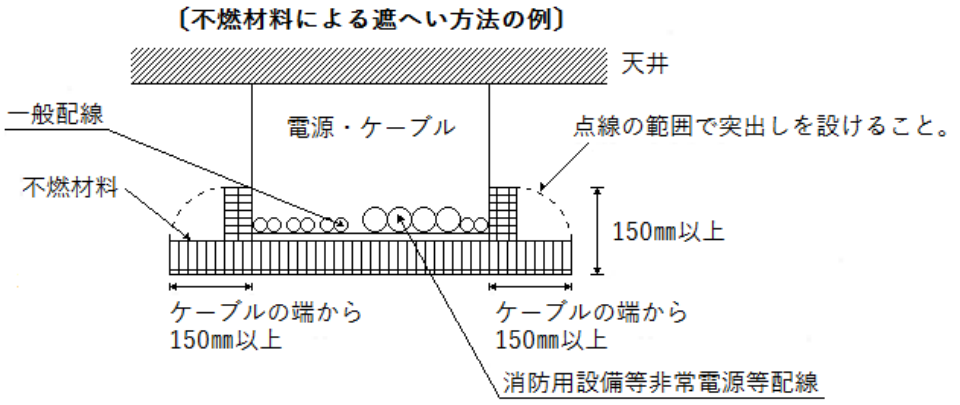

第３－17図

カ　耐火電線、耐熱電線等に接続部が生じる場合は、平成10年７月31日付け消防予第123号「耐火電線等に係わる接続工法の取扱いについて」により行うこと。

なお、当該工法が標準工法以外の工法であるものについては、（一社）電線総合技術センターに設けられている耐火・耐熱電線認定業務委員会において、耐火又は耐熱性能の確認を受けている旨の図書の写しを添付する。

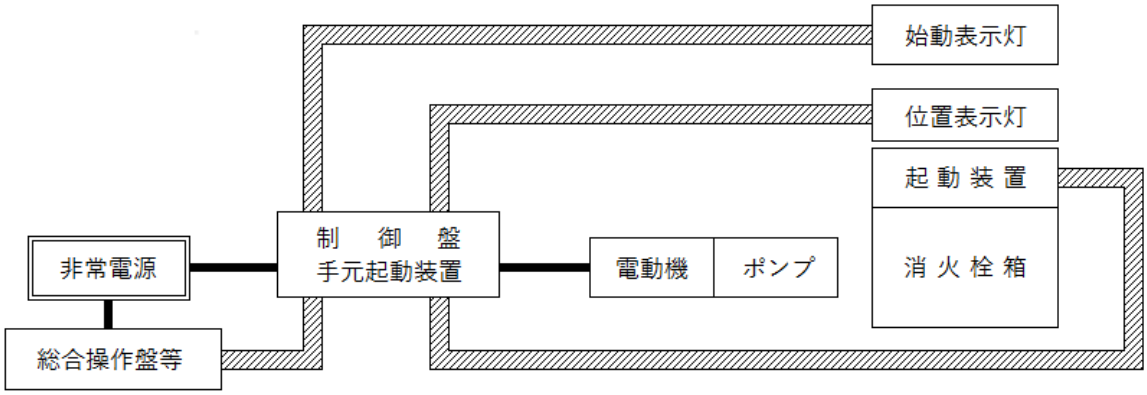

第３－18図

⑵　スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の非常電源回路等は、第３－19図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線、操作回路等の斜線（▨）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、前⑴の例により設置すること。

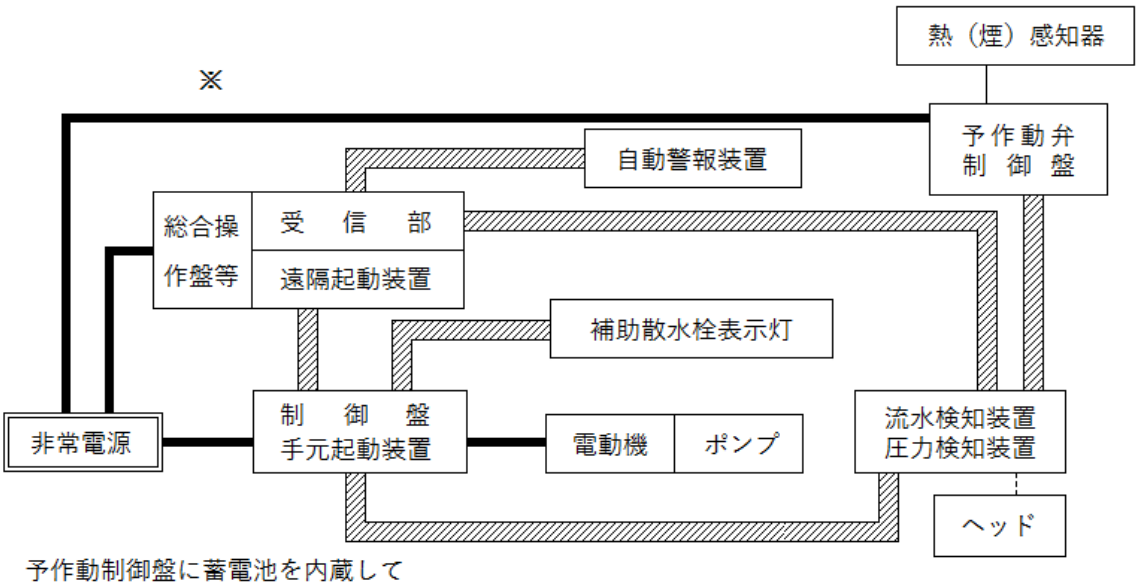

※　予作動制御盤に蓄電池を内蔵している場合は一般配線でよい。

第３－19図

⑶　水噴霧消火設備及び泡消火設備

水噴霧消火設備及び泡消火設備の非常電源回路等は、前⑴の例により設置すること。

⑷　不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備

不活性ガス消火設備の非常電源回路等は、第３－20図の例により非常電源の専用区画等から制御盤及び排出装置の接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線とし、警報回路、表示灯回路、操作回路、起動回路及び電気式閉鎖ダンパー・シャッター回路等の（▨）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法によるほか前⑴の例（エ．㈦を除く。）により設置すること。

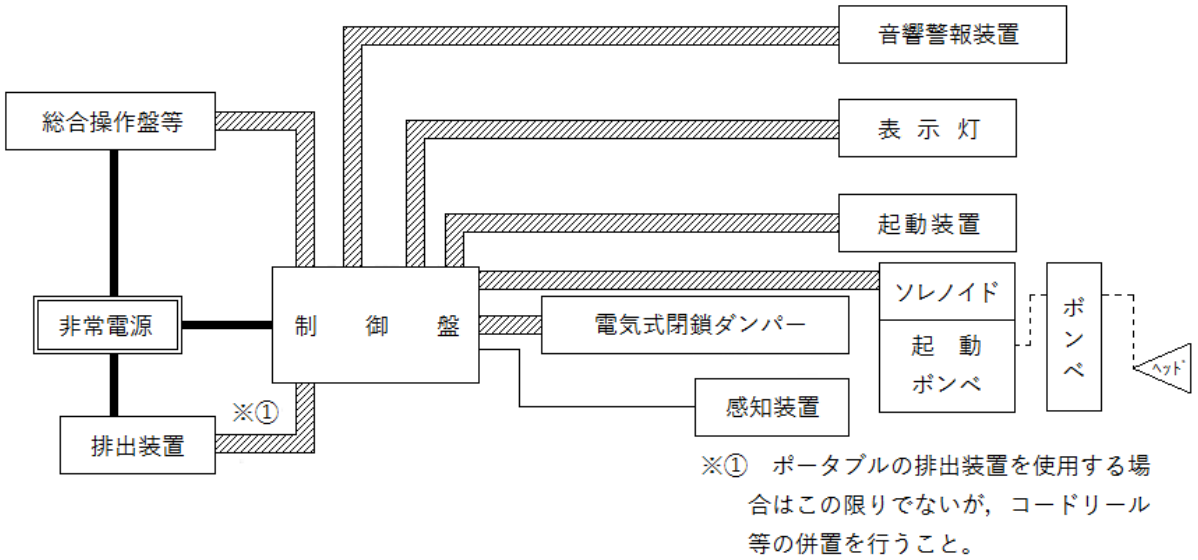

※①　ポータブルの排出装置を使用する場合はこの限りでないが，コードリール等の併置を行うこと。

第３－20図

⑸　屋外消火栓設備

屋外消火栓設備の非常電源回路等は、前⑴の例により設置すること。

⑹　自動火災報知設備

自動火災報知設備の非常電源回路等は、第３－21図及び第３－22図の例により非常電源の専用区画等から受信機の接続端子まで及び非常電源を必要とする中継器までの太線（▬）部分を耐火配線、地区音響装置回路等の斜線（▰）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、前⑴（エを除く。）の例により設置すること。ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

ア　耐火配線の部分で、受信機が設けられている部屋（関係者以外の者がみだりに出入りすることのできないものに限る。）内の配線を別表１．Ａ欄の⑴から⑽に示す電線等を用いて金属管工事又は２種金属製可とう電線管工事としたもの

イ　前⑴．エ．㈠又は㈡に該当するもの

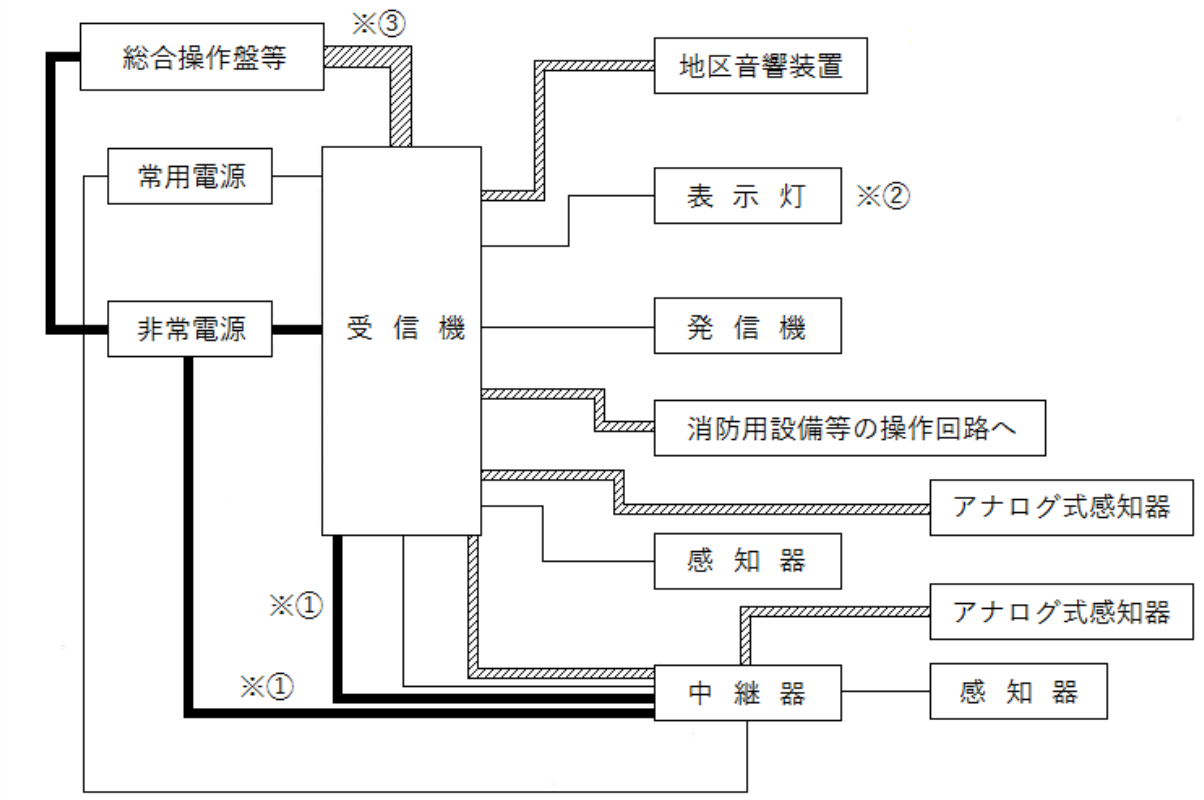

第３－21図

※①　中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でも可）

※②　受信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線にすること。

※③　発信機が防災センターに設けられている場合は、一般配線とすることができる。

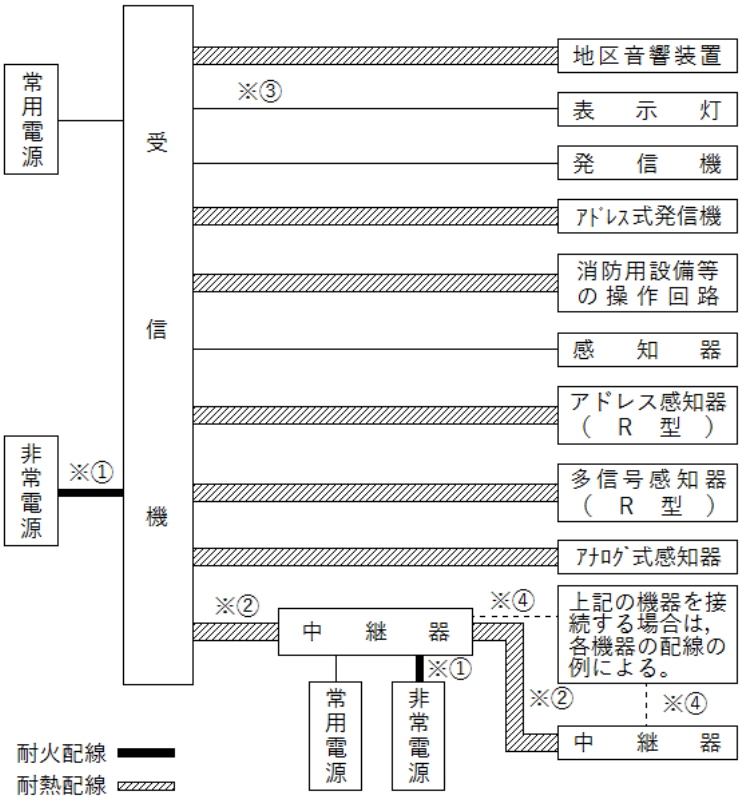

※①　受信機及び中継器の非常電源回路は，受信機及び中継器に予備電源を有する場合は，常用電源回路とすることができる。
　予備電源が受信機及び中継器に内蔵されていない場合は，その配線は耐火配線又は耐熱配線とすること。
※②　受信機（中継器）の予備電源の容量が，中継器の予備電源を併せもたない場合は，耐火配線とすること。
※③　発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合は，発信機上部の表示灯の回路は，非常電源付の耐熱配線とすること。
※④　中継器を受信機に読みかえる。

第３－22図

⑺　ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は次によること。

ア　非常電源を他の消防用設備等と共用しない場合

⑺　前(1)．ア及びウの例により設置すること。

⑴　受信機の予備電源を受信機の外部に設けるものは、不燃性の箱に収納し、受信機と予備電源との間は耐火配線又は耐熱配線とすること。

イ　非常電源を他の消防用設備等と共用する場合

⑺　前(1)．アからオの例によること。

⑴　耐火配線は、第３－23図の例により非常電源の専用区画等から受信機の接続端子まで及び非常電源を必要とする検知器、中継器、増幅器及び操作部までの太線（ ▬ ）部分を耐火配線、防災センター回路の斜線（ ▰ ）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置すること。ただし、前(6)．ア又はイに準ずるものはこれによらないことができる。

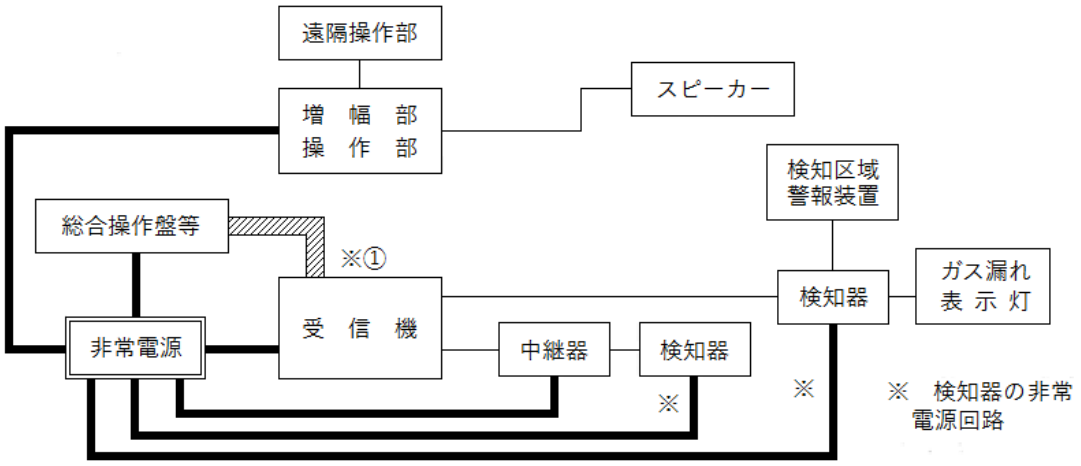

注）※①　受信機が防災センターに設けられている場合は，一般配線でもよい。

第３－23図

⑻　非常ベル及び自動式サイレン

非常ベル及び自動式サイレンの非常電源回路等は、第３－24図の例により非常電源の専用区画等から操作装置までの太線（ ▬ ）部分を耐火配線、ベル・サイレン回路、操作回路及び表示灯回路の斜線（ ▨ 部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方式により設置するほか前⑴の例により設置すること。

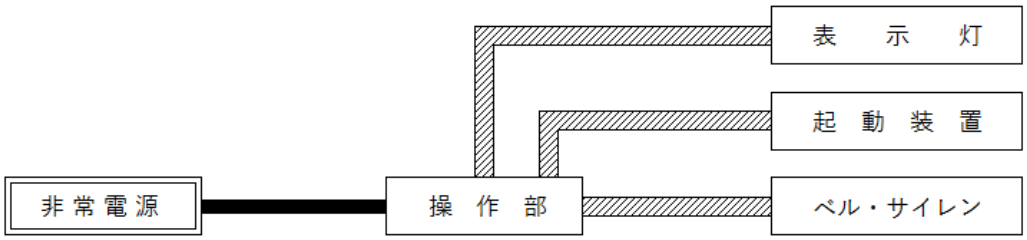

第３－24図

⑼　放送設備

放送設備の非常電源回路等は、第３－25図の例により非常電源の専用区画等から増幅器の接続端子及び親機までの太線（ ▬ ）部分を耐火配線、操作回路、スピーカー回路及び表示灯回路の斜線部分（ ▨ を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、⑴（エを除く。）の例により設置すること。ただし、前⑹ア又はイに準ずるものは、この限りでない。

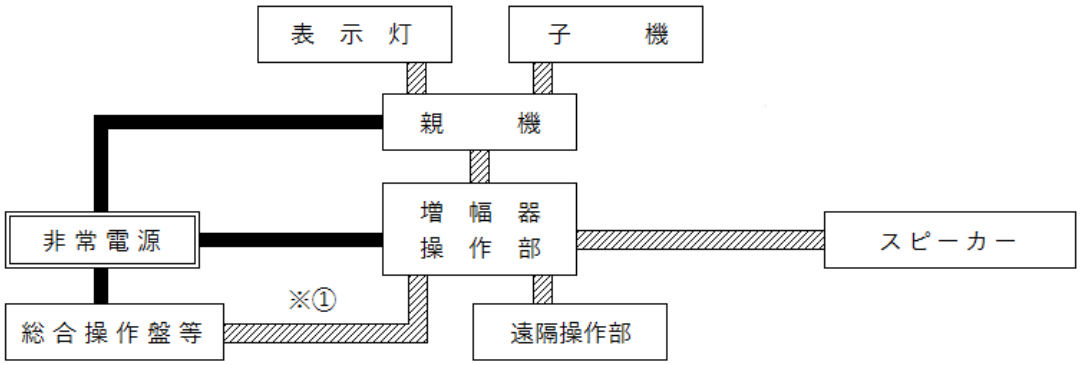

注）※①　増幅器，操作部が防災センター内に設けられる場合は，一般配線でもよい。

第３－25図

⑽　誘 導 灯

誘導灯の非常電源回路は、第３－26図の例により非常電源の専用区画等から誘導灯の接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、前⑴の例により設置すること。

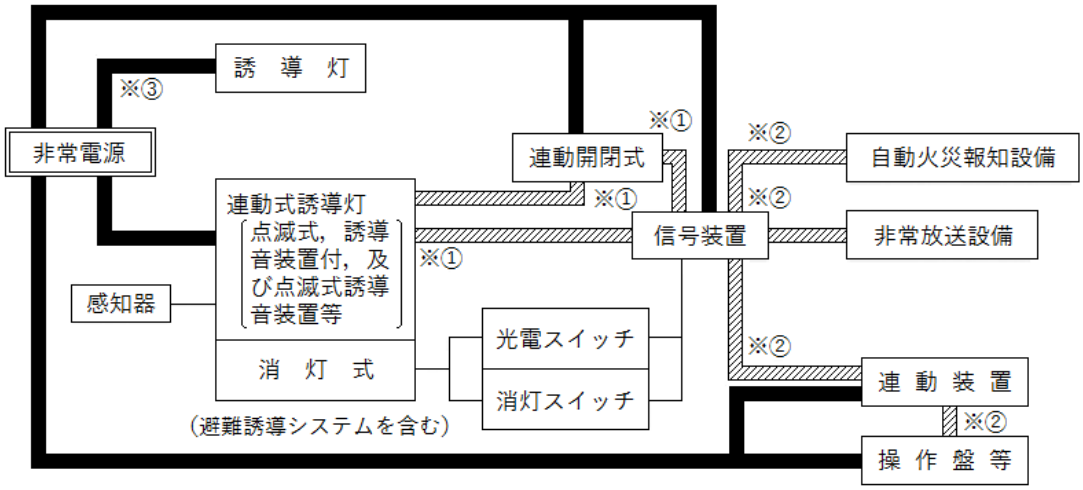

※①　信号回路等に常用電圧が印加されている方式とした場合は，一般配線でもよい。
※②　防災センター内に設置されている機器相互の配線は，一般配線でもよい。
※③　非常電源別置形のものに限る。

第３－26図

⑾　排煙設備

排煙設備の非常電源回路等は、第３－27図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線、操作回路の斜線（▰）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、前⑴の例により設置すること。

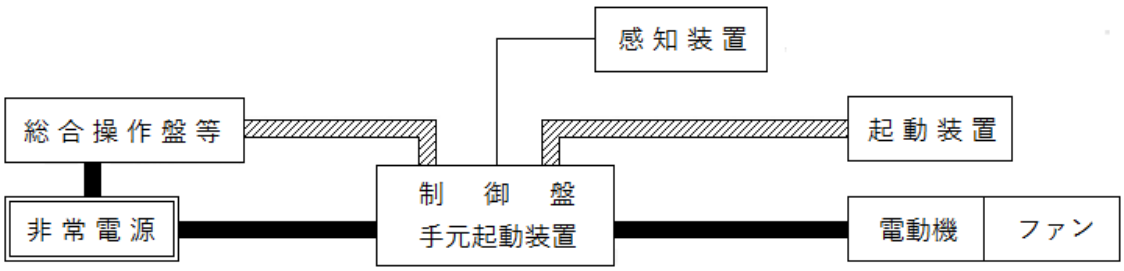

第３－27図

⑿　連結送水管

連結送水管に設ける加圧送水装置の非常電源回路等は、第３－28図の例により非常電源の専用区画等から電動機の接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線とし、操作回路等の斜線（▰）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法によるほか、前⑴の例により設置すること。ただし、非常電源回路に耐火電線を用いる場合にあっては、別表１Ｃ欄の⑴から前⑷の設置方法に限るものとする。

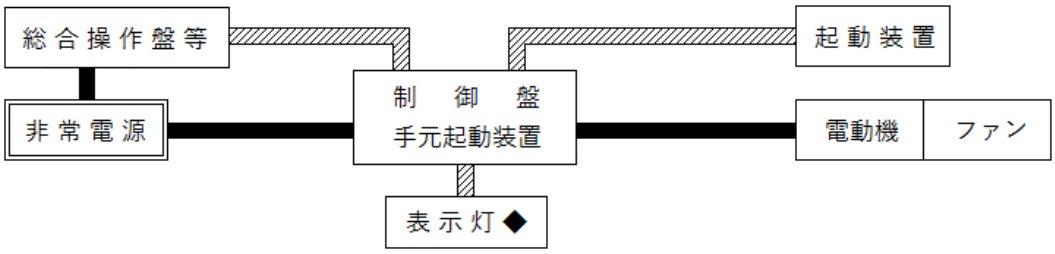

第３－28図

⒀　非常コンセント設備

非常コンセント設備の非常電源回路等は、第３－29図の例により非常電源の専用区画等から非常コンセントの接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線、表示灯回路の斜線（▰）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、前⑴の例により設置すること。



第３－29図

⒁　無線通信補助設備（増幅器がある場合）

無線通信補助設備の非常電源回路等は、第３－30図の例により非常電源の専用区画等から増幅器の接続端子までの太線（▬）部分を耐火配線とし、別表１に示す配線方法により設置するほか、前⑴の例により設置すること。

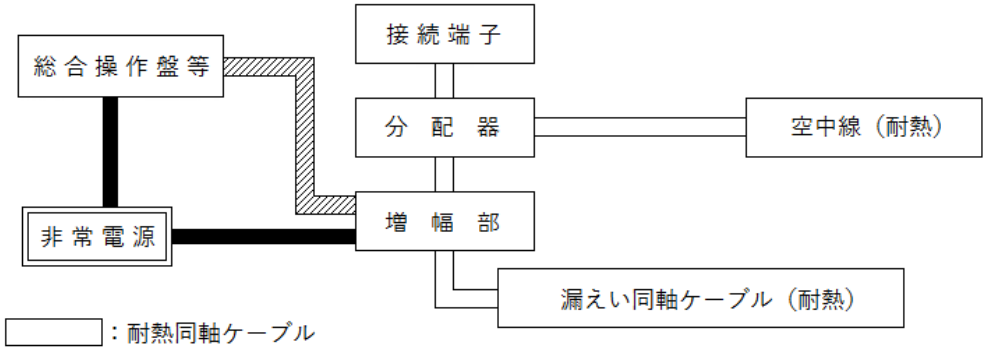

第３－30図

⒂　表示灯回路

表示灯の電源等を前⑴から⒁の例によらず、他の消防用設備等からとする場合は次によること。

ア　次に示す消防用設備等の表示灯は、屋外又は屋上の日照が確保できる場所に設ける場合に設ける太陽電源を用いることができる。

⑺　移動式粉末消火設備

⑷　連結送水管（条例第41条の２第１項第２号により設置される屋上の部分に設ける放水口に限る。）

イ　屋内消火栓設備、補助散水栓、屋外消火栓設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、移動式泡消火設備、放送設備、非常ベル、自動式サイレン及び非常コンセント設備の表示灯は、次によること。

⑺　当該設備の表示灯配線は自動火災報知設備の表示灯線から取ることはできないものであること（例　屋内消火栓設備の表示灯は自動火災報知設備の受信機のＰ１、Ｐ２等の端子は使用せず消火栓始動リレー内部の表示灯出力用の端子を使う必要がある。）。

ただし、別に非常電源を附置して、耐火又は耐熱配線を使用した場合は、この限りでない。

⑴　低圧引込の場合、引込開閉器の二次側から分岐し、専用配線とし、特別高圧又は高圧による受電のものにあっては、変圧器二次側に設けられた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

ただし、次のいずれかの方法による場合はこの限りでない。

ａ　屋内消火栓設備が設置されている場合にあっては、消火ポンプ盤から電源を供給する方式とする。

ｂ　表示灯の予備電源として蓄電池を設ける。

⑼　配線は耐火又は耐熱とすること。

ウ　屋外消火栓設備（始動表示灯が内部にある場合の位置表示灯）、パッケージ型消火設備、移動式粉末消火設備、移動式不活性ガス消火設備、移動式ハロゲン化物消火設備、連結送水管の表示灯は前イに準じて設けること。　◆

エ　自動火災報知設備の表示灯

耐火、耐熱又は一般配線とする。

別表１　配　線　方　法

左欄の区分、Ａ欄の電線等の種類及びＢ欄の工事種別によりＣ欄の施工方法によること。

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">Ａ　　欄</th><th>Ｂ　　欄</th><th>Ｃ　　欄</th></tr>
<tr><th colspan="2">電線等の種類</th><th>工事種別</th><th>施設方法</th></tr>
<tr><td rowspan="6">耐火配線</td><td colspan="2">⑴　アルミ被ケーブル
⑵　鋼帯がい装ケーブル
⑶　クロロプレン外装ケーブル
⑷　鉛被ケーブル
⑸　架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（ＣＶケーブル）
⑹　600ボルト架橋ポリエチレン絶縁電線（１Ｃ）
⑺　600ボルト２種ビニール絶縁電線（ＨＩＶ）
⑻　ハイパロン絶縁電源
⑼　四弗化エチレン（テフロン）絶縁電線
⑽　シリコンゴム絶縁電線</td><td>⑴　金属管工事
⑵　２種金属製可とう電線管工事
⑶　合成樹脂管工事（Ｃ欄の⑴により敷設する場合に限る。）</td><td>⑴　耐火構造とした主要構造部に埋設する。
この場合の埋設深さは壁体等の表面から20㎜以上とする。
⑵　１時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。
⑶　ラス金鋼を巻きモルタル20㎜以上塗る。
⑷　耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）に隠ぺいする。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>⑷　金属ダクト工事</td><td>⑵、⑶又は⑷により施設する。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>⑸　ケーブル工事</td><td>Ａ欄の⑴から⑸までのケーブルを使用し、耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）に施設するほか、他の電線との間に不燃性隔壁を堅ろうに取付又は15㎝以上の隔壁を常時保持できるように施設する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑾　バスダクト</td><td>⑹　バスダクト工事</td><td>１時間耐火以上の耐火被覆板で覆う。ただし、耐火性能を有するもの及び⑸に設けるものは除く。（注③）</td></tr>
<tr><td>⑿　耐火電線（注①）</td><td>電線管用のもの</td><td>⑸のケーブル工事</td><td>Ｂ欄の⑴、⑵、⑶又は⑷で保護することもできる。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他のもの</td><td>⑸のケーブル工事</td><td>露出又はシャフト、天井裏等に隠ぺいする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⒀　ＭＩケーブル</td><td>⑸のケーブル工事</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐熱配線</td><td colspan="2">⑴から⑽までの電線等</td><td>⑴、⑵又は⑷の工事</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑴から⑸までの電線等</td><td>⑸のケーブル工事</td><td>不燃性のダクト、耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）に隠ぺいする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⒁　耐熱電線（注②）
⒂　耐熱光ファイバーケーブル（注④）
⒃　耐熱同軸ケーブル
⒄　耐熱漏えい同軸ケーブル（注⑤）</td><td>⑸のケーブル工事</td><td></td></tr>
</table>

（注）　①　耐火配線は、「耐火電線の基準」（平成９年消防庁告示第10号）に適合する電線であること。
②　耐熱電線は、「耐熱電線の基準」（平成９年消防庁告示第11号）に適合する電線であること。
なお、小勢力回路用のものは、電源回路には使用できないものであること。
③　耐火性を有するバスダクトは、耐火電線の基準（平成９年消防庁告示第10号）に適合するバスダクトであること。
④　耐熱光ファイバーケーブルは、耐熱光ファイバーケーブルの基準（昭和61年12月12日消防予第178号消防庁予防救急課長通知）に適合する光ファイバーケーブルであること。
⑤　耐熱同軸ケーブル及び耐熱漏えい同軸ケーブルは、無線通信補助設備の基準（昭和53年１月５日消防予第１号消防庁予防救急課長通知）に適合する耐熱性を有するものであること。
⑥　①から⑤までについては、原則として認定品を使用すること。◆

第４　スプリンクラー設備

１　共通事項（特定施設水道連結型を除く。）

⑴　加圧送水装置

ア　設置場所

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ア又は⑵．アを準用すること。

イ　機　　器

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．イ又は⑵．イを準用すること。

ウ　設置方法

㈠　加圧送水装置にポンプを用いるものにあっては、本節 第２ 屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．㈠．ａ、㈡及び⑶を、高架水槽を用いるものあっては、本節 第２ 屋内消火栓設備　２.⑵．ウ及び⑶を準用すること。

㈡　棟が異なる２以上の防火対象物（同一敷地内で、管理権原者が同一の場合に限る。）で加圧送水装置を共用するものにあっては、本節 第２屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．㈠．ｂを準用すること。

⑵　配管等

ア　機　　器

本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑴を準用すること。

なお、評定品である配管等を設ける場合には、性能評定書の別添評定報告書に記載されている付帯条件の範囲内で使用する場合に限る。

イ　設置方法

㈠　配管は専用とすること。

㈡　立上り管　◆

立上り管（加圧送水装置の吐出側直近に設ける止水弁の二次側から、制御弁又は流水検知装置の一次側配管までをいう。第４－１図及び第４－２図参照）の管径は、規則第13条の６第１項各号により算出した個数に応じ、それぞれ第４－１表に掲げるものとすること。ただし、次の場合はこの限りではない。

ａ　立上り管の当該部分以降の配管に取り付けられるスプリンクラーヘッド（以下、この第４において「ＳＰヘッド」という。）の個数が30個未満の場合にあっては、当該部分の管径は、その取り付け個数に応じ、それぞれ第４－２表によることができる。

第４－１表

算出した個数	管の呼び（㎜）
10以下	100以上
10を超え20以下	125以上
20を超え30以下	150以上
30を超えるもの	175以上

第４－２表

取付け個数	管の呼び（㎜）
10未満	80以上
10以上20未満	100以上
20以上	125以上

ｂ　立上り管から分岐した制御弁までの部分（第４－３図Ａの範囲）については、当該制御弁が受け持つ範囲のＳＰヘッドが全て高感度ヘッドの場合は、流水検知装置の内径に合わせた

管径とすることができる。

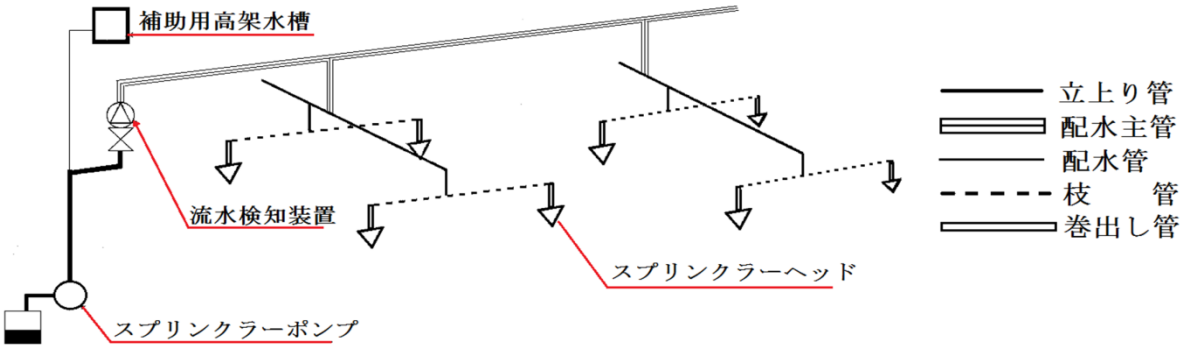

＜用語の定義＞・　配水主管：流水検知装置の二次側から配水管までの配管をいう。

・　配水管：配水主管から分岐し枝管までの配管

・　枝管：配水管から分岐し巻出し管までの配管

・　巻出し管：枝管から分岐し、ＳＰヘッドに接続される配管

第４－１図

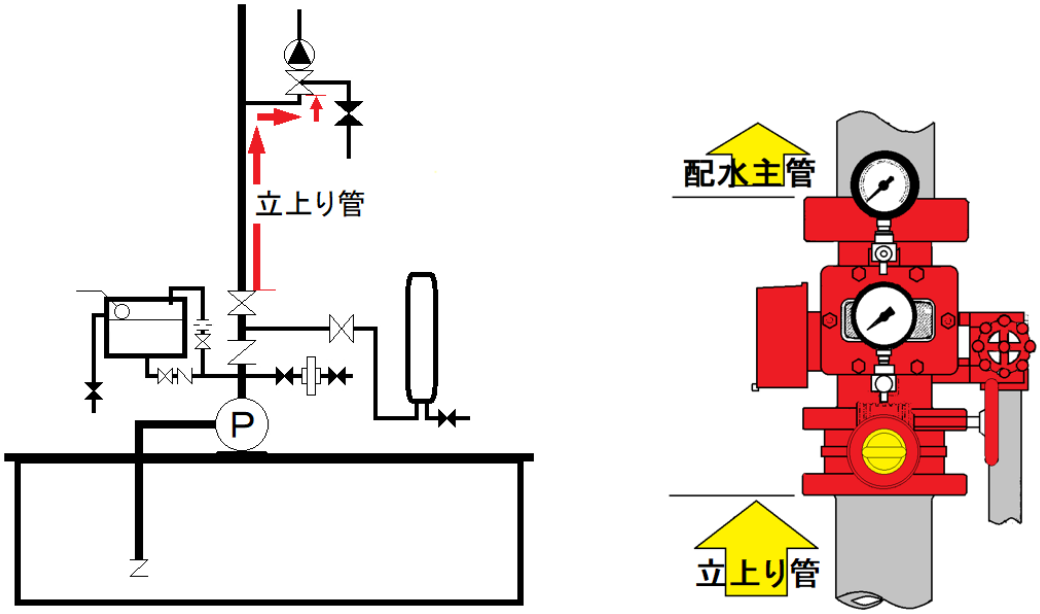

第４－２図

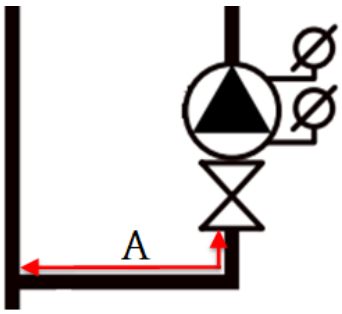

第４－３図

⑺　配管は、補助用高架水槽等により常時充水しておくこと。なお、補助用高架水槽から主管までの配管の呼びは50Ａ以上とすること。

㈡　前ウにより設置する補助用高架水槽の材質等は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑵．ア．㈦の１号消火栓の基準を準用する。

ただし、次により配管充水用補助ポンプ（以下、この第４において「補助ポンプ」という。）を設ける場合にあっては、補助用高架水槽を省略することができる。

ａ　補助ポンプは、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑵．ア．㈠ａ、ｄ及びｅによる。

ｂ　補助ポンプは専用とすること。

ｃ　起動圧力まで減圧した時は確実に起動し、停止圧力に達した場合には確実に停止すること。

ｄ　補助ポンプは、加圧送水装置の逆止弁の２次側配管に接続すること。

ｅ　補助ポンプ作動中に、ＳＰヘッドの作動又は補助散水栓の使用があっても、放水に支障がないこと。

ｆ　補助ポンプの締切圧力が加圧送水装置の締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、スプリンクラー設備に支障がないこと。

㈢　止水弁及び逆止弁の設置については、本節 第２屋内消火栓設備 ４．⑵．ウ及びエを準用すること。

ウ　配管の腐食防止措置　◆

本節 第１屋内消火栓設備 ４．⑶を準用すること。

⑶　起動装置

規則第14条第１項第８号の規定によるほか、次によること。◆

ア　起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次の㈠、㈡又は㈢のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに、起動するよう調整されたものであること（第４－３図参照）。

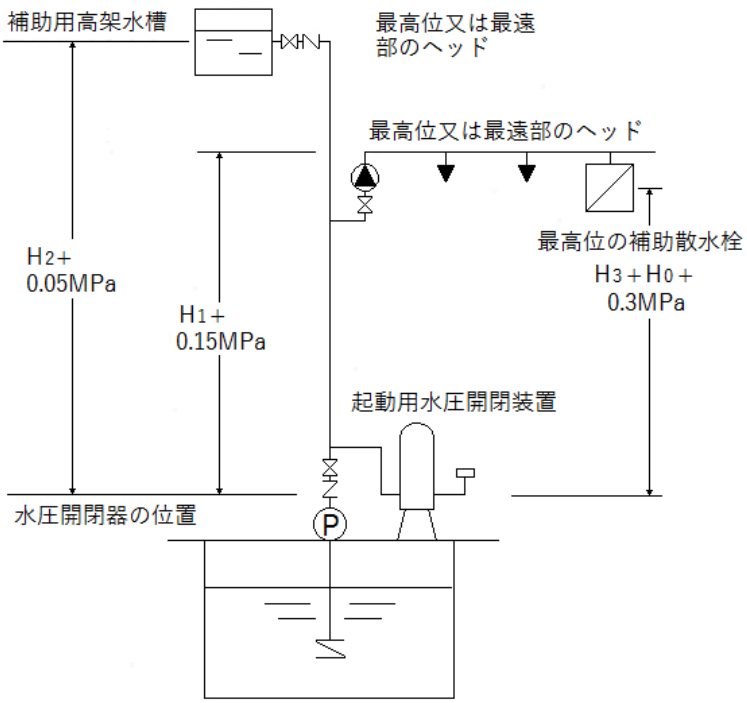

第４－３図

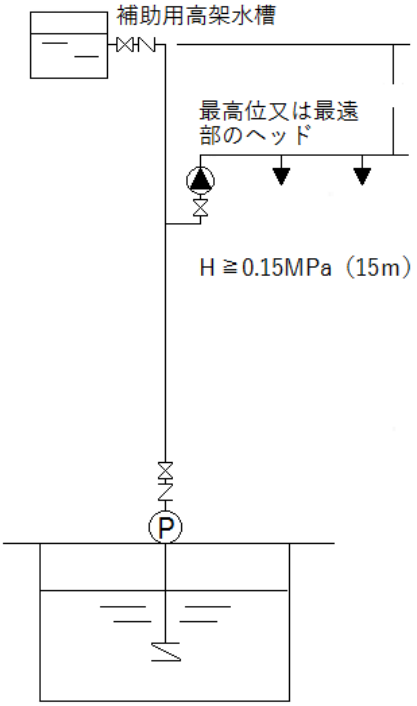

第４－４図

㈠　最高位のＳＰヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（Ｈ１）による圧力に0.15MPaを加えた値の圧力

⑷　補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（Ｈ２）による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力

⑸　補助散水栓を設置してあるものは次の各数値に0.3MPaを加えた値の圧力

ａ　最高位の補助散水栓の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（Ｈ３）

ｂ　補助散水栓の弁、ホース、ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された認定評価機器の仕様書等に明示された数値（Ｈ０）

イ　流水検知装置（自動警報弁に限る。）の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、補助用高架水槽から最高位のＳＰヘッドまでの落差（Ｈ）による圧力を0.15MPa以上とすること（第４－４図参照）。

なお、補助散水栓を設置する場合にあっては、当該起動方式としないこと。

⑷　送水口等

政令第12条第２項第７号及び規則第14条第１項第６号によるほか、次によること。

ア　機　　器　◆

送水口は、（一社）日本消防放水器具工業会の認定品とし、規則第14条第１項第６号ロに規定する送水口のホース結合金具は差込式とすること。

イ　設置方法　◆

⑺　送水口は、規則第13条の６第１項又は後記２．⑴．ア．⑺若しくは⑷に規定するＳＰヘッドの同時開放個数に応じ、第４－３表により算出した個数以上を設置すること。

第４－３表

同時開放個数	20個以下	40個以下	40　個　超
送水口の数	1	2	当該設備に必要な加圧送水装置の送水量又は吐出量（いずれも単位はm^3／minとする。）を1.8で除して得た数とする。

⑷　送水口に接続する配管は立上り管の口径以上とすること。ただし、合成樹脂配管を用いる場合は、同等の口径で差し支えない。

⑸　送水口には、止水弁及び逆止弁を送水口の直近に設けること。

⑹　規則第14条第１項第６号ホに規定する送水圧力範囲を標示した標識は、送水口ごとに第４－６図の例により設けること。

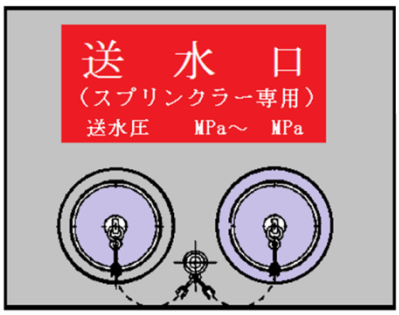

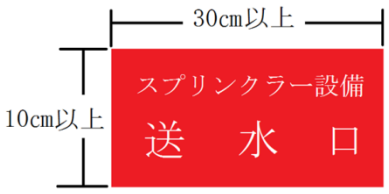

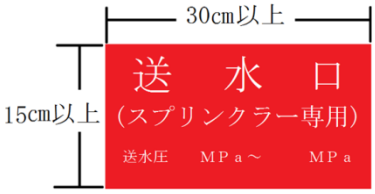

地の色は赤色，文字は白色
なお，スタンド型で縦長に表示する場合，「送水口」の文字１字あたり５cm×５cm程度とし，スプリンクラー設備である旨の表示を高さ30cm程度で表示すること。

第４－６図

⑸　自動警報装置等

規則第14条第１項第４号によるほか、次によること。

ア　制御弁は、開放型ＳＰヘッドを用いるものにあっては放水区域ごとに、閉鎖型ＳＰヘッドを用いるものにあっては、階ごとに、高さ0.8m以上1.5m以下の箇所に、それぞれ設けること。

ただし、次の⑺及び⑷に適合する場合にあっては、２以上の階を受け持つことができるものであること。

⑺　防火対象物の階で、設置されるＳＰヘッドの個数が、10個未満である場合

⑷　前⑺の階が自動火災報知設備の技術上の基準に従い有効に警戒されている場合

イ　一の流水検知装置等が受け持つ区域は、3,000㎡以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見通すことができる場合にあっては、12,000㎡以下）とすること。　◆

ウ　音響警報装置の代替として、自動火災報知設備又は自動火災報知設備と連動等の放送設備により、有効に警報が発せられること。　◆

その場合は、ウォーターモーターゴング（水車ベル）やベル等の音響警報設備の設置は要しないこと。

エ　地下５階以上の深層部に設置する制御弁は、階段付近等維持管理が容易な場所に設けること。◆

オ　制御弁の設置場所には、有事の際、容易に進入できるよう措置するとともに、照明装置（非常用の照明装置兼用）を設けるなどして、制御弁の開閉に支障がないようにすること。　◆

カ　制御弁の設置箇所の扉等には次に定めるとおり、スプリンクラー制御弁である旨の表示を行うこと（第４－６図参照）。

⑺　原則として、地を赤色、文字を白色ですること。

ただし、消防長が明確に識別できると判断した場合は、この限りでない。

⑷「制御弁」の文字の大きさは５cm角以上とすること。

キ　容易に点検等が行えるように、制御弁の設置位置に、当該系統の管末を戻したうえ、末端試験弁を併設し、末端試験弁は、規則第12条第１項第６号ニに準じたドレン配管に接続すること。◆

なお、この場合は、前カの表示の付近に「末端試験弁」表示を行うこと。

⑹　非常電源、配線等

本節　第２　屋内消火栓設備　６を準用すること。

⑺　貯水槽等の耐震措置

本節　第１　消防用設備等の地震防災対策によること。



第４－７図

２　閉鎖型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備

⑴　加圧送水装置

ア　ポンプの吐出量

規則第14条第１項第11号ハ．⑷によるほか、次によること。

⑺　規則第13条の６第１項に掲げるＳＰヘッド個数を基準としてポンプの吐出量を算出すること。ただし、高さが31ｍを超える防火対象物にあっては、ＳＰヘッド個数15（高感度型ＳＰヘッドにあっては12）として算出すること。　◆

⑷　湿式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の一部に後記４に示す乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）その他これらに類する予作動式の流水検知装置が設けられている設備にあっては、規則第13条の６第１項に1.5を乗じて得た個数を基準として、ポンプの吐出量を算出すること。

ただし、乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）その他これらに類する予作動式の流水検知装置の２次側に設置されたＳＰヘッド個数のうち、最も大きい値に1.5を乗じた数値が規則第14条第１項第11号ハ．イ又は前ア以下である場合は、規則第14条第１項第11号ハ．イ及び前アによることができる。

⑸　ポンプを併用等する場合にあっては、本節　第２　屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．⑺．ａ及び前１．⑴．ウ．⑷を準用すること。

イ　ポンプの全揚程等

規則第14条第１項第11号によるほか、本節　第２　屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．⑷を準用すること。

⑵　小区画型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備

ア　規則第13条の３第２項第１号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該当すること。

イ　小区画型ＳＰヘッドは、規則第13条の３第２項第３号の規定により「天井の各部分から一のＳＰヘッドまでの水平距離が2.6ｍ以下で、かつ、一のＳＰヘッドにより防護される部分の面積が13㎡以下」となるように設けることとされているが、同一の宿泊室等に２以上のＳＰヘッドを設ける場合には、次によること。

⑺　ＳＰヘッド相互の設置間隔が３ｍ以下とならないように設置すること。

⑷　小区画型ＳＰヘッドのデフレクターから下方0.45ｍ以内で、かつ、水平方向0.3ｍ以内には、何も設けられ、又は置かれていないこととされているが、放水した水が宿泊室等の周囲の壁面等の床面から天井面下0.5ｍまでの範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該ＳＰヘッドのデフレクターから下方0.45ｍ以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ、又は置かれていないこと（第４－８図参照）。

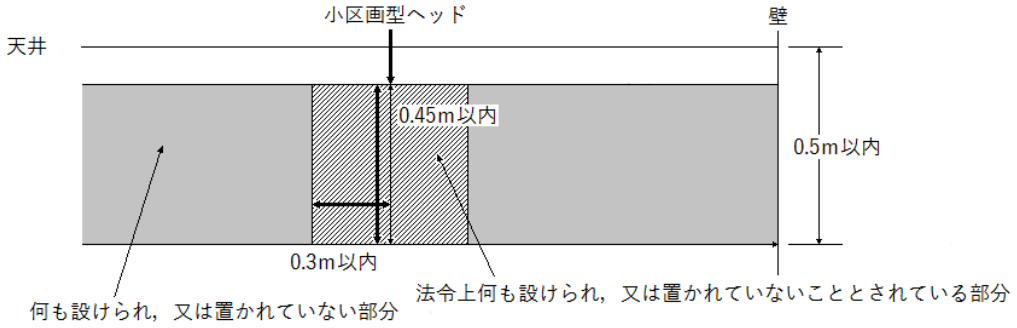

断面図

第４－８図

ウ　小区画型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備の流水検知装置は、規則第14条第１項第４号の２により湿式のものとすることとされており、流水検知装置の二次側の配管を乾式とすることはできないこと。また、予作動式のものを使用する場合には、湿式とすることが必要であること。これは、小区画型ＳＰヘッドは早期感知・小水量を特徴としており、火災の早期消火をするため、ＳＰヘッドの開放から放水までの遅れがないようにする必要があることから措置されたものであること。

⑶　側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備

ア　規則第13条の３第３項第１号に規定する「廊下、通路その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント、ロビー等が該当すること。

イ　側壁型ＳＰヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については、第４－９図によること。

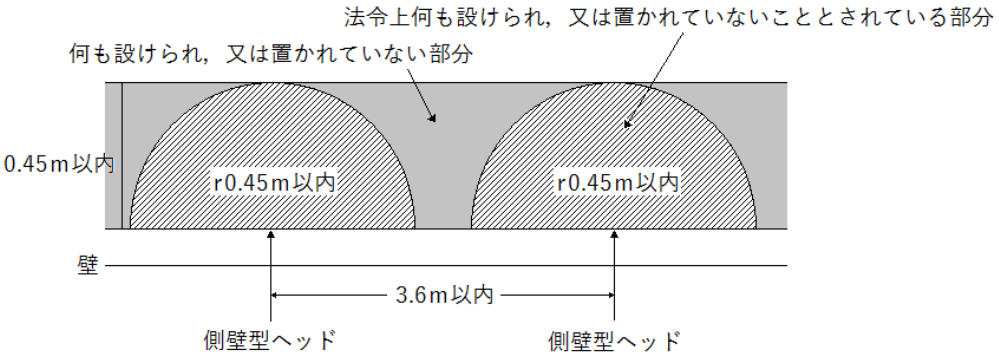

第４－９図　平面図

⑷　水源水量

ア　前⑴．ア．㈦により、水源水量を算出すること。

イ　乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）その他これらに類する予作動式の流水検知装置が設けられている設備にあっては、前⑴．ア．㈠により求めた数値を基準として水源水量を算出すること。

ウ　標準型ＳＰヘッド（小区画型ＳＰヘッドを除く。）及び側壁型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備の水源水量を求める場合のＳＰヘッドの設置個数について、乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられている場合には、規則第13条の６第１項第１号及び第３号の下表に規定する個

数に1.5を乗じて得られた個数とされているが、結果が少数点以下の数値を含む場合にあっては、少数点以下を切り上げ整数とすること。

エ　小区画型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備については、乾式又は予作動式（乾式のものに限る。）の流水検知装置の使用を想定していないことから、水源水量の割り増し規定が設けられていないものであること。

オ　他の消防用設備等と併用する場合には、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．⑺． ａ．⒜を、棟が異なる防火対象物の加圧送水装置を共用する場合は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．⑺． ｂ．⒝の例により算出した量以上とすること。

カ　水源水量の確保方法は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ３．⑵及び⑶を準用すること。

⑸　ＳＰヘッドの省略

ア　規則第13条第３項第１号に規定する「浴室、便所その他これらに類する室」のうち、次に掲げるものは、ＳＰヘッドを設置すること。　◆

⑺　不特定多数の者が出入りする施設（大規模物販店、飲食店舗、ホテル等）の便所等

⑴　自力避難が困難な者が利用する施設（病院、福祉施設等）の便所等

イ　規則第13条第３項第６号に規定する場所は、直接外気に開放されている面から概ね５ｍ未満の場所が該当するものとする（第４－10図参照）。

ただし、この場合であっても、可燃物の存置が想定される、店舗、倉庫等に使用される部分及びＳＰヘッドが有効に感知できることが予想される部分にあっては、当該部分にＳＰヘッドを設けて警戒すること。　◆

また、５ｍを超える場合であっても、外気流通性が著しく高い場合で、ＳＰの有効性が期待できないことが明確な場所等については規則第13条第３項第６号を適用して差し支えない。

なお、直接外気に開放されている開口部は次に定めるところによる。

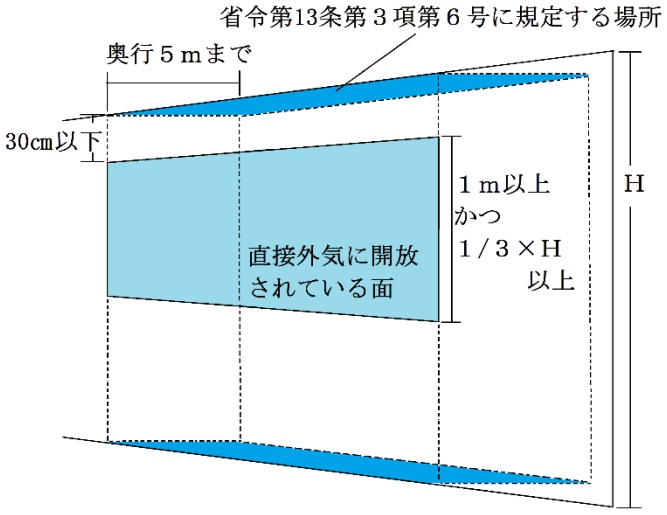

第４－10図

⑺　直接外気に開放されている開口部は、垂れ壁等の下端までの高さで１ｍ以上、かつ、床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さの３分の１以上であること。

⑴　前⑺の直接外気に開放されている開口部分は、天井高の２分の１以上の位置に存しているこ

と。

㈢　直接外気に開放されている開口部の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30㎝以下であること。

ウ　規則第13条第３項によるほか、次の㈠から㈨までの部分にはＳＰヘッドの設置を省略することができる。

㈠　金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けてある場合

㈡　１㎡未満の収納庫で、ＳＰヘッドの有効範囲内にある場合

㈢　アイススケート場のスケートリンク部分で、常時使用されている場合

㈣　プール及びプールサイドで可燃性物品が置かれていない場合

㈤　厨房等のうち、厨房用自動消火装置の防護範囲に入っている場合

㈥　床面から比較的低い位置に設けられている造付家具等の収納部分で、天井等に設置されているＳＰヘッドの防護範囲内に入っている場合

㈦　室内に面する部分の仕上げを不燃材料でした冷凍室又は冷蔵室で、自動温度調節装置が設けられ、かつ、守衛室等常時人のいる場所に警報が発せられる場合

㈧　間仕切壁の上端から天井（天井が高い場合は屋根）までの高さが60㎝以上ある部分で他のＳＰヘッドにより防護される床面の部分に包含されている場所

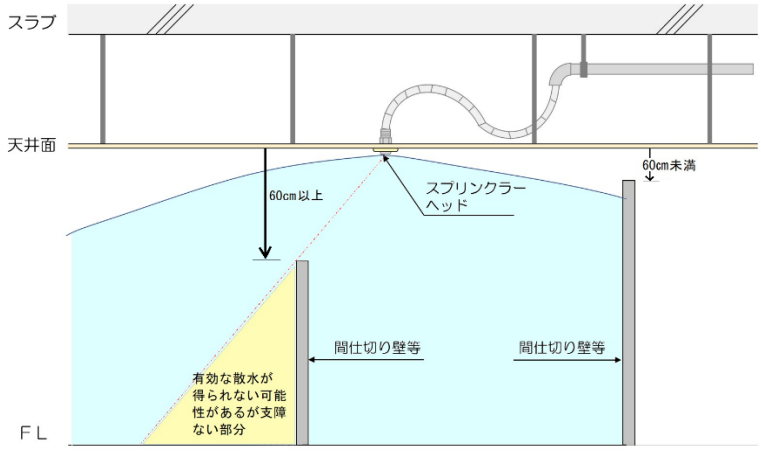

第４－11図

エ　規則第13条第３項各号の「その他これらに類する室」は次によること。

㈠　規則第13条第３項第２号には、防災センターは含まれない。

㈡　規則第13条第３項第３号には、ポンプ室、衛生設備等の機械室、ボイラー室等が含まれる。

㈢　規則第13条第３項第７号には、放水により人命に対する被害が予想される室（手術室、ＩＣＵ等）や二次的被害が発生する室（レントゲン室、ＣＴ室、ＭＲＩ室等）が含まれる。

このため、単に機材等を保管する室、霊安室◆、一般的な授乳室◆及び調乳室◆等は含まれないと解する。

⑹　ＳＰヘッドの配置等

ア　配置形による間隔

標準型ＳＰヘッドを設ける場合の天井又は小屋裏の各部分から一のＳＰヘッドまでの水平距離については、防火対象物又はその部分（ラック式倉庫等を除く。）ごとに、政令第12条第２項第２号イ並びに規則第13条の３第２項第３号、規則第13条の５第７項第２号及び同条第９項第２号

に規定されているが、この場合のＳＰヘッドの配置については、原則として格子配置（正方形又は矩形）とすること（第４－11図及び第４－12図参照）。

なお、一のＳＰヘッド当たりの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置は行わないこと（第４－13図）。◆

格子配置の例

その１　各部分からの水平距離2.3m（2.6m）の場合

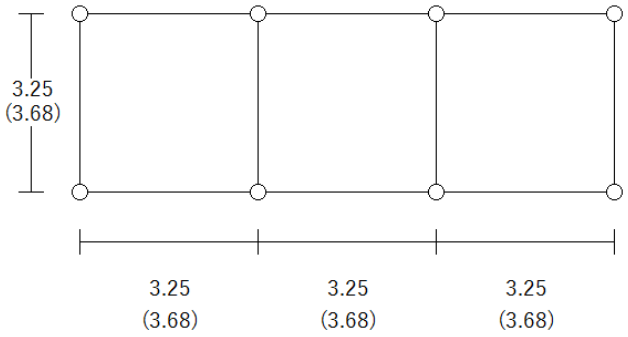

単位：m
○　：ＳＰヘッド

（平面図）

第４－11図

その２　各部分からの水平距離2.3m（2.6m）の場合

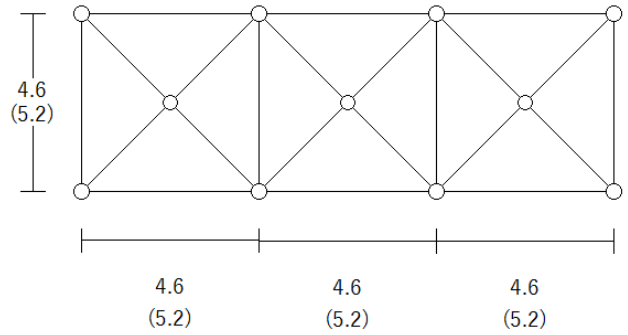

（平面図）

第４－12図

ヘッドの千鳥配置の例（各部分から水平距離2.3mの場合）

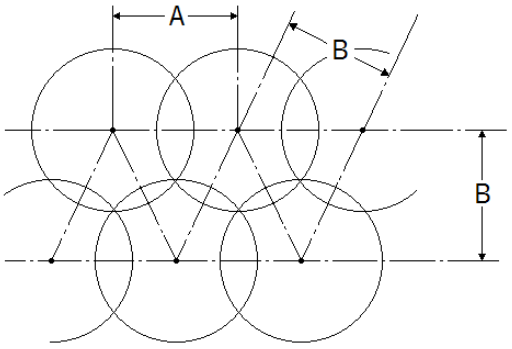

	散水密度の状況	ヘッドの間隔	
		A	B
例1	散水密度が低下する範囲	3.5mを超え3.94m以下	3.03mを超え3.45m以下
例2	散水密度が低下しない範囲	3.5m以下	3.03以下

第４－13図

イ　傾斜天井等の配置の間隔

⑺　ＳＰヘッドを取り付ける面の傾斜が３／10（17°）を超えるもの

屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いＳＰヘッドに至るまでの間隔を当該傾斜面に平行に配置されたＳＰヘッド相互間の間隔の１／２以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が１m以下となるように設けること。ただし、この場合、当該頂部のＳＰヘッドが設けられるものにあっては、この限りでない（第４－14図参照）。

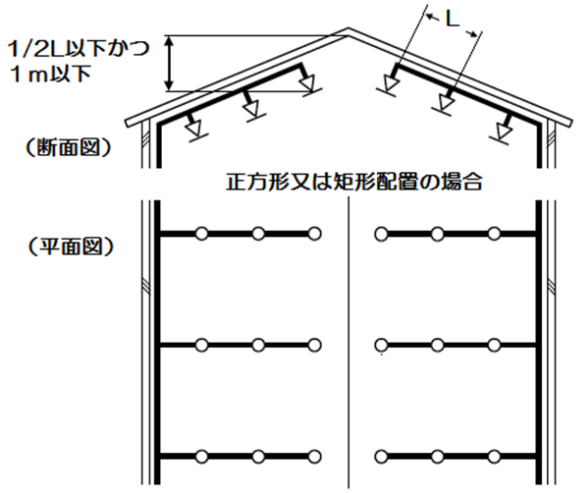

Ｌ＝ＳＰヘッド間の相互距離
Ｌは、屋根又は天井の傾斜面に平行に配置されたＳＰヘッド間の相互距離であり、
ＳＰヘッド間の水平投影距離ではないこと。

第４－14図

⑴　ＳＰヘッドを取り付ける面の傾斜が１／１（45°）を超えるもの

屋根又は天井の頂部を設ける場合にあっては、当該屋根又は天井と当該ＳＰヘッドとの水平離隔距離を0.6m以上とることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が１ｍを超えて設けることができる（第４－15図参照）。

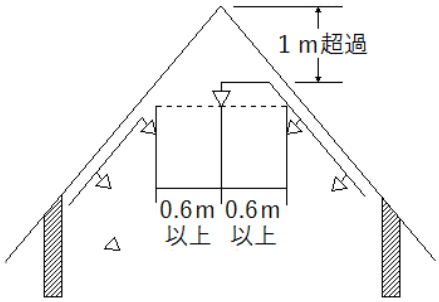

第４－15図

ウ　はり、たれ壁等がある場合のＳＰヘッドの設置

第４－16図及び第４－４表の例によること。ただし、同図H_1及びDの値については、ＳＰヘッドからの散水が妨げられる部分が他のＳＰヘッドにより有効に警戒される場合又は散水分布曲線により有効に散水できると認められる場合にあっては、この限りでない。

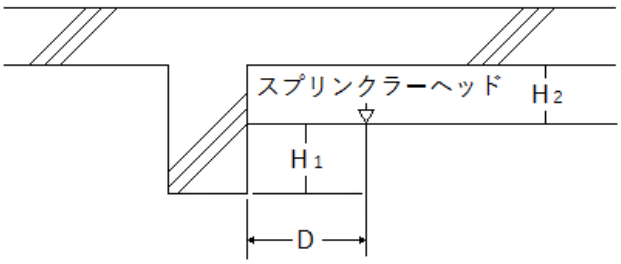

第４－16図

第４－４表

D（m）	H_1（M）	H_2（m）
0.75未満	0	0.3以下（天井が不燃材料である場合の工場等にあっては、0.45以下
0.75以上1.00未満	0.1未満	
1.00以上1.50未満	0.15未満	
1.50以上	0.3未満	

エ　病院、福祉施設の目隠しに使用するカーテンについては、天井面から0.5m以上離すことで間仕切りごとにＳＰヘッドを設けないことができる。なお、カーテン上部に散水性に考慮したメッシュ状の部分を設けたものについては当該部分にカーテンがないものとして取り扱うことができる。

オ　ダクト、ケーブルラック等で、その幅又は奥行きが1.2m以下となる場合でも、他のＳＰヘッドで有効に散水ができない場合は、ダクト、ケーブルラック等の下面を有効に散水できるようにＳＰヘッドを設けること。

カ　ルーバー等（取付ＳＰヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井が設けられる場合にあっては、飾り天井の下方にもＳＰヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取付状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつ、ＳＰヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合にあっては、下方のＳＰヘッドを設けないことができる。　◆

キ　ラック式倉庫に設けるＳＰヘッドは、規則第13条の５の規定によるほか、本節 第２章 第２節 第11 ラック式倉庫の防火安全対策３によること。

ク　ラック式倉庫以外で、ＳＰヘッドの被水防止措置として被水防止板を設置する場合にあっては、本節 第２章 第２節 第11 ラック式倉庫の防火安全対策３．⑸を準用すること。

ケ　政令第12条第２項第３号に規定された開口部に設置することとされているＳＰヘッドは、政令第12条第２項第２号に規定された水平距離内のＳＰヘッドにより代替することができる。

コ　標準型ＳＰヘッドのデフレクターと当該ＳＰヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下とされている（規則第13条の２第４項第１号ハ）ために、ＳＰヘッドの下部に散水障害となる物件がある場合で、同号ロに該当する場合は障害物の下部にもＳＰヘッドを設置すること。

この場合、感知部と散水部を分離した継手（感熱開放継手。日本消防検定協会特定機器評価品）を使用することができる（政令第32条を適用するものであるが、個別の特例申請は不要とする）。

ただし、一の感熱開放継手に対しての感熱ＳＰヘッドの接続は一のみとし、施工上やむを得ない場合は二以内とすることができる。

なお、集熱板の取扱いについては、現に設置されているものを除き、設置を認めない。

⑺　配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」（以下、この第４において「摩擦損失基準」という。）によるほか、次の方法により求めること。

ア　最も放水圧力の低くなると予想されるヘッドの放水量を、実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量（80ℓ/min又は50ℓ/min）の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法

イ　規則第13条の６第１項（第４号及び第５号を除く。）に規定されるＳＰヘッドの個数までの配管の摩擦損失水頭は、原則、各ＳＰヘッドからの放水量を80ℓ／min（ただし、小区画型ＳＰヘッドの場合は50ℓ／min、放水型ＳＰヘッドの場合は放水区域に有効に放水することができるものとして消防庁長官が定める性能）として求めた値に第４－６表の上欄に掲げる当該ＳＰヘッドの個数に応じた同表下欄の水頭を加えた値とし、当該ＳＰヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算については、規則第14条第１項第11号ハ.⑷の規定による吐出量を流水量として行うこと。

この場合、配水管又は枝管（直接ＳＰヘッドが設けられている管をいう。）の口径とＳＰヘッドの関係は、第４－７表によることとするが、実際に規定の放水圧、放水量等が確保できる旨を証明できる場合は、この限りでない。

第４－６表

ＳＰヘッドの個数	10以下	11～20	21～30	31～40
水頭（m）	4	6	8	10

第４－７表

放水量80リットル毎分のＳＰヘッド

管の呼び	25以上	32以上	40以上	50以上	65以上
取付許容ＳＰヘッド	２以下	３以下	５以下	10以下	11以上

（枝管に取り付けるＳＰヘッドの数は、一の枝管につき５個を限度とする。）

放水量50リットル毎分のＳＰヘッド

管の呼び	25以上	32以上	40以上	50以上
取付許容ＳＰヘッド	３以下	４以下	８以下	９以上

（枝管に取り付けるＳＰヘッドの数は、一の枝管につき５個を限度とする。）

ア　補助散水栓にあっては、規則第13条の６第４項に規定する性能が確保でき、かつ、管の呼びで32㎜以上とすること。

イ　ループ配管の取扱いについて

⑺　ループ配管の摩擦損失計算について（例）

ループ配管の摩擦損失計算では、分岐点から合流点までにおけるそれぞれの配管内の摩擦損失水頭が等しくなるように流量を配分すること。なお、摩擦損失計算には複数の方法があるが、

例として次の方法を示す。

a　ループ配管の流入部側分岐点を設定するとともに、当該分岐点から最遠となる流出部側合流点を設定する。

b　ループ配管の流量を仮想値で設定し、摩擦損失基準に基づき仮想摩擦損失水頭を計算する。

c　流水の摩擦損失は、配管長さに比例し、流量の1.85乗に正比例することから、ループ配管で圧力の不均衡が生じた場合の修正流量（q）はbで仮想した流量及び仮想摩擦損失水頭の値を用いて、修正流量を求めること。

$$q \fallingdotseq \frac{\mathrm{SumP}}{Sum\dfrac{1.85P}{Q}}$$

q：修正流量（ℓ/min）

P：配管摩擦損失水頭（m）

Q：流量（＋又は－方向の仮想流量）

d　前bで設定した仮想流量及びcで求めた修正流量を踏まえ、再度ループ配管の流量を設定し、ループ配管の流出部側合流点における摩擦損失水頭の数値の合計（絶対値）が0.05m未満となるまでcの計算を繰り返すこと。

なお、摩擦損失計算の計算例を次に示す。

（計算例）

第４－17図のようにスプリンクラー設備の配管をループにし、最も遠いＳＰヘッドまでの水流が二系統に分かれる場合の配管の摩擦損失計算の算出方法等の例は、次のとおりである。

なお、計算条件として、ループ配管はＳＧＰ（配管用炭素鋼管）50Ａを用いるものとし、流入部の総水量は1、000 ℓ/min、❶の配管は直管200mに相当する圧力損失があり、❷の配管は直管150mに相当する圧力損失があるものとする。

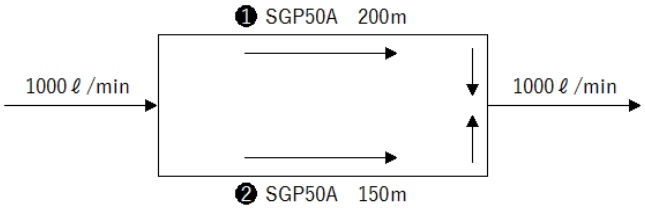

第４－17図

⑷　ループ部の流入部（A）を設定するとともに最遠となる流出部（B）を設定する。

⑸　流入部（A）と流出部（B）間の配管の摩擦損失水頭を求めるために次の手順により計算する。なお、流入部（A）を基点として時計回りを＋、反時計回りを－とし、流入部に最も近いＳＰヘッドへの分岐点をC、流入部に最も近いＳＰヘッドをDとする（第４－18図参照）。

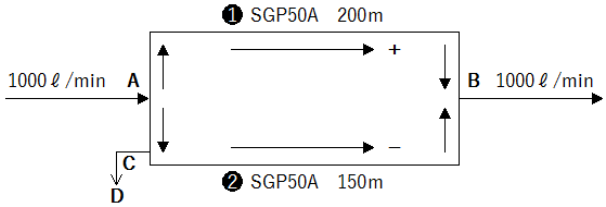

第４－18図

①　配管❶及び❷に流れる仮想流量（任意の値を設定）をそれぞれ500ℓ/minと想定し、配管の摩擦損失水頭を摩擦損失基準により求める。

区間	配管口径（A）	流量（ℓ/min）	直管相当長（m）	摩擦損失水頭（m）	計算式 ※
配管❶＋側	50	500	200	＋70.807	$1.2\times\frac{500^{1.85}}{5.29^{4.87}}\times\frac{200}{100}$
配管❷－側	50	500	150	－53.105	$1.2\times\frac{500^{1.85}}{5.29^{4.87}}\times\frac{150}{100}$
＋側及び－側の摩擦損失水頭の合計				＋17.702	

$$※H=\sum_{n=1}^{N}\mathrm{H_n}\quad H_n=1.2\times\frac{Qk^{1.85}}{Dk^{4.78}}\times\left(\frac{I'k+I''k}{100}\right)$$

Ｈ：配管の摩擦損失水頭（m）

Ｎ：配管の摩擦損失計算に必要なH_nの数

Qk：大きさの呼びがｋである配管内を流れる水の流量（ℓ/min）の絶対値

Dk：大きさの呼びがｋである管の基準内径（㎝）の絶対値

$I'k$：大きさの呼びがkの直管の長さの合計（m）

$I''k$：大きさの呼びがkの管継手及びバルブ類について、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の種別ごとに定めた摩擦損失基準別表第一から別表第三までに定める値により直管相当長さに換算した値の合計（m）

②　仮想流量（＝500ℓ/min）に対する修正流量を以下の式で求める。

ｑ≒（＋側－側のＰの値の合計）÷（＋側－側の（1.85Ｐ／Ｑ）式の値の合計）

$$q=\frac{\mathrm{SumP}}{Sum\dfrac{1.85P}{Q}}$$

Ⅰ　＋側の配管摩擦損失水頭＝＋70.807

Ⅱ　－側の配管摩擦損失水頭＝－53.105

Ⅲ　＋側及び－側の配管摩擦損失水頭の合計(SumP＝Ⅰ＋Ⅱ)＝＋17.702

Ⅳ　＋側の(1.85Ｐ／Ｑ)式の値(＋－関係なく絶対値)＝(1.85×70.807／500)＝0.262

Ⅴ　－側の(1.85Ｐ／Ｑ)式の値(＋－関係なく絶対値)＝(1.85×53.105／500)＝0.196

Ⅵ　＋側及び－側の(1.85Ｐ／Ｑ)式の値の合計(Sum(1.85／Ｑ)＝Ⅳ＋Ⅴ)＝0.458

Ⅶ　Ⅲで求めた値をⅥで求めた値で除すと、修正流量(ｑ)が求められる。

＝17.702／0.458≒38.650

この結果、＋側では仮想流量500ℓ/minに対し38.650ℓ/min多く、－側では仮想流量500ℓ/minに対し38.650ℓ/min少ないということとなる。

③　＋側と－側の仮想流量(＝500ℓ/min)に修正流量(＝38.650ℓ/min)を考慮し、新たな仮想流量(＝＋側461.350ℓ/min、－側538.650ℓ/min)として、再度計算する。

※これを繰り返して、＋側及び－側の摩擦損失水頭の数値の合計（絶対値）が0.05未満になるまで計算する。

区間	配管口径（A）	修正流量（ℓ/min）	流量（ℓ/min）	直管相当長（m）	摩擦損失水頭(m)	計算式
配管❶＋側	50	38.650	461.350	200	＋61.015	$1.2\times\frac{461.35^{1.85}}{5.29^{4.87}}\times\frac{200}{100}$
配管❷－側	50		538.650	150	-60.948	$1.2\times\frac{538.65^{1.85}}{5.29^{4.87}}\times\frac{150}{100}$
＋側及び－側の摩擦損失水頭の合計					+0.067	

Ⅰ　＋側の配管摩擦損失水頭＝＋61.015

Ⅱ　－側の配管摩擦損失水頭＝－60.948

Ⅲ　＋側及び－側の配管摩擦損失水頭の合計(SumP＝Ⅰ＋Ⅱ)＝＋0.067

Ⅳ　＋側の(1.85Ｐ／Ｑ)式の値(＋－関係なく絶対値)＝(1.85×61.015／461.350)＝0.244

Ⅴ　－側の(1.85Ｐ／Ｑ)式の値(＋－関係なく絶対値)＝(1.85×60.948／538.650)＝0.209

Ⅵ　＋側及び－側の(1.85Ｐ／Ｑ)式の値の合計(Sum(1.85／Ｑ)＝④＋⑤)＝0.453

Ⅶ　Ⅲで求めた値をⅥで求めた値で除すと、修正流量(ｑ)が求められる。

＝0.067／0.453≒0.147

この結果、＋側では仮想流量461.350ℓ/minに対し0.147ℓ/min多く、－側では仮想流量538.650ℓ/minに対し0.147ℓ/min少ないということとなる。

第三次計算

区間	配管口径（A）	修正流量（ℓ/min）	流量（ℓ/min）	直管相当長（m）	摩擦損失水頭(m)	計算式
配管❶＋側	50	0.147	461.203	200	＋60.979	$1.2\times\frac{461.203^{1.85}}{5.29^{4.87}}\times\frac{200}{100}$
配管❷－側	50		538.797	150	-60.978	$1.2\times\frac{538.797^{1.85}}{5.29^{4.87}}\times\frac{150}{100}$
＋側及び－側の摩擦損失水頭の合計					-0.05＜0.001＜0.05	

④　＋側と－側の摩擦損失水頭の合計の絶対値が0.05未満となった数値（≒61.0m）が当該ループ配管Ａ～Ｂ間における配管摩擦損失水頭となる。

(c)　流入部に最も近いＳＰヘッド（Ｄ）における放水圧力が規定圧力（1.0MPa）を超えないことを以下の手順により確認する。

①　ＳＰヘッド１個が作動し、放水圧力が1.0MPa時の放水量を以下の式によって求める。

$$Q_1 = Q\sqrt{\frac{P_1}{P}}$$

ここに、

Ｐ：放水量80ℓ/min時のＳＰヘッドの放水圧力（=0.1MPa）

Ｑ：放水圧力0.1MPa時のＳＰヘッドの放水量（=80ℓ/min）

P_1：放水圧力1.0MPa

Q_1：放水圧力1.0MPa時の放水量とする。

故に放水圧力1.0MPaでは、放水量は253ℓ/minとなる。

② 加圧送水装置の揚程曲線（Ｐ－Ｑ曲線）から、流量253ℓ/min時の揚程を求める。

③ 加圧送水装置から流量253ℓ/min時のＡ点までの摩擦損失水頭を求める。

④ ループ配管部Ａ－Ｂ－ＣとＡ－Ｃにおいて上記ループ配管の計算の例等を用いて流量253ℓ/min時の摩擦損失水頭を求める。

⑤ ｂで求めた加圧送水装置の揚程から、Ａ点まで、ループ配管部（Ａ－Ｃ間、ｄで求められた値）まで及びＣ点から直近のＳＰヘッド（Ｄ点）までの摩擦損失水頭、その他落差等を差し引くと、流量253ℓ/min時のＳＰヘッドにおける放水圧力が求められる。

｛（ｂで求めた加圧送水装置の揚程）－（（加圧送水装置からＡまでの摩擦損失水頭）＋（ＡからＣまでの摩擦損失水頭）＋（ＣからＤまでの摩擦損失水頭）＋（その他落差等））｝／100＝ＤのＳＰヘッド放水圧力（MPa）

⑥ Ｄ点のＳＰヘッドにおいて1.0MPaを超えていなければ可とし、超えている場合は不可となり減圧措置を講じる必要がある。

(ｲ) ループ配管の口径について将来的にループ部からの配管の増設等の可能性がある場合には、ループ配管部の口径の大きさに余裕をもたせること。

(ｳ) その他

a ループ配管にあっては、前エの例に示すとおり単にループにしているもの以外に、複雑なループ形式をしている配管やグリッド配管（複数の配管が並列に並んでいる）が見られるが、基準は単純なループ配管の場合の例に限定した計算例である。

なお、複雑なループ形式をしている配管やグリッド配管については、別途消防長と協議すること。

b エの例については、ループ部分の配管の摩擦損失水頭を求めているが、ループ配管から末端の放出口までの配管の摩擦損失水頭を含めた合計摩擦損失が最大となる部分が配管の摩擦損失水頭の最大値となるので、ポンプの全揚程等の計算の際には注意が必要である。

例えば、第４－19図で配管口径及び材質が全て同じ場合は、ループ部分のみから判断すると摩擦損失水頭はＡ－Ｂ間の方がＡ－Ｄ間より大きいが、Ｄ－Ｅ間の摩擦損失水頭とＢ－Ｃ間の摩擦損失水頭との差は、Ａ－Ｂ間の摩擦損失水頭とＡ－Ｄ間の摩擦損失水頭との差より大きいため、合計損失ではＡ－Ｂ－Ｃ間よりＡ－Ｄ－Ｅ間の方が大きくなり、最遠部はＥで最大の摩擦損失水頭はＡ－Ｄ－Ｅ間となる。

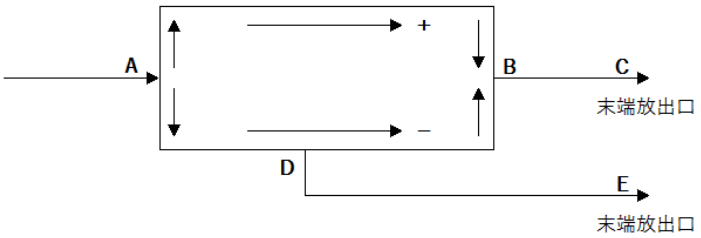

第４－19図

⑻ 補助散水栓

ア　補助散水栓は、ホースの接続口から水平距離15ｍの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができるようにすること。ただし、ＳＰヘッドが設けられている部分に補助散水栓を設ける場合にあってはこの限りでない。

イ　補助散水栓を設置した部分は政令第11条第４項、政令第19条第４項、政令第20条第５項第２号及び第３号において、スプリンクラー設備と同等に扱えること。

ウ　補助散水栓は、日本消防検定協会の認定評価品を用いること。　◆

エ　同一防火対象物には同一操作性のものを設置すること。　◆

オ　補助散水栓の放水圧力は、屋内消火栓設備に準じて0.7MPaを超えないよう措置すること。◆

カ　補助散水栓箱の表面には、「消火用散水栓」と表示されていること。

キ　補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置又は圧力検知装置の２次側配管から分岐設置すること。ただし、ＳＰヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、５階層以下を一の流水検知装置から分岐することができる（第４－20図参照）。

⑺　地上と地下部分を別系統とすること。

⑴　補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により警戒されていること。

⑵　補助散水栓の１次側には階ごとに仕切弁を設置すること。

⑶　規則第14条第１項第11号ニに定める措置が講じられていること。

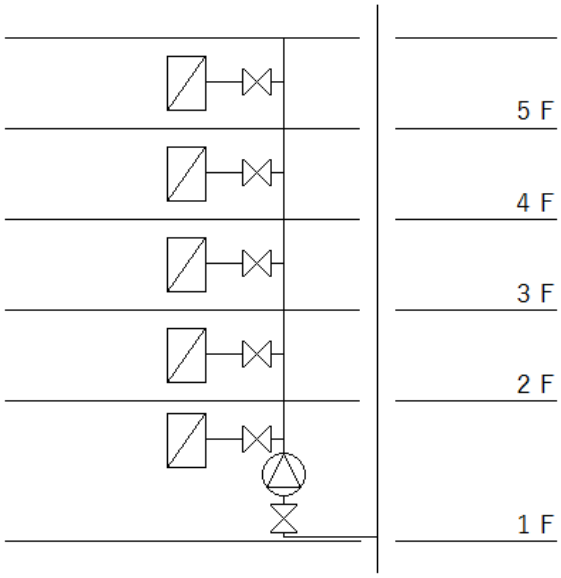

第４－20図

ク　日本消防検定協会の認定評価品として表示灯が含まれていないものは、規則第13条の６第４項第３号ロによるほか、本節 第２ 屋内消火栓設備８．⑵．ア．⑺． ｂ及びｃによること。

ケ　連結送水管の放水口を併設収納する場合は、本節 第２ 屋内消火栓設備８．⑵．ア．⑺． ｄによること。

⑼　種別の異なるＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備について

ア　同一階の配管系に放水量の異なるＳＰヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数については、第４－６表によること。

第４－８表

同一階の配管系の組み合せ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

イ　一のスプリンクラー設備に異なる種別のＳＰヘッドが使用される場合の水源水量、ポンプの吐出量等にあっては、その値が最大となる種別のＳＰヘッドに係る規定により算出すること。

ウ　種別の異なるＳＰヘッド（放水量、感度の種別等）は、同一階の同一区画（防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているＳＰヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じＳＰヘッドにあっては、この限りでない。

エ　同一階の配管系に放水量の異なるＳＰヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。

３　パッケージ型自動消火設備

⑴　設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型自動消火設備は、次に掲げる区分に応じ、当該防火対象物又はその部分に設置することができるものとする。

ア　Ⅰ型

政令第12条第１項第１号、第３号、第４号及び第９号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分（政令第12条第２項第２号ロに規定する部分を除く。）のうち、政令別表第一⑸項若しくは⑹項に掲げる防火対象物の用途に供される部分又は同表⑯項に掲げる防火対象物の同表⑸項若しくは⑹項に掲げる防火対象物並びに条例第37条の２第１項第２号及び第３号に掲げる防火対象物の階のうち、同表⑸項若しくは⑹項に掲げる防火対象物の用途に供する部分であって、延べ面積が１万㎡以下のもの

イ　Ⅱ型

政令第12条第１項第１号及び第９号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のもの（易燃性の可燃物が存し、消火が困難と認められるものを除く。）

※　易燃性の可燃物が存し、消火が困難と認められるもの

表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして、次の⑺、⑴に該当するものが存する防火対象物又はその部分をいう。

⑺　座面（正面幅が概ね800㎜以上あるもの）及び背面からなるもの

⑴　表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

⑵　設置方法等

13号告示によるほか、次によること。

ア　13号告示第４第７号の放出口の設置については、第３章 第２節 第４　２．⑸「ＳＰヘッドの省略」（同５．ウ．⑷を除く）を準用し、設置すること。

イ　規則第13条第３項第１号から第８号に定める部分で放出口が設置されていない部分について、放出口の警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内の可燃物が少ない、浴室、便所、階段室、エレベーターの昇降路、リネンシュート又はパイプダクトのような場所については、地階・無窓階又は火災のとき著しく煙の充満するおそれのある場所であっても、政令第32条の規定をを適用し、屋内消火栓設備の代替設備としてパッケージ型消火設備を設置することができる。

ウ　パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）にあっては、常用電源を電池とした場合は、当該電池が設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを点滅及び音等により伝達するほか、防災センター等の常時人がいる場所に警報及び表示が出るよう措置すること。◆

エ　パッケージ型自動消火設備は、13号告示に適合したものであること。
なお、認定品を使用すること。◆

オ　本体ユニット（格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。）の設置場所は、13号告示による他、次によること。

⑺　温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。

⑷　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設置すること。
なお、当該場所は、次のとおりとする（Ⅱ型を除く）。◆

ａ　本節第２．２．⑴．ア．⑺に定める専用の室

ｂ　壁及び天井(天井のない場合にあっては、　屋根。以下同じ。）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた専用の室

ｃ　火災の発生のおそれの少ない場所（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で仕上げた室）で、次のいずれかに該当するもの

⒜　昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの

⒝　廊下、通路その他これらに類するもの

ｄ　主要構造部を準耐火構造とした建築物の屋上（本体ユニットが屋外型のものに限る。）

ｅ　屋外（本体ユニットが屋外型のものに限る。）

カ　感知部には、点検時の誤作動を防止するため、自動火災報知設備の感知器と区別できる表示をすること。◆

キ　選択弁等を設置する場合は、次によること。◆

⑺　選択弁等の直近に、 選択弁である旨及び当該防護区域並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等を設けること。

⑷　天井裏の部分に選択弁等を設ける場合は、容易に点検することができるよう点検口を設けること。

ク　非常電源、配線等については、本節第２．６により設置すること。

ケ　消火能力及び利用形態の変化により易燃性の可燃物が存し、消火が困難と認められる防火対象

物又はその部分に該当した場合のこと考慮し、パッケージ自動消火設備（Ⅱ型）が設置できる防火対象物又はその部分であっても、パッケージ自動消火設備（Ⅰ型）を設置すること。◆

４　開放型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備

⑴　加圧送水装置

ポンプの吐出量は、規則第14条第１項第11号ハ．㈠によるほか、次によること。

ア　スタジオ部分が防火対象物の10階以下の階に存する場合においては、最大の放水区域に設置されるＳＰヘッドを、11階以上に存する場合においては、当該部分に設置されるすべてのＳＰヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80ℓ／min以上の性能が得られるものであること。

イ　ポンプを併用又は共用する場合にあっては、本節　第２　屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．㈠．ａ及び㈡の例によるものであること。ただし、閉鎖型スプリンクラー設備のポンプと共用する場合にあっては、両設備の設置部分が有効に防火区画されている場合に限り、定格吐出量の大きい方の吐出量とすることができる。

⑵　水　　源

水源水量は、政令第12条第２項第４号によるほか、次により算出すること。

ア　スタジオ部分が防火対象物の10階以下の階に存する場合においては、最大の放水区域に設置されるＳＰヘッド個数に1.6を乗じて得た個数を、11階以上に存する場合においては、当該部分に設置されるすべてのＳＰヘッド個数を基準として水源水量を算出すること。

イ　他の消防用設備等と併用する場合には、本節　第２　屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．㈠．ａ．(a)から(c)を、棟が異なる防火対象物の加圧送水装置を共用する場合は、本節　第２　屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．㈠．ｂ．(b)の例により算出した量以上とすること。

また、前⑴．イただし書きによるものにあっては、規定水量の大きい方の水源水量とすることができる。

ウ　水源水量の確保方法は、前２．⑷．カを準用すること。

⑶　放水区域

規則第14条第１項第２号の規定によるほか、次により設けること。

ア　２以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の面積は100㎡以上とすること。　◆

イ　放水区域を分割する場合は、第４－21図の例によること。ただし、ポンプの吐出量が5、000ℓ/min以上となる場合にあっては、４分割以上とすることができるものであること。

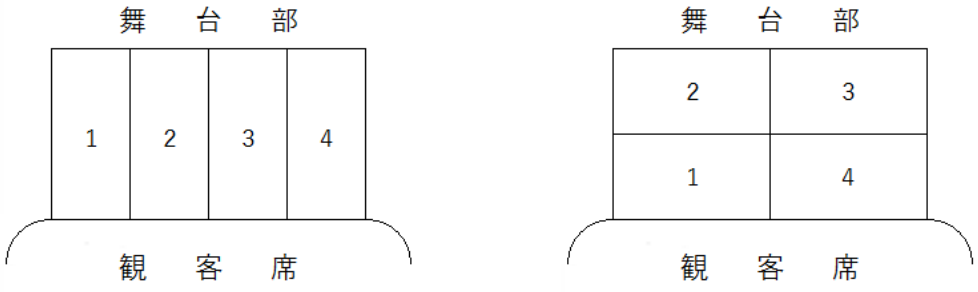

第４－21図

ウ　各放水区域が接する部分のＳＰヘッドの間隔は、第４－22図によること。

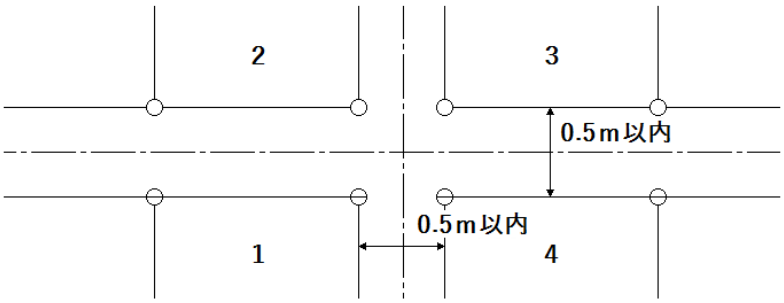

第4－22図

⑷　一斉開放弁又は手動式開放弁

規則第14条第１項第１号の規定によるほか、次によること。

ア　一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁（30秒以内に全開できるものに限る。）は、一の放水区域につき異なる場所に２以上設けること。　◆

イ　一斉開放弁の起動操作部及び手動起動弁は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

⑸　ＳＰヘッドの設置位置

政令第12条第２項並びに規則第13条の２、同第13条の４、同第13条の６及び同第14条の規定により設置するほか、次によること。

ア　開放型ＳＰヘッドは、舞台部、スタジオ部分及び脇舞台の天井（ぶどう棚が設けられる場合にあっては、当該ぶどう棚の下面）及びサウナ室に設けること。

イ　ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型ＳＰヘッドを設置すること。

⑹　配管の摩擦損失計算書

前２．⑺の例によること。

５　乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）その他これらに類する予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備

⑴　設置場所

ア　乾式流水検知装置（一次側に加圧水を、二次側に加圧空気を満たした状態にあり、閉鎖型ＳＰヘッド等が開放した場合、二次側の圧力低下により弁体が開き、加圧水が二次側へ流出する装置）を用いたスプリンクラー設備（以下、この第４において「乾式スプリンクラー設備」という。）は、凍結による障害が生ずるおそれのある場所などに設置できるものであること。

イ　予作動式流水検知装置（一次側に加圧水を、二次側に空気を満たした状態にあり、自動火災報知設備の感知器等が作動した場合、弁体が開き、加圧水が二次側へ流出する装置）を用いたスプリンクラー設備（以下、この第４において「予作動式スプリンクラー設備」という。）は、凍結による障害又は機械的な衝撃等のおそれのある場所等に設けることができるものであること。

ウ　予作動式（負圧湿式）流水検知装置（一次側に加圧水を満たした状態にあり、二次側を負圧状

態の水等で満たしたもので、自動火災報知設備の感知器が作動した場合に、弁体が開き、加圧水等を二次側へ流出するものをいう。）を用いたスプリンクラー設備（以下、この第４において「予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備」という。）は、機械的な衝撃等により、水損の被害が大きい場所等に設置できるものであること。

⑵　空気加圧用の加圧装置又は減圧用の真空ポンプ

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（予作動式流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とするもの。）は次のアからエまでに、予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備の真空ポンプはア、イ及びエによること。

ア　乾式又は予作動式流水検知装置の二次側の空気を加圧するための加圧装置又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備の真空ポンプは、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。

イ　加圧装置又は真空ポンプの能力は、乾式又は予作動式流水検知装置二次側配管の圧力設定値まで加圧するために要する時間が30分以内のものであること。

ウ　加圧装置の配管は、規則第12条第１項第６号に規定される材料を用いるほか、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

エ　コンプレッサー又は真空ポンプは、常用電源回路を専用とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものにあっては、非常電源を設けないことができる。

⑶　制御盤

ア　予作動式又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備の制御盤等は、防災センター（防災センターがない場合は、常時人のいる管理人室等）に設けること。

イ　予作動式又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備は、感知部との連動が停止された場合に、流水検知装置の弁体が自動的に開放されること。◆

ただし、防災センター等で制御盤等を設置し、断線又は連動停止等の表示及び警報が確認でき、制御盤等により手動起動操作で流水検知装置の弁体が開放できる場合はこの限りではない。

⑷　減圧警報装置

乾式スプリンクラー設備、予作動式スプリンクラー設備（予作動式流水検知装置の二次側の圧力の設定を必要とするもの。）又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備の規則第14条第１項第４号の５の警報は、常時人のいる場所に警報及び表示ができるものであること。

⑸　感 知 部

予作動式又は予作動式（負圧湿式）流水検知装置を作動させるための感知部は、次によること。

ア　感知部は、専用感知器とすること。ただし、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさない場合で、かつ、放水区域と自動火災報知設備の警戒区域の範囲を同一とした場合にあっては、自動火災報知設備の火災信号により予作動式又は予作動式（負圧湿式）流水検知装置を作動させることができる。

イ　感知部と予作動弁とは常時連動状態とし、防災センター等から遠隔で連動を制御できるボタン等を設ける場合には、容易に連動を解除できない措置を講じること。

ウ　前イの遠隔の連動ボタンには、予作動弁との連動装置である旨の表示をすること。

エ　感知部として、熱感知器を用いる場合、公称作動温度はＳＰヘッドの温度より低いものとすること。

⑹　配　　管

乾式又は予作動式の流水検知装置二次側配管は、次によること。

ア　乾式又は予作動式の流水検知装置二次側配管には、当該流水検知装置の作動を試験するための配管及びバルブを設けること（第４－23図及び第４－24図参照）。　◆

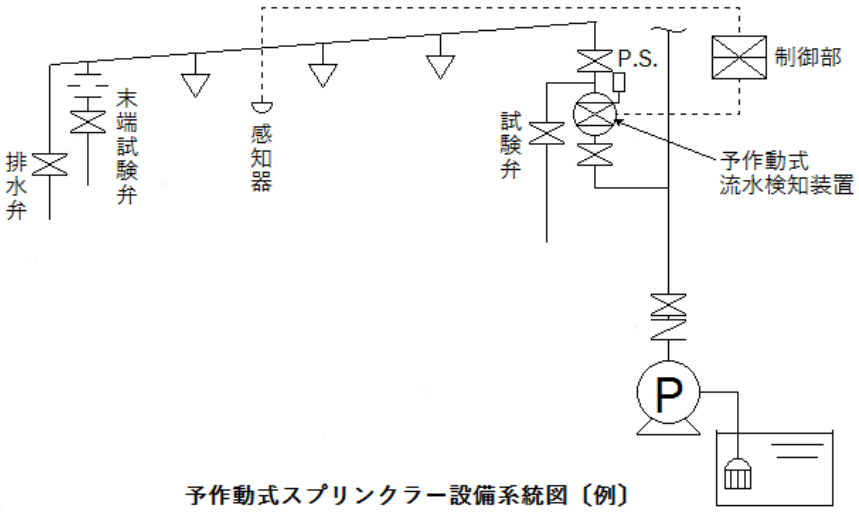

予作動式スプリンクラー設備系統図〔例〕

第４－23図

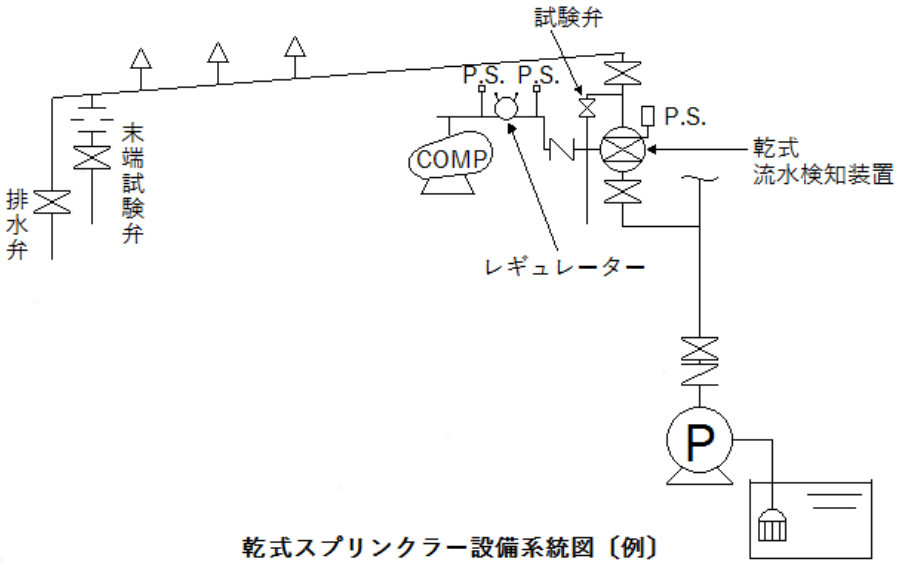

乾式スプリンクラー設備系統図〔例〕

第４－24図

イ　規則第14条第１項第８号の２の措置は、第４－９表に示す流水検知装置の呼び径に応じた当該流水検知装置二次側の配管容積とする。ただし、弁急速開放機構又は空気排出器を設ける場合はこの限りではない。

第４－９表

流水検知装置の呼び径	2次側の配管容量（ℓ）
50	70以下
65	200以下
80	400以下

100	750以下
125	1,200以下
150	2,800以下
200	2,800以下

ウ　規則第14条第１項第10号イの防食措置は、第４－８表に示す管及び管継手を用いる配管施工によること。

なお、予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備の２次側配管について、真空ポンプから気水分離装置までの配管は規則第14条第１項第10号イの防食措置を講じること。

第４－10表

	ＪＩＳ規格・名称
管	JIS G 3442（水道用亜鉛メッキ鋼管）
	JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管のうち白管）
管継手	JIS B 2210（鉄鋼製管フランジの基準寸法のうち呼び圧力５K、10K又は16Kの使用圧力に適合する基準寸法のもので、溶融亜鉛メッキを施したねじ込み式に加工されたもの）
	JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手のうち、メッキを施したもの）

エ　規則第14条第１項第10号ロの配管内の水を有効に排水できる措置は、配管に次による勾配を施し、排水のための弁を設けること。

また、当該弁の直近の見やすい箇所に排水弁である旨を表示すること。

⑺　分岐管にあっては、配管10mにつき４㎝以上

⑴　主管にあっては、配管10mにつき２㎝以上

オ　予作動式の流水検知装置の二次側配管等には手動でも起動できる措置（手動弁の設置）を講じるとともに当該装置である旨の表示をすること。　◆

⑺　ＳＰヘッド

ＳＰヘッドは上向き型を用いること。ただし、ＳＰヘッド及び接続配管部分が凍結のおそれがない場合、下向き型を用いることができる。

予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備は当該設備に適応するＳＰヘッドを使用すること。適応するＳＰヘッドについては、（一社）消火装置工業会のホームページ等で確認すること。

⑻　補助散水栓

乾式又は予作動式流水検知装置を設置してあるスプリンクラー設備に補助散水栓を設置する場合は、前２．⑻によるほか、次によること（第４－２５図参照）。

ア　補助散水栓の配管は乾式又は予作動式の流水検知装置等の２次側からは分岐しないこと。

イ　補助散水栓の配管は、補助散水栓専用の流水検知装置等の２次側配管から分岐すること。

ただし、補助散水栓を使用した信号により、乾式又は予作動式の流水検知装置のディスクを有

効に開放するような措置を講じた場合にあっては、ア及びイによらず、ＳＰヘッドが設けられた流水検知装置の２次側配管に設けることができる。

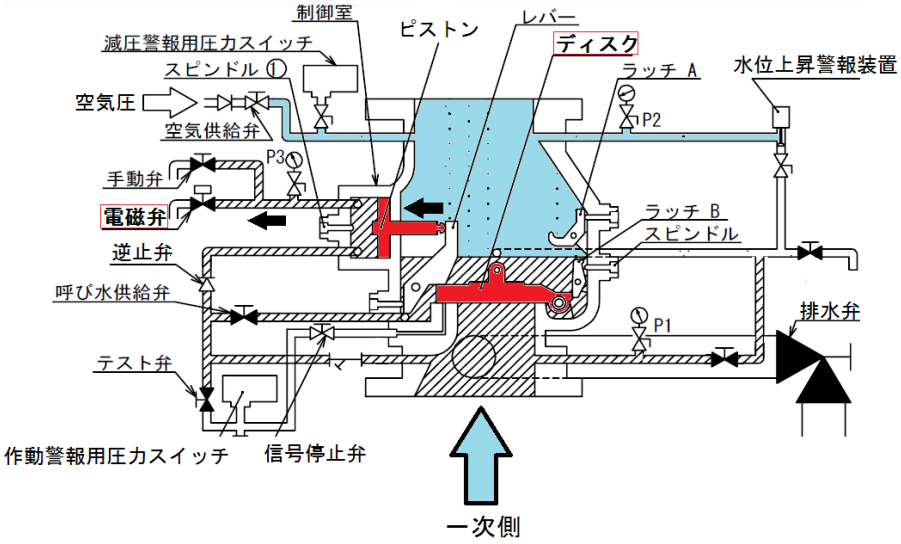

第４－25図

⑼　配 線 等

予作動式又は予作動式（負圧湿式）の制御盤等（受信機を含む。）から電磁弁までの配線は、耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には前１．⑹により非常電源を設置すること。

なお、前⑸．アのただし書により、自動火災報知設備の火災信号で予作動式流水検知装置を作動させる場合の当該自動火災報知設備の非常電源の容量は、本節 第３ 非常電源 ２．第３－１表のスプリンクラー設備に準じたものとすること。

⑽　その他の予作動式流水検知装置

乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）以外の予作動式流水検知装置に係る基準については、原則として予作動式流水検知装置の基準の例によること。

６　放水型ヘッドを用いたスプリンクラー設備

「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成８年消防庁告示第６号）によるほか、次によること。

⑴　高天井部分の取扱い

政令第12条第２項第２号ロ並びに規則第13条の５第６項及び第８項の規定により放水型ＳＰヘッド等を設けることとされている部分（以下、この第４において「高天井の部分」という。）については、次によること。

ア　床面から天井までの高さについては、次により測定すること（第４－26図参照）。

⑺　天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ（政令第12条第１項第５号、及び第４－27図参照）。

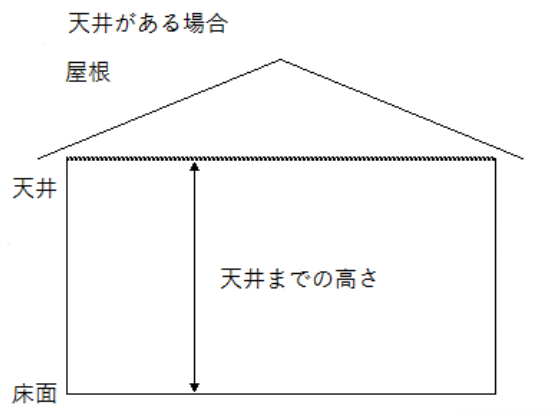

第４－26図

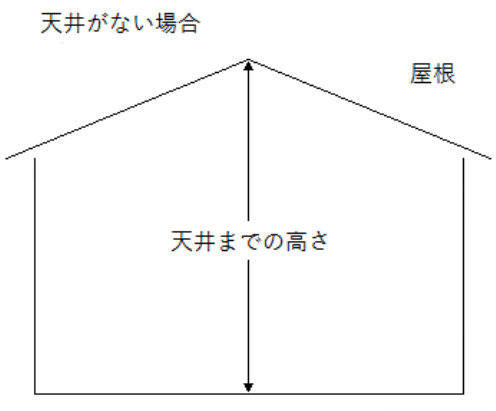

第４－27図

⑷　防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間としてとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さとする（第４－28図参照）。

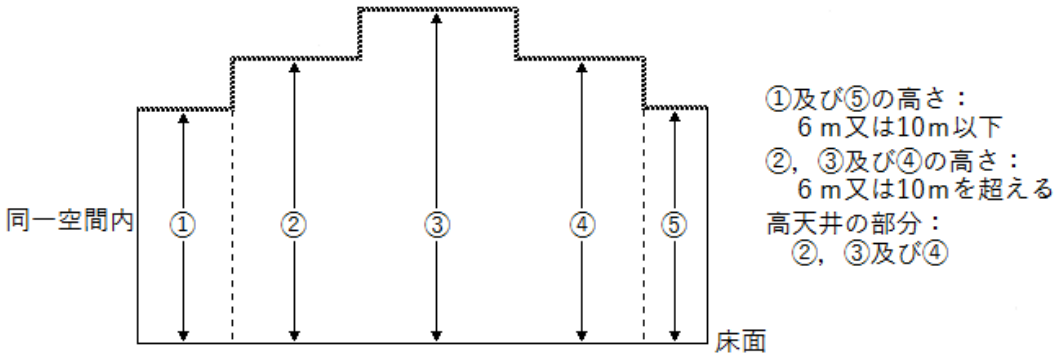

第４－28図

⑸　天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ。

イ　次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものであること。

⑺　階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹抜け状の部分（概ね50㎡未満）（第４－29図及び第４－30図参照）で、閉鎖型ＳＰヘッドにより有効に警戒されていること。

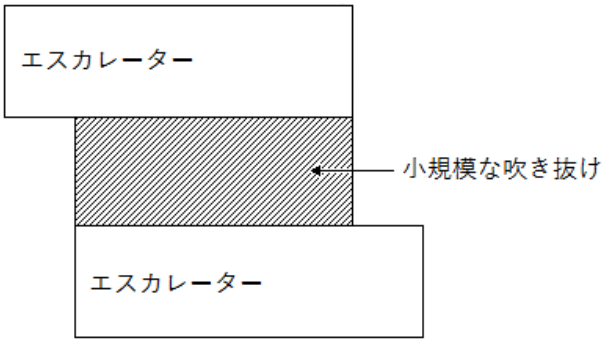

図４－29図

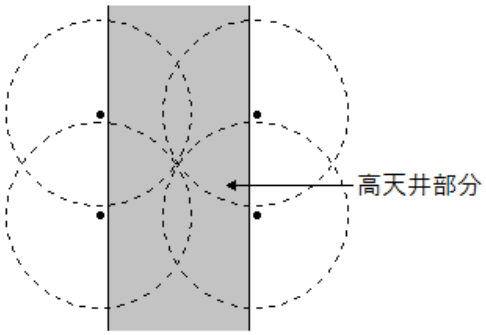

第４－30図

⑷　天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に政令第12条第２項第２号ロ並びに規則第13条の５第６項及び第８項の規定に掲げる高さとなる部分

⑵　加圧送水装置

ポンプの吐出量は、規則第14条第１項第11号ハ．⑷によるほか、次によること。

ア　固定式のＳＰヘッドを用いる場合は、一の放水区域に設けられた固定式のＳＰヘッドの放水量が最大となる区域の全てのＳＰヘッドを１分間放水できる量以上の量とすること。

イ　可動式のＳＰヘッドを用いる場合は、可動式ＳＰヘッドの１分間あたりの放水量が最大となる場合に１分間放水できる量以上の量とすること。

ウ　ポンプを併用又は共用する場合にあっては、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．⑺． ａ及び⑷の例によるものであること。ただし、閉鎖型ＳＰヘッドを用いるスプリンクラー設備のポンプと共用する場合にあっては、両設備の設置部分が有効に防火区画されている場合に限り、規定吐出量の大きい方の吐出量とすることができる。

⑶　水　　源

水源水量は、政令第12条第２項第４号によるほか、次により算出すること。

ア　固定式ＳＰヘッドを用いる場合

放水区域のうち面積が最大となるものに設けられたすべての固定式ＳＰヘッドを同時に20分間放水することができる量以上とすること。

イ　可動式ＳＰヘッドを用いる場合

可動式ＳＰヘッドの１分間あたりの放水量が最大となる場合に20分間放水することができる量以上の量とすること。

ウ　他の消防用設備等と併用する場合には、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．⑺． ａを、棟が異なる防火対象物の加圧送水装置を共用する場合は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．⑺． ｂ．(b)の例により算出した量以上とすること。

また、前⑵．ウただし書きによるものにあっては、規定水量の大きい方の水源水量とすることができる。

⑷　非常電源

非常電源は、規則第12条第１項４号の規定によるほか、放水型スプリンクラー設備の監視にあっては、60分間以上◆とし、制御にあっては30分間以上行えるものであること。

⑸　起動方式

起動は、放水型ＳＰヘッド等の感知部が火災を感知した旨の信号を発した場合（自動火災報知設備と連動するものにあっては、当該自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合）に、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであることとされ、かつ、放水区域の選択及び放水操作は手動でも行えるものであることとし、次によること。

なお、人の対応・体制の是非に関わらず、連動起動の機能を有しない（手動起動のみ）ものは認められない。

ア　原則として、自動放水とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、放水操作を手動で行うことができる。

⑺　当該防火対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並び

に速やかな火災初期対応を行うことができる場合

⑷当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合

⑺　その他、当該高天井の部分の構造、使用形態、管理方法等の状況に応じ、放水操作を手動で行うことが適当と判断される場合

イ　放水操作を手動で行う場合にあっては、次によること。

⑺　管理、操作等のマニュアルが作成されていること。

⑷　防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されること。

⑺　操作者は、当該装置について熟知した者とすること。

⑸　行うことのできる手動操作は、放水するための直接操作（放水ボタンを押す等）であり、放水区域の選択及び放水型ＳＰヘッド等が当該放水区域に放水できるようにするための移動（可動式ＳＰヘッドに限る。）については、自動的に行われること。◆　なお、可動式ＳＰヘッドを微調整し、火災発生場所へ的確に放水できるように操作することができなければならない。

ウ　防災センター等以外の場所において操作できるものにあっては、次によること。

⑺　操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。

⑷　操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。

⑺　操作可能な場所相互間で同時に通話できる設備を設けること。

⑸　操作可能な場所には、放水型ＳＰヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。

⑹　自動警報装置等

前１．⑸によるほか、次によること。

ア　自動警報装置などは、放水型スプリンクラー設備が設けられている放水区域ごとに設けること。

イ　自動警報装置等は、点検に便利な箇所で、かつ、放水型スプリンクラー設備の設けられる高天井の部分の床面のある階の部分に設けること。

⑺　一斉開放弁、手動操作部（手動起動弁含む。）

ア　一斉開放弁は、放水区域ごとに設けること。

イ　一斉開放弁は、容易に点検することができ、火災の影響のおそれが少ない場所に設けること。

ウ　一斉開放弁の二次側には、試験弁を設けること。　◆

エ　現地に設ける手動操作部（以下、この第４において「現地操作部」という。）は、当該放水区域以外で、かつ、火災の時に当該放水区域を通らずに容易に接近でき、当該放水区域が見渡せる場所に設けること。

オ　現地操作部は、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の操作しやすい位置に設けること。

カ　現地操作部のほか、防災センター等には中央操作部を設けること。　◆

キ　中央操作部の高さは、前オによること。ただし、椅子に座って操作を行う場合は、0.6m以上とすることができる。

⑻　排水設備

放水型ＳＰヘッドが設けられている部分には、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有する排水設備が次のとおり設けられていること。

ア　加圧送水装置の最大能力については、他の消火設備と兼用しているものにあっては、放水型ＳＰヘッドとして必要な水量を排水できる能力で足りるものであること。

イ　放水型ＳＰヘッドが設けられている部分が避難階であり、かつ、直接外部に通ずる開口部がある場合は、当該開口部に対して１／200以上の勾配を設け、有効に排水できるようにすること。

⑼　高天井部分とそれ以外の部分とが区画されていない場合の設置上の留意事項

ア　火災を有効に消火できるように、それぞれの部分に設置されたＳＰヘッドの放水区域等が相互に重複するように設置すること（第４－31図参照）。

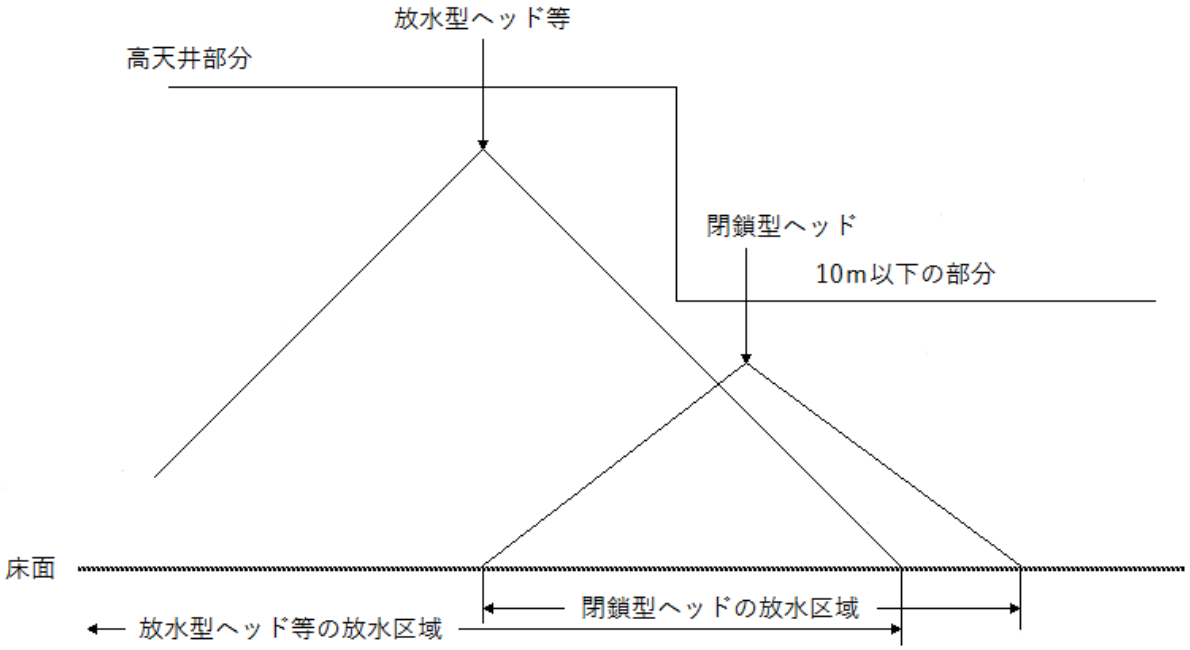

第４－31図

イ　境界部分にたれ壁（概ね50㎝以上）を設ける等、それぞれの部分に設置されたＳＰヘッドの感知障害、誤作動等を防止するための措置を講じること（第４－32図参照）。

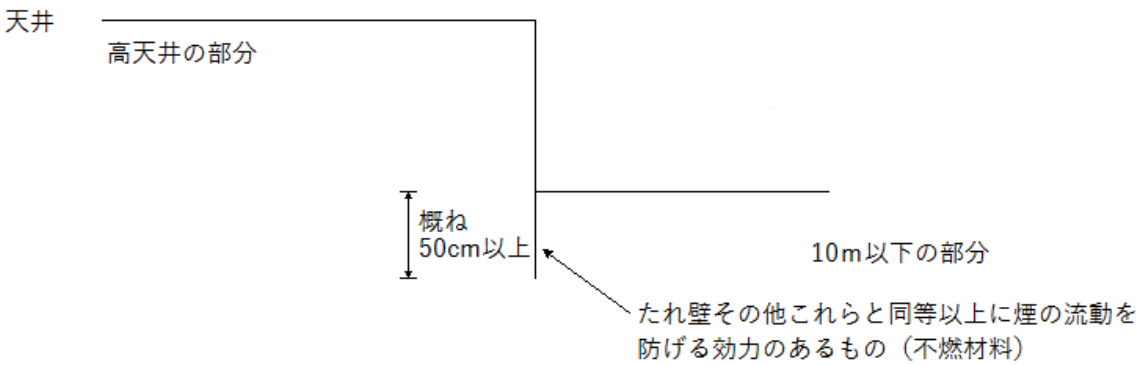

第４－32図

ウ　一のスプリンクラー設備に放水型ＳＰヘッド等と放水型ＳＰヘッド等以外のＳＰヘッドが使用される場合であって、それぞれの種別のＳＰヘッドから同時に放水する可能性のある場合は、当該スプリンクラー設備の水源水量、ポンプの吐出量等については、それぞれの種別のＳＰヘッド

について規定される量を合算した量とすること。

エ　高天井の部分の床面が、隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型ＳＰヘッドにより有効に包含される場合には、当該高天井の部分については、政令第32条の特例を適用し、放水型ＳＰヘッド等を設置しないことができる（第４－33図及び第４－34図参照）。

◎　標準型ヘッドr2.3の場合（格子型配置の場合）

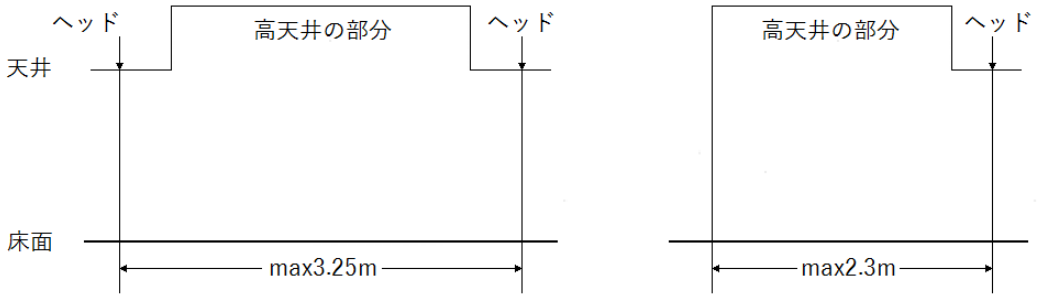

図４－33図

◎　高感度型ヘッドr2.6の場合（格子型配置の場合）

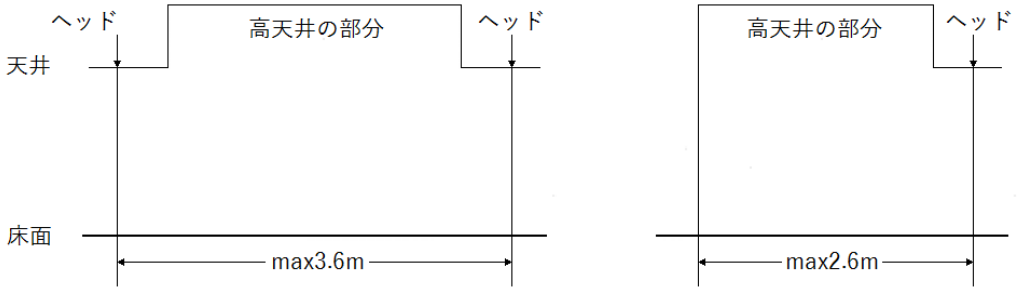

第４－34図

オ　高天井の部分以外の部分の床面が、隣接する高天井の部分に設置された放水型ＳＰヘッド等により有効に包含される場合には、当該高天井の部分以外の部分については、政令第32条の特例を適用し、当該放水型ＳＰヘッド等以外のＳＰヘッドを設置しないことができる。

この場合において、高天井の部分以外の部分に係る感知障害のないように特に留意すること。

⑽　その他の留意事項

ア　２以上の放水区域を設ける場合、当該区域間境界付近における火災についても有効に消火することができるよう、隣接する放水区域が相互におおよそ0.5mから1.0m程度重複すること（第４－35図参照）。

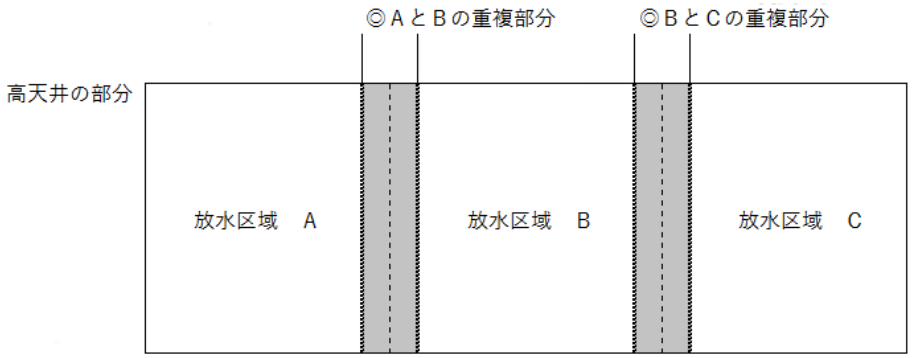

第４－35図

イ　固定式ＳＰヘッドを設ける場合は、当該ＳＰヘッドの周囲のＳＰヘッドから放水される水の軌跡となる部分には障害となるものを設置又は設けないこと。

ウ　可動式ＳＰヘッドを設ける場合は、当該ＳＰヘッドの有効放水範囲はＳＰヘッドの可動範囲（上下左右）内のうち、任意の位置に設定した場合において所定の散水密度が確保される概ね20㎡以上の範囲となることとされているので、当該ＳＰヘッドの有効放水範囲は可動範囲のうちの有効放水範囲であり、高天井の部分である放水区域が当該有効放水範囲に包含されていることが必要である（第４－36図参照）。

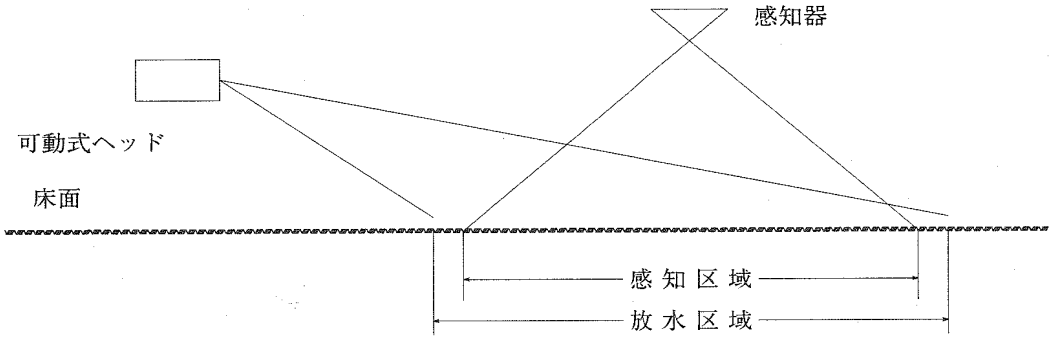

第４－36図

⑾　特例的取扱い

ア　非特定防火対象物の高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、政令第32条又は条例第42条を適用し、放水型ＳＰヘッド等を設置しないことができる。

⑺　地階、無窓階、11階以上の階及び地盤面からの高さが31ｍを超える階以外の体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路、屋内ゲートボール場、屋内射撃場、プール、スカッシュ場、フロント、ホール、ダンスフロア等の部分で、次のすべてに適合する部分

ａ　当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。

ｂ　当該部分において火気の使用がないこと。

ｃ　当該部分に多量の可燃物が存しないこと。

ｄ　当該部分は、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備の補助散水栓により有効に包含されていること。

⑴　前⑺．ｂ、ｃ及びｄの要件に適合するほか、床面積が概ね50㎡未満である部分

イ　前ア．⑺の基準については、特定防火対象物に存する体育館の高天井の部分についても準用する。

ウ　前ア及びイにかかわらず、火災危険が少なく、避難上安全であり、かつ、消防活動が容易である場合は、放水型ＳＰヘッド等を設置しないことができる。

7　弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

⑴　スプリンクラー設備は、第４－37図による弁類等の監視機能を有すること。　◆

なお、規則第14条第１項第12号に定める総合操作盤の設置を要する防火対象物については、第４－37図による弁類等の表示警報項目を総合操作盤の表示項目とすること。　◆

※　共同住宅用スプリンクラー設備は、弁類等の監視付と同様とみなす。

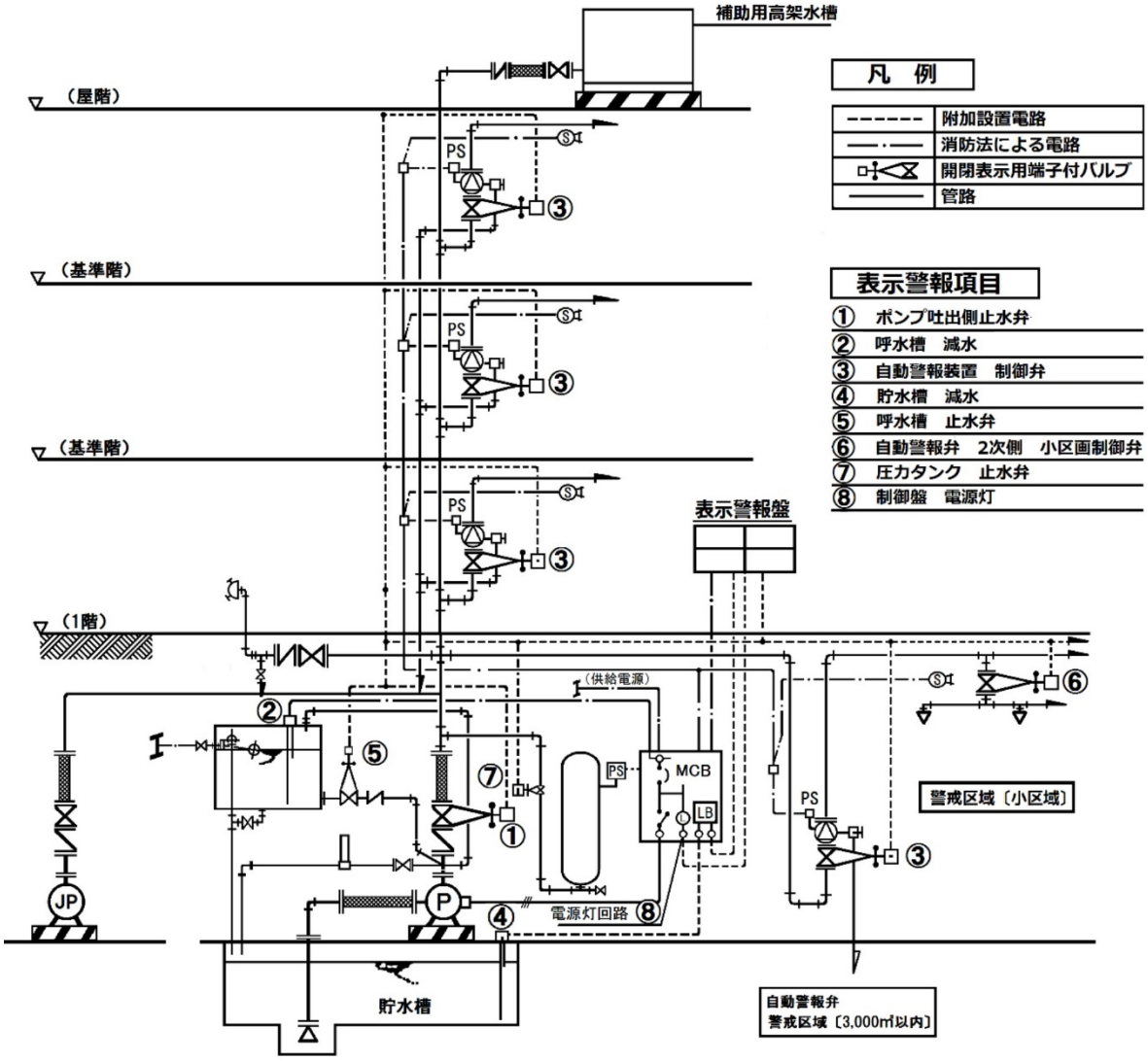

第４－37図

⑵　条例規制の免除等

弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合には、条例第46条の２第１項の屋上避難広場は、同条第３項と同様、その面積を１／２に減ずることができる。

８　特定施設水道連結型スプリンクラー設備

⑴　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び配管等については、次によること。

ア　特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、政令第12条第２項第３号の２に規定する床面積の合計が1、000㎡未満の防火対象物に設置することができるが、１の防火対象物に政令別表第１⑹項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が併存する場合には、政令第９条の規定により、それぞれの用途に供される部分を１の防火対象物とみなし、当該床面積の合計が

1、000㎡未満であれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。

イ　政令第12条第２項第３の２号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水道の用に供する水管のうち、配水管から分岐して設けられた給水管からＳＰヘッドまでの部分とする。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備で水源（規則第13条の６第１項第２号括弧書きで定める水源の水量をいう。）を設けるものは、水源からＳＰヘッドまでの部分とする。

ウ　規則第13条の５の２第２号イ及びロに規定する開口部とは、配管等の貫通部（隙間を不燃材等で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まない。

エ　規則第13条の５の２第２号ロに規定する「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではない。

オ　規則第13条の５の２第２号ロに規定する「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、前エの部分に政令第12条第２項の規定（規則第13条第３項各号を除く。）に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいう。

なお、政令第12条第２項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はない。

また、政令第12条第３項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様とする。

⑵　水　源

特定施設水道連結型スプリンクラー設備で水源を設ける場合は、次のいずれかによること。

ア　受水槽方式等とする場合の水源は、閉鎖型ＳＰヘッドのうち、小区画ＳＰヘッドを用いるもの又は開放型ＳＰヘッドを用いる場合は、1.2㎥以上とすること。

イ　前アにかかわらず、規則第13条の６第１項第２号、第４号、第２項第２号及び第４号に規定する「火災予防上支障があると認められる場合」（内装仕上げを準不燃材料以外でした場合をいう。この第４について同じ。）は、ＳＰヘッドの設置個数（最大４とし、最大の放水区域に設置される個数が４に満たない場合は、当該設置個数）に0.6㎥を乗じて得た量とする。

なお、内装制限の対象に含まれないものは次の場所とするが、後記⑸．イとの整合に注意すること。

⑺　便所

⑴　浴室

⑼　物入れ（人が中に入って収納作業を行うことが出来る、収納室等を除く。）

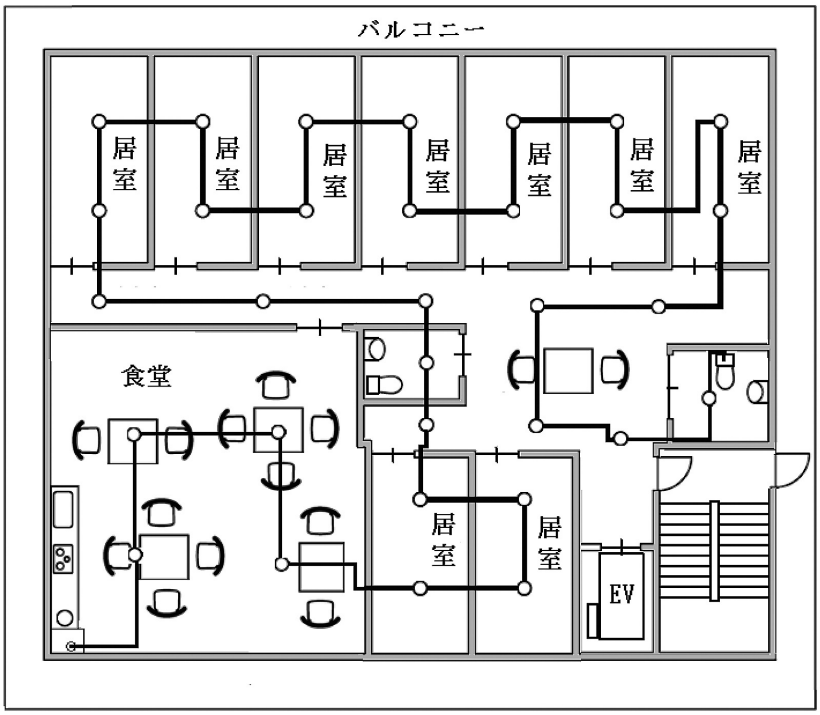

第４－38図（設置例）

ウ　直結・受水槽補助水槽併用式の類型の特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から補給される水量を併せた水量が、規則第13条の６第１項第２号及び第４号に規定する水量並びに同条第２項第２号及び第４号に規定する放水量を得られるように、確保しなければならないこと。この場合において、補助水槽には、規則第13条の６第１項第２号及び第４号に規定する水量の１／２以上貯留すること。◆

エ　前イの最大の放水区域とは、ＳＰヘッドの設置個数が最大である居室とすること。

⑶　加圧送水装置

加圧送水装置を設ける場合は次によること。

ア　加圧送水装置（補助水槽付）を屋内に設ける場合は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．アの基準に適合させること。屋外に設ける場合は、不燃材料のカバーで覆われていること。◆

イ　加圧送水装置（補助水槽付）を用いる場合は、加圧送水装置の基準（平成９年消防庁告示第８号）適合品を使用すること。

なお、原則として認定品とすること。　◆

ウ　起動装置

起動装置は起動用水圧開閉装置又は自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものであること。

エ　吐出量

前⑵．エで最大の放水区域が末端ではない場合、末端の放水区域に設けられるＳＰヘッドにおいても必要量が確保されること。

オ　揚程

ポンプの全揚程は、次により算定すること。

摩擦損失計算は、最大の放水区域のいずれの部分においても、ＳＰヘッド１個あたり150/min（壁天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これら

に類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、30ℓ/min）の水量が流れるものとして行うこと。

なお、末端の放水区域に設けられるＳＰヘッドにおいても必要揚程が確保されていること。

カ　その他

常用の給水装置において増圧のために用いられている装置（ブースターポンプ等）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置に該当しないものであること。

⑷　制御弁

制御弁は防火対象物又はその部分ごとに設けること。

ただし、流水検知装置及び自動警報装置を設けないことができる。

⑸　配管

ア　「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号。以下、この第４において「配管等告示」という。）第１号から第３号までにおいて、準用する規則第12条第１項第６号ニ、ホ及びトに掲げるJISに適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えないこと。

イ　壁又は天井（内装仕上げを難燃材料でしたものに限る。）の裏面に設けられている配管、管継手及びバルブ類については、配管等告示第４号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること。

ウ　特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管等（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲以外の部分（配水管が水源である場合の水源から水道メーターまでの部分等）を除く。）に、配管告示第４号に定める配管を使用し、かつ、第４－39図のように屋外部分で延焼のおそれのある部分に当該配管がある場合は、同号で規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」として取扱うものであること。ただし、当該配管を厚さ50㎜以上のロックウール巻き等不燃材料で被覆した場合はこの限りでない。

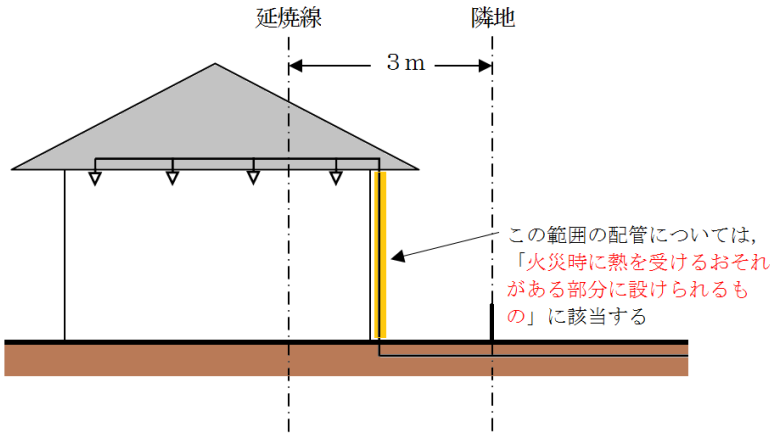

第４－39図

⑹　末端試験弁

放水圧力及び放水量を測定することができるものにあっては、末端試験弁を設けないことができるものであること。

測定方法については、次に定めるとおりとする。

ア　「放水圧力及び放水量を測定できるもの」については、原則として放水圧力等の測定装置を末

端に設けるものであるが、末端における放水圧力及び放水量を計算により求め、所要の放水圧力及び放水量が満たされていることを次のいずれかにより確認できた場合にあっては、この限りでない。

⑺　放水圧力及び放水量を測定できる試験弁を設けること。

⑴　試験弁の一次側には圧力計が、二次側には水道連結ＳＰヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものであること。

イ　機器

試験弁の二次側には排水用配管を設けること。ただし、容易に排水できる場合はこの限りでない。

⑺　ＳＰヘッド

ア　ＳＰヘッドは、最大の放水区域に設置される個数（設置個数が４以上の場合は４）のＳＰヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.02MPa（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0.05MPa）以上、かつ、放水量が15ℓ/min（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては30ℓ/min）以上で、有効に放水できる性能を有すること。

イ　ＳＰヘッドの設置を要しない場所は、前２．⑸によるほか、収納室（２㎡未満のものに限る。）及び脱衣所（洗濯機等がある場合を除く。）とする。

なお、廊下については、使用形態により可燃物品等の存置が考えられるため、原則としてＳＰヘッドを設置すること。　◆

ウ　特定施設水道連結型スプリンクラー設備専用の小区画ＳＰヘッドについては、それぞれのＳＰヘッドで認められたＳＰヘッド相互間距離を用いること。ただし、被水防止板を設置することで、当該相互間距離以下とすることができる。

エ　特例

政令第12条第１項第１号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存するものであって、次の⑺から⑵までのすべての条件に該当する場合、住宅部分にスプリンクラー設備を設置しないことができる。

⑺　主要構造部が、準耐火構造であること。

⑴　防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。

また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、規則第23条第４項第１号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

⑶　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

⑵　住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

なお、この場合において、当該住宅部分は、政令第12条第２項第３号の２に規定する「総務

省令で定める部分」に該当することとすることができる。

また、同様に当該住宅部分は、政令第11条第２項で定める倍読み規定に係るかっこ書きにおいても、「政令第12条第２項第３号の２の総務省令で定める部分」に該当することとすることができる。

⑻　非常電源等

予作動式又は乾式のものを設置する場合にあっては、停電時の措置（無停電電源装置など）を講じるなど、火災時に影響のないものとすること。

⑼　硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法における施工上の留意事項

ア　作業手順

ヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

イ　接合における接着剤の塗布量

接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれの製品に応じて適量を薄く均一に塗布すること。

ウ　十分な乾燥

接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品に応じた養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

エ　管の面取り

接着接合に使用する管について面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあるため、所定の面取りを行うこと。

オ　その他

透明な給水栓用ソケット等を用いるなど、外側から接合部の接着剤の状況が目視できるよう努めること。

９　共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備は、40号省令及び「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成18年消防庁告示第17号）に基づくもののほか、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとすること。なお、この８　共同住宅用スプリンクラー設備における用語については、40号省令において使用する用語の例によること。

⑴　ＳＰヘッド

ア　ＳＰヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室（４㎡以上のもの）の天井の室内に面する部分に設けること。

イ　ＳＰヘッドは、閉鎖型ＳＰヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第２号）第２条第１号の２に規定する小区画型ＳＰヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限ること。

ウ　ＳＰヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。（床面から天井面下50㎝までの壁面を有効に散水することができること。）

ただし、第４－40図の場合は、はり下部分とＳＰヘッドの位置関係が次の㋐から㋒までに適合すれば、はりの下面を天井とみなし、はり下部分のＳＰヘッドについては、設置しないことがで

きる。

⑺　水平距離2.6m以内で居室が包含されていること。

⑴　ＳＰヘッドからの散水により床面からはり下面より下方50㎝までの壁面を有効に散水することができること。

⑺　はり下部分の奥行きが１m以内であること。

エ　ＳＰヘッドは、天井の各部分から一のＳＰヘッドまでの水平距離が2.6m以下で、かつ、一のＳＰヘッドにより防護される部分の面積が13㎡以下となるように設けること。

オ　ＳＰヘッドの設置間隔（有効散水範囲内）は、３m以上確保すること（ＳＰヘッドに被水防止板を設置した場合を除く。）。

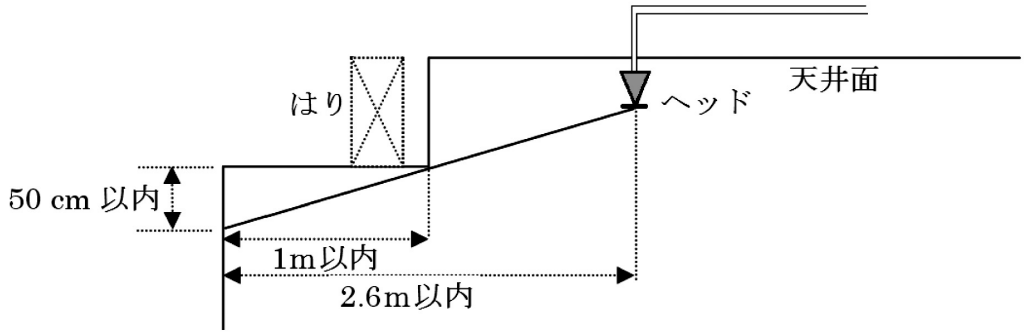

第４－40図

⑵　制御弁

ア　制御弁は、住戸、共用室又は管理人室ごとに、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

イ　制御弁は、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設けるとともに、その外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。

ウ　制御弁には、その直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の「制御弁」である旨を表示し、及びいずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識を設けること。

エ　前１．⑸．オと同様に、制御弁を操作するのに支障のない照度が確保できるように、制御弁の付近に非常用の照明装置を設ける等の配慮を行うこと。　◆

⑶　配管等

配管等は、前１．⑵によるほか、立上り管は50Ａ以上のものとし、補助用高架水槽から主管までの配管は25Ａ以上とすること。　◆

主配管のうち、流水検知装置からＳＰヘッドまでの配管の管径と取り付けＳＰヘッド数の関係は次表のとおりとする。

なお、合成樹脂を用いた配管については、認定品を使用すること。　◆

取り付けＳＰヘッド数	1	３以下	５以下	５超
管の呼び（㎜）	16以上	25以上	32以上	40以上

⑷　水源

水源は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ３．⑵によるほか、４㎥以上となるように設けること。

⑸　加圧送水装置等

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２によるほか、４個のＳＰヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPａ以上で、かつ、50ℓ/min以上で放水することができる性能を有し、加圧送水装置の吐出量は240ℓ/min以上の量とすること。

第５　泡消火設備

１　共通事項

⑴　加圧送水装置等

ア　設置場所

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ア又は⑵．アを準用すること。

イ　機　　器

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．イ又は⑵．イを準用すること。

ウ　設置方法

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ又は⑵．ウを準用すること。

⑵　水源水量の確保

本節 第２ 屋内消火栓設備 ３．⑵を準用すること。

⑶　配 管 等

ア　機　　器

本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑴を準用すること。

イ　設置方法

本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑵．ウ、エ及びカを準用すること。

ウ　防食措置

本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑶を準用すること。　◆

⑷　常電源、配線等

本節 第２ 屋内消火栓設備 ６を準用すること。

⑸　貯水槽等の耐震措置

本節 第１ 消防用設備等の地震防災対策によること。

２　固 定 式

⑴　ポンプの吐出量

規則第18条第４項第９号ハ．㈠に規定するポンプの吐出量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、次によること。

ア　隣接する２放射区域（政令別表第１⑬項ロの防火対象物にあっては、１放射区域）に設けるヘッド個数の和が最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液の毎分当たりの量以上の量とすること。　◆

イ　ポンプを他の消火設備と併用等する場合にあっては、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．㈠．ａ及びｂを準用すること。

⑵　水源の水量

規則第18条第２項第１号及び第２号に規定される水源の水量は、次によること。

ア　前⑴．アに定める泡ヘッドを同時に使用した場合に10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。　◆

イ　他の消防用設備等と併用する場合には、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．㈠．ａを、棟が異なる防火対象物の加圧送水装置を共用する場合は、本節 第２ 屋内消火栓設備２．⑴．ウ．㈠．ｂ．(b)の例により算出した量以上とすること。

⑶　放射区域

規則第18条第４項第５号に規定される放射区域及びフォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の放射区域は、次によること。

ア　自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車の用に供される部分（以下、この第５において「駐車場等の部分」という。）にあっては、一の放射区域の面積が50㎡以上、100㎡以下となるように設けること。ただし、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が抑制される場合にあっては、一の放射区域の面積を50㎡未満とすることができるものであること。

イ　政令別表第１⒀項ロの防火対象物にあっては、当該部分の床面積の１／３以上の面積で、かつ、200㎡以上（当該面積が200㎡未満となる場合にあっては、当該面積）となるように設けること。◆

⑷　泡消火薬剤混合装置等

ア　混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はポンプ・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。

※　混合方式

⑺　プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式

送水管途中に圧入器を設け、泡消火薬剤槽から泡原液ポンプで泡原液を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第５－１図参照）

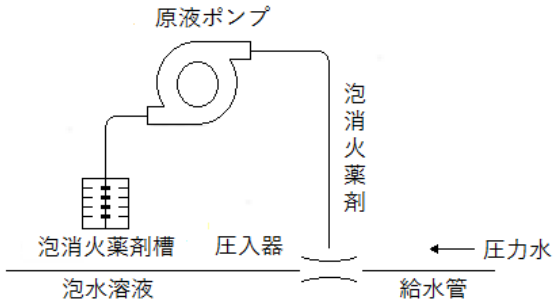

第５－１図

⑴　プレッシャー・プロポーショナー方式

送水管途中に差圧調合槽と吸入器を接続して、水を泡原液槽内に送り込み、原液の置換えと送水管への泡原液吸入作用との両作用によって流水中に泡原液を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第５－２図参照）

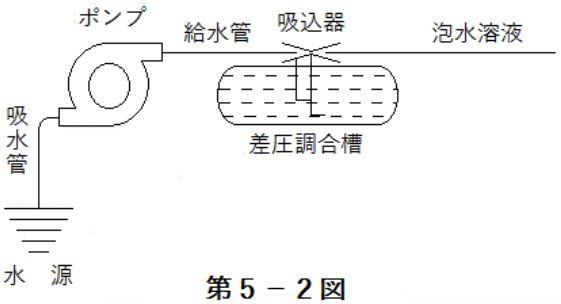

第５－２図

⑵　ポンプ・プロポーショナー方式

加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた吸入器にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤槽からポンプ吸水側に泡原液を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第５－３図参照）

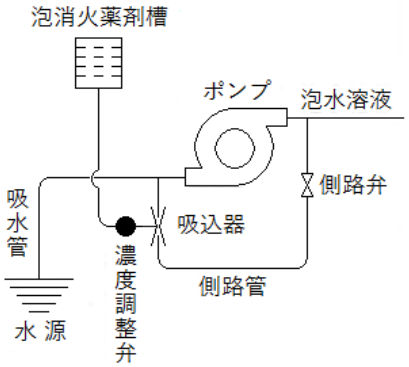

第５－３図

イ　起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、概ね１分以内であること。◆

ウ　泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下、この第５において「混合器」という。）又は、泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合にあっては、この限りでない。

エ　プレッシャー・プロポーショナー方式の場合、混合器の一次側には、Ｙ型ストレーナーを設けること。　◆

⑸　泡放出口

ア　フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）

⑺　告示基準が示されるまでの間、㈠財㈡日本消防設備安全センターの認定品を使用すること。◆

⑴　フォームヘッドは９㎡に１個以上設けること。

イ　フォームウォータースプリンクラーヘッド

⑺　政令別表第１⑬項ロに掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものに設けるヘッドは、フォームウォータースプリンクラーヘッドとすること。

⑴　フォームウォータースプリンクラーヘッドは、床面積８㎡に１個以上設けること。

⑹　泡放出口の配置等　◆

規則第18条第１項第２号及び第３号並びに認定品の仕様によるほか、駐車場の部分に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、告示基準が示されるまでの間、次によること。

ア　使用するフォームヘッドの許容取付高さ（ヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。ただし、側壁型のフォームヘッドは設計仕様の水平距離内に設けること。

イ　配置形による間隔

本節 第４ スプリンクラー設備 ２．⑹．アを参照すること。

ウ　はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第５－４図、第５－１表の例によること。ただし、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあっては、この限りでない。

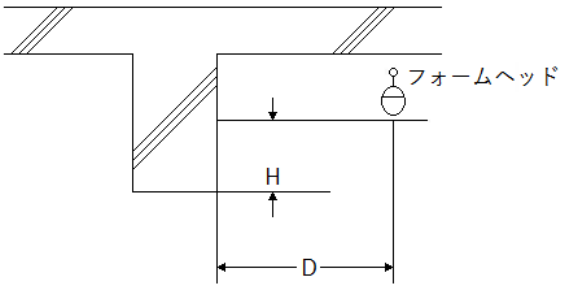

D（m）	H（m）
0.75未満	0
0.75以上1.00未満	0.1未満
1.00以上1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

第５－４図　　第５－１表

エ　防火対象物内の駐車の用に供される部分等で、機械式駐車機器等で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分の他、下段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両の間に配管を立ち下げてフォームヘッドを設置すること。この場合、感知用のヘッドは、当該防火対象物の天井面のみ設置することで支障ない。

なお、側壁型で認定されたフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるよう設置すること。ただし、構造体によって最上段以外の段に設置できないものは、構造体の１つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること。

⑺　起動装置

ア　自動式の起動装置

規則第18条第４項第10号イの規定によるほか、次によること。

⑺　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合

a　スプリンクラーヘッドは放射区域ごとに次により設けること。　◆

第５－２表

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
１種	20㎡以下	７m以下	２種	20㎡以下	５m以下
	13㎡以下	10m以下		11㎡以下	10m以下

b　起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあっては、本節 第２屋内消火栓設備　５の例によること。

⑴　感知器を用いる場合

a　感知器は、放射区域ごとに規則第23条第４項に規定される基準の例により設けること。

b　感知器の種別は、熱により火災の発生を自動的に感知する方式のもので、特種（定温式に限る。）、１種又は２種を使用すること。

イ　手動式の起動装置

規則第18条第４項第10号ロの規定によるほか、起動装置の操作部は、次によること。

⑺　駐車場等の部分に設けるものにあっては、放射区域ごとに手動式の起動装置を１個設けるとともに、当該放射区域の起動装置である旨の表示を行うこと。

具体的方法として、手動起動弁とヘッドの組み合わせが容易に分かるような色分けを講ずること。◆

⑴　政令別表第１⒀項ロの防火対象物にあっては、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ１個設けること。　◆

⑵　手動起動弁は、床面から高さ0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

ウ　フォームヘッドによる固定式泡消火設備（駐車場等に設けるもの）は前アの自動起動装置及び手動起動装置を設置すること。　◆

⑻　自動警報装置等

規則第18条第４項第12号によるほか、次によること。

ア　一の流水検知装置が警戒する区域の面積は、3、000㎡以下とし、２以上の階にわたらないこと。ただし、主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、当該面積を3、000

㎡以上とすることができる。　◆

イ　一斉開放弁を電気的に作動させる常時開路方式のものにあっては、受信機において警戒する区域及び放射区域ごとに終端抵抗を入れた導通試験装置（セレクター）又は末端に設けた発信機により導通が確認できる構造とすること。　◆

ウ　音響警報装置は、本節 第４ スプリンクラー設備 １．⑸．イによること。

⑼　泡消火薬剤の貯蔵量

規則第18条第３項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前⑵．アに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上◆の量とすること。

⑽　泡消火薬剤貯蔵タンク　◆

ア　加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにあっては、圧力計を設けること。

イ　泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

ウ　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の適用を受けるものにあっては、当該法令に規定される基準に適合するものであること。

⑾　配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、前⑶に定める放射区域に設置する各泡放出口からの放射量を標準放射量として摩擦損失計算を行うこと。（各放射区域の泡放出口をトーナメント配管により設けるものに限る。）

３　乾式流水検知装置を用いた泡消火設備

常時配管内を湿式とすることにより凍結による障害が生じるおそれがある場合にあっては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備を設置することができる（第５－５図参照）。

⑴　乾式流水検知装置の二次側配管は、本節 第４ スプリンクラー設備 ５．⑹を準用すること。

⑵　感知用スプリンクラーヘッドは、本節 第４ スプリンクラー設備 ５．⑺を準用すること。

⑶　加圧装置の供給能力は、本節 第４ スプリンクラー設備 ２．⑴．ア．㈠を準用すること。

⑷　本方式に用いる一斉開放弁は、ガス圧により正常に作動するものを用いること。

※　本方式は、乾式流水検知装置から、一斉開放弁及び感知用スプリンクラーヘッドまでの配管内を常時加圧ガスで充満しておき、凍結による障害を防止する方式の泡消火設備である。

また、凍結防止を考慮した泡消火設備としては、予作動式流水検知装置を用いて当該流水検知装置の二次側配管を乾式として感知用スプリンクラーヘッドの作動又は一斉開放弁の作動前に感知器等の作動と連動して当該流水検知装置を作動させるものもある。

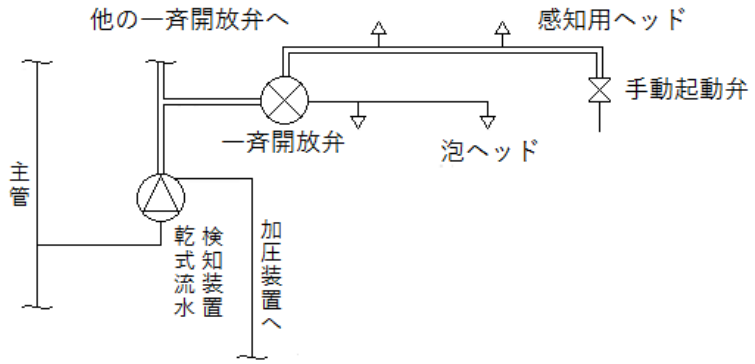

第５－５図　乾式流水検知装置を用いた泡消火設備系統例

４　特定駐車場用泡消火設備

⑴　用語の定義

ア　特定駐車場

政令別表第１に掲げる防火対象物の用に供する部分で、次に掲げるものをいう。

⑺　駐車場の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における駐車場部分の床面積が、地階又は２階以上の階にあっては200㎡以上、１階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上のもののうち、床から天井までの高さが10m以下の部分をいう。

⑴　昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下のものをいう。

イ　特定駐車場用泡消火設備

特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。

⑵　設置できる部分

特定駐車場用泡消火設備の設置にあっては、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。以下、この第５において「特定駐車場用泡消火省令」という。）及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第５号。以下、この第５において「特定駐車場用泡消火告示」という。）によるほか、次によること。

ア　特定駐車場のうち、規定床面積未満であることから泡消火設備の設置義務がないものであっても床面から天井までの高さが10m以下の部分であれば、特定泡消火設備の設置は可能であること。

イ　条例第38条に規定される駐車場であっても、床面から天井までの高さが10m以下の部分であれば、条例第42条前段を適用し、特定泡消火設備の設置が可能であること。

ウ　特定駐車場には、通常の泡消火設備と特定駐車場用泡消火設備の併設は可能であること。

⑶　特例

ア　特定駐車場用泡消火設備を特定駐車場用泡消火省令及び特定駐車場用泡消火告示の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び自動火災報知設備（政令別表第１⑴項から⑷まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⑯項イ、⑯の２項及び⑯の３項に掲げる防火対象物又はその部分並びに規則第23条第５項各号及び第６項第２号に掲げる場所を除

く。）を設置しないことができるとともに、消火器具の設置個数を減少することができるものであること。

イ　前⑵．イにより条例第42条を適用し、特定駐車場用泡消火設備を設置する場合にあっても、消防用設備等の特例基準適用願の提出は要しないものであること。

⑷　留意事項

閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下、本項において「泡水溶液ヘッド等」とう。）以外の構成機器が、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に適用することいついては、特定機器評価により確認されている。

よって、当該評価結果に記載する構成機器については、使用及び設置基準によるほか、泡水溶液ヘッド等は、認定品を用いること。また、認定書の付帯条件を遵守すること。

５　移 動 式

⑴　移動式の泡消火設備を設置することができる部分（規則第18条第４項第１号に規定する、火災のときに著しく煙が充満するおそれがある場所以外の場所）

ア　駐車場等（イに掲げるものを除く。）の部分に設けるもの（避難階以外の地階の場合及び多段駐車装置等で建築物のはり等により移動式消火設備では消火上の障害が生じる場合を除く（第５－６図参照）。）は、次の㈠から㈢のいずれかによること。

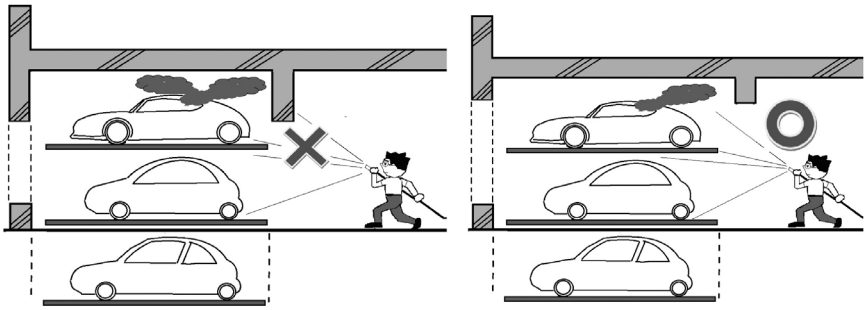

第５－６図

㈠　完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分。

㈡　外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が当該床面積の15％以上（別添資料により算定すること。）ある場合。

なお、常時開放された構造とは、次のものをいうものとする。

ａ　開放部分（50㎝以上の高さを有する開口部に限る。）は、当該防護区画の上面又は側面に設けること。

ｂ　開放部分を側面に設ける場合は、開放面上端は当該防護区画の天井面又ははり下からはじまるものとする。

ｃ　開放部分を側面に設ける場合は、側面全４面中、２面以上に設けること。

ｄ　開放部分にリングシャッターやネットフェンス等を設ける場合、開放率を80％以上のものとし、かつ、消火及び避難の障害とならないように留意すること。

㈢　地上１階にある防護区画で、当該防護区画外等、操作する上で防火上及び避難上支障のない場所から、手動又は遠隔操作により容易かつ迅速にワンタッチで開放することができる（電気制御の場合は、非常電源として自家発電設備又は蓄電池設備が必要。）次の開口部分（外気に

面する扉等）又は排煙装置等を有するもの（開口計算方法は前(ｲ)に準じる。）。

ただし、当該開口部分が延焼のおそれのある部分に存する場合は除く。

a　開口部分の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの

b　有効な排煙装置等を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの（有効な排煙装置等とは、５回毎時以上の排煙能力のあるもの）

c　排煙上有効な越屋根を有するもので、他の開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの（排煙上有効な越屋根とは、越屋根部分の開口部の面積の合計が床面積の５%以上あるものをいう。）

(ｴ)　自動車が前後に２列に並んで収容されている駐車場のうち、駐車するすべての車両が同時に屋外に出やすい構造のもの。

イ　建基法第68条の25に基づき、建基政令第108条の３第１項第２号及び同条第４項の規定による国土交通大臣の認定を受けた多段式の自走式自動車車庫（１層２段及び２層３段の自走式自動車車庫については、建基法第68条の10の型式適合認定及び「独立した自走式自動車車庫の取扱について（平成14年11月14日国土交通省住宅局指導課・日本建築行政会議）」によるものを含む。）については、次によること。

(ｱ)　自走式駐車場の外周部の開口部の開放性は、次のａからｃの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下、この第５において同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（第５－９図から第５－11図参照）。

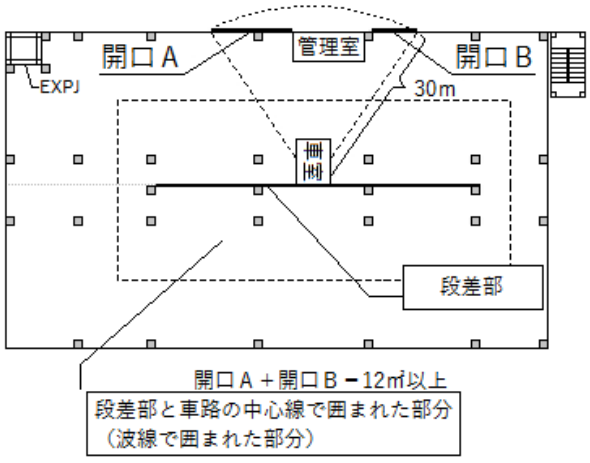

第５－９図

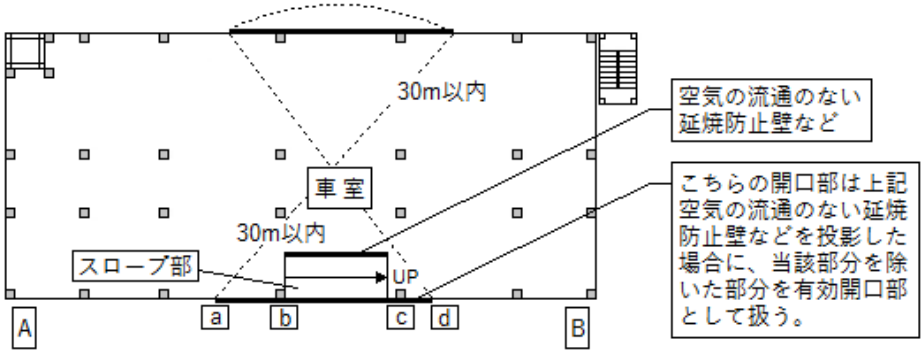

第５－10図

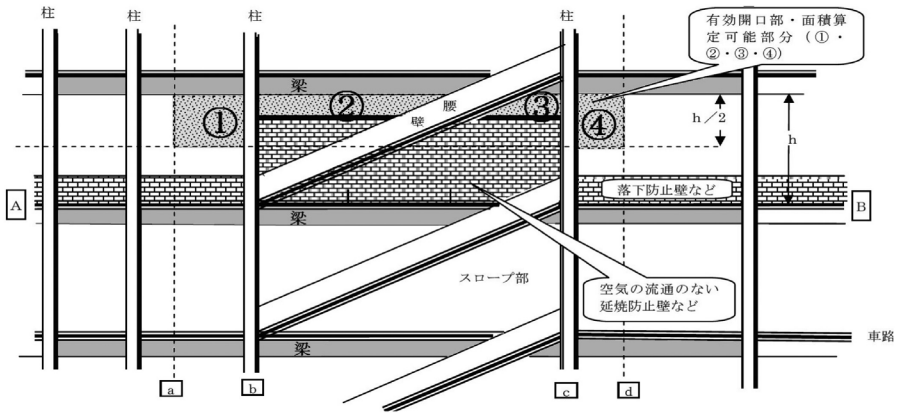

第５－11図

a　常時外気に直接開放されていること。

b　各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の５％以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。

c　車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において、面積が12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さの１／２以上の高さの部分で、かつ、はり等の下端から50㎝以上の高さを有する開口部に限る（第５－８図参照）。）が確保されていること（第５－９図参照）。

(ｲ)　直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、各移動式の消火設備の設置場所から一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内となるよう設けられていること。

(ｳ)　隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に第５－12図のように、0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（１m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、５層６段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は２m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（３m以上の距離を確保した場合は除く。）。

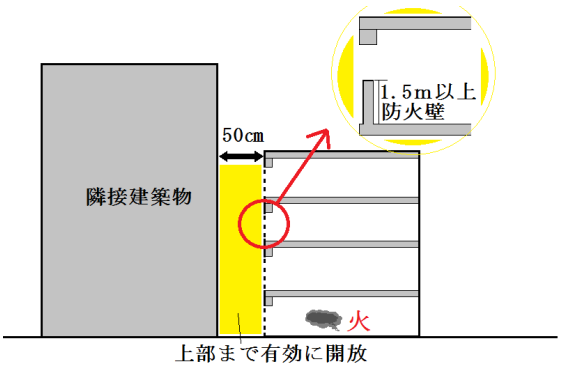

第５－12図

ウ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

政令別表第１(13)項ロの防火対象物又は防火対象物の屋上部分で回転翼航空機等の発着の用に供

されるもの（以下、この第５において「飛行機又は回転翼航空機の格納庫等」という。）にあっては、次に掲げる部分

⑺　前アに掲げる部分。ただし、政令別表第１⒀項ロの防火対象物にあっては、主たる用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものを除く。

⑴　航空機の格納位置が限定されるもので、当該床面積（格納される航空機の全長に全幅を乗じた数値をいう）及び航空機等の修理又は整備の用に供する部分以外の部分

⑵　ポンプの吐出量

規則第18条第４項第９号ハ．⑴に規定されるポンプの吐出量は次の量以上とすること。

ア　駐車場等に設けるもの

⑺　同一階におけるノズルの設置個数が１のものにあっては、130ℓ／min以上の量

⑴　同一階においてノズルの設置個数が２以上設置してあるもの、又は各階に設置してあるノズルの合計が５以上のものにあっては、260ℓ／min以上の量

イ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

同一階又は屋上部分でノズルの設置個数が１のものにあっては260ℓ／min以上、２以上のものにあっては520ℓ／min以上の量

ウ　ポンプを他の消火設備と併用等する場合にあっては、本節　第２　屋内消火栓設備　２．⑴．ウ．⑺．ａ及びｂによること。

⑶　ポンプの全揚程

規則第18条第４項第９号ハ．⑵に規定されるノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。

⑷　泡消火薬剤混合装置等

ア　混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ方式を除く。）とすること。

※　ライン・プロポーショナー方式

送水管系統の途中に吸入器を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの（第５－13図）

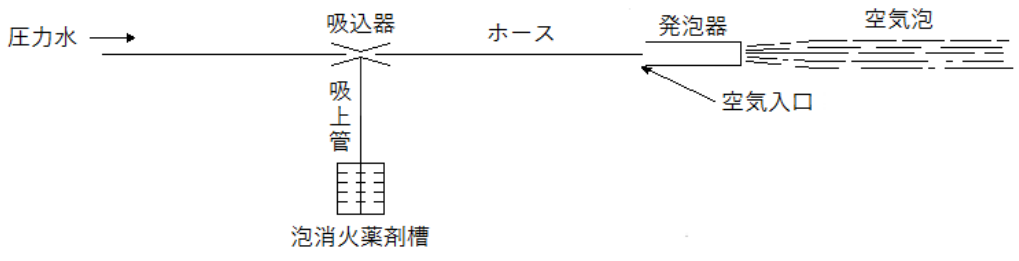

第５－13図

イ　プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

ウ　プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（２管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納するか、又はその直近（おおむね５m以内）に設置すること。

エ　泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵タンクは、前２．⑼及び⑽によること。

⑸　起動装置

規則第12条第１項第７号ヘ及びトの例により設けるほか、本章 第２ 屋内消火栓設備 ５．⑴及び⑵を準用すること。

⑹　泡放射用具格納箱の位置、構造及び表示

ア　位　　置

屋外若しくは避難口の直近等、放射操作中でも容易に避難可能な位置に設けること。

イ　構　　造

本節 第２ 屋内消火栓設備 ８．⑴．ア．㈠の例によること。ただし、扉の表面積にあっては0.8㎡以上のものとすること。

ウ　灯火及び表示

加圧送水装置の始動を明示する表示灯を、本節 第２ 屋内消火栓設備 ８．⑵．ア．㈦．ｂ及びｃの例により設けること。

⑺　ホース接続口　◆

本節 第２ 屋内消火栓設備 ８．⑴．ア．㈦例により設けるほか、開閉の操作は、二動作以下でできるものとし、かつ、水のみ放射することができる構造とすること。

⑻　ホース及びノズル

長さ20m以上のホース及びノズルを、泡放射用具格納箱に収納しておくこと。

⑼　配管の摩擦損失等

配管の摩擦損失計算等は「配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）」によるほか、各ノズルの放射量を、駐車場等の部分にあっては130ℓ／min、飛行機又は回転翼航空機の格納箱等にあっては260ℓ／minとして摩擦損失計算を行うこと。

資料　開放15%の算定

開放部分の面積と防護区画床面積の15%の算定方法については、原則として次のとおりとする。

1　防護区画床面積とは、当該防護区画の水平投影面積であり、例えば自走式駐車場内に機械式多段駐車が存していても、建基法上の面積のとり方である「15㎡×駐車台数」という算定は行わないものとする。

2　常時開放部分にドレンチャーが設けられている場合は、当該開放部分は開放面積には算入しない。

　同様に、常時開放部分ではあるが、延焼の恐れのある場所に該当する等の理由により、火災時等に煙感知器連動の防火設備（シャッター）が閉鎖する場合や面積区画の防火設備（シャッター）が閉鎖する場合においても、当該開放部分は開放面積には算入しない。

　また、壁面緑化等の目的で開放部分に蔦等が設けられる場合についても、同様に取り扱う。

3　常時開放部分にグレーチング、ネットフェンス、パンチングメタル、リングシャッター等（開放率が80%を超えるものに限る。）を設ける場合は、設ける資材の開口率をかけて、開放面積を算定する。

4　防護区画の上面に開放部分を設ける部分は、側面に設けるより　も排煙上有効と言われているが、開放面積を算定する上では同等として取り扱う。

5　自走式駐車場内に機械式多段駐車がある場合で、別図第５－１の場合については、開放部分に面する２段目以上の車両１台につき１㎡（車両が開放部分に対して長手方向で面する場合は２㎡）を減じて有効開口面積を算出する。

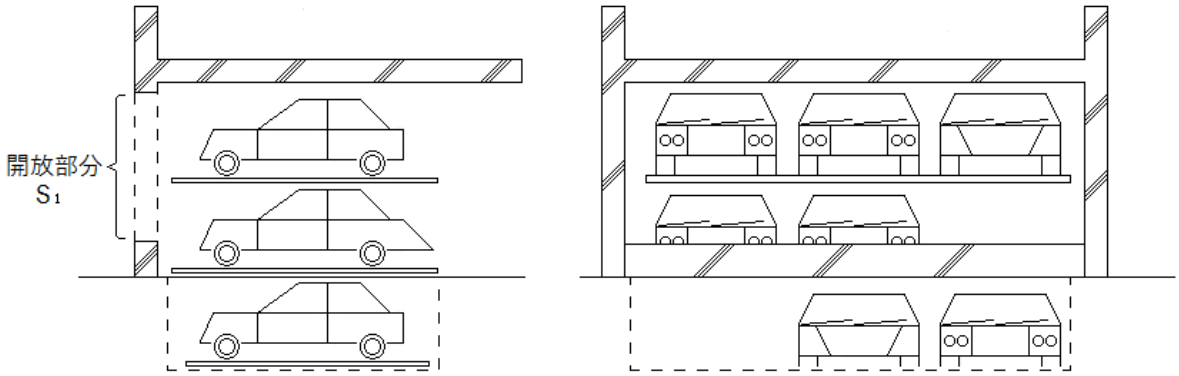

有効開口面積　S_2＝開放部分S_1－（１㎡×３台）

別図第５－１

６　常時開放部分に面して塀等が存する場合（別図第５－２）、開放部分の高さℓ$_1$と開放部分と塀との距離ℓ$_2$の短いほうの値を用いて、開放部分の面積Ｓ$_1$を計算するものとする

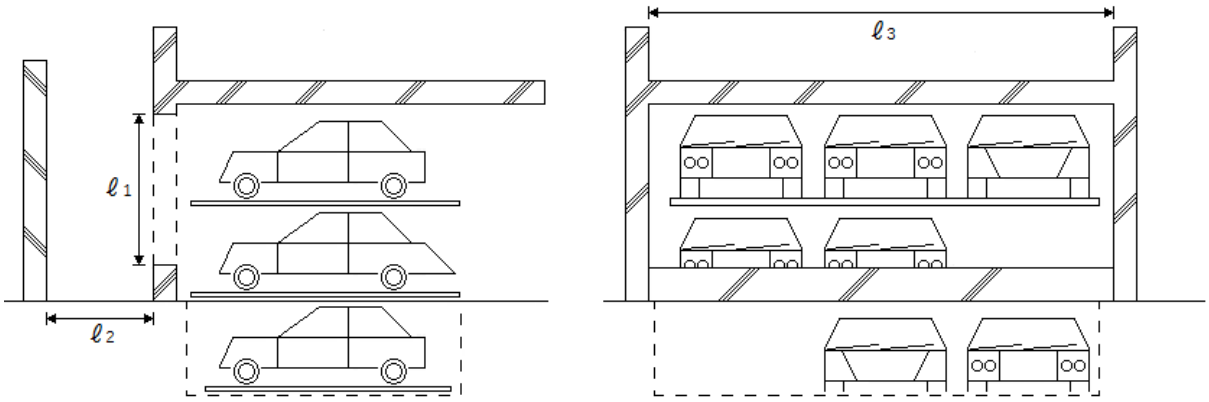

開放部分Ｓ$_1$は、「ℓ$_1$×ℓ$_3$」と「ℓ$_2$×ℓ$_3$」の小さい方の値とする。

別図第５－２

ただし、塀の高さがℓ$_1$の最高部より低い場合（別図第５－３）については、次によるものとする。

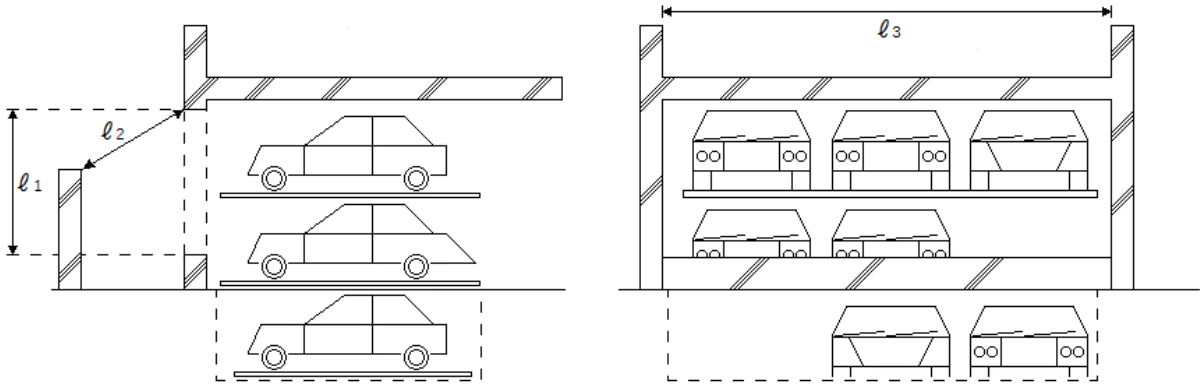

開放部分Ｓ$_1$は、「ℓ１×ℓ３」と「ℓ２×ℓ３」の小さい方の値とする。

別図第５－３

7　常時開放部分の外部に面して、工作物である機械式駐車場が存する場合（別図第５－４）、当該駐車パレットと開放部分が１m以上離れていれば問題ないが、それ未満の場合は、常時開放部分に面する２段目以上の車両１台につき１㎡（車両が開放部分に対して長手方向で面する場合は２㎡）を減じて、有効開口面積を算出する。

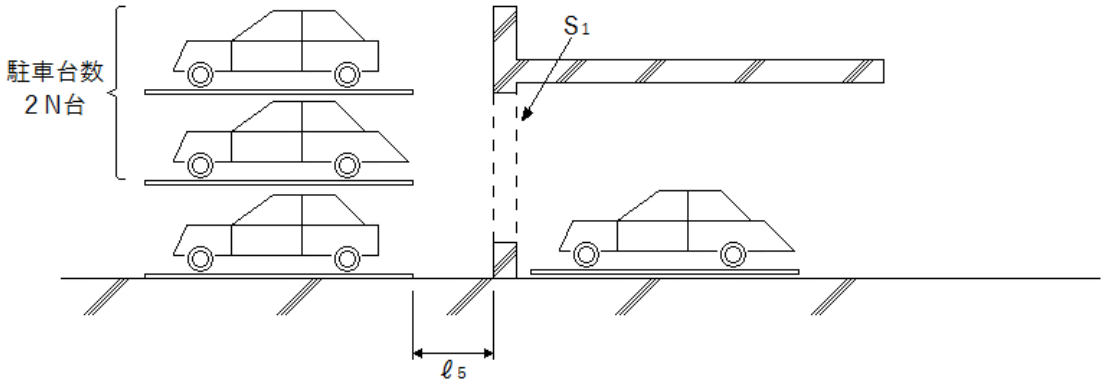

$\ell_5 \geqq$ １mの場合

有効開口面積S_2＝開放部分S_1

$\ell_5 <$ １mの場合

有効開口面積S_2＝開口部分S_1－（１㎡×２N台）

別図第５－４

第６　不活性ガス消火設備

１　全域放出方式

⑴　貯蔵容器の設置場所

不活性ガス消火設備の貯蔵容器（以下、この第６において「貯蔵容器」という。）の設置場所は、政令第16条第６号及び規則第19条第５項第６号の規定によるほか、防護区画を通ることなく出入することができ、かつ、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ア．㈦を準用し、「消火ポンプ室」を「貯蔵容器の設置場所」と読み替えること。

⑵　貯蔵容器　◆

高圧式貯蔵容器は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく容器検査に合格したもので、かつ、24.5MPa以上の圧力（窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあっては35℃における貯蔵容器内圧力の５／３倍以上の圧力）に耐えられるものであること。

⑶　選択弁

選択弁は、規則第19条第５項第11号の規定によるほか、次によること。

ア　選択弁は、(一財)日本消防設備安全センターの認定品（以下、この第６において「認定品」という。）とすること。　◆

イ　選択弁は、貯蔵容器の直近又は火災の際、容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入しない場所に設けること。

ウ　貯蔵容器から各防護区画へは、３以上の選択弁を経由しないものであること。　◆

なお、複数の選択弁を経由する場合には、次によること。

㈠　選択弁をガス圧で起動するものは次による。

ａ　選択弁ごとに起動ガスボンベを設置すること。

ｂ　起動ガスボンベ用ソレノイドに至る配線は耐熱配線とすること。

㈡　系統選択弁（貯蔵ボンベ室集合管からの１次弁をいう。以下、この第６において同じ。）は貯蔵ボンベ室内に設置すること。

㈢　貯蔵ボンベの開放は、系統選択弁用の起動ガスによるものであること。

㈣　区画選択弁（系統選択弁からの２次弁をいう。以下、この第６において同じ。）を貯蔵ボンベ室と異なる場所に設置する場合には次によること。

ａ　専用の機器室又はパイプシャフト等に設置すること。

ｂ　パイプシャフト等を他の配管と共用する場合には、保護箱（不燃材料製）で覆い、区画選択弁である旨表示すること。

ｃ　専用の機械室又はパイプシャフトの扉は不燃材料製とし、扉の表面は区画選択弁である旨の表示をすること。

㈤　系統選択弁と区画選択弁の間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び相互通話装置を設置すること。

⑷　容器弁等

容器弁、安全装置及び破壊板（以下、この第６において「容器弁等」という。）は、認定品とすること。◆

⑸　容器弁開放装置

容器弁の開放装置は、手動でも開放できる構造であること。

⑹ 配管等

ア　配管は、規則第19条第５項第７号の規定によるほか、起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。◆

イ　二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の配管の経路には、貯蔵室内の次のいずれかの部分に閉止弁を設置し、「常時開･点検時閉」の表示を付すこと。

⑺ 貯蔵容器と選択弁の間の集合管

⑴ 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管（起動用ガス容器が５未満の場合に限る。）

ウ　前イの閉止弁は、認定品とし、閉止弁の開放及び閉止の信号を防災センターに発信するものであること。　◆

エ　配管は原則として埋設しないこと。◆

⑺ 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、認定品とすること。　◆

⑻ 防護区画の構造等

防護区画は、政令第16条第１号（窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあっては、ただし書きを除く。）並びに規則第19条第５項第３号及び第４号の規定によるほか、次によること。

ア　避圧口

規則第19条第５項第22号の２に規定する窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画内の圧力上昇を防止するための措置は次によること。

⑺ 避圧口の大きさ

次の式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。

$$A=\frac{134\times Q}{\sqrt{P-\triangle P}}$$

A:避圧口の開口面積(㎠)

Q:消火剤流量(㎥/min)

P:許容区画内圧力(Pa)

△P:ダクトの抵抗値(Pa)

なお、ここで用いる消火剤流量は、消火剤放射時の噴射ヘッドからの最大流量とし、消火剤の必要量は、防護区画の体積×体積１㎥あたりで次の数値を乗じた量とすること。

・窒素　　0.516㎥以上0.740㎥以下

・IG-541　　0.472㎥以上0.562㎥以下

・IG-55　　0.477㎥以上0.562㎥以下

⑴ 避圧ダンパーの構造

区画内の消火薬剤濃度を長時間維持するために、消火剤の放射が終了した時点で避圧口を閉鎖するための避圧ダンパーには、放出された消火薬剤の圧力によりダンパーが「開」となり、圧力が復旧（大気圧に戻る）すれば、調整おもりにより「閉」となる自重方式や電動式のダンパーを使用する方式がある。

原則として自重方式により設置すること。◆

⑺ 消火薬剤等の排出

避圧口から排出される消火薬剤等は屋外の安全な場所に排出すること。このため、避圧口は

屋外の安全な場所に面した壁に設置するか、屋外の安全な場所までダクトにより導き排出すること。なお、ここでいう屋外の安全な場所とは、人が容易に近づかない場所で、屋上や付近に住居の窓が無い高所部分を指し、外気の通風が良好であり排出される消火薬剤等が十分に拡散する場所をいい、次のａからｄまでによる条件を満足することを原則とする。

ａ　人に対する影響が少ない場所であること。

ｂ　原則として屋上とすること。◆

ただし、人が容易に近づけないよう措置した場所など、周囲の安全が確認される場合で、２階以上の高さ（概ね３ｍ以上）に設けた場合はこの限りでない。

ｃ　周囲の工作物等に影響がないものであること。

ｄ　排出時の風向き等による住居等への影響がないものとすること。

㈡　避圧口に接続されるダクトは次によること。

ａ　ダクトサイズは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部等を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部等を設けることができる。

ｂ　専用のダクトとすること。ただし、避圧により排出されるガスが他の居室に流入しないようにチャッキダンパーやモーターダンパー等により制御を行う場合は、消火剤放出後に消火剤を排出する排気用ダクトや一般空調用ダクトと兼用することができる。

ｃ　ダクトが防火区画を貫通する場合は防火ダンパー等を設けずに耐火ダクト（1.5㎜の鉄板に25㎜以上のロックウールを巻く等）等により外部放出先までを区画形成すること。やむを得ず防火ダンパーを設けて区画形成する場合は次の方法を用いること。

(a)　防火ダンパー等は原則として防護区画外に設置すること。

(b)　防火ダンパー作動前に防護区画内の感知器が作動し、ガスを放出出来るように、ヒューズ作動温度は高温のものを用いること。

イ　防護区画は、２以上の居室等にまたがらないこと。◆

ただし、通信機器室、電子計算機器室の附室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができるものであること。

㈠　他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが構造上困難であること。

㈡　廊下、休憩室等の用に供されないこと。

㈢　主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること（フリーアクセス部分を含む）。

ウ　防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画内から避難方向に開放されるとともに、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとし、放出された消火薬剤が漏えいしないものとすること。

エ　防護区画の自動閉鎖装置にガス圧を用いるものにあっては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。◆

オ　開口部にガラスを用いる場合にあっては、網入りガラス、線入りガラス又はこれと同等以上の強度を有するものとすること。◆

なお、窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあっては、網入りガラス、線入りガラスとし、前アの許容区画内圧力以上の強度を有するもの又はこれらと同等の強度、耐熱性を有するものとすること。

カ　次の(ｱ)から(ｳ)までにより防護区画からの避難対策を確保すること。◆

ただし、無人となる場所又は電気室、機械室等特定少数の者のみが出入する場所は、(ｲ)によることで足りる。

(ｱ)　防護区画に設ける避難口は、２以上とし、かつ、二方向避難が確保できるように設置すること。

(ｲ)　当該防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離が30m以下となるようにすること。

(ｳ)　地階の防護区画の床面積は、400㎡以下とすること。ただし、防火対象物の地下の階数が１である場合で、防護区画に接してドライエリア等避難上有効な部分がある場合はこの限りでない。

※　ドライエリア等とは、当該防護区画の外周が２面以上及び周長の１／２以上が、ドライエリア、その他の外気に開放されており、かつ、次の条件をすべて満たすものをいう。

ａ　開口部の面するドライエリア等の幅員は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。

ｂ　ドライエリア等には、地上に出るための傾斜路、階段等の施設が設けられていること。

キ　防護区画内には、避難方向を示す誘導灯及び出入口の位置を示す誘導灯を設けること。

ただし、非常電源を附置した照明装置が設置されているなど十分な照明が確保される場合にあっては、誘導標識によることができる。◆

ク　二酸化炭素を放出するものを立体駐車場（タワーパーキング又はこれに類するもの）等に設ける場合にあっても、他の不活性ガス消火設備と同様に、政令第16条第１号ただし書きによらず、上部に設ける換気ガラリ等全ての開口部は、消火薬剤放出前に自動的に閉鎖できる構造（自動閉鎖装置）とすること。　◆

⑼　防護区画の漏洩対策

防護区画を構成する区画壁は、消火剤が漏洩するおそれがない構造とすること。 特に、ＡＬＣパネル、押出成形セメント板等の工場生産された規格部材等による施工方法 を用いたものにあっては、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充 てんその他の必要な漏洩防止対策を講じること。

⑽　防護区画に隣接する部分に係る安全対策（二酸化炭素を放出するものに限る。）

ア　規則第19条第５項第19号の２に規定する防護区画に隣接する部分（以下、この第６において「防護区画に隣接する部分」という。）に対する保安のための措置は、同号イからハまでによるほか、次によること。◆

(ｱ)　防護区画の設置されている防火対象物の関係者以外の不特定の者が容易に利用することがないよう体制を整えているものであること。

(ｲ)　防護区画に隣接する部分からその他の部分又は外部に通じる扉等は、内部から容易に開放できる構造のものであること。

(ｳ)　防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

(ｴ)　排気装置が設けられていること。

(ｵ)　排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

イ　規則第19条第５項第19号の２ただし書の、防護区画に隣接する部分に漏えいした二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合は次のとおり。

(ｱ)　直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場合

(ｲ)　隣接する部分の体積が防護区画の体積の３倍以上である場合（防護区画及び当該 防護区画に隣接す

る部分の規模・構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の 二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。）

(ｳ)　漏えいした二酸化炭素が滞留し人命に 危険を及ぼすおそれがない場合として消防長が認める場合

⑾　制御盤等

ア　不活性ガス消火設備には、制御盤及び火災表示盤を設けること。

ただし、自動火災報知設備の受信機等と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあっては、火災表示盤を設けないことができる。　◆

(ｱ)　制御盤

制御盤は、原則として認定品とすること。なお、制御盤設置場所には非常照明を設置すること。　◆

(ｲ)　火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものであること。

a　防護区画ごとに音響警報装置の起動又は感知器の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる。）

なお、表示灯が点灯した時には、ベル･ブザー等の警報器により警報音を鳴動すること。

b　放出起動を明示する表示灯（一括表示）

c　消火剤が放出した旨を明示する表示灯（一括表示）

d　起動方式が自動式のものにあっては、自動手動切換表示灯

イ　制御盤等の設置場所は、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所で、かつ、点検に便利な位置に設けるほか、次によること。

(ｱ)　制御盤は、貯蔵容器の設置場所又はその直近に設けること。

(ｲ)　火災表示盤は、防災センター等常時人のいる場所に設けること。

(ｳ)　制御盤を前イの場所に設けた場合で、人命危険等の障害のない場合は、前(ｱ)によらないことができる。

ウ　制御盤及び火災表示盤には、当該消火設備の完成図及び取扱説明書等を備えること。

⑿　起動装置

ア　起動方式

(ｱ)　二酸化炭素を放射するもの

a　起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。

ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあっては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあたっては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。

(a)　常時人のいない防火対象物で二次災害の発生するおそれのないもの

(b)　夜間等で防火対象物が無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

b　自動方式となっている場合は、その旨の注意文書を自動火災報知設備の受信機及び制御盤に表示すること。◆

c　手動式の起動装置は、起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出すること。◆

(ｲ)　窒素、IG-55又はIG-541を放射するもの

起動方式は、原則として自動起動とし、自動起動及び手動起動の切り替えができるものであること。

イ　手動起動装置の操作箱は、防護区画ごとに設けることとし、防護区画外で、防護区画内を見とおすことができ、かつ、防護区画の出入口付近で、操作をした者が容易に退避できる箇所に設けること。

なお、原則として性能評定品とすること。　◆

ウ　二酸化炭素を放射するものにあっては、第６－１図による表示を行うこと。　◆

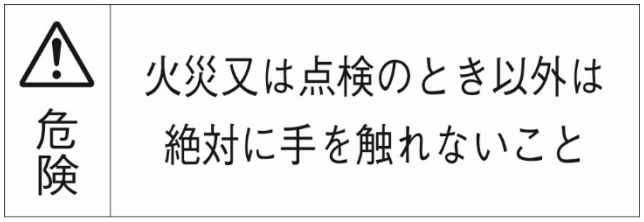

・標識の材質は問わない。
・白地に赤枠とし，文字は赤色とすること。

第６－１図

エ　規則第19条第５項第14号から第16号に規定される自動式の起動装置は、次によること。

⑺　複数の火災信号を受信した場合に起動する方式（以下、この第６において「ＡＮＤ回路」という。）とし、一の信号については、当該消火設備専用とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。（二酸化炭素を放出するもの以外も同様とする◆）

⑴　前⑺による消火設備専用の感知器は、熱又は煙により火災の発生を自動的に感知する方式のもので、熱式のものは、特種、１種又は２種とし、煙式のものは１種又は２種とすること。

ただし、立体駐車場（タワーパーキング又はこれに類するもの）については、差動式分布型の３種とすることができる。

なお、この場合に限り、規則第23条第５項第４号及び第５号の天井高さについても差動式分布型の設置を認めることとする。

⑼　感知器は、規則第23条第４項の例により設けることとし、本節 第11 自動火災報知設備 ３．⑴．アにより設置場所の環境状態に適応する感知器が設置されていること。

⑽　一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用に設ける感知器から制御盤に入る方式とするか、又は消火設備専用として設けた複数の火災信号が制御盤に入る方式とするが、いずれによる方式でもＡＮＤ回路とすること。

⑾　自動起動した装置の復旧は、手動操作によること。

⑿　制御盤等に自動手動切換装置が設けられるものにあっては、当該装置を起動装置に設けないことができる。

⒀　感知器の作動を制御盤以外で受信する場合には、当該受信する機器等に不活性ガス消火設備と連動している旨を表示し、制御盤への移報は容易に停止できない措置を講じること。

オ　起動装置が設けられている場所には、起動装置及び表示が容易に識別できる非常用の照明装置の設置を行うこと。◆

カ　起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等他の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のために起動させる明確、かつ、冷静な意思に基づかなければ起動できないものとすること。◆

キ　起動装置の直近には、次に掲げる表示を行うこと。

・　防護区画の名称

・　取扱い方法

・　排出装置の場所

・　火災又は点検のとき以外は、当該手動起動装置に絶対に手を触れてはならない旨

・　手動式の起動装置を設置した場所は、防護区画において放出された消火剤が流入す るおそれがあるため、二酸化炭素消火設備を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要である旨（当該場所について、消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）

⒀　音響警報装置

規則第19条第５項第17号及び第19号の２ハの規定によるほか、次によること。

ア　音響警報装置は、認定品とすること。　◆

イ　音声装置は、火災の際、延焼のおそれのない場所で、かつ、維持管理が容易にできる場所に設けること。

ウ　スピーカーは、当該防護区画の各部分からスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように反響等を考慮して設けること。なお、音声による警報装置だけでは効果が期待できない場合には、赤色回転灯等の視覚による警報装置を併設すること。

エ　防護区画に隣接する部分が非開放である場合にあっては、当該部分についても防護区画で消火剤が放出される旨、又は放出された旨を有効に報知できるように設けること。

オ　防護区画に隣接する部分に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とすること。

カ　防護区画内又は防護区画に隣接する部分に音響警報装置と放送設備の音響装置とが併設されている場合については、当該防護区画内でガス放出に関する音声警報が鳴動する場合には、当該部分の放送設備の音声をカットする等有効に聞き取ることができるよう措置すること。

⒁　放出表示灯

ア　規則第19条第５項第19号イ．㈡及び19号の２．ロに規定する消火剤が放出された旨を表示する表示灯（以下、「放出表示灯」という。）は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。

特に、放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置などの措置を講じること。

イ　防護区画に隣接する部分（直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場所を除く。）にあっては、当該部分に通じる出入口の見やすい箇所に、防護区画において二酸化炭素が放出された旨を表示する放出表示灯を設けること。

⒂　排出装置等

ア　規則第19条第５項第18号及び19号の２に規定する消火剤を排出するための措置は、次のいずれかによる方法とすること。

なお、２次災害防止の観点から、次の⑺．ａで示す専用の排出装置とすること。◆

⑺　排気機器を用いる排出方法

ａ　専用の排出装置。ただし、消火剤の排出時に保安上支障のないものにあっては、他の設備の排気装置等と兼用することができる。

なお、排出装置の起動スイッチにあっては、操作箱の付近とするか、操作箱に排出装置の起動スイッチの場所を明示しておくこと。

ｂ　ポータブルファンを用いる排出装置(原則として立体駐車場（タワーパーキング又はこれに

類するもの）で前ａによる排出口を設けることが困難なものであり、かつ、排気用の風管及び当該風管の専用連絡口を設ける場合に限る。）

ｃ　前ａ、ｂいずれの場合においても、１時間当たり３回以上の排出回数を確保すること。◆

⑷　自然排気による排出方式

開放できる開口部で、外気に面する開口部（防護区画の床面からの高さが階高の２／３以下の位置にある開口部に限る。）の大きさが当該防護区画の床面積の10%以上で、かつ、容易に消火剤が拡散されるものであること。

イ　排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画以外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識を設けること。

ウ　前ア．⑺．ａの専用の排出装置に接続される排出ダクトは次によること、

⑺　専用のダクトとすること。ただし、排出されるガスが他の居室に流入しないようにチャッキダンパーやモーターダンパー等により制御を行う場合は、避圧口に接続するダクトや一般空調用ダクトと兼用することができる。

⑷　ダクトが防火区画を貫通する場合は防火ダンパー等を設けずに耐火ダクト（1.5㎜の鉄板に25㎜以上のロックウールを巻く等）により外部放出先までを区画形成すること。やむを得ず防火ダンパーを設けて区画形成する場合は次の方法を用いること。

ａ　防火ダンパー等は原則として防護区画外に設置すること

ｂ　防火ダンパー作動前に防護区画内の感知器が作動し、ガスを放出できるように、ヒューズ作動温度は高温のものを用いること。

エ　規則第19条第５項第18号及び19号の２に規定する消火剤を排出する安全な場所とは、人が容易に近づかない場所で、外気の通風が良好であり排除される煙等が十分に拡散し、かつ、消火薬剤等が滞留する恐れのある窪地等がない場所をいい、特に排気機器を用いる排出を行う場合の排出口は、次の要件を満足する場所に設置することを原則とする（ポータブルファンを用いる排出装置については、ｂを除くことができる。）。

ａ　人に対する影響が少ない場所であること。

ｂ　原則として屋上とすること。

ただし、人が容易に近づけないよう措置した場所など、周囲の安全が確認される場合で、２階以上の高さ（概ね３ｍ以上）に設けた場合はこの限りでない。

ｃ　付近に住居の窓が無い等、周囲の工作物等に影響がない場所であること。

ｄ　排出時の風向き等による住居等への影響がないものとすること。

⑯　標識等

二酸化炭素を放出するものの貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設ける標識は、規則第19条第５項第19号イ㈱のほか、次によること。

ア　規則第19条第５項第19号イ㈱に定める事項については、次図によること。



大きさ：縦 30cm 以上、横 30cm 以上
地　色：白色
　人　：黒色
　煙　：黄色
文　字：「CO_2」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。
シンボル：地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。

第６－２図

この室は、
二酸化炭素消火設備が設置されています。
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は入室しないこと。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。

大きさ：縦 20cm 以上
　　横 30cm 以上
地　色：黄色
文字色：黒色

第６－３図

イ　防護区画に隣接する部分の出入口の見やすい箇所には、次図の例により注意銘板を設けること。
また、あわせて第６－１図を設けることが望ましい。

危険
ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は、退避すること。
近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。

大きさ：縦 20cm 以上、
　　横 30cm 以上
地　色：黄色
文字色：黒色

第６－４図

ウ　防護区画内の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次図の例によ り設けること。
また、あわせて第６－１図を設けることが望ましい。

危険
ここには、二酸化炭素消火設備が設置されています。
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスを放出する前に退避指令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避すること。

大きさ：縦 27cm 以上
　　横 48cm 以上
地　色：黄色
文字色：黒色

第６―５図

⑰　非常電源・配線等

非常電源・配線等は、本節　第２　屋内消火栓設備　６を準用すること。

⑱　消火剤の選定

全域放出方式の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備等　（以下、この第６及び次の第７において「ガス系消火設備」という。）の消火剤の選定にあたっては、第６－１表によること。

なお、過去の事故事例を考慮し、努めてガス系消火設備以外の消火設備を設置することとし、ガス系消火設備を設置する場合にあっては、原則として二酸化炭素は使用しないこと。◆

⑲　その他の留意事項

ア　防護区画外に容易に使用することができる空気呼吸器等を備えること。◆

空気呼吸器のボンベ容量は４リットル以上とし、装着後に両手で作業できるもの（背負いタイプ）であること。◆

イ　タワーパーキング等については、ガス系消火設備での消火に失敗した際の消防活動等に配慮した措置を取ること。　◆

⑳　特例

単独のタワーパーキング又はこれに類するものに設置されるガス系消火設備に関し、一定規模のものについては知見の蓄積により必要とされる防火安全性能を有することが確認されたことから、次の全ての条件に適合する場合にあっては、政令第32条を適用し、第６－１表の評価機関での個別評価を省略することができるものする。

ア　対象物

⑺　防護対象物の高さが50m未満であること。

⑴　防護区画の体積が5,000㎥未満であること。

⑼　防護区画がピット等を除き地盤面下に存しないものであること。

⑵　乗降を除き、常時人がいない部分以外の部分を防護区画としていないこと。

⑶　共同住宅等と一体の抱え込みの式のタワーパーキングにあっては、避圧口及び排出口を避難その他、人への影響がないように最頂部までダクト等により引き、排出するもの（図第６－６参照）。

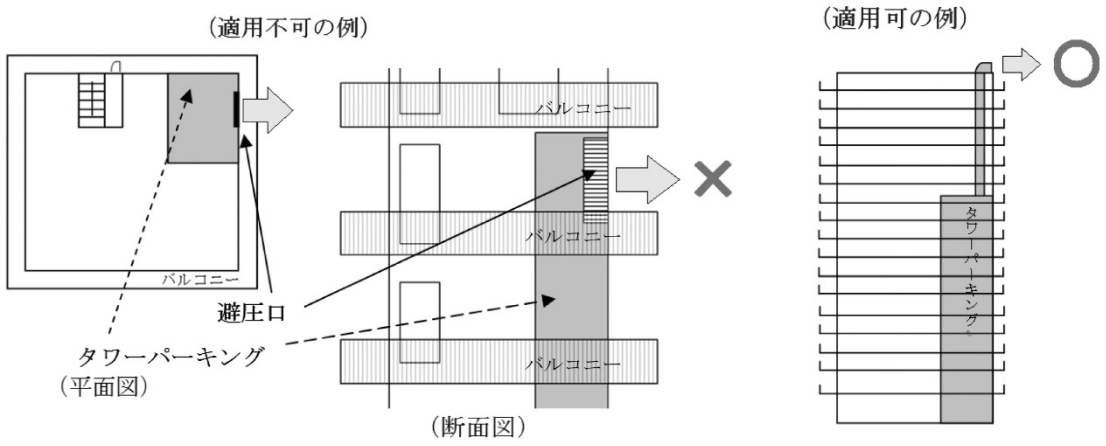

第６－６図

イ　消火剤の種類

不活性ガス消火設備のうち、次に掲げるガスを放出するもの

⑺　窒素

⑴　IG-55

⑷　IG-541

ウ　設置に関する技術基準

次の全ての要件に適合すること。

⑺　防護区画の開口部

防護区画に設けられた開口部については、確実に閉鎖されることが必要であるため、放出にあたっては、開口部閉鎖信号のＡＮＤ回路とすること。

⑴　避圧に関する基準

窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画には、次により算出した避圧口を設けること。なお、外気風圧は神戸市における過去10年間の最大風速25.2（ｍ／ｓ）を使用し、304.8（25.2×25.2×1.2×0.5×0.8）Paとして計算する（以下、この第６において同じ。）。ただし、ここで用いる消火剤流量は、消火剤放射時の噴射ヘッドからの最大流量とすること。

$$A=\frac{134\times Q}{\sqrt{P-\triangle P-P_{u}}}$$

Ａ：避圧口の開口面積　　（c㎡）

Ｑ：消火剤流量　　（㎥／min）

Ｐ：許容区画内圧力　　(Pa)

⊿Ｐ：ダクトの圧力損失　　(Pa)

Pu：外気風圧　　(304.8Pa)

⑶　避圧口・排出口の設置場所

避圧口及び排出口については、防護区画の上部（概ね防護区画高さの４／５の位置）に設け、かつ、近隣（同一敷地内の別棟建築物も含む。）又は防護区画の存する建築物の開口等に配慮し、影響のない場所に設けること。特に排出口にあっては最頂部に設けることを原則とする。

⑵　排出装置

専用の排出装置（自然排出及びポータブルファンによる排気は認めないものとする。）とし、１時間あたり３回以上の排出回数を確保すること。また、排出装置の非常電源にあっては、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすること。

⑷　起動装置

自動式の起動装置のＡＮＤ回路は性能の異なる２種類の感知器回路により行い、２種類の感知器の一方を、出火位置が推定できるアドレス付きの感知器とすることが望ましい。

⑸　火災時の安全対策

ａ　音声による退避警報

防護区画には１の感知器の作動で音声による注意警報を鳴動して防護区画内より早期の退避を促すことができるようにすること。

また、消火剤放出前に防護区画内の人員を安全に退避させるために、音声による退避警報を行うこと。

ｂ　遅延時間

遅延時間は、区画形成をする上で必要最小限の時間を除いて遅延時間を設けないこととし、ダンパー等の閉鎖や換気ファン等の停止及び手動起動時の誤操作への対応としての非常停止ができる時間で、概ね５秒程度とし、シャッターの閉鎖等にかかる時間が５秒を超えるような場合は、20秒以内とすること。

c　メンテナンス時の対策

メンテナンス等で防護区画内において、保守点検業者が作業を行う際に火災等となった場合でも避難が可能となるよう、次のいずれかの措置を行うこと。

(a)　タワーパーキングの10層程度ごとに、直接外部又は隣接防護区画（以下、この第６において「隣接区画等」という。）へ避難することができる開口部（直径60㎝の円が内接する大きさ以上で、避難者が円滑に通過できるものであること。）を設け、当該隣接区画等から火災等の影響を受けずに避難階へ避難できる経路を設けること。

(b)　点検時は消火設備を手動起動方式に設定し、消火設備用の感知器のＡＮＤ回路が構成された場合でも、昇降機のパレットの操作が可能であるものとし、昇降機の配線は、耐熱配線とするか又はこれと同等の安全性を確保する方法により火災の際に安全に避難できるような措置を行うこと。なお、点検時には立体駐車場の知識と消火設備の知識を持った者が合同でメンテナンスを行い、作業中はトランシーバー等により１階のパレット操作員と連携し、火災などの異常事態を察知した場合は、安全に避難するため、パレットの操作により駐車場のタワー内からの退避を行うことができるようにすること。

エ　提出書類

政令第32条の適用にあたっては、特例申請を行うこととし、当該申請の添付書類にあっては(一財)日本消防設備安全センターで実施される、ガス系消火設備等評価委員会に提出するものと同様の書類の提出が必要であること。

第６－１表　ガス系消火設備（全域放出方式）の指導優先順位

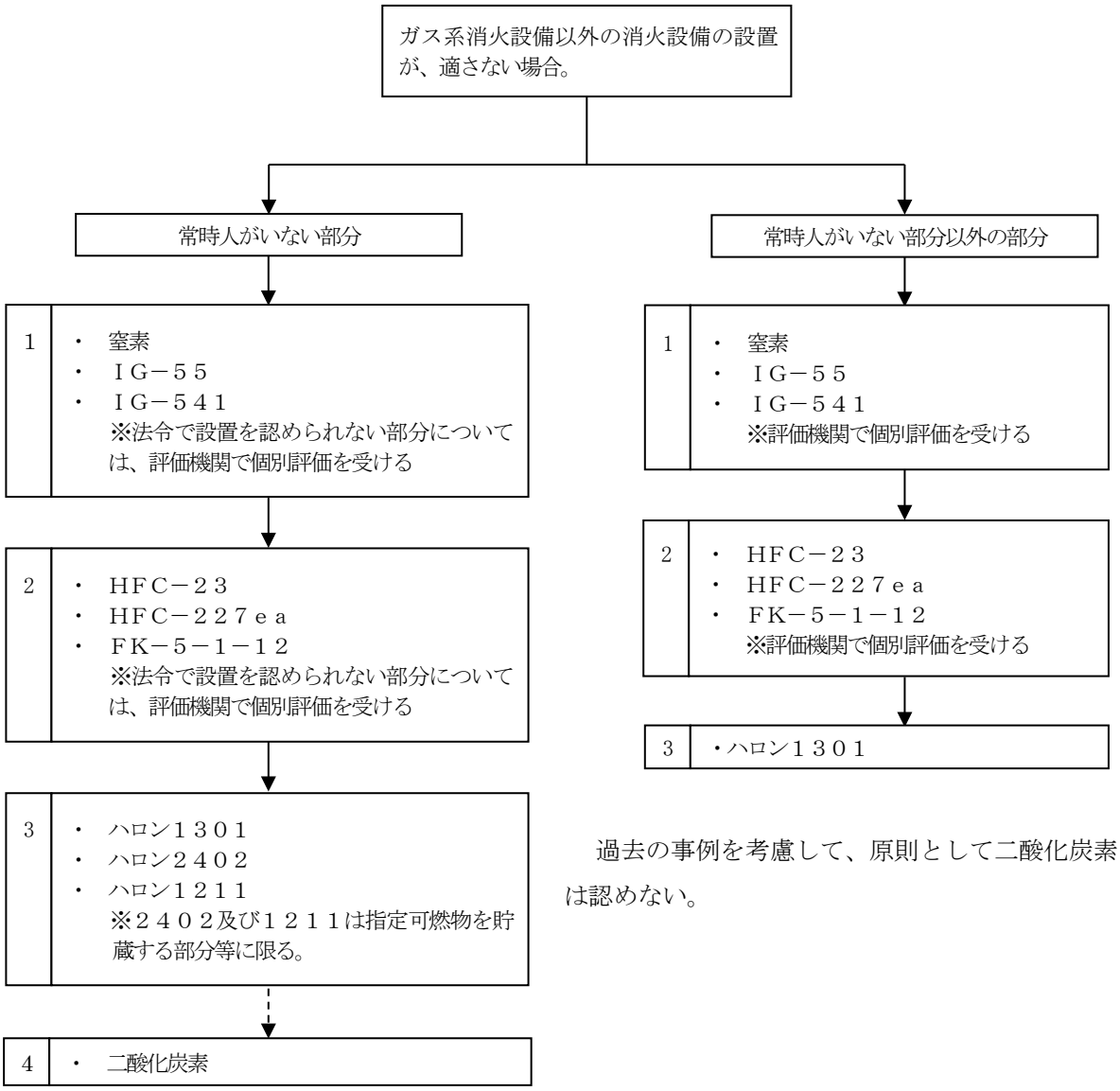

過去の事例を考慮して、原則として二酸化炭素は認めない。

※１　図中の番号は、優先順位を示す。

※２　「常時人がいない部分」とは

⑴　施錠管理され、定期的に点検のため入室する電気設備室、通信機械室、ボイラー室は常時人がいない部分に該当する。

⑵　自走路を有する機械式駐車場は原則として「常時人がいない部分以外」にあたる。

ただし、政令第13条、規則第19条及び第20条の規定に基づき、設置が認められているガス消火剤の種別以外のものを設置する場合は、㈱日本消防設備安全センター等の評価機関（以下、この第６－１表において「評価機関等」という。）において、極めて高い安全対策が施されているものとして、個別に評価を受けたものに限り、政令第32条を適用して設置できるものとする。

※３　評価機関で個別に評価を受けたものの事務処理について

工事整備対象設備等着工届出書に評価報告書を添付することにより特例の申請とし、「消防用設備等の特例基準適用願」の提出は不要とする。

2　局所放出方式（二酸化炭素消火設備に限る。）

⑴　局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置場所

局所放出方式の不活性ガス消火設備は、駐車の用に供される部分及び通信機器室以外の部分で、次に適合する場合に設置することができるものであること。

ア　予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合

イ　全域放出式又は移動式の設置が不適当と認められる場合

⑵　貯蔵容器の設置場所

前１．⑴によること。

⑶　貯蔵容器

前１．⑵によること。

⑷　選択弁

前１．⑶によること。

⑸　容器弁等

前１．⑷によること。

⑹　容器弁開放装置

前１．⑸によること。

⑺　配管等

前１．⑹によること。

⑻　噴射ヘッド

前１．⑺によること。

⑼　制御盤等

前１．⑾によること。ただし、規則第19条第５項第19号イ．㈠に規定される遅延装置は、設けないことができる。

⑽　起動装置

前１．⑿によること。

⑾　音響警報装置

前１．⒀によること。

⑿　排出措置等

前１．⒂によること。

⒀　非常電源・配線

前１．⒄によること。

3　移動式（二酸化炭素消火設備に限る。）

⑴　設置できる場所の条件

規則第19条第６項第５号に規定する「火災のときに煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、本節 第５ 泡消火設備 ５．⑴によるほか、政令第13条第１項の規定により電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分とする。

ア　地上１階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に面する扉等）の有効面積の合計が、当該部分の床面積の15％以上である部分（駐車の用に供する部分を除く。）。

なお、開放操作が電気制御による場合は、非常電源として自家発電設備又は蓄電池設備が必要である。

イ　政令別表第１⑿項イに掲げる防火対象物又はその部分（地階、無窓階を除く。）で、空間が大きく、かつ、使用についての安全性が十分に配慮されているもの（常時人がいる場合は除く）。

ウ　当該部分が設けられている室の床面積を、電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（当該設備の周囲５ｍで算出した場合に限る。）で除した商が、５以上となる部分。

⑵　ホース等

ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。　◆

４　パッケージ型（ユニット型）

⑴　パッケージ型（ユニット型）不活性ガス消火設備は、任意設置の場合に限られるものである。

このため、水噴霧消火設備等の義務がある場合に限らず、スプリンクラーヘッドの代替で設置する場合や、屋内消火栓設備の未包含部分に設置する場合はパッケージ型の設置は認められないものであること。

⑵　設置についての基準は、前１　全域放出方式の基準によること。

なお、パッケージ型（ユニット型）であっても、防護区画内にボンベのユニットを設けない計画とすること。◆

５　不活性ガス消火設備等に対する「いたずら防止対策」

⑴　システムの適用範囲及び適用消防用設備等

政令第13条及び条例第38条の規定に基づき設置され、又は、自主的に設置された不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の消火設備について、政令第32条又は条例第42条の規定に基づく特例として適用することができる。

⑵　適用する防火対象物等

原則として、夜間、休日等の無人となる時間帯において、人の出入りが自由な場所に手動起動装置が設置されている場合に適用するものとする。

⑶　「いたずら防止システム」の概要

当該システムの概要は、設置されている制御盤等を改造せずに、「いたずら防止装置」（以下、この第６において「継電器盤」という。）を設置し、起動方式を自動起動に設定することにより、いたずら等で起動用押しボタンが押された場合に消火剤が放出しないシステムである（第６－３図参照）。

ア　起動方式を自動方式に設定した場合

⑺　起動用押しボタンが押されても警報が発せられるのみで、消火剤は放出しない（放出表示灯は点灯又は点滅しない。）。

⑴　二以上の感知器の作動信号により、当該設備が起動し消火剤が放出される。

⑵　一の感知器が作動しても当該設備は起動しないが、その際に起動用押しボタンを押すと当該施設は起動し消火剤が放出される。

⑶　起動用押しボタンを押すと一の感知器の作動後、消火剤が放出される。

イ　起動方式を手動起動に設定した場合には、起動用押しボタンを押すと消火剤が放出される。

ウ　手動起動及び自動起動いずれの設定においても、緊急停止ボタンを押すと当該施設の消火剤の

放出が停止される。

⑷　継電器盤の構造等

継電器盤を不活性ガス消火設備等の制御盤に付加することにより、いたずら防止対策システムが構築できるもので、継電器盤は１回線用と複数回線用がある。

当該設備で警戒されている防護区画が一のものに設置する場合には、１回線用の継電器盤を設置し、当該設備で警戒されている防護区画が複数のものに設置する場合には複数回線用の継電器盤を用いること。

⑸　継電器盤を設置した場合における表示等による対応

当該対策を講じた場合には、制御盤及び防災センター等の見やすい位置に継電器盤の設置に係る取扱要領等（システム概要、操作方法･復旧方法等）を記載した標識（原則0.5m×0.5mで白地に赤文字）を掲示するとともに、手動起動装置が設置されている箇所の見やすい位置にいたずらを抑制するための（例：「いたずら防止システム設置済」）と記載した標識（原則0.3m×0.3mで白地に赤文字）を掲示すること。

⑹　継電器盤の設置に伴う特例適用の条件等

起動方式が自動起動に設置され、起動用押しボタンが押された場合には、警報音（通常の警報音）が発するのみで消火剤は放出されないが、起動回路が作動状態に保持されることから、復旧操作しないで起動方式を手動起動に切り替えると消火剤が放出される危険性があることから、手動に切り替えた時点で自己保持回路を解除（自動復旧）する等の措置により、ガス放出防止対策を講じている継電器盤を使用する場合に限り、特例適用の対象として認めることとした。

また、設置に際しては、ガス放出防止対策が講じられているか確認をすること。

⑺　消防用設備等の点検

継電器盤の設置による措置を講じた場合は、法第17条の３の３に基づく点検時には当該設備の作動及び機能等の確認を行い、その結果を当該設備の点検票の備考欄等に記載すること。

また、自動火災報知設備の点検及び感知器の取替え等の作業に際しては、当該システムの解除等の措置を講じる等の安全対策を行うこと。

⑻　届出等

ア　工事整備対象設備等着工届出書

⑺　継電器盤の設置に際しては、工事整備対象設備等着工届出書（以下、この第６において「着工届出書」という。）を提出させること（添付書類は、継電器の設置場所、回路図、標識、機器詳細図、システム概要等の他、必要とする書類等）。

⑴　継電器盤の設置による措置を講じた場合の試験

継電器盤を設置した対象物は、機能及び操作方法等に関する試験結果を検査時等に着工届出書の備考欄等に記載すること（例：継電器盤設置に伴う機能及び機器等の試験を○月○日に実施した結果、異常ありませんでした。消防設備士名・押印）。

イ　特例適用願

継電器盤の設置に際しては、「消防用設備等の特例基準適用願」を提出すること。この場合、添付する書類等は、消防用設備等の着工届出書に添付することで省略することができる。

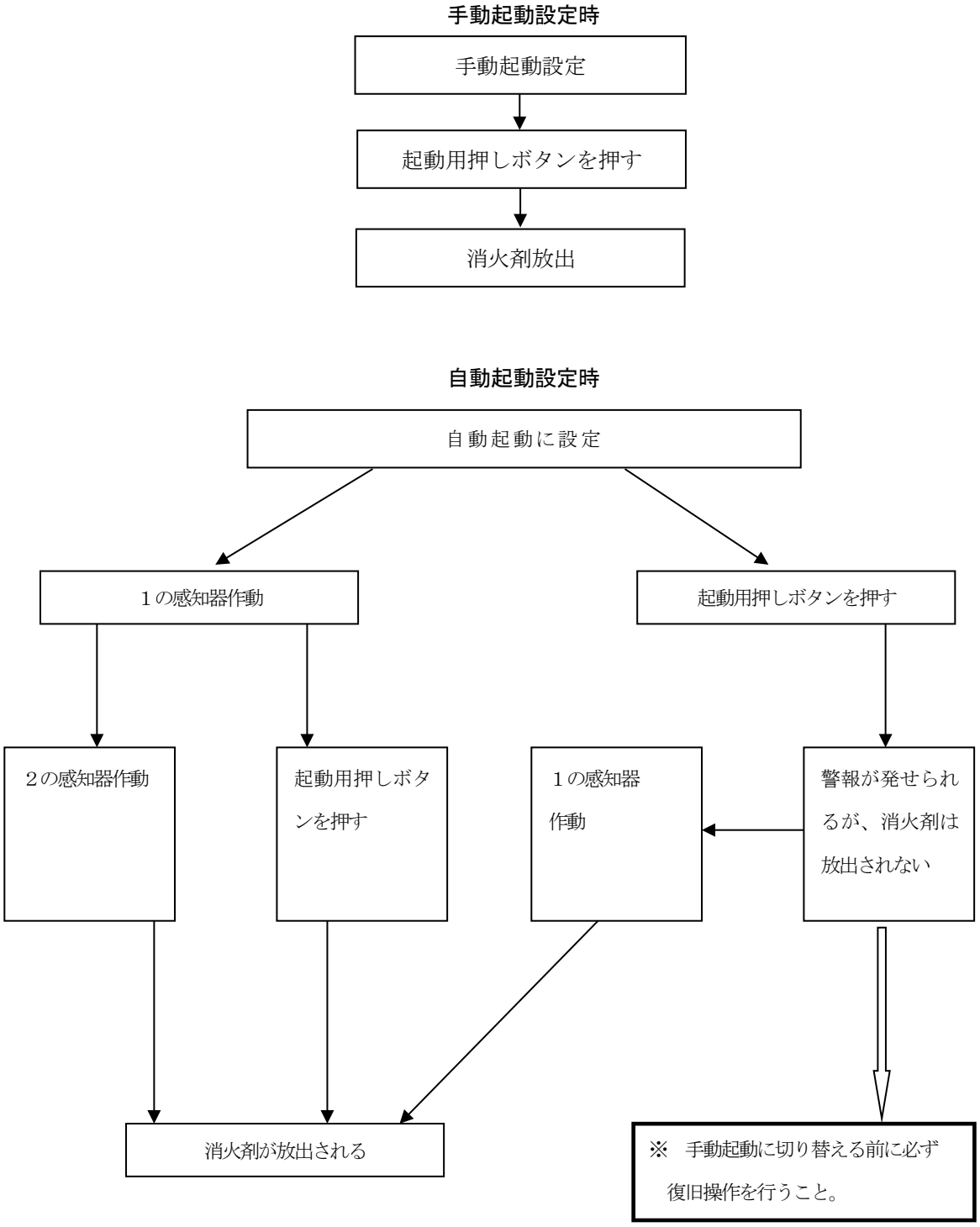

第６－３図　いたずら防止対策システムフロー図

第７　ハロゲン化物消火設備

１　防火対象物又はその部分に応じた放出方式、消火剤の種類（規則第20条）

ハロゲン化物消火設備は、地球環境の保護の観点から設置を抑制しており、その設置にあたっては、原則として別記「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備、機器の使用抑制について」によるほか、設置場所に応じた消火剤の種類は表７－１によること。

表７－１　設置場所ごとの消火剤の種類

防火対象物又はその部分 ＼ 消火剤 ＼ 放出方式				全域				局所	移動
				ハロン			ＨＦＣ	ハロン	ハロン
				2402	1211	1301			
常時人がいない部分以外の部分				×	×	○	×	○	○
常時人がいない部分	防護区画の面積が1、000㎡以上又は体積が3、000㎥以上のもの			×	×	○	×		
	その他のもの	自動車の修理又は整備の用に供される部分		×	×	○	○	○	○
		駐車の用に供される部分		×	×	○	○	×	×
		多量の火気を使用する部分		×	×	○	×	○	○
		発電機室	ガスタービン発電機を設置	×	×	○	×	○	○
			その他のもの	×	×	○	○	○	○
		通信機器室		×	×	○	○	×	×
		指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	可燃性固体類又は可燃性液体類に係るもの	○	○	○	×	○	○
			木材加工品及び木くずに係るもの 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	×	○	○	×	×	×

○：設置できる　　×：設置できない

２　全域放出方式

⑴　貯蔵容器の設置場所

ア　消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク(以下、この第７において「貯蔵容器」という。)の設置場所は、政令第17条第１項第４号及び規則第20条第４項第４号の規定によるほか、本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑴によること。

イ　貯蔵用器等に設ける放出弁は、(一財)日本消防設備安全センターの認定品（以下、この第７において「認定品」という。）とすること。 ◆

⑵　貯蔵容器

ハロン1301、ハロン1211、HFC-23又はHFC-227eaを使用する貯蔵容器にあっては、48℃における貯蔵容器内圧力の５／３倍以上の圧力に耐える設計強度を有するものであること。

⑶　選択弁

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑶を準用すること。

⑷　容器弁等

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑷を準用すること。

⑸　容器弁開放装置

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑸を準用すること。

⑹　配管等

ア　配管は、規則第20条第４項第７号の規定によるほか、起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。

イ　ハロン1301、HFC-23又はHFC-227eaを放射するものに使用する配管の口径等は、規則第20条第４項第16号に基づく告示基準が示されるまでの間、別表７－４から別表７－６「主管の呼び径と流量」等を参考として配管の呼び径とすること。

⑺　噴射ヘッド

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑺を準用すること。

⑻　防護区画の構造等

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑻を準用するほか、指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。なお、避圧口の算出にあたっては、次の式によること。

ただし、ここで用いる消火剤流量は、消火剤放射時の噴射ヘッドからの最大流量とすること。

ア　HFC-23（トリフルオロメタン（CHF3））

$$A = \frac{2.73 \times 10^3 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

Ａ：避圧口の開口面積(㎠)

Ｑ：消火剤流量（kg／s）

Ｐ：許容区画内圧力(Pa)

ΔＰ：ダクトの圧力損失(Pa)

なお、消火剤の量は、防護区画の体積１㎥あたり0.52kg以上0.8kg以下を乗じた量とすること。

イ　HFC-227ea（ヘプタフルオロプロパン（CF3CHFCF3））

$$A = \frac{1.12 \times 10^3 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

Ａ：避圧口の開口面積(㎠)

Ｑ：消火剤流量（kg／s）

Ｐ：許容区画内圧力(Pa)

ΔＰ：ダクトの圧力損失(Pa)

なお、消火剤の量は、防護区画の体積１㎥あたり0.55kg以上0.72kg以下を乗じた量とすること。

ウ　FK-5-1-12（ドデカフルオロ－２－メチルペンタン－３-オン（C6F120））

$$A = \frac{580 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

Ａ：避圧口の開口面積(㎠)

Ｑ：消火剤流量（kg／s）

Ｐ：許容区画内圧力(Pa)

ΔＰ：ダクトの圧力損失(Pa)

なお、消火剤の量は、防護区画の体積１㎥あたり0.84kg以上1.46kg以下を乗じた量とすること。

⑼　制御盤等

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑾を準用すること。

⑽　起動装置

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑿．イ、エ、オ、カ及びキを準用するほか、次によること。

ア　起動方式

⑺　ハロン1301、ハロン2402又はハロン1211を放射するもの

起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあっては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあたっては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。

ａ　常時人のいない防火対象物で二次的災害の発生するおそれのないもの

ｂ　夜間等防火対象物が無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

⑴　HFC-23、HFC-227ea又はFK-5-1-12を放射するもの

起動方式は、原則として自動起動とすること。ただし、自動起動及び手動起動の切り替えができる機能を有するものであること。

イ　放出用スイッチは、表示灯等により起動確認ができるものであること。

ウ　放出用スイッチは、ロック式としないこと。ただし、ロック状態を警報表示されるものはロック式とすることができる。

エ　規則第20条第４項第14号イ．⑴に定める時間内に手動起動用装置の操作箱内に設けた他のスイッチ操作（非常停止スイッチ）により、消火剤の放出を停止できるものであること。

なお、放出用スイッチと非常停止用スイッチは、それぞれ独立したものとすること。

⑾　音響警報装置

規則第20条第４項第13号の規定によるほか、本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⒀を準用すること。

⑿　放出表示灯

規則第20条第４項第14号イ．㈡に規定する表示灯は、本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⒁を準用すること。

⒀　排出措置

放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置を、本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⒂の例により講じること。ただし、ア．㈠に定める開口部の大きさは、当該床面積の１％以上とすることができる。

⒁　非常電源、配線等

本節 第２ 屋内消火栓設備 ６を準用すること。

⒂　その他の留意事項

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⒅及び⒆を準用すること。

⒃　特例

政令第32条を適用し、本節 第６ 不活性ガス消火設備 表第６－１の評価機関での個別評価を省略することができる基準は、本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⒇を準用するほか、次によること。

ア　消火剤の種類

ハロゲン化物消火設備のうち、次に掲げるガスを放出するもの

㈠　HFC-227ea

㈡　HFC-23

なお、FK-5-1-12にあっては、消火剤量が１㎥あたり0.84kg以上1.46kg未満と多いことを勘案し、避圧等への影響について今後の知見の蓄積を待つことが必要であるため含まない。

イ　避圧に関する基準

a　HFC-227eaを放射する防護区画には、次により算出した避圧口を設けること。

$$A = \frac{1.12 \times 10^3 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P - P_u}}$$

Ａ：避圧口の開口面積　　(㎠)

Ｑ：　消火剤流量　　(kg／s)

Ｐ：　許容区画内圧力　　(Pa)

⊿Ｐ：ダクトの圧力損失　　(Pa)

Ｐｕ：外気風圧　　(304.8Pa)

b　HFC-23を放射する防護区画には、次により算出した避圧口を設けること。

$$A = \frac{2.73 \times 10^3 \times Q}{\sqrt{P - \Delta P - P_u}}$$

Ａ：避圧口の開口面積　　(㎠)

Ｑ：消火剤流量　　(kg／s)

Ｐ：許容区画内圧力　　(Pa)

⊿Ｐ：ダクトの圧力損失　　(Pa)

Ｐｕ：外気風圧　　(304.8Pa)

３　局所放出方式

⑴　局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置場所

局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、駐車の用に供される部分、通信機器室、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、本節 第６ 不活性ガス消火設備 ２．⑴．ア及びイに定める部分に設置することができるものであること。

⑵　貯蔵容器の設置場所

前２．⑴によること。

⑶　貯蔵容器

前２．⑵によること。

⑷　選択弁

前２．⑶によること。

⑸　容器弁等

前２．⑷によること。

⑹　容器弁開放装置

前２．⑸によること。

⑺　配管等

前２．⑹によること。

⑻　噴射ヘッド

前２．⑺によること。

⑼　制御盤等

前２．⑼によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

⑽　起動装置

前２．⑽によること。

⑾　音響警報装置

前２．⑾によること。

⑿　排出措置

前２．⒀によること。

⒀　非常電源･配線等

前２．⒁によること。

４　移動式

本節 第６ 不活性ガス消火設備 ３を準用すること。

５　パッケージ型

本節 第６ 不活性ガス消火設備 ４を準用すること。

別記

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について

（平成13年５月16日　消防予第155号・消防危第61号）
（一部改正：平成26年11月13日　消防予第466号・消防危第261号）

１　使用抑制の主旨

ハロゲン化物消火設備・機器に使用される消火剤であるハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下、この別記において「ハロン消火剤」という。）は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、その具体的規制方法を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」において、オゾン層を破壊する特定物質（特定ハロン（ハロン1211、ハロン1301及びハロン2402））として指定され、生産量及び消費量の規制が平成４年（1992年）１月１日より開始され、クリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）を除き、使用を抑制するものである。

なお、使用の抑制は法令によるものではないため、消防同意等の際に関係者に周知を図ること。

２　クリティカルユースの判断

クリティカルユースの判断に当たっては、次の原則に従うものとする。

なお、クリティカルユースの判断を行った場合の用途と、その例については別表第７－１によること。

⑴　設置対象の考え方

ア　ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器は、他の消火設備によることが適当でない場合にのみ設置することを原則とする。

イ　設置される防火対象物全体ではなく、消火設備を設置する部分ごとにその必要性を検討する。

ウ　人命安全の確保を第一に考え、人が存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断する。

⑵　クリティカルユースの当否の判断

クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり行うものとする。なお、判断フローの参考図を別図第７－１に示す。

ア　人が存する部分の場合

当該部分は、基本的にはガス系消火設備を用いないことが望ましいことから、水系の消火設備（水噴霧消火設備・泡消火設備を含む。）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

イ　人が存しない部分の場合

当該部分は、基本的にガス系消火設備を用いることが可能であることから、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

3　留意事項

⑴　クリティカルユースの当否の判断は、新たにハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器を設置する場合に行うものとし、既設のハロゲン化物消火設備・機器は対象としない。この場合、当該消火設備・機器へ充填するハロン消火剤はクリティカルユースとして取り扱い、当該消火設備・機器が設置されている防火対象物の部分等において大規模な改修等が行われる機会に適宜見直しを行うこと。

⑵　消防法令に基づく義務設置の消火設備・機器のほか、消防法令に基づく他の消火設備の代替として設置されるもの、任意に設置されるものも、クリティカルユースの当否の判断を行い、該当しないものは抑制の対象とすること。

⑶　平成12年に日本政府が国連環境計画（UNEP）に提出した「国家ハロンマネジメント戦略」でも明らかなように、特定非営利活動法人消防環境ネットワークを中心にハロンの設置、回収、再利用について徹底したリサイクルシステムの管理が行われており、むしろハロンを有効に活用してこのリサイクルシステムを維持促進することが地球環境の維持に寄与するものであるというのが、消防庁、環境省等を含めた政府の見解である。ハロンは特に消火性能に優れ、人体に対する安全性が高いため、必要不可欠な用途（クリティカルユース）には使用可能であること。

4　代替消火設備・機器について

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の代替消火設備・機器を設ける場合は、別表第７－２及び別表第７－３によるほか、これらを参考にして、代替消火設備・機器の設置指導を行い、他に適当な消火設備がない場合にのみハロン消火剤を使用すること。

なお、代替消火設備を設置する場合の各消火設備の留意事項は、次のとおりであるので、設置する際の参考とされたいこと。

⑴　スプリンクラー設備

ア　電気絶縁性がない。

イ　水損が大きい（排水設備が必要）。

ウ　制御装置等の機器内、フリーアクセス床内等の隠蔽されていて水が回らない部分への対応が困難。

⑵　水噴霧消火設備

ア　電気絶縁性がない。

イ　水損が大きい（排水設備が必要）。

ウ　機械式駐車場に設置する場合、配管施工が困難で設置コストが非常に大きくなる場合がある。

⑶　泡（高発泡）消火設備

ア　電気絶縁性がない。

イ　人の出入りする場所では、安全対策が必要である。

ウ　泡の積み上げ高さに限度がある（実績では20mまで）。

エ　駐車場、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所及び危険物施設では、形態がさまざまであり、個々の設置対象について技術的な検討が必要となる。

オ　消火後の泡の処理の負担が大きい。

⑷　泡（低発泡）消火設備

ア　電気絶縁性がない。

イ　機械式駐車場に設置する場合、配管施工が困難で設置コストが非常に大きくなる場合がある。

ウ　消火後の泡の処理の負担が大きい。

⑸　不活性ガス消火設備

ア　二酸化炭素を用いる場合

⑺　常時人のいない部分に設置する設備である（移動式を除く）。全域放出方式のものは、人の出入りする区画には設置しないこと（局所放出方式のものは、人の出入りする区画であっても防護空間内が無人であれば設置できる。）。ただし、迅速に避難・無人状態の確認が確実に行えること、誤操作等による不用意な放出が防止されていることなど、極めて高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象毎に評価等した場合に限り、人の出入りする区画に全域放出方式のものを政令第32条を適用して例外的に設置できる場合がある。

⑴　冷却効果が非常に高いため、油絵等の美術品など、温度変化に対して脆弱な物品に消火薬剤が直接放射された場合、破損・変質する可能性がある。

⑼　消火薬剤貯蔵容器を置く場所の面積が、ハロン消火剤のおおむね三倍程度となる。

イ　窒素、IG-55、IG-541を用いる場合

⑺　常時人のいない部分に設置する設備であり、人の出入りする区画、体積・面積が大きい区画には設置しないこと。ただし、極めて迅速に避難・無人状態の確認が確実に行えること、誤操作等による不用意な放出が防止されていることなど、高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象毎に評価等した場合に限り、政令第32条を活用して例外的に設置できる場合がある。

⑴　区画内の圧力上昇が急激かつ大きいため耐圧強度の小さい区画壁等が破損する可能性がある。

⑼　消火薬剤貯蔵容器を置く場所の面積が、ハロン消火剤のおおむね５倍から10倍程度となる。

⑹　ハロン消火剤以外を用いるハロゲン化物消火設備

ア　常時人のいない部分に設置する設備であり、人の出入りする区画、体積・面積が大きい区画には設置しないこと。ただし、極めて迅速に避難・無人状態の確認が確実に行えること、誤操作等による不用意な放出が防止されていることなど、高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象毎に評価等した場合に限り、政令第32条を適用して例外的に設置できる場合がある。

イ　区画内の圧力上昇が急激かつ大きいため、耐圧強度の小さい区画壁等が破損する可能性がある。

ウ　消火時にフッ化水素等のガスが発生するため、化学反応に敏感な物品が存在する場合、変質する可能性がある。

⑺　粉末消火設備

ア　人の存する場所では、安全対策が必要である。

イ　装置機器内に付着した消火剤を除去することが困難である。

ウ　第３種粉末については、腐食性が大きい。

エ　機械式駐車場に設置する場合、配管施工が困難で設置コストが非常に大きくなる場合がある。

オ　フリーアクセス床内等の隠蔽されていて消火剤が有効に回らない部分への対応が困難。

参考　消防環境ネットワークの運用等について

⑴　消防環境ネットワークの運用等について

消防環境ネットワークの運用等については、引き続き「ハロンバンクの運用等について」（平成６年２月10日付け消防予第32号・消防危第９号）のとおり行われること。

⑵　ハロンの注意書きシールについて

ハロンの注意書きシールについては、ハロンのリサイクルの趣旨についてより効果的に周知を図る観点及び連絡先の変更により、平成13年７月より別図第７－２のとおり変更されること。

この際、旧注意書きシールが貼付されているハロン容器については、設置業者等により、新注意書きシールに貼り替えられる（旧注意書きシールが貼付されていないハロン容器については新注意書きシールを貼付する。）こととなっており、消防機関においては、その旨防火対象物の関係者に対し周知を図られたいこと。（今後消防環境ネットワークの名称を記載したものを作成する予定であるが、当分の間、現行のシールを使用することで差し支えないものとする（平成17年12月26日付け消防予第411号・消防危第312号））。

⑶　データベースの構築について

従来、ハロンのデータベースに加え、二酸化炭素消火設備、ハロン代替消火設備についてもデータベース構築をしていたが、今後の適切なハロン管理・代替設備の検討等に資するため、引き続き不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備についてデータベースを構築することとしているので、設置の際に防火対象物の関係者に対し協力を依頼すること。また、設置防火対象物の取り壊し等に伴い、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備が撤去される際にも、データベースの運営上管理が必要であり、防火対象物の所有者に対し、併せて設備の撤去の際にも届出の協力を依頼すること。

別表第７－１　クリティカルユースの用途例

使用用途の種類		用途例
通信機関係等	通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、サーバー室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室、補機関開閉室、電気室（重要インフラの通信機器室等に付属するもの。）
	放送室等	ＴＶ中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ピット、ＥＰＳ
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、ＶＴＲ室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
危険物関係	貯蔵所等	危険物製造所（危険物製造室に限る）、危険物製造所（左記を除く）、屋内貯蔵所（防護区画内に人が入って作業するものに限る）、屋内貯蔵所（左記を除く）、燃料室、油庫
	塗装等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、塗装室、塗料等調合室
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却炉、燃料ポンプ室、燃料小出室、詰替作業室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室、洗浄作業室、エンジンテスト室
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	ＬＰガス付臭室	都市ガス、ＬＰガスの付臭室
駐車場	自動車等修理場	自動車等修理場、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）、機械式駐車場（前記を除く。）、スロープ、車路
その他	機械室等	エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	フライヤー室、厨房室
	加工・作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等	試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、計測室、細菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、トランクルーム、紙庫、廃棄物
	書庫等	書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ室
	貴重品等	宝石、毛皮、貴金属販売室
	その他	事務室、応接室、会議室、食堂、飲食店

※　網掛け部分は、クリティカルユースに係るもの。

別図第７－１　クリティカルユースの判断フロー

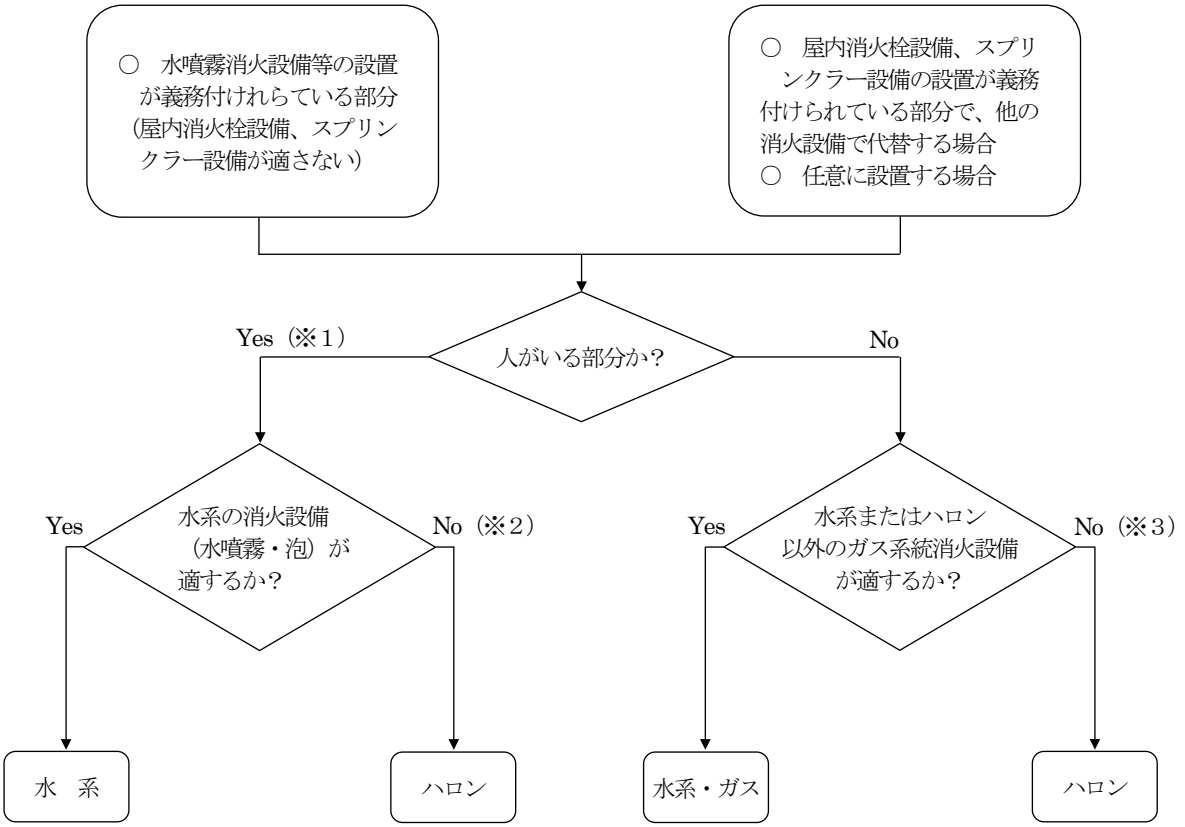

※１　「人がいる部分」とは、次の場所をいう。

①　不特定の者が出入りするおそれのある部分

②　特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

※２　水系の消火設備が適さない場合

（ｗ１）消火剤が不適である（電気火災）

（ｗ２）消火剤が放出された場合の被害が大きい。

ア　水損

イ　汚染の拡大

（ｗ３）機器等に早期復旧の必要性がある。

（ｗ４）防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが著しく大きくなる。

※３　次の両方該当する場合

⑴　水系の消火設備が適さない場合

※２に同じ。

⑵　ハロン以外のガス系消火設備が適さない場合

（ｇ１）消火剤が放出された場合の被害が大きい。

ア　汚損、破損（冷却、高圧、消火時間による影響）

イ　汚染の拡大（必要ガス量が多い）

（ｇ２）機器等に早期復旧の必要性がある（放出後の進入が困難）。

別表第７－２　設置場所ごとの代替消火設備・機器(1)

（法令上設置が認められる消火設備）

上段：現状で設置可（○：固定式、●：移動式に限る、△：常時人がいるものを除く）、ブランク：設置不可

下段：安全対策レベル　□：必要、ブランク：特段の配慮は不必要

	一般防火対象物															危険物施設							
	自動車の修理又は整備の用に供されるもの	駐車場										可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類	発電機・変圧器・その他これらに類する電気設備		通信機器室	指定可燃物		電気設備	製造所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外タンク	２０号タンク
		垂直循環方式	多層循環方式	水平循環方式	エレベーター方式	エレベータースライド方式	平面往復装置	自走立体方式自走平面方式	多段方式を含む地下方式	自動車用エレベーター方式	屋上		ガスタービン	それ以外		可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類	木材加工品及び木くず		第２類の引火性固体及び第４類危険物				
水噴霧		○					○	○								○	○		○	○	○	○	
泡（高発泡）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○	○	○		
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□					□	□		□	□	□		
泡（低発泡）	○	○					○	○			●					○	○		○	○	○	○	○
不活性ガス（二酸化炭素に限る）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	○	○	○	○		○
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		□
不活性ガス（二酸化炭素を除く）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△								
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				□	□								
ハロゲン化物（ハロンを除く）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△								
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				□	□								
粉　末	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		□	□	□	□	□		□	□	□	□		□

※　本表は基本的な考え方を示したものであり、個別の防火対象物の実情も踏まえ判断すべきものである。

別表第７－３　設置場所ごとの代替消火設備・機器(2)

（条例により又は自主的に設置する消火設備）

上段：現状で設置可（○：固定式、●：移動式に限る、△：常時人がいるものを除く）、ブランク：設置不可

下段：安全対策レベル　□：必要、ブランク：特段の配慮は不必要

	一般防火対象物												危険物施設	
	機械室	展示室	厨房	図書館・博物館・美術館等	電子計算機室	倉庫			テレビ・ラジオの放送設備	航空管制室・制御室等	ケーブル室等	フィルム等保管庫	印刷機室	浮屋根タンクシール部
						金庫室等	トランクルーム	ラック式その他						
スプリンクラー	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
水噴霧	○	○	○	○							○	○		
泡	○							○				○		
（高発泡）	□							□				□		
泡	○													
（低発泡）														
不活性ガス	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
（二酸化炭素に限る）	□	□		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
不活性ガス	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△	△	
（二酸化炭素を除く）	□	□		□	□	□	□		□	□	□	□	□	
ハロゲン化物	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△	△	
（ハロンを除く）	□	□		□	□	□	□		□	□	□	□	□	
粉　　末	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
	□	□	□	□	□	□	□		□	□		□	□	

※　本表は基本的な考え方を示したものであり、個別の防火対象物の実情も踏まえ判断すべきものである。

別図第７－２

オゾン層の保護にご協力ください

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないでください。
ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。
不要になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、
撤去する１０日前までに所轄消防署又は下記の消防環境ネットワーク
まで連絡して、ハロンの回収にご協力ください。

消防環境ネットワーク　TEL.03-5404-2180

第８　粉末消火設備

１　共通事項

消火剤の成分及び性状は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第７条に適合した検定品であること。

２　全域放出方式

⑴　貯蔵容器等の設置場所

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑴を準用すること。

⑵　貯蔵容器等 ◆

消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下「貯蔵容器等」という。）にあっては、40℃における貯蔵タンク内圧力の1.5倍以上の圧力に耐える設計強度を有すること。

⑶　容器弁等 ◆

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑷を準用すること。

⑷　配管等

ア　配管は、規則第21条第４項第７号によるほか、起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、当該配管に誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。

イ　ヘッドを設ける枝配管に至るまでの配管の分岐は放射圧力が均一となるようすべてトーナメント形式とし、かつ、末端の取付ヘッド数を２個以内とすること（別図第８－１参照）。ただし、有効な三方分岐管等を使用した場合は３個とすることができる。

ウ　配管を分岐する場合は、粉末容器側にある屈曲部分から管径の20倍以上の距離をとること。

ただし、粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式（別図第８－２参照）とした場合は、この限りではない。

エ　使用する配管の口径等は、規則第21条第４項第18号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準」等により算出された配管の呼び径とすること。

⑸　防護区画の構造等

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑻（ア及びイを除く）を準用すること。

⑹　制御盤等

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑾（ア．⑺を除く）を準用すること。

⑺　圧力調整器

ア　圧力調整器には、指示圧力が一次側にあっては、25MPa以上、二次側にあっては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ　容器開放の際、二次圧力をおおむね1.5MPaないし２MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ　圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15％減まで維持できる流量性能を有するものであること。

⑻　起動装置

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⑿．アを準用すること。

⑼　音響警報装置

本節 第６ 不活性ガス消火設備 １．⒀を準用すること。

⑽　定圧作動装置等　◆

定圧作動装置及び放出弁は、(一財)日本消防設備安全センターの認定品とすること。

⑾　非常電源・配線等

本節　第２　屋内消火栓設備　６を準用すること。

３　局所放出方式

⑴　局所放出方式の粉末消火設備の設置場所

局所放出方式は、次に定める場所に設置することができるものであること。ただし、オーバーヘッド方式によるものにあっては、この限りでない。

ア　予想される出火箇所が特定の部分に限定される場所

イ　全域放出方式又は移動式が不適当と認められる場所

⑵　貯蔵容器等の設置個数

ア　放射区域（一の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下、この第８において同じ。）が相接して４以上ある場合は貯蔵容器等を２個以上設置するものとし、貯蔵容器が受け持つこととなる各放射区域の辺が相互に接することとならないように組み合わせること。この場合、各容器からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は１個置きの放射区域を、また、放射区域が並列に並ぶ場合は、対角線上の放射区域をそれぞれ受持つように組み合わせること。

イ　放射区域が相接して複数ある場合で隣接する３放射区域ごとに防火上有効な間仕切り等で区画されている場合は、貯蔵容器等を１個とすることができる。

⑶　消火剤の貯蔵量

規則第21条第３項第２号及び第３号によるほか、次によること。

ア　前⑵．アにより貯蔵容器等を２個設置することとなる場合の貯蔵量は、それぞれの貯蔵容器が受け持つ放射区域の量のうち最大となる量以上とすること。

イ　前⑵．イにより貯蔵容器を１個設置することとなる場合は、それぞれ隣接する２放射区域の量のうち最大となる量以上の量とすること。ただし、放射区域が隣接して２個のみの場合で、放射区域が相互に３m以上ラップする場合にあっては、消火剤の量の最大となる放射区域の量以上の量とすることができる。

※　駐車の用に供される部分にあっては、防護対象物の表面１㎡あたりの消火剤量の割合で計算した量とあるのは、放射区域の床面積１㎡当たりの消火剤の量と読み替える。

⑷　貯蔵容器等の設置場所

前２．⑴によること。

⑸　貯蔵容器等　◆

前２．⑵によること。

⑹　配管等

前２．⑷によること。

⑺　制御盤等

前２．⑹によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

⑻　圧力調整器

前２．⑺によること。

⑼　起動装置

前２．⑻によること。

⑽　音響警報装置

前２．⑼によること。

⑾　定圧作動装置等

前２．⑽によること。

⑿　非常電源、配線等

前２．⑾によること。

４　移 動 式

本節 第５ 泡消火設備 ５を準用するほか、開放式の機械式駐車場（工作物に限る。）には、次により設置する。

ただし、防火対象物の内部に機械式駐車場を設ける場合には、床面から上の部分は２段まで、床面から下のピットは１段までに限ることとし、これを超える場合は固定式とすること。

⑴　原則として各段の全ての車両の直近に到達でき、政令第18条第２号の距離により有効に放射できるよう、各段に消火足場等を設置すること。ただし、各段に設置しなくても有効に放射できる場合には２段ごとに設置することで支障ない。

縦列式（第８－１図）の場合、奥側への寄り付きができなければ、移動式粉末消火設備とすることはできない。

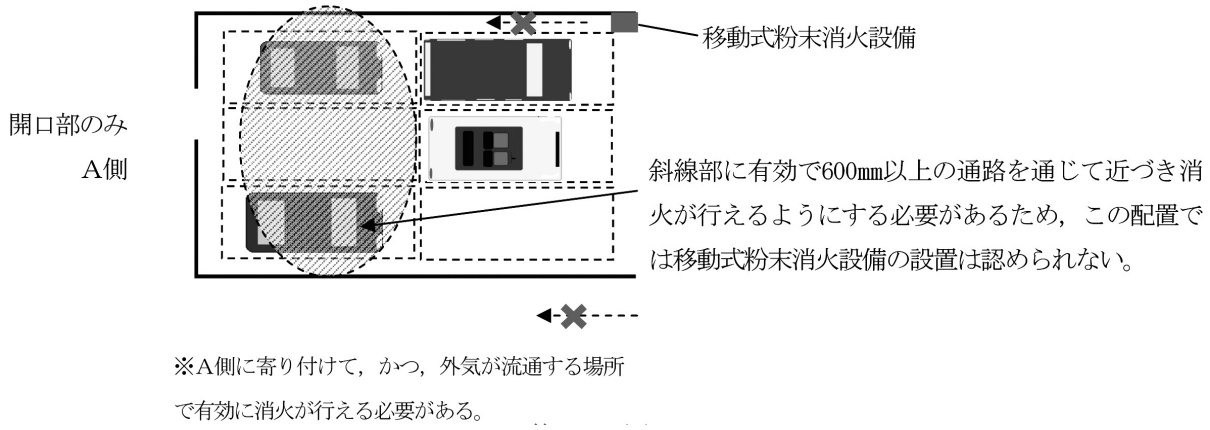

第８－１図

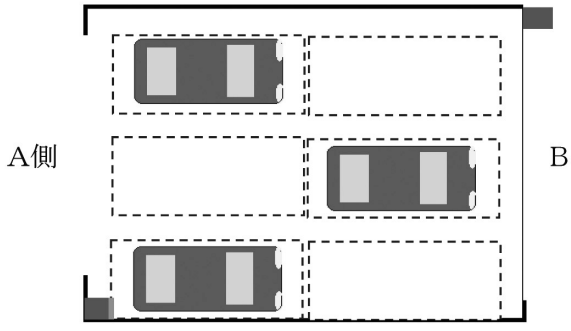

第８－２図の場合のようにA側からもB側からも有効に消火ができるのであれば移動式粉末消火設備による消火とすることが可能。

第８－２図

⑵　前⑴の消火足場等を施設する場合、移動式粉末消火設備は、消火が必要な車両の火煙の影響を受けることなく消火ができる位置で、かつ、当該足場等の階段付近等、容易に避難しやすい位置に設けること（第８－３図）。　◆

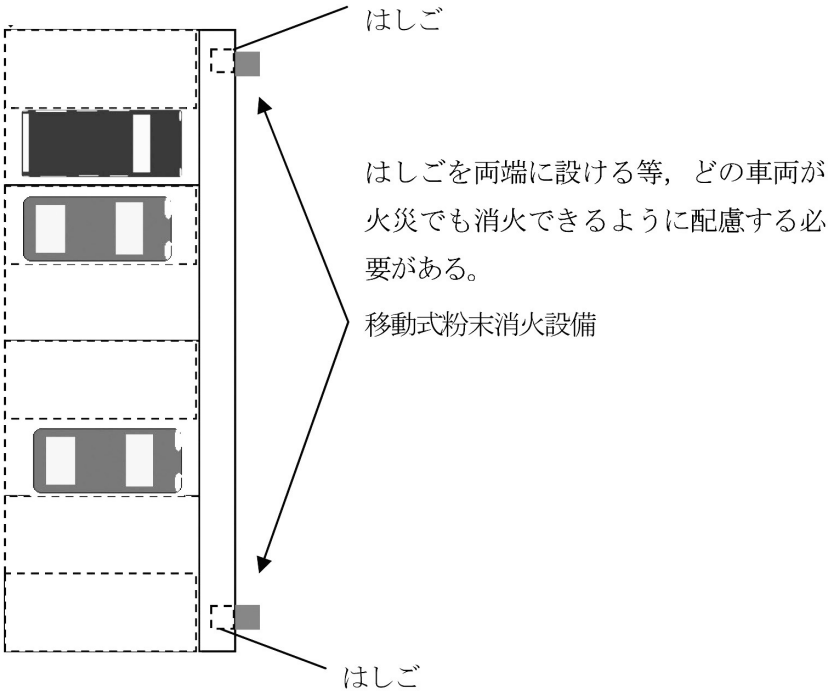

第８－３図

⑶　機械式駐車場の地下部分は、次のアからカまでに定める措置を行ったものに限り、地上部分に移動式粉末消火設備を設置することができる。

ア　地下１段部分は、地上から放射できるようにノズル放射口等を設置すること。

イ　地下２段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう配管等を設置すること。

ウ　差込口の位置は、使用に際して煙等の影響が少ない位置とすること。

エ　出火車両に対して有効に放射できるように配管及び放出口等を設けること。

オ　放射口と放出口の接続配管は鋼管（SGP）とすること。

カ　ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。なお、差し込み口に蓋等を設ける場合は、容易にノズル差込口を使用できるような形状とすること。

キ　表示器等を設けるなど、出火車両が容易に判別できるように措置すること。　◆

ク　移動式粉末消火設備による消火に失敗した場合、出火車両を地上に上げて、容易に消火ができるよう、地下部分の配線を耐火配線にする等の措置を取ること。　◆

⑷　政令第18条第２号の水平距離15m以下については、防護対象物に対して有効に消火ができるような配置とし、ホースが届かない場合は増設が必要となるものであること。

⑸　屋外に設ける機械式駐車場の側面全４面中３面に目隠し壁を設けることで、第５泡消火設備．５⑴ア(ｲ)に定める常時開放の基準に合致しない場合は、目隠し壁３面中の１面以上において、外部の気流が流通する構造（形状は問わない）とすること。

第８－４図

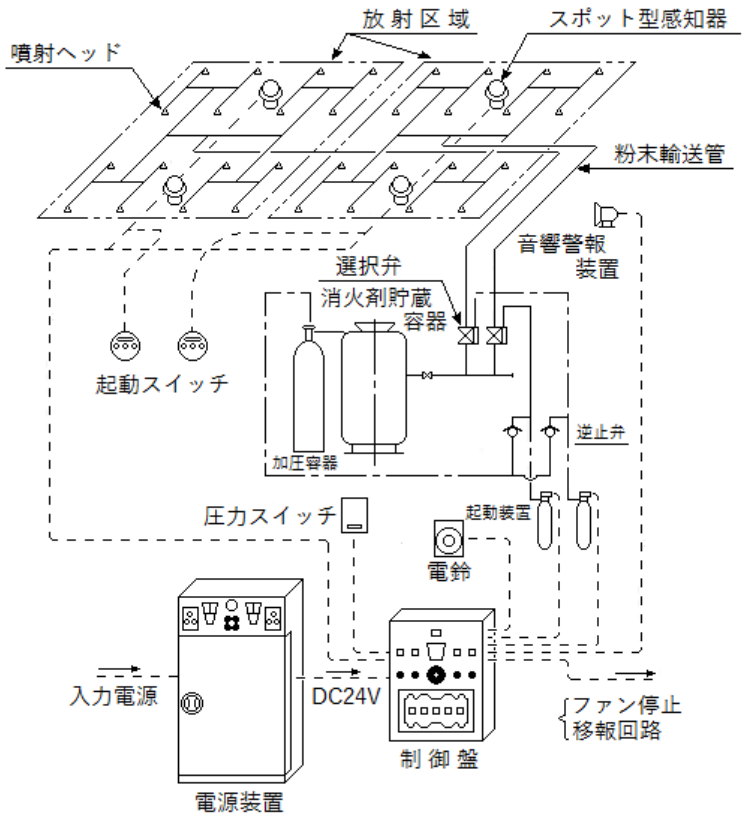

別図第８－１　粉末消火設備系統図

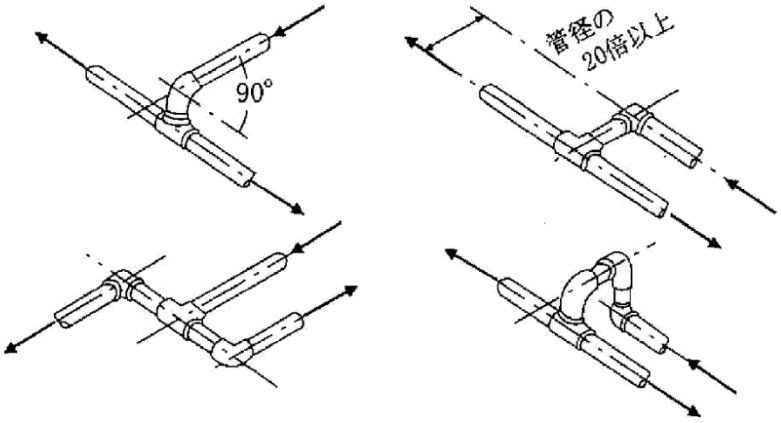

別図第８－２　粉末消火設備におけるＴ型継手の良い配管方法

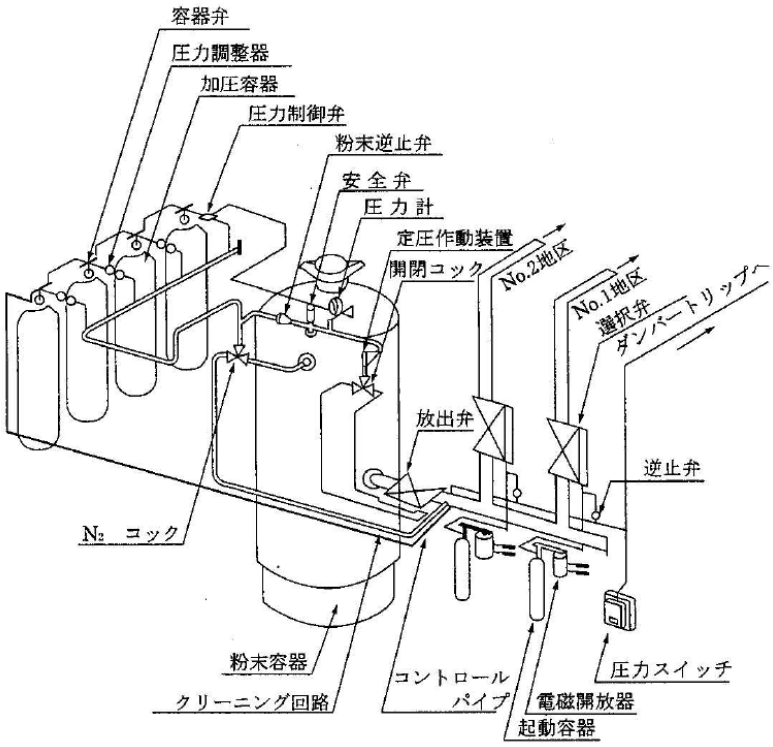

別図第８－３　粉末消火設備粉末容器附属機器図

第９　屋外消火栓設備

１　屋外消火栓の設置位置

屋外消火栓は、政令第19条第３項第１号及び第４号によるほか、次によること。

⑴　屋外消火栓は、原則として、出入口又は開口部の付近に設けること。　◆

⑵　同一敷地内に複数棟がある場合及び政令第19条第２項により１の防火対象物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓箱を設けること。ただし、政令第19条第３項第１号による有効範囲内にある場合には、この限りでない。

２　加圧送水装置

⑴　種　別

加圧送水装置は規則第22条第10号によるほか、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．イ及び⑵．イを準用すること。

⑵　設置場所

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ア及び⑵．アを準用すること。

⑶　全揚程等

規則第22条第10号イ、ロ及びハ．㈡によるほか、配管の摩擦損失計算等は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ９を準用すること。

⑷　ポンプの吐出量

加圧送水装置にポンプを用いるものは規則第22条第10号ハ．㈠によるほか、次によること。

ア　同一敷地内に複数棟ある場合には、ポンプを兼用することができる。

イ　ポンプを兼用した場合で、前１により屋外消火栓を設置して隣接棟の屋外消火栓の設置数の合計が２を越える場合においても、ポンプの吐出量は800ℓ/min以上とすることができる。

ウ　政令第19条に定める基準により設置した場合、当該防火対象物の中央部に防護漏れとなる部分（デッドスペース）が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓を増設して防護すること。ただし、建築構造又は機械の配置等により、当該部分に屋内消火栓を増設できない場合は、第９－１表に定める面積に応じたポンプの吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加しておくこと。

第９－１表

防護漏れとなる部分の面積	ポンプ吐出量
500㎡未満	800ℓ/min
500㎡以上、1500㎡未満	1200ℓ/min

３　水　源

⑴　水源水量

政令第19条第３項第３号によるほか、次によること。

ア　他の消防用設備等と併用する場合にあっては、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴．ウ．㈠．ａの例により算出した量以上とすること。

イ　前１により屋外消火栓を設置して、隣接棟の設置個数が２を超える場合には、水源は14㎥以上とすること。

⑵　水源の確保方法

第２　屋内消火栓設備　３．⑵を準用すること。

４　配管等

⑴　機　器

本節　第２　屋内消火栓設備　４．⑴を準用すること。

なお、管継手は、規則第12条第６号ホによるほか、可とう管にあっては、認定品をそれ以外の機器にあっては評定品を用いること。(評定品の使用にあたっては、評定時の条件に適合した施工とすること。)　◆

⑵　設置方法　◆

本節　第２　屋内消火栓設備　４．⑵．ア、イ及び⑶を準用するほか、次によること。

ア　配管の呼びは65A以上、補助用高架水槽の容量は、0.5㎥以上とすること。

イ　補助用高架水槽から主管までの配管の呼びは50A以上とすること。

５　起動装置

規則第22条第10号ホによるほか、本節　第２　屋内消火栓設備　５を準用すること。

６　非常電源・配線等

本節　第２　屋内消火栓設備　６を準用すること。

７　屋外消火栓の表示等

規則第22条第３号及び第４号により設置され、かつ、本節　第２　屋内消火栓設備　８．⑵．ア．⑺．ａ、ｂ及びｃを準用するほか、灯火が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、規則第22条第３号の表示灯と兼ねることができる。

８　消火栓箱の構造　◆

本節　第２　屋内消火栓設備　８．⑴．ア．⑷を準用すること。

９　消火栓の構造

⑴　型式　◆

屋外消火栓は、地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に収容しておくこと。

⑵　消火栓開閉弁　◆

ア　材質及び構造は、本節　第２　屋内消火栓設備　８．⑴．ア．⑺を準用すること。

イ　放水口のホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込み式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号）に規定する呼称50又は65に適合する金具とすること。

10　消火栓箱に格納するホース、ノズル等

⑴　ホース

ホースは、前９．⑵の放水口のホース接続口に結合できる呼称50又は65の長さ20ｍ以上のものを２本以上設置すること。

⑵　ノズル等　◆

ノズル（スムースノズルに限る）及び管そうは、日本消防検定協会の品質評価品を用い口径は呼称19㎜以上であること。

11　その他　◆

使用の容易さ等から、屋外消火栓と比べて屋内消火栓の初期消火の優位性に鑑み、原則として屋外消火栓に代えて屋内消火栓の設置するものとする。

従って、屋内消火栓を設置した場合は、特例を適用して、屋外消火栓設備の設置を要しないものとする。ただし、政令第19条第２項に定める隣接する建築物がある場合は、当該建築物に屋内消火栓が設置されているとともに、延焼防止上有効な位置に屋内消火栓箱が設けられていることが必要である。

なお、防火対象物の使用形態･空間形状からみて、屋外消火栓によるほうが初期消火の有効性が期待できる場合は、屋外消火栓とするが、屋外消火栓のホース及びノズルは呼称50のものを設けること。

第10　動力消防ポンプ設備

１　設置場所

動力消防ポンプ(消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。)は、設置する水源ごとに、当該水源の直近で、かつ、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

２　性　　能

政令第20条第３項に規定する放水量は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月自治省令第24号）の別表に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。

３　水　　源

⑴　水源水量

地盤面下に設けられている水源にあっては、その設けられている地盤面の高さから4.5m以内の水量を有効水量とすること。

⑵　水源水量の確保

動力消防ポンプ設備の水源と雑用水等の水源を併用する場合にあっては、本節 第２ 屋内消火栓設備 ３．⑵．イを準用すること。

４　器　　具

⑴　吸管は、前３．⑴に定める水源水量が有効に使用できる長さのものを設けること。

⑵　ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。

第11　自動火災報知設備

1　用語の定義

⑴　警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。

⑵　感知区域とは、壁又は取付面から0.4m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。

⑶　蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。

⑷　移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

2　受信機

受信機は、次に適合すること。

⑴　常用電源

ア　交流電源

㈠　電源の電圧及び容量が適正であること。

㈡　電源電圧は、300Ｖ以下とすること。

㈢　定格電圧が、60Ｖを超える受信機の金属製ボックスは、接地工事を施すこと。

㈣　電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれのないときは、共用することができる。

㈤　開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示を付しておくこと。

イ　蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第２号）に適合するものを使用すること。

なお、原則として(一社)日本電気協会の認定品を使用すること。◆

⑵　非常電源

本節 第３ 非常電源の例によるほか、受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）の規定により設けられた予備電源が、非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

⑶　設置場所

ア　受信機は、原則として防災センター等の常時人がいる場所に設けること。

なお、受信機設置場所は、受信機の監視、操作にあたって支障のない照度を確保する（停電時を含む。）こと。　◆

イ　非常警報設備のうち放送設備が設置される場合、放送設備の操作部と受信機（副受信機）は、同一の場所、かつ、操作上有効に配置すること。　◆

特に、条例第41条の４に基づき、政令別表第１⑷項及び⑯項イ（⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡未満のものを除く。）に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が５以上のものの受信機と放送設備の操作部は、次に示すいずれかの階の同一場所に設置しなければならない。ただし、防災センターが設置され

た防火対象物については、この限りでない。

⑺　避難階

⑴　特別避難階段、屋外避難階段又は告示７号階段が設けられている階

⑼　避難橋又は条例第41条に規定する避難用タラップが設けられている階

⑽　直接外気に面するバルコニー等が避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニー等から地上に通ずる階段その他避難のための設備若しくは器具が設けられている階

⑾　防火区画された小室が設けられており、当該室内に避難器具等が設けられている階

ウ　温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

エ　操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること(第11－１図及び第11－２図参照)。

なお、自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上障害とならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

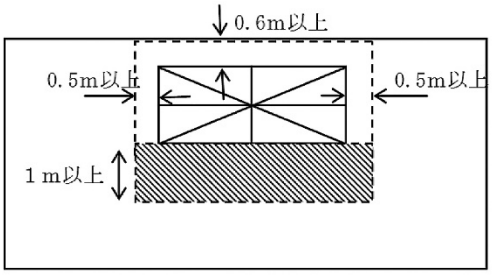

第11－１図　有効空間の例（自立型）

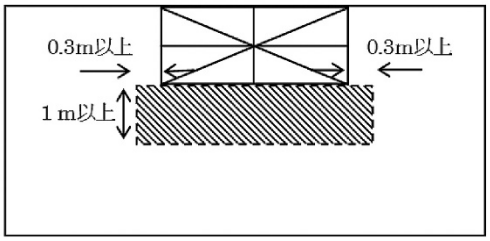

第11－２図　有効空間の例（壁掛型）

オ　地震等の振動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

カ　１棟の建築物は、原則として１台の受信機で監視するものであること。

ただし、同一敷地内に２以上の建築物がある等の管理上やむを得ない場合にあっては政令第32条を適用し、各棟を監視する受信機を同一敷地内の１箇所の防災センター又は守衛室等集中的な管理ができる受信機設置場所に設けることができる。

なお、この場合、各建物と受信機設置場所相互間に同時通話装置を設けること。

キ　前カの同時通話装置及び規則第24条第１項第２号トの受信機の設置場所相互間に設ける同時に通話することができる設備は、次に掲げるものをいう。

⑺　発信機(Ｐ型１級、Ｔ型)

⑴　非常電話

⑼　インターホン

⑽　構内電話で緊急割込の機能を有するもの

ク　防災センター等に設ける受信機及び規則第12条第１項第８号に規定する総合操作盤の設置及び維持については、平成16年消防庁告示第８号によること。

ケ　受信機が設置されている室の入口付近の見やすい箇所に、火災受信所の表示を行うこと。　◆

表示は第11－３図を目安とすること。

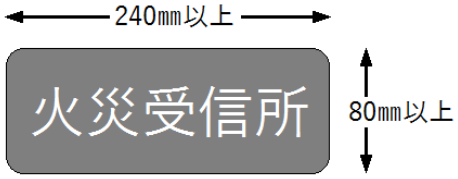

第11－３図

コ　受信機設置場所の出入口扉は自動火災報知設備等の作動と連動させるなど、非常時に鍵を用いることなく進入できるものとする。　◆

なお、共同住宅等でエントランスホール等のセキュリティにより、外部から直接管理人室等に進入できない場合にあっては、当該セキュリティも非常時に解除できるものとすること。◆

サ　受信機の付近の見やすい場所には、次に掲げるものを備えておくこと。

⑺　警戒区域一覧図（総合操作盤が設置されている場合を除く。）

⑴　表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）

⑷　機器

ア　検定品であること。

イ　一の表示窓で、２以上の警戒区域を表示しないこと。

ウ　主電源は、原則として交流電源とすること。

エ　増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。

オ　感知器等を他の設備と兼用するものにあっては、火災信号を他の設備の制御回路等を中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあっては、この限りでない。

カ　政令別表第１⑸項イ及び⑹項（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物に設ける受信機にあっては、感知器固有の火災信号を受信できるものとすること。　◆

ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない（第２章　第２節　第12　グループホームの防火安全対策　６．⑵．ア参照）。　◆

⑸　警戒区域

ア　２以上の独立した建築物にまたがらないこと。

イ　表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

ウ　一の警戒区域の面積は、600㎡以下とすること（煙感知器が設置された階段及びエレベーターシャフト等の部分を除く。）。ただし、当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができる場合は、その面積を1,000㎡以下とすることができる。

エ　警戒区域の１辺の長さは、50m以下（光電式分離型感知器を設置する場合は100m以下）とすること（第11－４図参照）。

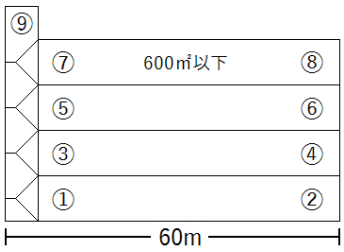

各階の床面積が６００㎡以下であっても，１辺の長さが５０ｍを超えている場合は，各階ごとに２警戒区域を設定しなければならない。

第11－４図

オ　警戒区域は、防火対象物の２以上の階にわたらないものとすること。

ただし、一の警戒区域の床面積の合計が500㎡以下で、当該警戒区域内の感知器の作動状況を確認できる階段等が設けられている場合はこの限りではない。なお、この場合において、地階と地上階を同一警戒区域としないこと（第11－５図参照）。

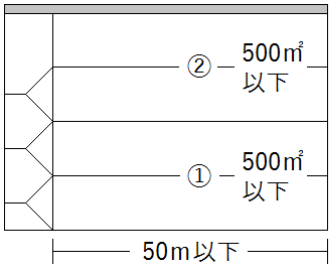

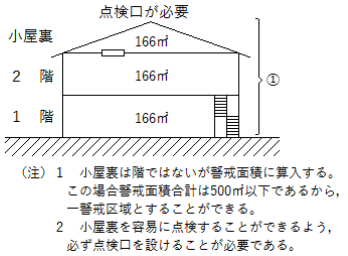

第11－５図

カ　階数が２以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。（第11－６参照）

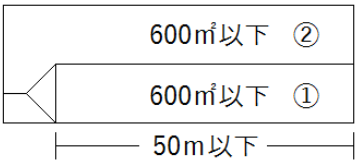

第11－６図

キ　階段、傾斜路等にあっては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。　◆

ク　地下２階以下にわたる階段、傾斜路等は、地上部分と地下部分を別警戒区域とすること。　◆

ケ　階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に２以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあっては、同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が３階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること（第11－７図参照）。

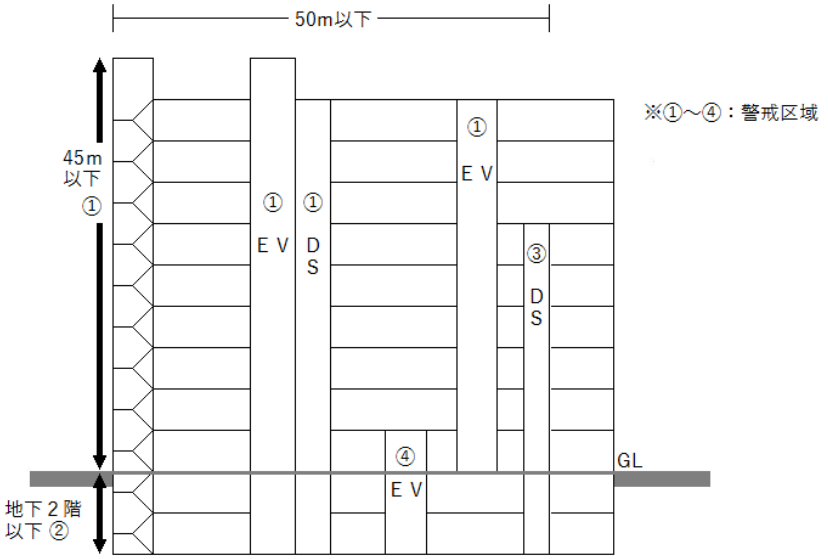

第11－７図

コ　各階の階段がそれぞれ５ｍ未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。

サ　同一階であっても、開口部のない壁等で通行できない場合は、出火場所の位置を特定するのに時間がかかることなどから、別の警戒区域とすること。　◆

シ　天井裏、小屋裏（以下、この第11において「天井裏等」という。）は階ではないが、警戒区域の面積には算入すること。◆

なお、延べ面積が600㎡（当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができるものにあっては、1,000㎡）以上の防火対象物については、条例第39条第３項の規定が適用されることに注意すること。

ス　前シ後段で規定する規模に達しない防火対象物にあっても、天井裏等に感知器が必要な場合については、当該天井裏等を原則として一の警戒区域とすること。　◆

セ　特定一階段等防火対象物及び政令別表第１⑵項ニ、⑸項イ若しくは⑹項のうち、階数が３以上で、かつ、延べ面積が150㎡未満のものにあっては、政令第32条を適用し、一の警戒区域は３の階にわたることができ、階段等の竪穴部分を当該区画と同一区域とすることができる。

ソ　警戒区域の面積は、感知器が免除になっている場所（トイレ、浴室等）も含めて算出すること。

ただし、直接外気に常時開放された部分で、感知器が設置されていない場合は、警戒区域の面積に含めないことができる。

⑹　蓄積機能

後記　５　蓄積機能によること。

⑺　再鳴動機能

ア　特定一階段等防火対象物又は政令別表第１⑵項ニに掲げる用途に供される部分が存するものに設ける受信機は、地区音響装置の再鳴動機能（規則第24条第１項第２号ハに規定する機能をいう。）を有するものとすること。

ただし、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第90号）公布時において、既に存する防火対象物で、すでに自動火災報知設備が設置されているもののうち、受信機操作部周囲の見やすい位置に、ベル鳴動時に主ベル及び地区ベルのスイッチを停止しない旨を記載した標識

等を掲示（概ね縦、横0.2m）する措置が講じられている場合は、設置済みの受信機が型式失効を受けるまでの間、再鳴動機能付き受信機としないことができる。

イ　前ア以外の防火対象物

⑺　前ア以外の防火対象物に設ける受信機にあっても、前アと同様に再鳴動機能を有するものとすること。　◆

⑴　前ア以外の防火対象物（既存のものに限る。）において、前⑺によらず地区音響装置の再鳴動機能を有していない受信機を設置している場合にあっては、地区音響停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を当該受信機の付近に掲示する又は書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。　◆

なお、平成10年以降に型式承認を受けた受信機は、全て再鳴動機能を有している。

３　感知器

⑴　適応感知器及び設置場所

ア　感知器の選択方法

感知器は、規則第23条第４項から第８項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

規則第23条第５項の感知器の適応場所については第11－１表に、規則第23条第４項の感知器の取付面の高さと感知区域の面積は第11－２表に示すとおりである。

第11－１表　設置場所に応じた感知器の種別

設置場所＼感知器の種別		煙感知器	熱煙複合式感知器	炎感知器	熱感知器	
					熱アナログ式スポット型	その他（高感度）
1	階段及び通路	○				
2	廊下、通路（(1)項～(6)項、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ(16の２)項、(16の３)項に限る。）	○	○			
3	エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト、その他これに類するもの	○				
4	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（政令別表第一 (2)項ニ、(16)項イ、(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）	○	○			
5	感知器を設置する区域の…場等の高さが15m以上20m未満の場所	○		○		
6	感知器を設置する区域の…場等の高さが20m以上の場所			○		
7※2	前１～６欄以外の地階、無窓階及び11階以上の部分（(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16の２)項、(16の３)項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。）	○	○	○		
8※3	前１～７欄以外の地階、無窓階又は11階以上の階（(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、10項～(14)項、(17)項）※2	○	○	○	○※1	○※1
9	前１～７欄以外の場所（１階～10階までの無窓階でない階）（廊下（前２欄に掲げる防火対象物の廊下を除く。）、便所、その他これらに類する場所を除く。）	その使用場所に適応する感知器				

※１　８欄の部分に設ける熱感知器は、差動式若しくは補償式の感知器のうち１種若しくは２種、定温式感知器のうち特種若しくは１種（公称作動温度75℃以下のものに限る。）のもの及び熱アナログ式感知器は、火災表示に係る表示温度等は75℃以下であること。

※２　７欄の地階、無窓階及び11階以上の部分には、２欄に掲げる防火対象物以外の廊下、通路を含む。

ただし、廊下及び通路に設ける感知器は、２欄に掲げる種別のものとすること。

※３　８欄の地階、無窓階又は11階以上の部分には、２欄に掲げる防火対象物以外の廊下、通路を含む。

ただし、廊下及び通路に設ける感知器は、２欄に掲げる種別のものとすること。

第11－２表⑴　感知器の感知面積　スポット型

取付け面の高さ		感知器								
		差動式		補償式		定温式			煙	
		１種	２種	１種	２種	特種	１種	２種	１種 ２種	３種
４m未満	耐火	90㎡	70㎡	90㎡	70㎡	70㎡	60㎡	20㎡	150㎡	50㎡
	その他	50㎡	40㎡	50㎡	40㎡	40㎡	30㎡	15㎡		
４m以上 ８m未満	耐火	45㎡	35㎡	45㎡	35㎡	35㎡	30㎡		75㎡	
	その他	30㎡	25㎡	30㎡	25㎡	25㎡	15㎡			
８m以上20m未満										

※　感知区域の面積は、規則第23条第４項第１号ロに規定する、上屋その他外部の気流が流通する場所も含めて算出すること。◆

第11－２表⑵　取付け面高さに応じた感知器の適応性

感知器の種別 ＼ 取付高さ			4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上
差動式	スポット型	1種	○	○			
		2種	○	○			
	分布型	1種	○	○	○		
		2種	○	○	○		
補償式	スポット型	1種	○	○			
		2種	○	○			
定温式	スポット型	特種	○	○			
		1種	○	○			
熱アナログ式	スポット型	特種相当	○	○			
イオン化式 光電式	スポット型	1種	○	○	○	○	
		2種	○	○	○		
		3種	○				
イオン化、 光電 アナログ式	スポット型	1種相当	○	○	○	○	
		2種相当	○	○	○		
		3種相当	○				
光電式	分離型	1種	○	○	○	○	
		2種	○	○	○		
光電アナログ式	分離型	1種相当	○	○	○	○	
		2種相当	○	○	○		
炎	スポット		○	○	○	○	○
熱複合式 熱煙複合式 煙複合式 多信号	スポット		それぞれの有する感知器の取付け面の高さの低いものを基準とする。				

注　○印は、当該設置場所に適応することを示す。

⑺　多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感知器を別紙１及び２により決定すること。

ａ　別紙１の適用

規則第23条第４項第１号ニ．(ｲ)から(ﾄ)及び同号ホ．(ﾍ)に掲げる場所

ｂ　別紙２の適用

(a)　規則第23条第５項各号に掲げる場所のうち、別紙２の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、別紙２中の適応煙感知器を設置すること。

(b)　規則第23条第６項第２号及び第３号に掲げる場所のうち、別紙２の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、別紙２中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

(c)　前(a)又は(b)により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は　感知が著しく遅れるおそれがある場所に設置する場合にあっては、別紙２中の適応熱感知器を設置すること。

(ｲ)　多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前(ｱ)の設置条件に適応する感知器を設置すること。

イ　感知器の設置方法

感知器を前アにより設置する場合は、規則第23条第４項第３号から第９号までの規定の例によるほか、規則第23条第４項第２号に規定する取付面の高さに応じた感知器がないものにあっては、有効に感知できる部分に限り政令第32条又は条例第42条の規定を適用し、別紙１又は２に定める感知器を設置することができるものであること。

ウ　感知器選択上の留意事項

(ｱ)　既に設置されている感知器で、当該設置場所が別紙１に定める環境状態であるため非火災報が発生する場合、当該防火対象物の関係者は、感知器の交換について、前ア及びイにより消防機関と協議を行うこと。

(ｲ)　前(ｱ)による感知器の交換（配線の設計変更を要する場合を除く。）は、法第17条の５に規定する自動火災報知設備の整備として取り扱うものであること。

(ｳ)　前ア及び前(ｱ)により感知器を設置又は交換する場合は、消防機関はその内容を当該防火対象物の工事整備対象設備等着工届出書の審査又は調査内容欄に記載するなどして把握しておくものであること。

また、感知器を整備として取り扱い、交換した場合にあっては、その内容を交換前の当該防火対象物の工事整備対象設備等着工届出書の備考欄に記載するとともに、関係者に対しても、点検等に際しその内容が把握できるようにしておくこと。　◆

(ｴ)　感知器を前ア及び(ｱ)により設置又は交換した防火対象物又はその部分で、「消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の一部改正について」（平成９年12月24日消防予第200号消防庁予防課長通知）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める告示の一部改正について」（平成９年12月24日消防予第201号消防庁予防課長通知）に定められた感知器の適応性は、前ア及びイによって差し支えないものであること。

エ　取付面の高さが８ｍを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式又

は差動式スポット型の感知器を設けることができる。

⑵　感知器の設置高さ

ア　傾斜天井等の場合、取付面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない（第11－８図参照）。

$$取付面の高さ＝\frac{取付面の最頂部 ＋ 取付面の最低部}{2}$$

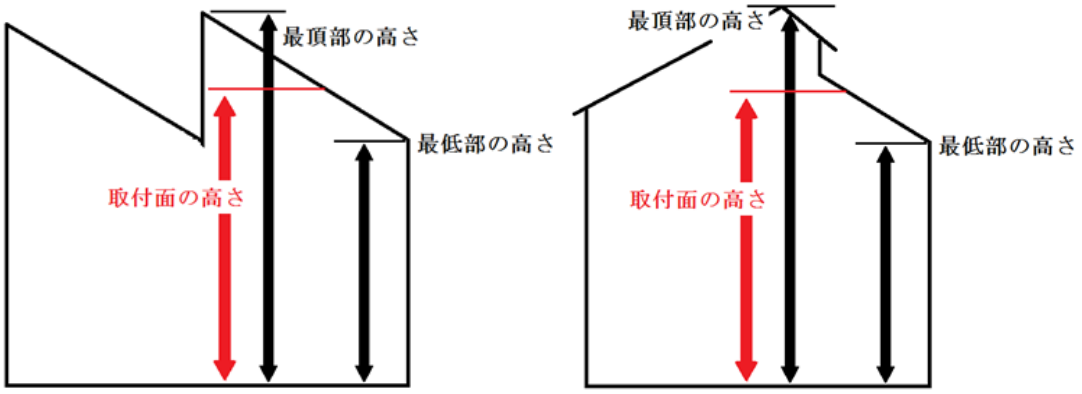

第11―８図

イ　感知器の取付面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること（第11－９図参照）。

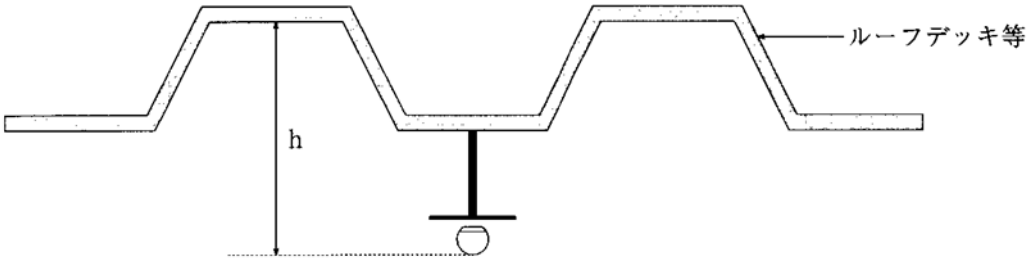

第11－９図

⑶　感知区域

ア　次のいずれかに適合する感知区域は、一の感知区域とすることができる。

⑺　煙感知器の感知区域中にある間仕切壁又ははり等の上方（取付面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙）を設けた場合。

⑴　煙感知器の感知区域中にある間仕切又ははり等の上方に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合。

⑼　差動式スポット型感知器（１種又は２種）の感知区域中にある間仕切又ははり等の概ね全面の上方に0.45m以上の開口部を設け、広い区域側の中央付近に感知器を設けた場合。

イ　規則第23条第４項から第６項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

⑺　１ｍ未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付面の高さに応じて、第11－３表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる（廊下、通路、及び傾斜路に設ける煙感知器を除く。）（第11－10図、第11－11図参照）。

第11－３表

使用場所の構造	取付面の高さ ＼ 感知器の種類	差動式分布型		差動式スポット型補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		１種	２種	１種	２種	特種	１種	１種	２種	３種
耐火	４ｍ未満	25㎡	20㎡	20㎡	15㎡	15㎡	13㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	４ｍ以上８ｍ未満									
	８ｍ以上１５ｍ未満							40㎡	40㎡	
	１５ｍ以上２０ｍ未満									
非耐火	４ｍ未満	20㎡	20㎡	15㎡	10㎡	10㎡	8㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	４ｍ以上８ｍ未満									
	８ｍ以上１５ｍ未満							40㎡	40㎡	
	１５ｍ以上２０ｍ未満									

※　熱アナログ式スポット型感知器は定温式スポット型特種の例による。

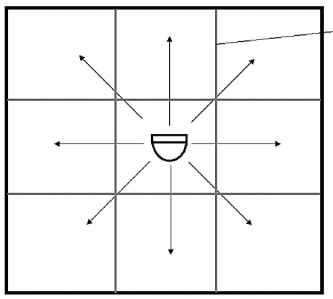

合計で第11－３表の面積の範囲内であること

第11－10図

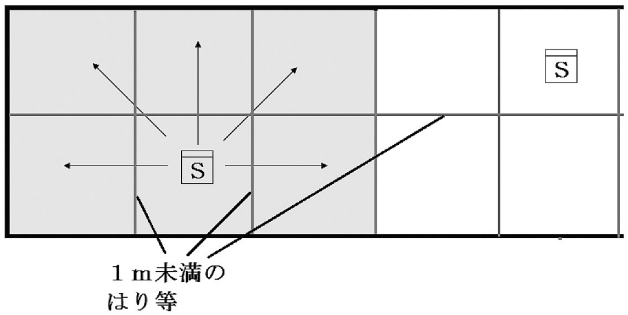

光電スポット型１種で取付高さ８ｍ未満に設置の場合，網掛け部分が60㎡未満であれば同一感知区域として取り扱う

第11－11図

⑷　煙感知器（スポット型）を廊下及び通路に設ける場合で、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に１ｍ以上の突き出したはり等がある場合は、第11－12図の例により、隣接する両側の２感知区域までを限度として煙感知器の有効範囲内（網掛け部分）とする。

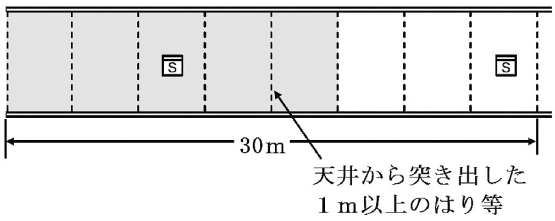

第11－12図

⑸　一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあっては、0.4m以上）１ｍ未満で区画された５㎡以下（煙感知器にあっては、10㎡以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる(第11－13図参照)。

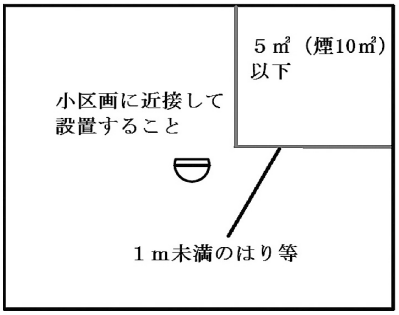

第11－13図

⑹　段違い天井（差動式分布型を除く。）

段違い天井で段の深さが0.6m未満の場合は、第11－14図に示すとおり、平面天井とみなして同一感知区域とすることができる（差動式スポット型、定温式スポット型感知器は0.4m未満）。

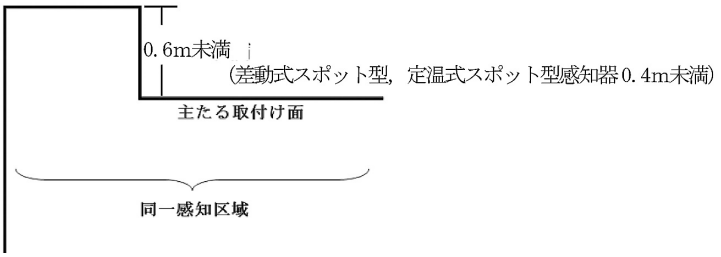

第11－14図

ウ　取付面の下方0.6m以上１ｍ未満の部分に短辺が３ｍ以上で長辺が4.5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とする(第11－15図参照)。

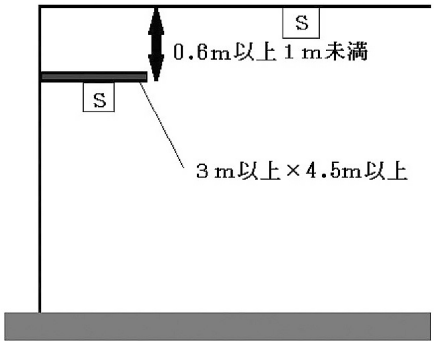

第11－15図

エ　押入又は3.3㎡以下の物置（以下、この第11において「押入等」という。）の感知区域については、次によること。

⑺　押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

⑴　感知器は、押入等の上段部分（天袋がある場合は天袋）に１個以上設けること(第11－16図参照)。

なお、感知器の種別は火災が発生した場合、温度上昇が緩慢であると予想される場所（布団等を収納している等）は、定温式とする。

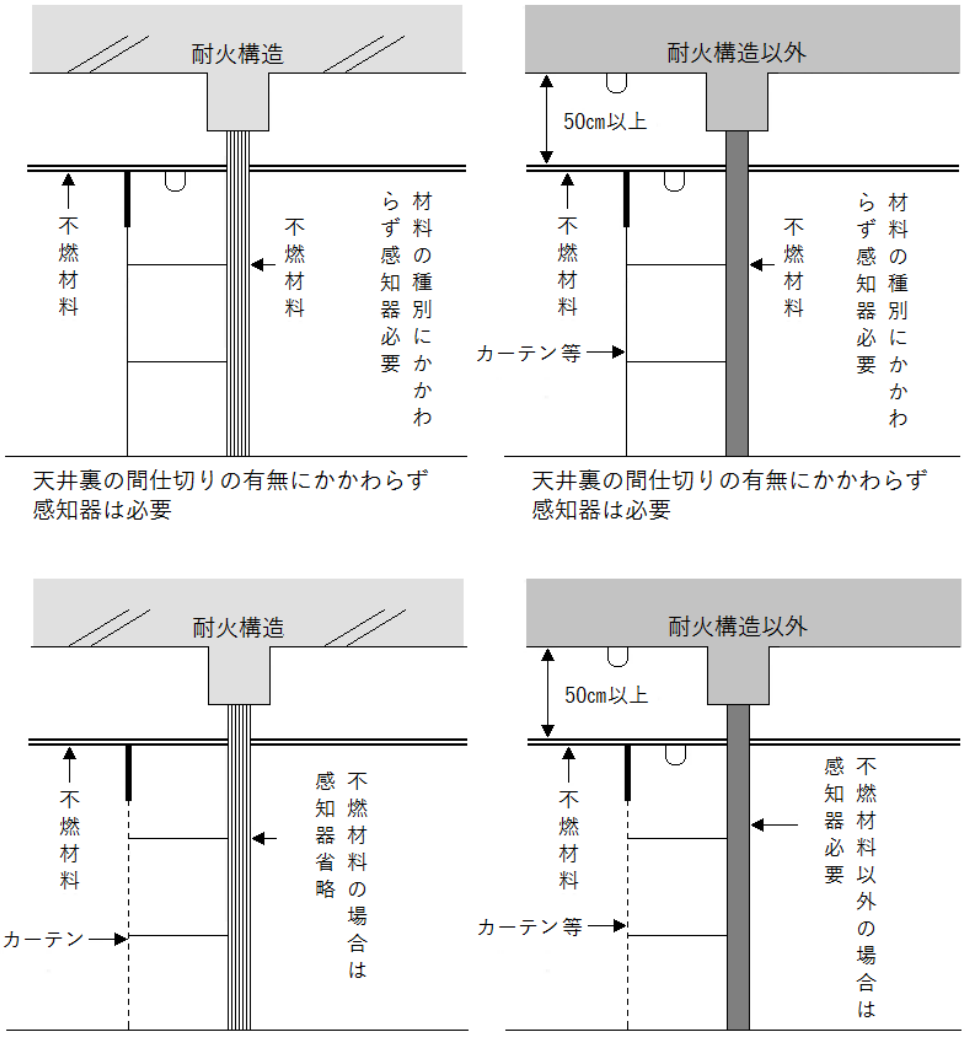

注１　壁の構造は，隣室と境界となる壁側も含むものであること。
注２　不燃材料とは，建基法第２条第９号に定める材料をいう。

第11－16図

オ　火災の感知を妨げる障害物がないこと。

カ　スポット型の感知器は、一の感知区域で極端に偏在しないように設けること。ただし、天井高さ４m未満の水平面に取り付ける場合で、取付面のどの部分からも第11－４表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第11－４表

感知器種別 ＼ 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
	１種	２種	特種	１種	２種
耐　火	９m	８m	８m	７m	４m
非耐火	６m	６m	６m	５m	４m

⑷　感知器設置の留意事項　◆

規則第23条第６項第３号の廊下、便所その他これらに類する場所に関しては、次のことに留意すること。

ア　学校の廊下については、可燃性の物品の存置等が想定されるため、煙感知器を設置すること。

イ　不特定多数の者が利用する特定防火対象物内の便所は、放火対策として感知器を設置すること。

ウ　主として自力避難が困難な者の利用に供する施設（病院や福祉施設等）の便所（共用部分にあるものに限る。）は、火災の早期覚知、早期避難が必要であるため、感知器を設置すること。

ただし、スプリンクラーヘッドが設置されているものは設置を要しない。

エ　ＳＫ（掃除用流し）は、掃除用具やトイレットペーパー等の可燃物品が存置される場合は、前イ及びウの便所と同様に取り扱うこと。

⑸　感知器の設置を要しない場所

規則第23条第４項第１号イからハまでによるほか、次によること。ただし、前⑷に配慮すること。

ア　規則第23条第４項第１号ロに規定する、「上屋その他外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもの」は、直接外気に常時開放されている部分から概ね５m未満の範囲の部分とし、開放部分については、本節 第４ スプリンクラー設備 ２．⑸．イを準用する。

ただし、当該場所であっても、感知器による感知が必要であると認められる場所にあっては、炎感知器を設置する等の配慮を行うこと。

イ　機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所。

ウ　温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所。

エ　便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。

オ　特定主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、かつ、可燃性の物品の集積及び可燃性の装飾材料の使用がない洗濯場等の用に供する場所。

カ　開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室その他これに類する場所。

キ　恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設置され、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられるもの。

ク　建基法第２条第９号の３イ又はロのいずれかに該当する準耐火建築物（主要構造部が可燃であるものを除く。）の天井裏等で不燃材料の床、壁及び天井（下地を含む。）で区画されている部分。

ケ　パイプシャフト等で水平断面積が１㎡以下のもの。

コ　押入れ又は物置で次のいずれかに該当するもの。

⑺　床面積１㎡以下のものであること。

⑴　その上部の天井裏に感知器を設けてあること。

サ　踏込み、床間、押入のない天袋又は３㎡以下の広縁。

シ　開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分。

ス　プールの上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分。

セ　規則第23条第５項第２号の規定により、煙感知器の設置が必要とされる廊下及び通路でその長さが10m以下のもの。

ソ　金属等の溶融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により有効に感知できない部分。

タ　不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）。

⑺　浄水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分。

⑴　サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分。

⑵　不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納せず、又は取り扱わない部分。

⑹　機器

ア　検定品であること。

イ　じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

ウ　1,000㎡以上の共同住宅（共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている防火対象物を除く。）については、点検時を考慮して、自動試験機能等対応型感知器とし、遠隔試験機能を付すこと。　◆

⑺　設置方法

ア　感知器共通

換気口等の付近については（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

⑺　換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること(第11－17図参照)。

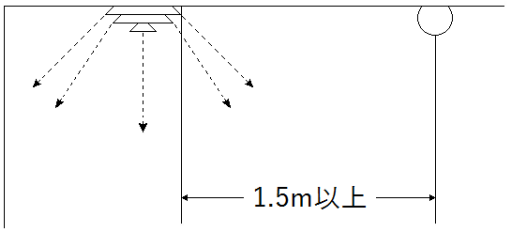

第11－17図

⑷　換気口等の空気吹き出し口が、天井面から１ｍ以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出口しから1.5m以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹き出し口が天井面から１ｍ以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる（第11－18図参照）。

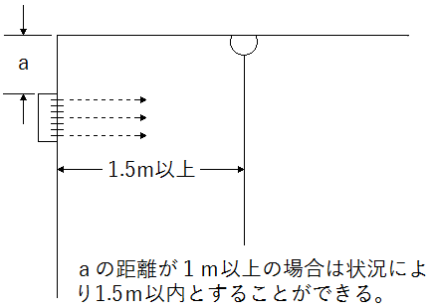

第11－18図

イ　熱感知器

⑺　前⑴．イにより廊下、通路等（幅員３ｍ未満のものに限る。）に、熱感知器を設置する場合は次によること。

ａ　廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建築構造と感知器種別に応じ第11－５表に示す歩行距離以内ごとに１個以上の感知器を設置するものであること（第11－19図参照）。

第11－５表

感知器種別 / 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		熱アナログ式スポット型
	１種	２種	特種	１種	
耐火	15m	13m	13m	10m	13m
非耐火	10m	８ｍ	８ｍ	６ｍ	８ｍ

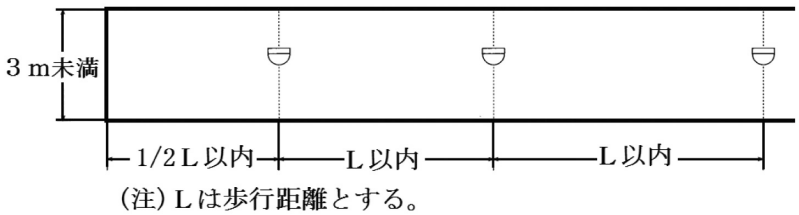

（注）Ｌは歩行距離とする。

第11－19図

ウ　差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付面の

高い場所等）に設けるものにあっては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

エ　差動式分布型（空気管式）感知器

⑺　空気管を設置する場所で、メッセンジャーワイヤを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

⑴　３／10以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあっては３ｍ（特定主要構造部を耐火構造とした建築物。それ以外にあっては２ｍ。）、下方にあっては９ｍ（特定主要構造部を耐火構造とした建築物。それ以外にあっては８ｍ）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は６ｍ（特定主要構造部を耐火構造とした建築物。それ以外にあっては５ｍ）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である（第11－20図参照）。

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対象となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。

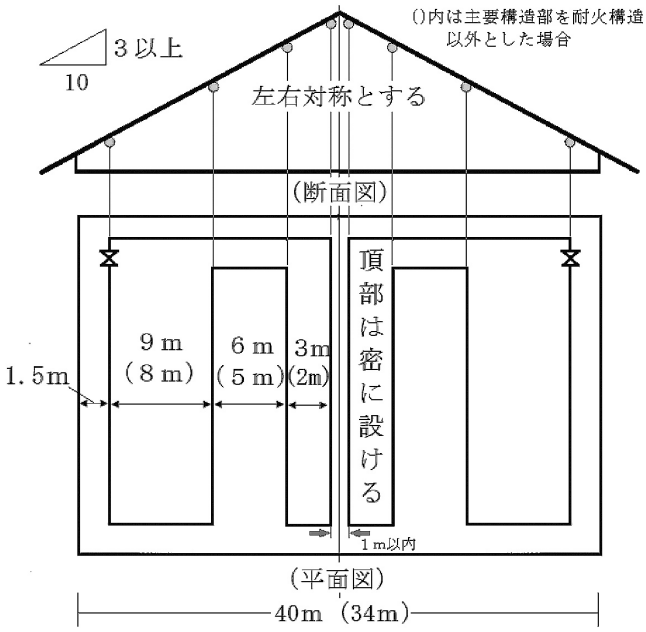

第11－20図

⑵　相対する感熱部の相互間隔は、特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあっては９ｍ以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあっては６ｍ以下となるように設けること。ただし、第11－21図から第11－25図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。

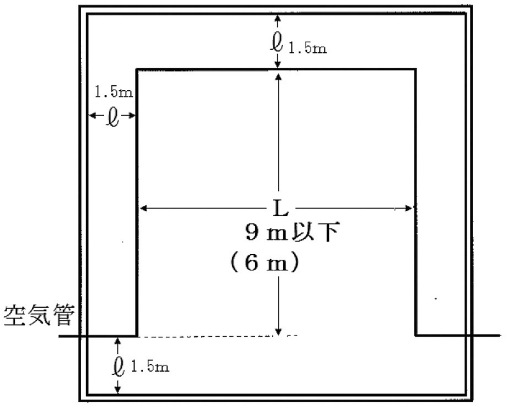

第11－21図　一辺省略の例

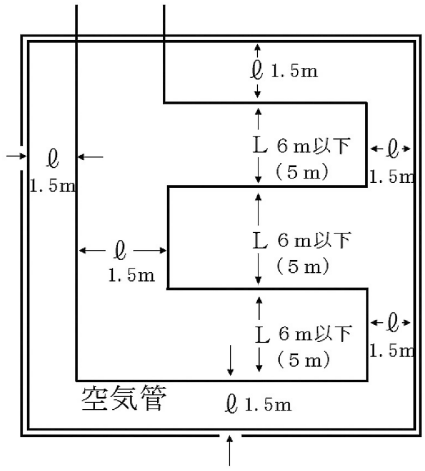

第11－22図　一辺省略の例

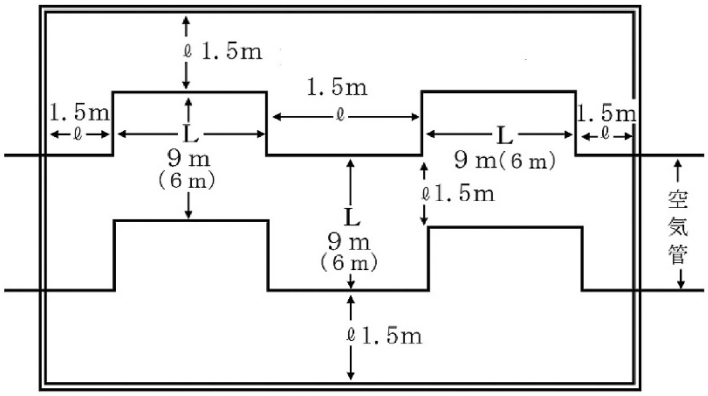

第11－23図　一辺省略の例

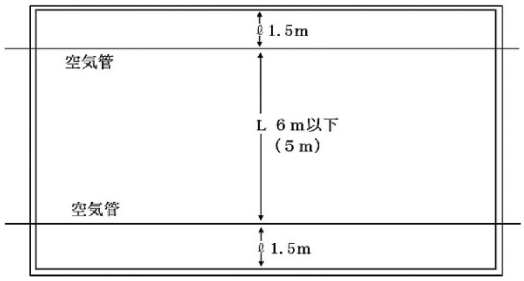

第11－24図　二辺省略の例

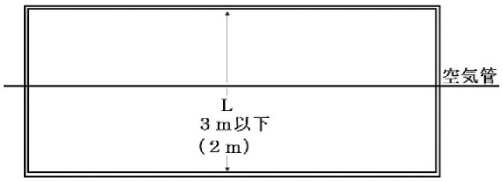

第11－25図　二辺省略の例

(ｴ)　空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が20ｍに満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。

(ｵ)　深さ0.3ｍ以上0.6ｍ未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合、はり間隔２ｍ以下の区画にあっては区画ごとに長辺に平行して１本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔1.5ｍ以下の区画にあっては１区画おきに設けることができる。

(ｶ)　天井面が0.6ｍ以上段違いとなっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行きが３ｍ以上の場合は、別の感知区域とすること。

(ｷ)　検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、その相互間隔を1.5ｍ以内とすること。

(ｸ)　一の検出部に接続する空気管の長さは100ｍ以下とすること。この場合、検出部に接続するリ

ード用空気管も長さに含まれるものであること。

(ｹ)　空気管は、ステープル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。

(ｺ)　壁体等の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

(ｻ)　空気管は、途中で分岐しないこと。

(ｼ)　テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

(ｽ)　検出部は、床面からの高さが1.8m未満の位置◆、かつ、容易に点検等が行える位置に設けること。

オ　差動式分布型（熱電対式）感知器

(ｱ)　熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。

(ｲ)　熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに４個以上とすること。

(ｳ)　接続電線は、ステープル等により確実に止められていること。この場合、熱電対部にはステープル等がかからないようにすること(第11-26図参照)。

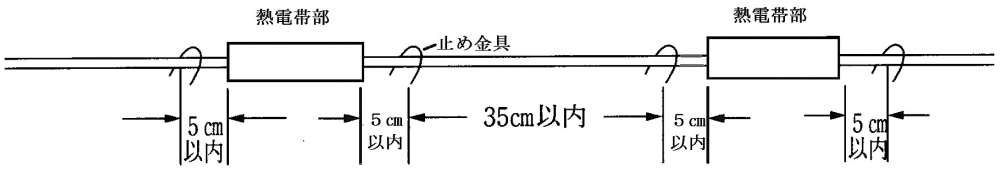

第11－26図

(ｴ)　壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

カ　差動式分布型（熱半導体式）感知器

(ｱ)　感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第11－６表で定める基準により設けること。

第11－６表

感知器の種別 ＼ 取付面の高さ		感知器の種別	
		１種	２種
８ｍ未満	耐火建築物	65㎡	36㎡
	その他の建築物	40㎡	23㎡
８ｍ以上15ｍ未満	耐火建築物	50㎡	○
	その他の建築物	30㎡	○

○印の部分は８ｍ未満の数値を準用する。

(ｲ)　感熱部と接続電線との最大合成抵抗は一の検出部につき指定値以下とすること。

キ　定温式スポット型感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式２種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式２種の感知器を設けることができるものであること。

ク　定温式感知線型感知器

⑺　感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

⑴　１室に１個以上の端子板を設けること。

⑼　感知線は、ステープル等により確実に止められていること。

ケ　煙感知器（スポット型）

⑺　廊下及び通路に設ける場合は、第11－27図に示すように、感知器相互間の歩行距離が30m以下（３種にあっては、20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離が概ね５m以下となるような勾配の傾斜路は、第11－28図を例として通路等に準じて設けること。

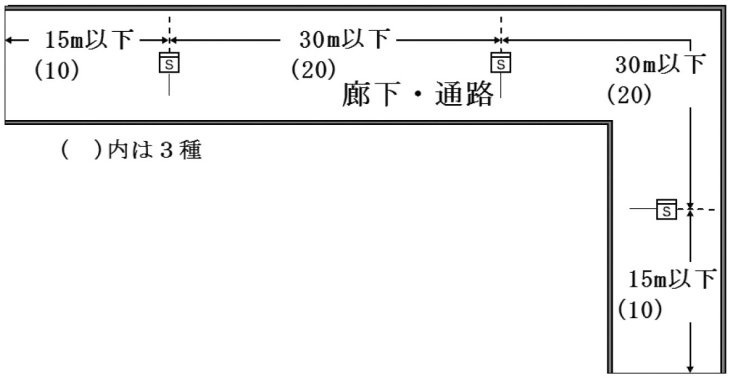

第11－27図

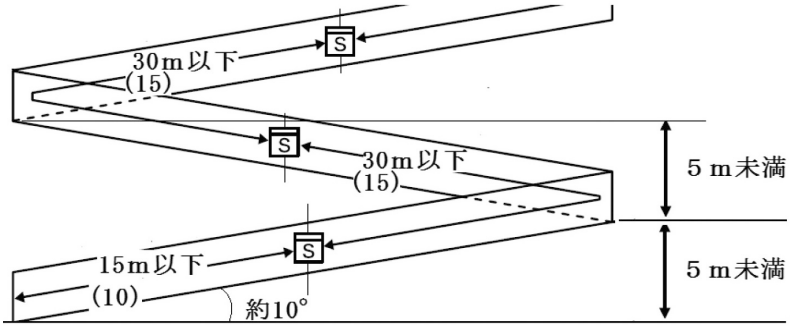

（　）内は３種

第11－28図

⑴　風速が５m／s以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。　◆

⑼　エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき１個以上設けること。

⑽　エレベーター昇降路又はパイプシャフト等（水平断面積１㎡を超えるものに限る。）は、最上部に２種以上の感度の感知器を１個以上設けること。この場合、規則第23条第４項第７号ハの取り付け高さが困難な場合は、取り付け高さを下げることができる。

ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。なお、容易に点検できない場合は、遠隔試験機能付きのものとすること（感知器の交換はエレベーターの昇降路以外から行えること）。

⑷　低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（概ね40㎡未満）に設ける場合は、出入口付近に設けること。

なお、当該居室において規則第23条第４項第７号ニによる設置が困難な場合は、政令第32条を適用し、前⑺．ア．感知器共通を優先し設置することができる。

⑷　維持管理について著しく人命危険を伴う場合には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する熱感知器を設置すること。

コ　煙感知器（光電式分離型）

⑺　外光等の影響を受けないように設けること。

⑴　光軸が外れないように措置すること。

⑼　隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるよう措置すること。　◆

⑵　感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持･管理、点検のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平離隔距離を１m以内とすること。

⑷　設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること。

サ　多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。

シ　炎感知器

⑺　設置要領

規則第23条第４項第７号の４に定めるほか、次により設置すること。

a　室内に設けるものにあっては屋内型を、屋外に設けるものにあっては屋外型を設置すること。

ただし、軒下、上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。

b　壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下、この第11において「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること（第11－29図及び第11－30図参照）。

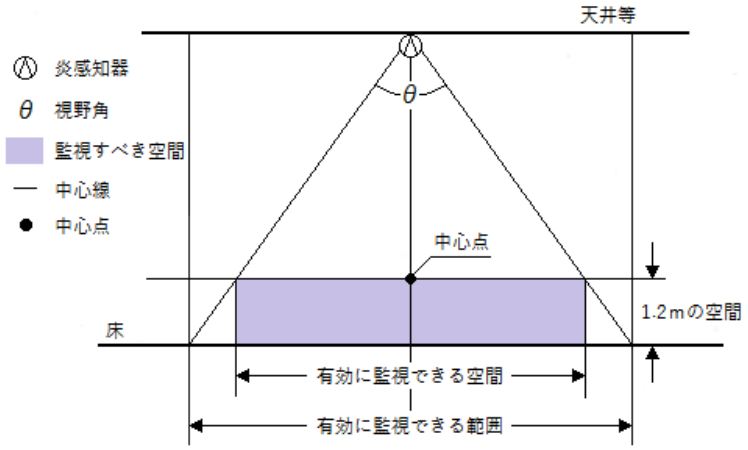

第11－29図

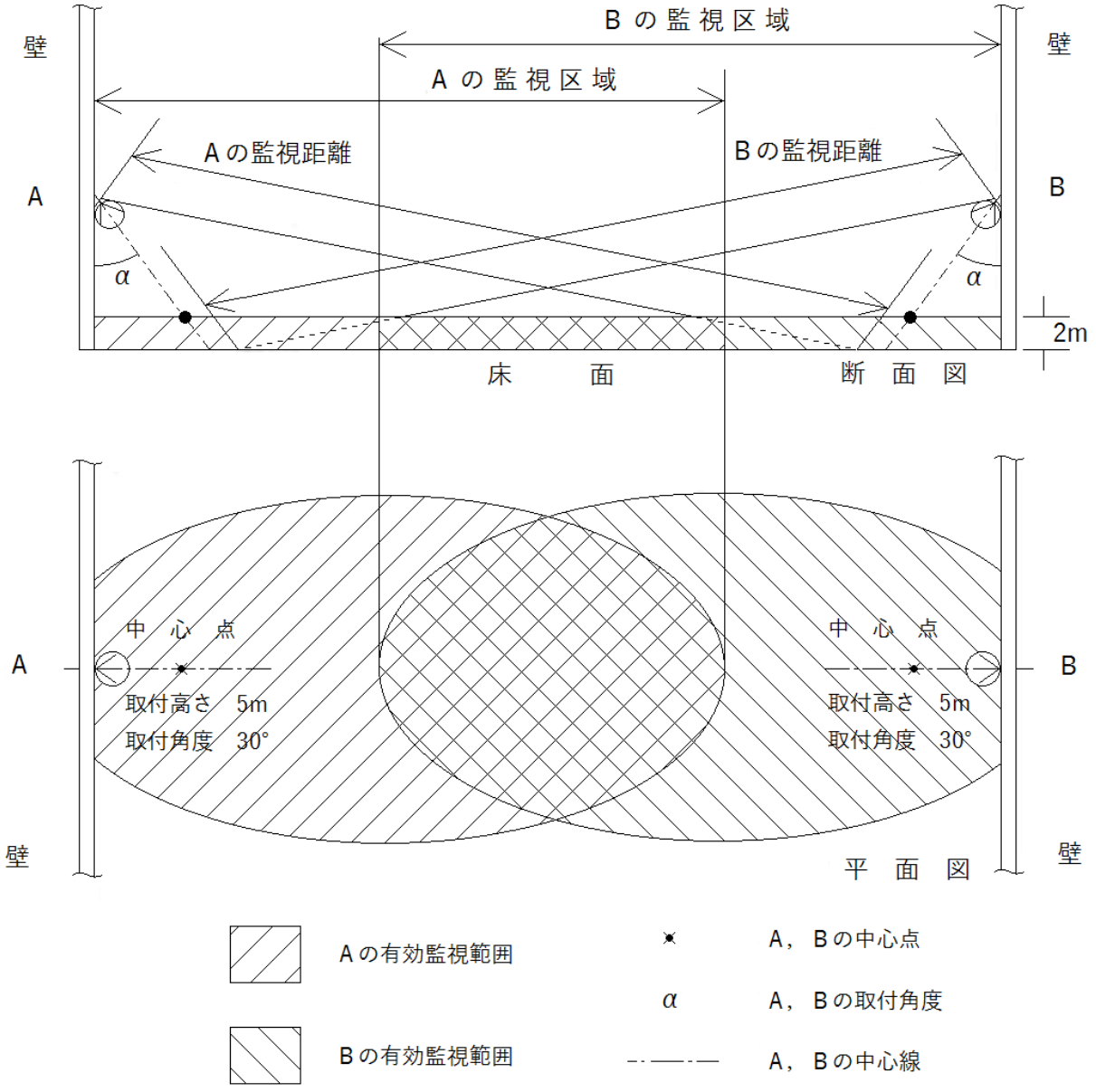

第11－30図

c　監視空間内に1.2mを超える障害物等がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること(第11－31図及び第11－32図参照)。

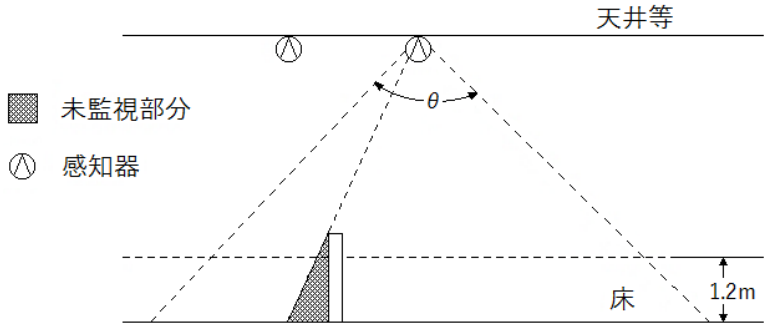

第11－31図

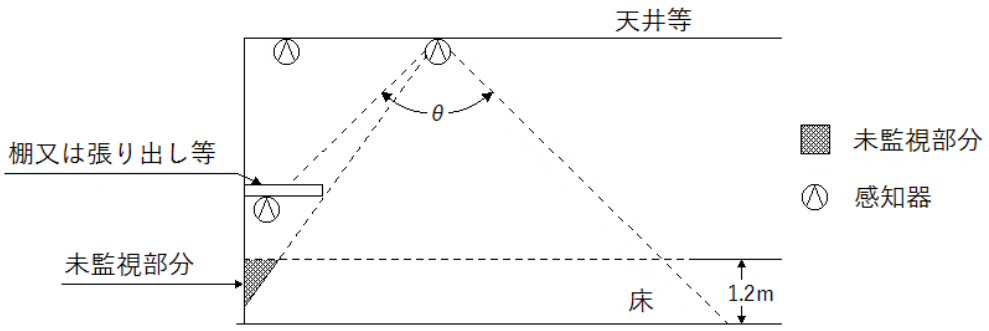

第11－32図

d　ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離の概ね１／２以上となるように設置すること。

◆

※　設置例

第11－33図のような壁面取付の場合、感知器の直近の監視空間までの距離は感知器の真下となる。このとき感知器の真下は感知器の正面から30°となり公称監視距離は第11－34図及び第11－７表より18mとなる。

公称監視距離の２分の１は９mとなり、概ね９m以上、18m以下の位置に設置する必要がある。

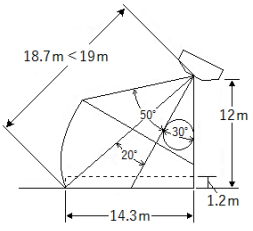

第11－33図

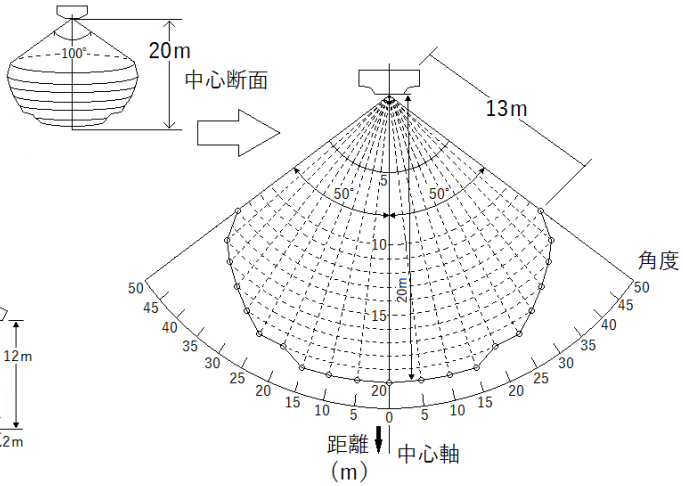

第11－34図　感知器の監視範囲

第11－７表　監視距離

感知器中心軸からの視野角(度)	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45
公称監視距離(m)	20	20	20	20	19	19	18	17	16	15

⑷　道路の用に供する部分に設ける場合は、次によること。

a　感知器は道路型を設けること。

b　感知器は道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）から高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けること（第11－35図及び第11－36図）。

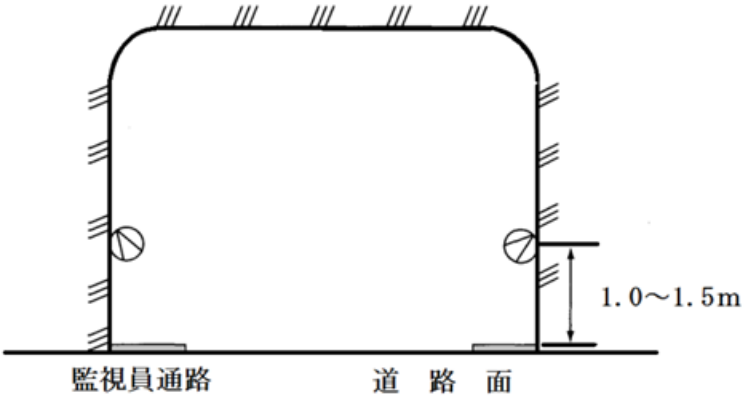

第11－35図

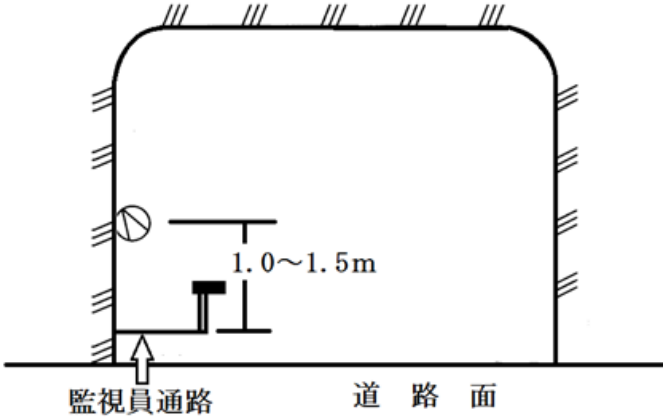

第11－36図

(ｶ)　規則第23条第４項第１号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。

a　紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

(a)　ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所

(b)　屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所

(c)　火花を発生する機器等が設置されている場所

b　赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所

(ｴ)　規則第23条第５項第５号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、政令第32条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。

(ｵ)　障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が、規則第23条第４項第１号ロに掲げる部分の場合、感知器の設置を省略することができる。

ス　アナログ式感知器

前キ及びクによるほか、次によること。

⑺　熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取り扱うものであること。

⑴　イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適応する種別の感知器を設置させること。

４　中継器

中継器は、次に適合すること。

⑴　常用電源

ア　交流電源

⑺　受信機から電源の供給を受ける中継器

前２．⑴．ア．⑺から⑼を準用すること。

⑴　受信機から電源の供給を受けない中継器

前２．⑴．アを準用するほか、次によること。

ａ　中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

ｂ　予備電源の良否を試験する機能を有すること。

イ　蓄電池設備

前２．⑴．イを準用すること。

⑵　非常電源

前２．⑵を準用すること。

⑶　設置場所

ア　天井、壁及び床が準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設けられていること。ただし、金属製ボックス又は難燃性ボックスに納める等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

イ　振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

⑷　機器

検定品であること。

５　蓄積機能（蓄積式受信機　蓄積式中継器）

⑴　感知器との接続

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

ア　感知器を接続する場合にあっては、当該感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続される感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあっては、その合計の最大時間をいう。以下、この第11において同じ。）が60秒を超えないこと。

イ　煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間が20秒を超えないこと。

⑵　適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

⑶　蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

⑷　蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性のボックスで覆うこと。

6　発信機

発信機は、規則第24条第８号の２によるほか、次に適合すること。

⑴　設置場所

ア　各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるように設けること。

イ　廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

ウ　発信機の押ボタンの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下とすること。

⑵　設置方法

ア　次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。

⑺　腐食性ガス等の発生するおそれのある場所。

⑴　可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所。

⑼　開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）。

イ　屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

⑶　機器

ア　検定品であること。

イ　巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

ウ　原則として受信機に適応するものを設けること。

⑷　表示灯

ア　発信機の上方に表示灯を設けること。

イ　表示灯は、常時点灯とし、赤色であること。この場合、その取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯していることが明確に判別できるものとし、その形状は、第11－８表（平面型のものを除く）に示す範囲にすること。

第11－８表

名称＼外形寸法(mm)	D_1	D_2	D_3	d_1	d_2
表　示　灯	50～65	40以下	20以下	90～100	65以上

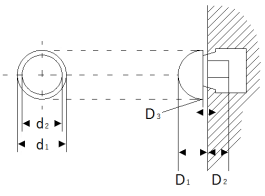

７　音響装置

音響装置は、次に適合すること。

⑴　設置位置

ア　音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。

イ　外傷を受けるおそれがある場所には設けないこと。

⑵　設置方法

ア　各階ごとに、その階の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること。

イ　ベルの鳴動により、設備に振動を与えないよう設けること。

ウ　受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設けること。　◆

エ　地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあっては60dB）以上の音圧が確保できるよう配意すること。　◆

なお、事前に関係者の資料により騒音が把握できる場所にあっては、地区音響装置の音圧がその騒音より概ね６dB以上強くなるよう確保するように配慮すること。また、共同住宅にあっては、住戸の遮音性が高く、警報音の聞こえにくい住戸等が生じるおそれがあるため、廊下型共同住宅等にあっては、廊下の各部分から一の地区音響装置までの水平距離を25m以下とし、かつ、バルコニー側にも廊下側と同様にバルコニー側の各部分から一の地区音響装置までの水平距離を25m以下とし、さらに廊下側の地区音響装置と千鳥配置になるよう設置する。　◆

⑶　政令別表第１⑵項ニに掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室その他これに類する施設の部分については、当該サービスの提供中にあっても、次の方法により警報音が聞き取れるように措置すること。

ア　スピーカーを個室ごとに設ける等、必要な音圧が確保されるようにスピーカーを増設すること。

イ　カットリレーで警報音以外の音響を停止すること。

ウ　個室の密閉性が高く遮音性の高いヘッドホン等が用いられている場合にあっては、ヘッドホンからの音声等を遮断する等、火災の報知に支障がないものとすること。

⑷　機器

ア　地区音響装置の基準（平成９年消防庁告示第９号）に適合すること。

イ　音色は他の機器の騒音、警報音等と明らかに区別できること。

ウ　じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

⑸　鳴動方法

地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き、原則として全館一斉鳴動とすること。

ア　規則第24条第５号ハ及び同条第５号の２ロに規定する防火対象物にあっては、第11－９表に示す鳴動方式とすること。

第11－９表

n　F					
3　F	○				
2　F	◎	○			
1　F		◎	○	△	△
B１F		○	◎	○	○
B２F		○	○	◎	○
B３F		○	○	○	◎

GL

（注）
◎印は出火階を示す。
○印は同時鳴動階を示す。
△印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。　◆

この場合、階段に設けた感知器が火災を感知した場合は、原則として、連動して地区音響装置を鳴動させずに、火災を確認した後に必要な階の地区音響装置を鳴動させる方法とすることができる。　◆

イ　大規模な建築物の報知区域は、次によることができる。この場合の地区音響装置の鳴動は、隣接する他の報知区域と同一に鳴動できるものであること（第11－37図参照）。　◆

⑺　一の防火対象物が地階、人工地盤等で接続された建築物群にあっては、各棟の管理区分ごとで、かつ、防火区画等の部分ごとに一報知区域とすることができる。

⑴　一の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに一報知区域とすることができる。この場合、一報知区域の面積は、努めて1,200㎡以上とすること。

なお、地階部分の各報知区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。

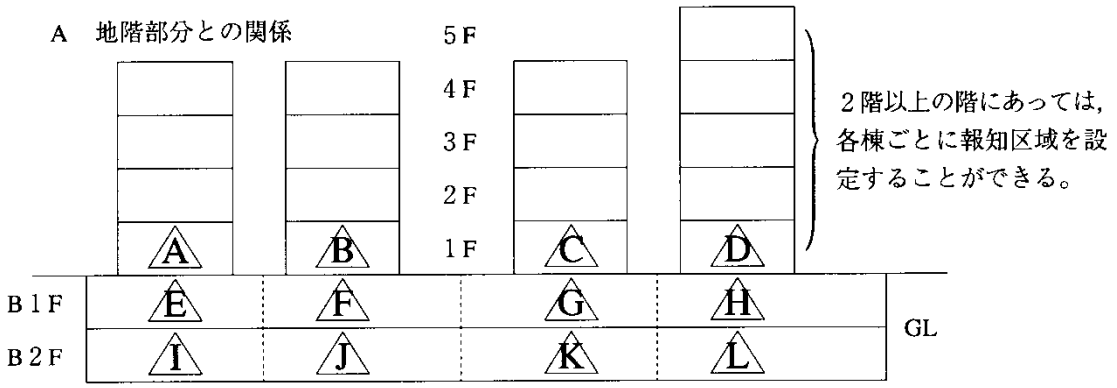

（注）　△は報知区域番号を示す。

出火階（区画）	同一鳴動区域
A	A．E．I
B	B．F．J
C	C．G．K
D	D．H．L
E又はI	A．E．F．I．J
F又はJ	B．E．F．G．I．J．K
G又はK	C．F．G．H．J．K．L
H又はL	D．G．H．K．L

第11－37図　大規模な建築物の鳴動区域の設定例

ウ　前ア、イによる鳴動方式であっても、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、防火対象物の全館に自動的に警報を発すること。なお一定の時間については、次によること。

⑺　スプリンクラー設備が全館に設置されている場合は、５分から10分。

⑴　スプリンクラー設備が設置されていない場合は、５分から８分。

エ　５階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上の特定防火対象物については、音声による警報とすること。　◆

オ　規則第25条の２の基準に基づき放送設備を設置した場合、地区音響装置を省略することができる。ただし、地区音響装置を省略する場合、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させること。

８　付属品

付属品には、次のものを備えておくこと。

⑴　予備電球

⑵　予備ヒューズ

⑶　取扱説明書

⑷　受信機回路図

⑸　予備品交換に必要な特殊な工具

９　配線及び工事方法

⑴　電線

使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものは除く。）は、工事の種別に応じ、第11－10表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有すること。

⑵　配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア　屋内配線

屋内配線工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、ステープル留め工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

⑺　金属管工事

a　金属管内には、電線の接続点を設けないこと。

b　金属管は、JIS C 8305（電線管「鋼製」）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあっては、1.2㎜以上、その他にあっては、１㎜以上であること。

ただし、継手のない長さ４ｍ以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5㎜以上とすることができる。

c　金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

d　金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の６倍以上とすること。

e　管路は、できる限り屈曲を少なくし、１箇所のたわみ角度は90度以下とすること。

f　屈曲部（直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。）が３箇所を超える場合又は金属管のわたり長さ30ｍ以上の場合は、電線の接続が容易に行えるような場所に、プルボックス又はジョイントボックスを設けること。

なお、ボックス内には、水が浸入しないように措置を講ずること。

g　金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分に行うこと。

h　メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分に絶縁させること。

第11－10表

A欄	B欄		C欄
屋内配線に使用する電線あ	ビニルコード	JIS C 3306	断面積　0.75㎟以上
	600Vビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　1.0㎜以上
	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V EE/F）（600V EEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
	600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V CE/F）（600V CEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE/F）	JIS C 3612	導体直径　1.0㎜以上
	600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM IC/F）	JCS 3417	導体直径　1.0㎜以上
屋側又は屋外配線に使用する電線あ	600Vビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　1.0㎜以上
	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V EE/F）（600V EEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
	600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V CE/F）（600V CEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE/F）	JIS C 3612	導体直径　1.0㎜以上
	600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM IC/F）	JCS 3417	導体直径　1.0㎜以上
架空配線に使用する電線あ	600Vビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　2.0㎜以上の硬銅線※
	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	JIS C 3340	導体直径　2.0㎜以上
	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V EE/F）（600V EEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
	600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V CE/F）（600V CEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
地中配線に使用する電線あ	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V EE/F）（600V EEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
	600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（600V CE/F）（600V CEF/F）	JIS C 3605	導体直径　1.0㎜以上
使用電圧60V以下の配線に使用する電線※※	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル（一般用　AE、ME-AE）	JCS 4396	導体直径　0.5㎜以上
	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル（屋内専用　AEオクナイ、ME-AEオクナイ）	JCS 4396	導体直径　0.5㎜以上
	警報用フラットケーブル（AFC）	JCS 4504	導体直径　0.5㎜以上

備考　※は、径間が10m以下の場合は、導体直径2.0㎜以上の軟銅線とすることができる。

※※は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体の直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

（注）JCS：日本電線工業会規格

⑷　合成樹脂管工事

a　合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。

b　合成樹脂管は、JIS C 8430（硬質ビニル管）に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。

c　合成樹脂管相互及びボックスの接続は、樹脂管のさし込み深さを管の外形の1.2倍（接着剤を使用する場合は0.8倍)以上とし、堅ろうに行うこと。

d　管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管のボックスの接続点又は管相互の接続点の支持間の距離は、0.3m以下とすること。

e　温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講ずること。

f　重量物による圧力、著しい機械的衝撃をうけるおそれのある場所等にあっては、適当な防護措置を講ずること。

g　壁体等を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。

h　その他、前アの金属管工事に準じて行うこと。

⑸　ケーブル工事

a　ケーブルを造営材の面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を２m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないよう取り付けること。

b　ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないよう設けること。

c　重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場所等にあっては、適当な防護措置を講ずること。

d　壁体等を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。

⑹　金属ダクト工事

a　金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。

b　金属ダクトに収める電線の断面積(絶縁被覆を含む。)の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。

c　金属ダクト内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

d　金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係わる工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。

e　金属ダクトは、幅が５㎝を超え、かつ、厚さ1.2㎜以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。

f　金属ダクトの支持点間の距離は、３m以下とすること。

g　金属ダクトには、さび止め等の防食措置を講ずること。

⑺　ステープルどめ工事

a　点検できない隠ぺい場所又は周囲温度が60℃以上となる場合には、用いないこと。

b　外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。

c　ステープルの支持点間距離は、0.6m以下とすること。

d　壁体等を貫通させる部分は、がい管等により防護措置を講ずること。

e　立上がり又は引下がり部分には木製線ぴ、金属線ぴ等により防護措置を講じること。

⑷　可とう電線管工事

a　可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。

b　可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

c　重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所は、適当な防護措置を講じること。

d　可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。

e　可とう電線管の支持点間の距離は、１m以下とし、サドルなどで支持すること。

イ　地中配線

⑺　地中配線工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式又は直接埋設式によること。

⑴　管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項

a　地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸水しにくい構造とすること。

b　地中箱の底部には水抜きを設けること。

c　火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合はこの限りでない。

⑼　直接式による場合の埋設深さは、車両その他重量物の圧力を受けるおそれのある場所には1.2m以上、その他の場所にあっては0.6m以上とすること。

ウ　架空配線

⑺　支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。

⑴　木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の１／６以上とし、かつ、埋設深さは、0.3m以上とすること。

⑼　支線及び支柱

a　支線は、その素線の直径が3.2㎜以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は３条以上のより合せしたものを使用すること。

b　支線と支持物は、堅固に取り付けること。

⑽　火災報知設備の架空電線（以下、この第11において「架空電線」という。）と他の架空電力線等が接近又は交差する場合は、次によること（第11－11表参照）。

a　架空電線と他の架空線路の支持物との距離は、低圧架空線路にあっては、0.3m以上、高圧架空線路にあっては、0.6m（電線がケーブルの場合は0.3m以上）であること。

b　架空電線と建築物等との距離は、0.3m以上であること。

c　架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。

第11-11表

架空電線別 ＼ 他の架空電線別		電線別	離隔距離
低圧架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸線	0.6m 以上
		600Ｖ絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.3 〃
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸線	※0.3 〃
		600Ｖ絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.15 〃
低圧空電架線	裸線	裸線	(垂直距離) 6
		裸線	※1 〃
高圧架空電線	高圧絶縁電線	裸線	0.8 〃
	高圧ケーブル	裸線	6 〃
	裸線	裸線（垂直距離）	6 〃
		裸線	※1.2 〃
		裸線（水平距離）	1.2 〃

※印は、誘導障害がない場合にのみ。

d　架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線の上方に設ける場合にあっては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

e　架空電線の高さは、次によること。

(a)　道路を横断する場合は、地表上６ｍ以上とすること。

(b)　鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。

(c)　前(a)及び(b)以外の場合は、地表上５ｍ以上とすること。ただし、道路以外の箇所に設ける場合は、地表上４ｍ以上とすることができる。

f　架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と共架する場合は、次に適合すること。

(a)　架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。

(b)　架空電線と、他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあっては、0.7m以上、高圧架空線にあっては、1.5m以上とすること。

(c)　架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。

g　その他架空電線については、次によること。

(a)　ちょう架用線は、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは、第11－12表によること。

第11－12表

ケーブルの種類	ちょう架用の太さ（㎟）
ケーブル　0.65㎜　10PC以下	断面積　22
〃　0.65㎜　20PC以下	〃　30
〃　0.65㎜　50PC以下	〃　45
〃　0.65㎜　100PC以下	〃　55

注　PC:線の対数

⑹　架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤ等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないよう設けること。

⑹　架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。

⑹　架空電線の架空部分の長さの合計が50ｍを超える場合は、第11－38図に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空電線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、設置された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。

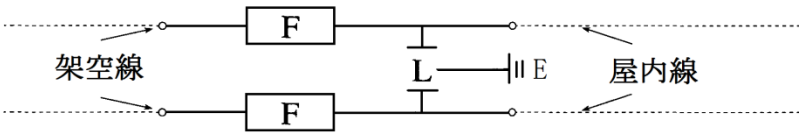

F:定格電流７Ａ以下の自動遮断器

L:交流500Ｖ以下で作動する避雷器

E:第３種接地工事

第11－38図

エ　屋外配線

⑺　金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取り付ける場合、その支持点間の距離は、２ｍ以下とすること。

⑴　メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

オ　接地

⑺　接地線は、導体直径1.6㎜以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。

⑴　接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

⑶　アナログ式感知器から受信機までの配線

アナログ式感知器から受信機までの配線については、規則第24条第１項第１号ホの規定により規則第12条第１項第５号に準じることとされ、一定の耐熱性を有する電線を使用するものであるが、既存の自動火災報知設備を更新してアナログ式を導入する場合、次の要件を満たす場合に限り、既設の感知器回路の配線を使用しても差し支えないものとする。

ただし、アナログ式感知器から受信機までの配線は、機会を捉えてできる限り耐熱性を有する電線に引き換えること。

ア　既設の警戒区域ごとの個別配線とすること。

イ　幹線（受信機から中継器までの配線）は、新たに配線を行うこと。

ウ　配線の断線、短絡が、警戒区域ごとに自動検出できること。

10　無線式自動火災報知設備に関する基準

規則第24条第１の２号に規定する、火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合（以下、この第11において「無線式自動火災報知設備」という。）は、同号イ及びロ並びに規則第24条の２第６号によるほか、次によること。

⑴　無線式自動火災報知設備の設置にあたり、構成する感知器、中継器、地区音響装置及び発信機（以下、この第11において「無線式感知器等」という。）又は受信機ごとに、従来どおりの自動火災報知設備の設置基準に従って設置し、その上で、確実に信号を発信又は受信できる位置を選定して設置すること。

⑵　自動火災報知設備の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところであるが、受信機において無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった旨を確認することができる場合は一次電池を電源とすることができる。

この場合において、一次電池を電源とする無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該無線式感知器等を交換するか、又は、電池を交換すること。

⑶　無線式感知器等は、空中線（アンテナ）を有し、アンテナの向きにより電波状態が変化するため、特に容易に手が触れる位置に無線式感知器等が存する場合にあっては、適正に維持管理することが必要となること。

⑷　無線式地区音響装置にあっては登録認定機関が行う認定品を使用すること。　◆

⑸　前⑴から⑷までによるほか、無線式自動火災報知設備にあっては、平成21年３月23日付消防庁予防課長通知消防予第119号「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について」第１、別紙及び別添１によること。

11　共同住宅用自動火災報知設備の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、40号省令及び「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第18号）に基づくもののほか、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持すること。なお、この11の基準における用語については、40号省令において使用する用語の例によること。

⑴　エレベーターシャフト（昇降路）内に音声警報装置を設置すること。　◆

ただし、エレベーターシャフト内への音声警報装置の設置に代えて、エレベーターの籠内又は各階エレベーターの昇降路部分から水平距離８ｍ以内に、音声警報装置が設置されている場合は、この限りではない。

⑵　共同住宅用自動火災報知設備の火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所（出火住戸番号）、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容とすること。

なお、「火災の発生した場所（出火住戸番号）」については、火災が発生した場所を容易に特定できるもの（廊下又は階段（階段室型共同住宅に限る。）から全住戸の戸外表示器を見とおすことができる場合）又は全ての住戸等が開放廊下に直接面している場合は「この近所」として差し支えない。

⑶　住棟受信機が設けられた管理人室については、当該住棟受信機により火災が発生した場所及び火災である旨の情報を容易に確認できる場合、音響警報装置の設置を省略して差し支えない。

⑷　留意事項

高齢者又は自力避難が困難な者の住居する可能性のある特定共同住宅等については、火災の感知から避難までの相当の時間が相当かかることが予想されるため、階数・規模等を問わず、共同住宅用自動火災報知設備を設置すること。　◆

12　特定小規模施設用自動火災報知設備の基準

⑴　設置対象

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下、この第11において「特定小規模施設省令」という。）規定する特定小規模施設用自動火災報知設備は、同省令第２条第１号に掲げる防火対象物又はその部分に設置することができる。

⑵　設置基準

特定小規模施設省令及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下、この第11において「特定小規模自火報告示」という。）によるほか、次によるものとする。

ア　警戒区域

⑺　警戒区域は、政令第21条第２項第１号及び第２号の規定の例によることとし、次によること。

ａ　２の階にわたる特定小規模施設については、階段等を含めた全体を一の警戒区域（一辺50ｍ以下に限る。）とすることができる。

ｂ　警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の２の階にわたる場合又は規則第23条第５項第１号及び第３号の規定により煙感知器を設ける場合は、警戒区域が２の階にわたることができる。

⑴　特定小規模施設用自動火災報知設備の全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付とした場合は、警戒区域を２以上とすることができる。

⑼　火災の発生した警戒区域を特定できる連動型警報機能付感知器の火災警報は、次のように、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであり、火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感知した階又は階段とすることで足りるものであること。

日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。

例：「ピー、ピー、ピー。３階で火事です。Fire、Fire.」



第11－37図　警戒区域が２以上かつ延べ面積が 300 ㎡未満（３階建ての(6)項ロ）の場合

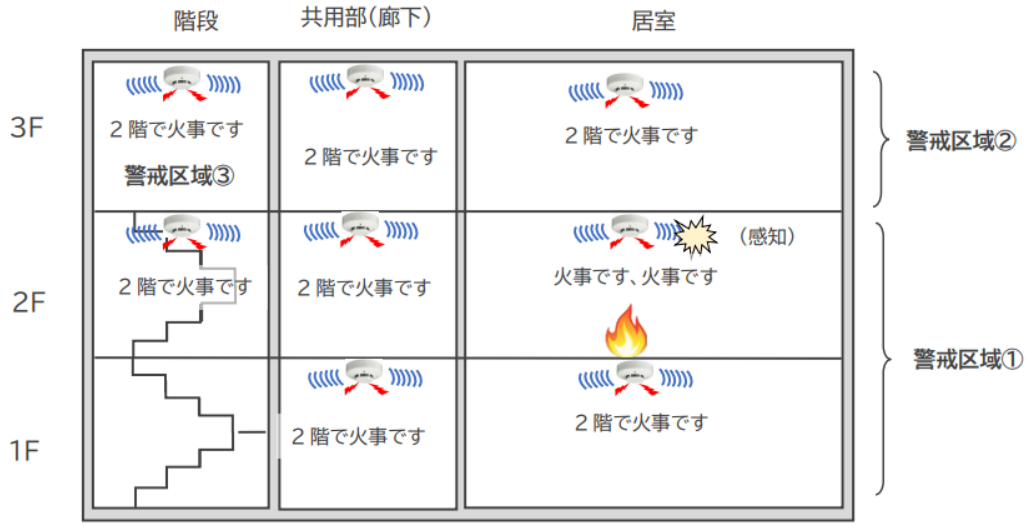

第11－38図　令第21条第１項第７号に定める防火対象物（(6)項ロ）の場合

(ｴ)　非常ベル又は自動式サイレンの代替として特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合は、努めて警戒区域が２以上とならないようにすること。

イ　感知器

感知器は、特定小規模施設省令第３条第２項第３により次のａからｃまでに掲げる場所の天井（天井がない場合は屋根）又は壁（ａに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。以下この12において同じ。）の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること（天井裏には設置を要しない。）。

ａ　建基法第２条第４号に規定する居室及び床面積が２㎡以上の収納室

ｂ　倉庫、機械室その他これらに類する室

ｃ　階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）。

(a)　特定小規模施設省令第２条第１号イ及びハに掲げる防火対象物又はその部分のうち、(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

(b)　(16)項イに掲げる防火対象物（(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が50㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が500㎡未満のもの

(c)　規則第23条第４項第７号に規定する特定１階段等防火対象物

(d)　警戒区域が２以上の防火対象物

ウ　感知器設置方法

規則第23条第４項各号（第１号ハ、第４号から第５号まで、第７号ニ、第７号の２、第７号の３、第７号の５まで、第７号の６及び第９号を除く。）及び同条第５項から第７項まで、第24条第７号並びに第24条の２第２号の規定の例によるほか、次により設けること。

(ｱ)　差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井（天井のない場合は、屋根）又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a　壁又ははりから0.4m以上離れた天井の室内に面する部分

b　天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の室内に面する部分

(ｲ)　煙感知器は、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a　壁又ははりから0.6m以上離れた天井の室に面する部分

b　天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の室内に面する部分

(ｳ)　熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付面から0.4m（煙感知器を設ける場合は0.6m）以上突出した梁等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付面の高さに応じて、規則第23条第４項第３号ロ及び第７号ホの表で定める床面積のうち、最も大きい床面積につき１個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a　壁又ははりから0.6m以上離れた天井の室内に面する部分

b　天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置になる壁の室内に面する部分

(ｴ)　感知器は、スポット型又は炎感知器とすること。

(ｵ)　定温式スポット型感知器を壁面に設置する場合は、有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、公称作動温度が65度以下で特種のものとすること。

◆

(ｶ)　感知器の設置に関する種別等の選択については、前３．(1)によること。ただし、特定小規模施設のうち政令別表第１(6)項ロに掲げる防火対象物又はその部分に存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、本節　第11　自動火災報知設備別紙１．環境状態と適応感知器１表．備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとする。

エ　受信機

規則第24条第２号（ハ及びチを除く。）及び第24条の２第１号の規定の例によるほか、規則第12条第１項第８号に規定する防災センター等に設けること。ただし、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を設けないことができる。

オ　地区音響装置及び発信機

受信機を設ける場合は、規則第24条の規定の例により設けること。

カ　配線

配線は、特定小規模自火報告示第２第３号で規則第24条第１号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、受信機において断線等が確認できる場合のほか、受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものであること。

なお、従来どおり送り配線の方式としても差支えない。

⑶　留意事項等

ア　政令第21条に基づき設置される自動火災報知設備と特定小規模施設用自動火災報知設備の技術上の基準に関する主な相違点は次のとおり。

⑺　受信機は、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和56年総務省令第17号。以下、この第11において「感知器等規格省令」という。）第２条第19号の６に規定する連動型警報機能付感知器（以下、この第11において「連動型感知器」という。）であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。

なお、受信機を設けない場合は、地区音響装置及び発信機も設置することを要しない。

⑴　電源は、電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとし、当該電力を用いない場合にあっては、電池を用いるものとすること。ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。

⑺　非常電源は、受信機を設けない場合において、電池を非常電源とすることができる。なお、使用する電池容量等は特定小規模自火報告示によること。

イ　届出及び工事

⑺　すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、受信機、中継器を設置しない場合は法第17条の14の規定によらないこととなるが、無線通信確保のため中継器を設置するケースが考えられる。中継器を設ける特小自火報の工事及び整備については、第４類の甲種消防設備士の資格を有する者が行うことが必要であること。

⑴　工事の際は、設置場所において、電波の受信状況をよく確認し、建物利用状況から設置後に電波障害となるおそれがないように、例えば10m未満の廊下部分にも感知器を設置しておき電波を低減させない措置を考慮することが望ましい。

ウ　その他留意事項

連動型感知器と住宅用防災警報器とは、異なるものであること。

また、規則第23条第４項第７号の６．イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、政令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。

▌延べ面積が 300 ㎡未満の(16)項イの防火対象物の場合

■ ･･･ 特小自火報の設置義務がある部分　　□ ･･･ 特小自火報の設置義務がない部分

例１　特定小規模施設が異なる用途の場合

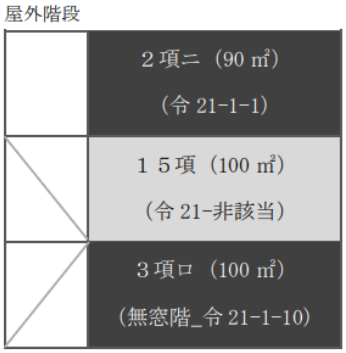

例２　特定小規模施設が同一用途の場合

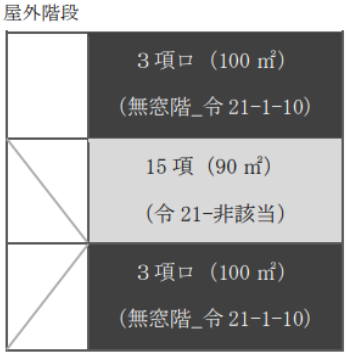

例３　平屋の場合

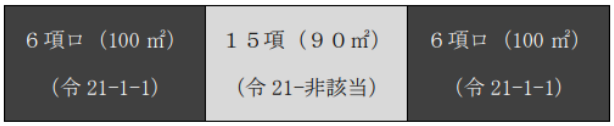

※より効率的・効果的に火災警報を伝達するためには、設置義務のない用途やその部分にも連動できる感知器を設置することが望ましい。

13　自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

本節　第12　消防機関へ通報する火災報知設備　７を参照のこと。

14　文化財建造物に対する運用

⑴　文化財建造物が次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し、自動火災報知設備の設置を要しない。

ア　政令別表第１(17)項の防火対象物（以下、この第11において「建造物」という。）を収容した建築物の特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因のないもの。

イ　外部の気流が流通し、火災の発生を感知器により有効に感知できない開放式構造のもの。

ウ　一間社、茶室等延べ面積が７㎡以下の小規模な建造物であり、当該建造物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の際延焼のおそれが少ないと認められるもの。

エ　建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認められるもの。

⑵　感知器の設置については、次により政令第32条を適用し、一部設置を緩和して差し支えないものであること。

ア　電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設置しないことができる。

イ　三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。

ウ　一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動分布型感知器の空気管の一の感知区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができる。

⑶　常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない建造物は地区音響装置を要しない。

⑷　新たに政令別表第１⑰項に指定された建造物については、その指定されたときから２年以内に自動火災報知設備を設置すればよいものであること。

15　複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱い（平成15年３月31日付け消予査第294号抜粋）

⑴　政令第21条第１項第３号に掲げる防火対象物のうち、政令別表第１⑯項イに掲げる防火対象物で、次のア及びイに掲げる条件に該当する場合にあっては、既存、新築の別を問わず、政令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする（新築で一般住宅、共同住宅等の就寝施設の用途に供される部分を有する場合を除く。）。

ア　防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。

イ　特定用途部分が、次のア及びイに掲げる条件のすべてに適合すること。

⑺　特定用途部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。

⑴　特定用途部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。

⑵　政令第21条第１項第７号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分のすべてが次のアからウに掲げる条件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、政令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする（新築で一般住宅、共同住宅等の就寝施設の用途に供される部分を有する場合を除く。）。

ア　居室（建基法第２条第４号に規定するものをいう。）以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの。

イ　実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第１に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下、この第11において「41号通知」という。）１．⑵により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として扱われているもの。

ウ　一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知２．⑵により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

⑶　上記⑴及び⑵に該当しない既存の防火対象物（政令改正（平成14年政令第274号）により自動火災報知設備の設置が必要となった防火対象物に限る。）で、上階等に共同住宅又は一般住宅が存する防火対象物のうち、次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し、特定用途部分には自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置を要するが、共同住宅の用途に供する部分については設置をしないことができるものとする。

ただし、自動火災報知設備を設置しないことができる場合、住宅防火の推進を図るため、一般住宅及び共同住宅の寝室、台所等に住宅用火災警報器等を、また共同住宅の共用部分等に音響装置（ベル）の設置をするものとする。

ア　過去に共同住宅に関する基準の特例が適用（自動火災報知設備の設置の有無に係わらない。）されているもの。

イ　特定主要構造部が耐火構造のもの又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロに該当する場合で次のいずれかに該当するもの。

⑺　廊下が開放型（中廊下式以外のもので、直接外気に開放等され煙の充満する恐れのないもの。）のもの

⑴　１以上の屋外階段（消防庁告示第７号階段を含む。）があるもの

⑶　条例第49条の４に規定する共同住宅等で、自動火災報知設備等を設置したもの

16　小規模特定用途複合防火対象物に対する運用

⑴　延べ面積1000㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物

規則第23条第４項第１号へに掲げる部分にも感知器、地区音響装置及び発信機を設けること。

⑵　延べ面積1000㎡未満の小規模特定用途複合防火対象物◆

用途変更等により、当該防火対象物が小規模特定用途複合防火対象物に該当しなくなった場合、建物全体に及ぶ改修工事が必要になり、防火対象物関係者に多大な負担が生じる恐れがあることから、規則第23条第４項第１号に掲げる部分にも感知器、地区音響装置及び発信機を設けること。

17　光警報装置の設置に係るガイドライン　◆

防火対象物の利用者に火災の発生を伝える手段として、光により火災の発生を伝える警報装置（以下、「光警報装置」という。）を使用する場合は、総務省消防庁の定める「光警報装置の設置に係るガイドライン」を参考とすること。

別紙１　環境状態と適応感知器　１

設置場所			適応感知器										備考
	環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		スポット型熱アナログ式	炎感知器	
			１種	２種	１種	２種	１種	２種	特種	１種			
規則第二十三条第四項第一号ニ（イ）から（ト）までに掲げる場所及び同号ホ（ハ）に掲げる場所	じんあい、微紛等が多量に滞留する場所	ごみ集積場、荷捌場、塗装室、紡績、製材、石材等の加工場、荷造場、梱包場、仕切場、仕分場、製粉場、製綿場、精米場、リネン室、じんかい室、集じん室、石炭庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	１　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微紛等が侵入しない措置を講じたものであること。 ２　差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 ３　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 ４　紡績、製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室、抄紙工場、サイダー・ビール・牛乳・ジュース工場の洗浄又は充てん場等、その他これらに類する場所	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	１　差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り設置すること。 ２　差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 ３　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスの発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	１　差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 ２　補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 ３　定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
	厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、仕込場、溶接作業所、ゴミ焼却室、霊安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、鍛造場、圧延場、映写室、スタジオ、サウナ室、熱交換室、証明室、貯湯そう室、その他これらに類する室	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習場所、艇庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫・ダムウエータ・事務室・休憩室及び控え室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	１　固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 ２　厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 ３　前２の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺、鮮魚加工室、ポンプ室、水そう室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	１　差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 ２　補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューポラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

注１　○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
２　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付面付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
３　差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の１種は感度が良いため、非火災報の発生については２種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
４　差動式分布型３種及び定温式２種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
５　規則第23条第５項第６号の規程による地階、無窓階及び11階以上で、規則第23条第４項第１号ニ(イ)及び(ホ)に掲げる部分は、政令第32条を適用して規則第23条第６項第１号に規程する高感度の熱感知器を設けることができること。
６　多信号感知器にあっては、その種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。

別紙２　環境状態と適応感知器　２

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動スポット型	差動分布型	補償スポット型	定温式	熱アナログスポット型	イオン化スポット型	光電スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電分離型	光電アナログ分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客席、集会場、遊戯場、喫煙所、更衣室、小規模な事務所（40㎡未満）、ロッカー室、談話室、面会室、衣裳室、その他これらに類する場所	○	○	○				○※		○※	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿舎、就寝施設のある管理人室・用務員室・休憩室及び警備室、病室、保健室、その他これらに類する場所						○※	○※	○※	○※	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所						○※	○※	○※	○※	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティー、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽堂の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車輌の待合室、その他これらに類する場所		○					○※		○※	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書庫、その他これらに類する場所							○		○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取付高さが８ｍ以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所		○					○		○	○	○	○	

注１　○印は当該設置場所に適応することを示す。

２　○※印は、当該場所に感知器を設ける場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

３　設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

４　差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該回路に蓄積機能を有しないもの）の１種は感度が良いため、非火災報の発生についてが２種に比べて不利な条件であることに留意すること。

５　差動式分布型３種及び定温式２種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。

６　光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場所で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。

７　大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型感知器２種を、天井高さ20m未満の場合は光電式分離型１種を設置するものであること。

８　多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。

９　発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

第12　消防機関へ通報する火災報知設備

1　用語の定義

⑴　火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。

なお、政令第23条第３項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」に携帯電話及び119番通報が行えない一部の固定電話は含まれない。

⑵　遠隔起動装置とは、火災通報装置本体が設けられた場所以外の場所に設けられる火災通報装置の手動起動装置をいう。

⑶　端末機器とは、電話回線に接続して用いる機器をいう。

⑷　アナログ端末機器とは、端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。

⑸　デジタル端末機器とは、端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。

⑹　ＴＡ（ターミナルアダプター）とは、アナログ端子機器をデジタル加入回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型ＴＡ以外のＴＡをいう。

⑺　火災通報装置対応ＴＡとは、ＴＡのうち、火災通報装置が発する信号をＩＳＤＮ回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。

⑻　火災通報優先接続型ＴＡとは、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。

⑼　ＤＳＵ（デジタルサービスユニット）とは、ＩＳＤＮ回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、ＩＳＤＮ回線の終端に接続するものをいう。

⑽　火災通報装置対応ＴＡ等とは、火災通報装置対応ＴＡとＤＳＵを接続したもの（ＤＳＵ内蔵型の火災通報装置対応ＴＡを含む。）をいう。

⑾　火災通報優先接続型ＴＡ等とは、火災通報優先接続型ＴＡとＤＳＵを接続したもの（ＤＳＵ内蔵型の火災通報優先接続型ＴＡを含む。）をいう。

⑿　回線終端装置等とは、回線終端装置その他のＩＰ電話回線を使用するために必要な装置をいう。

⒀　アナログ端末機器用端子とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

⒁　デジタル端末機器用端子とは、ＵＳＢ端子、シリアル端子、Ｓ／Ｔ端子等デジタル端末機器及びＴＡを接続するための端子をいう。

⒂　直接通報とは、規則第25条第３項第４号に規定する自動火災報知設備の感知器の作動と連動して火災通報装置を起動させることをいう。

2　火災通報装置

火災通報装置の基準（平成８年消防庁告示第１号。以下、この第12において「告示１号基準」という。）によるほか、次により設置すること。

⑴　常用電源

ア　火災通報装置の機種に応じた電源を確保すること。

なお、常用コンセントを電源とする場合は、コンセント部分に「火災通報装置用」である旨を明示し、供給が中断されない措置を講じること。

イ　火災通報装置及び他の消防用設備等に障害をおよぼすおそれがない措置がなされている場合に限り、他の消防用設備等の電源と共用することができる（第12－１図参照）。

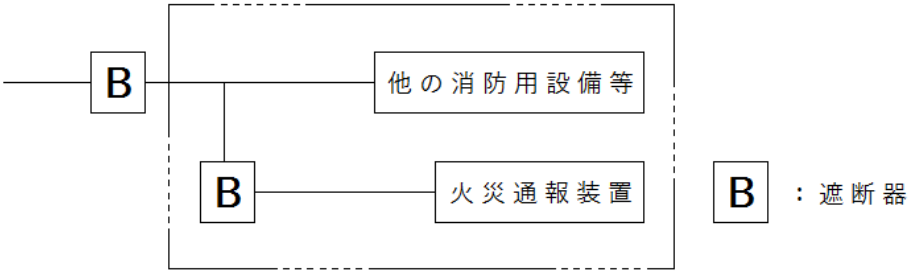

第12－１図　他の消防用設備等と火災通報装置との共用の例

ウ　ＴＡ又は回線終端装置等には、予備電源を備えること。なお、当該予備電源は、密閉型蓄電池とし、密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼用することができる。

⑵　告示１号基準に適合したものであること。

なお、認定品を使用すること。　◆

⑶　設置場所

ア　防災センター等に設置すること。

イ　前アの部分が複数ある場合には、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。

ウ　火災通報装置を電話回線に接続するためのＴＡ又は回線終端装置等は、当該火災通報装置と同室に設けること。◆

エ　ＴＡ又は回線終端装置等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に附すこと。◆

オ　火災通報装置を設置した場所には、５「３建物情報メッセージ」で使用する代表電話番号を受けることが出来る電話を設けること。

⑷　接続方法

ア　火災通報装置と電話回線の接続は、容易に取り外すことができないような措置を講じること。◆

イ　ＩＳＤＮ回線への火災通報装置の接続

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応ＴＡ等を介してＩＳＤＮ回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に附しておくこと。

⑺　火災通報優先接続型ＴＡを介して接続する場合（第12－２図参照）

ａ　火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。

ｂ　火災通報優先接続型ＴＡ等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はＴＡの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通

報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はＴＡを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps（64kb／秒）以下とすること。

⑷　火災通報優先接続型ＴＡ以外のＴＡを用いた場合（第12－３図参照）

a　火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。

b　ＩＳＤＮ回線における一の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに１個のみ接続すること。

c　デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

d　デジタル端末機器用端子には、他のＴＡを接続しないこと。

⑸　機　能

ア　火災通報優先接続型ＴＡに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

イ　火災通報優先接続型ＴＡは火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。

ウ　火災通報装置対応ＴＡの機能等は、火災通報装置の音声信号を正確にＩＳＤＮ回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。

エ　火災通報装置対応ＴＡの機能等は、消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。

オ　火災通報装置対応ＴＡの機能等は、常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。

⑹　ＩＰ電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいい、消防機関において通報者の位置情報を取得できないものは除く。）を使用する場合は、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるもの及び予備電源が設けられた回線終端装置等を介すること。

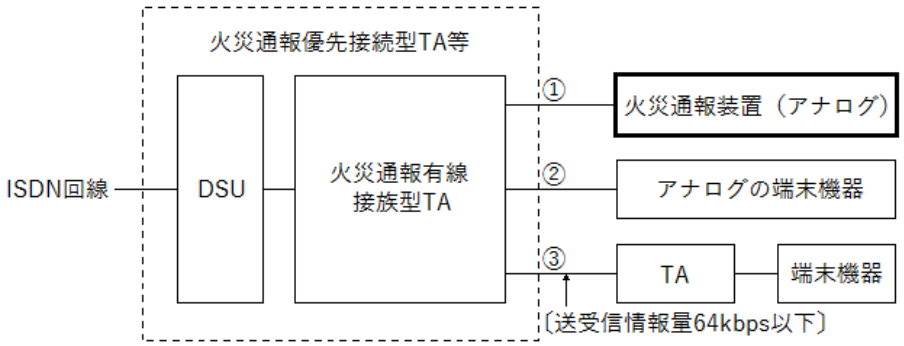

第12－２図

※１　火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。

※２　火災通報優先接線型ＴＡ等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はＴＡの送受信情報量を

128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はＴＡを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

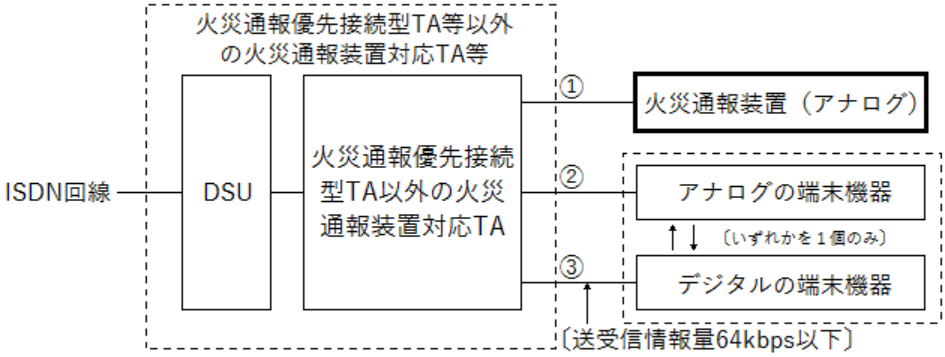

第12－３図

※１　火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。

※２　火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに１個のみ接続すること。

※３　デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

※４　③（デジタルの端末機器用端子）には、他のＴＡを接続しないこと。

３　遠隔起動装置

⑴　遠隔起動装置の設置できる個数は個々の火災通報装置の性能によるもので、増設電源装置を設けること等により、火災通報装置の機能を保全すること。

⑵　専用電話機のない遠隔起動装置を設置する場合には、火災通報装置の本体を設置する場所に消防機関からの通話ができる体制を整えること。

⑶　遠隔起動装置から火災通報装置の間の配線については、耐火配線又は耐熱配線を用いること。

４　設置を要しない防火対象物

⑴　政令第23条第１項ただし書きによるもの

ア　消防機関から著しく離れた場所

神戸市内において当該場所は存しないものとする。

イ　その他総務省令で定める場所

次の㈠又は㈡に掲げる防火対象物の区分に応じ、㈠又は㈡定める場所

㈠　政令別表第１⑹項イ⑴及び⑵、⑯項イ、（16の２）項並びに（16の３）項に掲げる防火対象物（同表⑯項イ、（16の２）項及び（16の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表⑹項イ⑴又は⑵に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、消防機関と政令別表第１⑹項イに掲げる防火対象物等が同一の建築物内に存するもの。

㈡　前㈠に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、消防機関からの歩行距離（消防署、消防署の分署又は消防署若しくは消防署の分署の出張所からの道のりをいう。）が500m以下である場所

⑵　特　例

ア　次に掲げる防火対象物又はその部分については、次のいずれかに該当する防火対象物であって、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されているものについては、政令第23条第３項括弧書きを適用しないことができる。

⑺　政令別表第１⑸項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの（１室２名以下）

⑴　政令別表第１⑹項イ⑷に掲げる防火対象物

⑺　政令別表第１⑹項ハのうち、通所施設であるもの（夜間無人となる施設）

イ　敷地内に複数の防火対象物が存し政令第２条が適用される対象物で、当該敷地内に消防機関に通報する火災報知設備の設置義務がある防火対象物が２以上ある場合、主たる棟の防災センター等に、主たる棟以外の棟（以下、このイにおいて「付属棟」という。）の自動火災報知設備の移報措置が取られ、早期の火災覚知及び通報体制（政令第23条第３項に規定する電話の場合も含む。）が取られている等、敷地内で一体的な防火管理体制が構築されている場合、付属棟の消防機関に通報する火災報知設備の設置を免除することができる。

ウ　政令第23条第１項各号に掲げる防火対象物のうち、政令別表第１⑸項イ並びに⑹項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、以下のいずれかの要件を満たすものについては、政令第32条の規定を適用し、消防機関に通報する火災報知設備の設置を免除することができる。

⑺　防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（ＭＮＯ）のサービスエリア範囲内であること。

⑴　法第17条の３の２に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できること。

５　蓄積音声情報の内容

告示１号基準第３．５の音声情報は、下表のとおりとする。

区分 / 蓄積音声情報	自火報連動起動（直接通報）の場合	手動起動（ワンタッチ通報）の場合
１．通報信号音	“ピンポーン・ピンポーン”	“ピ、ピ、ピ・ピ、ピ、ピ”
２．通報メッセージ	“自動火災報知設備が作動しました”	“火事です、火事です”
３．建物情報メッセージ	⑴　こちらは ⑵　神戸市○○区○○町・通○丁目○番○号 ⑶　防火対象物名（建物名が特定できる名称（フリガナ）） ⑷　防火対象物の代表電話番号 例：こちらは、神戸市中央区加納町６丁目５番１号、神戸市役所（コウベシヤクショ）です。 電話番号は333-0119です。	
４．逆信メッセージ	“逆信してください” 特定火災通報装置（告示１号基準第３．８に規定する「特定火災通報装置」をいう。以下、この第12において同じ。）にあっては“ハンズフリー通話に切り替わります”	

備　　考	⑴　直接通報による通報中に手動起動装置が操作された場合は、直ちに、又は一区切りの直接通報に係る蓄積音声情報の通報が送出した後に、手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出できること。 ⑵　手動起動（ワンタッチ通報）とは、手動起動装置を手動で操作することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始するものをいう。（以下、この第12において同じ。）

６　特定火災通報装置

⑴　政令別表第１⑹項イ⑴から⑶まで及び⑹項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設けることができる。

⑵　特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せずに取る必要はないものであること。

⑶　特定火災通報装置は認定品を使用すること。◆

⑷　特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。

⑸　前５の蓄積音声情報を確実に通報できるものであること。

⑹　特定火災通報装置の通話機能は次によること。

ア　蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わることとする。

イ　蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。

ウ　通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

７　自動火災報知設備との接続（直接通報）

⑴　直接通報としなければならない場合

ア　次に掲げる防火対象物とする。

㈠　政令別表第１⑹項イ⑴及び⑵に掲げる防火対象物

㈡　政令別表第１⑹項ロに掲げる防火対象物

㈢　政令別表第１⑯項イ、(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物（同表◎⑹項イ⑴若しくは⑵又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

イ　直接通報の例外

条例第50条の４の２に基づき適正に設置、維持管理されている防災センターで、かつ、防災設備技能員が常時勤務しているものにあっては、手動起動（ワンタッチ通報）とすることができる。

⑵　接続要領等

ア　直接通報にあっては、連動停止スイッチ箱を介して、次により接続させること。ただし、受信機の移報用端子又は移報用装置に接続する場合で、受信機に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

また、直接通報に係る自動火災報知設備の発信機には、いたずら防止用のカバー（鍵等を用いずに容易に発信機を操作することができるものに限る。）を取り付けることができる。

(ｱ) 連動停止スイッチ箱は、専用のものとすること。ただし、消防用設備等の点検等の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しており、かつ、連動停止スイッチの付近に火災通報装置及びその他の設備等と接続されている旨が表示されているものについては、専用のものとしないこととして差し支えない。

(ｲ) 連動停止スイッチ箱で、連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

(ｳ) 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で、点検が容易な位置に設けること。

(ｴ) 連動停止スイッチ箱を受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあっては、火災通報装置から供給することができる。

なお、当該電源の供給を受信機又は火災通報装置の停電時に出力できる端子等に接続する場合は、自動火災報知設備又は火災通報装置の作動に支障のない容量を有していること。

(ｵ) 連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知装置の機能に支障をきたさないこと。

(ｶ) 受信機から連動停止スイッチ箱までの配線は、第11－10表に示す屋内配線に使用する電線に準じたものとすること。

(ｷ) 受信機に連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子の仕様を確認したうえで接続すること。

(ｸ) 既設の受信機の内部に連動停止スイッチを組み込む場合は、当該自動火災報知設備に精通した甲種の消防設備士が行うこと。

イ 警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備と連動させる場合にあっては、前ア.(ｵ)から(ｷ)までを準用するほか、次によること。

(ｱ) 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。

(ｲ) 移報用装置の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。

なお、当該電源の供給を受信機の停電時に出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有していること。

(ｳ) 即時通報及び警備会社等が設置する遠隔通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。

(3) 接続方法

ア 受信機に移報端子が設けられていて、使用されていない場合（第12－３図参照）

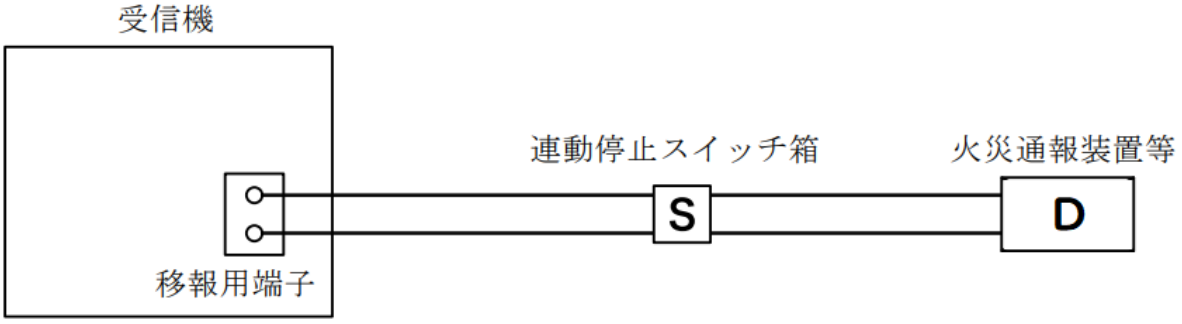

注　移報端子には「火災通報装置等用」である旨表示すること。
　　連動停止スイッチについては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

第12－３図

イ　受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合（第12－４図参照）

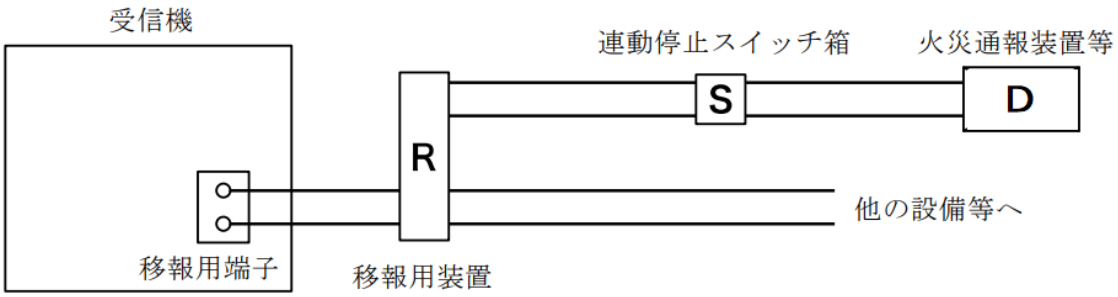

注　１　移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。
　　２　移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第12－４図

ウ　受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合（第12－５図参照）

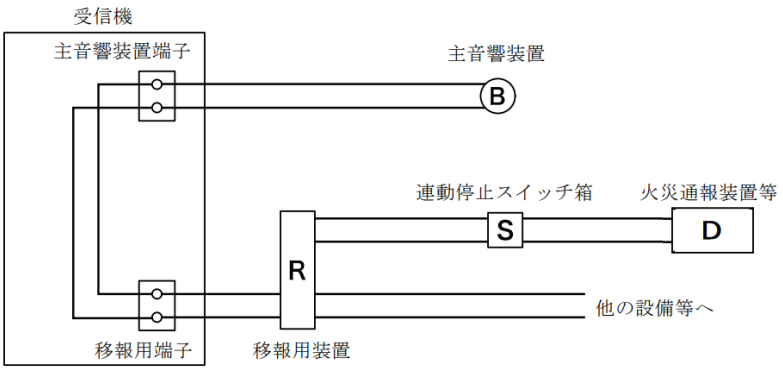

注　１　移報用装置は多回路のものを使用し、すでに接続されていた設備等を接続替えすること。
　　２　移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
　　３　主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

第12－５図

エ　受信機に接続端子が設けられていない場合（第12－６図参照）

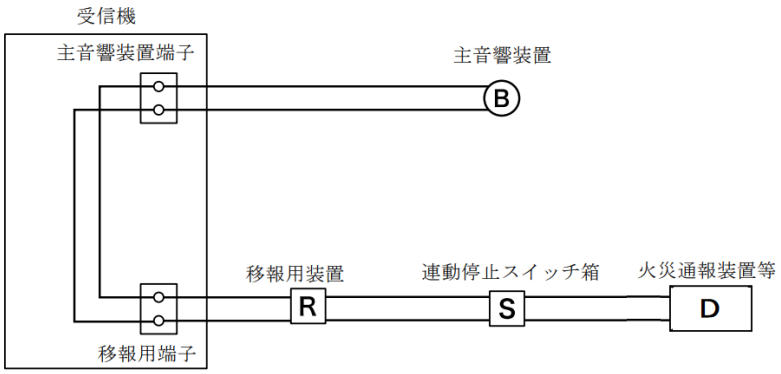

注　1　新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
2　主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
3　接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第12－６図

オ　複合用途防火対象物のうち、政令別表第１(6)項ロに掲げる用途に供する部分が存するものについては、政令別表第１(6)項イ(1)及び(2)並びに(6)項ロの用に供する部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること（政令第８条に基づき区画をされた部分を除く。）。

第13　ガス漏れ火災警報設備

１　用語の定義等

⑴　神戸市内に存する都市ガス事業者は、大阪ガス㈱のみであり、その性状等は第13－１表のとおりである。

第13－１表　ガス事業者と都市ガスの性状

ガス事業者	ガスの区分	発熱量(kcal/Nm³)	比重	供給区域
大阪ガス㈱	13A(天然ガス)	約10,750	0.66	神戸市内全域

⑵　貫通部とは、政令第21条の２第１項に規定される防火対象物又はその部分に燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。

⑶　燃焼器等とは、ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。

⑷　検知区域とは、燃焼機器又は貫通部のある場所で一の検知器が有効にガス漏れ検知することができる区域をいう。

⑸　警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。

⑹　音声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作部、電源及び配線で構成されるものをいう。

⑺　ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

⑻　検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

⑼　可燃性天然ガスとは、温泉の採取に伴い発生するメタン等のガスをいう。

⑽　温泉の採取のための設備とは、温泉法施行省令（昭和23年厚生省令第35号。以下、この第13において「温泉省令」という。）第６条の３第３項第５号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けるものを除く。）をいう（以下、この第13において「温泉採取設備」という。）。

⑾　温泉採取のための設備の周囲とは、温泉採取設備室内に設置してある温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管が設置してある設備群の周囲をいう。

２　受信機

受信機は、次に適合すること。

⑴　常用電源

ア　交流電源

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．アを準用すること。

イ　蓄電池設備

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．イを準用すること。

⑵ 非常電源

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑵を準用すること。

⑶ 設置場所

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑶．アからオまで及びキを準用するほか、受信機は放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること(音声警報装置を省略する場合に限る。)。

⑷ 機器

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑷を準用すること。

⑸ 警戒区域

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑸．ア及びイを準用するほか、次によること。

ア　一の警戒区域は、その面積を600㎡以下で、かつ、１辺の長さを50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。)の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。

イ　前アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き、警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、１辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室を含む。）に２以上の検知区域が分散してある場合には、一の警戒区域として設定することができる。

ウ　警戒区域は、防火対象物の２以上の階にわたらないものとする。

ただし、次による場合はこの限りでない。

⑺ 規則第23条第５項第３号に規定されるもの。

⑴ 検知区域のある２の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が500㎡以下となる場合にあっては、２の階にわたることができる。　◆

３　ガス濃度指示警報装置

ガス濃度指示警報装置とは、警報ユニットと指示計ユニット又はそれらを一体化したもので構成されており、検知器から受信した信号からガス濃度の値（以下、この第13において「ガス濃度指示値」という。）を表示し、ガス濃度指示値が予め設定したガス濃度の値（以下、この第13において「ガス濃度設定値」という。）になったときに警報及び表示を行うものをいい、次の基準に適合すること。

なお、ガス濃度指示警報装置には、一点監視方式と多点監視方式があり、一点監視方式は一の検知器が、多点監視方式は複数の検知器が接続できるものをいう。

⑴ 常用電源

規則第24条の２の３第１項第６号の規定によるほか、次によること。

ア　交流電源

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．アを準用すること。

イ　蓄電池設備

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．イを準用すること。

⑵ 非常電源

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑵を準用すること。

⑶ 設置場所

ア　防災センター等に設けること。

イ　本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑶．アからエを準用すること。

ウ　ガス濃度指示警報装置は、放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること。 ◆

⑷　構造及び機能

ア　一点監視方式又は多点監視方式とすること。

イ　一のガス濃度指示警報装置において、ガス濃度設定値が二段階に設定でき、それぞれのガス濃度設定値に応じて第一警報表示及び第二警報表示が行えるものを設置すること。◆

ウ　第一警報表示におけるガス濃度設定値は、可燃性天然ガスの爆発下限界の0.5％を超え、10％以下の値に設定すること。

エ　第二警報表示におけるガス濃度設定値は、可燃性ガスの爆発下限界の25％以下の値に設定すること。 ◆

オ　ガス濃度が爆発下限界の10％以上及び25％以上の値となった場合に警報を発するものとし、かつ、ガス濃度が爆発下限界の25％以上の値となった場合に、温泉の採取のための動力、温泉の自噴又は火気使用設備等が自動的に停止されること。

カ　一の指示計ユニットには、一の検知器が接続できるものであること。

キ　指示計の値が校正できるものであること。

⑸　警戒区域

ア　警戒区域は、防火対象物の２以上の階にわたらないこと。

イ　指示計ユニットには、警戒区域、名称等を適正に記入すること。 ◆

ウ　一の警戒区域は、その面積を600㎡以下とし、かつ、一辺の長さを50m以下とすること。

エ　警戒区域は、検知区域ごとに設定すること。 ◆

オ　警戒区域一覧図を備え付けること。

４　検知器

検知器（分離型検知器にあっては検知部という。）は、次に適合すること。

⑴　常用電源

ア　交流電源

⑺　受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．ア（㈎を除く。）を準用すること。

⑴　受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．ア（㈐及び㈎を除く。）を準用するほか、次によること。

ａ　定格電圧が150Ｖを超える検知器の金属製外箱は接地工事を施すこと。

ｂ　回路の分岐点から３m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（３Ａ未満の場合は３Ａとする。）以上の電流で作動する過電流遮断機（定格遮断電流20Ａ以下のものであること。）が設けてあること。

イ　蓄電池設備

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑴．イを準用すること。

⑵　非常電源

本節 第11 自動火災報知設備 ２．⑵を準用すること。

⑶　設置方法

ア　共通事項

規則第24条の２の３第１項第１号イ．⑴に規定される水平距離の算定は、次に定める距離によること。

⑺　ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離

⑴　ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離

⑼　貫通部は外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

イ　空気に対する比重が１未満の場合に対する設置方法

⑺　検知器の設置場所

検知器は、規則第24条の２の３第１項第１号イの規定による。

⑴　燃焼器等に係る検知器の設置方法

a　燃焼器等から水平距離が８ｍ以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

b　燃焼器等から水平距離12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離４ｍ以内を除く。）で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前ａにより検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5m以内の場所）に検知器を設けること（第13－１図参照）。　◆

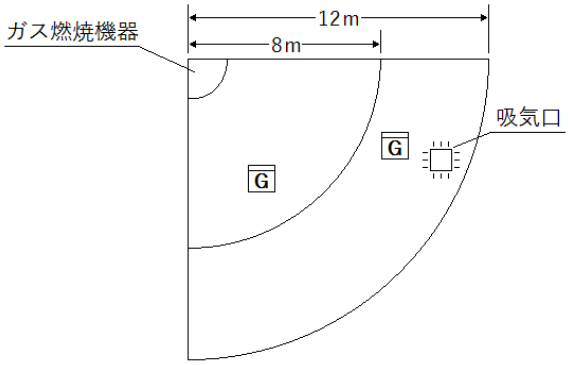

第13－１図

ただし、最も近い吸気口が燃焼口等から水平距離４ｍを越え８ｍ以内にあり、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前ａに設ける検知器を省略することができる（第13－２図参照）。

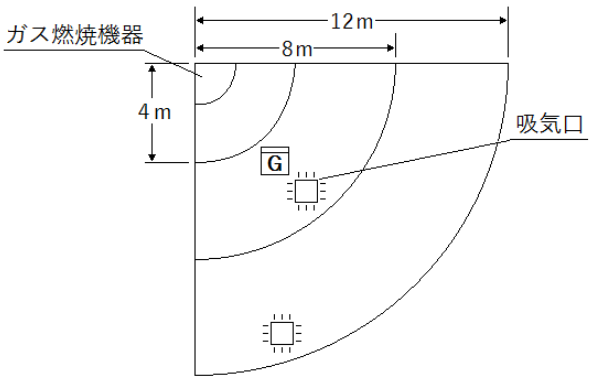

第13－２図

ウ　空気に対する比重が１を超える場合に対する設置方法（参考）

⑺　検知器の設置場所

検知器は、規則第24条の２の３第１項第１号ロの規定による。

⑴　検知器の設置方法

床面に段差がある場合、燃焼器又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること(第13－３図参照)。

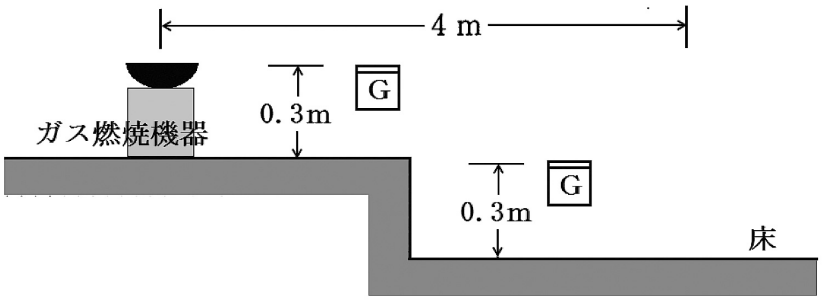

第13－３図

⑼　燃焼器等又は貫通部から水平距離４ｍ以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること(第13－４図参照)。

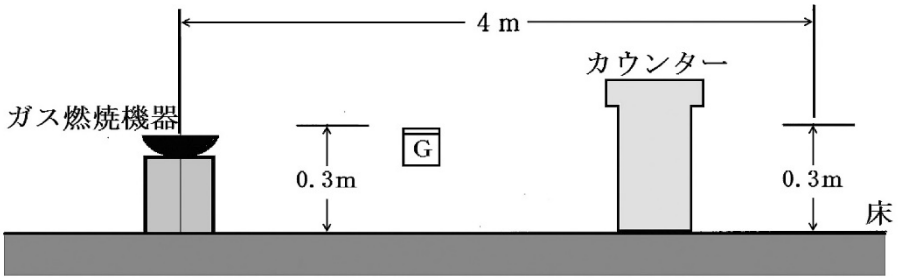

第13－４図

エ　温泉採取設備に設置する設置方法

⑺　検知器は拡散式（温泉採取設備から漏えいした可燃性天然ガスを検知し、信号をガス濃度指示警報装置に発するものをいう。）又は吸引式（温泉採取設備から漏えいした可燃性天然ガスを捕集口からポンプなどで吸引して検知し、信号をガス濃度指示警報装置に発するものをいう。）のものを設置すること。

⑴　検知器は、温泉採取のための設備の周囲の長さ10mにつき１個以上を当該温泉採取設備の付近（ガス分離設備、ガス排出口等ガスが漏えいするおそれのある設備から約１ｍ以内）でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等により温泉採取設備側に限る。）に設けること（第13－５図参照）。

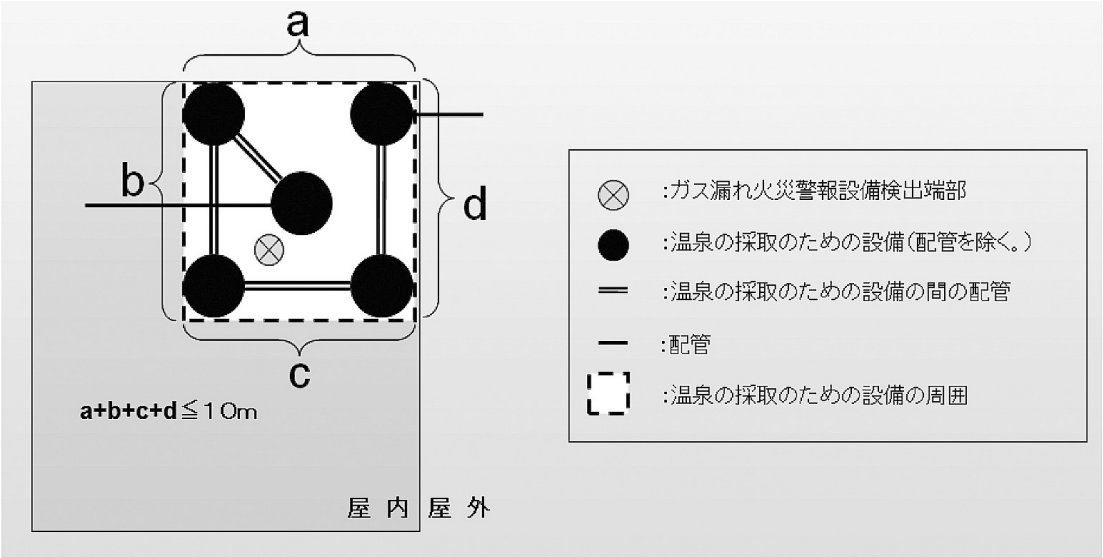

第13－５図

⑺　検知器は、温泉採取設備が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該温泉採取設備との間の天井面等が0.6m以上突き出したはりによって、区画されていない吸気口のうち、温泉採取設備から最も近いものの付近に設けること。

⑻　検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けること。

⑼　温泉省令附則第５条により検知器を設置する場合は、火気使用設備等の付近に設置すること。

オ　温泉採取設備に設置する検知器の構造及び性能

⑺　防爆構造であること。

⑴　ガス濃度設定値以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動すること。

⑼　信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、機能に異常を生じないこと。

⑻　ガス濃度設定値以上の濃度のガスに接したとき、60秒以内に信号（警報機能を有するものにあっては、信号及び警報）を発すること。

⑼　ガス濃度指示警報装置に接続できるとともに、当該装置に指示された値の校正ができること。

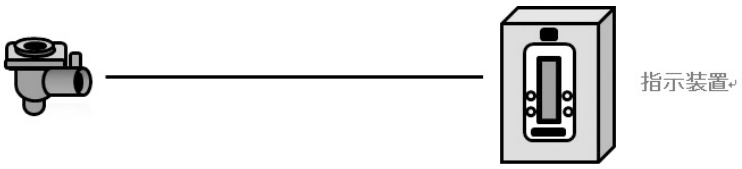

１対1対応･･･　温泉採取設備に設置する検知部一に対して，一の指示装置を設けるパターン

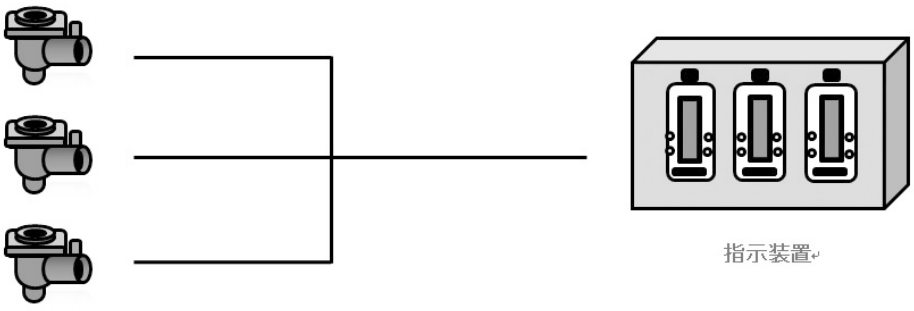

１対多対応･･･　温泉採取設備に設置する検知部複数に対して，一の指示装置を設けるパターン

⑷　検知器の設置を要しない場所

規則第24条の２の３第１項第１号の規定によるほか、次によること。

ア　腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所

イ　空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式及びFF式）を有するガス燃焼機器(当該機器が接続されるガス栓を含む。)のある場所

※　「BF」とは、Balanced Flue(自然吸排気)、「FF」とは、Forced Draught Blanced Flue(強制吸排気)の略である。

ウ　カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

エ　温泉採取設備室が２面以上開放されており、可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場合は、温泉採取設備に設置するガス漏れ火災警報設備の検知器を設置しないことができる。

⑸　機器

液化石油ガスを対象とする検知器は、高圧ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は㈠財㈡日本ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

５　中継器

中継器は、次に適合すること。

⑴　常用電源

ア　交流電源

㈠　受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

本節　第11　自動火災報知設備　２．⑴．ア（㈡を除く。）を準用すること。

㈡　受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

本節　第11　自動火災報知設備　２．⑴．ア（㈡を除く。）を準用すること。

イ　蓄電池設備

本節　第11　自動火災報知設備　２．⑴．イを準用すること。

⑵　非常電源

本節　第11　自動火災報知設備　２．⑵を準用すること。

⑶　設置方法

ア　腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ　自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあっては、本節　第11　自動火災報知設備　４．⑶を準用すること。

⑷　機器

検定品であること。

６　警報装置

⑴　音声警報装置

本節　第15　非常警報設備　２を準用すること。

ただし、政令第21条の２第１項各号に掲げる防火対象物（温泉採取設備に設置するガス漏れ火災警報設備を設けるものを除く。）については、本節　第15　非常警報設備　１．⑵．ケの「自動火災報知設備の感知器が作動した旨」を「ガス漏れ火災警報設備の検知器が作動した旨」と読み替えることとする。

⑵　ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適応すること。

ア　一の警戒区域が２以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあっては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ　検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。

ウ　ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

エ　ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

⑶　検知区域警報装置（温泉採取設備に設置するガス漏れ火災警報設備に設けるものを除く。）

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア　検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ　機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が２以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあっては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ　検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器に警報機能を有する場合はこの限りでない。

エ　警報音は、本節　第11　自動火災報知設備　７．⑷．ア及びイを準用すること。

⑷　温泉採取設備に設置するガス漏れ火災警報設備の検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次によること。

ア　検知区域警報装置は、検知区域内に有効に報知できるように設けること。

イ　検知区域警報装置から１m離れた位置で音圧が70dB以上となるものであること。ただし、機械室その他常時人がいない場所には、検知区域警報装置を設けないことができる。

ウ　腐食ガス等の影響を受ける場所に設ける場合は、防護措置が講じられてあること。

エ　検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。

7　配線及び工事方法

本節　第11　自動火災報知設備　９．⑴及び⑵を準用するほか、検知器の電源の供給までは、次による場合を除きコンセントを使用しないものであること。

⑴　検知器の電源は供給停止が受信機で確認できるものであること。

⑵　コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

⑶　コンセントは、検知器専用のものとすること。

第14　漏電火災警報器

１　用語の定義

⑴　漏電火災警報器とは、電圧が600Ｖ以下の警戒電路の漏えい電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であって、変流器及び受信機で構成されたものをいう。

⑵　変流器とは、警戒電路の漏えい電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。

⑶　受信機とは、変流器から送信された信号を受信して、漏えい電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。

⑷　集合型受信機とは、２以上の変流器を組み合わせて使用する受信機で、１組の電源装置、音響装置等で構成されたものいう。

⑸　警戒電路の定格電流とは、当該防火対象物の警戒電路の最大使用電流をいう。

⑹　契約種別とは、電気事業者が需要区分に応じて定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、特別高圧電力、臨時電力、農事用電力、予備電力、深夜電力等に区分したものをいう。

２　契約電流容量

政令第22条第１項第７号に定める契約電流容量は、次によること。

⑴　防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（Ａ）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（ＫＶＡ）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（KW）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあってはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあっては、標準電圧を100Ｖ又は200Ｖ、力率を1.0として第14－１式により求めた値とすること。

$$契約電流容量（A）＝\frac{（契約容量（KVA）又は契約電力（KW））\times 1、000}{標準電圧（100Ｖ又は200Ｖ）\times 力率（1.0）}$$

第14－１式

注１：電気方式が三相３線式の場合にあっては、標準電圧に$\sqrt{3}$を乗じること。

注２：電気方式が単相３線式の場合にあっては、標準電圧を200Ｖとすること。

⑵　同一敷地内に防火対象物が２以上ある場合で、契約種別が１である場合にあっては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備容量（KVA又はKW）から第14－２式によって求めた値とすること。

$$契約電流容量（A）＝\frac{負荷設備容量（KVA又はKW）\times 1、000}{標準電圧（100V又は200V）\times 力率（1.0）}\times 需要係数（0.6）$$

第14－２式

注１：電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に$\sqrt{3}$を乗じること。

注２：電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Ｖとすること。

⑶　高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において第14－２式により算出した値とすること。

⑷　同一の防火対象物に、同一契約種別が２以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

３　漏電火災警報器の設置場所

⑴　漏電火災警報器は、次に掲げる場所には設けないこと。ただし、当該漏電火災警報器に防爆、防食、防湿、防振、静電的遮へい等の防護措置が講じられたもの、又は防護措置を施した場所に設けるものにあっては、これによらないことができる。

ア　可燃性蒸気、可燃性ガス、可燃性粉じん等が多量に滞留するおそれのある場所

イ　火薬類を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所

ウ　腐食性の蒸気、ガス等が多量に発生するおそれのある場所

エ　湿度が高い場所

オ　温度変化の激しい場所

カ　振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所

キ　大電流回路、高周波発生回路等からの影響を受けるおそれのある場所

⑵　受信機は、屋内の点検が容易な箇所に設けること。

⑶　音響装置は、防災センター等にその音圧及び音色が騒音等と区別して聞きとることができるように設けること。

４　設置方法

設置方法は規則第24条の３の規定によるほか、次によること（別図第14－１参照）。

⑴　変流器は、警戒電路の定格電流以上のものを設置すること。ただし、契約電流容量の125％以上の電流値を有するものを設置した場所にあっては、警戒電路の定格電流以上のものを設置したものとみなすことができる。この場合、契約電流（アンペア契約）のもので、電気方式が単相３線式のものにあっては、中性線と各電圧側の電流値を算出し、そのいずれか大きい電流値以上のものとすることができる。

※　第二種接地線に設けるもので、当該設置線に流れることが予想される電流値が不明な場合にあっては、当該接地抵抗値を５Ωとして算出した値とする。

⑵　変流器は、防火対象物の形態、引込線の施設方法等に応じ屋外の引込線の第一支持点の負荷側又は第二種接地線の点検が容易な位置に設けること。ただし、引込線の形態又は防火対象物の構造上これによりがたい場合にあっては、引込口に近接した屋内に設けることができる。

⑶　変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合にあっては、屋内型のものを設置することができる。

⑷　音響装置を別置とする場合は、自主表示対象機械器具等における構成部品と認められたもの又は同等以上のものを使用すること。

⑸　変流器又は受信機の定格電圧が60Ｖを超える変流器又は受信機の金属ケース（金属でない絶縁性の変流器又は受信機の金属ケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部（電圧が60Ｖボルトを超えるものに限る。）との絶縁距離が、空間距離で４㎜未満、沿面距離で６㎜未満であるものを含む。）には接地を施すこと。

ただし、乾燥している場所等に設置する場合は、この限りでない。

⑹　可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に漏電火災警報設備を設ける場合には、その作動と連動して電流の遮断を行う装置を、当該場所以外の安全な場所に設けること。

⑺　誘導障害は、放送局の放送波の強い電界内に漏電火災警報器を設置するような場合や、高周波加熱炉、高周波ミシンなどの近くに設置する場合などに多く見受けられるが、このほか大電流回路の近くに変流器２次配線を近づけた場合にも起こることがあるので、次に掲げる措置を講じること。

ア　誘導防止用コンデンサーを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れる。

イ　変流器の２次側配線は、次による。

(ｱ)　配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設ける。

(ｲ)　配線こう長をできる限り短くする。

(ｳ)　大電流回路からはできるだけ離隔する。

ウ　その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じる。

５　検出漏洩電流の設定値

検出漏洩電流の設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものにあっては、100mAから400mA、第二種接地線に設けるものにあっては、400mAから800mAの範囲内に設定すること。ただし、警戒電路の特質等により、これによりがたい場合又は電流設定値の切替装置のないものにあっては、これによらないことができる。

６　操作電源及び配線

操作電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

⑴　操作電源の分岐は、電流制限器の一次側から分岐する等他の遮断器によって遮断されないものとすること(別図第14－１参照)。

⑵　漏電火災警報器の操作電源は、電流制限器(電流制限器を設けていない場合にあっては主開閉器)の一次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器(定格15Aのヒューズ付き開閉器又は定格20A以下の配線用遮断器)を設けること(第14－1図参照)。

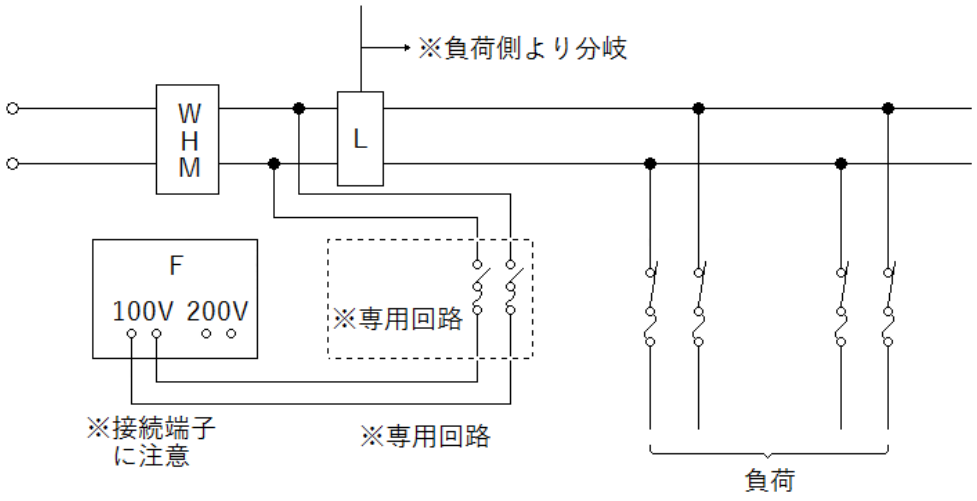

第14－1図

⑶　漏電火災警報器の専用回路に設ける開閉器には、漏電火災警報器用のものである旨を赤色表示すること。

⑷　配線に用いる電線は、第14－１表のＡ欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれＢ欄に掲げる規格に適合し、かつ、Ｃ欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称断面積を有するもの又はこれと同等以上の太さ、引張り強さ並びに絶縁性等の性能を有するものであること。

⑸　配線が壁体等を貫通する場合は、がい管等の防護措置を施すこと。

7　既存防火対象物における特例（平成３年８月27日付け消予査第189号）

⑴　次のア～ウのすべてに該当するものについては、漏電火災警報器を設置しないことができるものであること。

ア　防火対象物の配線すべてが、ＶＡケーブル線（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル〔JIS　C 3342〕）等電気設備に関する技術基準を定める省令第７条に規定する絶縁電線で施工されていること。

イ　外壁とラス貫通部については、絶縁性能を有する配管工事がなされていること。

ウ　絶縁試験が２年に１回以上定期に行われ、絶縁抵抗値が適正であること。

⑵　前記⑴のＶＡケーブル線等絶縁電線で施工されてない対象物であっても、イ及びウに適合し、かつ、台所、便所又は風呂場等のラス張りの内壁を貫通する配線系統の全てに漏電しゃ断器が設けられている場合は、漏電火災警報器は設置しないことができる。

⑶　前記⑵において、台所、便所又は風呂場等のラス張りの内壁を貫通する配線がない場合又は内壁のラス貫通部に絶縁性能を有する配管工事がなされている場合にあっても、漏電火災警報器を設置しないことができる。

第14－１表　漏電火災警報器の配線に用いることのできる電線

A欄			B欄		C欄
操作電源の配線に使用する電線			600Ｖビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）	JCS 416	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）	JCS 417	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.6㎜以上
変流器の２次側屋内配線に使用する電線			ビニルコード	JIS C 3306	断面積　0.75㎟以上
			600Ｖビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）	JCS 416	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）	JCS 417	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.0㎜以上
			警報用ポリエチレン絶縁ケーブル※	JCS 396 A	導体直径　0.5㎜以上
変流器の２次側屋内又は屋外配線に使用する電線			600Ｖビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　1.0㎜以上
			屋外用ビニル絶縁電線（OW）	JIS C 3340	導体直径　2.0㎜以上
			600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）	JCS 416	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）	JCS 417	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.0㎜以上
			警報用ポリエチレン絶縁ケーブル※	JCS 396 A	導体直径　0.5㎜以上
変流器の２次側架空配線に使用する電線			600Ｖビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　2.0㎜以上の硬銅線※※※
			屋外用ビニル絶縁電線（OW）	JIS C 3340	導体直径　2.0㎜以上
			600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.0㎜以上
			警報用ポリエチレン絶縁ケーブル※	JCS 396 A	導体直径　0.5㎜以上
地中配線に使用する電線			600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.0㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.0㎜以上
音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Ｖを超えるもの	地中配線のもの	600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.6㎜以上
		架空配線のもの	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	JIS C 3340	導体直径　2.0㎜以上
		前記以外のもの	600Ｖビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）	JCS 416	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）	JCS 417	導体直径　1.6㎜以上
			600Ｖ耐燃性ポリエチレンシースケーブル	JCS 418 A	導体直径　1.6㎜以上
	使用電圧が60Ｖ以下のもの※※※		警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	JCS 396 A	導体直径　0.5㎜以上

備考　　※は、屋内型変流器の場合に限る。

※※は、径間が10ｍ以下の場合は導体直径2.0㎜以上の軟銅線とすることができる。

※※※は、使用電圧60Ｖ以下の配線に使用する電線については、本表のＢ欄に掲げるJCS 396 A以外の規格に適合する電線で、それぞれＣ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

（注）JCS：日本電線工業会規格

第15　非常警報設備

1　用語の定義

⑴　共通事項

ア　報知区域とは、１回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。

イ　警報音とは、非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響又は電気的音信号をいう。

ウ　告示基準等とは、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）及び一斉式非常放送設備の基準（昭和62年消防予第54号）をいう。

⑵　放送設備関係

ア　分割型増幅器等とは、増幅器と操作部の部分を分離して設置する機器をいう。

イ　遠隔操作器とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。

ウ　一斉式非常放送設備とは、一斉放送のみ可能な放送設備をいい、政令第24条第２項に適用できるものをいう。

エ　複数回線とは、一の報知区域を２以上のスピーカー回路により構成することをいう。

オ　スピーカー回路分割装置（以下、この第15において「回路分割装置」という。）とは、一の報知区域のスピーカー回路を２以上に分割する装置をいう。

カ　複数回線化とは、スピーカー回路を複数回線とするか又は回路分割装置によりスピーカー回路を２以上に分割することをいう。

キ　放送区域とは、防火対象物の２以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。

ク　音声警報とは、シグナル音及び女声又は男声メッセージ音をいう。

ケ　感知器発報放送とは、音声警報のうち、第１シグナル音及び自動火災報知設備の感知器が作動した旨の女声メッセージにより構成されたものをいう。

コ　火災放送とは、音声警報のうち、第１シグナル音、火災である旨の男声メッセージ及び第２シグナル音で構成されたものをいう。

サ　非火災放送とは、音声警報のうち、第１シグナル音及び自動火災報知設備の感知器の発報は火災でなかった旨の女声メッセージで構成されるものをいう。

シ　マイクロホン放送とは、人がマイクロホンにより放送することをいう。

ス　階別信号とは、感知器発報放送を開始するための自動火災報知設備の感知器作動による信号をいう。

セ　確認信号とは、火災放送を開始するための自動火災報知設備の発信機等が起動された旨の信号をいう。

⑶　非常ベル、自動式サイレン関係

ア　１回線用とは、操作部等の部分に地区表示灯を有しないものをいい、一斉鳴動で対応できる一般に小規模防火対象物に設置されるものをいう。

イ　多回線用とは、操作部等の部分に回線ごとの地区表示灯を有するものをいい、小規模防火対象物以外にも設置されるものをいう。

２　放送設備

放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器等、電源及び配線で構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものは、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいい、機能等は次に定めるところによる。

なお、旅館、ホテル、病院等の就寝施設（政令別表第１(5)項イ及び(6)項に該当する防火対象物をいう。）で、自動火災報知設備が設置されるもののうち、収容人員が20人以上300人未満のものにあっては、非常警報設備のうちの放送設備を設置すること。　◆

(1)　増幅器等

増幅器等とは、起動装置若しくは自動火災報知設備からの階別信号、若しくは確認信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、音声警報による感知器発報放送、火災放送、若しくは非火災放送若しくはマイクロホン放送をスピーカーを通じて有効な音量で必要な階に行う増幅器、操作部及び遠隔操作器をいい、次に適合すること。

ア　常用電源（交流電源）

(ｱ)　電源電圧は、300Ｖ以下であり、かつ、増幅部の所要入力電圧に適合していること。

(ｲ)　電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を放送設備の電源と共用する場合で、これにより放送設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

イ　非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、本節 第３ 非常電源の例によること。

ウ　設置場所

(ｱ)　一の防火対象物に２以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、その一つは守衛室、防災センター、中央管理室等に設けること。

(ｲ)　増幅器等は自動火災報知設備の受信機等と併設して設けること。ただし、自動火災報知設備がない場合、又は、当該受信機等と連動している場合で、増幅器等に出火階表示灯の有するものを設けた場合は、この限りでない。

(ｳ)　避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。

ただし、安全に避難でき、かつ、当該設備を設置する防火対象物のうち、壁、床及び天井が不燃材で造られており、開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りでない。

(ｴ)　温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

(ｵ)　操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること（第15－２図参照）。

なお、自立型の場合で、背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上支障とならない場合には、図中の数値以下とすることができる。

(ｶ)　地震等の振動による障害が無いよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

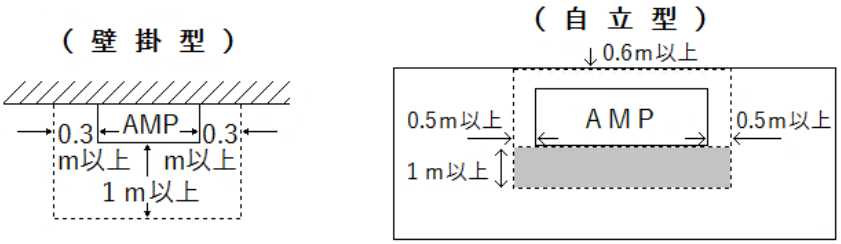

第15－２図　点検及び操作上有効な空間例

エ　機器

⑺　告示基準等に適合するものであること。

⑴　認定品を使用すること。　◆

⑼　回路分割装置を設置した場合を除き、表示装置は、一の報知区域のスピーカー回路すべてを表示すること。

⑽　増設工事等が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。　◆

⑾　自動火災報知設備等と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

⑿　増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式ａを満足し整合（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Ｖに統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式ｂによることができる。

ａ　算 定 式

$$P(w) \geqq \frac{E^2 \ (V)}{Z \ (\Omega)}$$

Ｐ：増幅器の定格出力
Ｅ：スピーカーの回路電圧
Ｚ：スピーカー等の合成インピーダンス

スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

(a)　並列接続の場合

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} \cdot\cdot + \frac{1}{Z_n}}$$

Z_0：合成インピーダンス
Z_1～Z_n：スピーカーのインピーダンス

スピーカーの合成インピーダンスの例

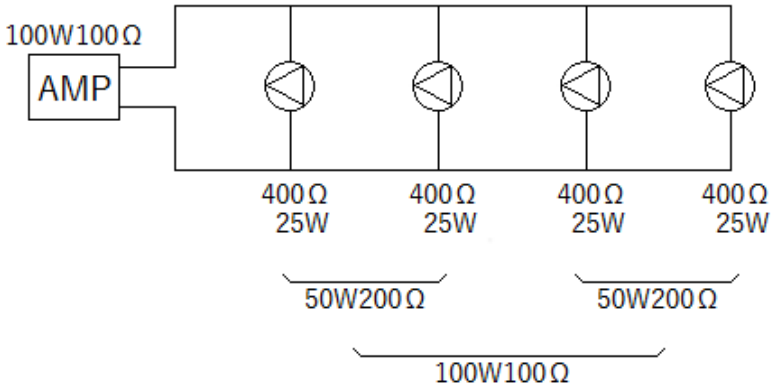

第15－３図

(b)　直列接続の場合の場合

$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 \cdot\cdot + Z_n$

ｂ　Ｐ（Ｗ）≧ Ｓ（Ｗ）　　Ｓ：スピーカーの定格入力の合計

⒀　起動は、次によること。

ａ　自動火災報知設備との連動により起動する場合

(a)　自動火災報知設備からの階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送が行えるものであること。また、火災放送若しくは非火災放送又は手動による放送がされるまでの間、継続して放送できる（手動可）システムとすること。

(b)　確認信号の受信により自動的に火災放送が行えるものであること。

⑹　感知器発報放送を行ってから、その後、確認信号を受信しない場合でも、タイマーにより設定された時間を経過した場合は、自動的に火災放送を行うものであること。

なお、タイマーの設定時間は次によること。

ⅰ）　放送設備を設置した防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、おおむね２分以上５分以下とする。

ⅱ）　現場確認者と防災センター等の監視者が確保され、現場確認者から内線電話等により確認通報が操作部付近にいる監視者に伝達される体制が整っている場合は、おおむね２分以上５分以下とする。

ⅲ）　前ⅰ)、ⅱ)以外の防火対象物は、おおむね２分以上３分以下とする。

⑹　感知器個々の信号を識別できる自動火災報知設備と連動した場合は、第１報の感知器以外の感知器の発報信号の受信により、自動的に火災放送を行うこと。

⑹　階段、傾斜路、エレベーター昇降路、竪穴等に設置された感知器が作動した場合は、連動しないことができるものであること。ただし、エレベーター昇降路に設置された感知器が、エレベーター機械室の感知器と兼用されている場合は、当該機械室の存する階及びその直上階に放送できるものであること。

⑹　増幅器等の部分には、第15－１表の区分に応じそれぞれの装置が設けられていること。

第15－１表

設置等 / 設置区分		機器内部		監視			表示及び操作スイッチ					
	音響装置	両極を同時に開閉できる電源スイッチ	過電流遮断器ヒューズ又は	主回路の電源電圧計	又はレベル計モニター用スピーカー	火災音信号	火災灯	階別作動表示灯	短絡表示灯	放送階選択スイッチ	出火階表示灯	連動停止スイッチ
併設	有	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	△
	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
別設置	有	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△
	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）　○印：必要

×印：設けないことができる。

△印：連動停止スイッチを設ける場合は、火災音信号が必要であり、連動停止スイッチを設けない場合には、火災音信号を必要としない。

b　起動装置(押しボタン又は発信機)により起動する場合

⑻　自動的に感知器発報放送及び火災放送を行うものであること。

なお、感知器発報放送を省略して火災放送を行うことが、防火対象物の用途、規模等から効果的である場合は、感知器発報放送を省略して火災放送を行うことができる。

⑻　増幅器等の部分には、第15－２表の区分に応じそれぞれの装置が設けられていること。

第15－２表

設置区分	設置等（音響装置）	機器内部		監視			表示及び操作スイッチ					
		できる電源スイッチ両極を同時に開閉	過電流遮断器ヒューズ又は	主回路の電源電圧計	又はレベル計モニター用スピーカー	火災音信号	火災灯	階別作動表示灯	短絡表示灯	放送階選択スイッチ	出火階表示灯	連動停止スイッチ
併設	有	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×
	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

（注）　○印:必要　×印:設けないことができる。

⑺　音声警報等の鳴動方式は、次に適合するものであること。

a　自動火災報知設備との連動により行う場合

出火階が２階以上の場合にあっては出火階及びその直上階、出火階が１階の場合にあっては出火階とその直上階及び地階、出火階が地階の場合にあっては出火階とその直上階及びその他地階全部に限って放送できるものであること（第15－３表参照）。

第15－３表

n　F					
3　F	○				
2　F	◎	○			
1　F		◎	○	○	○
B１F		○	◎	○	○
B２F		○	○	◎	○
B３F		○	○	○	◎

（注）　◎印：出火階を示す。（連動により自動的に鳴動する階）
○印：同時放送階を示す。（連動により自動的又は手動により鳴動する階）

b　前ａによる鳴動方式であっても、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、防火対象物の全館に自動的に警報を発生すること。なお一定の時間については次によること。

⑷　スプリンクラー設備が全館に設置されている場合は５分から10分

⑸　スプリンクラー設備が設置されていない場合は５分から８分

c　操作部の各スイッチの手動操作により行う場合

⑷　一斉作動スイッチを操作することにより全館に放送できること。

⑸　放送階選択スイッチを操作することにより、当該スイッチに連動する任意な放送区域へ放送できること。

⑺　放送設備を業務用の目的と共用するものにあっては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、自動的に非常放送以外の放送を直ちに停止できること。

ただし、緊急地震放送であって、感知器発報放送及び火災放送を妨げないものを除く。

この場合、非常放送中に緊急地震速報を受信した場合は、非常放送関連表示状態のまま非常

放送を中断し、速やかに緊急地震放送に切り替えることができること。また、緊急地震放送中は階別信号と火災確認信号及び地震放送停止スイッチと火災放送に移行するためのタイマーのみ有効とし、それ以外の信号入力やスイッチ操作は無効とすること。緊急地震放送終了後は速やかに非常放送状態に戻ること。

㈡　一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、自動的に業務を目的とした放送設備が停止されるような措置を講ずること。

㈢　総合操作盤と連動するものにあっては、操作部等の作動と連動し、報知区域及び表示が適正であること。

㈣　全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器が１以上、守衛室等常時人のいる場所に設けられている防火対象物で次のいずれかに該当する場合は、規則第25条の２第２項第３号ヲの規定にかかわらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

ａ　管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、操作部等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合。

ｂ　防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合。

ｃ　ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切であると考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合。

オ　表示等

㈠　放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

㈡　操作部等の部分には、報知区域一覧図を備えること。　◆

カ　外国語放送を行う放送設備

㈠　放送設備の音声警報に外国語のメッセージを付加する場合は次によること。◆

ａ　日本語のメッセージを第１順位とし、第２順位で英語のメッセージを付加すること。その他の言語が必要な場合は、第３順位以降とすること。

ｂ　付加する外国語は３か国以内とし、告示第４、４、⑴に定める放送の１単位は、感知器発報放送及び非火災報放送にあっては60秒、火災放送にあっては90秒を目安として、できる限り短いものであること。

ｃ　感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は、同一のものであること。

㈡　既存防火対象物において放送設備の音声警報音に外国語のメッセージを付加する場合は、改造に該当することから、工事計画届出書が必要であること。

⑵　複数回線化◆

ア　適用範囲

㈠　政令別表第１⑸項、⑹項及び⑯項（⑸項及び⑹項の用途に供する部分に限る。）に掲げる防火対象物

㈡　カラオケルーム、会議室等の小規模の部屋が連続する部分を有する防火対象物

(ｳ)　前(ｱ)、(ｲ)以外の防火対象物又は階で、スプリンクラー設備の設けられていないもの（規則第13条等によりスプリンクラーヘッドが緩和されている部分を含む。）

(ｴ)　上記のほか、消防長が特に必要と認める防火対象物

イ　複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること（第15－４図から第15－６図）。

(ｱ)　配線方式

a　隣接するスピーカーを別回路とする方式

なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるよう配置すること。

b　居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方式

(ｲ)　スピーカー回路の分割方式

a　一の階のスピーカー回路は２以上とする。

b　スピーカー回路分割装置により１のスピーカー回路を２以上に分割する方法

ウ　回路分割装置

回路分割装置は、次に適合すること。

(ｱ)　機器

a　各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響をおよぼさない措置が講じられていること。

b　出力回路は短絡した場合、その旨の表示が当該装置又は操作部に表示されること。

c　電源を必要とするものにあっては、当該装置が10分以上正常に作動する容量の非常電源又は予備電源を設けること。

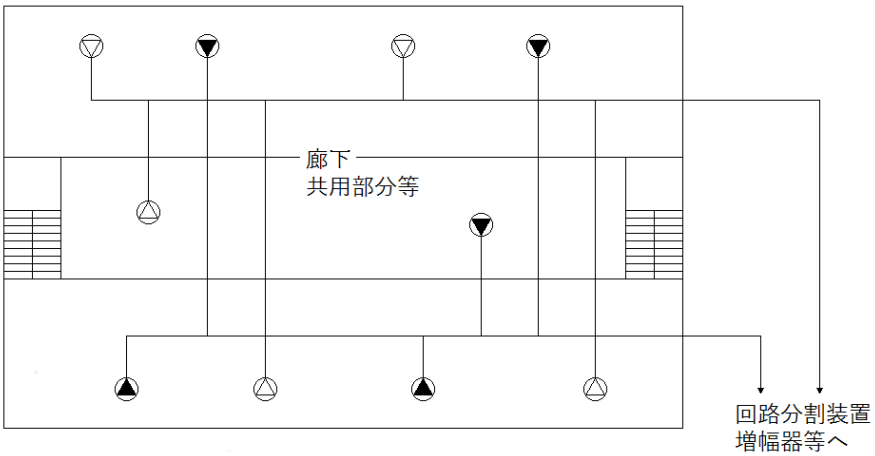

第15－４図　隣接するスピーカーを複数回線化した例

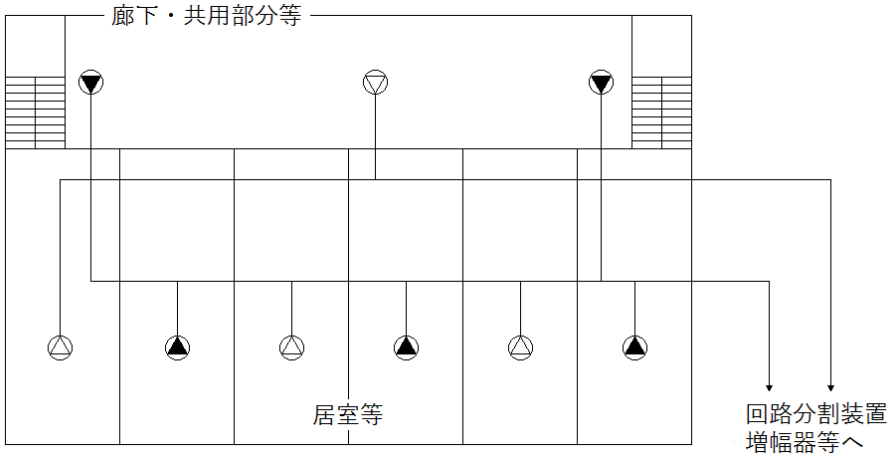

第15－５図　隣接するスピーカーを複数回線化した例

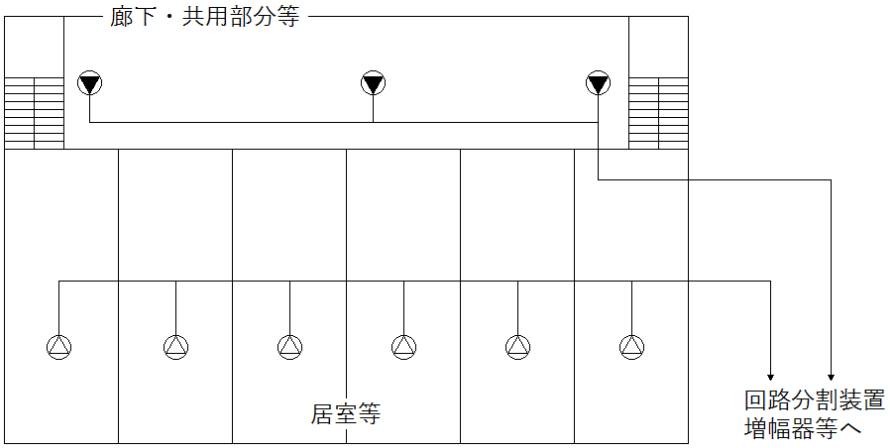

第15－６図　居室と共用部分を複数回線化した例

⑷　設置位置

a　原則として階ごとに設置すること。

b　防火上有効な場所に設置するか、又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講ずること。

なお、回路分割装置の外箱が不燃材で作られているものは、不燃性ボックスと同等として取り扱うことができる。

c　点検に支障がない場所に設けること。

⑸　短絡表示

a　一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が、個々に当該装置により確認できるものでること。

b　一の回路分割装置の出力回路の全てが短絡した場合、操作部でその旨が確認できるものであること。

⑹　回路分割装置を使用した場合は、その旨を報知区域一覧表図等に記入すること。

⑶　スピーカー

スピーカーとは、増幅器等の作動により、有効な音量で必要な階に音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送又はマイクロホン放送を行えるものをいい、次に適合すること。

ア　放送区域

⑺　部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うこと。

⑴　規則第25条の２第２項第３号ロ⑴かっこ書きの障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するものを含むものであること。なお、これに類するものにアコーディオンカーテンは含まれないが、遮音性が著しく低いと考えられる材質等のものにあっては、個別に協議することができる。

ただし、出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として別放送区域とする。　◆

⑼　通常は、開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。

⑽　カラオケボックス、カラオケルーム等及び居室以外の部屋で常時人のいる可能性の高い場所は、規則第25条の２第２項第３号ロ．⑾ただし書きにかかわらず、当該部分を一つの放送区域として取り扱ってスピーカーを設置すること。　◆

⑾　政令別表第１⑸項ロに掲げる防火対象物の住戸（メゾネット型住戸等の２以上の階にまたがるものについては、各階ごとの部分）は、政令第32条を適用し、一の放送区域として取り扱い、当該部分の床面積に応じて、規則第25条の２第２項第３号ロ．⑴によりスピーカーを設置することができる。

なお、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用自動火災報知設備の受信機に内蔵されたスピーカーで告示基準等に適合する場合は、当該スピーカーに接続することができる。

⑿　ビジネスホテル等の客室で、同一客室内の他の放送区域に設置されたスピーカーまでの水平距離が８ｍ以下となり、かつ客室の面積が30㎡に満たないものは、第15－７図のとおり、政令第32条を適用し、一の放送区域として取扱うことができる。

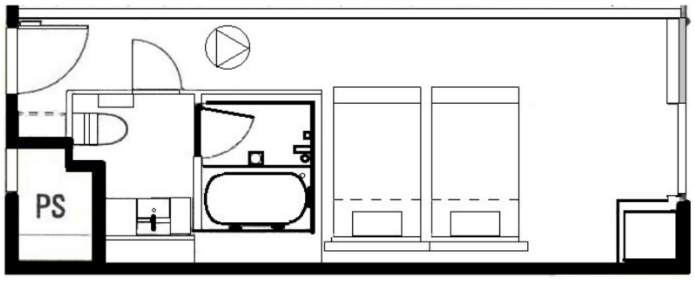

第15－７図　ホテルの客室を一の放送区域とできる場合

⒀　規則第25条の２第２項第３号ロ．⑾ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、第15－８図及び第15－９図の例によることとする。

⒁　人が内部に立ち入ることができない又は外部からの作業のみを想定したパイプシャフトその他これに類する部分のスピーカーについては設置を要しないこと。

⒂　直接屋外に面する小規模なごみ置き場で、屋内部分と防火区画されているもののスピーカーについては設置を要しないこと。

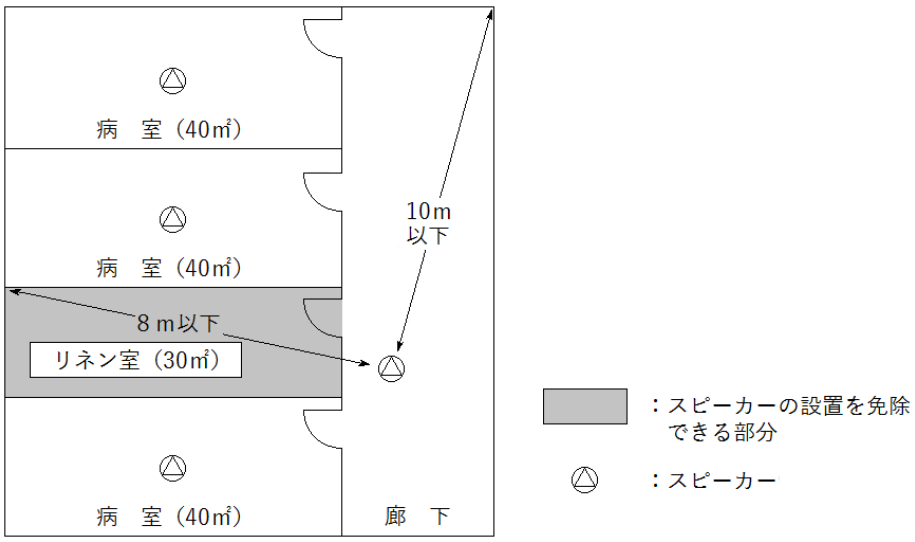

第15－８図　居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所で
スピーカー設置を免除できる場合

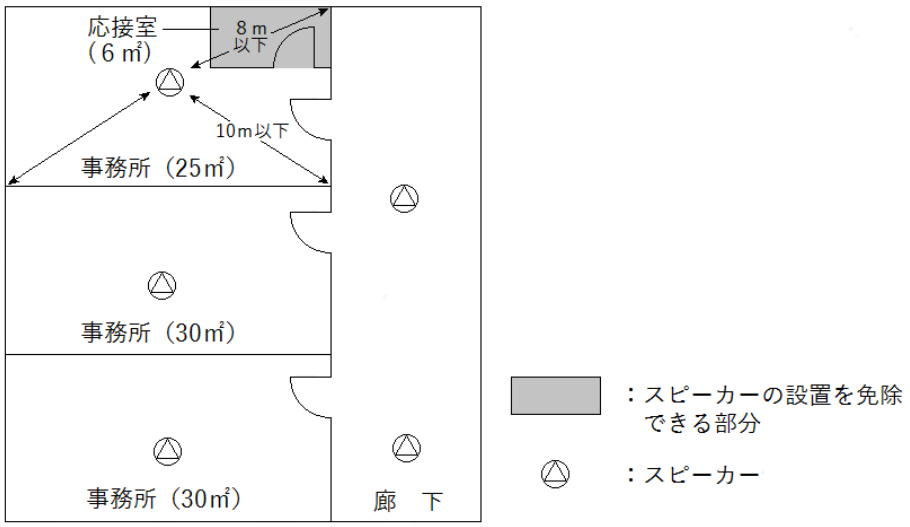

第15－９図　居室でスピーカーの設置を免除できる場合

イ　設置位置等

⑺　音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。

⑴　温度又は湿度が高い場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

⑼　エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。

⑽　展示場、体育館、アトリウム等の大空間の放送区域については、当該部分の任意の場所において、火災放送の第２シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置することで支障ないものであること。

なお、ここでいう大空間とは、次に掲げる部分等をいう。

ａ　天井の高さが20m以上の展示場、体育館等の防火対象物並びに当該用途及びアトリウムの部分。

ｂ　当該部分が２以上の放送区域に区分されない地下駐車場の用途に供される空間で、当該空間の床面積が600㎡以上のもの。

㈨　放送設備が該当する防火対象物の屋上を、遊技場やビアガーデン、屋上庭園等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。　◆

㈩　特別避難階段若しくは屋内避難階段又は直通階段（以下、この第15において「特別避難階段等」という。）にあっては、垂直距離15m以内にＬ級のスピーカーを１個以上階段内に設けること。

㈪　政令別表第１⑵項ニに掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室その他これに類する施設の部分については、当該サービスの提供中にあっても、次の方法により警報音が聞き取れるように措置すること。

ａ　スピーカーを個室ごとに設ける等、必要な音圧が確保されるようにスピーカーを増設すること。

ｂ　カットリレーで警報音以外の音響を停止すること。

ｃ　個室の密閉性が高く遮音性の高いヘッドホン等が用いられている場合にあっては、ヘッドホンからの音声等を遮断する等、火災の報知に支障がないものとすること。

ウ　機器

㈠　告示基準等に適合したものであること。

㈡　認定品を使用すること。　◆

㈢　スピーカーの音圧は、音声警報の第２シグナル音を定格電圧で入力した場合、無響室でスピーカーの中心から前方１ｍ離れた地点で測定した値が、Ｌ級のものにあっては92dB以上、M級のものにあっては87dB以上92dB未満、Ｓ級のものにあっては84dB以上87dB未満であること。

㈣　音量調節器を設ける場合は、３線式配線とすること。ただし、スピーカーの内部に音量調整器を設ける等、人が容易に操作できないようにされており、かつ音量が前㈢以上となる場合は、この限りでない。

⑷　報知区域

ア　報知区域は、原則として階別とするが、一斉式非常放送設備は全体を一報知区域とすること。

ただし、大規模な建築物の鳴動方式は、ブロック鳴動方式とすることができ、報知区域はオ㈣のとおりとする。

イ　エレベーター内の放送は、感知器等と連動しない場合、居室等の部分と別な報知区域に設定されていること。

なお、連動させる場合は、他のすべての報知区域と連動して報知区域が設定されていること。

ただし、当該エレベーターに直接接続されていない階等にあっては、この限りでない。

ウ　テレビスタジオ等の当該部分については、他の居室等の報知区域と別の報知区域に設定することができ、また、感知器等の作動と連動しないことができる。

エ　劇場等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる(第15－９図参照)。

この場合、次のオ.㈡に規定する直上の報知区域の鳴動については、当該劇場の出入口等の面する全ての階（報知区域）とその直上階に鳴動させることを原則とする。

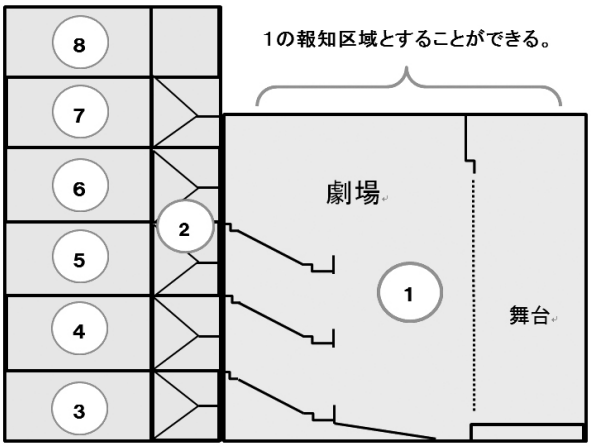

（注）　①～⑧は報知区域番号を示す。

第15－９図　吹き抜けがある場合の報知区域の設定例

オ　鳴動区域は、次によること。

⑺　規則第25条の２第２項第３号チによるものとし、必要に応じ全館一斉鳴動できるものであること。

ただし、この第15　２本文なお書きにより、任意で放送設備を設置している場合で、収容人員等を勘案して全館鳴動とする方が、避難上有効と考えられる場合にあっては、規則第25条の２第２項第３号チによらず、全区域に自動的に警報を発することができる。

⑷　特別避難階段等以外の感知器の作動と連動して当該報知区域に接する特別避難階段等の報知区域及びその直上の報知区域を鳴動させること（第15－10図参照）。　◆

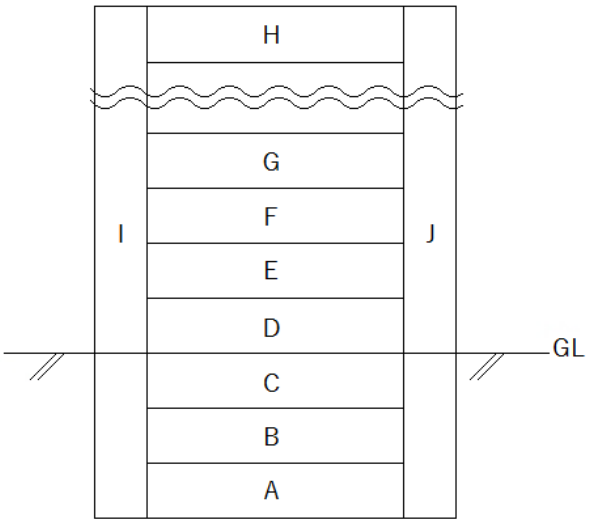

出火階	同一鳴動区域
A	A，B，C，D，I，J
B	A，B，C，D，I，J
C	A，B，C，D，I，J
D	A，B，C，D，E，I，J
E	E，F，I，J
F	F，G，I，J
H	H，I，J

※Ｉ，Ｊは特別避難階段等の報知区域

第15－10図　特別避難階段等の報知区域

ただし、階段内に放送した場合、避難上支障となるものについては連動しないことができる。

⑺　大規模防火対象物の報知区域は、本節　第11　自動火災報知設備　７．⑸．イによることができる。

⑴　ブロック鳴動を行う場合は、次によることができる。この場合の放送設備の鳴動は、第１報の感知器が作動した報知区域と隣接する報知区域を区分鳴動により鳴動できるものであること。

なお、第１報の感知器が作動してから、一定時間（最大10分）が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合は、火災放送を区分鳴動により鳴動させ、その後、一定時間（最大10分）経過した場合は、自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

a　一の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに一報知区域とすることができる。この場合、一報知区域の面積は、努めて1,200㎡以上とし、当該報知区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。（第15－11図）

b　一の防火対象物が地階のみで接続されており、地上部分が独立しているものにあっては、各棟の管理区分ごとで、かつ、防火区画等の部分ごとに一報知区域とすることができる。（第15－12図）

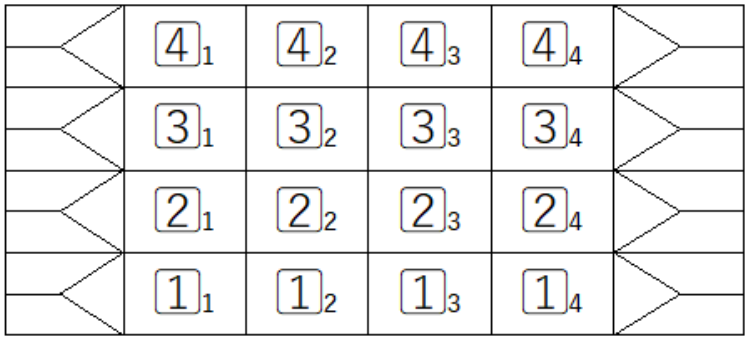

出火場所	同一鳴動区域					
3 1	3 1	3 2	4 1	4 2		
3 2	3 1	3 2	3 3	4 1	4 2	4 3
3 3	3 2	3 3	3 4	4 2	4 3	4 4
3 4	3 3	3 4	4 3	4 4		

第15－11図　大規模な建築物の鳴動区域例

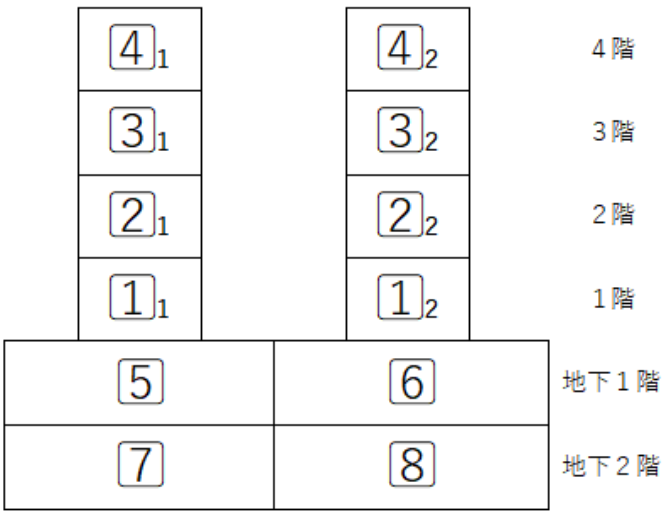

出火場所	同一鳴動区域				
1 1	5	7	1 1	2 1	
5	5	6	7	8	1 1
7	5	6	7	8	1 1
3 1	3 1	4 1			
２階以上の階は、棟ごとに報知区域を設置することができる					

第15－12図　地階部分で接続された建築物の鳴動区域例

⑸　起動装置

起動装置とは、火災が発生した際手動操作により音響装置を鳴動し、又は増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常用ボタン（発信機を含む。）をいい、次に適合すること。

なお、放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、自動火災報知設備の発信機が設置されているため、放送設備の起動装置を省略することができる。

ア　発信機、押ボタン

⑺　設置位置

a　多数の者の目にふれやすく、かつ、操作が容易な場所に設けること。

b　操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

c　原則として階段への出入口付近に設けること。　◆

d　階段相互の距離が歩行距離50mを超える場合は、各階の階段付近に設けること。　◆

⑴　機器

a　告示基準等に適合したものであること。

b　開放廊下等の雨水の影響を受けるおそれのある場所又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。

c　可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれのある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

d　手動により復旧しない限り、正常に作動が継続できるものであること。

⑹　非常電話

規則第25条の２第２項第２号の規定にかかわらず、政令第32条を適用し、非常電話は、放送機能を有しないこと。また、放送設備の起動装置としないこと（本節　第26　その他消防用設備等以外の設備　1　非常電話参照）。

⑺　表示灯

表示灯とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいい、次に適合すること。

ア　設置位置

⑺　通行に支障のない場所で、かつ、多数の者に目にふれる位置に設けること。

⑴　天井面から0.6m以上離れた位置に設けること。　◆

⑵　取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた場所から点灯していることが容易に識別できる位置に設けること。

イ　機器

⑺　告示基準等に適合したものであること。

⑴　雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。

⑼　可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

⑽　材料は、難燃以上であること。

⑻　相互通話設備

相互通話設備とは、一の防火対象物に２以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合、当該操作部相互間に設ける相互に同時通話できる機器をいい、次に適合すること。

ア　設置位置等

⑺　操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。

⑴　床面の高さから0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

⑼　相互通話設備として次のいずれかの設備が設けられていること。

a　インターホン

b　非常電話

c　発信機（Ｐ型１級、Ｔ型）

d　構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ　機器　◆

⑺　一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。

⑴　一の送受話器の発信により、一方の機器への呼出し音が鳴動するとともに表示装置が設けられているものは当該表示が有効に点灯するものであること。

⑼　相互通話設備は、相互に同時通話できるものであること。

ウ　常用電源

前⑴．ア．⑴を準用すること。

エ　表示　◆

⑺　常用電源の開閉器の見やすい箇所に赤色で相互通話装置である旨の表示をすること。

⑴　通話設備の電話機又は親機等の直近には、第15－４表が貼付されていること。

第15－４表

a　電話（ダイヤル）方式の場合

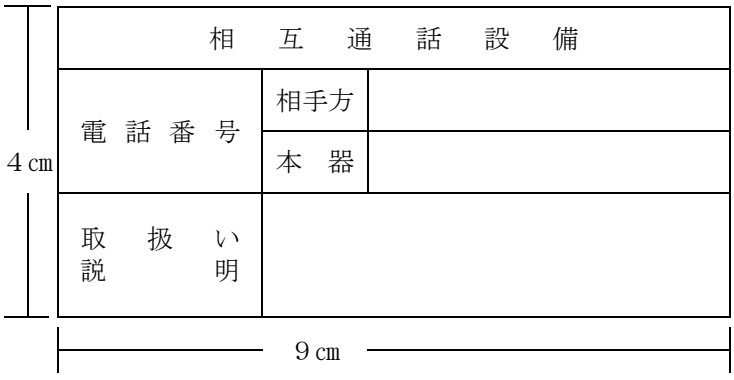

b　選局スイッチの場合

相　互　通　話　設　備	
取扱い	説明

⑼　配線

本節 第３ 非常電源によるほか、次によること。

ア　増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、規則第25条の２第２項第４号ニの例によること。ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合の電源回路は、耐火配線とすること。

イ　遠隔操作器のみが規則第25条の２第２項第３号ルに定める場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とすること。

ウ　操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備（相互通話設備）の配線は、規則第25条の２第２項第４号ニの例によるものとする。

エ　増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

オ　放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回線に接続される方式とすること。　◆

カ　放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。　◆

※　制御配線とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

キ　端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

ク　電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

ケ　マイク回路の配線で増幅器と遠隔操作器との間のマイク回路に使用する電線は、本節 第３非常電源の別表１に掲げる電線を使用すること。

ただし、スピーカー配線等からの誘導、外来雑音等が生じるおそれのある場合は、耐熱シールド線を使用すること。　◆

なお、遠隔操作器の出力回路が平衡形の場合は２芯シールド線を使用し、不平衡形の場合は芯シールド線を使用すること。　◆

⑽　音声警報音のメッセージ

ア　メッセージの例

非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）第４．３．⑶に定めるメッセージについては、次の文に準ずるものとする。

なお、この場合の○階については、建基政令第２条第１項第８号にとらわれず、建物関係者が実際使用する階表示（エレベーターの階表示等）を用いること。

⑺　感知器発報放送

「ただいま○階の火災報知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」

⑴　火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

(ｳ) 非火災報放送

「さきほどの火災報知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

イ 外国人に配慮したメッセージ

(1)に定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により設置するものとする。

(ｱ) 日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加する。

ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、英語以外の中国語（北京語の発音と北京語を含む北方方言の文法・語彙を基礎とする共通語をいう。）や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は日本語と英語の後に付加しても差し支えない。

(ｲ) メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くならないよう、４ヶ国語以内とし、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）第４．４．(1)に定める放送の１単位を感知器発報放送及び非火災報放送にあっては60秒、火災放送にあっては90秒を目安としてできる限り短くする。

(ｳ) 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は同一のものとする。

(ｴ) メッセージは努めて理解し易い表現とする。

ウ メッセージの特例

(ｱ) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等の竪穴部分の感知器の作動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。なお、この場合はマイクロホン放送により対応すること。

(ｲ) 放送設備を手動により起動させた場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。なお、この場合はマイクロホン放送により対応すること。

(ｳ) メッセージに外国語を使用する場合は、「シグナル音」「日本語メッセージ」「外国語メッセージ」「シグナル音」･･･の順で放送されるものとする。

(ｴ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、前ア及びイに定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防長と協議するものとする。

(11) 既存防火対象物の運用等

平成６年４月１日において現に旧基準の放送設備が設置されている防火対象物については、今後増築等の変更工事等が行われても、放送設備の技術上の基準については従前の例によることができるものとする。

ただし、増築、改修等の機会をとらえ、可能な限り、現行基準の放送設備に改修すること。◆

※ ここでいう現行基準の放送設備とは、消防法施行規則の一部を改正する件（平成６年消防庁告示第１号）に適合するものをいい、旧基準とはそれ以前の基準をいう。

３ 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンとは、起動装置、表示灯、操作部、音響装置、電源及び配線により構成されるものをいい、機能等は次に定めるところによる。

(1) 操作部

操作部とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階に自動

的又は手動操作により報知できる装置をいい、次に適合すること。

ア　常用電源

前２．⑴．アを準用すること。

イ　非常電源及び非常電源回路の配線は、本節 第３ 非常電源によること。

ウ　設置場所

⑺　点検に便利な場所で、火災の際に建物利用者が容易に操作できる場所に設けること。

⑴　温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

⑼　起動装置の設けられた操作部にあっては、操作の容易な場所に設けること。

⑽　多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置にあっては、防災センター等に設けること。

エ　機器

⑺　告示基準等に適合したものであること。

⑴　認定品を使用すること。　◆

⑼　１回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15以下であること。

⑽　自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

オ　表示

多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

⑵　音響装置

音響装置とは、起動装置又は操作部から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれと同等以上の音響を発する機器をもって、必要な音量で報知できる装置をいい、次に適合すること。

ア　設置位置

⑺　音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。

⑴　取付高さは、天井面から0.3m以下で床面から1.5m以上の位置に設けること。

ただし、起動装置と一体となっているものは起動装置の基準により設けることができる。◆

⑼　音量及び音色が他の設備等の音響又は騒音等と明確に判別できるように設けること。

⑽　損傷を受けるおそれのない場所に設けること。

⑻　屋上部分を遊技場等の目的で使用する防火対象物は、当該部分に音響装置を設けること。◆

⑼　音響装置の警報音の音圧は、本節 第11 自動火災報知設備　７．⑵．エによること。

イ　機器

⑺　告示基準に適合したものであること。

⑴　認定品を使用すること。◆

⑼　開放廊下等の雨水の影響を受ける場所及び腐食性ガス等の影響を受ける場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。

⑽　可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

ウ　報知区域

⑺　規則第25条の２第２項第１号ロにより地階を除く階数が５以上で延べ面積が3、000㎡を超える防火対象物にあっては、出火階、直上階等の区分鳴動、当該規模以外の防火対象物は一斉鳴

動とすること。

ただし、区分鳴動としない方が避難上有効と考えられる場合にあっては、規則第25条の２第２項第１号ロによらず、全区域に自動的に警報を発することができる。

⑷　複合装置にあっては、任意の複合装置（起動装置）を操作した場合、音響装置が一斉鳴動するものであること。

ただし、前⑺の規模の防火対象物にあっては、区分鳴動が有効であること。

⑶　起動装置

ア　設置位置

前２．⑸．ア．⑺を準用すること。

イ　機器

前２．⑸．ア．⑷を準用すること。

⑷　表示灯

ア　設置位置

⑺　天井面から0.6m以上離れた位置で、当該起動装置と音響装置のおおむね中間の位置となるように設けること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準により設けることができる。

⑷　通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けてあること。

イ　機器

前２．⑺．イを準用すること。

⑸　複合装置

複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれの単体又は任意に組合せ一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいい、次に適合すること。

ア　設置位置

前⑴から⑷に掲げる基準に適合すること。

イ　機器

⑺　前⑴（エ．㈜を除く。）から⑷に掲げる基準に適合すること。

⑷　１回線に接続できる個数については、20以下であること。

⑹　一体型

一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合せ一体として構成したものをいい、前⑴から⑷に掲げる基準を準用すること。

⑺　配線

本節 第３ 非常電源の基準に準じて設けるほか、次によること。

ア　地階を除く階数が５以上で延べ面積が3、000㎡を超える防火対象物にあっては、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。

イ　複合装置の常用電源の配線と連動端子間（弱電回路）の配線を同一金属管に納める場合は、次によること。

⑺　非常警報設備以外の配線は入れないこと。

⑷　連動端子間の電線は、600Ｖ２種ビニル絶縁電線等で強電用電線を使用すること。

㈜　常用電源線と連動端子間の電線とは、色別すること。

ウ　端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

エ　電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

４　共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備の基準にあっては、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）によるほか、前３．⑵．アの基準の例による。

５　付属品

付属品として、次のものを備えておくこと。

⑴　取扱説明書

⑵　予備品(電球等、ヒューズ及びその他の消耗品)

⑶　回路図

⑷　工具（クロスバ方式の非常電話にあっては、調整用機器、その他のものにあっては当該機器の部品の交換に必要な特殊な工具)

第16　避難器具

1　用語の定義

⑴　取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。

⑵　取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。

ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。

⑶　操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。

⑷　降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下、この第16において「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。

⑸　避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。

⑹　避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。

⑺　取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。

⑻　避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。

⑼　避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。

⑽　固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

⑾　固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

2　避難器具等の選定　◆

次に掲げる防火対象物にあっては、有効性を考慮して、次の⑴～⑷を選定すること。

⑴　不特定多数の者の利用が想定され、又は、収容人員が多数である防火対象物

特別避難階段、屋外避難階段又は告示７号階段（階数によっては避難用タラップ）

⑵　自力避難が困難な者の避難が想定される防火対象物

特別避難階段、屋外避難階段、告示７号階段又はすべり台

⑶　高層である防火対象物

特別避難階段又は屋外避難階段

⑷　前⑴から⑶によらない場合であっても、原則として緩降機及び救助袋（ハッチ収納式救助袋を除く）の設置は行わないこと。

3　設置位置等

各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第16－１表によるほか、次によること。

⑴　避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）

ア　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない。

イ　つり下げ式のものは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することかできる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない。

※　揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書きの降下に支障の生じないものとして取り扱って支障ない。

ウ　避難はしごを使用状態にした場合における最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは0.5m以下であること。

エ　降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は２m以上とすること。

オ　避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、後記５に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

⑵　避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前⑴．イ及びウを準用するほか、次によること。

ア　避難はしごは、つり下げはしごであること。

イ　避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ　避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、後記５に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、 この限りでない。

エ　各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

オ　避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

⑶　緩降機

前⑴．ア及びエを準用するほか、次によること。

ア　床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

イ　緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。

⑷　救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）

ア　斜降式救助袋

前⑴．ア及びエを準用するほか、次によること。

⑺　下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

⑴　袋本体の下部出口部の降着面等からの高さは、無荷重の状態で0.5m以下であること。

イ　垂直式救助袋

袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0、5m以下であること。

ウ　避難器具用ハッチに格納した救助袋

前⑴．ウ及び⑵．イからオまでを準用すること。

⑸　滑り台

前⑴．ア及びエを準用するほか、次によること。

滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

⑹　滑り棒

前⑴．ア及びエを準用するほか、次によること。

滑り棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

⑺　避難ロープ

前⑴．ア、ウ及びエを準用すること。

⑻　避難橋

前⑴．エを準用するほか、次によること。

ア　避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

イ　避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。

ウ　公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。◆

⑺　避難橋の幅は、60㎝以上とすること。

⑴　アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。

⑼　避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から２m以上離れた位置に設けること。

⑵　避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。

⑶　避難橋の付近の適宜の場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。

エ　公共用道路上空に設置する場合は、前ウを準用するほか次によること。◆

⑺　転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあっては、この限りでない。

⑴　移動式の避難橋は、その一端を、ブラケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

⑼　前⑴の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね５m未満の道路とすること。

⑼　避難用タラップ

前⑴．エ．オを準用するほか、次によること。

避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

⑽　避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。◆

第16－１表

	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
避難はしご	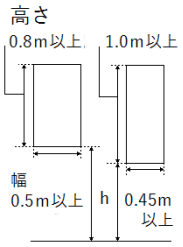 h：壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない ・床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること	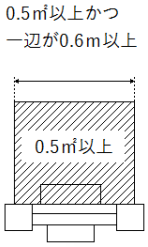 ・器具の水平投影面積は、操作面積から除く ・避難はしごの操作に支障ないこと	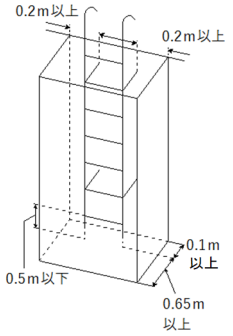 ・縦棒の中心からそれぞれ外方向に0.2m以上及び横桟の全面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 ・縦棒の本数が１本のものとは、横桟の端からそれぞれ横方向に0.2m以上とする	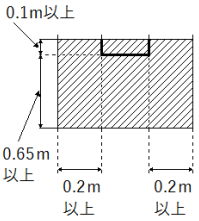 降下空間の水平投影面積以上の面積とする
避難器具用ハッチに収納した金属製避難はしご	直径0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等以上の大きさとする ・0.5㎡以上かつ一辺が0.6m以上 ・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・操作に支障ないこと	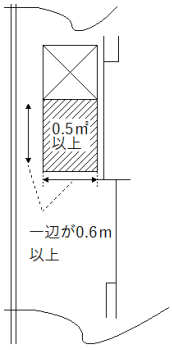	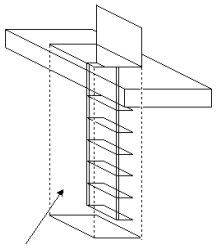 避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲	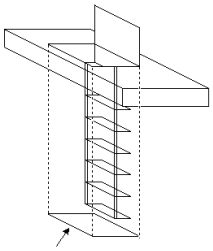 降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全が確保されたもの

	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
緩降機（同時に複数人が降下する構造のものを除く）	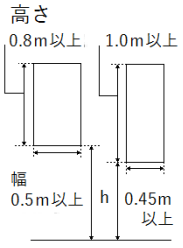 h：壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ・床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること	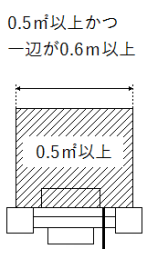 ・器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ・緩降機の操作に支障のないこと	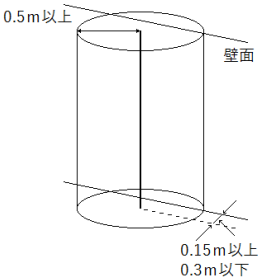 ・壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上0.3m以下となるように設けること ・緩降機を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲以上を確保すること。	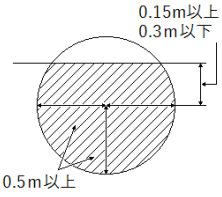
備考	1　0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、突起物を降下空間内に設けることができる 2　降下空間及び避難空地を共有して他の緩降機を設ける場合は器具相互の中心を50㎝まで接近させることができる 3　緩降機を吊り下げるフックの取付け位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとすること			

<table>
<tr><th></th><th colspan="4">設　　置　　位　　置</th></tr>
<tr><th></th><th colspan="2">取　付　部</th><th rowspan="2">降　下　空　間</th><th rowspan="2">避　難　空　地</th></tr>
<tr><th></th><th>開口部の大きさ</th><th>操　作　面　積</th></tr>
<tr><td>救助袋（斜降式）</td><td> 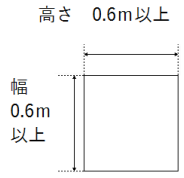

開口部の下端は床から1.2m以下とすること
　ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</td><td> 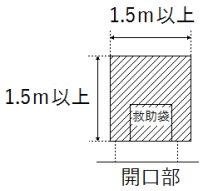

救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすること
　なお、特に操作に支障のない範囲で2.25㎡以上の面積で形状を変えることができる</td><td> 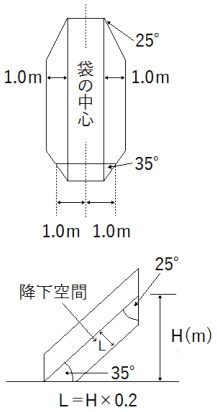
</td><td> 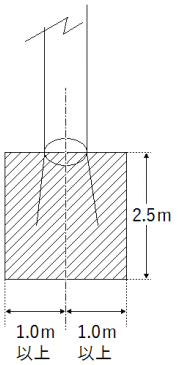
</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">1　開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を設置位置近くの開口部等（設置開口部も含む）から確認できること
2　防火対象物の側面に沿って降下する場合の降下空間は、救助袋と壁面との間隔（最上部を除く）は0.3m（ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方３m以内の場合は．0.3m））以上とすることができる</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th colspan="4">設　　置　　位　　置</th></tr>
<tr><th></th><th>開口部の大きさ</th><th>操　作　面　積</th><th>降　下　空　間</th><th>避　難　空　地</th></tr>
<tr><td>救助袋（垂直式）（避難器具用ハッチに収納したものを除く）</td><td> 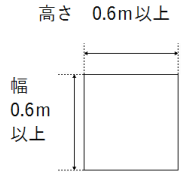

開口部の下端は床から1.2m以下とすること
　ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</td><td> 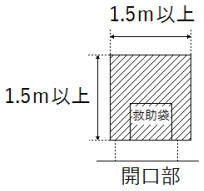

救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行1.5m以上とすること
　なお、特に操作に支障のない範囲で2.25㎡以上の面積で形状を変えることができる</td><td> 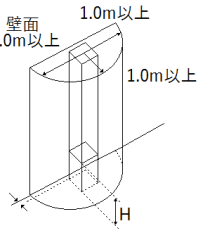

救助袋と外壁の間隔は0.3m以上
(外壁にひさし等の突起物がある場合は、当該突起物の先端との間隔は0.5m以上
　ただし、突起物が入口金具から下方３m以内の場合は0.3m以上)</td><td> 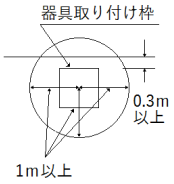

降下空間の水平投影面積以上とする。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">1　降下空間、避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外面を１mまで接近させることができる
2　下部出入口部と降着面等との間隔（H）は、0.5m以下であること</td></tr>
<tr><td>救助袋（避難器具用ハッチに収納したもの）</td><td>直径0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等以上の大きさとする

・0.5㎡以上かつ一辺が0.6m以上
・器具の水平投影面積は操作面積から除く
・操作に支障ないこと</td><td> 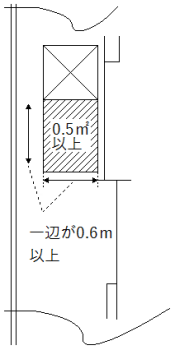
</td><td> 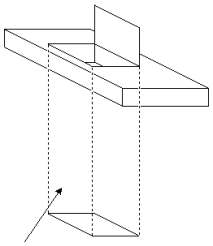
避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱型の範囲</td><td> 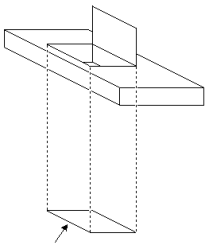
降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th colspan="4">設　　置　　位　　置</th></tr>
<tr><th></th><th>開口部の大きさ</th><th>操　作　面　積</th><th>降　下　空　間</th><th>避　難　空　地</th></tr>
<tr><td>滑り台</td><td>高さ0.8m以上かつ幅は滑り台の滑り面の最大幅以上とする
　開口部の下端床から1.2m以下とすること
　ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</td><td>滑り台の大きさ、形状に応じた操作に必要な面積</td><td> 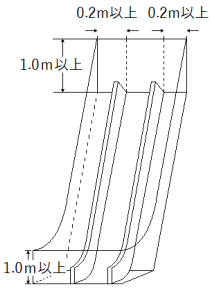

滑り面から上方１m、両端から外方向に0.2m以上</td><td> 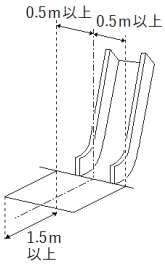

滑り台下部の先端から前方1.5m、滑り台の中心線から左右に0.5m以上</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">避難空地は、滑り台の手すり部分の外側にそれぞれ0.2m以上確保することが望ましい　◆</td></tr>
<tr><td>滑り棒・避難用ロープ</td><td> 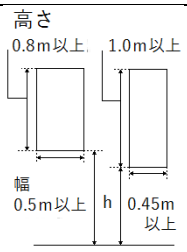

h：壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること
　ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない
・床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること</td><td> 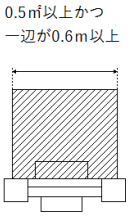

・器具の水平投影面積は操作面積から除く
・避難器具の操作に支障ないこと</td><td> 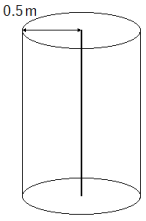

避難ロープを中心とした半径0.5m円柱形の範囲とする
　ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面に対しては、この限りでない</td><td>避難上支障のない広さとする</td></tr>
<tr><td>避難用タラップ・避難橋・避難壁</td><td>高さ1.8m以上、幅は当該器具の最大幅以上</td><td>当該器具を使用するのに必要な広さ</td><td>当該器具の踏面から高さ２m以上及び当該器具の最大幅以上</td><td>避難上支障のない広さとする</td></tr>
</table>

４　取付方法等

避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成８年消防庁告示第２号）による。

避難器具の取付方法は、次のとおりとする。

⑴　避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、下表（第16－２表）のａ欄に掲げる荷重及びｂ欄に掲げる荷重の合成力を、当該避難器具の取付位置に同表ｃ欄に掲げる荷重方向で加えた場合、当該固定部に発生する応力に耐えるものでなければならない。ただし、ｂ欄に掲げる荷重の合成力のうち、地震力又は風圧力にあっては、どちらか一方の大なる方のみとすることができる。

第16－２表

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="3">a　荷重（kN）</th><th>b　付加荷重（kN）</th><th>c　荷重方向</th></tr>
<tr><td colspan="2">避難はしご</td><td colspan="3">有効長（最上部の横桟から最下部の横桟までの長さをいう。）について２ｍ又はその端数ごとに1.95を加えた値</td><td rowspan="4">自重
（取付け具の重量が固定部にかかるものにあってはその重量を含む。以下、第16－２表において同じ。）</td><td rowspan="4">鉛直方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">緩　降　機</td><td colspan="3">最大使用者数に3.9を乗じた値</td></tr>
<tr><td colspan="2">滑　り　棒</td><td colspan="3">3.9</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難ロープ</td><td colspan="3">3.9</td></tr>
<tr><td rowspan="6">救助袋</td><td rowspan="4">垂直式</td><td>袋長が10m以下のもの</td><td colspan="2">6.6</td><td rowspan="4">入口金具重量</td><td rowspan="4">鉛直方向</td></tr>
<tr><td>袋長が10mを超え20m以下のもの</td><td colspan="2">9</td></tr>
<tr><td>袋長が20mを超え30m以下のもの</td><td colspan="2">10.35</td></tr>
<tr><td>袋長が30mを超えるもの</td><td colspan="2">10.65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">斜降式</td><td></td><td>上部</td><td>下部</td><td rowspan="2">入口金具重量
（上部のみ）</td><td rowspan="2">上部俯角70度
下部仰角25度</td></tr>
<tr><td>袋長が15m以下のもの
袋長が15mを超え30m以下のもの
袋長が30mを超え40m以下のもの
袋長が40mを超えるもの</td><td>3.75
5.85
7.35
8.7</td><td>2.85
5.25
6.45
7.5</td></tr>
<tr><td colspan="2">滑　り　台</td><td colspan="3">踊場の床面積１㎡当たり3.3に滑り面１ｍあたり1.3を加えた値</td><td>自重、風圧力、地震力、積雪荷重</td><td rowspan="3">合成力の方向</td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　橋</td><td colspan="3">１㎡当たり3.3</td><td>自重、風圧力、地震力、積雪荷重</td></tr>
<tr><td colspan="2">避　難　用タラップ</td><td colspan="3">踊場の床面積１㎡当たり3.3に踏板ごとに0.65を加えた値</td><td>自重、風圧力、地震力、積雪荷重</td></tr>
</table>

注：１　風圧力：１㎡当たりの風圧力は、次の式によること。
$q = 0.6k\sqrt{h}$　　q：風圧力（kN/㎡）
k：風力係数（１とすること。）
h：地盤面からの高さ（m）
２　積雪荷重：積雪量が１㎡あたり１㎝につき20N以上として計算すること。
３　地震力：建基政令第88条の規定の例によること。

⑵　避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の構造及び強度は、次によること。

ア　取付け具の材料

⑺　次のいずれかに適合するものであること。

a　JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）、JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）又はJIS G 3525（ワイヤロープ）

b　前ａに掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料

c　前ａ又はｂに掲げるものと同等以上の強度及び耐久性を有する材料

⑷　耐食性を有しない材料にあっては、有効な耐食措置が講じられていること。

⑸　雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあっては、次のいずれかに適合するものであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。

ａ　JIS G 4303（ステンレス鋼棒）、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又はJIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

ｂ　前ａに掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

ｃ　前ａ又はｂに掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの

イ　許容応力

⑺　前ア.⑺. ａからｃまでに掲げる材料（以下、この第16において「鋼材等」という。）の許容応力度は、第16－３表の上欄に掲げる種類及び品質に応じ、同表の下欄に掲げる値とすること。

第16－３表

種類及び品質		許容応力度（N/㎟）			
		圧　縮	引　張	曲　げ	せん断
一般構造用鋼材	ＳＳ400 ＳＴＫ400 ＳＴＫＲ400	240	240	240	140
ボルト	黒　皮		190		
	仕　上		240		180

⑷　ワイヤロープの許容引張応力は、切断荷重の１／３とすること。

⑸　鋼材等の溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、第16－４表の上欄に掲げる種類、品質及び溶接方法に応じ、同表の下欄に掲げる値とすること。

第16－４表

種類、品質及び溶接方法			許容応力度（N/㎟）			
			圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	ＳＳ400 ＳＴＫ400 ＳＴＫＲ400	突合せ	210	210	210	120
		突合せ以外	120	120	120	120

ウ　取付け具の強度

取付け具の強度は、一で発生する応力に耐えられるものであること。

⑶　取付け具を固定する場合の工法は、次によること。

ア　建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分に限る。以下、この第16において同じ。）に直接取り付ける場合

⑺　鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。以下、この第16において同じ。）する工法

⑴　金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。以下、この第16において同じ。）

イ　固定ベース（取付け具に作用する外力に対抗させる目的で設けるおもりをいう。以下、この第16において同じ。）に取り付ける工法

ウ　補強措置を講じた部分に取り付ける場合

⑺　柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

⑴　柱、はり等の強度を低下させない工法

⑼　建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法

⑽　その他、前アからウまでに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法

⑷　前⑶に掲げる工法の施工基準は、次によること。

ア　各工法に共通する施工基準

⑺　ボルト及びナット（避難器具用ハッチに用いられるものを除く。）は、次のいずれかに適合する材料で作られていること。

a　JIS G 3123（みがき棒鋼）

b　前a に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料

c　前a 又はb に掲げるものと同等以上の強度及び耐久性を有する材料

⑴　ボルト及びナットのねじ部は、JIS B 0205（メートル並目ねじ）に適合すること。

⑼　ボルトは、呼び径がM10以上のものを使用すること。この場合において、固定部にかかる引張応力を引張り側のボルトの数で除した値が、第16－５表の上欄に掲げるボルトの呼び径に応じ、同表の下欄に掲げる数値以下とすること。

第16－５表

ボルトの呼び径	許容荷重（kN/本）	
	引張荷重	せん断荷重
M10	14	10
M12	20	15
M16	38	28
M20	59	44

⑽　耐食性を有しないボルト及びナット等には、有効な耐食措置が講じられていること。

⑾　雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあっては、次のいずれかに適合するものを用いること。

a　JIS G 4303（ステンレス鋼棒）

b　前a に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

c　前a 又はb に掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの

⑷　ボルト及びナットには、スプリングワッシャ、割ピン等の緩み止めの措置が講じられていること。

⑸　ボルトは、途中に継ぎ目のないものであること。

⑹　ボルトは、増し締めができる余裕のあるねじが切られているものであること。

⑺　ボルト及びナット等の端部で、使用に際して使用者及び器具等に損傷を与えるおそれのあるものには、当該部分をキャップ、カバー等で有効に防護すること。

イ　建築物の主要構造部に直接取り付ける場合の標準工法

⑺　鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し、又はフック掛けする工法

ａ　溶接し又はフック掛けするボルト等（引張り力のかかるものに限る。）は、２本以上であり、かつ、溶接し又はフック掛けする鉄筋は、それぞれ別のものであること。ただし、同一の鉄筋であってもボルト等の相互の間隔（隣接するボルト間の中心から中心までの長さをいう。以下、この第16において同じ。）を0.2m以上として溶接し又はフック掛けする場合にあっては、この限りでない。

ｂ　ボルトを溶接し又はフック掛けする鉄筋は、径９㎜以上、長さ0.9m以上のものとすること。

ｃ　鉄骨にあっては、鉄筋と同等以上の強度を有する部分であること。

ｄ　鉄筋にボルトを溶接する場合にあっては、溶接部に当該鉄筋と同径で長さ0.3m以上の添筋が入れられていること。

ｅ　フック掛けするボルトは、かぎ状に十分折り曲げ、鉄筋又は鉄骨に針金等で緊結すること（第16－１図参照）。

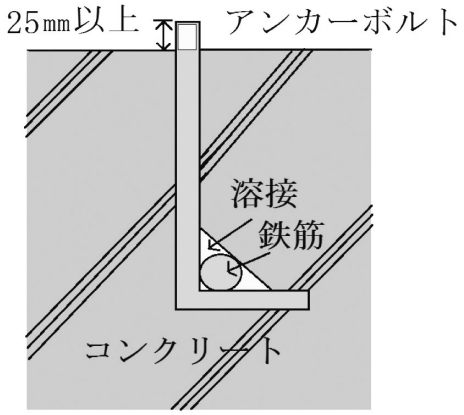

第16－１図　鉄筋溶接にする例

⑴　金属拡張アンカーによる工法（軽量コンクリート及び気泡コンクリートで造られている部分を除く。）

ａ　埋込深さ等と間隔

(a)　埋込深さ（スリーブの長さをいう。以下、この第16において同じ。）は、仕上げ部分（仕上モルタル等の部分をいう。以下、この第16において同じ。）の厚さを除き、第16－６表の左欄に掲げる金属拡張アンカーの呼び径に応じ、同表の中欄に掲げる埋込深さに対し、同表の右欄に掲げる穿孔深さの下限の値となるように施工すること（第16－２図参照）。

第16－６表

金属拡張アンカーの呼び径	埋込深さ（㎜）	穿孔深さの下限（㎜）
M10	40	60
M12	50	70
M16	60	90
M20	80	110

⑹　コンクリートの厚さに対する穿孔深さの限度は、第16－７表によること。

第16－７表

コンクリートの厚さ（㎜）	穿孔深さの限度（㎜）
120	70以下
150	100以下
180	130以下
200	150以下

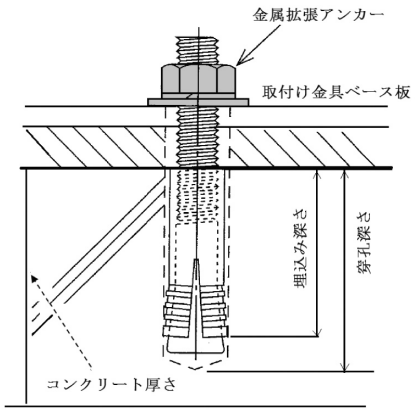

第16－２図

b　金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込深さの3.5倍以上の長さとすること（第16－３図）。

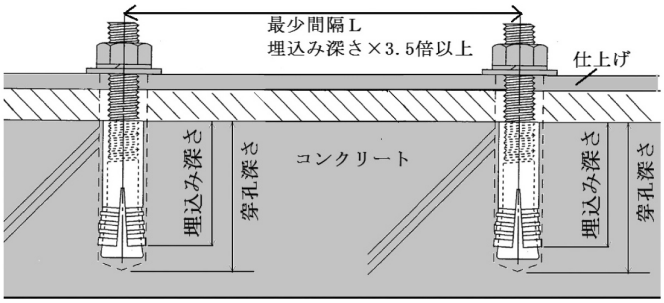

第16－３図

c　金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込深さの２倍以上の長さとすること。

d　金属拡張アンカーは、増し締めのできるおねじ式とすること。

e　アンカーボルトを埋め込むためコンクリートにあける穴は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径にほぼ等しいものであり、くさびが開き始めた状態でボルトが緩まないものであること。

f　コンクリート設計基準強度に応じた金属拡張アンカーの本数及び呼び径は、次式を満たすものであること。

Ｆ／Ｎ＜Ｐ

Ｆ：固定部に発生する応力（キロニュートン）

Ｎ：引張力のかかる金属拡張アンカーの本数。ただし、Ｎ≧２であること。

Ｐ：次の表（第16－８表）に掲げる許容引抜荷重（コンクリート設計基準強度）（キロニュートン）

第16－８表

金属拡張アンカーの呼び径	コンクリート設計基準強度（N/㎟）		
	15以上	18以上	21以上
M10	4.7	5.7	6.7
M12	7.5	8.9	10.5
M16	10.9	13	15
M20	18.5	22.2	26

ウ　固定ベースに取り付ける場合の標準工法

⑺　避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 2803（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

⑴　固定ベースの重量は、前⑴に掲げる応力の1.5倍以上のものであること。

エ　補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

⑺　柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

a　避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 62803（フック）。離脱防止装置付きのものに限る。）等を設けること。

b　鋼材等の挟み込み部は、固定部の柱、はり上を移動しないよう十分締め付けること。

⑴　主要構造部又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法（気泡コンクリートを除く。）

a　補強用の鋼材等は、厚さ3.2㎜以上で0.1ｍ角以上の平板又はこれと同等以上の強度を有する形鋼とすること。

b　ボルトの間隔は、0.2m以上とすること。ただし、ボルト間に鉄筋がある場合は、0.15m以上とすることができる。

c　貫通ボルト（引張り力のかかるもの。）は２本以上とし、当該ボルトは締めつけ時に回転しない措置が講じられたものであること。

⑸　避難器具用ハッチを設ける場合は、前⑴．⑶及び⑷．ア．㈠からエまでの例によるほか、次にること。

ア　避難器具用ハッチの構造は、次によること。

㈠　本体、上ぶた、下ぶた（避難器具用ハッチを屋外に設置する場合に限る。）及び取付金具（避難器具用ハッチに避難器具を取り付けるための部分をいう。）等により構成されるものであること。

㈡　本体は、次によること。

a　板厚は、1.2㎜以上とすること。ただし、取付金具を固定する部分については、３㎜以上とすること。

b　上端は、床面から１㎝以上の高さとすること。

㈢　上ぶたは、次によること。

a　蝶番等を用いて本体に固定し、かつ、容易に開けることができるものであること。

b　おおむね180度開くことができるものを除き、次の⒜又は⒝によること。

⒜　おおむね90度の開放状態でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。

⒝　手掛けを設けること。

c　板厚は、２㎜以上とすること。ただし、２㎜以上の板厚と同等以上の強度及び耐久性を有するよう補強等の措置を講じる場合にあっては、板厚を1.5㎜以上とすることができる。

㈣　下ぶたは、次によること。

a　直径６㎜以上の排水口を４個以上設け、又は、これと同等以上の面積の排水口を設けること。

b　おおむね、90度開くものであること。

c　板厚は、1.2㎜以上とすること。

㈤　足掛けを設ける場合は、次によること。

a　本体に固定すること。

b　足掛けにすべり止めの措置が講じられていること。

㈥　手掛け及びアームは、丸棒を用いるものにあっては、直径８㎜以上、板加工をするものにあっては、板厚1.5㎜以上、平鋼を用いるものにあっては、板厚３㎜以上とすること。

㈦　取付金具は、次によること。

a　板厚は、1.5㎜以上とすること。

b　本体への取付けにボルトを用いるものにあっては、当該ボルトの直径は、10㎜以上とすること。

㈧　避難器具が、確実かつ容易に取り付けられる構造であること。

㈨　避難上有効な開口部の大きさ（避難器具を展張した状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接する大きさ以上であること。

㈩　三動作以内で確実かつ容易に避難器具を展張できるものであること。

イ　避難器具用ハッチに用いる部品は、次の表（第16－９表）の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。

第16－９表

部　品	材　　料
本体 ふた フランジ	JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯）
取付金具 手掛け 足掛け アンカー	JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 4303（ステンレス鋼棒） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯） JIS G 4308（ステンレス鋼線材） JIS G 4315（冷間圧造用ステンレス鋼線） JIS G 4317（熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼） JIS G 4320（冷間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼）
蝶番 ピン ボルト ナット ワッシャー リベット	JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管） JIS G 4303（ステンレス鋼棒） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼版及び鋼帯） JIS G 4308（ステンレス鋼線材） JIS G 4314（ばね用ステンレス鋼線） JIS G 4315（冷間圧造用ステンレス鋼線）
ワイヤロープ	JIS G 3535（航空機用ワイヤロープ） JIS G 3540（操作用ワイヤロープ）

備考　本体、ふた、蝶番、ピン、ボルト、ナット、ワッシャー及びリベットの材料は表の右欄に掲げるもののうち、オーステナイト系であって、SUS304の記号で表される材料以上の孔食電位（JIS G 0577により計測される。）を有するものと、取付金具、手掛け、足掛け、アンカー及びワイヤロープの材料は表の下欄に掲げるもののうち、オーステナイト系の種類のものとする。

ウ　避難器具用ハッチの固定方法は、前⑵．イによるほか、次によること。

ただし、これらと同等以上の工法により設置する場合は、この限りでない。

⑺　避難器具用ハッチを埋め込む場合の床又はバルコニー等は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とするほか、避難器具用ハッチの固定用のボルト、ブラケット及びフック等（以下、この第16において「ブラケット等」という。）の強度は、次の式を満たすものであること。

Ｆ／Ｎ＜Ｓ

Ｆ：固定部に発生する応力（kN）

Ｓ：材料の許容せん断荷重（kN）

Ｎ：ブラケット等の数。ただし、Ｎ≧４であること。

⑴　外側にフランジを設けた避難器具用ハッチをバルコニー等の開口部に落とし込む場合は、フランジの強度が、一で求められる固定部に発生する応力に耐えられるものであること。

⑵　アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものは、丸棒を用いるものにあっては、直径９㎜以上、板加工をするものにあっては、板厚1.5㎜以上とし、固定箇所を４カ所以上とすること。

㈡　フランジにより建物に取り付ける構造のものにあっては、フランジの幅又は板厚は、それぞれ次に掲げる数値以上とし、４カ所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。

ａ　フランジの幅　５㎝

ｂ　フランジの板厚　1.2㎜

㈢　ボルト・ナットには、スプリングワッシャ、割ピン及びダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。

㈣　ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう設置されていること。

エ　雨水等のかかるおそれのあるバルコニー等に避難器具用ハッチを設ける場合にあっては、床面等に適当な傾斜を設けるとともに、排水設備を設けること。

オ　避難器具用ハッチには、次に定める事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

㈠　避難器具用ハッチである旨の表示

㈡　製造者名

㈢　製造年月

㈣　使用方法

㈤　取扱い上の注意事項

⑹　固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあっては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引抜荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。

この場合において試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜き力を測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクとすること。

Ｔ＝0.24ＤＮ

Ｔ：締付トルク　kNcm

Ｄ：ボルト径　cm

Ｎ：試験荷重（設計引抜荷重）　kN

⑺　斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下、この第16において「固定具」という。）の構造、強度及び降着面等への埋設方法は、前⑴及び⑵を準用するほか、次によること。

ア　固定具の構造及び強度

㈠　固定具は、ふたを設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下、この第16において「固定環等」という。）を設けたものであること。

㈡　固定環等は、直径16㎜以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でできたものであること。

ａ　JIS G 4303（ステンレス鋼棒）

ｂ　前ａに掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似している材料

ｃ　前ａ若しくはｂに掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有する材料又は同等以上の強度及び耐食措置が講じられた材料

㈢　固定環等が環である場合にあっては、降着面等に対し下表（第16－10表）の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。

第16－10表

袋長（m）		荷重（kN）	荷重方向（下部支持装置の展張方向）
斜降式	袋長が15以下のもの	2.85	仰角25度
	袋長が15を超え30以下のもの	5.25	〃
	袋長が30を超え40以下のもの	6.45	〃
	袋長が40を超えるもの	7.5	〃

㈡　固定環等が横棒である場合にあっては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を90度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し第16－２表の引張荷重に耐えられるように十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

㈢　ふた及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、かつ、次のいずれかに適合するものであること。

ａ　JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）

ｂ　前ａに掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

ｃ　前ａ又はｂに掲げるものと同等以上の耐食性を有するもの

㈣　ふたは、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、ふたの表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されているものであること。

㈤　箱の内部に雨水等が滞留しないよう有効な水ぬき措置が講じられていること。

㈥　箱は、内部の清掃が容易にできる大きさであること。

イ　固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。

㈠　固定部から救助袋を緩みのないよう展張した場合、降着面等とおおむね35度となる位置とすること。また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。

㈡　土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。

㈢　通行の支障とならないように設けること。

５　避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は次によること。

⑴　不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。

ただし、建基政令第112条の適用がある場合にあっては、当該規定によること。

⑵　避難器具専用室は、避難に際し支障ない広さであること。

⑶　避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。

⑷　避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ1.8m以上、幅0.75m以上の防火戸（建基法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるものに限る）を設けること。

⑸　避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。

ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。

⑹　上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。

⑺　上昇口には、金属製のふたを設けること。

ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。

⑻　上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面から距離が1.2m以上になるように設けること。

ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。

⑼　上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね180度開くものを除き、取付面と90度以上の角度でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。

⑽　上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

６　標識

⑴　避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、第16－11表によること。

第16－11表

種別	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦　12cm 横　36cm	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものであること。 （例） 白地に黒文字	・「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載。 ・文字の大きさは１cm以上　◆
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等			
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦　30cm 横　60cm ただし、明確に読み取れる場合は、この大きさによらないことができる	同上　◆	・図及び文字等を用いて分かり易く表示すること。 ・文字の大きさは１cm以上　◆

備考
1　設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、設置しないことができる。
2　設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。
3　前２の兼用する場合の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれお30cm以上及び60cm以上とすること。　◆
4　使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って、設置しないことができる。

⑵　特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い　◆

避難器具を設置し、又は格納する場所（以下、この第16において「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。

ア　避難器具設置等場所の出入口における識別措置

避難器具等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に認識できるような措置（以下、この第16において「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講じること。容易に認識できる大きさ（縦30㎝、横30㎝以上）とし、破損や汚損がないような方法で「○○○設置場所」（○○○は避難器具名）等と表示すること。

イ　避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあっては、当該付室をいう。以下、この第16において同じ。）の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識（以下、この第16において「避難器具設置等場所配置図」という。）は、次によること。

⑺　避難器具設置等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所の他、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

⑴　避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、両方の箇所に設置することを妨げるものではないこと。

⑼　避難器具設置等場所配置図は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。

ウ　設置場所識別措置等の省略

⑺　設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあっては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。

⑴　避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室から避難器具が設置されていることが容易に認識できる場合は、「設置等場所出入口の識別措置」を省略することができる。

⑶　降下地点表示　◆

降下地点には、必要に応じて降下地点の表示を行うものとする。

7　設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。

8　避難器具の格納

⑴　避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設備場所等に応じて、保護するために格納箱等に収納すること。

⑵　格納箱は、避難器具の操作に支障とならないものであること。

⑶　避難器具の格納箱等は、避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあっては、耐食措置を施したものであること。

⑷　屋外に設けるものにあっては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

９　その他

避難器具の設置に関して、予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場所と同等以上の効力があると認められるときにおいては、本基準は適用しない。

10　告示７号階段の基準

告示７号階段とは、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の各号に該当するものとする。

なお、「直接外気に開放された」とは常時開放の状態をいうもので、自動火災報知設備連動開放等の窓は含まれない（第16－４図参照）。

⑴　開口部の面積は、２㎡以上であること。

⑵　開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の500㎠以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合には、この限りでない。

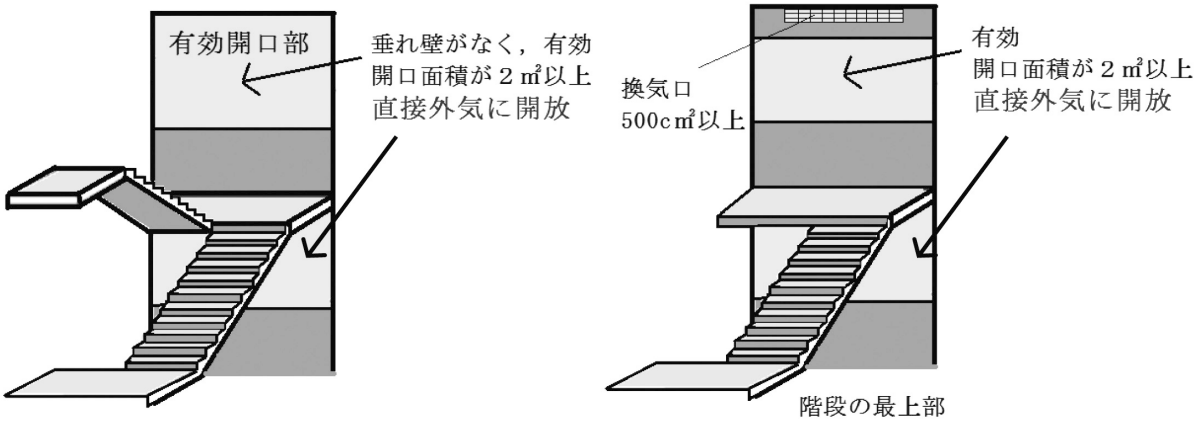

第16－４図

11　避難器具を設置しないことができる防火対象物の階

特定主要構造部を耐火構造としたもののうち、次の⑴から⑶のいずれかに該当するものは、当該階に避難器具を設置しないことができる。

⑴　政令別表第１⑴項から⑻項までに掲げる防火対象物にあっては、次のアからオまでに、同表⑼項から⑾項までに掲げる防火対象物にあっては、次のウ、エ及びオに、同表⑿項及び⒂項に掲げる防火対象物にあっては次のエ及びオに該当すること（第16－５図参照）。

ア　開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ　前アの区画された部分の収容人員が、政令第25条第１項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の収容人員の数値未満であること。

ウ　壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備が、当該階の主たる用途に供するすべての部分に、政令第12条に定める技術上の基準に従い、若しくは当該技術上の基準の例により設けられていること。

エ　直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。

オ　バルコニー等が避難上有効に設けられているか、又は２以上の直通階段が相互に隔たった位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分から２以上の異なった経路によりこれらの直通階段の

うちの２以上のものに到達しうるように設けられていること。

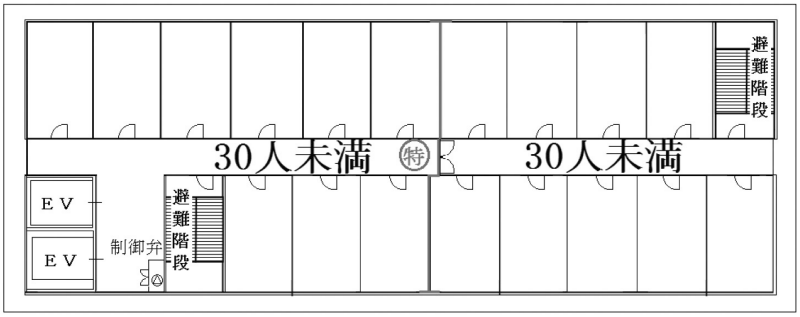

ホテルの階で，区画ごとの収容人員が30人未満であり，有効にバルコニーが設置され，かつ，スプリンクラー設備が設けられていることで，避難器具の設置を要しない場合の例

第16－５図

⑵　居室の外気に面する部分にバルコニー等（政令別表第１⑸項及び⑹項に掲げる防火対象物にあっては、バルコニーに限るものとし、第２章 第１節 第10 二方向避難 ３．⑶の「バルコニー等」の基準を準用する。）が避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニー等から地上に通ずる階段が設けられ、又は他の建築物に通ずるため、渡り廊下若しくは避難橋が設けられていること（第16－６図参照）。

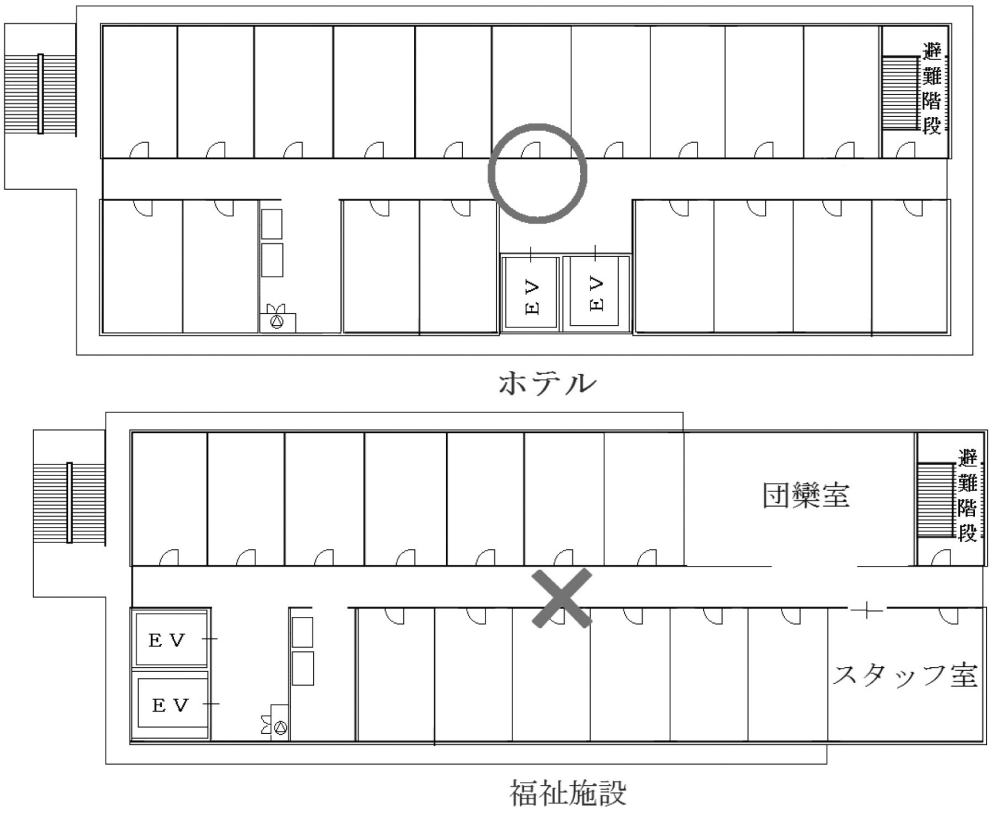

団らん室やスタッフ室から有効にバルコニーへの避難ができないため不可

第16－６図

⑶　居室又は住戸から直通階段に直接通じており、当該居室又は住戸の当該直通階段に面する開口部

には特定防火設備である防火戸（防火シャッターを除く。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は次のア及びイに定める構造のものを設けたものであること。

ア　随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

イ　直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75㎝以上、1.8m以上及び15㎝以下であること。

12　特例基準　（兵庫県消防用設備等の特例基本基準　第38条）

⑴　政令別表第１⑺項及び⑮項に掲げる防火対象物の階で、次のアからウまでのすべてに該当する場合については、避難器具を設置しないことができる（第16－７図、第16－８図参照）。

ア　特定主要構造部が耐火構造であること。

イ　当該階の居室の出入口部分から２以上の異なった経路により直接階段に到達し得ること。

ウ　居室の出入口から１の直通階段に至る歩行距離が25m以下であること。

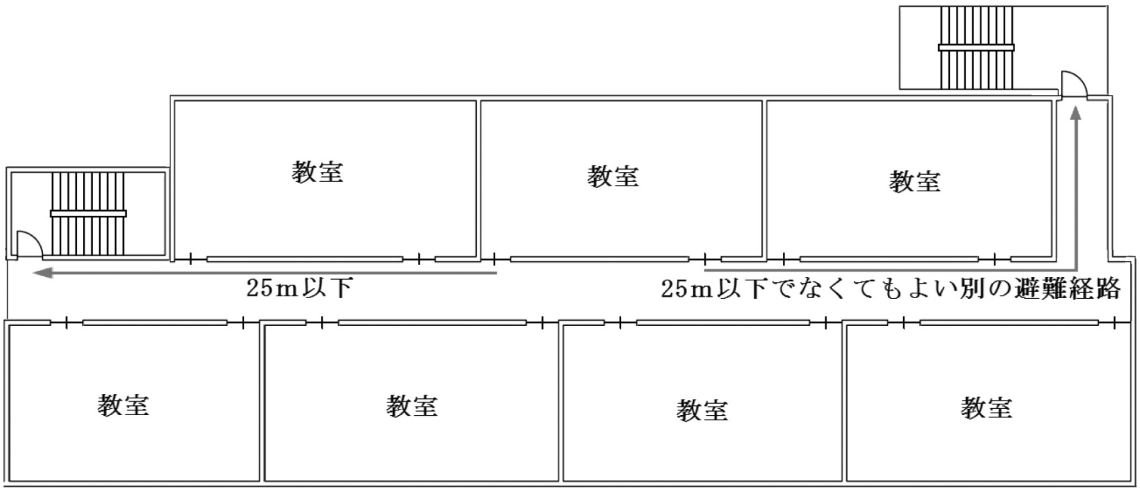

特例が適用される場合の例（第16－７図）

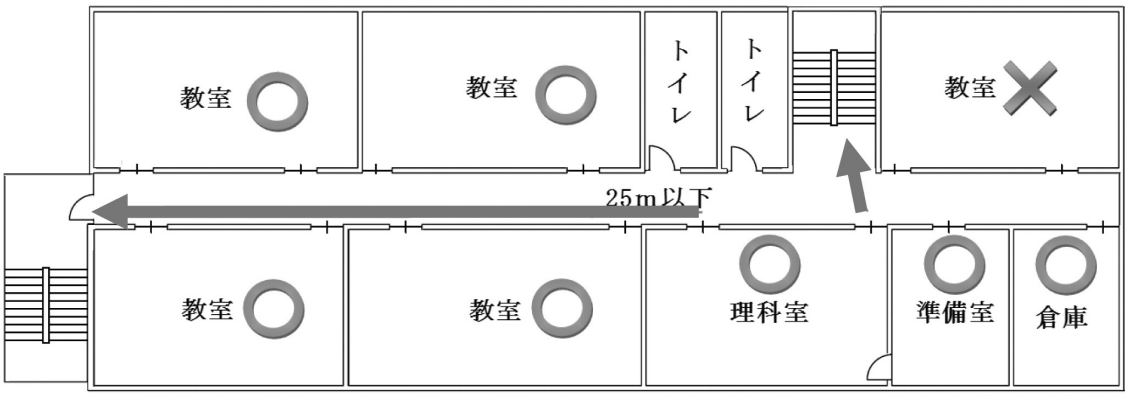

※準備室，倉庫等，居室でない部屋や使用者が限りなく少なく，かつ，限定されている場合は１方向のみでよい。

第16－８図（特例が適用されない場合の例）

⑵　建基法上必要な個数の階段以外に設ける階段（屋外に設けるものに限る。）が避難上有効に設置される場合については、１の避難器具とみなすことができる。この場合の階段の寸法は、次のアか

らウによる（第16－９図参照）。

ア　階段及びその踊場の幅は75㎝以上であること。

イ　けあげの寸法は22㎝以下であること。

ウ　踏面の寸法は21㎝以上であること。

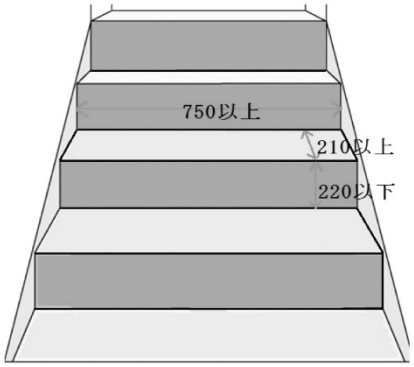

※図中の単位は㎜

第16－９図

⑶　弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合には、条例第41条の避難用タラップ等の設置を免除することができるものとする。

⑷　政令第25条に規定する避難器具については、弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができ、さらに、建基政令に規定する特別避難階段に準じた避難階段（前室は防火防煙区画され、排煙機能を有するものに限る。）が１以上設けられていることにより、政令第25条第２項第１号に定める個数を減ずることができるものとする。

第17　誘導灯及び誘導標識

1　用語の定義

⑴　誘導灯とは、火災時、防火対象物内に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示する灯火をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいう。

※　誘導灯は、常に灯火によりシンボル等の見やすさ、気づきやすさ及び学習効果を高めているものである。

⑵　誘導標識とは、火災時、防火対象物内に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。

⑶　中輝度蓄光式誘導標識とは、JIS Z 8716の常用光源蛍光ランプD65（この第17において「蛍光ランプ」という。）により照度200lxの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面（以下、この第17において「照射後表示面」という。）が24mcd/㎡以上100mcd/㎡未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第28条の２第１項第３号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。以下、この第17において同じ。）をいう。

⑷　高輝度蓄光式誘導標識とは、照射後表示面が100mcd/㎡以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

⑸　点滅装置等とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球、蛍光ランプ又はＬＥＤ光源を点滅する装置をいう。なお、出火場所に応じて進入禁止を表示する避難口誘導灯を設けた場合も同様とする。

⑹　誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。

⑺　信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を中継（階段室に設置された自動火災報知設備の煙感知器の動作信号を演算処理する機能も含む。）し、又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。

⑻　避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。

⑼　居室とは、建基法第２条第４号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。

⑽　廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。

⑾　避難口とは、規則第28条の３第３項第１号に定める出入口及び場所をいう。

⑿　外光等とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

⒀　主要な避難口とは、避難階においては、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいい、避難階以外の階では直通階段出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）をいう。

⒁　非常用の照明装置とは、建基政令第126条の４に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等も含め、建基法令の技術基準に適合しているものをいう。

⒂　「容易に見通し、かつ識別できる」とは建物の構造や什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合でも、概ね５ｍ移動することにより出

入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見通し、かつ識別できるものとみなす。

２　構造及び性能

誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、規則第28条の３第１項及び第２項によるほか、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第２号。以下、この第17において「誘導灯告示」という。）等によること。

誘導標識にあっては原則として認定品を使用すること。◆

３　誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、政令第26条第１項ただし書及び規則第28条の２の規定によるほか、次によること。

⑴　避難階（無窓階を除く。）の場合

ア　防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の３第３項第１号イに掲げる避難口）を容易に見通し、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない(第17－１図参照)。

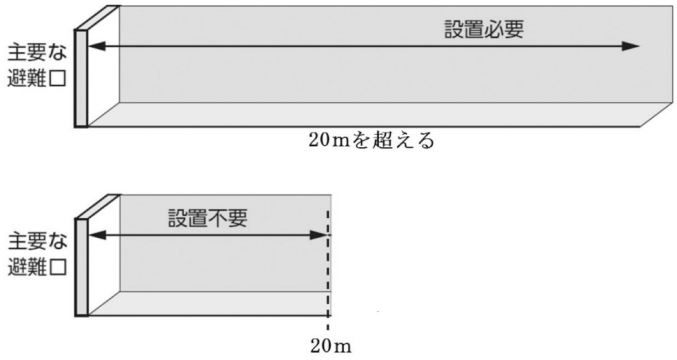

第17－１図

イ　防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の３第３項第１号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通し、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第17－２図）。

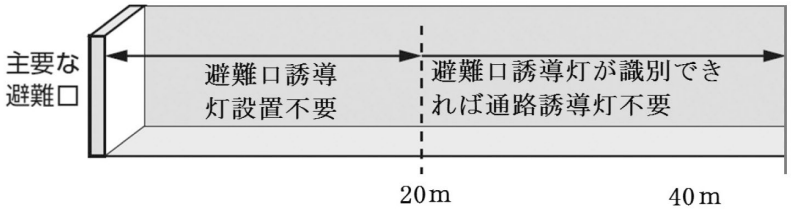

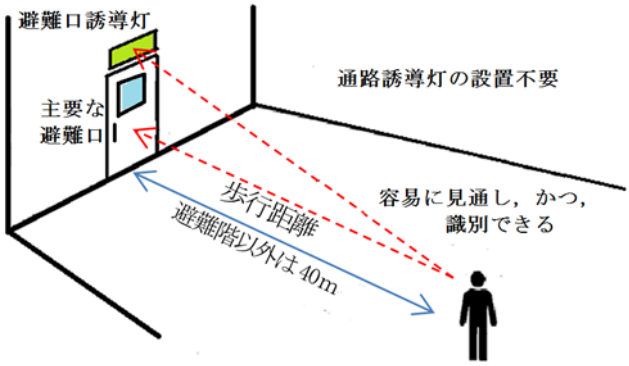

第17－２図

⑵　避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

ア　防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の３第３項第１号ロに掲げる避難口）を容易に見通し、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない(第17－３図参照)。

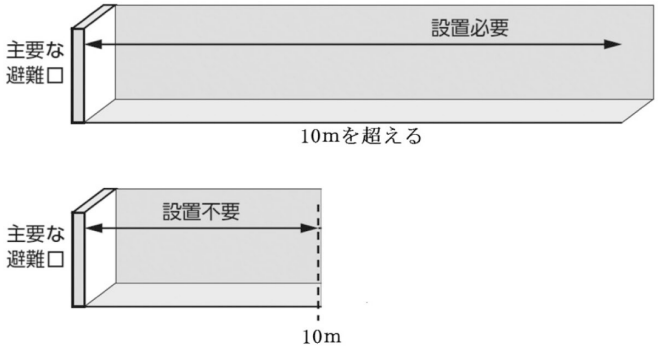

第17－３図

イ　防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の３第３項第１号ロに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通し、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。(第17－４図参照)。

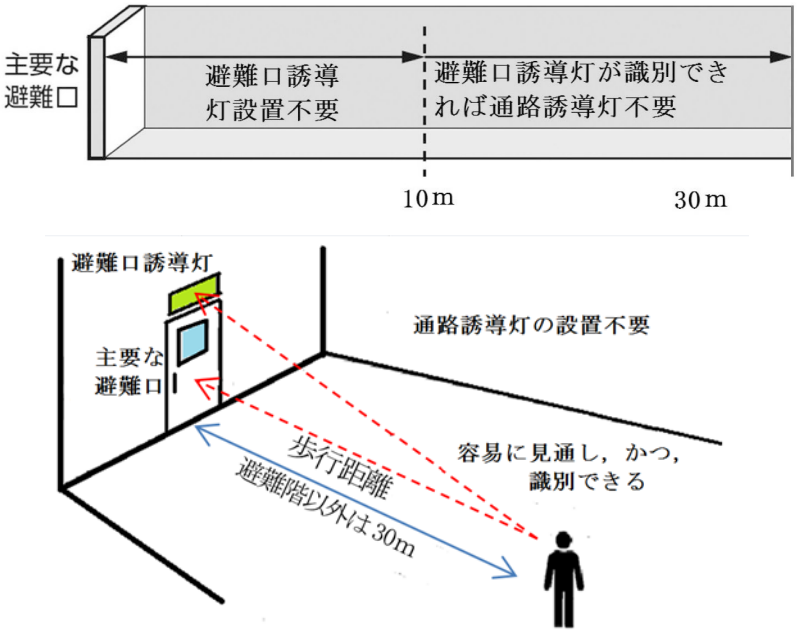

第17－４図

⑶　階段又は傾斜路

階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

なお、屋外階段であっても、周囲の状況により十分な照度が確保できず、非常用の照明装置が設置されていない場合は、原則として階段通路誘導灯の設置が必要である。◆

⑷　住居の用に供する部分

ア　政令別表第１⑴項から⑯項までに掲げる防火対象物のうち、住居の用に供する部分に設置する誘導灯は、規則第28条の３第３項第１号イ、ロ又はハの規定にかかわらず、設置しないことができるものとする。

イ　通路誘導灯を設置しなければならない部分で、個人の住居の用に供する階段部分は、政令別表第１⑴項から⑯項までに掲げる防火対象物又はその部分のうち、住居の用に供する階段部分においては、当該階段部分から主要な避難口を容易に見通し、かつ、識別することができる場合、規則第28条の３第３項第２号の規定にかかわらず、誘導灯を設置しないことができる。

⑸　客席の部分

ア　政令別表第１⑴項に掲げる防火対象物（床面積が500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。）の避難階で㈠から㈢に該当するものは避難口誘導灯の設置を要しない(第17－５図参照)。

㈠　客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下、この第15において同じ。）を２以上有すること。

㈡　客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口までの歩行距離が20m以下であるもの。

㈢　全ての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

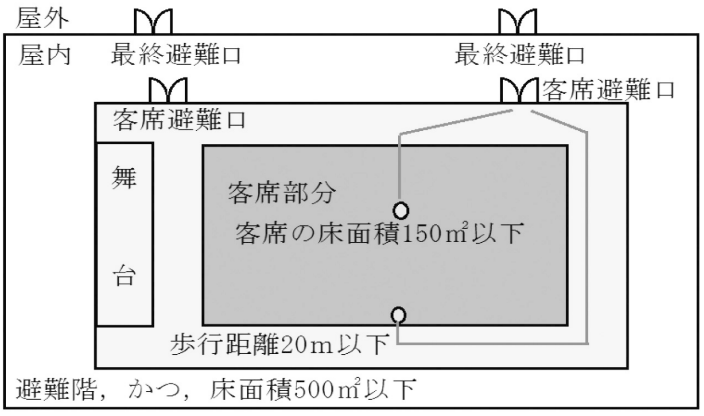

※誘導標識は30ｍ以下

第17－５図

イ　政令別表第１⑴項に掲げる防火対象物（床面積が500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。）の避難階で次の㈠から㈢に適合するものは誘導標識の設置を要しない。

⑺　客席避難口を２以上有すること。

⑴　客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

⑼　全ての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

ウ　客席誘導灯は、避難口誘導灯により床面の水平面照度が0.21x以上となる部分又は屋外（これに相当する部分を含む。）で、他の照明により避難上有効な場合若しくは昼間のみ使用する場合は、政令第32条の規定を適用し設置しないことができる。

⑹　特殊な場所

政令別表第１の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下、この第17において「冷凍庫」という。）の用途に供される部分に設置する誘導灯は、次によること。

ア　次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

⑺　冷凍庫内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合。

⑴　出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度（床面において50lx以上の場合をいう。以下、この第17において同じ。）を有している場合。

⑼　通路部分の曲折点が１以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合。

イ　次のいずれかに適合する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

⑺　冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上有効な照度を有している場合。

⑴　冷凍庫に直接面した荷さばき所で、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路部分が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が誘導標識の設置基準により設置されている場合。

ウ　開放の屋外階段が整然と確保されており、かつ、一般照明が十分な照度を有している屋外階段。

⑺　避難口誘導灯の設置を要しない居室

防火対象物の避難階（地階及び無窓階を含む。）にある居室で次のアからカに該当するものは避難口誘導灯の設置を要しない(第17－６図参照)。

ア　直接地上に通ずる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

イ　室内の各部分から、避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

ウ　避難口の上部又はその直近に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

エ　高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するため必要な照度が、次のいずれかであること。

（高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が15m未満となる場合に限る。）

⑺　停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面

において、100mcd/㎡以上の平均輝度となる照明を確保すること。

⑷　設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識の設置個所における照度は200lx以上であること。

オ　前エによるほか、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上となる場合には、次によること。

⑺　次式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。

$h \geqq D／150$

Ｄ：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離〔m〕

ｈ：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法〔m〕

⑷　20分間経過した後の表示面が、300mcd/㎡以上の平均輝度となる照明を確保すること。

カ　高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい物を設けないこと。

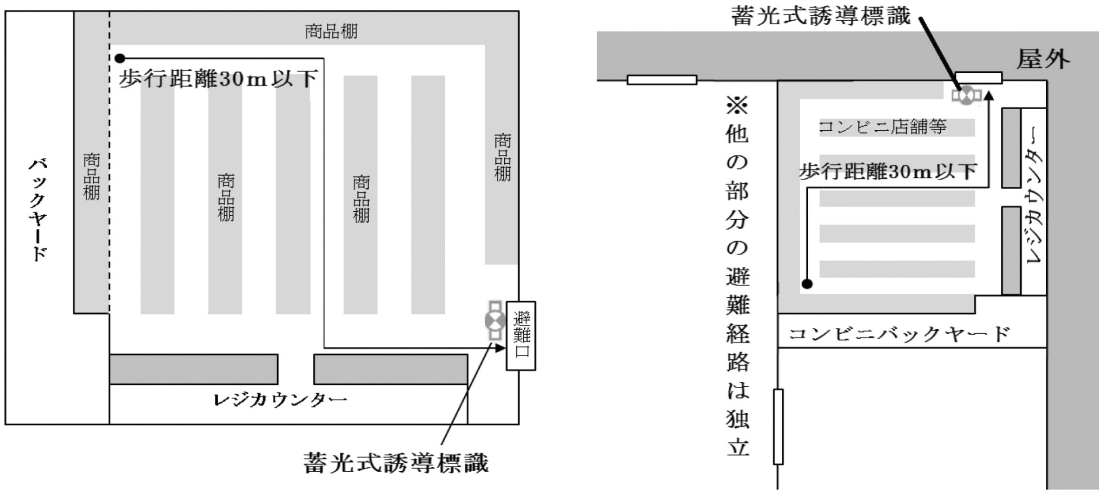

第17－６図

⑻　地階及び無窓階において避難口誘導灯の設置を要しない室

次のア、イに該当する室については、政令第32条を適用し、避難口誘導灯の設置を要しない。

ア　防火対象物の避難階のうち、室の面積が100㎡未満（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400㎡）であり、避難口が容易に見通せるもの

イ　アに掲げるものの他、室の床面積が50㎡未満であり、避難口が容易に見通せるもの

⑼　誘導標識

ア　防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見通し、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるもの（第17－７図参照）。

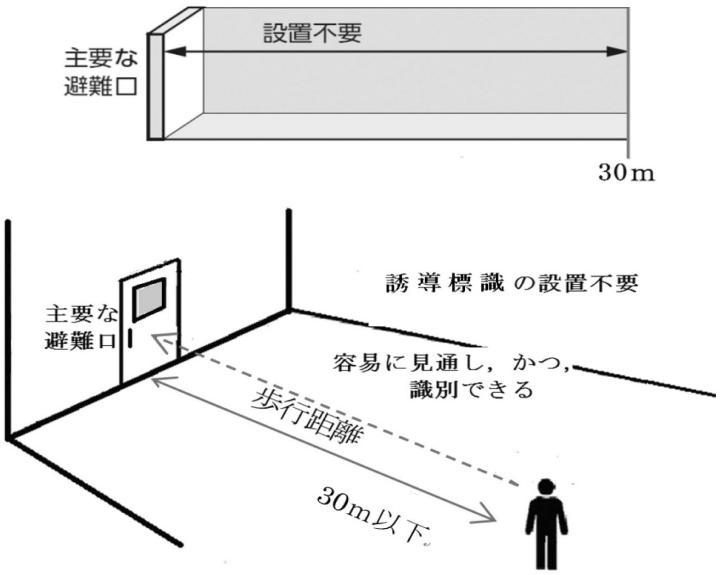

第17－７図

イ　前アのほか、避難階にある居室で次の⑺及び⑴に該当するもの

⑺　主要な避難口を有すること。

⑴　室内の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見通し、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

⑽　複合型居住施設の場合

政令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物のうち、⑸項ロ並びに⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、10階以下の階に存する⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。）は避難口誘導灯の設置を要しない（第17－８図参照）。

ア　居室を、準耐火構造の壁及び床（３階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

イ　壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

ウ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が８㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が４㎡以下であること。

エ　ウの開口部には、防火戸（３階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、２以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が４㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

⑺　随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

⑷　居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

オ　⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

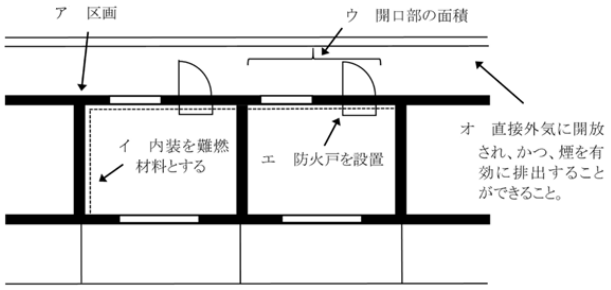

第17―８図

⑾　民泊施設等の場合

政令別表第１⑯項イに掲げる防火対象物のうち、⑸項イ及びロ並びに⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからウまで並びに前⑽イ及びウに定めるところにより、10階以下の階に設置される区画を有するものの⑸項イ並びに⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階を除く。）は避難口誘導灯の設置を要しない。

ア　居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

イ　区画する壁及び床の開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは前⑽エ⑺及び⑷に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、２以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が４㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

ウ　⑸項イ並びに⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

⑿　小規模特定用途複合防火対象物の場合

小規模特定用途複合防火対象物（政令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分は、避難口誘導灯の設置を要しない。

４　誘導灯の設置・維持に関する技術上の基準

⑴　誘導灯の区分

ア　誘導灯については、①避難口の誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の次の３つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は第17－１表のとおりであること。

第17－１表

<table>
<tr><th>区分</th><th>設置場所</th><th colspan="2">主な目的</th></tr>
<tr><td>避難口誘導灯</td><td>避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）</td><td colspan="2">避難口の位置の明示</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通路誘導灯</td><td rowspan="2">廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場合</td><td>階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの</td><td>避難の方向の明示</td></tr>
<tr><td>階段又は傾斜路に設けるもの</td><td>・避難上必要な床面照度の確保
・避難の方向の確認</td></tr>
<tr><td>客席誘導灯</td><td>令別表第１⑴項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席</td><td colspan="2">避難上有効な床面照度の確保</td></tr>
</table>

イ　避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。下記⑵及び⑶において同じ。）については、その視認性（見通し、表示内容の認知、誘目性）に関連する①表示面の縦寸法と②表示面の明るさ（＝表示面の平均輝度×面積）により、それぞれＡ級、Ｂ級及びＣ級に細区分されていること。

第17－２表

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>表示面の縦寸法（m）</th><th>表示面の明るさ（cd）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">避難口誘導灯</td><td>Ａ級</td><td>0.4以上</td><td>50以上</td></tr>
<tr><td>Ｂ級</td><td>0.2以上0.4未満</td><td>10以上</td></tr>
<tr><td>Ｃ級</td><td>0.1以上0.2未満</td><td>1.5以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通路誘導灯</td><td>Ａ級</td><td>0.4以上</td><td>60以上</td></tr>
<tr><td>Ｂ級</td><td>0.2以上0.4未満</td><td>13以上</td></tr>
<tr><td>Ｃ級</td><td>0.1以上0.2未満</td><td>５以上</td></tr>
</table>

また、誘導灯の誘目性（気付きやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲が規定されていること。

第17－３表

電源の別	区分		平均輝度（cd/㎡）
常用電源	避難口誘導灯	Ａ級	350以上　　800未満
		Ｂ級	250以上　　800未満
		Ｃ級	150以上　　800未満
	通路誘導灯	Ａ級	400以上　1,000未満
		Ｂ級	350以上　1,000未満
		Ｃ級	300以上　1,000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上　　300未満
	通路誘導灯		150以上　　400未満

⑵　誘導灯の有効範囲

ア　避難口の誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の⑺又は⑴に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲であること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

⑺　第17－４表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、Ａ級にあっては縦寸法0.4m、Ｂ級にあっては0.2m、Ｃ級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。

第17－４表

区分			距離（m）
避難口誘導灯	Ａ級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	Ｂ級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	Ｃ級　※		15
通路誘導灯	Ａ級		20
	Ｂ級		15
	Ｃ級		10

※　避難口の誘導灯のうちＣ級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと（誘導灯告示第５第１号⑹イただし書）。

⑴　次の式に定めるところにより算出した距離

Ｄ＝ｋｈ

Ｄは、歩行距離（単位　ｍ）

ｈは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位　ｍ）

ｋは、第17－５表の左欄に掲げる区分応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第17－５表

区分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a　区分:避難口誘導灯Ａ級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面縦寸法：0.5m

150×0.5＝75m

b　区分：避難口誘導灯Ｂ級（避難の方向を示すシンボルあり）

表示面縦寸法：0.3m

100×0．３＝30m

c　区分：通路誘導灯Ａ級

表示面縦寸法：0.5m

50×0.5＝25m

イ　前アにかかわらず、当該誘導灯を容易に見通すことができない場合又は識別することができない場合にあっては、当該有効範囲の部分に限り当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とすること。なお、その具体的な例図は、第17－６表のとおりであること。

ウ　誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

第17－６表　　誘導灯を容易に見通しかつ識別することができない例

誘導灯を容易に見通しかつ識別することができない例	備考
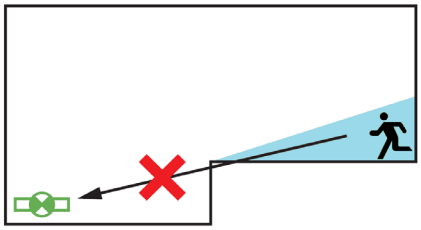 ※　壁面があり陰になる部分がある場合	
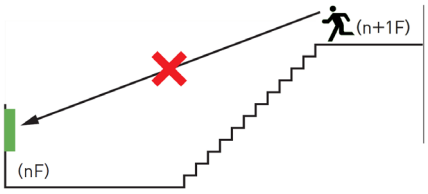 (n+1F) (nF) ※　階段により階数がかわる場合	
※　防煙壁がある場合 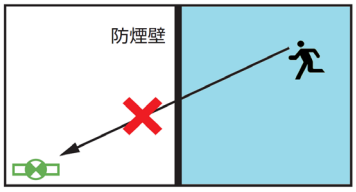 防煙壁 ※　0.4m以上のはりがある場合 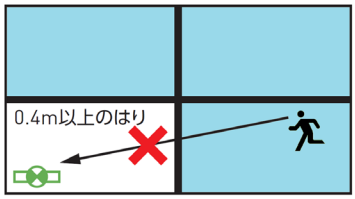 0.4m以上のはり	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見通せるものとするが、そうでない場合は見通しはきかないものとする。
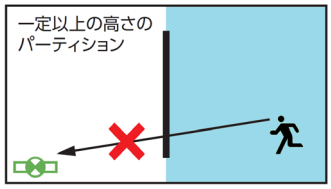 一定以上の高さのパーティション ※　一定以上の高さのパーテションがある場合 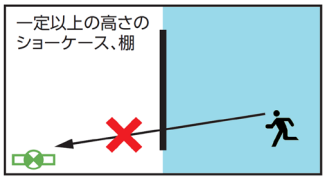 一定以上の高さのショーケース、棚 ※　一定以上の高さのショーケース、棚がある場合 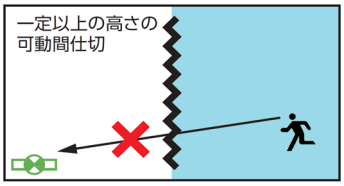 一定以上の高さの可動間仕切 ※　一定以上の高さの可動間仕切がある場合	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合、見通せるものとすること。
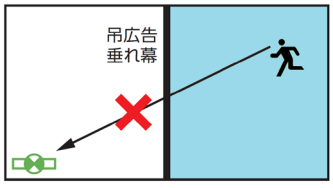 吊広告 垂れ幕 ※　吊広告、垂れ幕がある場合	吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見通せるものとするが、そうでない場合、見通しはきかないものとすること。吊広告塔を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

⑶　誘導灯の設置位置等

ア　避難口誘導灯は、各階ごとに、次に定めるところにより、設置すること。

(ｱ)　屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）（第17－９図参照）

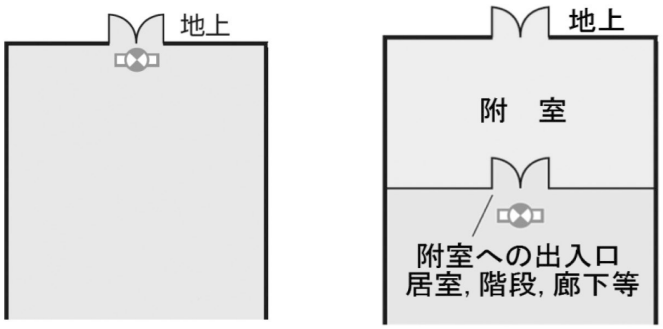

第17－９図

(ｲ)　直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室への出入口）（第17－10図参照）

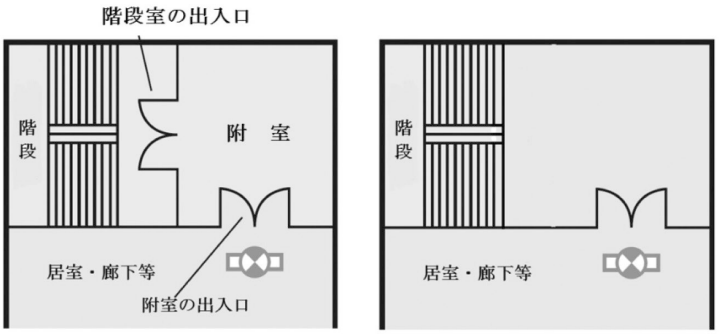

第17－10図

(ｳ)　前(ｱ)又は(ｲ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口

ただし、次の要件のすべてに適合する居室の出入口を除く（第17－11図参照）。

a　室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見通し、かつ、識別することができること。

b　該当居室の床面積は100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、400㎡）以下であること。

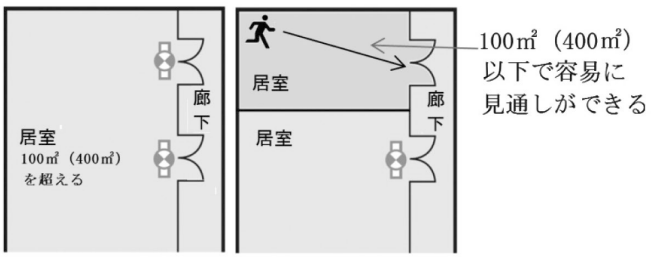

第17－11図

㈡　前㈠又は㈡に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所

ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く（第17－12図参照）。

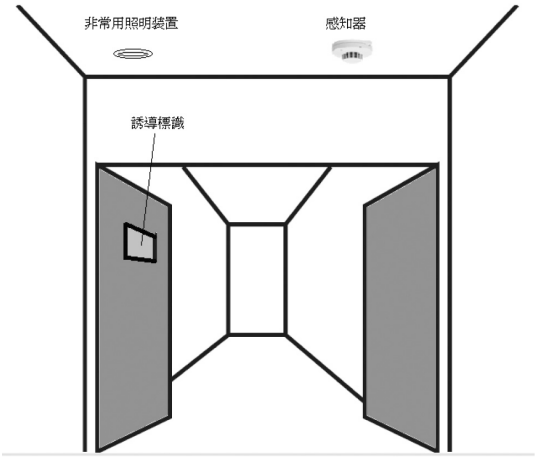

第17－12図

㈣　不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。　◆

㈤　火災予防条例第49条の３に規定するグリーンドアと誘導灯の設置個所については整合を図ること。

㈥　設置要領

ａ　避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

(a)　表示面は多数の目に触れやすい位置に設置すること。

(b)　廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、避難の方向を示すシンボルのあるものを設置すること。

ｂ　避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

ｃ　避難口誘導灯は、避難の障害とならないよう設けること。

ｄ　避難口誘導灯を次の(a)又は(b)に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がＡ級又はＢ級ＢＨ形のもの（表示面の明るさ（表示面の平均輝度×表示面の面積）が20cd以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること（第17－９表参照）。

なお、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、政令第32条を適用してＢ級ＢＬ形又はＣ級とすることができる。

(a)　政令別表第１(10)項、(16の２)項又は(16の３)項に掲げる防火対象物

(b)　政令別表第１(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1、000㎡以上のもの

イ　通路誘導灯

通路誘導灯は、各階ごとに次に定めるところにより、設置すること。

⑺　設置箇所

a　曲り角

b　前アア及びイに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

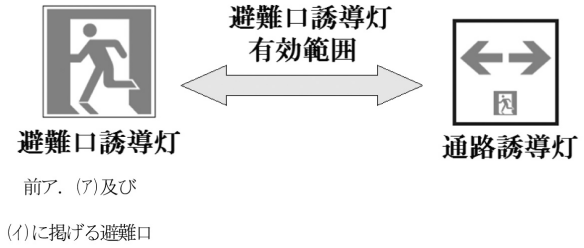

第17－13図

c　前ａ及びｂのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

⑻　避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置

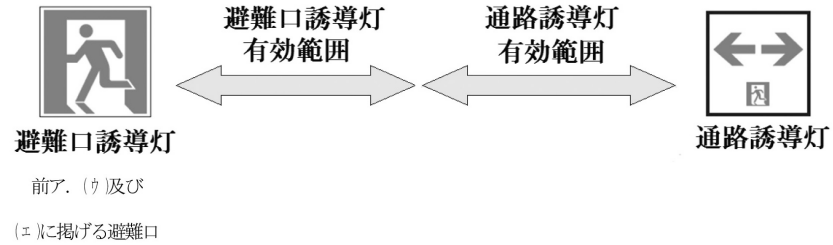

第17－14図

⑼　廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置

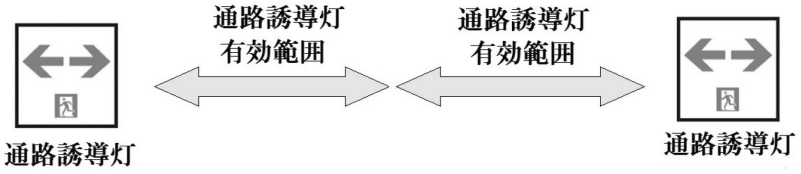

第17－15図

ウ　設置要領

⑺　通路誘導灯は、通行及び視認の障害とならないように設けること。

⑴　通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次のａ又はｂに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がＡ級又はＢ級のもの（表示面の明るさ（表示面の平均輝度×表示面の面積）が25cd以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない（第17－９表参照）。

なお、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、政令第32条を適用してＢ級又はＣ級とすることができる。

a　政令別表第１⑽項、(16の２)項又は(16の３)項に掲げる防火対象物

b　政令別表第１(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物に階又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1、000㎡以上のもの

(ｳ)　床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有すること。

(ｴ)　政令別表第１(2)項ニの防火対象物及び(16)項、(16の２)項、(16の３)項の防火対象物の(2)項ニの用途に供する部分にあっては、床面又は床面の直近に設けること。なお、床面の直近に設ける場合は、床面から誘導灯下面までの高さが30㎝以下となるように設置すること。　◆

ただし、次により蓄光式誘導標識を設ける場合は、床面の直近としないことができる（第17－16図参照）。

a　高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度は、前３．(7)．エによること。

なお、必要な照度が確保できない場合にあっては、誘導灯により表示を行うことが必要である。

b　蓄光式誘導標識は、誘導灯の代替としてではなく、誘導灯の補助として設けられるものであり、蓄光式誘導標識が設けられることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできない。

c　床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識は、床面又は床面からの高さが蓄光式誘導標識の下端から30㎝以下であること。

ただし、当該箇所に設置が困難な場合、避難上有効で、かつ適正に維持管理が行える箇所については、床面からの高さを１ｍ以下とすることができるものであること。

また、通路誘導灯が床面から１ｍ以下の高さに設けられ避難上有効な場合は、蓄光式誘導標識は不要とする。

d　蓄光式誘導標識の材料は、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨、風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあっては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。

e　廊下又は通路の各部分から一の高輝度蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及びその曲り角の床又は壁に設けること。

通路誘導灯に補完して床面又はその直近に蓄光式誘導標識を設ける場合の例

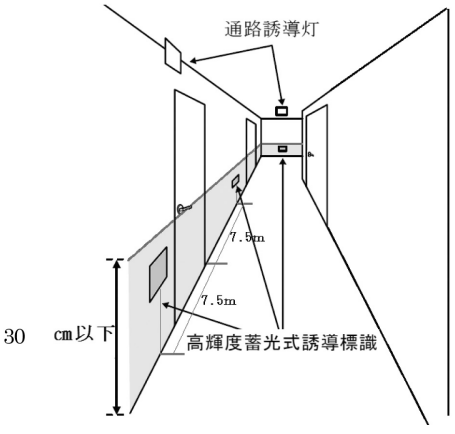

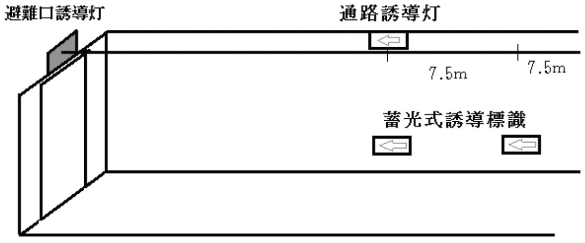

屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に通ずる場合の例

第17－16図　　第17－17図

f　この場合、避難方向のシンボルの向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとすること（第17－18図参照）。

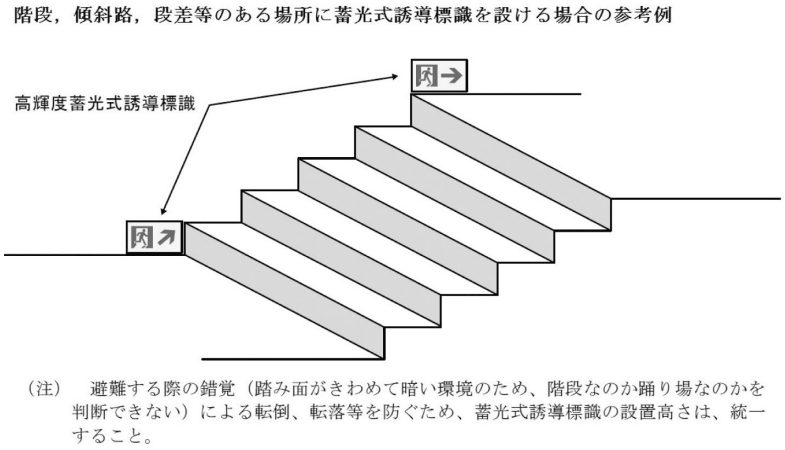

第17－18図

g　高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するため必要な照度については、前３．⑺．エを準用すること。

(ｵ)　雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。

(ｶ)　誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

(ｷ)　避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。

(ｸ)　屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直接階段の出入口に附室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。

(ｹ)　直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けること。　◆

ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。

(ｺ)　扉又はロッカーなどの移動するもの及び扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。

(ｻ)　原則として、表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、第17－19図のように廊下等から曲折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置し、表示面が廊下等に対面するように設置すること。

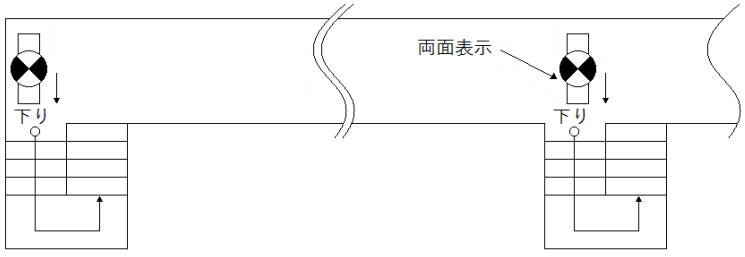

第17－19図

⑾　有効な耐震措置を講じること。耐震措置の方法については、本節 第１ 消防用設備等の地震防災対策 １．⑾によること。

⑿　避難施設への出入口が２箇所以上ある場所で、当該出入口から30m以上となる部分に設置するものの表示は原則として、二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。

⒀　規則第28条の２第２項第１号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあっては通路誘導灯の設置を特段要しないこと（第17－20図参照）。

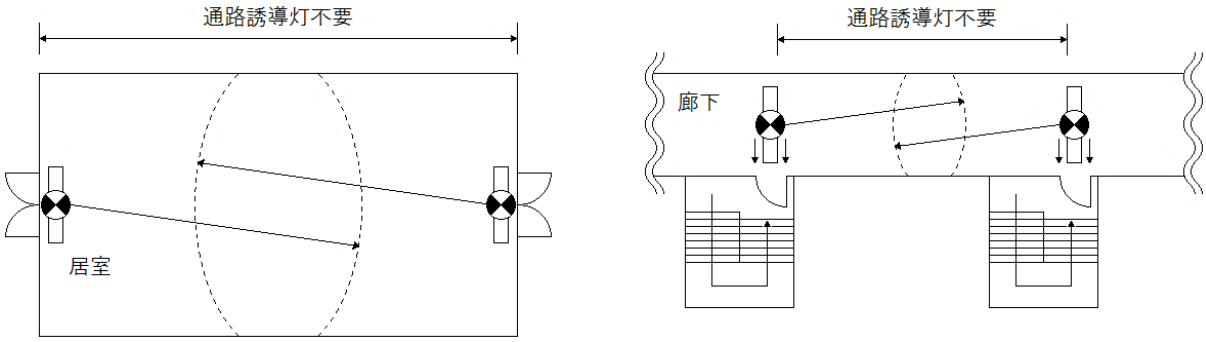

第17－20図

⒁　避難口誘導灯及び通路誘導灯を規則第28条の３第３項の規定に従って設置する場合の手順については、第17－21図及び次のａからｅを参考にすること。

ａ　規則第28条の３第３項第１号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける（Ⓐ）。

ｂ　曲り角に通路誘導灯を設ける（Ⓑ）。

ｃ　主要な避難口（規則第28条の３第３項第１号イ及びロに掲げる避難口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける（Ⓒ）。

ｄ　廊下又は通路の各部分について、Ⓐ～Ⓒの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける（Ⓓ）。

ｅ　前ａからｄのほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

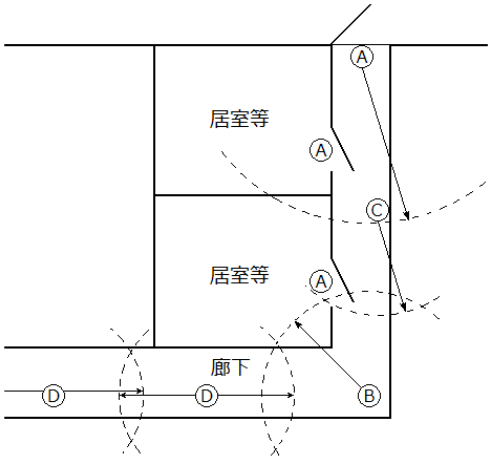

第17－21図

⑷　誘導灯の点灯・消灯

ア　避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。

⑺　当該防火対象物が無人である場合

⑴　「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

⑵　「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

⑶　「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については下記イ、誘導灯の点灯・消灯方法については後記ウにより運用すること

イ　誘導灯の消灯対象

⑺　防火対象物が無人である場合

「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災設備技能員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすことができる。

「無人」状態でない場合は、消灯対象とはならない。

⑴　「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要がある。

また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

⑵　「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

第17－７表

用途	使用状態

遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検中のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

⑵　「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状況に疎い者は含まれないこと。

また、当該規定においては、政令別表第１⑸項ロ、⑺項、⑻項、⑼項ロ、及び⑽項から⑮項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

ウ　誘導灯の点灯・消灯方法

⑺　消灯方法

ａ　誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

ｂ　個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

ｃ　「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

⑴　点灯方法

ａ　「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

ｂ　「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所がイの要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

第17－８表

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動

当該防火対象物が無人である場合	○ 照明器具連動装置 ○ 扉開放連動装置 ○ 施錠連動装置 ○ 赤外線センサー 等	防災設備技能員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 ○ 光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 ○ 扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 等	

＊１　当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

＊２　なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(ｳ)　配線等

a　誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

b　操作回路の配線は、規則第12条第１項第５号の規定の例によること。

c　点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。

ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。

(ｴ)　点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

エ　消灯に使用する誘導灯信号装置の設置個所には次の事項を表示すること。

(ｱ)　誘導灯信号装置である旨

(ｲ)　消灯条件

(ｳ)　連動開閉器等の種別

オ　階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア．(ｱ)及び．(ｲ)に掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとしてさしつかえない。

(5)　設置場所に応じた誘導灯の区分

ア　誘目性（気付きやすさ）の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、第17－９表のとおり限定されていること。この場合において、廊下については、通路誘導灯の誘目性の確保が一般的に容易であることから、要件が緩和されていること。

第17－９表

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第１(10)項、(16の２)項又は(16の３)項に掲げる防火対象物	○ Ａ級 ○ Ｂ級（表示面の明るさ（表示面の平均輝度×表示面の面積）が20cd以上のもの又は点滅機能を有するもの）	○ Ａ級 ○ Ｂ級（表示面の明るさ（表示面の平均輝度×表示面の面積）が25cd以上のもの） ※廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りではない。
令別表第１(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1、000㎡以上のもの		
上記以外の防火対象物又はその部分	○ Ａ級 ○ Ｂ級 ○ Ｃ級	○ Ａ級 ○ Ｂ級 ○ Ｃ級

※　点滅機能を有する誘導灯は、規則第28条の３第３項第１号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能されていること（規則第28条の３第４項第６号イ）。

イ　また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講じること。　◆

ウ　主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、政令第32条の規定を適用して、その区分をＡ級、Ｂ級、又はＣ級とすることを認めてさしつかえない。

⑹　誘導灯による床面照度の確保

ア　階段又は傾斜路にあっては通路誘導灯、客席にあっては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること（前.⑴.ア参照）。

イ　階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯は、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が１lx以上となるように設けること。なお、具体的な例図は第17－22図のとおりであること。

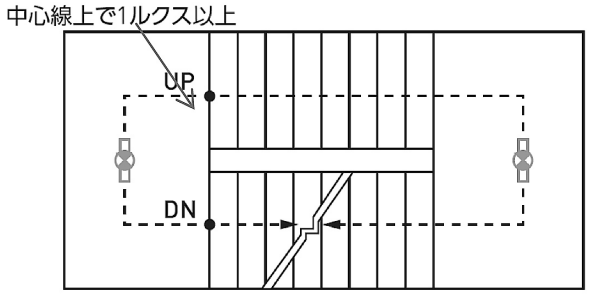

第17－22図

ウ　客席誘導灯は、次によること。

⑺　客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は当該通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2lx以上とすること。

⑴　客席内通路が傾斜又は水平路となっている部分にあっては、次式により算出した設置個数を、おおむね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は、誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2lx以上とすること。

$$\text{設置個数} \geqq \frac{\text{客席内の通路の直線部分の長さ（m）}}{4} - 1$$

（少数点以下は、繰り上げる。）

⑺　誘導灯に設ける点滅機能、音声誘導機能又は進入禁止機能

ア　誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階において安全に避難することが可能な避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第２次安全区画（特別避難階段の附室等）への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものである。

このため、規則第28条の３第３項第１号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯に設けてはならないこと。

イ　設置対象　◆

次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置すること。

⑺　政令別表第１⑹項ロ及びハに掲げる防火対象物又は視力又は聴力の弱い者が出入りする防火

対象物で、これらの者の避難経路となる部分

(ｲ)　百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定数多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(ｳ)　その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

ウ　設置要領

(ｱ)　起動方法

a　感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能が起動するものであること。

b　規則第24条第５号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動/全区域鳴動）に合わせて、点滅機能を起動することができるものとすること。

c　音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能の起動のタイミングは、火災警報と整合を図ること。

(ｲ)　点滅停止及び進入禁止起動方法

a　熱又は煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第28条の３第３項第１号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅が停止又は進入禁止が起動すること（第17－23図参照）。

ただし、次の場所には、当該感知器を設置する必要はない。

(a)　屋外階段の階段室及びその附室の出入口

(b)　告示７号階段の階段室及びその附室の出入口

(c)　直接屋外に至る最終避難口及びその附室の出入口

b　音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

(ｳ)　前(ｲ)．ａの場合において、当該階段室には、煙感知器を規則第23条第４項第７号（へを除く。）の規定に準じて、次により設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階以上、地下階にあっては、全階の点滅等を停止又は進入禁止が起動させるものであること。

a　点滅形誘導灯等を設置した階に、点滅等の停止専用の煙感知器（第２種蓄積型又は第３種蓄積型）を設けること。

b　当該煙感知器にはその旨の表示を付すこと。

エ　誘導灯信号装置

誘導灯信号装置を設置する場合、又は区分作動方式とする場合で誘導灯信号装置と同等のものを設置する場合は、次によること。

(ｱ)　原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、映画館等にあってはこの限りでない。

(ｲ)　誘導灯信号装置の設置個所には次の事項を表示すること。

a　誘導灯信号装置である旨

b　点滅等の復旧操作要領

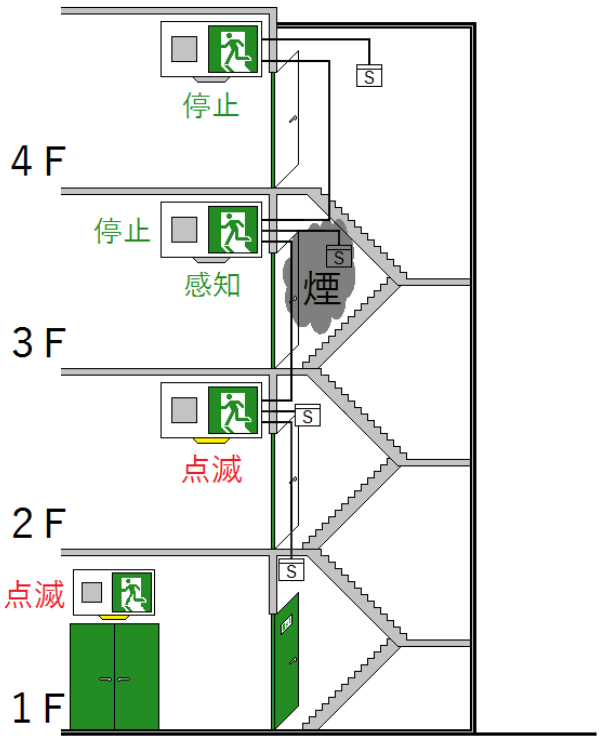

第17－23図（設置例）

オ　外付け式の点滅装置等にあっては、誘導灯から１ｍ以内に設けること。

カ　受信機又は移報用装置と信号設置の間の配線は次によること。

⑺　配線は、火災報知設備の設置及び維持に関する基準（昭和39年８月17日自消丙予発第87号）の屋内配線に準じたものであること。

⑴　信号装置の配線は、規則第12条第１項第５号の例によること。ただし、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りではない。

キ　信号装置と点滅機能又は音声誘導機能を付加した誘導灯間の信号回路の配線は次によること。

⑺　信号装置と点滅形等誘導灯との回路（以下、この第17において「信号回路」という。）には常時、交流の定格電圧100Ｖを追加すること。

⑴　信号装置の電源回路の配線及び信号回路の配線は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省第52号）の規定に適合するものであること。

⑼　信号回路には、他の機器を接続しないこと。

ク　受信機に信号装置等を接続する場合は、次によること。

⑺　受信機と信号装置等の接続方法は、第17－24図から第17－25図によること。

⑴　受信機に点滅形等誘導灯用の移報用装置を接続する場合は、次によること。

ｉ）移報用装置は受信機の直近で、維持点検の容易な場所に設けること。

ⅱ）受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。

ⅲ）移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。

ⅳ）移報用装置には、「誘導灯用移報用装置」である旨の表示をすること。

ⅴ）受信機内に接続用端子を設ける場合は、誘導灯用である旨の表示をすること。

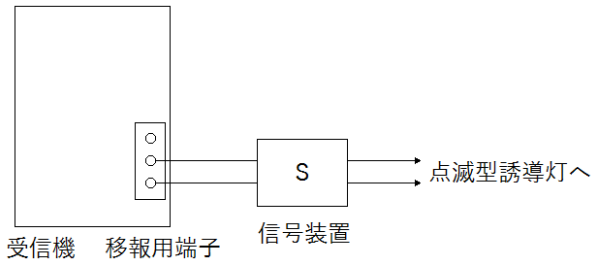

第17－24図　受信機と信号装置等の接続方法（例）

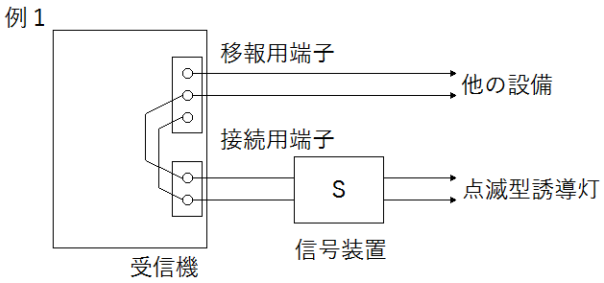

第17－24－１図　受信機に移報用端子が設けられている場合

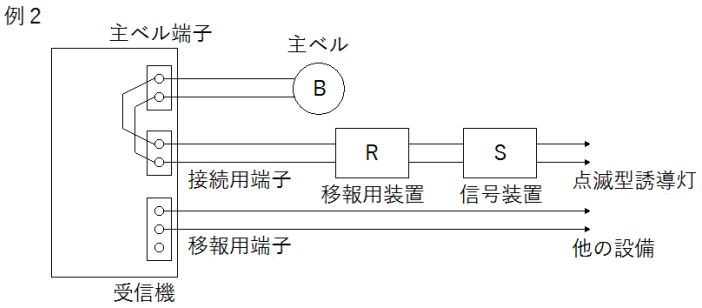

第17－24－２図　受信機に移報用端子が設けられているが、
すでに他の設備に接続されている場合

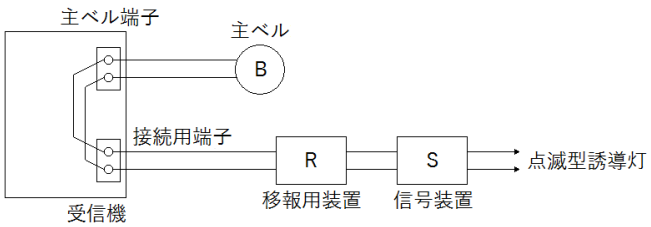

第17－24－３図　受信機に移報用端子が設けられていない場合

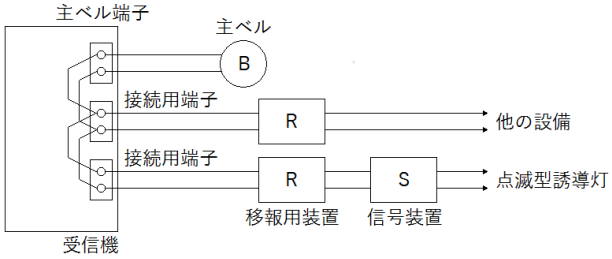

第17－24－４図　受信機に移報用装置が接続されていて、すでに他の設備に移報されている場合

※　接続用端子は、中継を行うものであるが受信機に設けられていない場合は追加する。

vi）信号装置を移報用装置に接続する場合は、第17－25図に示すC及びNC（ブレーク接点）端子に接続すること。

移報用端子（一例）

移報用装置（一例）

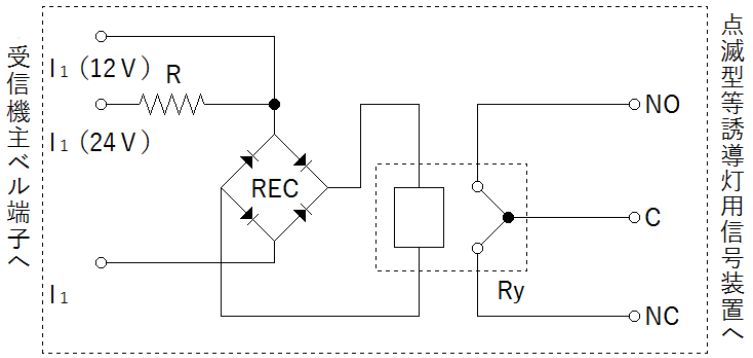

Ry：リレー，REC：整流器，R：抵抗

第17－25図　移報用装置（例）

⑻　誘導灯の周囲状況

ア　誘導灯の視認性（見通し、表示内容の認知、誘目性）を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。特に、防火対象物の使用開始後において、このような物品が設けられる可能性が高いことから、設置時のみならず、日常時の維持管理を徹底させること。

イ　設置場所の用途、使用状況等から、誘導灯の周囲にその視認性を低下させる恐れのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなど所要の対策を講ずること。

⑼　非常電源

ア　非常電源については、蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。

イ　大規模・高層等の防火対象物で、次のいずれかに該当するものにあっては、後記オに掲げる部分（第17－26図、第17－27図参照）に設ける誘導灯の非常電源の容量を60分間以上とすること。

ただし、高輝度蓄光式誘導標識を床面から30cm以下に有効に設置した場合又は光を発する帯状の標示等を用いた誘導標示を設置した場合は、その部分の通路誘導灯の非常電源は20分間作動できる容量で足りるものとする。

⑺　政令別表第１(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積５万㎡以上

(ｲ)　政令別表第１(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が３万㎡以上

(ｳ)　政令別表第１(16の２)項に掲げる防火対象物で延べ面積1、000㎡以上のもの

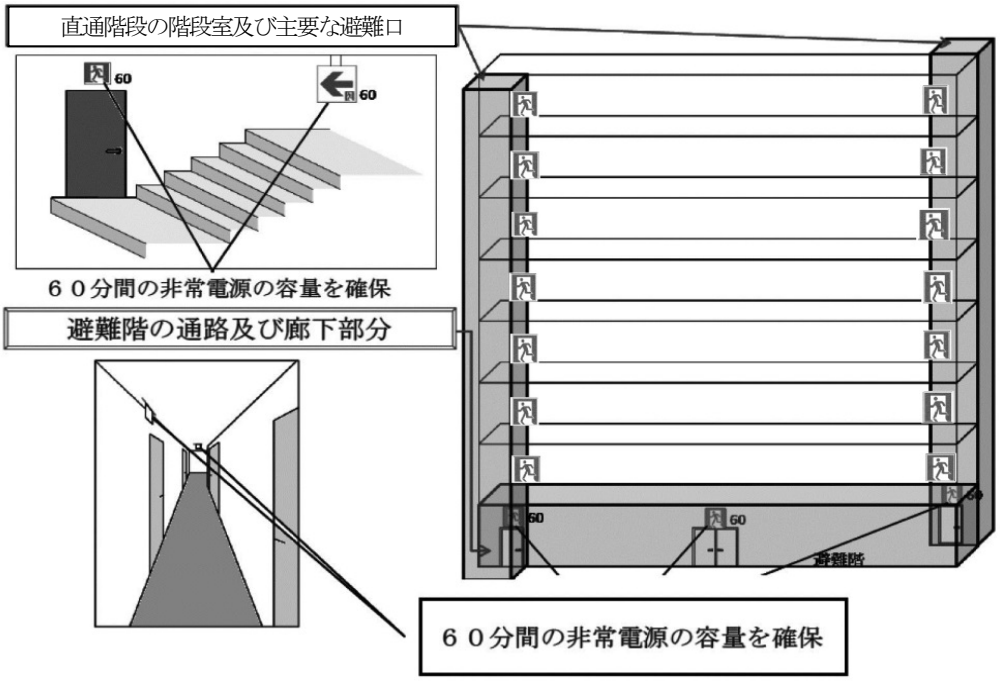

第17－26図

(ｴ)　地下駅舎のうち、乗降場が地下３層以下の層に存するもの又は地下において複数の路線が乗り入れているもの

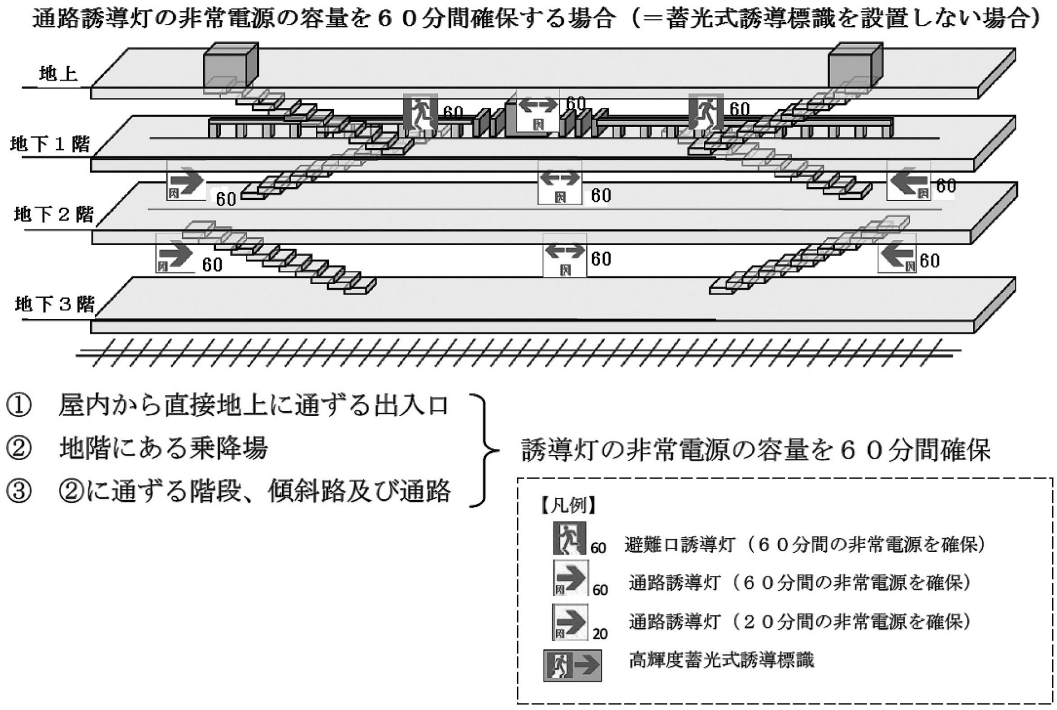

第17－27図

ウ　前イただし書きについては、次のとおりとする。

⑺　高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合の性能を保持するために必要な照度は、次のいずれかによること。なお、高輝度蓄光式誘導標識の設置をもって当該箇所に設置する通路誘導灯を免除することはできない（第17－28図参照）。

ａ　停電等により通常の照明が消灯してから60分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、75mcd/㎡以上の輝度となる照度であること。

ｂ　設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識の設置箇所における照度は200lx以上であること。

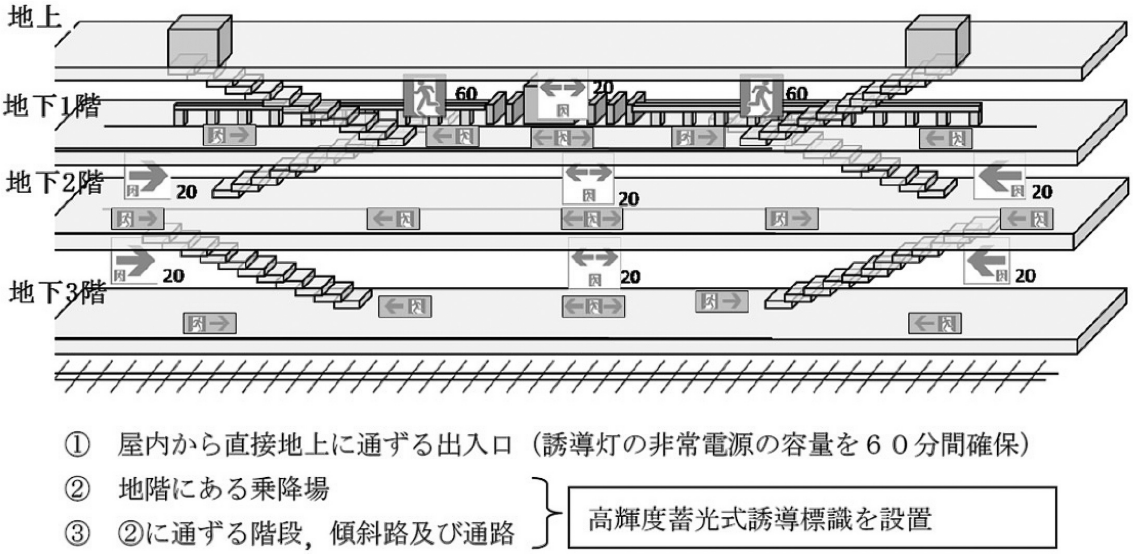

第17－28図

⑴　光を発する帯状の標示等を用いた誘導標示は次によること。

ａ　誘導灯告示第３の２本文ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの（第17－29図参照）、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの（第17－30図参照）等を想定しており、停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の３第４項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすることが適当であること。

$$L' \geqq L\frac{100}{d'}$$

Ｌ’：当該標示の表面における平均輝度［mcd/㎡］

Ｌ　：２［mcd/㎡］

ｄ’：当該標示の幅［㎜］

また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう前⑺等により適切に設置及び維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示することが必であること。

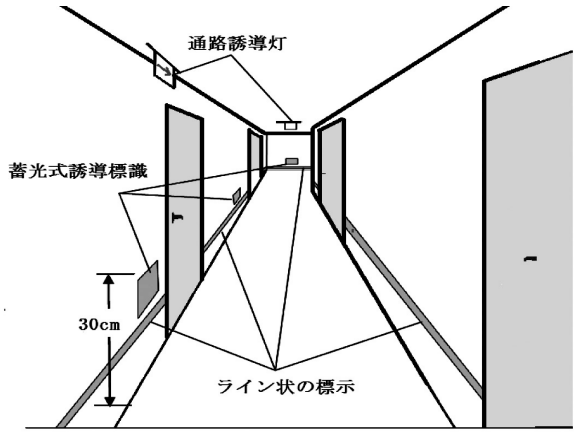

第17－29図

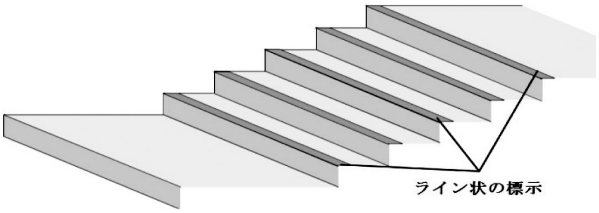

第17－30図

ｂ　誘導灯告示第３の２ただし書に規定する「その他の方法」は、蓄光式誘導標識又は前ａの「帯状の標示」を補完するものとして、例えば避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示（第17－31図、第17－32図参照）、階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等が想定されるものであること。

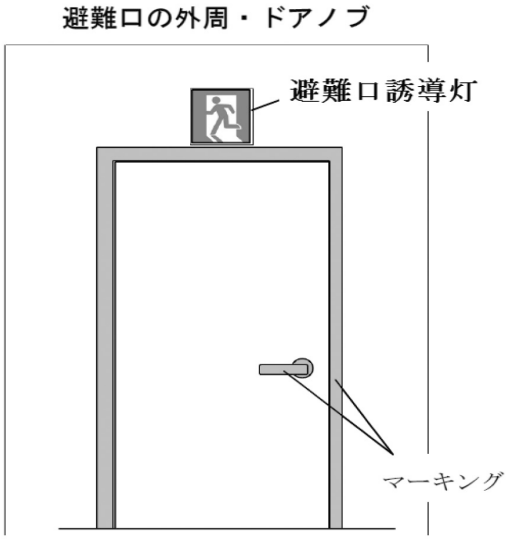

第17－31図

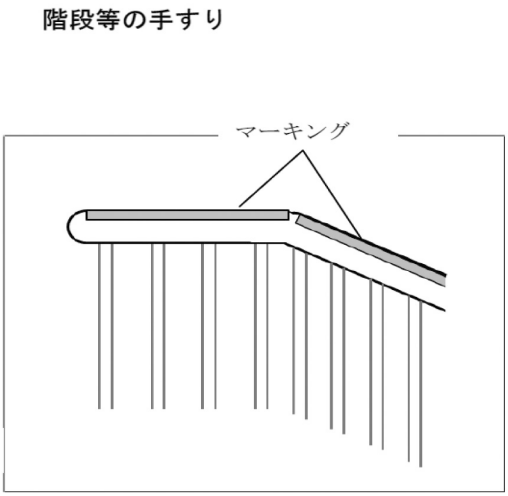

第17－32図

ｃ　前ａ・ｂの標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの（60分間以上の非常電源容量を有するものに限る。）も含まれるものであること。

エ　前イ⑺及び⑴に該当しない防火対象物又はその部分にあっても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定すること。　◆

オ　非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、次のとおりである。

⑺　主要な避難口

⑴　避難階の廊下及び通路（主要な避難口に通ずるものに限る。）

⑼　直通階段

なお、前３．⑶により非常用の照明装置を設けた場合にあっても、非常用の照明装置の非常電源の容量は60分間以上（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識を設けた場合は、非常用の照明装置の非常電源の容量を30分以上とすることができる。）とする。

カ　非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては直交変換装置を有する蓄電池設備のほか自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置すること。

キ　非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

⑽　電源及び配線

ア　常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中に開閉器又は点滅器等を設けないこと。ただし、有効外光状態の部分又は屋外階段等に設ける誘導灯にあっては、回路の途中に光電式の自動点滅器を設けることができる。

イ　常用電源からの専用回路は、２以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、階段通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。　◆

ウ　非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則と して誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあっては、これによらないことができる。　◆

エ　誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

オ　専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の赤色の表示をすること。

カ　誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、本節 第３ 非常電源の例によること。

⑾　誘導灯の構造及び性能

誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示によるほか、照明器具一般の規格であるJIS C 8105、JIL（日本照明器具工業会規格）5502等により補足されている誘導灯としての必要事項についても満たすことが必要であること。

ア　表示面の表示内容については、①避難口であることを示すシンボル（誘導灯告示別図第１）、②避難の方向を示すシンボル（同別図第２）、③避難口であることを示す文字（同別図第３）の３種類に限定されていること。この場合において、避難口誘導灯にあっては避難口の位置の明示を主な目的とするものであることから①を、通路誘導灯（階段に設けるものを除く。）にあっては避難の方向の明示を主な目的とするものであることから②を必ず表示することとされているが、他の事項の併記については原則として任意であること（例外的に、避難口誘導灯のうちC級のものについては、①について一定の大きさを確保する観点から、②の併記が認められていないこと。）

なお、階段に設ける通路誘導灯については、避難上必要な床面照度の確保を主な目的とするものであることから、表示面の表示内容について特段の規定は存しないこと。また、傾斜路に設ける通路誘導灯についても、避難の方向が明らかな場合には、②の表示を省略することとしてさしつかえないこと。

イ　避難口であることを示すシンボル及び避難の方向を示すシンボルについては、避難の方向と合わせて左右反転することとしてさしつかえないこと。

ウ　表示面の形状は、視認性、誘導灯としての認知度の確保の観点から、正方形又は縦寸法を短辺

とする長方形であることとされていること。

⑿　誘導灯の表示

ア　誘導灯には、①製造者名又は商標、②製造年、③種類を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。なお、③については、避難口誘導灯又は通路誘導灯の区分のほか、Ａ級、Ｂ級又はＣ級の区分を併せて表示すること（階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯を除く。）また、Ｂ級のものについては、次により細区分して表示されること。

第17－10表

表示面の明るさ（cd）	表示
避難口誘導灯≧20、通路誘導灯≧25	Ｂ級・ＢＨ形
避難口誘導灯＜20、通路誘導灯＜25	Ｂ級・ＢＬ形

イ　点滅機能又は音声誘導機能については、その旨を併せて表示すること。

ウ　標識灯を附置する誘導灯については、その旨を併せて表示するとともに、誘導灯に係る事項と標識灯に係る事項を区分して表示すること。

５　誘導標識の設置･維持

⑴　誘導標識の設置位置等

ア　通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとにその廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲り角に設けることとされているが、避難口誘導標識にあっては避難口誘導灯の例により、階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあっては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、それぞれ設けることとすること。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（政令第26条第３項）。

イ　多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

⑵　誘導標識の周囲の状況

誘導標識についても、その周囲の状況について、前４．⑻の例によること。

⑶　誘導標識の構造及び性能

ア　壁、床等の固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ　床面に設けるものにあっては、耐水性、耐薬品性、耐磨耗性等を有するものであること。

ウ　表示面の表示内容、形状等については、前４．⑿までの例によること。

６　その他

⑴　誘導灯の非常電源として用いられているニッカド電池等については、「ニッケル･カドミウム蓄電池のリサイクルの推進について」（平成８年９月13日付け消防予第187号）等により、適切に回収、リサイクル等を実施すること。

⑵　蓄光性（光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。）を有する材料で造られた誘導灯及び誘導標識については、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図ること。この場合において、その蓄光性については、JIS Z 9100、JIS Z 29115等により担保すること。　◆

⑶　誘導灯及び誘導標識に係る技術基準に基づき、具体的な防火対象物に対する設置例は、別紙第17－32図から第17－37図までのとおりである。

なお、誘導灯及び誘導標識を避難上有効に設置するための要件（誘導灯の仕様、配置等）は、個別の防火対象物ごとに異なるものであることから参考とすること。

通路誘導灯に係る⑵項ニの避難経路の注意点（参考）

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例関係

（個室ビデオ店等の避難経路）

第45条の５　個室ビデオ店等においては、次の表の左欄に掲げる個室の存在する階の区分に応じ、それぞれの個室から同表の右欄に掲げる避難施設に通ずる２以上の経路を設けなければならない。この場合において、少なくとも１対の経路については、お互いに共通の重複区間を有しないものとしなければならない。

個室の存在する階	避難施設
避難階	避難上有効な屋外への出口
避難階以外の階	その階から避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は避難上支障がない構造のバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの

２　前項前段の経路の一部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一部分は．同項後段に規定する重複区間には該当しないものとみなす。

⑴　３室以下の専用のものであるとき（これらの室がいずれも個室であるときに限る。）。

⑵　次に掲げる基準のすべてに適合しているとき。

ア　当該一部分が、前項の表の右欄に掲げる避難施設に接するものであること。

イ　当該一部分の長さが、15m以下であること。

ウ　当該一部分の幅が、1.6m以上であること。

１　個室ビデオ店等の施設の特殊性から、火元の位置等によっては短時間で避難経路が遮断され、ヘッドホン使用や大音量でのビデオ等視聴により客が周囲の状況に気づかず逃げ遅れる危険性がある。本規定は、万一、１つの経路が遮断され避難できない事態となっても、異なる経路で安全に避難できるよう、それぞれの個室から２以上、つまり複数の避難経路を確保することで、確実に二方向避難できるよう義務づけるものである。

２　個室がある避難階と避難階以外に区分し、それぞれの個室から２以上の経路で安全に避難施設まで到達できるよう避難経路を確保する必要がある。

３　第１項後段の「少なくとも１対の経路」とは、複数設ける避難経路のうち最低２経路を意味し、その２経路においては、それぞれの個室から避難施設にいたる全ての区間が互いに重複しないようにする必要がある。ただし、第２項により、行き止まり廊下に３室以下の個室が面する部分等、避難経路

としてはそれらの個室の客のみが利用する区間及び避難施設に接して設けられた長さ15メートル以下かつ幅1.6メートル以上の区間については重複区間とはみなさないとし緩和している。

４　第１項表中「避難上有効な屋外への出口」及び「避難上支障がない構造のバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの」の取扱いについては、神戸市確認審査基準Ⅱ－５及びⅡ－６にそれぞれ規定している。

⑴　第１項　　⑵　第２項第１号　　⑶　第２項第２号

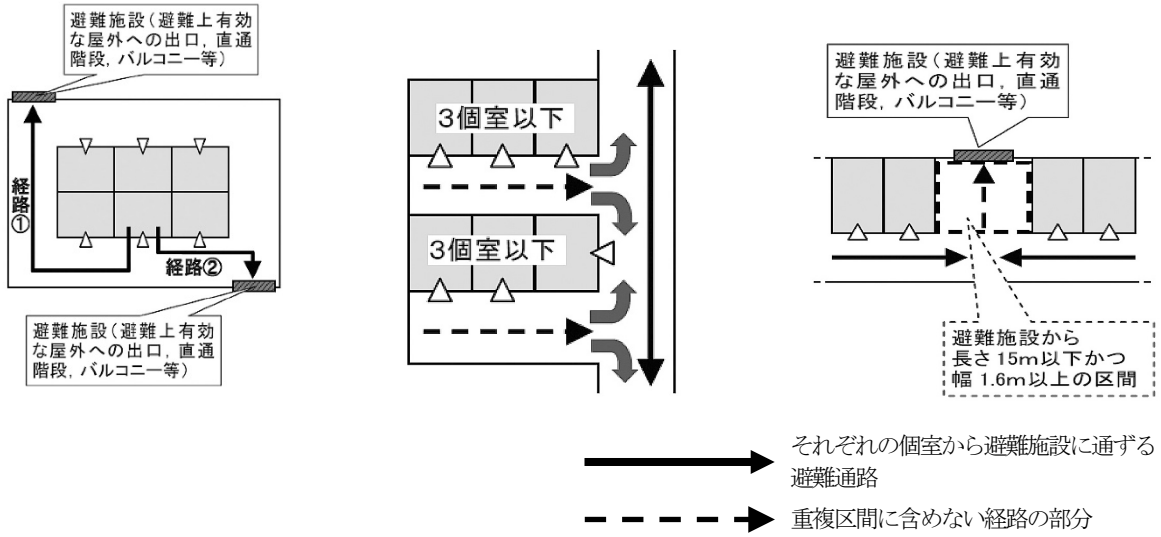

【レイアウト例　（階の一部が個室ビデオ店等である場合）】

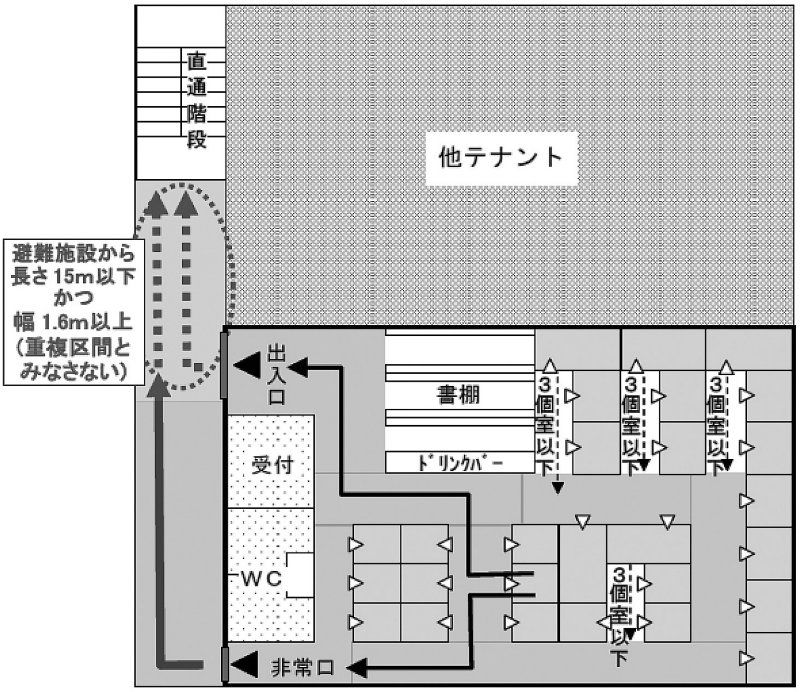

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例

（個室ビデオ店等の出入口）

第45条の６　個室ビデオ店等（建築物の一部が個室ビデオ店等の用途に供されている場合にあっては、当該部分）には、次に掲げるもののいずれかに面した出入口（非常口を含む。）を２箇所以上設けなければならない。

⑴　屋外

⑵　避難階以外の階から避難階若しくは地上に通ずる階段

⑶　避難上支障がない構造のバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの

⑷　建築物の一部が個室ビデオ店等の用途に供されている場合にあっては、前３号に掲げるもののいずれかに通ずる廊下その他の通路

１　本規定は、個室ビデオ店等の施設の特殊性から避難経路が複雑となる可能性が高いことから、１箇所の出入口に客が集中することによる混乱、弊害を避け、個室から短時間で安全に二方向へ避難ができるよう、また、火元の位置等により１つの出入口が遮断され避難できない事態となっても、異なる出入口から安全に避難できるよう、非常口を含め店舗の出入口を２箇所以上設置するよう規定するものである。

２　建築物の全てが個室ビデオ店等の用途に供している場合は、出入口を第１号から第３号に掲げる避難施設に面して２箇所以上設けなければならないとしている。また、第４号により、建築物の一部が個室ビデオ店等の用途に供されている場合は、第１号から第３号に掲げる避難施設に通ずる廊下その他の通路に面して出入口を２箇所以上設けなければならないとしている。

３　第３号に規定する「避難上支障がない構造のバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの」の取扱いについては、神戸市確認審査基準Ⅱ－６に規定している。

（個室ビデオ店等の階段）

第45条の７　個室ビデオ店等の客の用に供する階段（踊場を含む。以下この条において同じ。）の幅は、0.9メートル以上としなければならない。ただし、当該階段が、個室から客が避難する上で、必要とならないものである場合は、この限りでない。

１　火災等の避難時には、客がそれぞれの個室やブース等及び各階から階段等に一斉に集まり混乱及び混雑が予想される。階段及び踊場の幅については、建築基準法施行令第23条に規定されているが、同規定が適用されない小規模なもの等であっても、その避難上の安全性を確保する必要があるため、条例により個室ビデオ店等の客が利用する階段に制限を附加したものである。なお、本規定は建基法第40条の規定に基づく制限付加の規定であり緩和規定ではないので、建基政令第23条第１項の表の⑶の適用を受ける建築物及びその部分には同条の階段及びその踊場の幅が適用される。

２　個室ビデオ店等の用途に供する部分に設置される階段や避難階若しくは地上に通ずる直通階段等、個室ビデオ店等の客が避難時に利用する全ての階段について本規定が適用される。

神戸市確認審査基準解説　抜粋

１．安全条例に規定する「個室」とは、「個室ビデオ店等の客の用に供する個室」をいうので、客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等及び居室でないトイレ、シャワー室等は含まれない。

２．カーテンやすだれ等、遮蔽性、堅牢性が低いものは、壁等には含まない。

３．基準Ｉ－５各項に規定する内容は、次図のとおりとする。

Ｉ－５－１．解説図（立面）

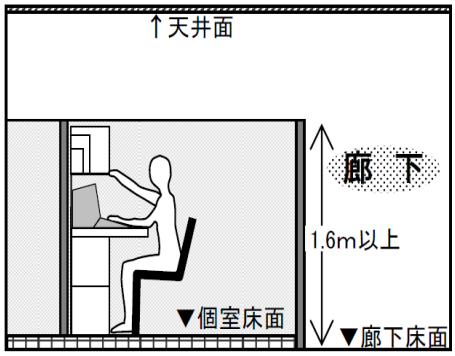

＜共通解説図(平面)＞

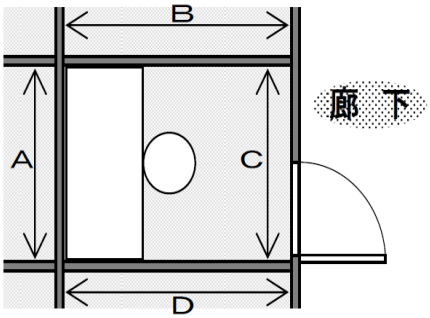

(A＋B＋C＋D)×3/4≦個室の壁等の長さの合計

Ｉ－５－２．解説図（立面）

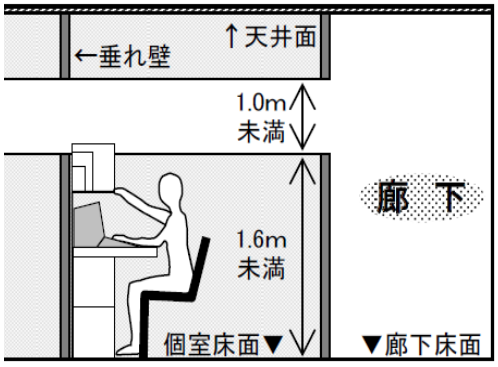

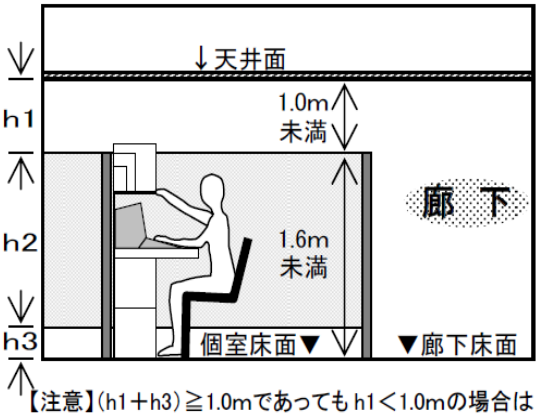

【注意】(h1＋h3)≧1.0mであってもh1＜1.0mの場合は１－５－２に該当する壁等にあたる。
また、(h2+h3)≧1.6mの場合、１－５－１に該当する壁等にあたる。

設　置　例　1

建　物　の　用　途	劇場（(1)項イ）
規模（床面積）	2070㎡
階	避難階以外

記　　号	摘　　要
BH	B級BH型避難口・通路誘導灯
	片面方（両矢，片矢印付）
	両面方（両矢，片矢印付）

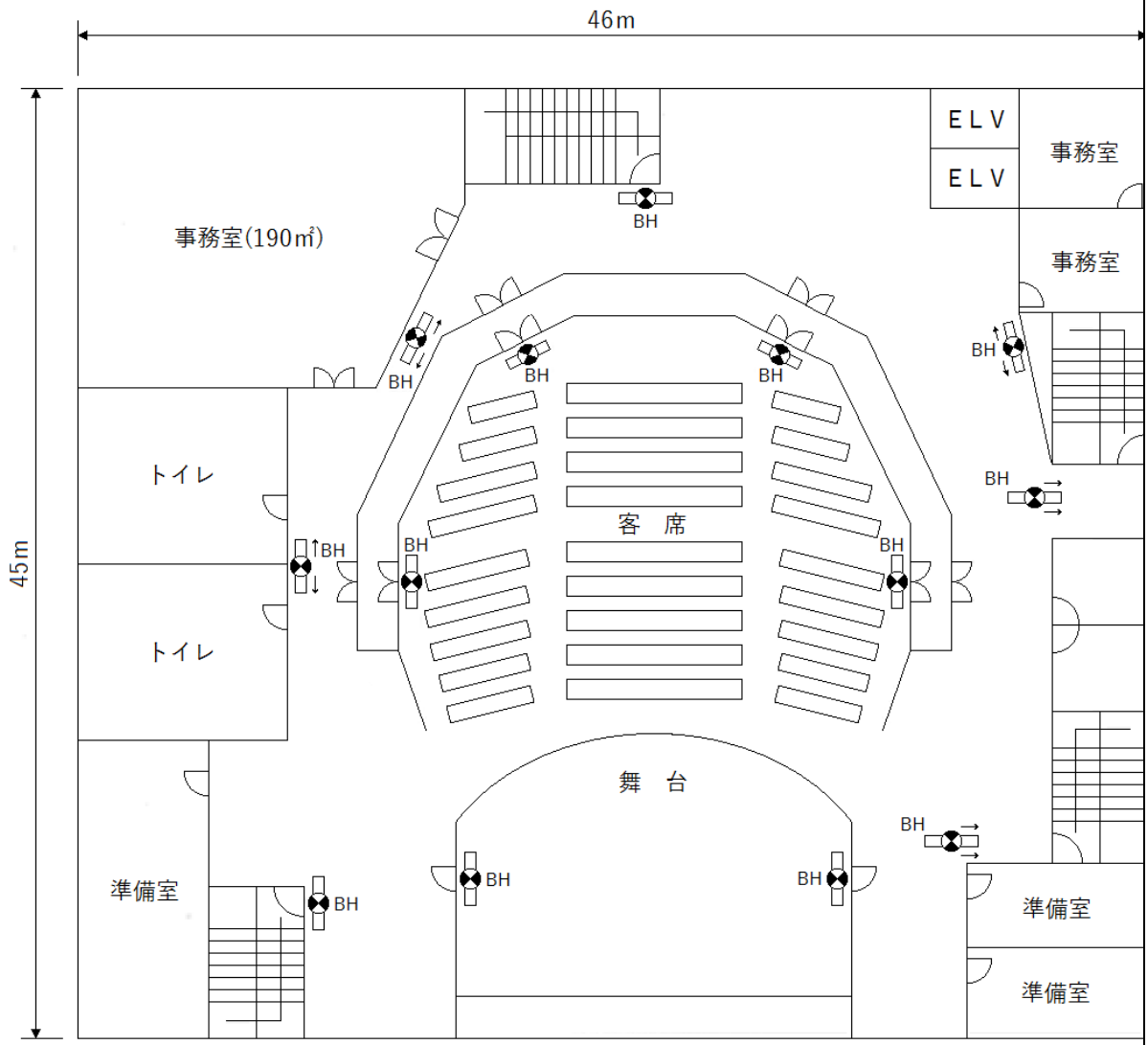

別紙　17－33図

設　置　例　2

建　物　の　用　途	飲食店（(3)項ロ）
規模（床面積）	220㎡
階	避難階以外

※１．飲食店館内の設置例とする。
　２．フラワーボックス等の物品は，誘導灯の有効範囲を減じないものとする。

記　　号	摘　　要
C	C級避難口・通路誘導灯
	両面方（両矢，片矢印付）

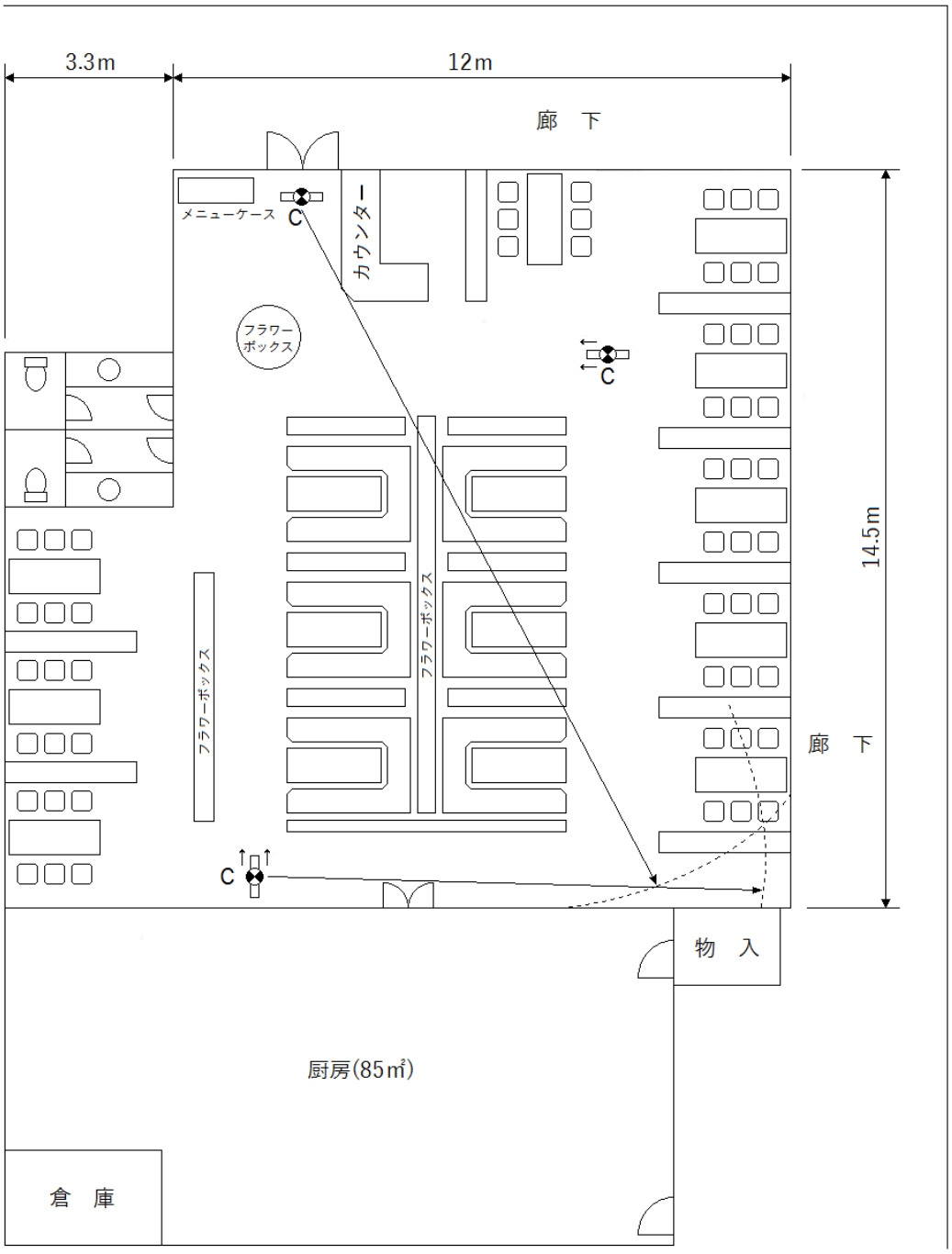

別紙　17－34図

設　置　例　3

建　物　の　用　途	店舗（(4)項）
規模（床面積）	3600㎡
階	避難階

※ 店舗内の物品は，誘導灯の有効範囲を減じないものとする。

記　　号	摘　　要
C	C級避難口・通路誘導灯
BH	B級BH形避難口・通路誘導灯
A	A級避難口・通路誘導灯
← →	片面形（両矢，片矢印付）
← →	両面形（両矢，片矢印付）

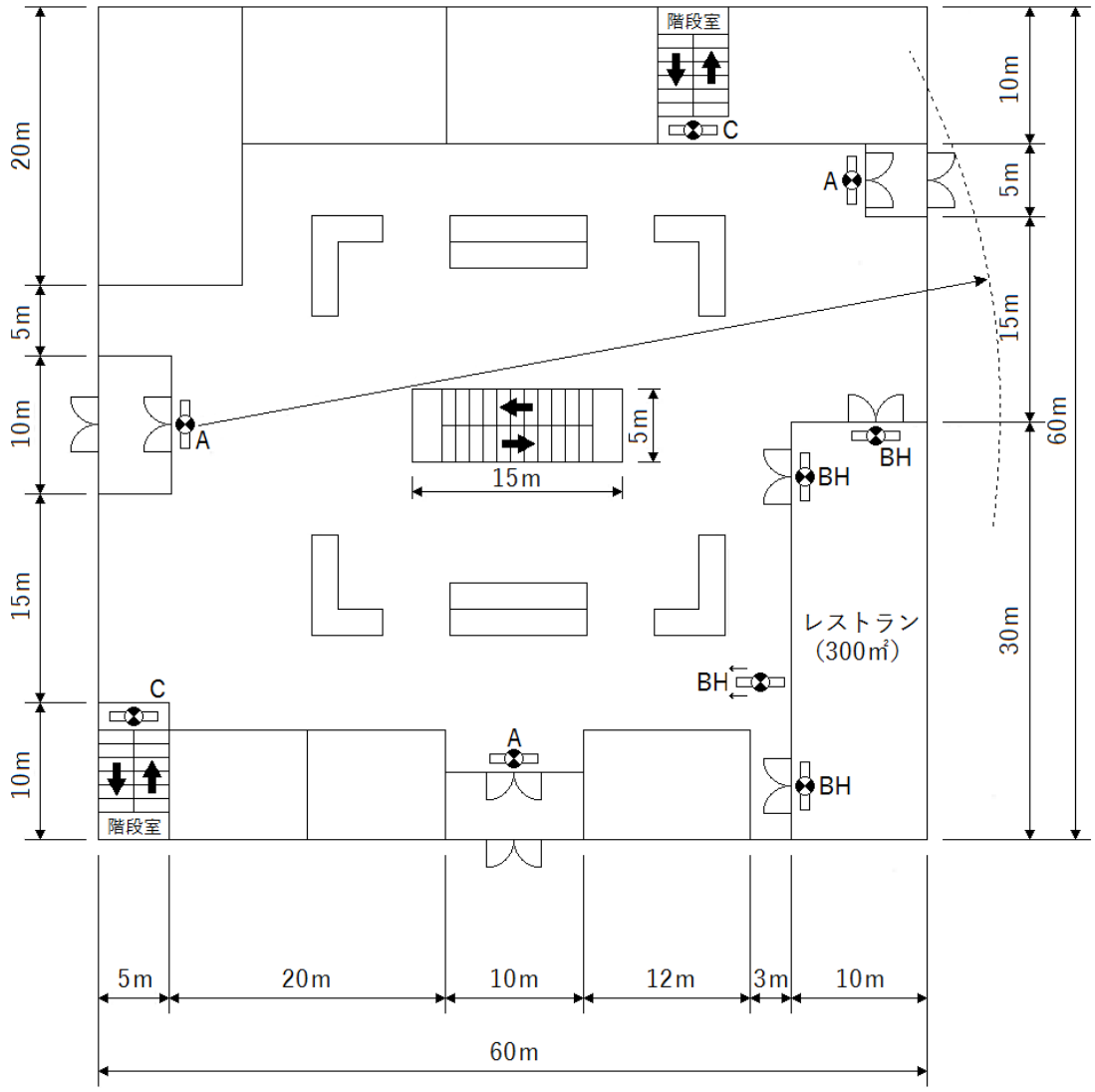

別紙　17－35図

設　置　例　4

建　物　の　用　途	ホテル（(5)項イ）
規模（床面積）	648㎡
階	避難階以外

記　　号	摘　　要
C	C級避難口・通路誘導灯
BL	B級BL形避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢，片矢印付）
	両面形（両矢，片矢印付）

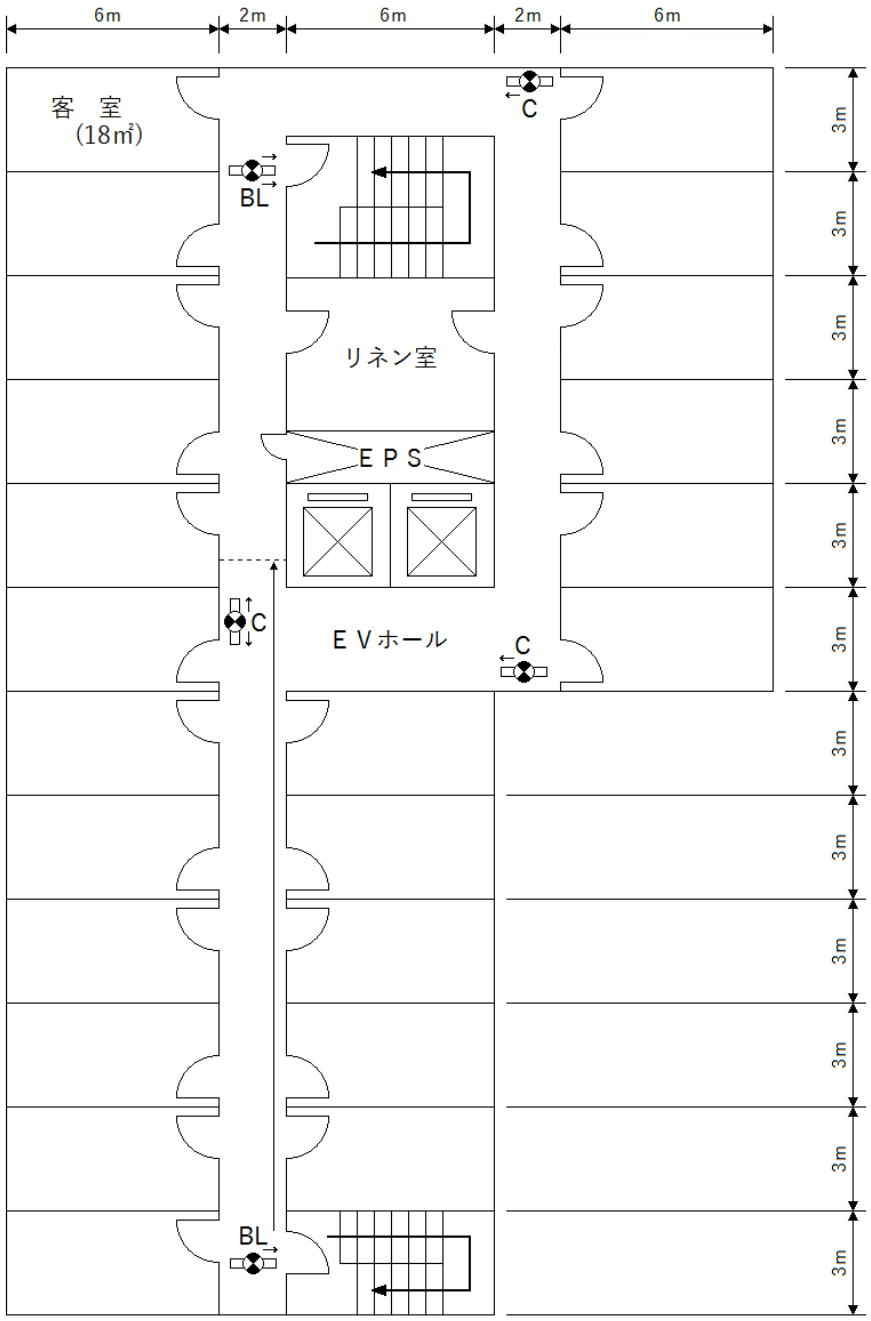

別紙　17－36図

設　置　例　5

建　物　の　用　途	体育館（(7)項）
規模（床面積）	8400㎡
階	避難階

記　　号	摘　　要
BL	B級BL形避難口・通路誘導灯
A	A級避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢，片矢印付）
	両面形（両矢，片矢印付）

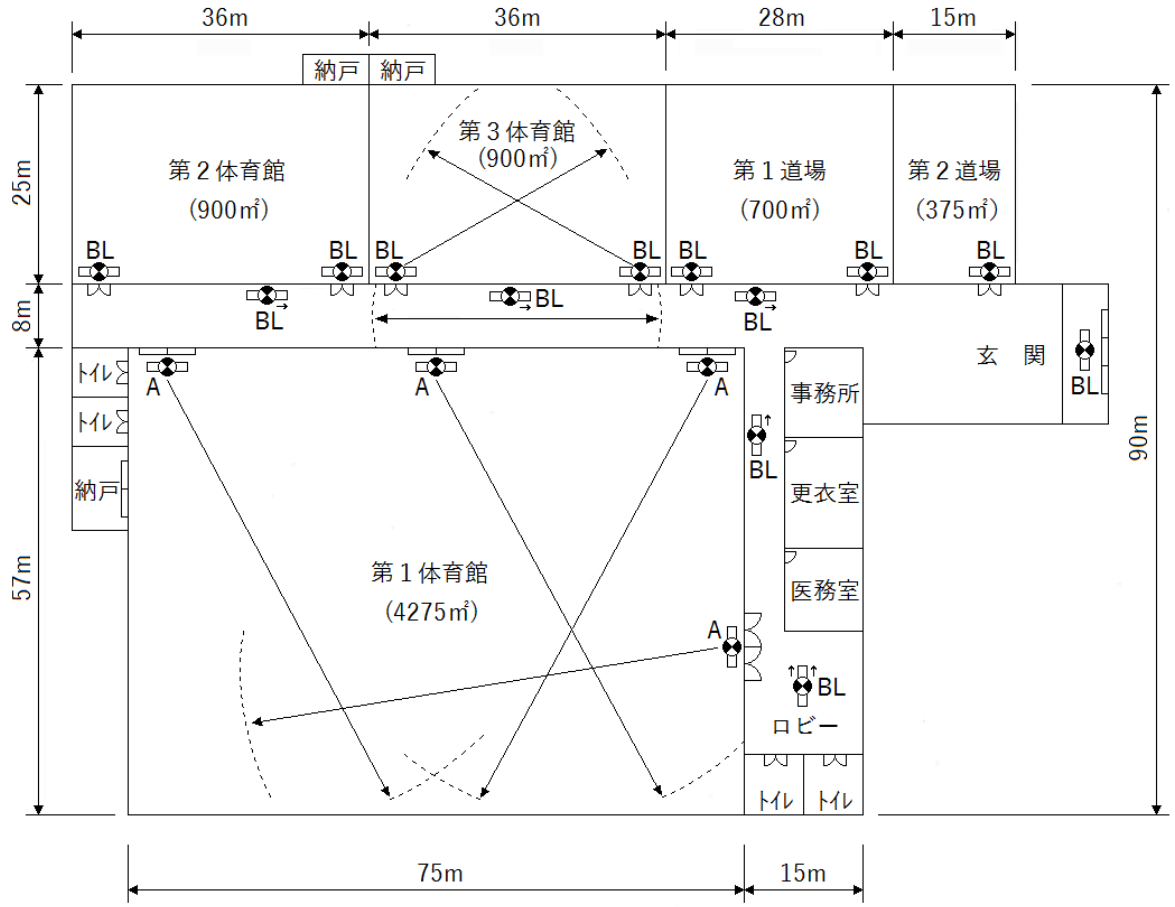

別紙　17－37図

設　置　例　6

建　物　の　用　途	事務所ビル(⑮項)
規模（床面積）	3300㎡
階	避難階

記　　号	摘　　要
C	C級避難口・通路誘導灯
BL	B級BL形避難口・通路誘導灯
	片面形（両矢，片矢印付）
	両面形（両矢，片矢印付）

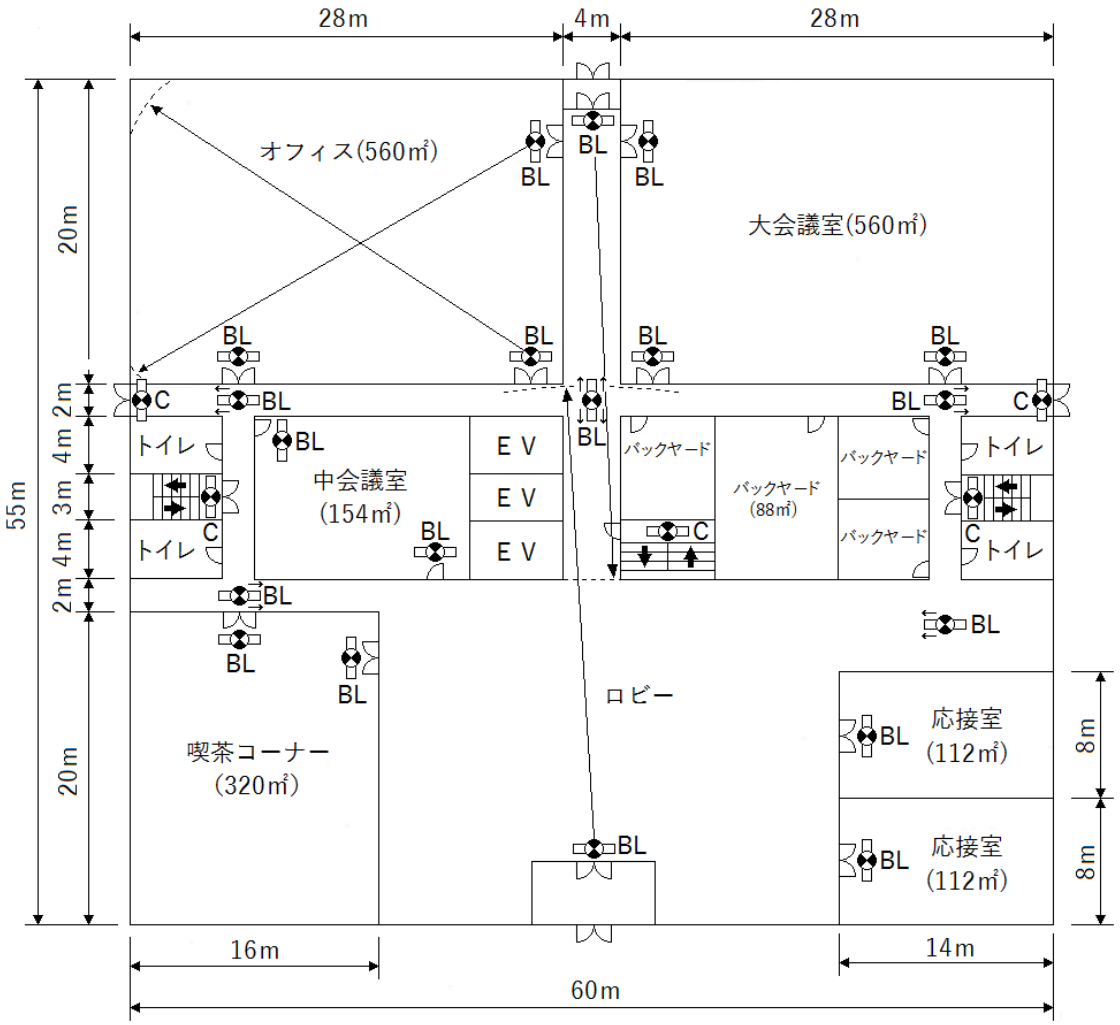

別紙　17－38図

第18　消防用水

１消防用水の構造

(1)　地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水(第18－１図)

ア　吸管投入孔

(ｱ)　吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上又は直径0.6m以上のものとすること。

(ｲ)　所要水量が40㎥以下のものにあっては１個以上、40㎥を超えるのものにあっては２個以上を設けること。◆

(ｳ)　吸管投入孔には、鉄蓋の設置等の転落防止措置を講ずること。

(ｴ)　吸管投入孔を使用している際の転落防止措置を講ずること（第18－２図参照）。

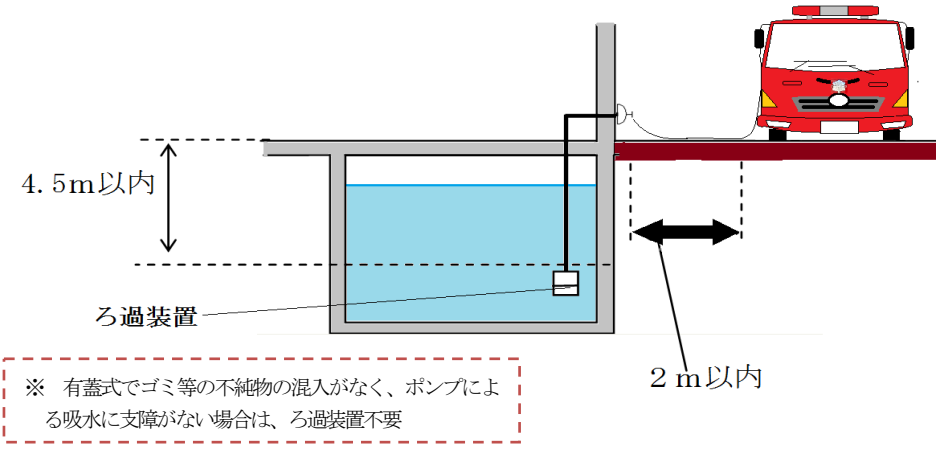

第18－１図

転落防止柵

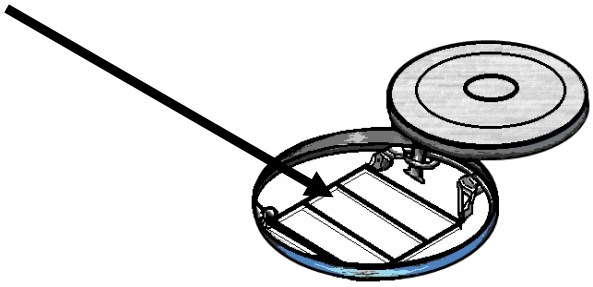

第18－２図

イ　採水口及び配管　◆

(ｱ)　吸管投入孔として採水口を設ける場合は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号。以下、この第18において「規格省令」という。）に規定される呼称75のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第18－１表によること。

なお、採水口が１の場合は点検口（直径0.6m以上）及び通気管（呼び径が80Ａ以上のものをいう。）をそれぞれ１個、採水口が２以上の場合は、呼び径が80Ａ以上の通気管を１個設けること。

第18－１表

所　要　水　量	40㎥以下	40㎥超120㎥以下	120㎥超
採 水 口 の 数	１個	２個	３個

⑷　採水口は、１口ごとに立管を設けること。

⑸　採水口に接続する配管は、管の呼び径が100Ａ以上のものとすること。

ただし、前⑷によらずに立管を兼用する場合にあっては、管の呼び径は125Ａ以上とすること。

⑹　採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上１m以下の位置に設けること。

⑺　採水口を設ける場合の配管は、規則第12条第１項第６号ニ（ロを除く。）、ホ(ロを除く。)及びト並びに第９号の規定の例によること。

⑻　配管長（横引き配管の長さ）は、概ね10m以内とすること。また、配管の摩擦損失は0.06MPa以内になるよう設計すること。（摩擦損失計算の流量については、第18－２表を準用すること。）

⑼　採水口には、ろ過装置を設けること。ただし、有蓋式でゴミ等の不純物の混入がなく、ポンプによる吸水に支障がないと認められるものについては設置を要しない。

ウ　耐震措置として可とう性のある継手（フレキシブル管）を設ける場合は、負圧に耐えうるものを設けること。　◆

エ　水源

原則として、防火水槽や他の消火設備の水源とは兼用しないこと。　◆

⑵　地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

次の基準により加圧送水装置等を設けた場合は、政令第32条を適用して地盤面の高さ4.5mを超える部分の水量を有効水量とすることができる。

ア　消防用水の所要水量が、地盤面下4.5mを超える部分にある場合は、加圧送水装置及び採水口を設けること。

イ　加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第18－２表によること。

第18－２表

所　要　水　量	40㎥以下	40㎥超120㎥以下	120㎥超
加圧送水装置の吐　出　量	1、100ℓ/min	2、200ℓ/min	3、300ℓ/min
採 水 口 の 数	１個	２個	３個

ウ　加圧送水装置は、次によること。

⑺　加圧送水装置の設置場所及び機器

本節 第２ 屋内消火栓設備 ２．⑴を準用すること。

⑴　ポンプの全揚程

ポンプの全揚程は、前イに定める吐出量時において採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

㈦　ポンプは専用とし、他のポンプと兼用しないこと。

エ　水源の確保方法

本節 第２ 屋内消火栓設備 ３．⑵及び前⑴．エを準用すること。

オ　材質及び構造

採水口は、JIS H 5120（銅・銅合金鋳物）に適合する強度、耐食性、耐熱性を有するものを用いるほか、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑴．イを準用すること。

また、配管は管の呼び径で100Ａ以上のものとし、規則第12条第１項第６号ニ（㈡を除く。）、ホ(㈡を除く。)及びト並びに第９号の規定の例によること。

カ　起動装置等

採水口付近にはポンプの遠隔起動装置を設けるとともに、防災センター等からもポンプを起動できるよう措置を行い、防災センター等と相互に通話できるように非常電話等の連絡装置を設けること。

キ　起動表示灯

遠隔起動装置により起動を行う加圧送水装置にあっては始動を明示する赤色の表示灯を採水口の直近に設けること。

ク　採 水 口

㈠　規格省令に規定される管の呼び径75Ａのめねじに適合する単口とすること。

㈡　採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下の位置に設けること。

ケ　施錠方法

採水口や起動装置等に施錠を行う場合は、消防隊がすみやかに使用できるよう、防火水槽の採水口と同一の鍵を使用すること。　◆

⑶　地盤面より高い部分に設ける消防用水　◆

前⑴．イ．前⑵．オ及びクによるほか、採水口の直近に止水弁を設け、採水口の位置で止水弁の操作が容易にできるものとすること。

⑷　流水を消防用水とする場合

0.8㎥／minを20㎥に換算する（第18－３図参照）。

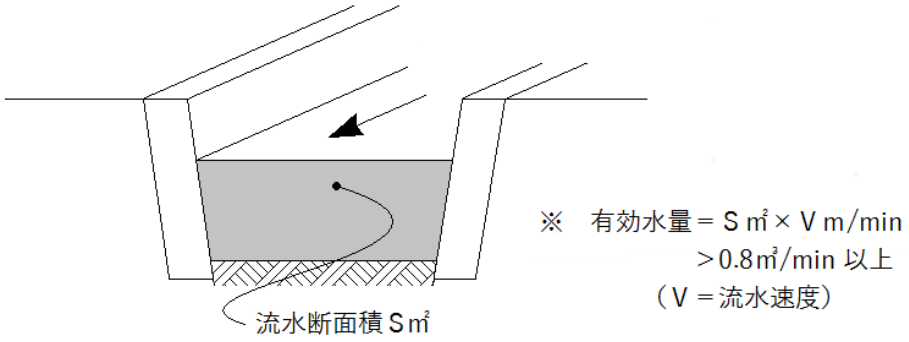

第18－３図

⑸　地中ばりを利用する場合

別図第18－１の設置例等によるものとする。　◆

２　消防用水の標識　◆

⑴　吸管投入孔又は採水口の直近に、当該消防用水の有効水量と消防用水である旨を明示する標識を設けること（第18－４図参照）。

⑵　採水口には、「消防用水採水口」と表示した標識を設けること（第18－５図参照）。

⑶　前１．⑴．エに係わらずやむを得ず防火水槽と兼用する場合については、前⑴、⑵の標識に次の内容を明示すること（第18－６図参照）。

ア　防火水槽と兼用である旨

イ　消防用水と防火水槽それぞれの必要水量（○ｔ又は○㎥）



第18－４図

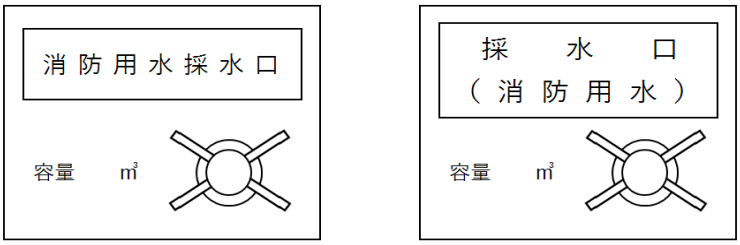

第18－５図



兼用の場合の例

第18－６図

３　特　　例

当該防火対象物が、防火地域又は準防火地域内にあり、かつ、特定主要構造部を耐火構造又は主要構造部を準耐火構造としたものについては、消防用水の設置について、次の各号によることができるものとする。

⑴　設置を必要とする消防用水の水量が80㎥をこえる場合は、80㎥をもって足りるものとする。

⑵　当該防火対象物に冷暖房用水、雑用水等他の用途に供される用水が設置されており、当該用水を消防ポンプ自動車が利用できる状態にあるものは、消防用水とみなす。

地　中　ば　り　水　槽

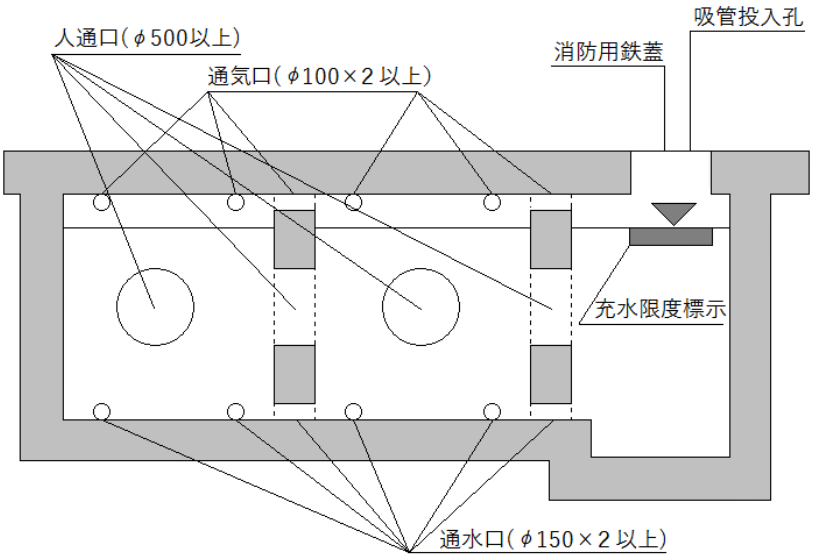

導水装置併設地中ばり水槽

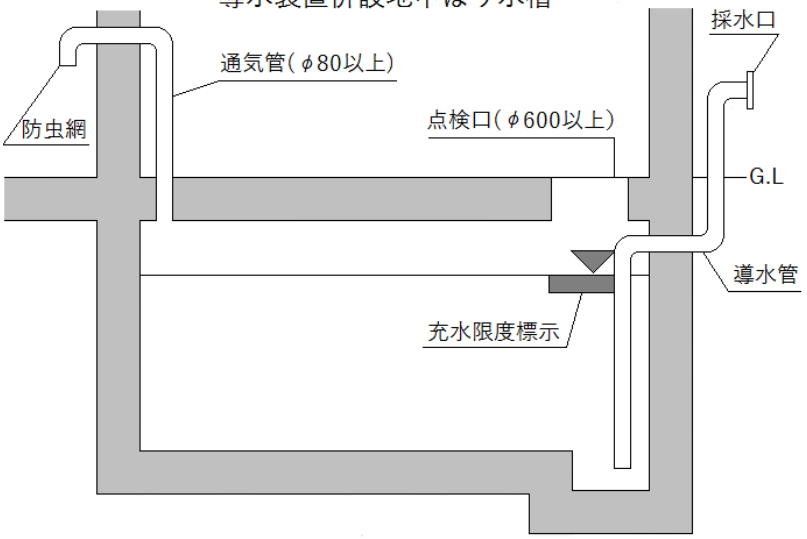

兼　用　地　中　ば　り　水　槽

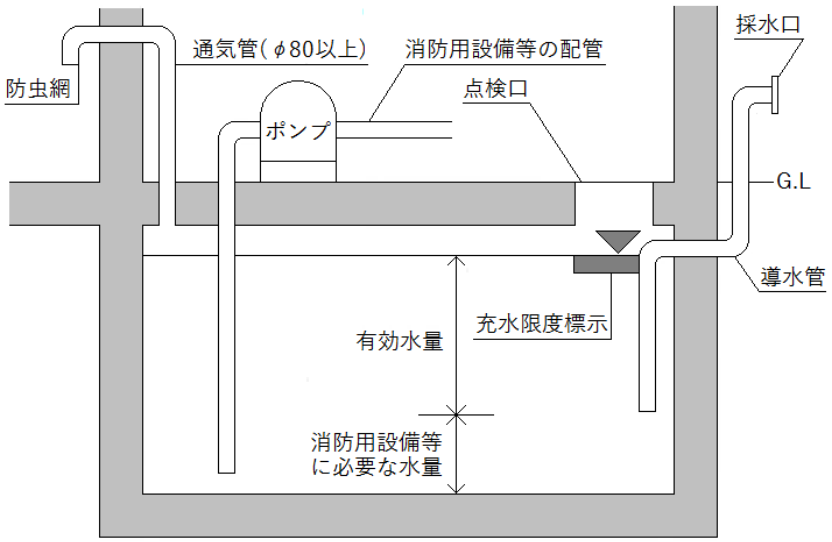

別図第１８－１

第19　排煙設備

１　用語の定義

⑴　排煙設備とは、排煙機、給気機、排煙風道、給気風道及び附属設備等をいい、換気設備又は排煙に利用できる空気調和設備（調和機を除く。）を兼ねているものを含むものとする。

⑵　風道とは、排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するもので、排煙機又は給気機に接続されているものをいう。

⑶　加圧防排煙設備とは、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）第２条に規定する加圧防排煙設備をいう。

⑷　防煙壁とは、間仕切壁、天井面から50㎝（政令第28条第１項第１号に掲げる防火対象物にあっては80㎝、加圧防排煙設備にあっては30㎝。）以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料（アルミニウム、ガラス（線入り、網入りガラスを除く。）等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）で造り、又は覆われたものをいう。

⑸　防煙区画とは、防煙壁によって床面積500㎡（政令第28条第１項第１号に掲げる防火対象物にあっては300㎡、加圧防排煙設備にあっては防煙区画面積の規定は適用除外。）以内に区分された部分をいう。

⑹　給気口とは、防煙区画内における開口部で、排煙及び給気時、当該部分への空気流入に供される開口部をいう。

⑺　排煙口とは、防煙区画内における排煙風道に設ける煙の吸入口及び直接外気への排出口をいう。

⑻　排煙出口とは、排煙風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。

⑼　附属設備とは、非常電源、排煙切換えダンパー、給気口に設ける垂れ壁（可動式のものを含む。）その他の排煙のために設けられるすべての機器をいう。

⑽　排煙方式は機械排煙方式、加圧防排煙方式、自然排煙方式等をいう。

⑾　機械排煙方式とは、排煙機を作動させ、排煙しようとする部分の煙を引き出すことにより、外部に排煙する方式をいう。

⑿　自然排煙方式とは、直接外気に接する排煙口から排煙する方式をいう。

⒀　消火活動拠点とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等その他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。

２　排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分は次の各号に掲げる部分とする。

⑴　次のアからエまでに定めるところにより、常時、直接外気に開放されている開口部が設けられている部分

ア　防煙区画された部分ごとに一以上設けられていること。

ただし、給気口（給気用の風動に接続されているものに限る。）が設けられている防煙区画であって、当該給気口からの給気により煙を有効に排除できる場合には、この限りではない。

イ　防煙区画の各部分から一の開口部までの水平距離が、30m以下となるように設けられていること。

ウ　天井又は壁（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの２分の１以上の

部分に限る。）に設けられていること。

エ　直接外気に接する開口部の面積の合計は次によること。

直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあっては、当該排煙口の面積は、次の表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であること。

防煙区画の部分	必要性能
消火活動拠点	２㎡(特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあっては、３㎡)
消火活動拠点以外の部分	当該防煙区画の床面積の50分の１となる面積

⑵　政令別表第１に掲げる防火対象物又はその部分（主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分に限る。）のうち、政令第13条第１項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備（移動式のものを除く。）が設置されている部分。

ただし、政令第13条の水噴霧消火設備等及び政令第28条の排煙設備がいずれも必要となる駐車の用に供する部分にあっては、消火設備は水噴霧消火設備又は泡消火設備とし、排煙設備を設置すること。　◆

⑶　防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、煙の熱及び成分により消防隊の活動上支障を生ずるおそれが無いものとして消防庁長官が定める部分

（現在未制定）

３　消火活動拠点以外の部分に設ける排煙設備

⑴　防煙区画

ア　防煙区画は、一の階で２以上に区分し、２以上の階にわたらないこと。　◆

イ　防煙区画は可能な限り単純な形状とすること。　◆

ウ　防煙壁は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、ガラス等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）によるものとし、開口部には常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の起動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること。　◆

⑵　排煙口

ア　防煙区画された部分ごとに一以上を設けること。

ただし、給気口（給気用の風道に接続されているものに限る。）が設けられている防煙区画であって、当該給気口からの給気により煙を有効に排除できる場合には、この限りではない。

イ　防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が30m以下となるように設けること。

ウ　天井又は壁（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの２分の１以上の部分に限る）に設けること。

エ　排煙用の風道に接続又は直接外気に接していること。

オ　排煙口の構造は、次によること。

⑺　当該排煙口から排煙している場合において、排煙に伴い生じる気流により閉鎖するおそれのないものであること。

⑷　排煙用の風道に接続されているものにあっては、当該排煙口から排煙しているとき以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

⑶　風道

ア　排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。

イ　排煙機又は給気機に接続されていること。

ウ　風道内の煙の熱により、周囲の過熱、延焼等が発生するおそれのある場合にあっては、風道の断熱、可燃物との隔離等の措置を講じること。

エ　風道が防煙壁を貫通する場合にあっては、排煙上支障となる隙間を生じないようにすること。

オ　防火区画を貫通しないようにすること。◆

カ　やむを得ず防火区画を通過し、防火ダンパーを設ける場合にあっては、次によること。

⑺　外部から容易に防火ダンパーを開閉することができること。

⑷　足場等を設け、容易に防火ダンパー設置位置に到達できるように措置すること。　◆

⑸　防火ダンパーの設置位置は、火災時にも火災等の影響を受けずに開閉することができるように、消火活動拠点等に設けるか、又は消火活動拠点から遠隔で開閉することができるようにすること。　◆

⑹　防火ダンパーは防火上有効な構造を有するものであること。

⑻　火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は、閉鎖しないこと。この場合において、自動閉鎖装置を設けた防火ダンパーの閉鎖する温度は、280℃以上とすること。

⑷　排煙機

ア　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

イ　排煙機の性能は次によること。

⑺　排煙機により排煙する防煙区画にあっては、当該排煙機の性能は、次の表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる性能以上であること。

防煙区画の区分	必　要　性　能
政令第28条第１項第１号に掲げる防火対象物	300㎥毎分（１の排煙機が２以上の防煙区画に接続されている場合にあっては、600㎥毎分）の空気を排出する性能
政令第28条第１項第２号及び第３号に掲げる防火対象物	120㎥毎分又は当該防煙区画の床面積に１㎥毎分（１の排煙機が２以上の防煙区画に接続されている場合にあっては、２㎥毎分）を乗じて得た量のうちいずれか大なる量の空気を排出する性能

⑷　直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあっては、当該排煙口の面積の合計は、当該防煙区画の床面積の50分の１以上であること。

ウ　排煙出口は、次によること。

⑺　防火対象物の周囲の状況、気象条件を考慮して、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げとならない位置に設けること。　◆

⑷　排出された煙が、給気風道の外気取り入れ口から流入しない位置に設けること。　◆

⑸　起動装置

ア　手動起動装置は、次によること。

⑺　一の防煙区画ごとに設けること。

⑴　当該防煙区画内を見とおすことができ、かつ、火災のときに容易に接近することができる箇所に設けること。

⑼　操作部は、壁に設けるものにあっては、床面から0.8m以上1.5m以下の箇所、天井から吊り下げて設けるものにあっては、床面からの高さがおおむね1.8mの箇所に設けること。

イ　自動起動装置は、次に定めるところによること。

⑺　自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものであること。

⑴　防災センター等に自動手動切換装置を設けること。この場合において、手動起動装置は前アによること。

⑹　制御、監視等

ア　防災センター等に設ける起動等の制御及び作動状態の監視ができる装置は、次によること。

⑺　明瞭に判別でき、かつ、速やかに操作することができる位置に配置すること。

⑴　当該防火対象物の階、作動状態等を系統別に表示できること。

イ　防災センター等には、排煙口を明記した防煙区画図及び排煙設備操作説明書を掲出すること。

ウ　機械排煙方式等、遠隔起動等が可能なものについては、原則として防災センター等からの制御を行えるようにすること。　◆

⑺　常用電源は、本節　第11　自動火災報知設備　２．⑴により設けること。

⑻　非常電源は、本節　第２　屋内消火栓設備　６により設けること。

⑼　操作回路の配線は、規則第12条第１項第５号により設けること。

⑽　風道、排煙機、給気機及び非常電源の耐震措置は、本節　第１　消防用設備等の地震防災対策によること。

４　消火活動拠点に設ける排煙設備

消火活動拠点は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分からの水平距離が50m以下となるように、次の⑴又は⑵により設けること。◆

⑴　消火活動拠点を設ける場合は、安定した消防活動支援性を考慮し、後記５の加圧防排煙設備とすること。　◆

⑵　前⑴によりがたい場合は、前３によるほか、次により設置すること。

ア　排煙機

⑺　排煙機により排煙する防煙区画にあっては、当該排煙機の性能は、次の表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる性能以上であること。

防煙区画の区分	必要性能
消火活動拠点	240㎥毎分（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあっては、360㎥毎分）の空気を排出する性能

⑴　直接外気に接する排煙口から排出する防煙区画にあっては、当該排煙口の面積の合計は、次の表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であること。

防煙区画の区分	必要性能
消火活動拠点	２㎡（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあっては、３㎡）

(ｳ)　給気は、次のいずれかによること。

a　消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能の給気機とすること。

b　面積の合計が１㎡（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあっては、1.5㎡）以上の直接外気に接する給気口により行うこと。

イ　給気口

(ｱ)　消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

(ｲ)　床又は壁（床面からの高さが天井の高さの２分の１未満の部分に限る。）に設けること。

(ｳ)　給気用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。

(ｴ)　給気口の構造は、次に定めるところによること。

a　当該給気口から給気している場合において、給気に伴い生じる気流により閉鎖するおそれのないものであること。

b　給気用の風道も接続されているものにあっては、当該給気口から給気しているとき以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

ウ　風道

排煙口又は給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

５　加圧防排煙設備

⑴　加圧防排煙設備の定義等

加圧防排煙設備とは、加圧式消火活動拠点に加圧給気することにより火災時に加圧式消火活動拠点を火煙から守ると同時に、その他の室の排煙も確保することにより、火災室での消防隊の消防活動支援性能も確保するシステムとなっており、排煙口、給気口、給気機等により構成されるものをいう（第19－４図参照）。

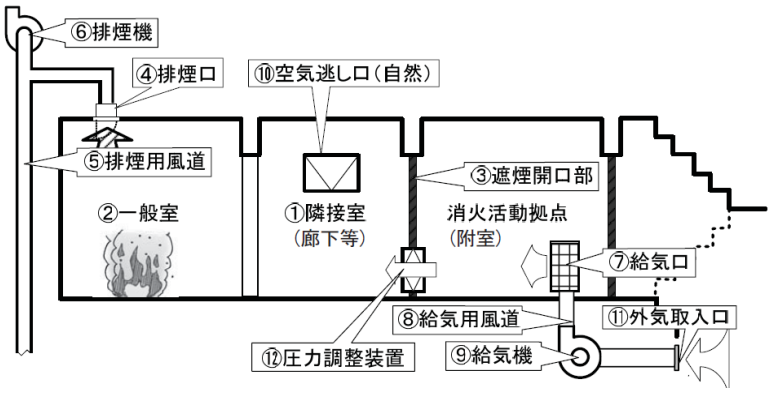

第19－４図

加圧防排煙設備で使用する用語は次のとおりとする。

ア　加圧式消火活動拠点とは、加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成21年消防庁告示第16号。以下、この第19において「加圧防排煙告示」という。）第２に規定する加圧式

消火活動拠点をいう。

イ　隣接室とは、加圧式消火活動拠点と連絡する室のうち階段室以外のものをいう。

なお、加圧防排煙告示において、階段室では火災が発生することは想定されていない。

ウ　遮煙開口部とは、加圧式消火活動拠点と隣接室を連絡する開口部をいう。

⑵　設置対象

加圧防排煙設備を設けることができる防火対象物は、次のアからエまでに適合する防火対象物又はその部分とする。なお、原則として同一階に加圧防排煙設備と他の排煙方式を混在させることは認められない。

ア　政令別表第１⑷項又は⑬項イに掲げる防火対象物（同表⑬項イに掲げる防火対象物にあっては、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。）の地階又は無窓階で、床面積が1、000㎡以上のもの。

イ　特定主要構造部が、耐火構造であること。

ウ　吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）が準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されていること。

なお、建基法では竪穴区画が義務付けられない（例えば、避難階とその直上階のみに通ずる一定の条件を満たした場合等）吹抜きであっても、区画を行うことが必要とされる。

エ　スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）が政令に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

なお、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備等は、排煙設備の作動により消火効果が低下する恐れがあることから、これらの混用は望ましくない。例えば、駐車場等においてこれらの消火設備と本設備(又は排煙設備)の設置が必要な場合は、泡消火設備の設置が望ましい。　◆

⑶　設置基準

加圧防排煙設備の設置及び維持に関する基準は加圧防排煙告示によるほか次によること。

ア　排煙口を設けることを要しない場所の取扱い

加圧防排煙告示第３．第１項第３号で定める、各部分から隣接する一の室に設置された一の排煙口までの水平距離が30m以下である室については、第19－５図によること。

ウ　排煙用の風道

⑺　加圧防排煙告示第３第２項第２号に基づき、排煙用の風道には自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

なお、具体的な対応例は前３．⑶．カ．⑺から⑼までに示す方法等によること。

⑴　一の防煙区画に複数の排煙口が設置されている場合の運用

排煙用の風道には自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置してはならないが、加圧防排煙告示第３第２項第２号ただし書きに基づき、次によることができる。

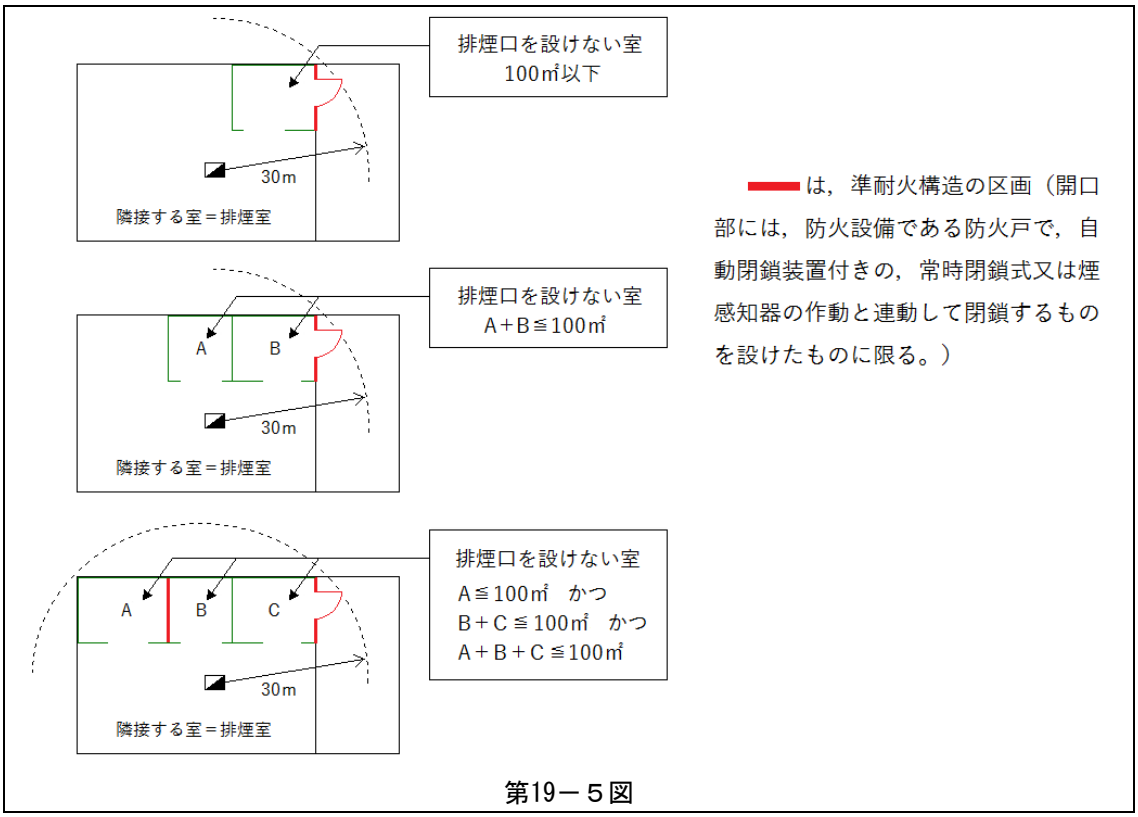

第19－５図

a　同一の防煙区画内に、複数の排煙口が設置されている場合、排煙口が、自動閉鎖装置付のダンパーがない風道に接続されていれば、当該防煙区画内にある他の排煙口に自動閉鎖装置を設けたダンパーを設けることができる。

この場合において、自動閉鎖装置を設けた防火ダンパーの閉鎖する温度は、280℃以上とすること。（加圧防排煙告示第３第２項第２号ただし書き前段）。　◆

b　同一の防煙区画内に、複数の排煙口が設置されている場合、当該防煙区画内に１以上の直接外気に接する排煙口が設けてあれば、その他の（排煙機による）排煙口に自動閉鎖装置を設けたダンパーを設けることができる。

この場合において、自動閉鎖装置を設けた防火ダンパーの閉鎖する温度は、280℃以上とすること（加圧防排煙告示第３第２項第２号ただし書き後段。第19－６図参照）。　◆

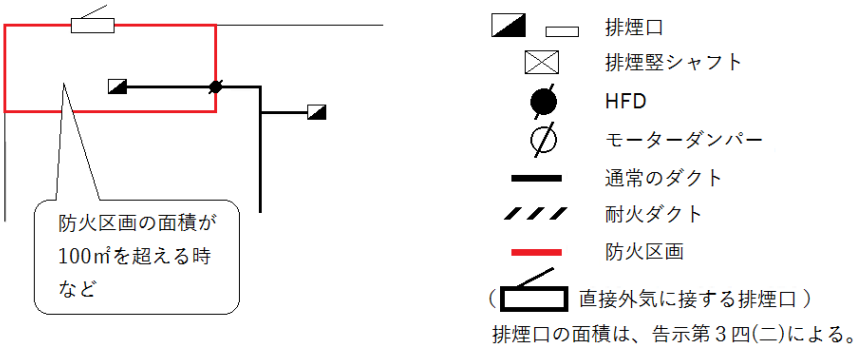

第 19－６図

エ　排煙機は、規則第30条第５号の規定の例及び加圧防排煙告示第３．第３項及び第４項によること。

オ　加圧式消火活動拠点

加圧式消火活動拠点は、加圧防排煙告示第３．第５項によるほか次によること。

⑺　具体的には特別避難階段の附室（非常用エレベーター乗降ロビーを兼用する場合も含む）に加え、避難階段に任意に設けた前室等を加圧給気し、火災の熱や煙の影響を受けにくい構造のものをいう。

なお、階段が接続していない非常用エレベーター乗降ロビーは、退避経路が確保されないことから拠点には該当しない。

⑴　原則として避難階にも設置すること。ただし、消防活動上安全性が確保できている場合にあってはこの限りではない。

⑼　同一階に複数の加圧式消火活動拠点がある場合、その全ての拠点を加圧排煙とすること。

そのため、同一階に加圧防排煙設備と他の排煙方式を混在させることはできない。

また、同一防火対象物内で、加圧防排煙設備と他の排煙方式を混在させず統一すること。◆

⑽　床面積が10㎡以上で、かつ、消火活動上支障のない矩形に近い形状とすること。◆

なお、非常用エレベーター乗降ロビーと特別避難階段の附室を兼用する場所を拠点とする場合は、15㎡以上とすること。　◆

⑾　防火対象物の防災センター等と通話することができる装置を設けること。

なお、当該通話装置は、非常電話とすること。　◆

⑿　次に適合する耐火構造の壁及び床並びに特定防火設備である防火戸で区画すること。

ａ　壁の火災時予測上昇温度⊿Ｔｗ≦100℃

ｂ　特定防火設備である防火戸の火災時予測上昇温度⊿Ｔｄ≦100℃

ｃ　拠点内部の火災時予測上昇温度⊿Ｔａ≦10℃

⒀　前⑿で定める壁及び防火戸の火災時予測上昇温度算定に関する留意事項は次のとおり

ａ　加圧防排煙告示第３第５項第５号．イ又はロで定める壁又は防火戸の火災時予測上昇温度の算定において、火災室と拠点との間の壁又は防火戸が断熱特性の異なる２種類以上の壁で構成されている場合は、全ての壁又は防火戸の種類で計算して、いずれも100℃未満であることを確認すること。

同号ハで、空気の上昇温度を算出する際には、全部位の「(上昇温度)×(見付面積)」を加算すること。

ｂ　壁の火災時予測上昇温度算定に係る遮熱温度係数ＣＤは次によること。

ⅰ　普通コンクリート：1.0

ⅱ　１種軽量コンクリート：1.2

ⅲ　ＡＬＣ版（耐火構造に限る）：2.4

なお、これ以外の乾式工法の「石膏ボード、ケイカル板による耐火構造の壁」等材質の壁等について、遮熱温度係数は定められていないため、本評価式は使用できない。

ｃ　加圧防排煙告示第３．第５項第５号ロで示す算定式は、熱伝導による伝熱のみで算出しており、空気層についての対流伝熱及び放射伝熱等の影響を考慮していないことから中空層のある戸を当該計算式で評価することはできない。

ｄ　同号で定める方法のほか、ＩＳＯ834標準加熱での１時間における裏面温度上昇が100℃未満であることを第三者機関の試験で確認できれば、同号で定める性能と同等と見なすことができる。

カ　給気口は、規則第30条第２号ニの規定の例及び加圧防排煙告示第３．第６項によること。

キ　給気用の風道は、規則第30条第３号（ホ．ハ及びニを除く。）の規定の例及び加圧防排煙告示第３．第７項によること。

ク　給気機は、規則第30条第３号の規定の例及び加圧防排煙告示第３．第８項によるほか、次によること。

⑺　加圧防排煙告示第３．第８項第２号で定める遮煙開口部の通過風量の算定にあたって一つの加圧式消火活動拠点に遮煙開口部が２以上ある場合の運用

消火活動時に扉を１ヶ所のみ開放することを想定すること。

従って、活動時に開放される可能性のある扉全てについて、それぞれ個別に風量の算定を行うこと。

⑴　遮煙開口部が、くぐり戸の場合や上下に分割されている場合、くぐり戸又は分割して開閉可能な部分の開口の大きさが幅75㎝以上、高さ180㎝以上であれば、当該部分を遮煙開口部とみなし算定を行うことができる。

⑼　同号で定める、扉の開放距離40㎝は、扉を開けた場合の最も狭い部分の距離とする、一般的には扉面から垂直線を引き、縦枠または壁の角までの距離とする（第19－７図参照）。

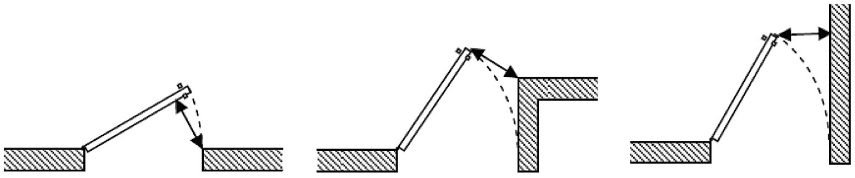

第19－７図

ケ　空気逃がし口

空気逃がし口は、加圧防排煙告示第３．第９項によるほか、次によること。

⑺　空気逃し口は、概ね隣接室及び拠点からみて最初の出火の恐れのある室、若しくはそれより手前の室に設けること。　◆

⑴　加圧式消火活動拠点が２以上ある場合、空気逃し口の必要開口面積は、各拠点の必要開口面積の和とすること。なお、空気逃し口の統合は可能とする。

⑼　空気逃し口と自然排煙口の両方の規定に適合している場合、開放空気逃し口と自然排煙口は兼用することができる。ただし、当該排煙口は給気口の開放と連動で開放させること。

⑽　空気逃し口に風道を接続する場合、空気逃し口を通過する風量を予測し、風道の圧力損失を評価して求めた有効開口面積を、空気逃し口の必要開口面積とすること。

必要開口面積は、流量係数を0.7と想定して定められているため、風道が接続されている場合は、その抵抗により、みかけの流量係数が0.7より小さくなり、風道のサイズや開口の面積は必要開口面積より大きくなるのが一般的である。

⑾　地下駐車場等に空気逃がし口を設置する場合、直接外気に通じる駐車場入口を（リングシャッター可）空気逃し口として取扱うことができる。

⑿　拠点に加圧給気された空気が隣接室等に流れ込むことにより、出火室以外の室及び特にエレベーターシャフト等の竪穴への漏煙を抑制するよう配置すること。

空気逃し口は給気口の開放と連動し、加圧給気されている間は継続して機能するもので、風道で接続される場合、ある程度高温の煙が通過しても延焼しない耐火性能などが必要とされる。

㈦　加圧防排煙告示第３第９項第６号で定める遮煙開口部の通過風速v　は遮煙開口部における実際の風速で、必要風速ではないことに注意すること。

コ　起動装置

起動装置は、規則第30条第４号イの規定の例及び加圧防排煙告示第３第10項によること。

サ　参考

加圧防排煙設備の設計にあたっては、㈠財㈡日本消防設備安全センターが示す、加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドラインを参考とすること。

６　地下駅舎の排煙設備

地下駅舎については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準」による政令第32条の適用をせず、原則として排煙設備を設置すること。

７　舞台部の排煙設備

政令別表第１(1)項の劇場等の舞台部に設ける排煙設備は、３によるほか、次によること。

⑴　500㎡を超える防煙区画とする場合は、最大防煙区画面積に応じた排煙能力を有すること。

⑵　起動方法は、手動起動、自動起動、防災センターからの遠隔起動が可能とすると共に、起動装置は視認性の良い場所に設けること。

⑶　排煙効率を高めるために、給気口及び給気経路を舞台部空間の下層部に設けること。

８　特例基準

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条の規定を適用し、排煙口を設けないことができる（加圧防排煙設備を除く。）。

⑴　特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火戸で区画され、区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）を、準不燃材料で仕上げたもので、次に掲げる部分

ア　機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーターの機械室その他これらの類する室の用途に供されるもので、区画された部分の床面積が100㎡以下のもの

イ　区画された部分の床面積が50㎡（スプリンクラー設備が技術上の基準に適合して設置されているものにあっては、100㎡）以下のもの

ウ　非常電源を付置した換気設備の設けられている変電室、発電室又は蓄電池室

エ　階段室又はエスカレーター室

⑵　浴室、シャワー室、洗面所、便所その他これらに類する場所

⑶　発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所で、ガス系の固定消火設備が技術上の基準に従って設置されているもの

⑷　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト、風除室その他これらに類する部分

⑸　冷蔵庫、冷凍庫その他これらに類する場所

第20　連結散水設備

１　連結散水設備の方式等

連結散水設備は、次の方式によること。なお、消防活動時の水損を軽減するため⑵または⑶を選択すること。　◆

⑴　開放型ヘッドを使用する方式

散水ヘッドとして開放型ヘッドを使用する連結散水設備とする場合（以下、この第20において「開放ヘッド方式」という。）は、送水区域の数が一（散水ヘッドの数が10以下のものに限る。）で、かつ、その送水区域内における関係者が単一であること。

⑵　閉鎖型ヘッドを使用する方式

散水ヘッドとして閉鎖型ヘッドを使用する連結散水設備（以下、この第20において「閉鎖型ヘッド方式」という。）とする場合。

⑶　閉鎖型スプリンクラー設備を使用する方式

散水ヘッドとして、政令第12条第２項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置する場合

２　開放ヘッド方式

開放ヘッド方式は、規則第30条の３によるほか、次によること。

⑴　配管

配管、管継手及びバルブ類（以下、この第20において「配管等」という。）は次によること。

ア　配管の敷設　◆

㈠　配管は共同溝等への敷設を除き、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑶の例により配管の腐食防止措置を講じること。

㈡　建物導入部の配管で不等沈下等のおそれがある場合には、変位量等を考慮した方法で施行すること。

イ　配管の吊り及び支持　◆

㈠　横走り配管は、棒鋼（呼称M10以上の径）で2.0m以下ごとの間隔で吊り、管の呼びが50を超える場合は、形鋼で8.0m以下ごとの間隔で振れ止め支持をすること。

㈡　支持金具、吊り金具等は、耐熱性及び強度を十分に有する方法で施工すること。

ウ　排水弁　◆

規則第30条の３第３号トに定める排水弁の設置については、第20－１図及び第20－２図の施工例によること。

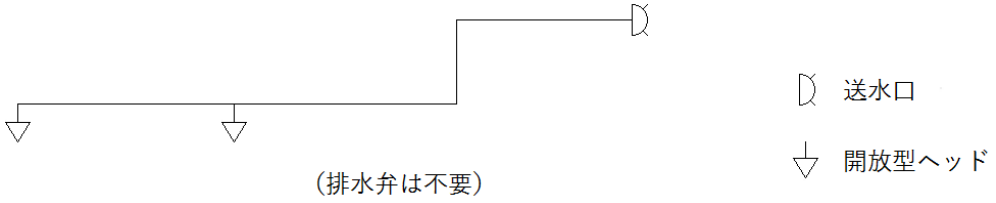

第20－１図（散水ヘッドよりも送水口の位置が高い場合）

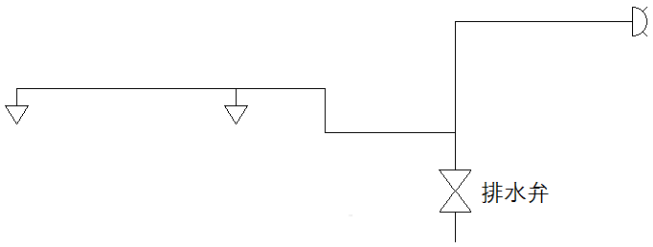

第20－２図（散水ヘッドよりも送水口の位置が高く、配管の一部が散水ヘッドよりも低い場合）

⑵　配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、開放型ヘッドの個数が10までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を180ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失水頭は、設置する開放型ヘッドの個数に180ℓ/minを乗じて得た量を流水量として行うこと。この場合、配管又は枝管（直接開放型ヘッドが設けられている管）の呼び径と開放型ヘッドの関係は、第20－１表によること。

第20－１表

ヘッドの合計個数	１個	２個以下	３個以下	５個以下	10個以下
配管の呼び径（A）	32	40	50	65	80

※　枝管に取り付けるヘッドの数は一の枝管につき５個を限度とする。

⑶　設計送水圧力　◆

送水口への設計送水圧力は、次によること。ただし、送水圧力の上限は、1.3MPaとすること。

ア　送水口から、放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部（以下、この第20において「最高位等」という。）の開放型ヘッドが、放水圧力0.5MPa以上で180ℓ/min以上の放水を行える圧力とし、かつ、送水口から送水した場合に各開放型ヘッドの放水圧力が、1.0MPa以下であること。

イ　設計送水圧力の値は、最高位等の開放型ヘッドまで及び放水圧力が最も高くなると予想される最低位の開放型ヘッドの摩擦損失水頭を前⑵の例により計算して求めた数値のいずれか大きい方の値とし、消防用設備等工事計画届出書に計算書を添付すること。

⑷　開放型ヘッド　◆

開放型ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第７号）」に適合するものであること。

⑸　送水口

構造は、本節 第４ スプリンクラー設備 １．⑷．ア及びイ（⑺を除く。）を準用すること。

ただし、配管及びヘッドが送水口よりも低い位置にある場合は、逆止弁を設けないことができる。

なお、送水口部分には、送水区域と送水口又は選択弁との関係が容易にわかるような系統図等を設けること（第20－３図参照）。

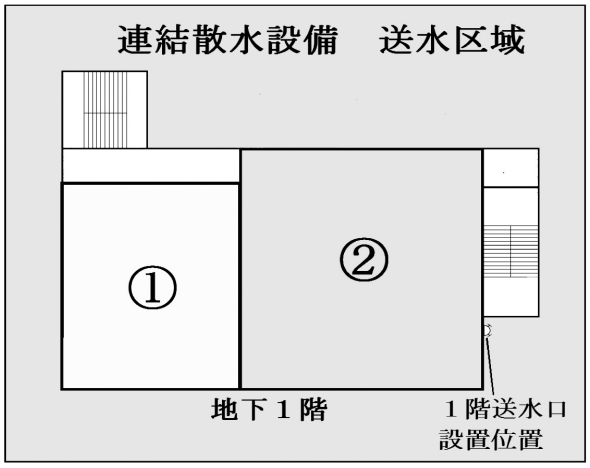

第20－３図

３　閉鎖型ヘッド方式

閉鎖型ヘッド方式は、規則第30条の３によるほか、専用の高架水槽を設け、配管内に充水して、閉鎖型ヘッドの開放により散水する方式とし、次によること（第20末尾　別図第20－１参照）。

⑴　高架水槽

ア　高架水槽の材質は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ２.⑵.イ.⑺によること。

イ　高架水槽の有効水量は、4.0㎥以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び50Ａ以上の管により自動的に給水できる措置を講じた場合は、その水量を3.0㎥以上とすることができる。

ウ　高架水槽の下端から最高位等の閉鎖型ヘッドまでの落差（Ｈ）による圧力は、0.15MPaに配管の摩擦損失水頭圧を加えた圧力以上であること。圧力不足となる場合には、加圧送水装置を設けること。

⑵　流水検知装置等

流水検知装置等は、次によること。

ア　「流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令２号）」に定める湿式流水検知装置等とし、使用圧力範囲内の圧力のものを使用すること。

イ　流水検知装置等が受け持つ区域は、２以上の階にわたらないこと。

ただし、設置される閉鎖型ヘッドの個数が、10未満である場合には、２以上の階を受け持つことができるものであること。

ウ　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

エ　流水検知装置等に加わる圧力は、当該流水検知装置等の最高使用圧力以下であること。

オ　流水検知装置等の一次側には、圧力計を設けること。

カ　自動火災報知設備の受信機設置場所には、流水検知装置等が発した信号により、起動した階の表示及び警報が発せられる受信装置を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機により、表示及び警報が受信できる場合にあっては、この限りでない。

⑶　加圧送水装置の起動

加圧送水装置を設ける場合は、流水検知装置等が発した信号又は起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動すること。

⑷　制御弁

制御弁は、流水検知装置等の一次側に、次により設けること。

ア　制御弁の取付けは、床面から高さ0.8m以上1.5m以下の箇所とすること。

イ　制御弁には、みだりに閉止できない措置を講じること。

ウ　点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

エ　制御弁の直近の見やすい箇所には、閉鎖型ヘッドを用いた連結散水設備の制御弁である旨の表示をした標識を設けること。

オ　制御弁の設置場所には、照明装置（非常用の照明装置兼用）を設けること。

⑸　配管等

配管は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４ ((1). エ並びに(2). アからウまで及びカを除く。）を準用するほか、次によること。

ア　配管内の充水用配管は、管の呼び50Ａ以上とし、高架水槽との接続部分には、逆止弁及び止水弁を設けること。

イ　配管の敷設は、前２．(1). アを準用すること。

ウ　配管の吊り及び支持は、前２．(1). イを準用すること。

エ　放水圧力が最も低くなると予想される配管の末端には、流水検知装置等の作動を試験するための試験弁（以下、この第20において「末端試験弁」という。）を次により設けること。

(ｱ)　末端試験弁は、流水検知装置等の設けられる配管の系統ごとに１個ずつ設けること。

(ｲ)　一次側に圧力計、二次側には閉鎖型ヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を取り付けること。

(ｳ)　末端試験弁には、その直近の見やすい個所に末端試験弁である旨を表示した標識を設けること。

⑹　配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、閉鎖型ヘッドの個数が5までに配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を90ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、450ℓ/minを流水量として行うこと。

この場合、配管又は枝管（直接閉鎖型ヘッドが設けられている管）の呼び径と閉鎖型ヘッドの関係は、第20－２表によること。

第20－２表

ヘッドの合計個数	２個以下	３個以下	５個以下	10個以下	20個以下
配管の呼び径(Ａ)	32	40	50	65	80

⑺　設計送水圧力

送水口への設計送水圧力は、次によること。この場合、送水圧力の上限は、本節 第21 連結送水管２．(5)によること。

ア　送水口から最高位等の閉鎖型ヘッドが、放水圧力0.1MPa以上で80ℓ/min以上の放水ができる圧力とすること。

イ　設計送水圧力の値は、最高位等の閉鎖型ヘッドまでの配管における摩擦損失水頭等を閉鎖型ヘッドの同時開放個数を５として前(6)の例により計算して求めた数値とし、消防用設備等工事計画届出書に計算書を添付すること。

⑻　放水圧力

加圧送水装置又は配管には、各閉鎖型ヘッドにおける放水圧力が、1.0MPaを超えない措置を講じること。

⑼　閉鎖型ヘッド

閉鎖型ヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年１月12日自治省令第２号）」に定める標準型スプリンクラーヘッド（小区画ヘッドを除く。）とし、感度種別は２種のものを使用すること。

⑽　送水口

構造は、本節 第４ スプリンクラー設備 １．⑷．ア及びイ（⑺を除く。）を準用すること。

４　連結散水設備の代替設備として泡消火設備にスプリンクラーヘッドを設けた場合の取扱い

政令第13条第１項の表中の上欄に掲げる防火対象物又はその部分に泡消火設備が設けられ、当該部分以外の部分に連結散水設備が必要となる場合については、泡消火設備を利用しての泡水溶液の放水量が、スプリンクラー設備の放水量を上回る場合は、スプリンクラー設備の機能を確保した消防用設備等であると認められることから、その設置を政令第32条の規定に基づき承認することとする。

⑴　要件

ア　消火用ヘッドはスプリンクラーヘッドとし、当該ヘッドから放水される泡水溶液の散水分布は閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年１月12日自治省令第２号）第14条に規定する散水分布曲線（同省令別図４）より上回ること。

イ　水源は、政令第12条第２項第４号に掲げる量又は政令第15条第５号に掲げる量のどちらか大となる量以上の量となるように設けること。

ウ　加圧送水装置の吐出量及び全揚程は、政令第12条第２項第５号に掲げる量又は規則第18条第４項第９号に掲げる量のどちらか大となる量以上の量となるように設けること。

エ　スプリンクラーヘッドへの配管は、混合器の一次側から分岐すること。

また、補助用高架水槽を設置する場合にあっても、混器の一次側に接続すること。

オ　消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に双口形の送水口を設けること。

この場合、規則第14条第１項第６号ホに規定する送水口の標識は、スプリンクラー設備及び泡消火設備の兼用である旨を表示した標識とすること。

カ　補助散水栓を設ける場合は、規則第13条の６第３項に掲げる基準に適合するよう設けること。

⑵　その他

スプリンクラー設備を政令第12条及び条例第37条の２の規定に基づき設置しなければならない防火対象物は、原則として当該特例は適用しない。

５　連結散水設備のヘッドの設ける部分以外の部分

政令第28条の２第２項第１号の部分は、次に掲げる部分以外の部分とすること。

⑴　特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁もしくは床または自動閉鎖装置を有する防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50㎡以下のもの

なお、階段の面積については、階段を防火区画した場合に限り、区画された部分の水平投影面積とすることができる。

⑵　浴室、便所その他これらに類する場所

ただし、次に掲げるものは、放火等のおそれが高いため、ヘッドを設置すること。　◆

ア　不特定多数の者が出入りする施設（大規模物販店、飲食店舗、ホテルなど）の便所等

イ　自力避難が困難な者が利用する施設（病院、福祉施設等）の便所等

⑶　特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖装置を有する特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室、ポンプ室その他これらに類する室の用途に供されるもの

⑷　発電機、変圧器その他これに類する電気設備が設置されている場所

⑸　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分

6　連結散水設備の設置を要しない防火対象物の部分

政令第28条の２第４項の規定により連結散水設備の設置を要しない防火対象物の部分は、次による連結送水管及び排煙設備等が設置されている部分とすること。

⑴　連結送水管

連結送水管は、消火活動拠点に、本節 第21 連結送水管 １の例により設けるほか、送水口の直近には、地階に放水口が設置してある旨を表示すること。

⑵　排煙設備等

排煙設備等は規則第30条の基準に従って設置すること。

この場合、消防活動を考慮し、次のいずれかとすること。　◆

ア　本節 第19 排煙設備 ４．加圧防排煙設備の例によること。

イ　省令第29条第１号の規定の例による排煙上有効な開口部とすること。

7　連結散水設備を設置しないことができる防火対象物

特定主要構造部を耐火構造としたもので外周（外壁）が２面以上及び周長の垂直投影長さ（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影した長さをいう。）の２分の１がドライエリアその他の外気（以下、この第20において「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次の条件のすべてを満足する防火対象物は、政令第32条の規定を適用し、連結散水設備を設置しないことができること（第20－４図参照）。

⑴　ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径１m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部）を２以上有し、かつ、当該開口部は、規則第５条の５第２項各号（第２号を除く。）に該当するものであること。

⑵　開口部が面するドライエリア等の幅は当該開口部がある壁から2.5m以上であること。ただし、消火活動上支障のないものはこの限りでない。

⑶　ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下、この第20において「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。

⑷　ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは、２以上の傾斜路等を有すること。

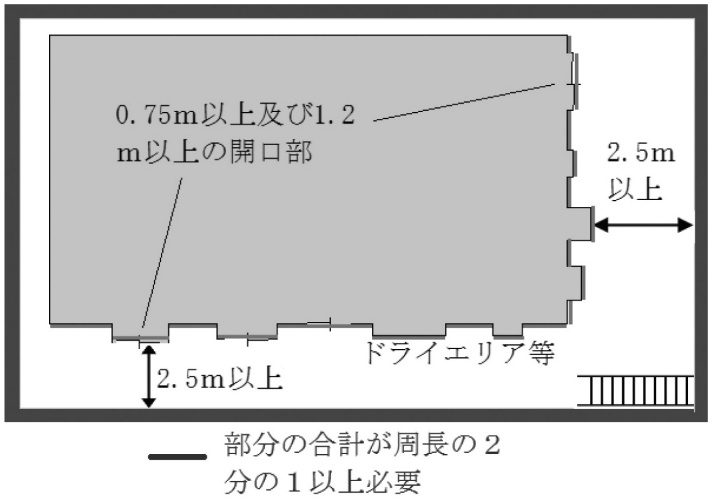

第 20－４図

８　合成樹脂製の配管及び継手を使用する場合の取扱い

次の要件を満たすものについては、政令第32条を適用し、連結散水設備に合成樹脂製の配管及び継手を使用することができるものとする。

⑴　「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）第３第１号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

⑵　連結散水設備の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

⑶　地中埋設部分に設けること。

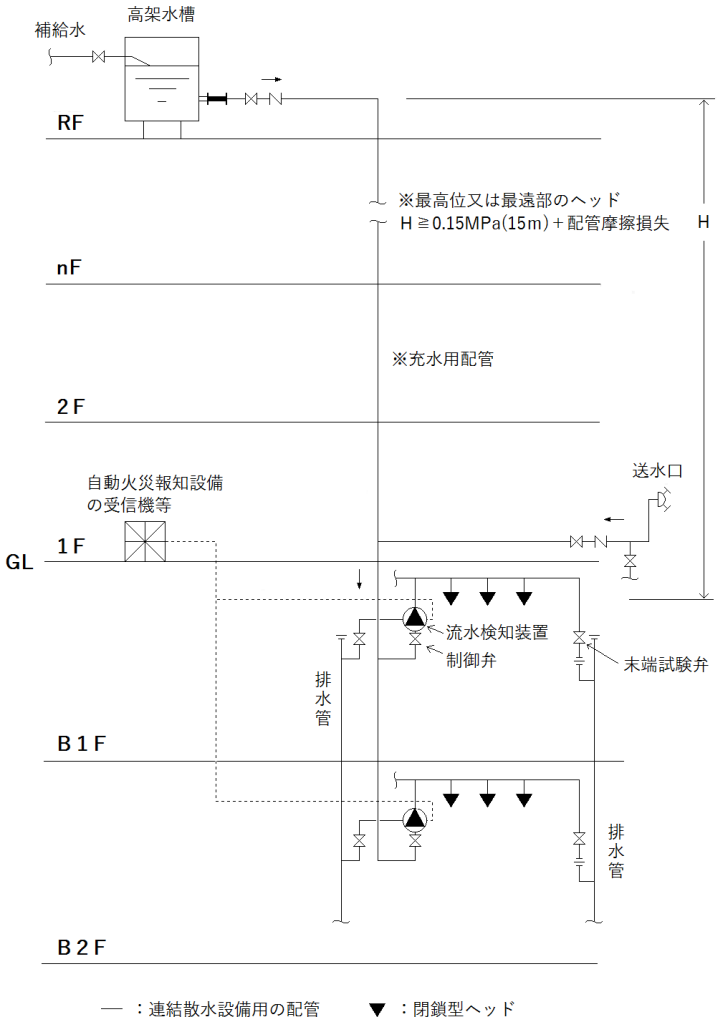

―　：連結散水設備用の配管　　▼　：閉鎖型ヘッド

別図第20－１　配管充水方式の配管系統例

第21　連結送水管

１　高層建築物等以外の建築物に設ける連結送水管

高層建築物（地盤面から高さが31ｍを超える建築物をいう。）又は地階を除く階数が11以上のもの（以下、この第21において「高層建築物等」という。）以外の建築物に設ける連結送水管は、次によること。

⑴　送水口

送水口は、政令第29条第２項第３号及び省令第31条第１号から第４号の２の規定によるほか、構造及び材質等は、本節 第４ スプリンクラー設備 １．⑷．ア及びイ．㈦（乾式の場合を除く。）を準用すること。 ◆

ただし、屋内消火栓設備と配管を兼用しているものを除き、止水弁は設けないことができる。

⑵　配管等

ア　配管内は補助用高架水槽により常時充水する（政令別表第１⑱項及び条例第41条の２第１項第２号による屋上駐車場は除く。）こと。 ◆

なお、当該高架水槽は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑵．アの１号消火栓の基準に準じて設置すること。 ◆

イ　配管の兼用

屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑵．オによること。

ウ　複数の立管の接続

㈦　同一棟に複数の縦管がある場合、それぞれの縦管には、それぞれの送水口を設けること。

㈠　前㈦の立管は、バイパス配管により相互に接続すること。 ◆

なお、バイパス配管により相互に接続した配管に設ける送水口については、前㈦に係わらず、敷地内で消防車両が寄り付くことが出来る場所（複数個所の分散設置が望ましい）に設けることで足りることとする。

エ　構造及び材質

配管、管継手及び弁類は、省令第31条第５号ロ、ハ及びニによるほか、次によること。

㈦　管継手は、金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年12月消防庁告示第31号。以下、この第21において「管継手等の基準」という。）に適合すること。なお、原則として認定品を使用すること。 ◆

㈠　弁類を設ける場合の当該弁の最高使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のものを設けること。

㈡　設計送水圧力が１MPaを超える場合に用いる弁類は、次のいずれかによること。

ａ　JIS B 2071の呼び圧力20Kのもの

ｂ　認定品（16K又は20Kのもの）

ｃ　JPI（石油学会規格）の呼び圧力300psiのもの（20K相当）

ｄ　その他公的機関等により耐圧性が確認されるもので、その資料が添付されているもの

オ　逆止弁、止水弁を設ける場合の設置位置及び表示

㈦　止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示を直近の見やすい位置に設けること。 ◆

㈠　止水弁にあっては、その開閉方向及び「常時開」である旨を、逆止弁にあっては、その流れ

方向を見やすい位置に表示すること。

⑺　防災センター等には、止水弁及び逆止弁の設置位置を明示した図面等を備えておくこと。◆

カ　設計送水圧力（別記参照）

省令第31条第５号ロに定める設計送水圧力は、次により求めることとし、条例第56条の３に規定する消防用設備等工事計画届出書の届出時には計算書を添付して設計送水圧力を明記すること。

設計送水圧力は、たて管ごとに放水量800ℓ/min（最上階400ℓ/min＋最上階の直下階400ℓ/min＝800ℓ/min）、ノズル先端圧力0.6MPaとして求めた値とすること。なお、この場合放水口から一のノズル先端までの摩擦損失は上記の状態で0.15MPaとすること。

キ　埋設配管　◆

⑺　配管の施工にあたっては、原則として土中埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。

⑴　土中埋設する場合には、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑶による防食措置を講ずるとともに、メンテナンスが容易に行える敷設方法とすること。

ク　主管の内径の特例等

省令第30条の４において、消防長又は消防署長が、その位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、フォグガンその他の霧状に放水することができる放水器具のうち定格放水量が200ℓ/min以下のもののみを使用するものとして指定した防火対象物にあっては、その基準によること。

⑶　放水口

ア　機器

放水口の開閉弁は、管継手等の基準に適合することとし、当該開閉弁に加わる圧力に応じた耐圧性能を有するものとすること。なお、原則として認定品を使用すること。　◆

イ　設置位置

階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所（階段の入口部分から５m以内の場所を含む。）で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること（居室、倉庫等の室内については、５m以内であっても有効に消火活動を行うことができる位置に含まれない。）。

ウ　構造及び格納箱

⑺　ホース接続口は、差し込み式とすること。

なお、呼称65と呼称50兼用のマルチタイプのものとすること（第21－１図参照）。　◆

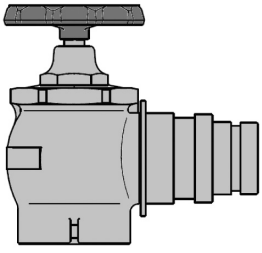

第21－１図

⑷　放水口は格納箱に収納しておくこととし、当該格納箱は、1.6㎜以上の鋼製で、前面の大きさが短辺40cm以上、長辺50cm以上であること（第21－２図参照）。

なお、格納箱中の放水口の位置は、消防隊の使用する分岐金具（第21－３図参照）を結合できるように余裕を持った配置とすること。　◆

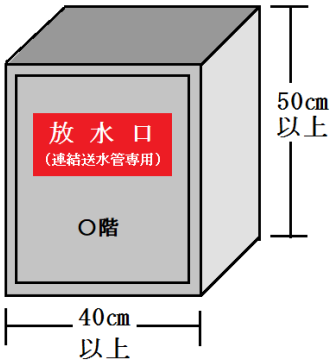

第21－２図

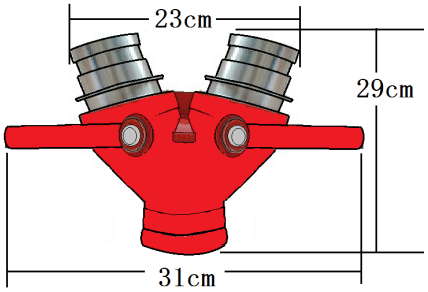

第21－３図

⑸　屋内消火栓設備と併設収納する格納箱の場合は、本節　第２　屋内消火栓設備　８の基準によること。

エ　灯火及び表示

⑺　放水口又はその格納箱には「放水口」と表示すること。この場合、放水口の表示文字の大きさは、１字につき20㎠以上とすること。

また、放水口には階数表示をすること。　◆

⑷　放水口又は格納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。この場合、赤色の灯火の非常電源、配線は、本節　第２　屋内消火栓設備　６を、大きさは同８．⑵．ア．⑺．ｃを準用すること。◆

オ　特例

屋上に設ける放水口については、階段等により消防隊が有効に活動できない屋上は、放水口を設けないことができる。また、屋上に設ける放水口は、容易に視認できる場合は、赤色の灯火については設けないことができる。

２　高層建築物等に設ける連結送水管

高層建築物等に設ける連結送水管は、前１によるほか、次によること。なお、次の⑴及び⑵により設ける放水口及び放水器具等は、地階を除く階数が11以上又は地盤面からの高さが31ｍを超える各階に限る。

⑴　放水口

ア　放水口は、本節　第９　屋外消火栓設備　８の消火栓箱に準じた格納箱に収納しておくこと。◆

イ　放水口の結合金具の構造は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第10号）」に規定する呼称65と呼称50の差し口に適合する双口形のものとする。

なお、この場合であっても、双口共に呼称65及び呼称50兼用のマルチタイプのものとすることが望ましい。　◆

ウ　スプリンクラーヘッドが階のすべての部分（区画された階段室等を除く。）に設置されており、かつ、放水口の位置が２か所以上ある階については、政令第32条を適用し、放水口を単口とする

ことができる。なお、この場合の放水口は、呼称65及び呼称50兼用のマルチタイプのものとする

エ　屋上に設ける放水口は、前１．⑶．オによるほか、単口とすることができ、下記⑵の放水器具の設置を要しない（第２章 第１節 第12 屋上緊急離着陸場等が設置されている場合を除く。）。

⑵ 放水器具

ア　格納箱には、結合金具が差込式の呼称50の噴霧切替ノズル１本及び呼称50の長さ20ｍのホース２本以上を格納しておくこと。

イ　噴霧切替ノズルの性能は、ノズル圧力0.35MPaにおいて直状放水にあっては、400ℓ/min（有効射程10ｍ以上）、60度の霧状放水にあっては、500ℓ/min以上の量の放水量が得られるものとすること。

ウ　非常用エレベーターが設置されている対象物は設置を要しないものとする。

⑶ 格納箱

格納箱の材質は、厚さ1.6㎜以上の鋼製とし、奥行は、弁の操作に充分な余裕を有すること。この場合、非常コンセントを内蔵する型式のものにあっては、水の飛まつを受けない構造とし、赤色の灯火は、非常コンセントの赤色の灯火をもって代えることができるものであること。

また、放水口には階数表示を行うこと。　◆

⑷ 配管等

ア　配管内は、常時充水しておくこと。

イ　配管に充水する補助用高架水槽等は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ４．⑵．ア及びイの１号消火栓の基準を準用すること。

ウ　設計送水圧力（別記「連結送水管の水力計算」参照）

設計送水圧力はたて管ごとに放水量1、600ℓ/min（（最上階400ℓ/min×２線放水）＋（最上階の直下階400ℓ/min×２線放水）＝1,600ℓ/min）、ノズル先端圧力0.6MPaとして求めた値とするほか、前１．⑵．カによること。

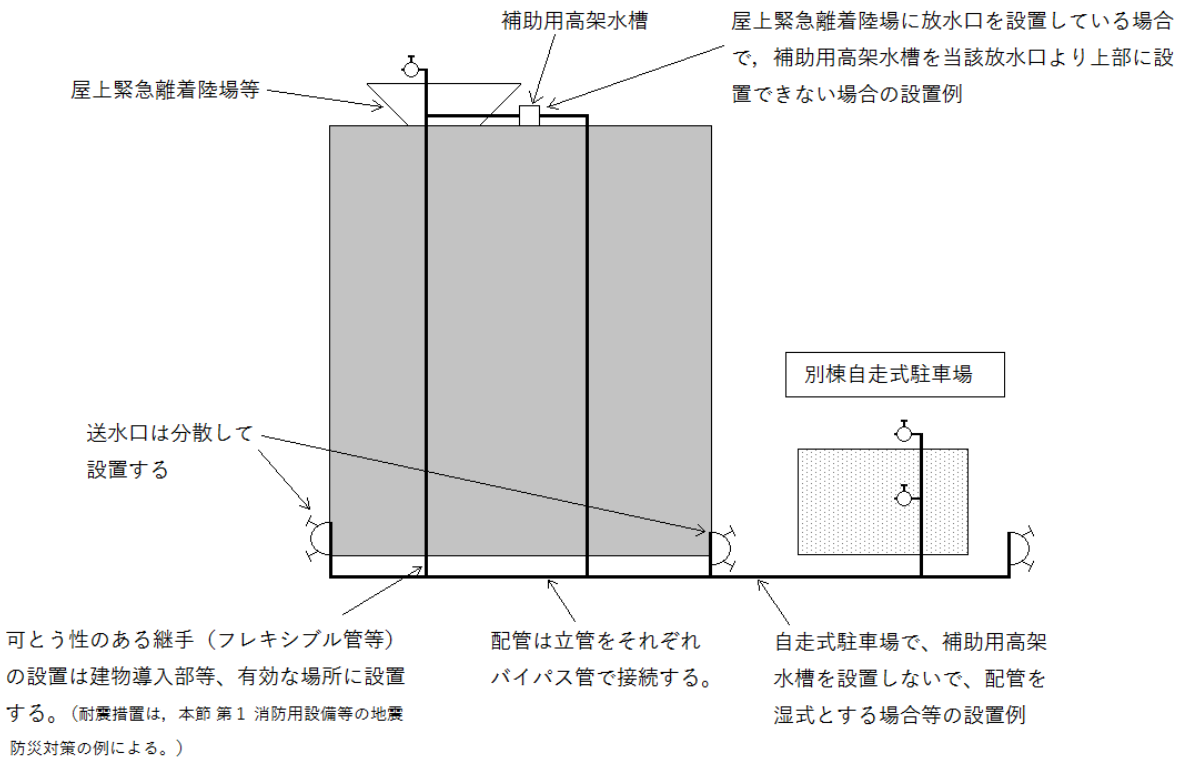

第21－４図　同一敷地内の配管例

⑸　加圧送水装置

ア　防火対象物が令第29条第２項第４号ロに掲げる場合（地盤面からもっと高い位置にある放水口までの高さが70ｍを超える建築物をいう。）は、加圧送水装置を設置すること。

なお、高さ70ｍ以下であっても、送水口に接続するホースに係る圧力が1.6MPaを超えることがないように措置すること。　◆

イ　加圧送水装置二次側直近において、1.6MPaを超えないようにすること。　◆

ウ　ポンプの吐出量及び揚程は、省令第31条第６号イ、㈠及び㈡に定めるもののほか、次のとおりとする。

㈠　ポンプの吐出量は、隣接する２の階に設けられる放水口の設置個数を合計した個数のうち最大となる当該設置個数（設置個数が３を超えるときは、３とする。）に800ℓ/minを乗じて得た量以上の量とする。

㈡　揚程は、ノズル先端において、放水量が400ℓ/min以上で、かつ、0.6MPa以上の圧力が得られるものであること。また、省令第30条の４第１項及び同第31条第１項第５号ロの消防長又は消防署長が指定する防火対象物の場合にあっても同様とする。

エ　起動装置

加圧送水装置の起動は、送水口の直近及び防災センターからの遠隔操作により起動することができること。

送水口付近には、防災センター等と相互に通話できるように非常電話等の連絡装置を設けること。◆

オ　中間水槽

加圧送水装置には、ポンプの性能を試験するための中間水槽を設けること。

中間水槽の容量は、３㎥以上とし、かつ、自動的に給水できる装置を設けること。

カ　配管等の構造（第21－５図参照）　◆

⑺　加圧送水装置一次側及び二次側の止水弁は、当該ポンプと主管を分離できるように主管側に設置すること。

⑴　加圧送水装置一次側の配管には、圧力調整弁及び止水弁を設置し、バイパス配管とすること。

⑵　加圧送水装置二次側の配管は、立管部分を堅固に支持し、吐出側の逆止弁及び止水弁の重量がポンプにかからないようにすること。

バイパス配管を設けた場合の例　　**バイパス配管を設けない場合の例**

※故障時の措置として送水口と採水口を設けたもの

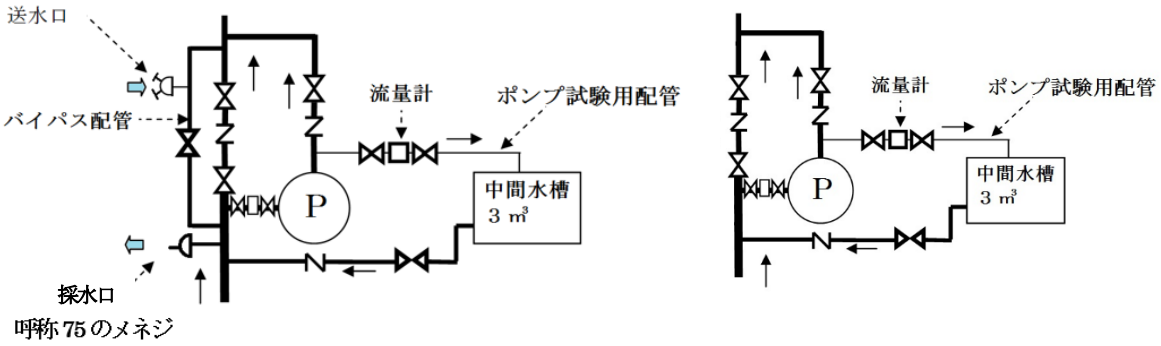

第21－５図　加圧送水装置廻り（ブースターポンプ）の配管例

⑹　耐圧性能を有する配管等の設置

省令第31条第５号ロ及びハの改正に伴い、今後、耐圧性能を有する配管及び管継手が必要となるものもあるので、条例第56条の３の規定に基づく消防用設備等工事計画届出書には、配管等の設計送水圧力計算書を添付させ、審査をする。

この場合の水力計算については、ノズル先端における放水量及び圧力値は、（別記）連結送水管の水力計算によること。

⑺　非常電源、配線等

非常電源、配線等は、省令第31条第７号の規定によるほか、本節　第２　屋内消火栓設備　６を準用すること。

⑻　送水圧力の標示

本節　第４　スプリンクラー設備　１．⑷．イ．㈡を準用し、送水口には、その直近の見やすい箇所に、送水圧力範囲（送水実測値）を表示した標識を設けること。

なお、加圧送水装置が設置されている防火対象物にあっては、当該装置の設置階及びポンプの定格吐出量を併せて表示しておくこと（第21－６図参照）。

なお、前⑸エの送水口部分における遠隔起動用押しボタン部分の表示は第21－７図によること。



第21－６図　加圧送水装置が設置されている連結送水管の標示例



第21－７図

⑼　その他の標示

送水口付近には、放水口の位置が容易にわかるような第21－８図のような略図を掲出すること。

◆

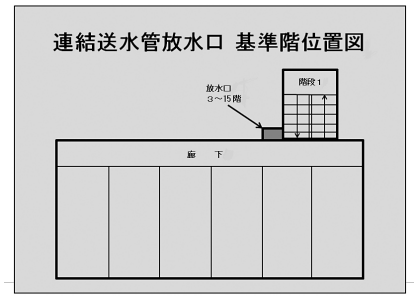

第21－８図

３　合成樹脂製の配管及び継手を使用する場合の取扱い

本節第20 連結散水設備　８を準用すること。

この場合において、準用部分の「連結散水設備」は「連結送水管」と読み替えるものとする。

（別記）

〔連結送水管の水力計算〕

連結送水管の設計送水圧力の水力計算は、次の計算式の例によること。この場合、配管等の摩擦損失水頭等の値は、本節第27「配管の摩擦損失計算」を参照すること。

〔計算式〕

1MPa ≧ 設計送水圧力 ＝ 配管等の摩擦損失水頭換算圧 ＋ 背圧 ＋ 放水圧力

(h１＋h２＋h３＋h４＋h５)　(ha)　(n)

※　摩擦損失水頭長（m）を摩擦損失水頭換算圧（MPa）に換算する場合は、
1.0m ＝ 0.1kg/㎠ ＝ 0.0098MPaで換算すること。

１　高層建築物等以外の場合

配管等の摩擦損失水頭（m）

ｈ１：送水口の損失水頭

ｈ２：最上階の直下から送水口までの
摩擦損失水頭

ｈ３：最上階から最上階の直下までの
摩擦損失水頭

ｈ４：放水口の摩擦損失水頭

ｈ５：ホースの摩擦損失水頭（15m）

ｈａ：背圧　(MPa)

ｎ　：ノズル先端水頭（60m）

(注)　計算式は、計算上において、消防ポンプ車から設計送水圧力により送水口に送水された圧力水を、消防隊の放水圧力が最低となる最上階及びその直下階において、各放水口からホース２線を延長して、それぞれのノズルから放水圧力0.6MPa、放水口から放水量400ℓ/minで放水することとしたものである。

なお、屋上部分に放水口が設置されている場合にあっては、当該部分の放水口は計算から除外するものである(屋上緊急離着陸場の場合を除く)。

設計送水圧力が１MPaを超える場合には、スケジュール40※以上の配管を用いる必要がある。

※は、JIS G 3448若しくはJIS G 3454に適合する配管のうち呼び厚さでスケジュール40以上またJIS G 3459に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するもの等を示す。

［計算例］

・高さ30ｍの共同住宅

・各階に１の放水口

・配管は100Ａ（配管の損失約0.3ｍとした場合）

最上階の放水口の高さが28ｍの場合、［計算式］による計算では、設計送水圧力が１MPaを超えるため、配管は全ての部分で※スケジュール40以上の配管を用いる必要がある。

この場合、屋上放水口は計算に算入しないことができる。

※はJIS G 3448若しくはJIS G 3454に適合する配管のうち呼び厚さでスケジュール40以上または、JIS G 3459に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するもの等を示す。

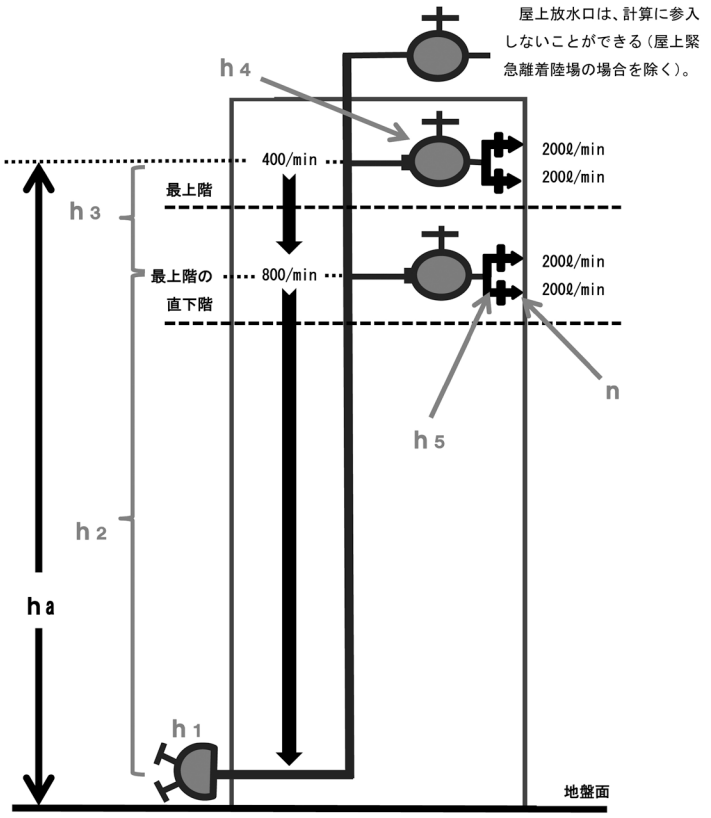

２　高層建築物等の場合

省令第31条第６号の規定に基づき、加圧送水装置を用いる防火対象物にあっては、加圧送水装置の加圧により送水される以外の最上階の放水口の設計送水圧力の値及び加圧送水装置までの設計送水圧力の値を防火対象物に応じて前１により求めること。

Ｐ１＋Ｐ２＞Ｎｐ＋背圧＋摩擦損失

Ｐ１：設計送水圧力

Ｐ２：ポンプ定格圧力

Ｎｐ：ノズル先端圧力

ア　ポンプで送水する全ての放水口において、所定の圧力が得られるように、ポンプの設置位置を決定すること。

イ　加圧送水装置二次側直近において、1.6MPaを超えないようにすること。◆

ウ　ポンプはＰ１の押し込み圧力を有効に使用できるものであること。

［計算例］

ポンプ吐出量は、以下のとおりとする。

400ℓ/min×２線×２階分の放水口（最大３：右図の場合は２=1600ℓ/min）

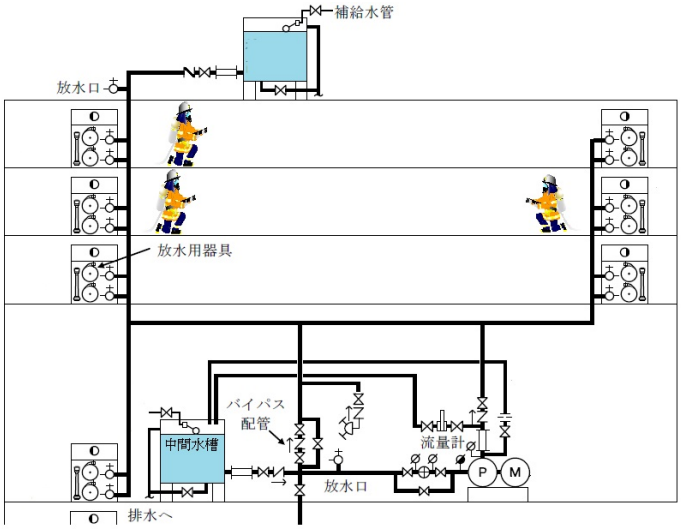

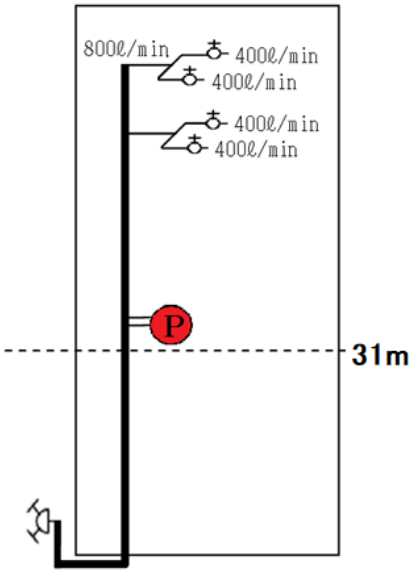

左図のような場合は、

400ℓ/min×２×３線分が

必要であるため、

2400ℓ/min が必要となる。

第22　非常コンセント設備

１　設置位置等

設置位置等は、政令第29条の２及び条例第41条の３によるほか次によること。

⑴　建築物の階数

政令第29条の２第１項第１号の非常コンセントを設けなければならない建築物の階数については、建基政令第２条第１項第８号の規定によるものであること。

⑵　非常コンセントの設置位置

非常コンセントの設置位置については、次によること。

ア　非常コンセントの設置階は、11階以上の階、地盤面からの高さが31ｍを超える階、地下街及び防火対象物の地階部分で床面積の合計が、1、000㎡以上のものとすること。

イ　非常コンセントは、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室の附室内又は当該部分から５ｍ以内の場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設置すること。

ウ　特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が２階層又は３階層ごとに設けられているもの等）で、非常コンセントを階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあっては、当該階の各部分から、前イの部分に設ける非常コンセントまでの距離を歩行距離50ｍ以下となるように設けること。

２　電気の供給容量

非常コンセントの電気の供給容量については、単相交流100Ｖ、15Ａ以上の容量とし、出火階及びその直上、直下階の３階層のコンセントに有効に供給できるように、4.5kW以上の容量とするものであること（第22－１図参照）。

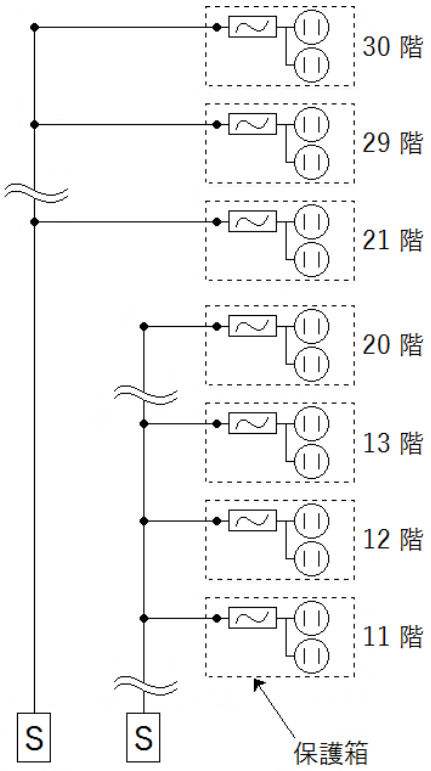

【備　考】

1　S：幹線の開閉器及び自動遮断器
　～：分岐開閉器及び自動遮断器
　⊔：単相用コンセント

2　非常用コンセント設備は、単相100Ｖ、15Ａ以上

3　非常コンセントは、１系統につき10個以下

4　分岐開閉器及び自動遮断器は、15Ａヒューズ又は配線用遮断器（ブレーカ）

5　コンセントの定格は、125Ｖ15Ａ

第22－１図

3　非常コンセント

非常コンセントは、次によること。

⑴　プラグ受けはJIS C 8303の接地形２極コンセントのうち定格が15A、125Vに適合するもので極数及び極配置は、第22－２図によること。

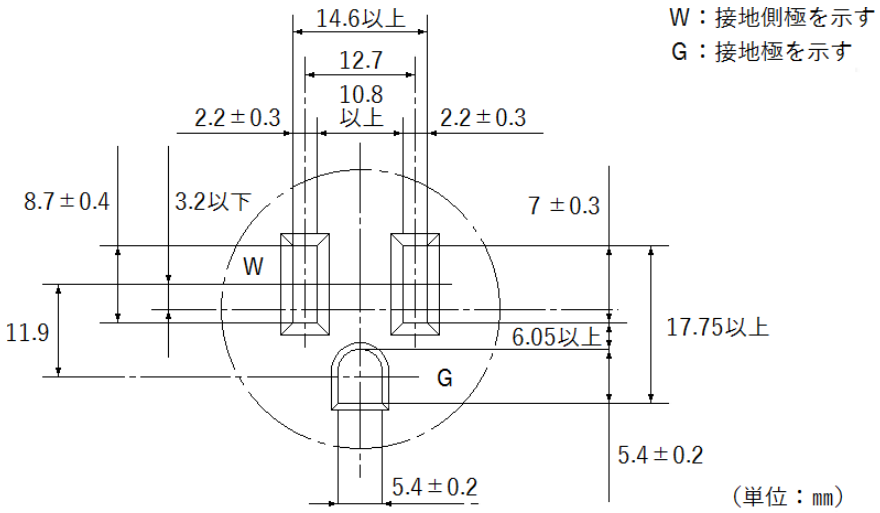

第22－２図

⑵ 保護箱内には、前⑴のプラグ受けを２個設けること。

4　接地

前３のプラグ受けの接地極は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）第18条に定めるＤ種接地工事（以下、この第22において「接地」という。）とすること。

5　保護箱

保護箱は、次によること。

⑴　保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月消防庁告示第10号）第３．１．⑵に準じたものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては、この限りでない。

⑵　大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。

⑶　保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。

⑷　保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。

⑸　保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック（Ｌ型又はＣ型）等を設けること。

⑹　保護箱には、接地を施すこと。

6　電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

⑴　電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあっては、この限りでない。

⑵　前⑴の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

⑶　電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨、赤色の文字で表示すること。

⑷　専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。

⑸　非常コンセントのプラグ受けは、前⑷の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。

⑹　前⑷の配線用遮断器は、100Ｖ、15Ａ以上の容量とすること。

⑺　分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6㎜以上の鋼製のものを用いること。

⑻　保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

７　幹線容量

幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100Ｖ、15Ａ以上で３階層分の容量有効に供給できる電線を用いること。

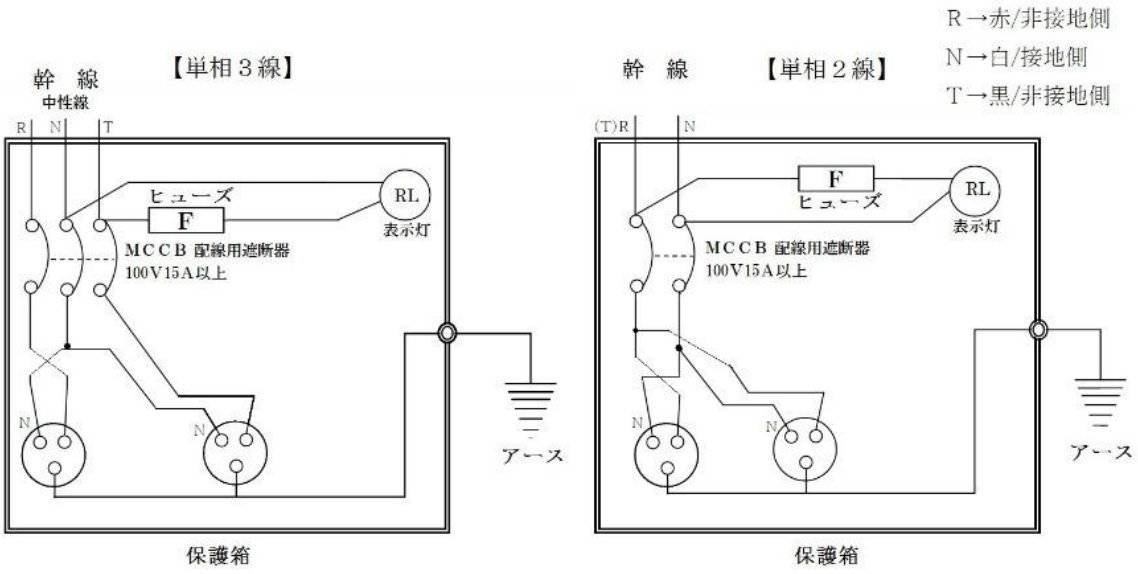

第22－３図 保護箱内の配線図 例

８　非常電源回路の配線

規則第31条の２第８号に定める非常電源回路の配線は、本節 第３ 非常電源の基準により設けること。

９　標示

標示は、次によること。

⑴　保護箱の表面に表示する「非常コンセント」の文字の大きさは、１字につき４㎠以上とすること。

⑵　保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、本節 第２ 屋内消火栓設備の基準の赤色の灯火に準ずること。

⑶　灯火の回路の配線は、本節 第３ 非常電源の基準によるほか、前６．⑷配線用遮断器の一次側

から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること（第22－３図）。

10　消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

⑴　保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。

⑵　消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。

⑶　消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

⑷　非常コンセントの赤色の灯火は、本節 第２ 屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。

第23　無線通信補助設備

１　用語の定義

⑴　漏えい同軸ケーブルとは、内部導体、外部導体からなる同軸のケーブルで、かつ、ケーブル外の空間に電波を放射させるため、外部導体に使用周波数帯に応じた一定周期のスロットを設けた構造のものをいう。

⑵　無線機とは、消防隊が使用する無線機で、送信及び受信ができるものをいう。

⑶　接続端子とは、無線機と無線通信補助設備の相互間を電気的に接続するための器具であって、建築物又は工作物の壁等に固定されるものをいう。

⑷　混合器とは、２以上の入力を混合する装置で、入力端子相互間の結合は、無線機の機能を損傷させない程度の減衰性能を有するものをいう。

⑸　分配器とは、入力端子へ加えた信号を２以上に分配する装置で方向性のないものをいう。

⑹　共用器とは、混合器、分波器等で構成され、２以上の周波数を混合又は分波する装置で、感度抑制、相互変調等により相互の妨害を生じさせないものをいう。

２　使用周波数

無線通信補助設備は、周波数260MHz帯及び400MHz帯を有効に伝送及び輻射できるものであること。

３　設備方式及び機能

⑴　無線通信補助設備の方式は、次のいずれかであること。

ア　漏えい同軸ケーブル方式

漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

イ　漏えい同軸ケーブル及び空中線方式

漏えい同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

ウ　空中線方式

空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

⑵　無線通信補助設備は、電波を輻射する漏えい同軸ケーブル及び空中線を防火対象物の屋内の部分（地下）に設けることとするほか、次によること。

ア　当該防火対象物以外の部分への電波の漏えいは、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。

イ　放送受信設備に妨害を与えないものであること。

⑶　無線通信補助設備に他の用途を共用する場合には、次の用途以外の接続端子を設けないこととすること。

ア　警察用の無線通信

イ　防災管理用の無線通信

ウ　前ア及びイ以外の用途に使用するもので、電波法（昭和25年法律第131号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）で認める無線通信又は有線通信

⑷　前⑶の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波

数から感度抑制、相互変調等による相互の妨害を生じないものにあっては、この限りでない。

⑸　接続端子に無線機を接続し、防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

ア　耐火構造及び特定防火設備で区画された床面積の合計が100㎡以下の倉庫、機械室、電気室、その他これらに類する部分

イ　室内の各部分から一の出入口までの歩行距離が20m以下の部屋で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分

ウ　柱、壁、金属物等のある場所のうち電波が著しく遮へいされる僅少な部分

エ　有効に通信が行なえる直通階段等の部分

⑹　一の接続端子に無線機を接続した場合、他の接続端子に接続した無線機と通話ができること。

4　接続端子等（消防の用に供するものに限る。）

⑴　接続端子は、次によること。

ア　地上で消防隊が指揮本部等として有効に活動できる場所及び防災センター等に設けること。

※　地上に設ける接続端子は、次の点に留意すること。

⑺　現場指揮所としてのスペースが確保できる場所であること。

⑴　ポンプ車等の接近が容易な場所で、かつ、車載無線により基地局と通信ができること。

⑼　消防活動上の障害とならない場所であること。

イ　前アの地上に設ける接続端子の設置箇所は、一の出入口から他の出入口までの歩行距離が300m以上となる場合は、２箇所以上とすること。

ウ　設置の高さは、床面又は地盤面より0.8m以上1.5m以下とすること。

エ　周波数260MHz用の接続端子（兼用）と400MHz用接続端子の２個接続端子を設けること。　◆

オ　前エの接続端子は、JIS C 5411高周波同軸C01形コネクタのうち、コネクタ形状が接せん座に、コンタクト形状がメスのもの（Ｎ－Ｊ型コネクタ）に適合するものであること(第23－１図参照)。

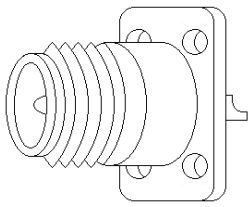

第23－１図　JIS C 5411　C01コネクタ外観

カ　保護箱内に収容すること。

キ　地上に設ける接続端子、前３．⑶の用途に供する接続端子から５m以上の距離を有すること。

⑵　接続端子を収容する保護箱は、次によること。

ア　保護箱の材質は、防錆加工を施した厚さ1.6㎜以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものにあっては、厚さ0.8㎜以上とすることができる。

イ　保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。

ウ　地上に設けるものは、施錠できる構造であること。（鍵はタキゲンNo.0061を使用すること。第23-２図参照）

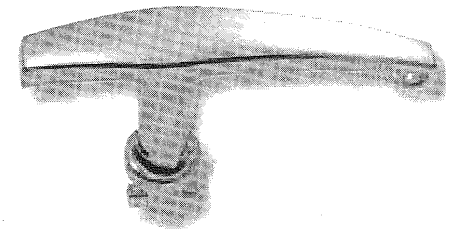

第23－２図　保護箱鍵

エ　地上に設ける保護箱のかぎ穴及び扉部には防滴及び防じん措置を講じること。

オ　保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力電力、使用できる周波数帯域及び注意事項並びに取扱い要領等を表示すること。

注　意　事　項

1　最大許容入力電力　　10W
2　使用周波数帯域　　150MHz
　　260MHz
　　400MHz
3　無線機を接続する場合は、終端抵抗器をはずして接続ケーブルを接続してください。
4　使用後は、終端抵抗器を端子に取り付け、接続ケーブルは必ず保護箱内に収納してください。

カ　保護箱の前面には、「消防隊専用無線機接続端子」と表示すること。

キ　保護箱の表面は、赤色又は朱色とすること。

ク　保護箱内には可とう性のある接続用の同軸ケーブルを（２ｍ以上）を２本以上収容すること。

ケ　前クの接続用の同軸ケーブル両端には、Ｎ－Ｐ型コネクタとＴＮＣ－Ｐ型コネクタを設けること（第23－３図参照）。



第23－３図　接続用の同軸ケーブル外観図

５　分配器等

混合器、分配器、その他これらに類する器具は、挿入損失の少ないものとし、次によること。

⑴　ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

⑵　腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分は、防食措置が講じられていること。

⑶　公称インピーダンス、50Ωのものであること。

⑷　二の使用周波数において、電圧定在波比は、1.5以下であること。ただし、共用器は除く。

⑸　接続端子に送信定格出力10Wの無線機を接続して通信を行なった場合でも、機能に異常を生じなく、その性能を充分に生かすこと。

⑹　接続部には、防水措置を講じること。ただし、防水措置を講じた箱内に収納する場合は、この限りでない。

⑺　厚さ0.8㎜以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に収容すること。

⑻　設置位置は、保守点検及び取扱いが容易にできる場所であるほか、次のいずれかであること。

ただし、別記「耐熱形漏えい同軸ケーブルの基準」に適合する耐熱効果のある箱（以下、この第23に置いて「耐熱箱」という。）に収容されるものにあっては、次の場所によらないことができる。

ア　防災センター、中央管理室、電気室等で壁、床、天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内

イ　不燃材料で区画された天井裏

ウ　耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）内

エ　建基政令第123条に規定する特別避難階段の構造に適合する階段室

オ　その他これらに類する場所で延焼のおそれの少ない場所

6　漏えい同軸ケーブル等

漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線（以下、この第23において「漏えい同軸ケーブル等」という。）は、前５．⑴から⑶及び⑹を準用するほか、次によること。

⑴　難燃性を有するものであること。

⑵　接続部分には、接せんが用いられ、かつ、接せん相互間の接続には、可とう性のある同軸ケーブルを用い適度な余裕をもって接続すること。

⑶　露出して設ける場合には、避難上及び通行上障害とならない位置とすること。

⑷　漏えい同軸ケーブル等は、当該ケーブル等に、けいそう土等を巻くか、又は不燃材料で区画された天井裏に布設する等これと同等以上の耐熱措置を講じること。ただし、別記「耐熱形漏えい同軸ケーブル等の基準」に適合するものにあっては、この限りでない。

⑸　漏えい同軸ケーブルは、火災により当該ケーブルの外装が焼失した場合、ケーブル本体が落下しないように金属製又は磁器製等の支持具で５ｍ以内ごとに壁、天井、柱等に堅固に固定すること。

ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合は、この限りでない。

⑹　漏えい同軸ケーブルの曲げ半径は、当該ケーブルの外径30倍以上とすること。

⑺　漏えい同軸ケーブル及び空中線は、金属板等により電波の輻射特性が著しく低下しない位設けること。

⑻　空中線は、壁、天井、柱等に金属又は不燃材料の支持具で堅固に固定すること。

⑼　漏えい同軸ケーブル及び空中線は、特別高圧又は高圧の電路から1.5m以上離すこと。

ただし、電磁誘導等による障害がない場合は、この限りでない。

⑽　漏えい同軸ケーブルの終端末には、無反射終端抵抗器を堅固に取り付けること。

7　増幅器

増幅器を設ける場合には、前５．⑴及び⑵を準用するほか、次によること。

⑴　増幅器の外箱は、厚さ0.8㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するもので造られていること。

⑵　前５．⑻に準じた場所に設けること。

⑶　増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものにあっては、開閉器を設けないことができる。

⑷　増幅器の前面には、主回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。

⑸　増幅器は、双方向性を有するもので送信及び受信に支障のないものであること。

⑹　増幅器の電源圧が定格電圧の90％から110％までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。

⑺　非常電源及び非常電源（内蔵型を除く。）回路の配線並びに操作回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、本節 第３ 非常電源の基準によること。

８　既設の防火対象物の運用　◆

既に設置されている無線通信補助設備については、次に定めるものを除き、本節 第23 無線通信補助設備 １から７までの基準に適合していること。

⑴　前３．⑸の無線連絡の範囲については、最低限必要とされる部分において、通話試験を行い、その結果、無線連絡が可能なものについては改修を要しない。

⑵　前４．⑴の接続端子については、前４．⑴．ア、ウ及びオに適合することで足りる。

⑶　前４．⑵の保護箱については、前４．⑵．ア、イ、カ、及びキに適合することで足りる。

⑷　前６．⑴の漏えい同軸ケーブル等の難燃性については、当該ケーブル等の外装に防火塗料を塗布する等の延焼防止の措置を講じることで足りる。

⑸　前７の増幅器については、前７．⑵及び⑺を除き機能に支障のないものは改修を要しない。

別　記

耐熱形漏えい同軸ケーブル等の基準

1　趣　旨

この基準は、漏えい同軸ケーブル等並びに分配器等を収納する耐熱効果のある箱(以下「耐熱箱」という。)の耐熱性等について定めるものとする。

2　性能及び材質

⑴　漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの性能及び材質は、次の表に定めるところによる。

項　　目		基　　準
引張り強さ及び伸び	漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルのシース（以下、この表において「シース」という。	JIS C 3342（600Ｖビニル絶縁ビニルシースケーブル）又は、日本電線工業会規格（以下、この表において「JCS」という。）第287号Ａ（市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンケーブル）のシースと同等以上であること。
導電性、引張り強さ及び純度	中心導体及び外部導体	JIS C 3101　電気用硬銅線 JIS C 3102　電気用軟銅線 JIS C 3108　電気用硬アルミニウム線 JIS C 3151　すずめっき硬銅線 JIS C 3152　すずめっき軟銅線 JIS H 2102　アルミニウム地金 JIS H 3300　銅及び銅合金継目無管 JIS H 4000　アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 JIS H 4080　アルミニウム及びアルミニウム合金の継目無管 JIS H 4090　アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 JCS 205　電気用半硬銅線 と同等以上であること。
燃焼性	シース	難燃性を有すること。
耐電圧	内部導体と外部導体間	交流電圧1、000Ｖを連続して１分間加えた場合これに耐えること。
特性インピーダンス	内部導体と外部導体間	50±5Ωであること。
電圧定在波比	内部導体と外部導体間	使用周波数帯域において1.5以下であること。

⑵　空中線の性能及び材質は、次によること。

ア　不燃材料又は難燃性の材料のものを使用したものであること。

イ　利得は、標準ダイポールに比して、－１dB以上であること。

ウ　垂直偏波で水平面無指向性であること。

エ　形状は平板形あるいは棒状とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。

オ　入力端子は、JIS C 5411高周波同軸C01形コネクタ(コンタクト形状がめすに限る。)に適合するものであること。

カ　腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分は、防食措置がなされていること。

⑶　耐熱箱の性能及び材質は次によること。

ア　外箱は、防せい加工を施した鋼板とし、その板厚は0.8㎜以上であること。

イ　外箱の内部は、防火塗料等を施したパーライト板（板厚が15㎜以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性および断熱性を有する材料で内張りしたものとし、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。

ウ　外箱は、金属管又は金属製可と電線管を容易に接続でき、かつ、当該部分に断熱措置を容易に講じることができるものであること。

３　絶縁抵抗試験及び断熱試験

⑴　漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブル

次により絶縁抵抗試験及び断熱試験を行い、そのいずれの試験にも合格するものであること。

ア　試験体は、亘長1.3ｍの供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルを別図第23－１に示すように太さ1.6㎜の金属線を用いて、パーライト又はこれと同等以上の耐熱性を有するもので作られた縦300㎜、横300㎜、厚さ10㎜の板（以下、この別記において「パーライト板等」という。）に取り付け、供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの2倍の重さの荷重を当該供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの中央に取り付けたものであること。

イ　絶縁抵抗試験は、内部導体と外部導体との相互間の絶縁抵抗を直流500Ｖの絶縁抵抗計で測定した値が100ＭΩ以上であること。

ウ　耐熱試験は、次によること。

⑺　加熱炉は、次に適合するものを用いること。

ａ　加熱炉の構造は、旧JIS　A　1305（鉛直式小型加熱炉及び調整方法）に定める都市ガス加熱炉又はプロパンガス加熱炉に準じた構造であること。

ｂ　加熱炉は、試験体を挿入しないで加熱した場合、420度±10％の温度を30分間以上保つことができるものであること。

⑴　耐熱試験の加熱方法は、試験体を別図第23－２に示す位置に挿入し、JIS　A　1304（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の１／２に相当する火災温度曲線に準じて30分間加熱すること。

⑼　炉内の温度は、JIS　C　1602(熱電対)に規定する0.75級以上の性能を有する素線の線径0.65㎜以上、1.0㎜以下のＣ－Ａ熱電対及び自動記録計を用いて別図第23－３に示す位置(Ａ点又はＢ点)において測定すること。

⑽　加熱中、前イに掲げる箇所に50Hz又は60Hzの交流電圧600Ｖを加えた場合、短絡しないものであること。

⑾　加熱終了直後、直流500Ｖの絶縁抵抗計で前イに掲げる箇所を測定した場合、その値が0.4ＭΩ以上であること。

⑿　加熱により、炉の内壁から突き出た供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルのシース部分が150㎜以上燃焼しないこと。

⒀　加熱試験後の電圧定在波比は、5.0以下であること。

⑵　空中線は、次により耐熱試験を行い、その試験に合格するものであること。

ア　試験体は、別図第23－４に示すようにパーライト板等に取り付けること。

イ　加熱試験は、次によること。

(ｱ)　加熱炉は、前(1). ウ. (ｱ)によること。

(ｲ)　耐熱試験の加熱方法は、前(1). ウ. (ｲ)によること。

(ｳ)　加熱炉内の温度測定は、前(1). ウ. (ｳ)に準ずること。

(ｴ)　加熱試験後の電圧定在波比は、使用周波数において、5.0以下であること。

4　表示

(1)　耐熱性を有する漏えい同軸ケーブル等には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

なお、漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの表示は、おおむね50mごとに１箇所以上とする。

ア　製造者名又は商標

イ　型式

ウ　耐熱形漏えい同軸ケーブル等である旨の表示

(2)　耐熱箱には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

ア　製造者名又は商標

イ　型式

ウ　耐熱箱である旨の表示

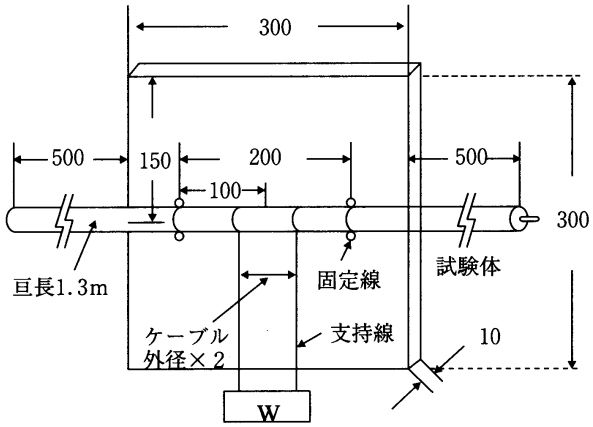

（単位㎜）

供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの自重×２

別図第23－１

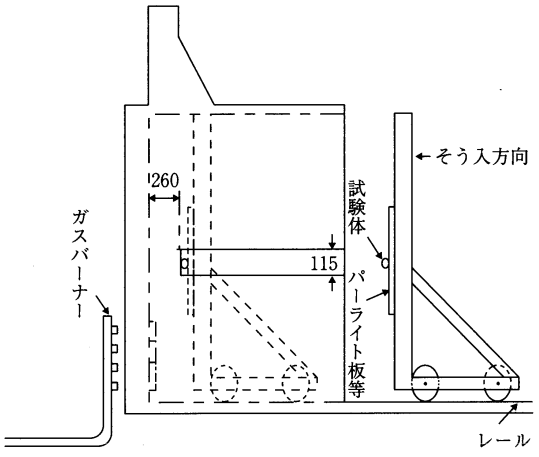

（単位㎜）

別図第23－２

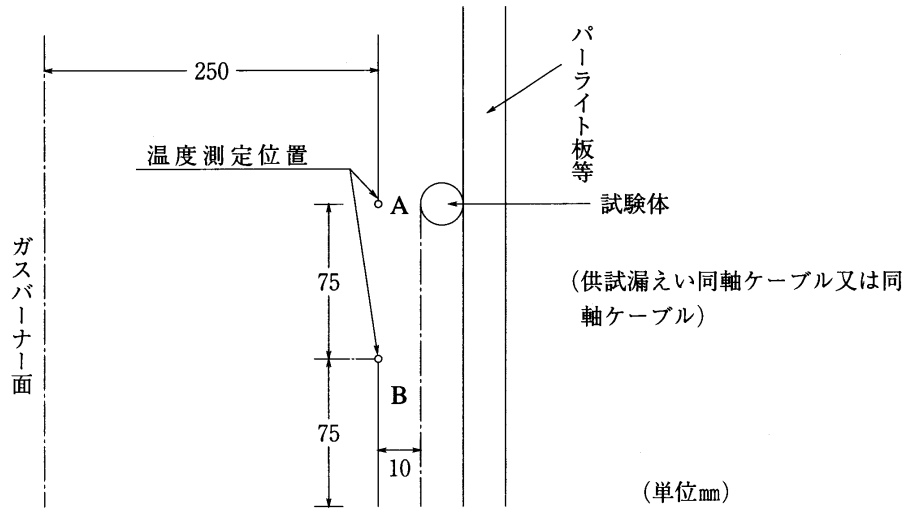

（単位㎜）

別図第23－３

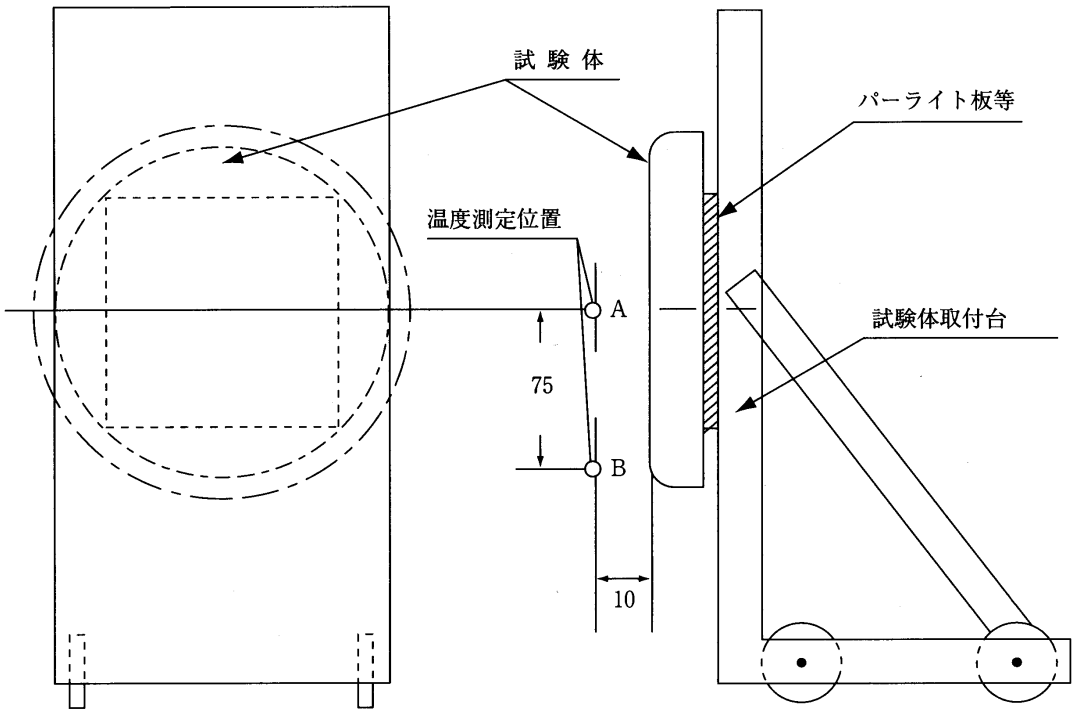

平板形アンテナの場合

(単位mm)

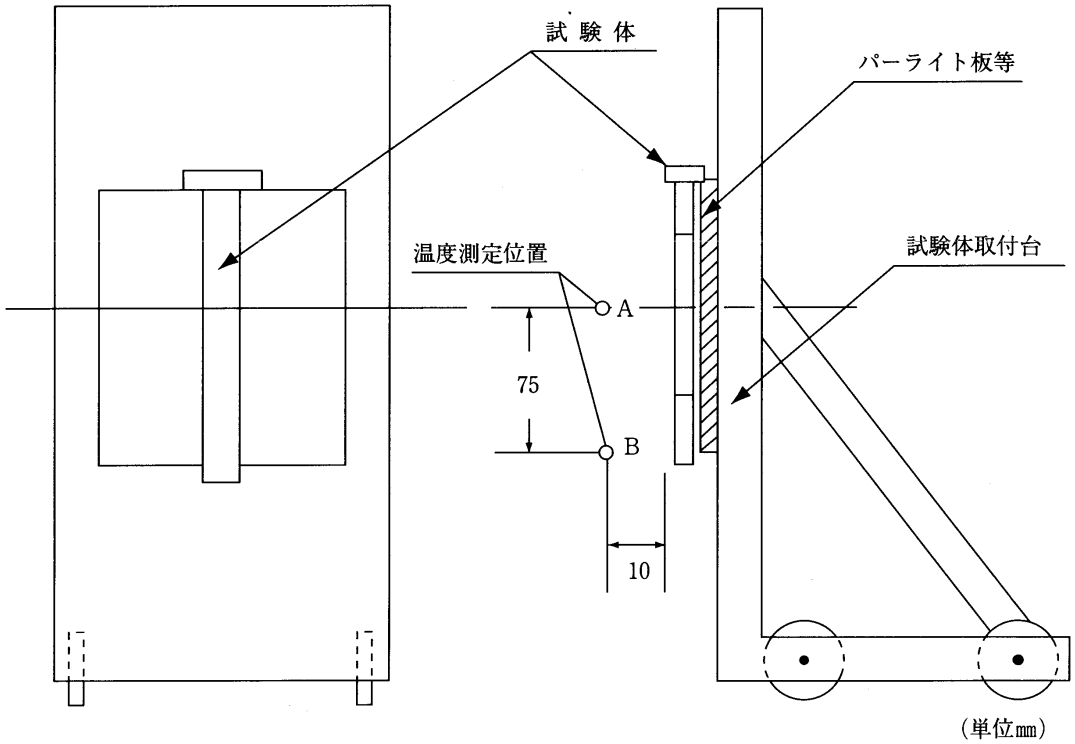

(単位mm)

棒状形アンテナの場合

別図第23－4

第24　消火器具

１　設置場所

⑴　消火器具の設置場所は、規則第６条第６項に定めるもののほか、次によること。

ア　廊下、通路、室の出入口付近等、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。

イ　規則第６条第６項に定める歩行距離は、実際に人が歩いた場合の、通常動線により測った距離である。

⑵　消火器具は、床面から1.5m以下に設けること（第24－１図参照）。

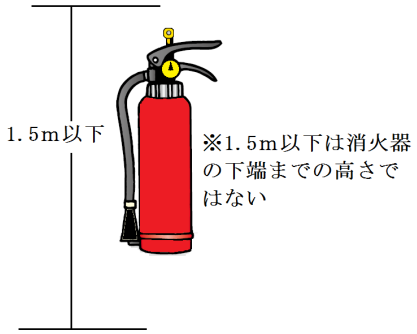

第24－１図

⑶　規則第６条第１項の防火対象物又はその部分に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、消火器具を当該電気設備がある場所の床面積100㎡以下ごとに１個設けなければならない。

⑷　消火器具は、防火対象物の階ごとに、防火対象物の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように配置しなければならない。

⑸　政令別表第１各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次に掲げる場所には、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように設けなければならない。ただし、政令第10条第１項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

ア　グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所

イ　変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び急速充電設備を除く。）、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所

ウ　鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

エ　核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所

オ　酸素又は可燃性の高圧ガスを貯蔵し、又は取り扱う場所

カ　屋外機械式駐車場（本節　第８　粉末消火設備　３．⑴の消火用足場等を含む）◆

⑹　消火器具は、次の場所に設けること。

ア　容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ　消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

ウ　乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる架台等の場所

２　標識　◆

標識の形状等は、次によること。

⑴　標識の大きさは、短辺８㎝以上、長辺24㎝以上とすること。

⑵　地を赤色、文字を白色ですること。

⑶　文字の大きさは５㎝角以上とすること。

⑷　文字は種別に応じ、「消火器」、「消火バケツ」、「消火水槽」又は「消火砂」とすること。

３　操作方法等の表示

⑴　消火器には、直近の見やすい箇所に、第24－２図のような、使用方法を明示した標識を掲示すること。◆

なお、第24－２図の表示を設けた場合は、前２の標識は不要となるが、第24－２図の表示を消火器ボックス内（見やすい位置に限る。）に設けた場合、当該消火器ボックスの前面には前２．⑷に準じた標識が必要となる。

⑵　令別表第１(１)項イ、(５)項イ及び(10)項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設で、直接消火器を視認できない場合には、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第１項の日本工業規格をいう。）Ｚ　8210　に定める消火器のピクトグラム（第24－３図）を設置すること　◆



第24－２図

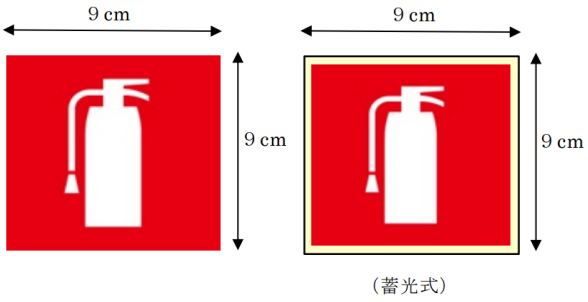

第24 - ３図

４　留意事項

⑴　二酸化炭素又はハロゲン化物を放射する消火器は、政令別表第１(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物並びに換気について有効な開口部の面積が床面積の１／30以下の地階、無窓階又は居室には設けないこと。◆

⑵　雨水等の当たる可能性のある場所及び塩害の可能性のある場所に設置する場合は、床面等に固定措置を講じた消火器ボックス内に収納すること。◆

第25　総合操作盤等

１　設置維持

総合操作盤は、規則第12条第１項第８号の規定によるほか、次によること。なお、監視操作等については、総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第８号）によること。

⑴　機器

ア　総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第７号）に適合したものであること。

なお、原則として認定品とすること。◆

イ　防災センター等で勤務する要員（防災設備技能員等）の迅速、的確な監視、操作等を考慮した機器の配置を行うこと。◆

卓式のイメージ

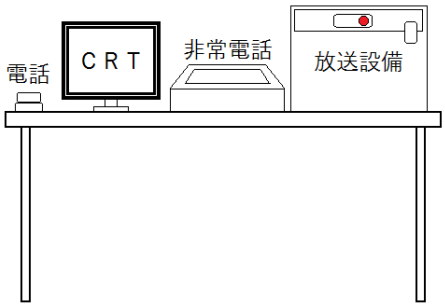

第25－１図

⑵　総合操作盤が必要な防火対象物

ア　規則第12条第１項第８号イにより次のいずれかに該当するもの

⑺　延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物

⑴　地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物

⑼　延べ面積が1,000㎡以上の地下街

イ　規則第12条第１項第８号ハにおいて、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するものは、次のいずれかに該当するものとする。（令和２年消防長告示第13号）

⑺　消防法施行令（昭和36年政令第37号）第７条第２項第３号から第８号に掲げる消火設備（移動式のものを除く。以下「スプリンクラー設備等」という。）と放送設備が併設されている防火対象物のうち、地階を除く階数が11階以上で、かつ、延べ面積が10、000㎡以上の防火対象物

⑴　スプリンクラー設備等と放送設備が併設されている防火対象物のうち、地階を除く階数が５階以上で、かつ、延べ面積が20,000㎡以上の特定防火対象物

⑼　スプリンクラー設備等と放送設備が併設されている防火対象物のうち、地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物

⑶　設置場所

常時人がいる防災センター等に設置すること。

⑷　特例

ア　総合操作盤の設置を要する防火対象物が複数隣接している場合において、管理運営が一体的であり、かつ、一の防災センター等に設置する総合操作盤によってそれらの防火対象物を一元的に監視することが合理的であると消防長又は消防署長が認める場合は、政令第32条を適用し、個々の防火対象物への総合操作盤の設置を免除して差し支えない。

イ　政令第29条の４第１項の規定に基づき、特定共同住宅等において通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置した場合又はその他の防火対象物で、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該防火対象物の火災の発生状況が十分把握できる場合は、政令第32条を適用し、総合操作盤の設置を免除して差し支えない。

２　防災センター

防災センターは規則第12条第１項第８号及び条例第50条の４の２に規定されているものであり、具体的には次によること。

⑴　防災センターの位置、構造、面積は次によること。

ア　位置

㈠　避難階に設けること。避難階以外の階に設けた場合は当該防火センターから直接地上に通ずる専用の直通階段を設けること。なお、止むを得ない事情で、地階に設ける場合は、浸水対策及び消防無線を利用するに当たり支障がないような措置を講じること。

㈡　防災センターに設けられる直接地上に通ずる出入口は、防災センター要員の避難に使用するものであり、かつ、消防隊の防災センターへの進入経路にも使用するため、当該出入口は、道又は道に通ずる幅員１ｍ以上の通路に面しているものであること。

㈢　非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段と容易に連絡できること。

イ　構造

㈠　他の部分と防火区画し、要員の仮眠、休憩をする部分がある場合は当該部分とも防火区画をすること。

㈡　換気、空調は専用の設備であること。

㈢　２以上の出入口を設け、うち、１以上の出入口は、直接地上に通ずること。

㈣　漏水、浸水に対して適切な防水措置が講じられていること。

㈤　照明設備には、有効な照度（床上80㎝の位置で500lx以上）が確保できるよう非常電源を附置（１時間以上）すること。

㈥　前㈤により設ける非常電源は、規則第12条第１項第４号の規定の例によること。

㈦　防災センターは活動拠点となることから、煙が流入した際にも排煙ができるように排煙設備を設けること。　◆

⑵　面積

ア　規則第12条第１項第８号イ及びロに掲げる建築物にあっては、平常時の監視、制御又は災害時の活動に支障のない広さ(40㎡以上)又は総合操作盤等を設置した部分以外で消防隊員の活動スペース（概ね10㎡）を確保した広さとすること。◆

ただし、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該建築物の火災の発生状況が十分に把握できる場合はこの限りでない。

イ　規則第12条第１項第８号ハに掲げる建築物にあっては、20㎡以上とすること。　◆

⑶　表示　◆

条例第50条の４の２第３項第２号に定める２以上の出入口には、「防災センター」の表示を行うこと。

⑷　特例

条例第50条の４の２第１項各号について、令８区画によって区画された部分ごとに適用することとして差し支えない。

第26　その他（非常電話）

1　非常電話　◆

非常電話とは、操作部（親機）、子機、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいい、火災発生時における存館者からの防災センター等への早期通報、消火活動時における消防隊と防災センター等との連絡等が有効に行えるよう、次に適合したものであること。

⑴　設置対象

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年条例第１号）第10条に掲げる対象物（防災計画対象物）について、全階に設置するものとする。ただし、40号省令を適用した⑸項ロに掲げる防火対象物（連結送水管のブースターポンプ又は加圧送水装置の設置された消防用水が設置されているものを除く。）のうち、小規模な共同住宅等（防災計画指導指針第７条第２項に該当する対象物又はこれと同等と認められるもの）を除く。

⑵　設置位置

ア　防火対象物の階ごとに、その階の各部分から容易に到達できるように、かつ、一の非常電話（子機）までの水平距離が50m以下となるように設けるほか、次のとおり設置すること。

ただし、親機が設置されている階は、親機からの水平距離が50mの範囲に限り、子機を設けないことができる。

⑺　エレベーターの乗降ロビー、廊下等で他の消防用設備等が設置されている場合、併設等して設置すること。

⑴　多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。

⑼　操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

⑽　原則として階段への出入口付近に設けること。

⑾　階段相互の距離が歩行距離50mを超える場合は、各階の階段付近に設けること。

イ　親機

⑺　増幅器等及び受信機等に併設して、それぞれの機能が有効に操作できる位置に設けること。

⑴　分割された制御部と操作部は、原則として同一室内に設けること。

⑼　非常電話の親機の設置については、規則第25条の２第２項第３号ホを準用すること。

⑶　機器

ア　非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第６号）に適合したものであること。

イ　認定品を使用すること。

ウ　子機は、送受話器を取り上げることにより自動的に親機への発信が可能なものであること。

エ　子機は、放送機能を有しないこと。

オ　子機は、放送設備の起動装置としないこと。

カ　親機は、子機の発信により、発信階表示灯が点灯あるいは発信階が識別できる表示装置等を備えるものであること。

キ　親機は、子機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等、簡単な操作で親機の火災音信号が停止し、発信者と相互に同時通話できるものであること。

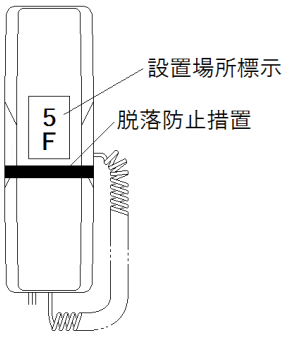

第26－１図

ク　２回線以上の子機を操作した場合、親機は任意の回線の選択が可能であること。この場合、遮

断された回線の子機に話中音が流れるものであること。

ケ　子機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないものであること。

コ　非常電話は、２回線同時作動できるものであること。

サ　子機の収納箱及び親機の外箱は、厚さ0.8㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有するものであること。

シ　収納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。この場合、赤色の灯火の非常電源、配線等は、本節 第２ 屋内消火栓設備 ５を準用すること。

ス　子機は地震の際等に送受話器の脱落を防止する措置を講じること。

⑷　常用電源

ア　電源電圧は、300Ｖ以下であり、かつ、増幅部の所要入力電圧に適合していること。

イ　電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を放送設備の電源と共用する場合で、これにより放送設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

⑸　非常電源

ア　子機を２回線同時作動させ、30分間その作動を継続できるものであること。

イ　子機の制御部と非常電源の間の配線は、耐火配線とすること。

ウ　子機で制御部と操作部とが分割されるものの当該制御部と操作部との間の配線は、600Ｖ２種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上のものとすること。

⑹　表示等

ア　子機は、収納箱に収納し、その表面又は近傍に赤地に白の１字当たり４㎠以上の文字で「非常電話」と表示し、子機本体正面又は収納箱表面に設置階（階に複数子機がある場合は設置階及び設置場所）を表示すること。

イ　親機の部分には、起動階一覧図を備えること。

⑺　各種届出

条例第56条の３の規定に準じ、別紙の非常電話の概要表を添付のうえ、工事計画届出書を提出すること。

第27　配管の摩擦損失計算等

１　用語の定義

⑴　配管の摩擦損失とは、配管、管継手及びバルブ類の摩擦損失をいう。

⑵　配管の摩擦損失の基準とは、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成20年12月消防庁告示第32号）をいう。

２　配管の摩擦損失計算

⑴　「配管の摩擦損失計算の基準」第２によるほか、本節第２、第４、第５、第20、第21に定める各設備の当該基準によること。なお、主な配管の種類及び呼びごとの主な流量に対する摩擦損失水頭を参考までに別表第１－１から第１－４に示す。

⑵　合成樹脂管等の基準に適合するものとして認定を受けた合成樹脂製の管及び管継手の摩擦損失水頭にあっては、認定の際に算定され、仕様書に明示されている等価管長の数値により、摩擦損失計算を行うこと。◆

⑶　管継手、及びバルブ類の直管相当長さは別表第２－１から第２－４に掲げる呼称及び形状に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる数値を参考とするほか、認定の際に算定され、仕様書に明示されている等価管長の数値により、摩擦損失計算を行うこと。◆

別表第１－１

配管の摩擦損失水頭表　配管用炭素鋼管　JIS G 3452　(SGP)　　単位：m（100m当たり）

呼び / 流量 (ℓ/min)	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
50	11.89	3.39	1.61	0.50	0.15	0.06	0.02	0.01		
70	22.15	6.33	3.00	0.93	0.28	0.12	0.03	0.01		
80	28.36	8.10	3.85	1.19	0.35	0.15	0.04	0.01	0.01	
90	35.26	10.07	4.78	1.48	0.44	0.19	0.05	0.01	0.01	
100	42.85	12.24	5.81	1.80	0.53	0.23	0.06	0.02	0.01	
120	60.04	17.15	8.14	2.53	0.75	0.32	0.09	0.03	0.01	
140	79.85	22.80	10.83	3.36	1.00	0.43	0.12	0.04	0.02	
150	90.72	25.91	12.30	3.82	1.13	0.49	0.13	0.05	0.02	0.01
160	102.23	29.20	13.86	4.30	1.28	0.55	0.15	0.05	0.02	0.01
180	127.12	36.30	17.24	5.35	1.59	0.68	0.19	0.08	0.03	0.01
200		44.12	20.95	6.50	1.93	0.83	0.23	0.08	0.03	0.01
240		61.81	29.35	9.11	2.70	1.16	0.32	0.11	0.05	0.01
250		66.66	31.65	9.82	2.91	1.26	0.34	0.12	0.05	0.01
300		93.40	44.35	13.76	4.08	1.76	0.48	0.17	0.07	0.02
320			49.97	15.51	4.60	1.98	0.54	0.19	0.08	0.02
350			58.98	18.30	5.43	2.34	0.64	0.22	0.10	0.03
400			75.51	23.43	6.95	3.00	0.82	0.29	0.12	0.03
450			93.89	29.13	8.64	3.73	1.02	0.35	0.15	0.04
480				32.83	9.73	4.20	1.15	0.40	0.17	0.05
500				35.40	10.50	4.53	1.24	0.43	0.19	0.05
550				42.23	12.52	5.40	1.48	0.51	0.22	0.06
560				43.66	12.95	5.58	1.53	0.53	0.23	0.06
600				49.61	14.71	6.34	1.74	0.60	0.26	0.07
640				55.90	16.57	7.15	1.96	0.68	0.30	0.08
720				69.51	20.61	8.89	2.43	0.85	0.37	0.10
800				84.46	25.04	10.80	2.96	1.03	0.45	0.12
880					29.87	12.88	3.53	1.23	0.53	0.14
960					35.09	15.13	4.14	1.44	0.63	0.16
1040					40.69	17.55	4.80	1.67	0.73	0.19
1080					43.63	18.82	5.15	1.79	0.77	0.20
1120					46.67	20.13	5.51	1.92	0.83	0.22
1200					53.02	22.87	6.25	2.18	0.95	0.25
1600					90.28	38.93	10.66	3.71	1.61	0.42
2400						82.43	22.56	7.85	3.41	0.89

別表第１－２

配管の摩擦損失水頭表 圧力配管用炭素鋼管 JIS G 3454（STPG）Sch40　単位：m（100m当たり）

呼び / 流量 (ℓ/min)	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
50	12.76	3.49	1.69	0.51	0.17	0.08	0.02	0.01		
70	23.78	6.50	3.15	0.95	0.32	0.14	0.04	0.01	0.01	
80	30.45	8.32	4.03	1.22	0.41	0.18	0.05	0.02	0.01	
100	46.01	12.58	6.09	1.84	0.62	0.27	0.07	0.03	0.01	
120	64.46	17.62	8.53	2.57	0.87	0.38	0.10	0.04	0.02	
140	85.74	23.44	11.35	3.42	1.15	0.50	0.14	0.05	0.02	0.01
150	97.41	26.63	12.89	3.89	1.31	0.57	0.15	0.05	0.02	0.01
160	109.76	30.00	14.53	4.38	1.48	0.65	0.17	0.06	0.03	0.01
200		45.34	21.69	6.62	2.23	0.97	0.26	0.09	0.04	0.01
240		63.53	30.76	9.28	3.12	1.37	0.37	0.13	0.06	0.01
250		68.51	33.18	10.00	3.37	1.47	0.40	0.14	0.06	0.02
300		95.99	46.48	14.02	4.72	2.06	0.55	0.20	0.08	0.02
320			52.38	15.79	5.32	2.33	0.62	0.22	0.09	0.02
350			61.82	18.64	6.28	2.74	0.74	0.26	0.11	0.03
400			79.15	23.87	8.04	3.51	0.94	0.33	0.14	0.04
450			98.42	29.68	9.99	4.37	1.17	0.42	0.18	0.04
480				33.44	11.26	4.92	1.32	0.47	0.20	0.05
500				36.06	12.14	5.31	1.43	0.51	0.21	0.05
550				43.02	14.48	6.33	1.70	0.60	0.26	0.07
560				44.47	14.97	6.55	1.76	0.62	0.26	0.07
600				50.53	17.01	7.44	2.00	0.71	0.30	0.08
640				56.94	19.17	8.38	2.25	0.80	0.34	0.09
720				70.80	23.84	10.42	2.80	0.99	0.42	0.11
800				86.04	28.97	12.67	3.40	1.21	0.51	0.13
880					34.55	15.11	4.06	1.44	0.61	0.16
960					40.59	17.75	4.77	1.69	0.72	0.18
1040					47.07	20.58	5.53	1.96	0.83	0.21
1080					50.47	22.07	5.92	2.09	0.89	0.22
1120					53.98	23.61	6.34	2.25	0.95	0.24
1200					61.33	26.82	7.20	2.55	1.08	0.28
1600					104.43	45.67	12.27	4.34	1.84	0.47
2400						96.69	25.97	9.20	3.90	0.99

別表第１－３

配管の摩擦損失水頭表　一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448　　単位：m（100m当たり）

呼び / 流量 (ℓ/min)	25Su	30Su	40Su	50Su	60Su	75Su	80Su	100Su	125Su	150Su
50	10.90	4.61	1.41	0.73	0.25	0.08	0.04	0.01		
70	19.96	8.59	2.63	1.35	0.47	0.14	0.07	0.02		
80	25.55	11.00	3.37	1.73	0.60	0.18	0.09	0.02	0.01	
100	38.61	16.63	5.09	2.61	0.90	0.28	0.13	0.04	0.01	
140	71.94	30.98	9.48	4.87	1.68	0.51	0.25	0.07	0.03	0.01
150	81.74	35.20	10.77	5.54	1.91	0.58	0.28	0.08	0.03	0.01
160	92.10	39.66	12.13	6.24	2.15	0.66	0.32	0.09	0.03	0.02
200		59.93	18.34	9.43	3.25	1.00	0.48	0.14	0.05	0.02
240		83.98	25.69	13.21	4.55	1.40	0.67	0.19	0.07	0.03
250			27.71	14.24	4.91	1.50	0.73	0.21	0.07	0.03
300			38.82	19.96	6.88	2.11	1.02	0.29	0.10	0.05
320			43.75	22.49	7.75	2.38	1.15	0.32	0.12	0.05
350			51.63	26.54	9.15	2.80	1.36	0.38	0.14	0.06
400			66.10	33.98	11.71	3.59	1.73	0.49	0.18	0.08
450			82.20	42.26	14.56	4.46	2.16	0.61	0.22	0.10
480			92.62	47.61	16.40	5.03	2.43	0.69	0.25	0.12
500				51.35	17.69	5.42	2.62	0.74	0.27	0.12
550				61.25	21.10	6.47	3.13	0.88	0.32	0.15
560				63.33	21.82	6.69	3.23	0.91	0.33	0.15
600				71.95	24.79	7.60	3.67	1.04	0.38	0.17
640				81.07	27.93	8.56	4.14	1.17	0.43	0.20
650				83.43	28.74	8.81	4.26	1.20	0.44	0.20
700				95.69	32.97	10.11	4.89	1.38	0.50	0.23
720				100.81	34.73	10.65	5.15	1.46	0.53	0.24
750				108.72	37.46	11.48	5.55	1.57	0.57	0.26
800				122.50	42.21	12.94	6.25	1.77	0.64	0.30
880						15.43	7.46	2.11	0.77	0.35
960						18.13	8.76	2.48	0.90	0.41
1040						21.02	10.16	2.87	1.04	0.48
1120						24.11	11.66	3.30	1.20	0.55
1200						27.40	13.24	3.74	1.36	0.63
1600						46.65	22.55	6.38	2.32	1.07
2400						98.76	47.74	13.50	4.90	2.26

別表第１－４

配管の摩擦損失水頭表　配管用ステンレス鋼管 JIS G 3459 Sch10S　単位：m（100m当たり）

呼び / 流量 (ℓ/min)	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A
50	21.66	7.76	2.11	1.03	0.31	0.09	0.04	0.01		
70	40.37	14.45	3.93	1.92	0.58	0.17	0.08	0.02	0.01	
80	51.68	18.51	5.04	2.45	0.75	0.22	0.10	0.03	0.01	
100		27.96	7.61	3.71	1.13	0.34	0.15	0.04	0.02	0.01
140		52.11	14.18	6.91	2.10	0.63	0.28	0.08	0.03	0.03
150		59.20	16.11	7.85	2.39	0.72	0.32	0.09	0.03	0.01
160		66.71	18.16	8.85	2.69	0.81	0.36	0.10	0.04	0.02
200			27.43	13.37	4.07	1.22	0.54	0.15	0.05	0.02
240			38.44	18.73	5.70	1.71	0.76	0.21	0.08	0.03
250			41.46	20.20	6.15	1.84	0.82	0.22	0.08	0.04
300			58.09	28.31	8.61	2.58	1.14	0.31	0.12	0.05
320				31.90	9.71	2.91	1.29	0.35	0.13	0.06
350				37.65	11.46	3.44	1.52	0.42	0.15	0.07
400				48.20	14.67	4.40	1.95	0.54	0.20	0.08
450				59.94	18.24	5.47	2.42	0.67	0.25	0.10
480					20.55	6.16	2.73	0.75	0.28	0.12
500					22.16	6.65	2.94	0.81	0.30	0.13
550					26.44	7.93	3.51	0.97	0.36	0.15
560					27.33	8.20	3.63	1.00	0.37	0.16
600					31.05	9.31	4.12	1.14	0.42	0.18
640					34.99	10.50	4.65	1.28	0.47	0.20
650					36.01	10.80	4.78	1.32	0.48	0.21
700					41.30	12.39	5.49	1.51	0.56	0.24
720					43.51	13.05	5.78	1.59	0.58	0.25
750					46.92	14.07	6.23	1.72	0.63	0.27
800					52.87	15.86	7.02	1.93	0.71	0.30
880						18.92	8.38	2.31	0.85	0.36
960						22.22	9.84	2.71	1.00	0.43
1040						25.77	11.41	3.14	1.16	0.49
1120						29.55	13.09	3.60	1.32	0.57
1200						33.58	143.87	4.09	1.51	0.64
1600						57.17	25.32	6.97	2.56	1.09
2400						121.05	53.60	14.76	5.43	2.32

別表第２－１

配管用炭素鋼鋼管（SGP）JIS G 3452に応じた継手類及びバルブ類を使用する場合　　単位：m

種別＼大きさの呼びA			15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350
管継手	ねじ込み式	45°エルボ	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3	4.8
		90°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.4	2.8	3.2	3.9	4.7	6.2	7.6	9.2	10.2
		リタンベンド（180°）	1.2	1.5	2.0	2.6	3.0	3.9	5.0	5.9	6.8	7.7	9.6	11.3	15.0	18.6	22.3	24.8
		チーズ又はクロス（分流90°）	1.0	1.3	1.7	2.2	2.5	3.2	4.1	4.9	5.6	6.3	7.9	9.3	12.3	15.3	18.3	20.4
	溶接式	45°エルボ　ロング	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		90°エルボ　ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9	5.4
		90°エルボ　ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	1.9	2.5	3.1	3.7	4.1
		チーズ又はクロス（分流90°）	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.4	3.1	3.6	4.2	4.7	5.9	7.0	9.2	11.4	13.7	15.3
バルブ類		仕切弁	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
		玉形弁	5.4	7.2	9.2	11.9	13.9	17.6	22.6	26.9	31.0	35.1	43.6	51.7	68.2	84.7	101.5	113.2
		アングル弁	2.7	3.6	4.6	6.0	7.0	8.9	11.3	13.5	15.6	17.6	21.9	26.0	34.2	42.5	50.9	56.8
		逆止弁（スイング型）	1.4	1.8	2.3	3.0	3.5	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.9	12.9	17.0	21.1	25.3	28.2

別表第２－２

圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG）JIS G 3454 Sch40に応じた継手類及びバルブ類を使用する場合 単位：m

種別＼大きさの呼びA			15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350
管継手	ねじ込み式	45°エルボ	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.8	2.1	2.8	3.5	4.2	4.7
		90°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.1	1.2	1.6	2.0	2.4	2.6	3.1	3.8	4.5	6.0	7.5	9.0	10.0
		リタンベンド（180°）	1.2	1.5	2.0	2.6	3.0	3.9	4.8	5.7	6.6	7.5	9.3	11.0	14.6	18.2	21.8	24.3
		チーズ又はクロス（分流90°）	1.0	1.3	1.6	2.1	2.5	3.2	4.0	4.7	5.2	6.1	7.6	9.1	12.0	15.0	18.0	20.0
	溶接式	45°エルボ　ロング	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		90°エルボ　ショート	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8	5.3
		90°エルボ　ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.5	1.8	2.4	3.0	3.6	4.0
		チーズ又はクロス（分流90°）	0.7	1.0	1.2	1.6	1.9	2.4	3.0	3.5	3.9	4.6	5.7	6.8	9.0	11.2	13.4	15.0
バルブ類		仕切弁	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
		玉形弁	5.4	7.2	9.0	11.8	13.7	17.6	22.0	26.0	29.1	34.0	42.0	50.3	66.6	82.9	99.2	111.0
		アングル弁	2.7	3.6	4.6	5.9	6.9	8.8	11.0	13.1	14.6	17.1	21.2	25.2	33.4	41.6	49.8	55.7
		逆止弁（スイング型）	1.4	1.8	2.3	3.0	3.4	4.4	5.5	6.5	7.3	8.5	10.5	12.5	16.6	20.7	24.7	27.7

別表第２－３

一般配管用ステンレス鋼管　JIS G 3448に応じた継手類及びバルブ類を使用する場合　　単位：m

種別＼大きさの呼びA				25 (30 Su)	32 (40 Su)	40 (50 Su)	50 (60 Su)	65 (75 Su)	80 (80 Su)	100 (100 Su)	125 (125 Su)	150 (150 Su)	200 (200 Su)	250 (250 Su)	300 (300 Su)
管継手	溶接式	45°エルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.7	2.3	2.8	3.3
			ロング	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5
		90°エルボ	ショート	0.7	0.9	1.0	1.2	1.6	1.8	2.4	2.9	3.4	4.5	5.6	6.7
			ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.6	3.4	4.2	5.0
		チーズ又はクロス（分流90°）		1.9	2.4	2.8	3.5	4.4	5.1	6.6	8.2	9.6	12.7	15.8	18.8
バルブ類		仕切弁		0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.7
		玉形弁		14.1	18.0	20.6	25.7	32.7	38.0	49.2	60.6	71.1	93.9	116.7	139.5
		アングル弁		7.1	9.0	10.3	12.8	16.4	19.0	24.6	30.3	35.5	46.9	58.3	69.8
		逆止弁（スイング型）		3.5	4.5	5.2	6.4	8.2	9.5	12.3	15.2	17.8	23.5	29.2	34.9

別表第２－４

配管用ステンレス鋼鋼管　JIS G 3459　Sch10に応じた継手類及びバルブ類を使用する場合　　単位：m

種別＼大きさの呼びA				25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300
管継手	ねじ込み式	45°エルボ		0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5	3.0	3.9	4.9	5.8
		90°エルボ		1.2	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.3	6.4	8.4	10.4	12.4
		リタンベンド（180°）		2.8	3.6	4.2	5.3	6.9	8.1	9.3	10.6	13.0	15.5	20.4	25.4	30.3
		チーズ又はクロス（分流90°）		2.3	2.9	3.4	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.7	12.7	16.7	20.8	24.9
	溶接式	45°エルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.2	2.8	3.3
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5
		90°エルボ	ショート	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	2.3	2.8	3.4	4.5	5.6	6.6
			ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.2	5.0
		チーズ又はクロス（分流90°）		1.7	2.2	2.6	3.3	4.2	5.0	5.8	6.5	8.0	9.5	12.6	15.6	18.7
バルブ類		仕切弁		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6
		玉形弁		12.9	16.4	19.0	24.3	31.4	37.1	42.7	48.3	59.3	70.6	93.0	115.8	138.2
		アングル弁		6.5	8.2	9.5	12.2	15.7	18.5	21.3	24.2	29.6	35.3	46.5	57.9	69.1
		逆止弁（スイング型）		3.2	4.1	4.8	6.1	7.8	9.3	10.7	12.1	14.8	17.7	23.2	29.0	34.5

備考

　管継手のうち，チーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの，ソケット（溶接式のものにあってはレジューサとする。）及びブッシュについては，本表を適用することなく，当該大きさの呼び（口径の異なるものにあっては，当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

第28　設置の特例

この基準により令第32条を適用する消防用設備等については、消防用設備等の特例基準適用願による手続きを不要とする

１　システム評価による特例

現行の消防法令では予想していない設置方法や棟の接続等により、個々の防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令で義務付けされている消防用設備等の基準による場合と同等であると、性能評価機関により評価を受けた場合は、当該システムによることができる。

２　特定機器評価又は性能評価品の使用に係る留意事項

⑴　目的

新技術等により消防用機器等として優れた機能等を有するが、技術上の規格・基準等 がないものについて、検定協会や日本消防設備安全センターにおいて、一定以上の性能を持つものであるかの評価 （特定機器評価、性能評価）を行っている。 特定機器評価や性能評価を取得したものについての取扱い等について明確にするもの。

⑵　機器等の取り扱い

消防用設備等の全部又は一部として認めることとする。

⑶　手続き

ア　工事整備対象設備等着工届出書に型式評価結果（別紙も含む。以下「評価書」とい う。）を添付すること。 ただし、消防用設備等を構成する一部（制御盤、ヘッド、弁等）として評価を取得している場合は、評価書の添付を省略して差し支えない。

イ　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書には、評価書に添付される試験基準により、試験を行った結果を添付させること。

⑷　検査

設置届に基づき検査を実施した場合、査察結果通知書又は検査結果通知書に、評価書に添付される点検基準に従って点検する旨を記載すること。

⑸　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告

評価書に添付される点検基準に従って点検した結果を消防用設備等（特殊消防用設備 等）点検結果報告書に添付させること。

⑹　その他

ア　評価が失効していないか評価書等により確認し、評価の失効した機器等の設置は行わないように留意すること。

イ　神戸市火災予防条例第 49 条第２項により設置する避難器具については、前３の手続きの例によること。

第４章　同意審査参考資料

第４章　消防同意審査参考資料

本章に掲げる基準は、◆以外の部分の疑義は、本市建築主事の判断による。

第１　避難施設

１　階段室型共同住宅に対する建基政令第５章第２節の取扱い

特定主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で、一の住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（この第１において「隣接する直通階段」という。）に避難できる場合、建基政令第５章第２節の規定の適用に当たっては、当該住戸と隣接する直通階段とは同一の建築物内にあるものとみなす（第１－１図参照）（昭和54年１月24日建設省住建住指発第１号－２）。

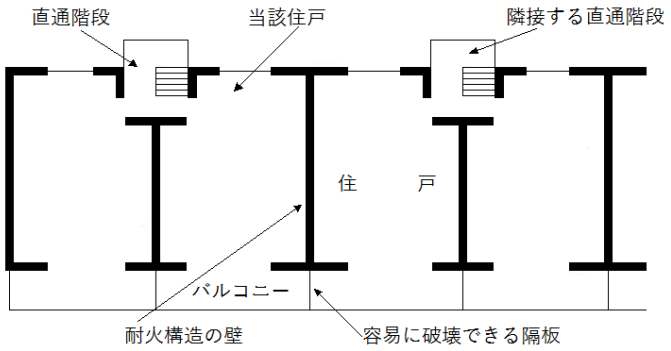

第１－１図

２　直通階段

⑴　建基政令第120条の直通階段には、次のものは含まれないものであること。

ア　階段の踊り場等が居室等の一部を兼ねているもの

イ　階段出入り口の位置から、上下階への階段の出入口が容易に見通せないもの、あるいは著しく離れているもの

⑵　避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは、次によること。

ア　バルコニー

⑺　バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対照の位置とし、かつ、安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

⑴　バルコニーは、道路等又は幅員75㎝以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

※　安全な場所に避難することができる手段とは、固定はしご、避難タラップ等により地上への避難動線が確保されているものをいう。

⑼　バルコニーの各部分から２ｍ以内にある当該建築物の壁は、耐火構造（準耐火建築物の場合は、準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合は、その開口部に防火戸が設けられていること。

㈡　バルコニーの面積は、当該階の居室の床面積の合計の３／100以上かつ２㎡以上とし、奥行きは75㎝以上であること。

㈢　屋内からバルコニーに通じる出入り口の戸の幅は75㎝以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは15㎝以下であること。

㈣　バルコニーは、十分外気に開放されていること。

㈤　バルコニーの床は、耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとすること。

イ　屋外通路

㈠　当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対照の位置で屋内と連絡されていること。

㈡　当該階の各部分と容易に連絡されていること。

㈢　通路の一端は、直通階段に連絡され、他端はタラップ等により安全な場所に避難することができる措置が講じられていること。

※　直通階段が外壁に接して設けられていない場合、又は通路を直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合等にあっては、両端に安全な場所に避難することができる手段を講じたもの。

㈡　屋内部分との区画、出入り口の戸及び構造については、バルコニーの場合と同様にされていること。

３　二以上の直通階段

次に掲げる階段は、建基政令第121条で定める二以上の直通階段として扱えないものであること。

⑴　二以上の階段が途中階(避難階を含む。)で一の階段となるもの。

⑵　二以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難動線となっているもの。

４　屋外避難階段の構造

建基政令第123条第２項で定める屋外に設ける避難階段は、各階において階段周長の１／２以上が直接外気に開放されているものであること。

なお、手すりは、転落防止のため80㎝以上（但し、踊り場は110㎝以上）とすること。

５　屋外への出口

⑴　建基政令第125条第３項の適用にあたって、地上階と地下階がある場合の屋外への出口の幅は、店舗の存する地上階の最大の床面積と地下階の最大の床面積を合計した床面積で幅員を算定すること。

⑵　建基政令第125条に定める避難階の屋外への出口は回転扉としないこと。◆

６　その他

⑴　建基政令第120条で定める居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。

⑵　階段の踊り場には、各階の表示をしておくこと。◆

⑶　避難経路となる通路、階段等の壁及び天井には避難上障害となる鏡等を設けないこと。◆

⑷　直通階段が避難階において上層、下層のいずれにも連なる場合は、直通階段の階段室内に避難階である旨の表示等をしておくこと。◆

※　避難口誘導灯、誘導標識を設置すること。◆

⑸　避難通路等には、避難の障害となるような段差は設けないこと。

第２　建築排煙

１　一般的事項

⑴　建基政令第126条の２第１項第３号の「その他これらに類する建築物の部分」（排煙設備の設置を要しない部分）には、他の部分と防火区画されているＰＳ、ＤＳ、ＥＰＳ部分等が含まれる（昭和46年１月29日建設省住指発第44号及び昭和46年12月４日建設省住指発第905号）。

２　防煙区画

⑴　防煙区画部分はできるだけ単純な形状とすること。◆

⑵　防煙区画を垂れ壁で行う場合、接する防煙区画部分の排煙方式は相互に同じものとすること。◆

⑶　自然排煙方式の防煙区画部分と機械排煙方式の防煙区画部分とが接する場合、接する部分の区画方法は垂れ壁による区画とせず、完全な間仕切による区画とすること。◆

⑷　防煙区画の垂れ壁は50㎝以上の突出しが必要であるが、第２－１図のように常時閉鎖式防火設備（ストッパーなし）又は煙感知器連動防火設備を設けた開口部上部の垂れ壁は突出しを30㎝以上とすることができる。

⑸　防煙区画は、廊下等の避難経路と他の室（火災の発生、拡大する危険性のないものを除く。）とを同一の区画としないこと。◆

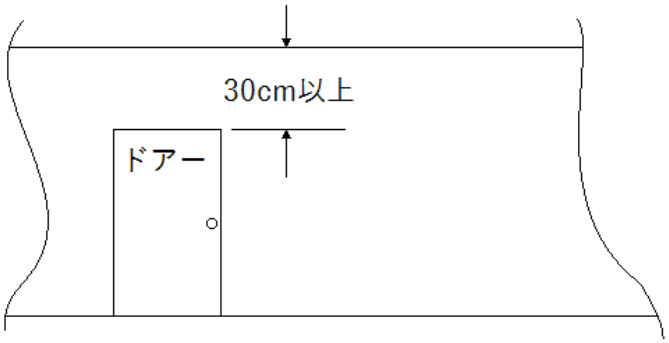

第２－１図

３　排煙口

⑴　排煙口は防煙区画部分の各部分から30m以内に設けること。

なお、防煙区画部分の形状が複雑な場合等で、一の排煙口では有効な排煙が期待できない場合は、排煙口を増やし、各部分から排煙口に至る煙の流路が曲折したものとならないこと。◆

⑵　自然排煙口の開閉形式は、引き違い、回転、開き（両・片開き）、外倒し等の排煙効率の高いものとすること。◆

⑶　自然排煙口の内側又は外側には、シャッター等排煙に障害となるものを設けないこと。

⑷　自然排煙口は隣接建築物の外壁等に近接（おおむね25㎝以上）しないようにすること（第２－２図及び第２－３図参照）。

なお、隣接建築物の外壁等に近接する部分以外に自然排煙口が設けられない部分は機械排煙とすること。◆

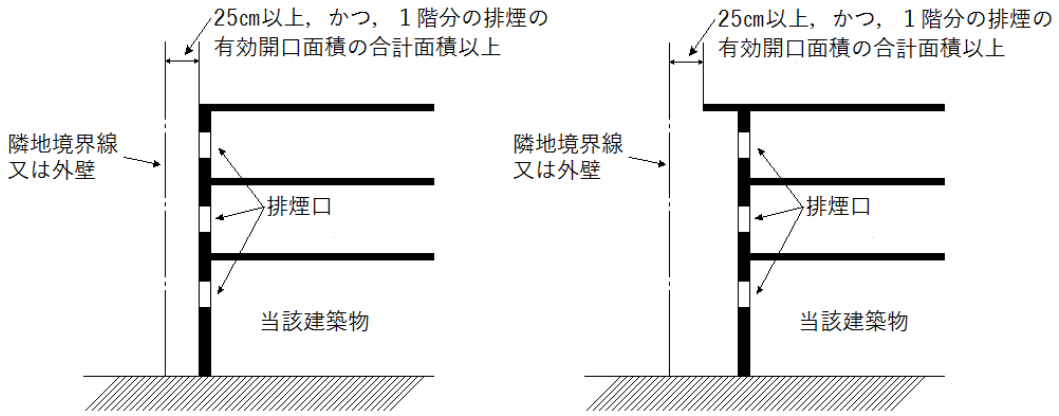

（断　面　図）

第２－２図

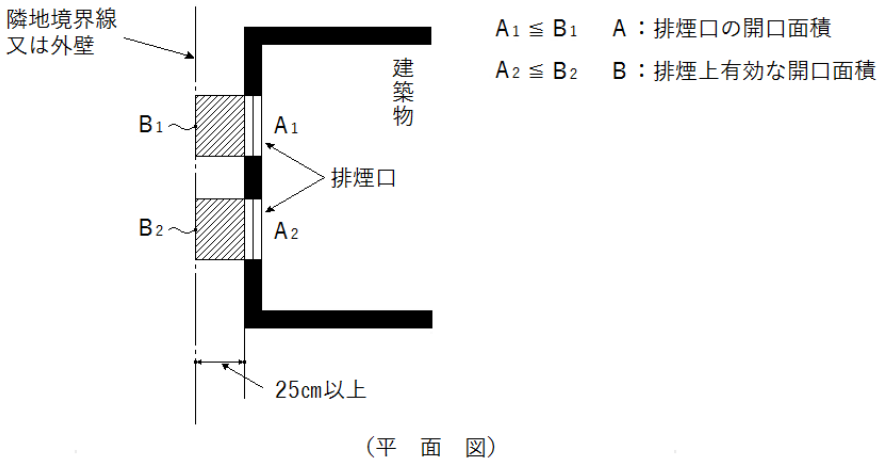

（平　面　図）

第２－３図

⑸　第２－４図のような回転窓等の有効排煙開口面積は、次により求めること（昭和46年12月４日建設省住指発第905号他）。

90°　≧ a ≧45°　の場合　$S_0 = S$

45°　＞ a ＞ 0°　の場合　$S_0 = \frac{a}{45°}$

S_0：有効排煙開口面積
S　：開口部面積
a　：回転角度

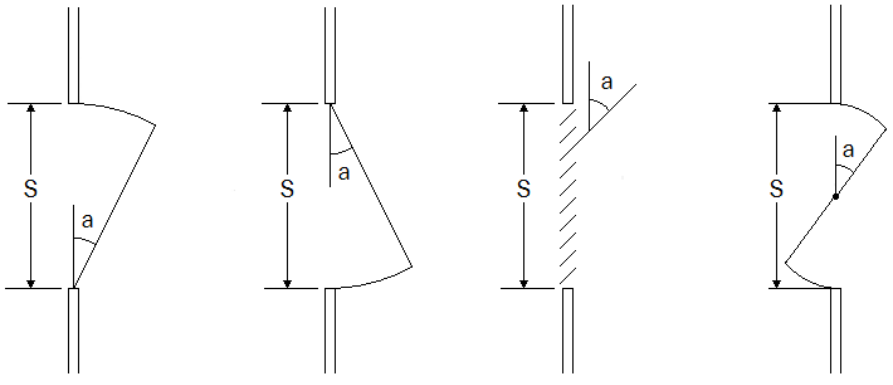

第２－４図

⑹　天井の高さが異なる場合の自然排煙口の排煙上有効な部分は第２－５図の例によること。

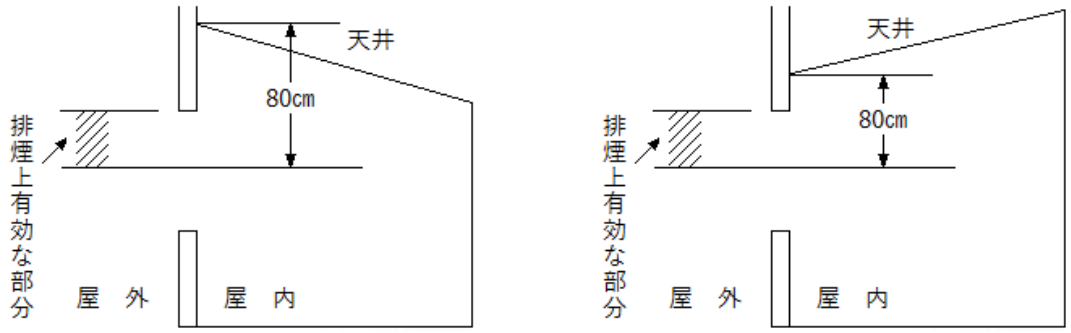

第２－５図

⑺　第２－６図のような越屋根で排煙する場合、（Ａ１＋Ａ２）又はＢのうち小さい方を有効排煙開口面積とすること。

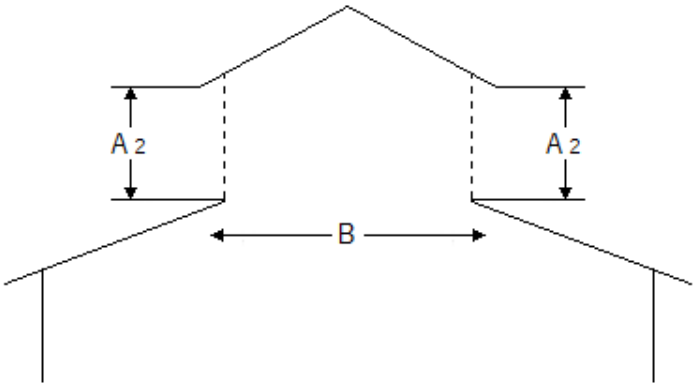

第２－６図

４　手動開放装置

⑴　操作をハンドル等で行うものにあっては、ハンドル等は取りはずしのできないように取り付けてあること。

⑵　機械排煙方式で防煙区画に二以上の排煙口がある場合、各排煙口に手動開放装置を設け、一の手動開放装置の操作によって当該防煙区画内の排煙口はすべて開放すること。ただし、一の排煙口の開放によって基準の能力が得られる場合は、この限りではない。

⑶　駐車の用に供する部分が地階に存する場合、当該部分に設置される排煙設備の起動は、当該排煙区域の直近で容易に行えるとともに、防災センター等から遠隔操作できるものとする。◆

５　排煙風道

⑴　排煙風道は原則として鉄板製とし、コンクリートダクトは使用しないこと。◆

※　コンクリートダクトは気密性が低いほか、面が粗く抵抗が大きいため好ましくない。

⑵　竪ダクトはコンクリートシャフト内に収めること。◆

⑶　排煙風道が防火区画を貫通する部分には、防火ダンパー（280℃程度で閉鎖するもの）を設けること。ただし、排煙主ダクトは、防火区画されたダクトスペース内に設け、防火ダンパーを設置しないこと。

⑷　前⑶の防火ダンパーは貫通する壁、床又はその直近に設け、主要構造部に堅固に取り付けること。

⑸　排煙風道の断熱材にグラスウールを使用する場合は、密度が24kg/㎥以上で厚さ25㎜以上のものとすること。

６　排煙機

⑴　排煙機の容量は、風道等の流路抵抗及び漏気量を考慮したものであること。

⑵　排煙機は、当該排煙機にかかる最上階の排煙口よりも上部に設けること。◆

⑶　排煙機は、保守点検が容易に行える場所に設けること。

⑷　排煙機の吐出側には長い風道を接続しないこと。◆

⑸　排煙出口の位置、構造は、排出した煙が窓等から再び建築物内に流入しないようにすること。

⑹　排煙出口が隣接建築物に近接している場合、第２－７図のような措置を講じること。◆

⑺　排煙機と空調機との兼用は原則として認められないものであること。

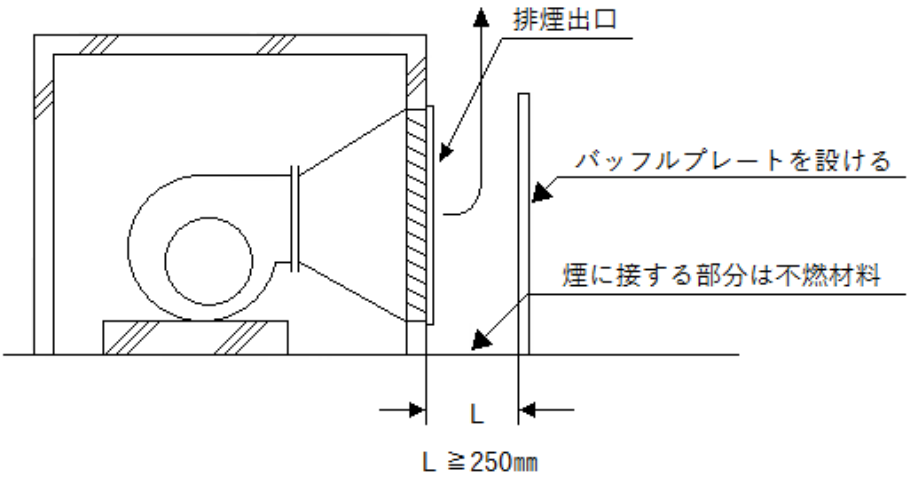

第２－７図

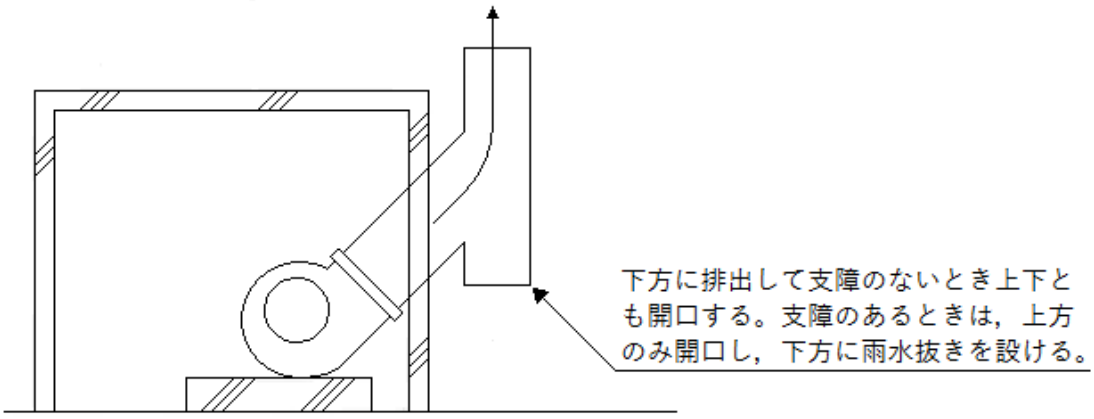

第２－８図

７　予備電源

排煙機の常用電源が断たれた場合の駆動をディーゼルエンジンによる方式のものについては、建基政令第126条の３第10号に規定する電源を要する機構とは解されないので予備電源を設置する必要はない。

ただし、次の要件を具備させること。

⑴　起動前、又は運転中のいずれの場合にあっても、常用電源が断たれた場合には、自動的にディーゼルエンジン駆動回路に切り替えられること。

⑵　ディーゼルエンジンの燃料は、当該建築物の他の部分から防火上安全に区画されていること。

⑶　ディーゼルエンジンは、排煙ファン及び排煙ダクトからの熱伝導、熱輻射から十分熱絶縁又は熱遮蔽されていること。

⑷　屋外に設置されるディーゼルエンジンその他機構上重要な機器は雨水、塵埃その他から保護すること。

⑸　潤滑機構及び給気機構の加熱又は冷却装置を設けるなど、冬季又は夏期の機能低下を防止する措置を講じること（昭和46年７月30日建設省住指発第510号）。

８　配線

排煙設備に用いる配線は耐熱性能のあるものとすること（昭和44年建設省告示第1728号、昭和44年建設省告示第1730号、昭和45年建設省告示第1829号、昭和45年建設省告示第1833号）。

９　特別避難階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙設備等

⑴　外気に向けて開ける窓（排煙用）は、風等により閉鎖するおそれのない構造とすること。

⑵　排煙機を設ける場合の排煙口は、屋内から附室又は乗降ロビーに通じる出入り口に近い位置に設けること。◆

※　この場合、出入り口の幅員以上の長さを有するスリット上排煙口を設けること。◆

⑶　窓及び排煙口は、開放した場合に消火活動上又は避難上支障とならないものであること。◆

⑷　給気口は、附室から階段室に通じる出入口又は昇降路の出入口と向かい合った配置としないこと。◆

※　出入口と給気口が向かい合っていると階段室又は昇降機内に煙が流入しやすいため。

第３　非常用の進入口

１　設置対象

⑴　平均地盤面が異なるために、建築物の同一階であっても部分によって階数が異なる場合において、当該階の一部が３階以上の階であるときは、当該階を３階以上の階として非常用の進入口を設けること（第３－１図参照）。

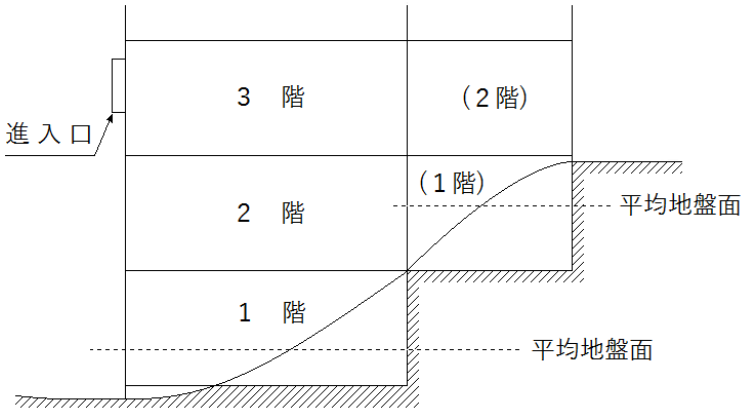

第３－１図

⑵　監獄法（明治41年法律第28号）に規定する監獄、少年院法（昭和23年法律第169号）に規定する少年院及び少年鑑別所並びに婦人補導院法（昭和33年法律第17号）に規定する婦人補導院に設ける居房棟で、次の各号に該当するものについては、建基政令第126条の６の規定による進入口を設置しないことができること。

ア　特定主要構造部は、耐火構造とすること。

イ　居房は、床面積50㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸若しくは開口面積の小さい監視用のガラスを設けた鉄製の戸で区画すること。

ウ　居房及びこれから地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること（昭和46年10月27日建設省住指発第744号）。

⑶　病院、ホテル、福祉施設等のうち就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m以下の階には非常用の進入口を設けること。　◆

２　非常用の進入口（建基政令第126条の６第２号に定める「窓その他の開口部」（以下、この第３において「代替進入口」という。）を含む。）を設置すべき外壁等

非常用の進入口は、建築物の階のあらゆる部分に容易に到達できるようするような計画とすること。建基政令第126条の６第２号及び第126条の７第１号に定める「道又は道に通じる幅員４m以上の通路その他の空地」は次によること。

⑴　建築物が道又は道に通じる幅員４m以上の通路その他の空地に面する場合は、そのどちらかの外壁面に非常用の進入口又は代替進入口（以下、この第３において「非常用進入口等」という。）を設置すればよい。

ただし、外壁面が道に接している場合、当該外壁面に設けること。◆

⑵　中庭等を有する建築物においては、１階の通路（幅は４ｍ以上）を経由して中庭等に進入できる場合、中庭等に面する外壁面に非常用進入口等を設置すること。◆

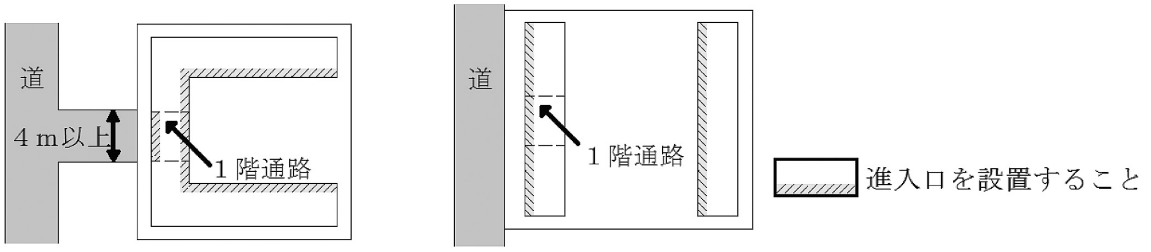

⑶　バルコニー又は開放廊下を経由して代替進入口に準ずる開口部から室内に進入できる場合は、バルコニー又は開放廊下が道又は通路等に面していればよい。

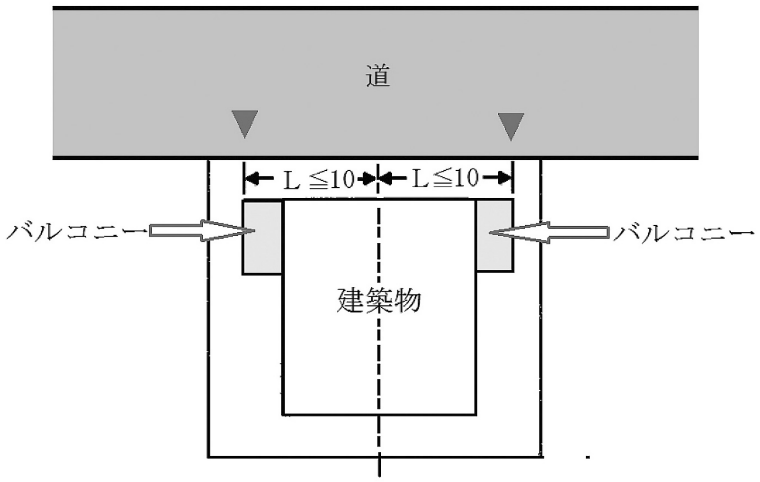

⑷　非常用進入口等は、道又は道に通じる幅員４ｍ以上の通路その他の空地に面していなければならないが、４ｍ以上の接道をしていない敷地については、次のアからオに該当すること。

ア　道から非常用進入口等までの延長が20m以下である。

イ　路地状幅員が２ｍ以上である。

ウ　地階を除く階数が３である。

エ　特殊建築物の用途に供するものでないこと。

オ　非常用進入口等が道から直接確認できる位置に消防活動上有効に設置されていること。

⑸　道又は道に通じる幅員４ｍ以上の通路その他の空地に面していない等の理由で、非常用進入口等（準ずる開口部を含む。）の設置が困難（告示等で不要なものを除く。）な場合は、非常用エレベーターを設置すること。

３　代替進入口

代替進入口は次によること。

⑴　床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。

※　消防活動上支障のない高さは、おおむね1.2m以下である。

⑵　窓に手すり等設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効開口面積とすること。

⑶　次の構造の開口部は、代替進入口として取り扱うことができる。

ア　屋外から開放できる窓等

イ　第３－１表「非常用進入口等判定としての開口部構造の取扱い一覧表」によること。

⑷　次の構造の開口部は、代替進入口として扱えないものであること。

ア　網入りガラス又は線入りガラスのはめ殺し窓

イ　屋外から開放できない鉄製のとびら

ウ　格子、ルーバー、広告物、看板、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓

エ　日除け、雨除けにより消防隊員が寄り付けない窓

⑸　代替進入口相互間の距離は、おおむね10m以内とすること。◆

※　建基政令では壁面を10m以内ごとに区分し、代替進入口を当該区分内の任意な位置に設けることとなっている(第３－２図)。

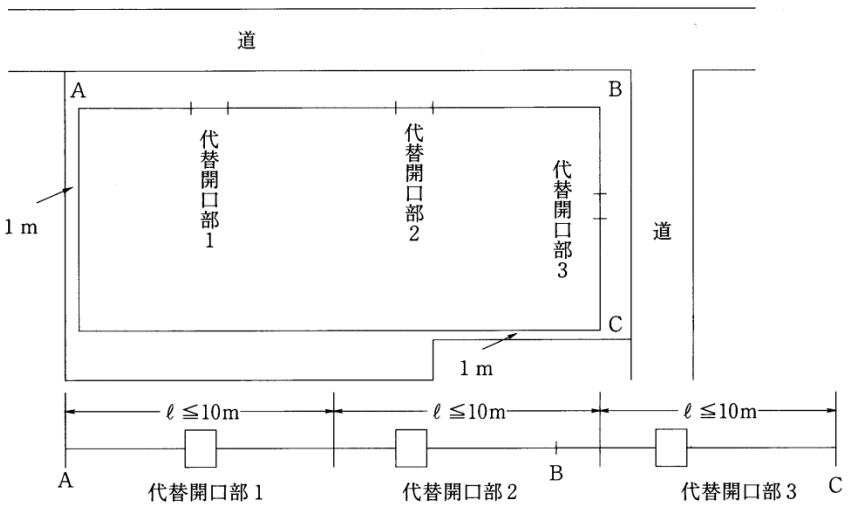

第３－２図

⑹　代替進入口には、赤色反射塗料による一辺が20㎝の正三角形の表示を設けること。◆

ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替進入口としての機能が確保されている場合を除く。

４　非常用の進入口の間隔、構造

⑴　非常用の進入口の間隔は次によること。

ア　間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること(第３－３図参照)。

イ　非常用の進入口の間隔は40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から20m以内とすること。

⑵　非常用の進入口の構造

次の構造の開口部は、建基政令第126条の７第４号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱えるものであること。

ア　前３．⑶に掲げる窓

イ　線入りガラス又は網入りガラスのはめ殺し窓等

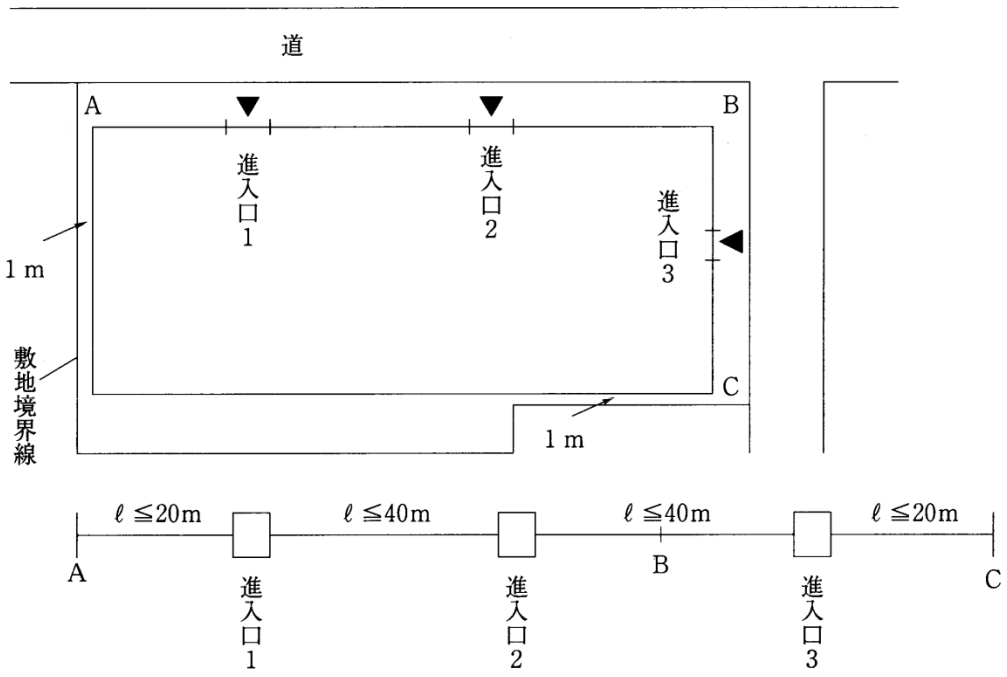

第３－３図

５　共同住宅の取り扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、非常用の進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、次の⑴から⑶までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること（昭和46年11月30日建設省住指発第826号）。

⑴　各住戸に進入可能なバルコニーが設けてあること。

⑵　階段室型共同住宅にあっては、各階段室の踊場に進入可能な開口部が設けてあること。

⑶　廊下型共同住宅にあっては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けてあること。

第３－１表　非常用進入口等判定としての開口部構造の取扱い一覧表

<table>
<tr><th colspan="5" rowspan="2">開口部の条件
ガラス開口部の種類</th><th rowspan="2">非常用進入口</th><th colspan="4">代替進入口</th></tr>
<tr><th rowspan="2">足場あり</th><th colspan="3">足場なし</th></tr>
<tr><th>ガラスのみ</th><th>フィルム1</th><th>フィルム2</th></tr>
<tr><td rowspan="2">普通板ガラス
フロート板ガラス
磨き板ガラス
型板ガラス
熱線吸収板ガラス
熱線反射ガラス</td><td colspan="3" rowspan="2">厚さ８㎜以下
（厚さが６㎜を超えるものは、ガラスの大きさが２㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から２m以下のものに限る）</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">網入板ガラス</td><td colspan="3" rowspan="2">厚さ6.8㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">線入板ガラス</td><td colspan="3" rowspan="2">厚さ10㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強化ガラス
耐熱板ガラス</td><td colspan="3" rowspan="2">厚さ５㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="16">合わせガラス</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td rowspan="2">PVB　30mil
以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">網入り板ガラス
6.8㎜ 以下</td><td rowspan="2">PVB　30mil
以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
５㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>△</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フロート板ガラス
５㎜以下</td><td rowspan="2">PVB　60mil
以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
５㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">網入り板ガラス
6.8㎜ 以下</td><td rowspan="2">PVB　60mil
以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フロート板ガラス
３㎜以下</td><td rowspan="2">PVB　60mil
以下</td><td rowspan="2">型板ガラス
４㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td rowspan="2">EVA中間膜
0.４㎜以下
＋PETフィルム0.13㎜
以下＋EVA
中間膜0.４
㎜以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td rowspan="2">EVA中間膜
0.8㎜以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
６㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">網入り板ガラス
6.8㎜ 以下</td><td rowspan="2">EVA中間膜
0.４㎜以下
＋PETフィルム0.13㎜
＋EVA中間
膜0.４㎜以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
５㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">網入り板ガラス
6.８㎜ 以下</td><td rowspan="2">EVA中間膜
0.8㎜以下</td><td rowspan="2">フロート板ガラス
５㎜以下</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">倍強度ガラス</td><td colspan="3" rowspan="2">―</td><td>引き違い戸</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｆ　Ｉ　Ｘ</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>複層ガラス</td><td>ガラスＡ</td><td>空気</td><td>ガラスＢ</td><td>空気層</td><td>ガラスＢ</td><td colspan="4">構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。（参考：下表）</td></tr>
</table>

		ガラスB		
		○	△	×
ガラスA	○	○	△	×
	△	△	×	×
	×	×	×	×

備　考

１　「足場あり」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。

ここでいうバルコニーとは、建基政令第126条の７第５号（奥行き１m以上、長さ４m以上）に規定する構造以上のもの

「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（ガラスのみ、フィルム１、フィルム２）同じ判定であること。

２　「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

３　「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。

４　合わせガラス、複層ガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205、JIS R 3209及びJIS R 3222に規定するもの

５　「フィルム１」は次のものをいう。

⑴　ＰＥＴ製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のものを貼付したガラス

⑵　塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のものを貼付したガラス

⑶　低放射ガラス（通称Ｌｏｗ－Ｅ膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）

６　「フィルム２」は次のものをいう。

⑴　ＰＥＴ製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のものを貼付したガラス

⑵　ＰＥＴ製窓ガラスフィルムの有無にかかわらず、多積層で、基材の厚さが100μm以下のものを貼付したガラス

凡例

○……非常用進入口又は代替進入口の開口部として取り扱うことができる。

△……ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合おおむね１／２の面積で算定する。）を規則第５条の５第２項第３号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×……非常用進入口又は代替進入口の開口部として取り扱うことはできない。

参考　第４　非常用の昇降機（エレベーター）

１　設置対象

⑴　建築物の部分によって地盤面が異なる場合は、低い地盤面を基準として非常用エレベーターを設置すること(第４－１図参照)。

また、高さの異なる建築物が接続され、１棟となっている場合には、31ｍを超える棟の部分に非常用エレベーターの設置が必要であること（第４－２図参照）。

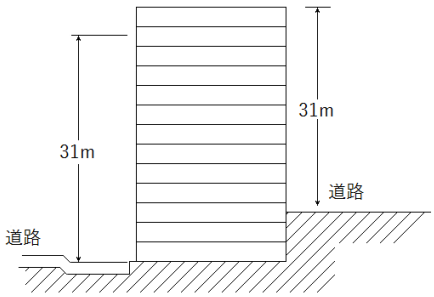

第４－１図

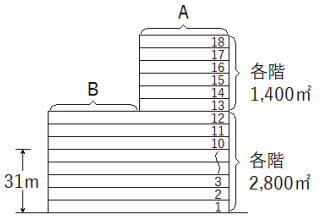

A，B部分に各１台
ただし，12階以下の階の平面形態が避難上および消火上有効であると認められる場合はA部分のみに設けることができる。

第４－２図

⑵　高さ31ｍを超える部分の階数が４以下で、当該部分を100㎡以内に防火区画（建基政令第129条の13の２第３号の規定に定めるもの）されたものにあっても、病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置すること。　◆

⑶　屋上部分に屋上緊急離着陸場等が設置されている場合には、非常用エレベーターが屋上部分まで着床できること。　◆

２　非常用エレベーターの設置を要しない建築物

建基法第34条第２項の規定により非常用エレベーターの設置を要しない建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとすること。（建基政令第129条の13の２）。

⑴　高さ31ｍを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物

⑵　高さ31ｍを超える部分の各階の床面積の合計が500㎡以下の建築物

⑶　高さ31ｍを超える部分の階数が４以下の特定主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分か床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基政令第112条第14項第１号イ及びハに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が１㎡以内のものに設けられる法第２条第９号の２ロに規定する防火設備を含む。）で区画されていること。

なお、建基政令第129条の13の２第３号かっこ書きの廊下には、開放廊下を含むこと。

⑷　高さ31ｍを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

３　設置台数

非常用エレベーターの数は、高さ31ｍを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の数以上とすること。

⑴　1,500㎡以下　　１台

⑵　1,500㎡から4,500㎡　　２台

⑶　4,500㎡から7,500㎡　　３台

⑷　7,500㎡から10,500㎡　　４台

４　非常用エレベーターの位置

非常用エレベーターは、次により配置されていること。

⑴　非常用エレベーターは、防災センターに近接した場所に設置すること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。　◆

⑵　非常用エレベーターを２基以上設ける場合は、一方に偏在することなく、消防活動上有効な間隔を保って設置すること。　◆

⑶　乗降ロビーへ通ずる「屋外からの出入口」は、消防車両が接近できる通路等に面して設けること。　◆

５　乗降ロビー

⑴　乗降ロビー内には屋内消火栓設備、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビーから屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、第２章 第１節 第９ 防火区画 ４．⑾の消防用ホース通過孔を設置すること。　◆

⑵　乗降ロビーは、避難経路となる廊下とは兼用しないこと。　◆

⑶　予備電源を有する照明設備は、昭和45年建設省告示第1830号（非常用照明設備の機能を確保するための構造基準）に準じて設けること。

⑷　乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。また、消防活動に支障をきたさないように、最短辺でも2.5m以上を確保すること。　◆

⑸　乗降ロビーは、避難階（地階がある場合に限る）にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。◆

⑹　乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備については、本章 第２ 建築排煙 ９による。

⑺　非常用エレベーターの乗降ロビーと一般用エレベーターの乗降ロビーとは兼用しないこと。

⑻　特別避難階段の附室を兼ねない乗降ロビーの扉は、外開きが望ましいものであること。　◆

６　エレベーターの構造

⑴　エレベーターの予備電源は、昭和45年建設省告示第1833号(非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備の基準)の排煙設備に準じて設け、かつ、当該エレベーターを連続して長時間運転できるものであること。　◆

⑵　かごは、不燃材料で造り、又は覆うこと。

⑶　非常用エレベーターの昇降路内には、消火水等が容易に入らない構造とすること。また、ピット

部分には排水口を設けること。◆

⑷　非常用エレベーターの呼び戻し釦は、非常時に容易に視認できるように、赤色とすること。

（参　考）

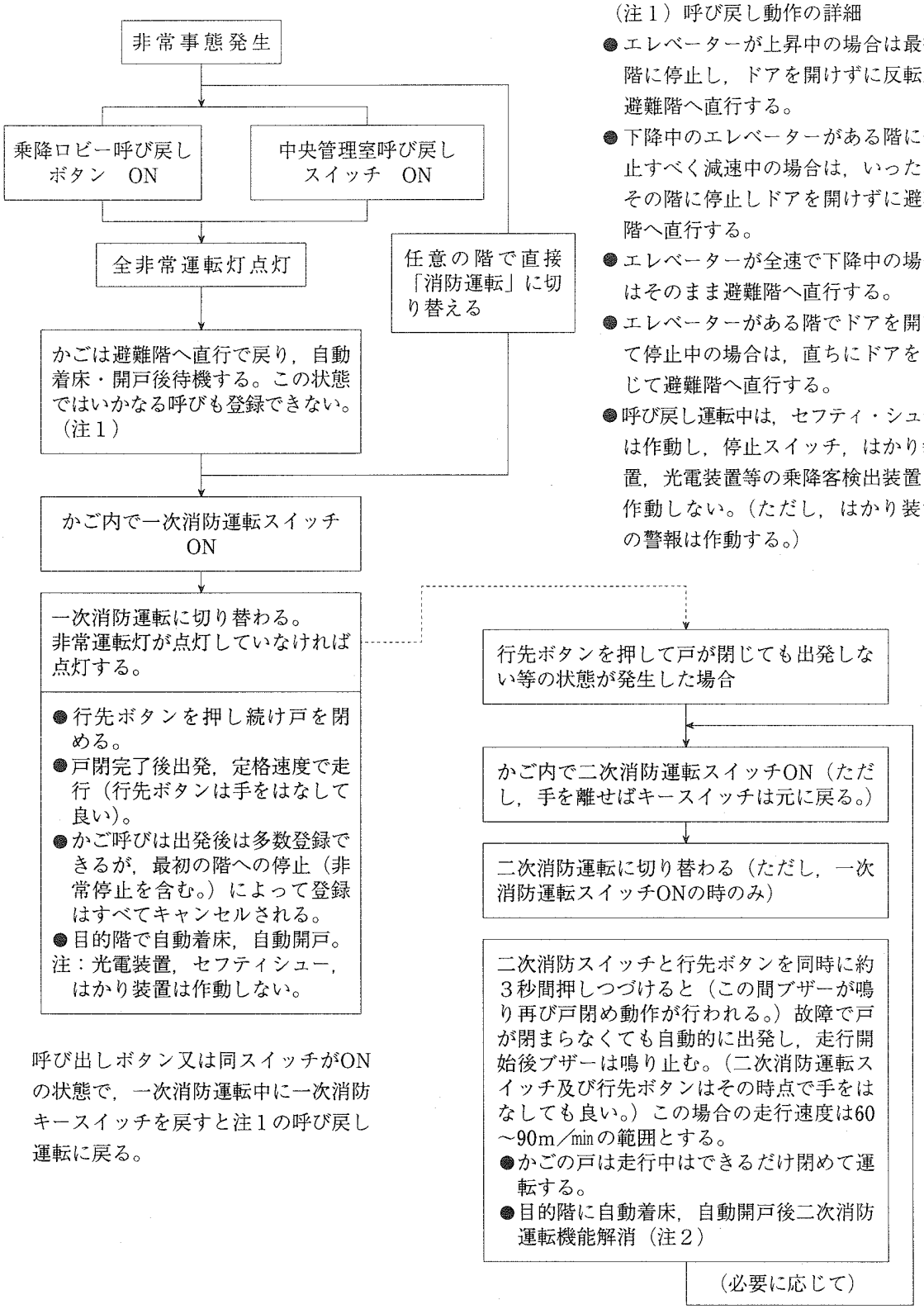

（注１）呼び戻し動作の詳細

●エレベーターが上昇中の場合は最寄階に停止し，ドアを開けずに反転，避難階へ直行する。

●下降中のエレベーターがある階に停止すべく減速中の場合は，いったんその階に停止しドアを開けずに避難階へ直行する。

●エレベーターが全速で下降中の場合はそのまま避難階へ直行する。

●エレベーターがある階でドアを開いて停止中の場合は，直ちにドアを閉じて避難階へ直行する。

●呼び戻し運転中は，セフティ・シューは作動し，停止スイッチ，はかり装置，光電装置等の乗降客検出装置は作動しない。（ただし，はかり装置の警報は作動する。）

（注２）二次消防運転は二次消防運転スイッチ投入直後の１運転に限り有効とする。

別図第４－１　非常時の運転方法

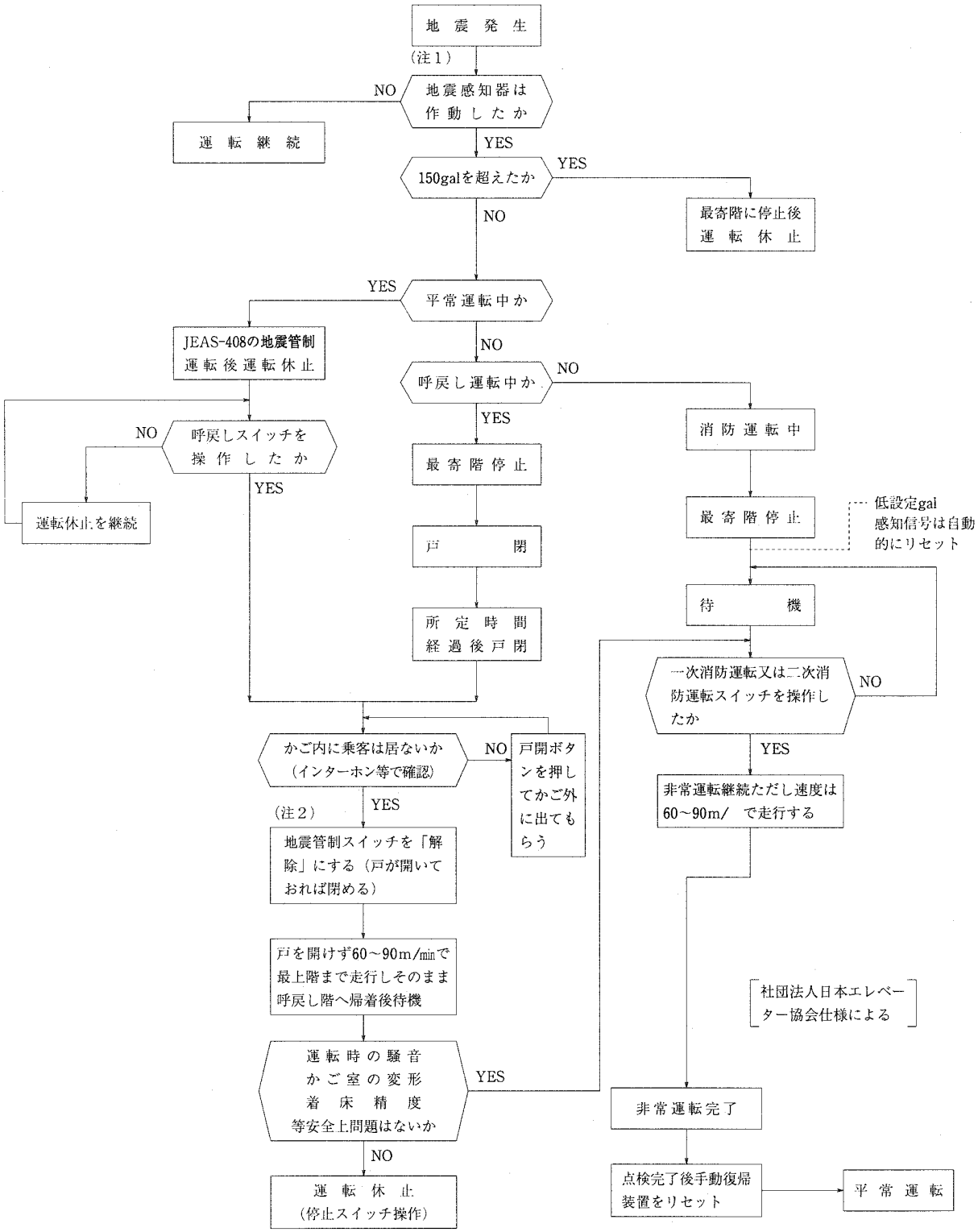

（注１）地震感知器
　高低二段検出とし，リセットは低設定を遠隔，高設定を手動とする。

（注２）地震管制スイッチ
　このスイッチは非常用専用とし，中央管理室又は防災センターに設置し，自動，解除が切り替えできるスプリングバック式キースイッチとし，平常時は自動にセットされる。

(1)　「自動」
　感知信号により地震管制運転を行う。

(2)　「解除」
　低設定gal感知信号で管制運転をしたエレベーターを感知前の状態に復帰させる。
　なお，この時点でかご速度は60～90m/minにセットされる。

（注３）手動復帰装置
　この装置は，エレベーターごとに機械室に設け，手動でリセットしなければ平常運転に復帰できないようにする。

別図第４－２　地震時エレベーターの運転管制のフロー（非常用エレベーター）

参考　第５　内装制限

１　内装制限を受ける建築物等

建基法第35条の２により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表第５－１のとおりである。

２　調理室等の火を使用する場所の取扱い

建基政令第128条の４第４項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取扱いは次によること。

⑴　火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井からおおむね50㎝以上下方に突出した不燃材料でつくり又はおおわれた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするものであること。

⑵　季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とならないものであること。

⑶　暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること。

（昭和46年１月29日建設省住指発第44号）

３　居室から地上へ通じる通路の取扱い

居室から地上へ通じる廊下、階段その他の通路には、通路入口等に属するロビーの類、避難専用通路、避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分等を含むものであること。

（昭和44年５月１日建設省住指発第149号）

４　照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

⑴　壁又は天井の照明器具のカバー等で内装制限の基準に適合しないものは、壁又は天井面に占める表面積の10分の１を超える場合は内装制限の対象とすること。

（昭和44年５月１日建設省住指発第149号）
（昭和45年１月31日建設省住指発第35号）

⑵　次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。

ア　壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）

イ　和室のさお縁天井のさお縁

５　防火材料の表示

⑴　成型品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料(以下、この第５において「防火材料」という。)として認定されたもののうち成型品(工場等で製造された規格品)については、工場等からの出荷の際、その表面又は包装に表示マークを附すよう指導すること。　◆

（昭和44年９月２日建設省住指発第352号）

⑵　施工後の表示マーク

定された防火材料については、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに２か所以上に表示マークを附すよう指導すること。　◆

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面からのみでは防火材料の区分等が不明のものについては意匠上差し支えない場所(例えば点検口裏等)にちょう付することで差し支えないこと。

(昭和44年９月２日建設省住指発第352号)

６　防火材料の施工上等の留意事項

⑴　火気使用設備周囲に断熱性のない鉄板等の材料を使用したり、湿度の高い場所にかさ比重が高い材料等を使用したりすると、内装材料の防火性能が落ちることとなるので使用場所に応じた材料を選択すること。　◆

⑵　認定された防火材料には、各材料別に附帯条件が附されるものがあるので使用場所、施工上の条件等を確認するものであること。

※　附帯事項については、耐火･防火構造･材料等便覧（建設省建築指導課監修）等によること。

⑶　内装の一部にプラスチック系の断熱材料を使用する場合は、直接室内にその表面が表われないように（表面は断熱性を有する不燃材料で覆うことが望ましい。）するとともに引火点の低い接着剤が多く使われることからあらかじめ危険物の取扱いについて指導しておくことが必要である。　◆

⑷　視認及び初期消火が困難となる場所に断熱材を施工する場合は、防炎性能を有する外被を用いた不燃性の断熱材を使用すること。　◆

防炎性能を有する外被が使用されている旨の表示

ロックウールマット	グラスウールマット
防燃 ロックウール工業会	耐炎 GW 又は 耐炎 GW

⑸　断熱材を施工した天井等の部分にダウンライトを設置する場合には、Ｓ型ダウンライトを使用することを原則として指導すること。

ただし、ダウンライトの製造事業者が指定する施工方法により設置する場合はこの限りでない。　◆

※　Ｓ型ダウンライトとは、断熱材の施工に対し特別の注意を必要としないものであって、一般社団法人日本照明工業会規格に適合するものをいう。

７　消防法令上の内装規制

⑴　建基法上では、床面1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法上にあっては、床面から規制の対象範囲になること。

⑵　次表に定める内装規定に対する建築構造の要件に該当する防火対象物又はその部分に存する押入れ（収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないものに限る。）その他これに類するもの又は共同住宅等に用いられる一般的なユニットバスの壁及び天井については、室内に面する部分として取り扱わないものであること。

ただし、40号省令における内装制限については個別に規定されているため、この限りでない。

<table>
<tr><th colspan="2">内　装　規　定</th><th>建　築　構　造　の　要　件</th></tr>
<tr><td colspan="2">・政令第11条第２項
（屋内消火栓設備に関する基準）
・条例第37条第１項
（屋内消火栓設備に関する基準）</td><td>特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する防火対象物</td></tr>
<tr><td colspan="2">・規則第６条第２項
（大型消火器以外の消火器具の設置）
・規則第13条第２項
（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
・規則第26条第５項
（避難器具の設置個数の減免）</td><td>主要構造部を耐火構造とした防火対象物</td></tr>
<tr><td colspan="2">・規則第13条第１項
（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）</td><td>主要構造部を耐火構造とした防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三 イ若しくはロのいずれかに該当する防火対象物（３階以上の階に存する場合にあっては、主要構造部を耐火構造とした防火対象物）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・規則第13条第１項
（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
・規則第28条の２
（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）</td><td>準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画した居室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・規則第12条の２
（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）</td><td>第１号</td><td>準耐火構造の壁及び床で区画した防火対象物又はその部分の居室</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td>耐火構造の壁及び床で区画した防火対象物又はその部分の居室</td></tr>
</table>

別表第５－１　特殊建築物等の内装一覧表

	用途等	対象となる規模			内装箇所	内装材料		
		耐火建築物	準耐火建築物	その他		不燃	準不燃	難燃
①	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客室の床面積≧400㎡	客席の床面積≧100㎡		居室の天井及び壁（床から1.2ｍ以下の腰壁を除く。）	○	○	○
②	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、児童福祉施設等	３階以上の合計≧300㎡(注１)	２階部分の床面積の合計≧300㎡（収容施設がある場合に限る。）	床面積の合計≧200㎡				
③	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店舗（＞10㎡）	３階以上の合計≧1,000㎡	２階以上の合計≧500㎡	床面積の合計≧200㎡	通路の天井及び壁	○	○	－
④	自動車車庫、自動車修理工場	全部			当該用途部分、通路の天井及び壁	○	○	－
⑤	地階又は地下工作物内で設ける居室を①～③の用途に供する特種建築物	全部			居室、廊下、階段、通路等の天井及び壁	○	○	－
⑥	学校、体育館及び高さ31ｍ以下の②の用途部分を除くすべての用途	・階数３以上→延べ面積＞500㎡ ・階数２以上→延べ面積＞1,000㎡ ・階数１以上→延べ面積＞3,000㎡			居室の天井及び壁（床から1.2ｍ以下の腰壁を除く。）	○	○	○
					廊下、階段、通路等の天井及び壁	○	○	－
⑦	無窓居室（開放できる窓等（天井から80㎝以内）＜居室床面積×1/50）	当該居室の床面積＞50㎡（ただし、天井の高さが６ｍを超えるものを除く。）			居室、廊下、階段その他の通路等の天井及び壁	○	○	－
⑧	採光無窓の居室（建基政令20条の有効採光のない温湿度調整を要する作業室等）	全部						
⑨	住宅及び兼用住宅の調理室、浴室等		階数２以上の建築物の最上階以外の階		料理室等の天井及び壁	○	○	－
⑩	住宅以外の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等		全部					
⑪	①、②及び③の用途	３階以上の階に居室があるもの			居室の天井	○	○	－

参考　第６　その他

１　デジタルサイネージの活用　◆

駅・空港や競技場、旅館・ホテル等における外国人来訪者や障害者等に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導について、デジタルサイネージを活用して災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化及び視覚化を行う場合は、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインについて（平成30年３月29日付け消防予第254号）」中の「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針（サイネージ指針）」に基づき、実施すること。

デジタルサイネージと自動火災報知設備や放送設備等の消防用設備等を連動させる場合、移報接点から信号を出力する等、消防用設備等の機能に影響を及ぼすおそれがない方法であれば、当該連動に係る工事は、工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書の届出は要しないが、消防設備士等の消防用設備等の知識を有する者が工事を施工すること。